

目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成28年2月25日（木曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第3号から議第45号まで）	15
9. 日程第5 提案理由の説明	15
10. 日程第6 報告（2件）	33
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで）	33
12. 散 会	34
13. 平成28年3月7日（月曜日）	37
14. 議事日程（第2号）	37
15. 開 議	41
16. 日程第1 一般質問	41
17. 松本憲二議員 質問	41
18. 北本将幸議員 質問	61
19. 横手良弘議員 質問	85
20. 徳村登志郎議員 質問	99
21. 内田靖信議員 質問	111
22. 吉田喜徳議員 質問	132
23. 前田正治議員 質問	143
24. 散 会	157
25. 平成28年3月8日（火曜日）	161
26. 議事日程（第3号）	161
27. 開 議	165
28. 日程第1 一般質問	165
29. 田中英雄議員 質問	165

30. 宮田知美議員 質問	186
31. 高村四郎議員 質問	191
32. 近松恵美子議員 質問	200
33. 西川裕文議員 質問	219
34. 田畑久吉議員 質問	230
35. 散 会	240
36. 平成28年3月9日(水曜日)	243
37. 議事日程(第4号)	243
38. 開 議	246
39. 日程第1 一般質問	247
40. 中尾嘉男議員 質問	247
41. 城戸 淳議員 質問	257
42. 福嶋讓治議員 質問	190
43. 江田計司議員 質問	297
44. 嶋村 徹議員 質問	317
45. 多田隈啓二議員 質問	321
46. 日程第2 市長提出追加議案上程(議第46号)	341
47. 日程第3 提案理由の説明	341
48. 日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託	342
49. 散 会	346
50. 平成28年3月25日(金曜日)	349
51. 議事日程(第5号)	349
52. 開 議	352
53. 日程第1 委員長報告	352
54. 総務委員長報告	352
55. 建設経済委員長報告	364
56. 文教厚生委員長報告	379
57. 日程第2 質疑・討論・採決	400
58. 日程第3 委員長報告	423
59. 公共施設等建設特別委員長報告	423
60. 日程第4 意見書案上程(意見書案第1号から意見書案第4号まで)	441
61. 日程第5 意見書案審議(質疑・討論・採決)	442

62. 日程第 6	市長提出追加議案上程（議第 4 7 号）	443
63. 日程第 7	提案理由の説明	444
64. 日程第 8	決議案上程（決議案第 1 号）	444
65. 日程第 9	提案理由の説明	444
66. 日程第 1 0	議案の委員会付託	445
67. 日程第 1 1	委員長報告	446
68.	総務委員長報告	446
69.	文教厚生委員長報告	447
70. 日程第 1 2	質疑・討論・採決	448
71.	閉 会	449
72.	署 名 欄	450

平成28年第1回玉名市議会定例会会期日程
(会期 2月25日から3月25日までの30日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	25	木	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願・陳情の報告
2	26	金		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
2	27	土		休 会	(市の休日)
2	28	日		休 会	(市の休日)
2	29	月		休 会	
3	1	火		休 会	
3	2	水		休 会	
3	3	木		休 会	
3	4	金		休 会	
3	5	土		休 会	(市の休日)
3	6	日		休 会	(市の休日)
3	7	月	午前10時	本会議	一般質問
3	8	火	午前10時	本会議	一般質問
3	9	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託
3	10	木	午前10時	委員会	総務委員会
3	11	金		休 会	
3	12	土		休 会	(市の休日)
3	13	日		休 会	(市の休日)
3	14	月	午前10時	委員会	総務委員会
3	15	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	16	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	17	木	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	18	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	19	土		休 会	(市の休日)
3	20	日		休 会	(市の休日)
3	21	月		休 会	(市の休日)
3	22	火		休 会	
3	23	水		休 会	
3	24	木		休 会	
3	25	金	午前10時	本会議	委員長報告(質疑・討論・採決) 閉会宣告

第 1 号

2月25日 (木)

平成28年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成28年2月25日（木曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第3号から議第45号まで)
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告（2件）
- 日程第7 請願・陳情の報告
(請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで)

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程
(議第3号から議第45号まで)
 - 議第3号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
 - 議第4号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
 - 議第5号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第6号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第7号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第8号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第9号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第10号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第11号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第12号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
 - 議第13号 平成28年度玉名市一般会計予算
 - 議第14号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議第15号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

- 議第16号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第17号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第18号 平成28年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算
- 議第19号 平成28年度玉名市水道事業会計予算
- 議第20号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第21号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第22号 玉名市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議第23号 玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議第24号 玉名市景観条例の制定について
- 議第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第26号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第27号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議第28号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第41号 玉名市水の守条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 普通財産の無償貸付けについて

議第43号 普通財産の無償貸付けについて

議第44号 普通財産の無償貸付けについて

議第45号 普通財産の無償貸付けについて

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（2件）

報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号

報告第2号 専決処分の報告について 専決第2号

日程第7 請願・陳情の報告

（請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで）

請第1号 小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願

請第2号 A Tワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願

陳第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出に関する陳情

陳第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出に関する陳情

陳第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君

19番 中尾嘉男君
21番 小屋野幸隆君
23番 吉田喜徳君

20番 田畑久吉君
22番 竹下幸治君
24番 永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長 兼情報管理課長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開会

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成28年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

4番議員 徳村登志郎君、5番議員 城戸 淳君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月19日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月25日までの30日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月25日までの30日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第1回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会には、平成28年度予算案を初め、国の経済対策予算に伴う本年度補正予算案等の議案を提案いたしております。御審議をお願いするに当たりまして、提案理由の説明と市政運営に関する基本的な考え方を述べますとともに、予算案に計上いたしております主要事業につきまして御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまに対し、御理解と御協力をお願いするものでございます。

早いもので、平成28年も既に二月が過ぎようとしています。今年は、元旦に

NHKで「大俵まつり」の全国放送がございました。当日は若干霧がかかっておりましたが、天気もよく無事放送が行なわれ、全国に玉名市を紹介することができました。本市の知名度が上がり、今後、「大俵まつり」はもとより、本市への観光客の誘客が見込まれるのではないかと期待をいたしているところでございます。

今年は暖冬に始まった天候も、1月半ばより日本列島を寒波が包み込みました。雪に関係する悲惨な事故も発生をいたしております。長野県軽井沢町では、スキー客を乗せた大型バスがガードレールをなぎ倒し、道路脇に転落するという交通事故が発生をいたしました。乗員・乗客41名の中、15名が死亡し、助かった乗客も26名というふうに、負傷するという大惨事でもございました。亡くなられた15名の方々のうち、運転手2名を除いた残り13名は、これから人生を謳歌する将来を嘱望された大学生ばかりでもございました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、負傷された方々、またとうとい命を奪われた御家族の方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この寒波は、24日から25日にかけて、この冬一番の寒波となり、記録的な大雪をもたらしました。本市でも、車の下につららが下がっているのを見かけましたが、私の記憶にもない光景でもございました。この強烈な寒波の影響で、長崎県では記録的な積雪を観測したほか、沖縄県では39年ぶり、奄美大島では115年ぶりのみぞれが観測され、最低気温も北海道から九州まで氷点下となりました。県内においては、特に南部の降雪がひどく、あさぎり町では氷点下13.8度を記録するなど、最低気温も9カ所で観測史上最低となるなど猛烈に冷え込みました。この影響で水道管の破裂による断水や給水制限が相次ぎ、路面の凍結、交通機関の乱れや農作物への被害が発生したところでございます。この降雪により、本市では上水道管の破裂など約1,600件の給水修理が発生し、また、農作物では河内晩カンが、14ヘクタールにわたって果実の凍結などの被害が発生したとの報告がっております。幸い、雪の影響による交通事故など、人的な被害の発生は報告されておらず、一安心したところでございますが、自然の猛威をまざまざと見せつけられた思いがしたところでございます。

最近では、一時期の寒さも和らぎ、梅の花も咲き始め、だんだんと春の気配が感じられるようになってまいりました。この気候の中で、今週日曜日に行なわれる「玉名市横島町いちごマラソン」も39回を迎え、参加者も昨年より490名多い6,443名の方々がこの玉名の地へお集まりになられます。今年は台湾の旅行会社ライオントラベル社の方も参加される予定であり、今後、海外からの「いちごマラソン大会」のみならず、本市を含めた県北地域への観光客の誘客につながるよう活動を推進してゆく所存でございます。

さて、私は市民の負託を受け、2期目の市政運営を任され、現在3年目を迎えております。1期目は、「チェンジ玉名」をマニフェストとして市政運営を行ない、現在2期

目に策定した6分野の44項目の施策を盛り込んだ「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組んでおります。この根底にあるのは、市民の目線に沿った良質な市民サービスを低コストで提供しながらも「市民の満足度」を向上させるものであり、「市民の一人一人の思いが通じる、市民のための市政」を基本姿勢としているところでございます。これからも引き続き「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現を目指し、市政のかじ取りに全身全霊を傾注してまいります。

本市は、これまで行政改革大綱に基づき行財政改革の推進に取り組み、行財政体制の整備や財政健全化に努めてまいりました。しかしながら、少子高齢化・人口減少社会による社会保障経費の増加など市財政を取り巻く環境は厳しい状況にあり、改めて、普通交付税等の合併算定がえについて、しっかり認識しておく必要がございます。議員各位も御存じのとおり、合併算定がえは、普通交付税及び臨時財政対策債の算定において、合併した新玉名市の算定による額と1市3町が合併しなかったと仮定して算定した場合の合算額を比較し、大きいほうの額を普通交付税の額とするものです。これにより、本市は平成27年度で約14億円が上乗せして交付されているところでございます。しかしながら、この上乗せ分は平成27年度までで、平成28年度から5年にかけて段階的に削減をされます。平成33年度にはなくなってしまいます。国におきましては、平成26年度から合併団体の支所に係る経費や行政区域の広域化に係る経費等の見直しを実施されているところでございます。しかしながら、交付税が減少する中、老朽化した公共施設の維持・更新に多額の経費が必要となり、今後の財政運営が憂慮される状況でございます。

また、合併した市町村に有利な恩恵が受けられる合併特例債につきましては、これまで横島複合施設、天水中学校、新庁舎などの建物や岱明玉名線の整備などに活用してきましたが、この使用期限が平成32年度までとなっております。この期限を過ぎますと有利な恩恵が受けられなくなり、自主財源で賄わなければなりません。建築後、50年を経て耐震化に問題があり、そして老朽化が進んだ市民会館ホールの建てかえ、市民でも特に人気が高く、以前から要望が多い市民サッカー場の建設や天水支所周辺の老朽化した公共施設を集約する天水市民センターの建設などの事業は、この期限がくるまでに確実に進めなければなりません。

私は、職員一人一人がこの状況を認識し、危機意識を持つことが重要であり、同時に、将来にわたって持続可能な行財政運営体制の構築と適切な行政サービスを提供するために、行政改革大綱や公共施設適正配置計画などを確実に実施していく必要があると考えます。

さて、本議会に提案いたしております予算案といたしましては、「平成27年度一般会計及び特別会計補正予算案」など10件、「平成28年度一般会計及び特別会計予算

案」など9件、条例案件といたしまして、「玉名市行政不服審査法施行条例の制定について」など20件、その他、「普通財産の無償貸付けについて」など4件、合わせて43件と報告2件でございます。

それでは平成28年度当初予算案について説明をいたします。まず、国における地方財政の見通しですが、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなどにより、地方は依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため、国は、地方財政対策として、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を平成28年度においても引き続き1兆円を計上しているところでございます。また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額を対前年度当初予算比で3.7%減の20兆4,883億円としていますが、地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の水準を上回る額を確保し、地方財政への対応を行なうこととしております。

このような中、本市の平成28年度の当初予算は、先ほど申しました「輝け玉名「戦略21」」に掲げた取り組みを着実に推進するため、「輝け玉名「戦略21」実行予算」として予算編成を行なっております。「行政経営」、「暮らし」、「経済産業」、「人づくり」、「安心安全」、「まちづくり」の6つの分野の中で、特に早急に取り組むべきものとして、空家等対策推進事業、第2次定住促進補助事業、サッカー場建設事業などに新たに取り組むとともに、市民会館建設事業や小中一貫教育の推進など「輝け21」の具体化に向けた事業と市民に直結した事業へ重点配分を行なったところです。この結果、平成28年度玉名市一般会計予算案は、対前年度比で9.7%増の総額331億2,900万円となり、これは4年連続のプラス編成で、過去最大の予算編成となりました。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、「輝け玉名「戦略21」」のスローガンである「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現に向け、重点化した事業を中心に御説明をいたします。

まず、「市民の暮らし」の分野についてでございます。子ども医療費助成事業につきましては、子どもの健康保持と疾病の早期治療を促進するため、平成26年度から中学生までの医療費無料化を実施しているところでございます。新年度も子どもたちが安心して必要な医療が受けられるように予算を計上し、子育てしやすい環境整備を図ってまいります。また、空家等対策といたしまして、適切な管理が行なわれていない空家等が防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、市民の生命・

身体・財産の保護を図るため、国において、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年度に成立・施行されたところでございます。本市におきましても、昨年の12月議会におきまして条例の整備を図ったところであり、新年度は、市内の空き家の実態把握とデータベースを構築し、空き家の所有者に対して利活用や除却を促すことで、安心して安全な地域社会を実現してまいります。

次に、「経済産業」の分野でございますが、6次産業推進でございますが、農林漁業を取り巻く状況は、従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大や所得の減少、またTPPなどさまざまな問題が山積みしております。本市としましても、引き続き推進事業補助金による商品開発を行なうとともに、東京の銀座熊本館で6次産品フェアを開催するなど、新年度は販売促進に重点を置き、玉名市6次産業を確立することで、農林漁業者の所得向上と地域活性化を図ってまいります。また、農業インフラの整備として、老朽化等により機能低下を生じている農道、用排水路、ため池などの施設の補修や更新を計画的に実施し、農地、農業用水の資源の安全管理と農村環境の保全向上を図ってまいります。

次に、「人づくり」の分野でございますが、サッカー場の競技人口はスポーツの中でもトップクラスであり、本市でも多くの市民がサッカーを楽しんでおります。しかし、本市は県下で公共のサッカー場を唯一保有してない市であるため、公的なサッカー施設の建設について、以前から市民の皆さまからの強い要望があつているところでございます。新年度は、多機能施設としてラグビー等の他種目にも対応できる人工芝や照明設備を完備したメインとサブグラウンド2面の整備を図るため、建設基本計画の予算を計上いたしております。早期にサッカー場を建設し、軽スポーツの複合利用により幅広い利用者層を確保し、地域活性化と競技スポーツの振興を図ってまいります。また、玉名市民会館の建設につきましては、昨年度から着手をしてまいりました基本設計が終了し、その概要につきまして、先般の広報たまなの2月号で市民の皆さまにお知らせしたところでございます。基本設計の策定に当たっては、平成23年度に策定した市民会館整備基本計画をベースとして、市議会公共施設等建設特別委員会にも逐次進捗状況等の報告を行ない、御意見を伺いながら進めてまいりました。新しい市民会館は、826席の大ホールに300席の小ホールを併設したもので、延べ床面積が約4,500平方メートル、総事業費は約30億円を見込んでおります。これまで以上に、市民の皆さまがさまざまな芸術文化に親しめる機会がふえるものと期待するところであります。新年度は、実施設計の委託料を計上しており、平成30年12月の完成を予定しているところでございます。

次に、「まちづくり」の分野でございます。国道501号と県道長洲玉名線を経て、国道208号を南北に結ぶ岱明玉名線道路新設改良事業、繁根木からJR砂天神踏切を経て松木に抜ける小浜繁根木線道路改良事業、また、松木と小浜繁根木線を結ぶ松木1

4号線道路改良事業、さらに天水の県道熊本玉名線と県道玉名植木線を東西に結ぶ竹崎1号線道路改良事業につきましても、安心・安全かつ円滑な通行を確保するため、早期の供用開始に向け、引き続き事業を推進してまいります。また、平成23年度から定住促進補助事業として、本市へ転入される方に対し、住宅取得、住宅リフォーム、新幹線通勤定期券を補助することで定住人口の増加を図ってまいりました。新年度は、空き家バンクに登録した物件の取得や市内企業の活性化のため住宅の新築等の施工を市内業者が行なうことを補助要件に追加した第2次定住促進補助事業を創設し、本市への定住化を推進してまいります。

次に、「行政経営」の分野でございますが、岱明支所庁舎の改修工事でございますが、市有財産利活用及び集約化の観点から、新年度から改修工事に着手し、2階を岱明町図書館、3階を有明広域行政事務組合として整備いたします。また、天水支所周辺公共施設の集約化事業につきましては、公共施設適正配置計画のマネジメント方針を踏まえた集約化による複合施設を整備することとし、新年度に基本設計及び実施設計、公民館解体工事等を計上いたしております。老朽化や耐震性の面で問題のある岱明町図書館や天水支所周辺の公共施設を支所以外の機能を集約化した複合施設として整備することで、更なる市民の安全性の確保と利便性の向上を図ってまいります。また、学校規模適正化事業につきましては、少子化により児童・生徒数が減少し、学校規模の小規模化が顕著になってきている中、教育機会の均等や子どもたちにとって望ましい教育環境を創出することが重要であります。先月から、玉陵中校区の6小学校の学校再編による新小学校の建設予定地の造成工事に着手したところでございますが、これを6月中に終え、7月から小学校新築工事及び玉陵中学校の大規模改修工事に着手する予定であり、平成30年4月開校に向け進めてまいります。

以上、平成28年度当初予算案につきまして御説明申し上げましたが、あわせて平成27年度補正予算案も提案しております。平成27年度補正予算案は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」及び「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、「一億総活躍社会の実現」、「TPP対策」、「災害・防災・減災事業」など平成27年度補正予算に対応した予算を計上いたしております。国においては、経済対策を柱とする総額3兆3,213億円の補正予算を成立させ、国・地方を挙げて経済対策の迅速かつ円滑な実施を図る必要があるとしております。また、地方創生につきましては、地方公共団体の地方創生の推進に向けた自主的・主体的な取り組みを支援するため「地方創生加速化交付金」が創設されたところでございます。本市におきましても、国の補正予算成立後の今月2日に65歳以上の所得の低い方へ1人当たり3万円を給付する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業など4事業、総額で10億3,573万7,000円を追加提案し、議

決いただいたところでございます。

また、本議会に予算計上いたしております地方創生加速化交付金事業につきましては、菊池川流域の菊池市、山鹿市、和水町との3市1町合同による台湾の旅行者へのプロモーション活動や旅行者やメディアを招請するモニターツアーの開催、さらに市内の旅館やタクシー関係等の受け入れ側に対する「おもてなしセミナー」を開催するなどインバウンド事業に特化した事業を展開をいたしております。また、観光客のニーズの多様化に対応するためには、受け入れ側の「人や組織」の主導による旅行商品を提供することが必要ですが、本市にその窓口はなく、さらに、地域が自立するための旅行商品提供者と市場をつなぐワンストップ窓口となる事業体も組織を担う人材も乏しい状況にあります。そこで、本市の観光事業を推進する上で課題である観光プラットフォームを構築し、地域観光のマネジメントを一本化する玉名版DMOを構築し、これまで以上に広域連携の関係強化を行なうとともに、本市に数多く点在する地域資源や観光資源を活用した魅力的な商品づくり、観光地づくりを行なうことで誘客につなげてまいります。

さらに、経済的な理由で結婚に踏み出せない所得の低い方の新居の住居費や引っ越し費用に対し、1世帯当たり18万円を補助する結婚新生活支援事業費補助金など7事業、総額で1億8,536万9,000円を計上し、経済対策に基づく事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

以上、市政運営の所信と平成28年度予算の主なもの、本年度の補正予算について述べさせていただきました。詳細につきましては、副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議を賜り、いずれも原案どおり御承認賜りますよう、お願い申し上げます。あいさつといたします。お世話になります。

日程第4 市長提出議案上程（議第3号から議第45号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から、議第45号普通財産の無償貸付けについての議案43件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

ただいまから、議第3号から議第12号までの補正予算及び議第13号から議第21号までの当初予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております資料ですが、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と平成28年度国の補正予算に関連する取り組みに対応するため、補正を行なう必要が生じたので提案いたしますのでございます。なお、一般会計及び特別会計の共通事項といたしまして、昨年の人事院勧告に基づく職員給与等の調整を行なっております。

それでは、資料1の2ページをお願いいたします。

議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億7,505万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を312億5,096万4,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、10款地方交付税は2億3,260万5,000円の追加で、普通交付税の決定によるものでございます。14款国庫支出金は5,216万5,000円の追加で、地方創生加速化交付金の追加、15款県支出金は12億3,975万4,000円の減額で、強い農業づくり交付金の減などでございます。19款繰越金は2億4,295万1,000円の追加、21款市債は4億8,180万円の減額で、土地改良施設整備事業債の減額などでございます。

歳出につきましては、国の補正予算の一億総括役社会の実現に向けた対策の関連事業を計上しております。

まず、地方創生加速化交付金につきましては、県北観光協議会負担金及び玉名版DMO構築事業、そのほか関連事業といたしまして、2ページ下段から3ページにかけて、定住促進事業が4件、総事業費1億8,536万9,000円を計上し、経済対策に基づく事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

2款総務費は4,573万5,000円の追加で、人事院勧告に基づく職員給与の調整などでございます。3款民生費は7億6,845万6,000円の追加で、国民健康保険事業特別会計繰出金の増、4款衛生費は6,462万9,000円の減額で、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の決算見込みによる減などでございます。6款農林水産業費は12億8,203万6,000円の減額で、生産総合事業及び団体営農業農村整備事業の決算見込みによる減などでございます。7款商工費は2,849万4,000円の追加で、着地型観光のプラットホーム構築による観光マネジメントの一本化を図る玉名版DMO構築事業の増、8款土木費は5億1,152万1,000円の減額で、岱明玉名線

道路新設改良費の決算見込みによる減などがございます。10款教育費は4,188万9,000円の減額、11款災害復旧費は1,208万5,000円の減額でございます。10款の教育費につきましては、国の補正による玉陵小新築工事及び玉陵中大規模改修工事の増、小中学校耐震化事業の決算見込みによる減などがございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、玉名版DMO構築事業ほか11件を追加するもので、繰越設定金額の増額は4億3,911万6,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、玉陵小学校（仮称）でございますが、新築工事と玉陵中学校大規模改修工事の残及び限度額を設定するものでございます。

第4表地方債補正につきましては、新たに情報セキュリティ対策事業の限度額を設定し、土地改良施設整備事業ほか13件の限度額を変更するとともに、公営住宅建設事業を廃止するものでございます。

次に、議第4号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,870万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の決算見込みによる2款保険給付費の減額及び6款介護給金の増額とこれに伴います歳入の調整ですが、平成26年度の赤字分及び平成27年度の赤字見込み分につきまして、一般会計から繰り入れを行なっているところです。

5ページをお願いいたします。

議第5号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,799万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,564万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入の1款後期高齢者医療保険料の決算見込みによる減額とこれに伴います歳出の調整となっております。

次に、議第6号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,456万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を73億5,319万6,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる減額とこれに伴います歳入の調整でございます。

6ページをお願いいたします。

議第7号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ479万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,948万2,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款衛生費の決算見込みによる減額とこれに伴います歳入の調整となっております。

第2表地方債補正につきましては、簡易水道事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第8号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ369万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,977万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額とこれに伴います歳入の調整となっております。

第2表地方債補正につきましては、7ページの浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

議第9号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,279万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,212万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額とこれに伴います歳入の調整となっております。

次に、議第10号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的収入及び支出の補正）につきましては、収入について175万円を減額し、総額を8億7,765万2,000円とし、支出について2,656万4,000円を減額し、総額を7億4,274万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入が委託工事収益の減額、支出は原水配水費の減額などがございます。

8ページをお願いいたします。

第3条の（資本的支出の補正）につきましては、100万円を減額し、総額を3億3,494万6,000円とするもので、建設改良費を減額でございます。

次に、議第11号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的支出の補正）につきましては4,094万8,000円を追加し、総

額を15億3,383万7,000円とするもので、過年度損益修正損の増額などがございます。

第3条の（資本的収入及び支出の補正）につきましては、収入について4億370万円を減額し、総額を8億7,172万6,000円とし、支出について4億3,687万3,000円を減額し、総額を13億3,177万6,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の施設建設費について国庫補助金の交付決定に伴う事業費の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

次に、第4条（事業債の補正）につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

議第12号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的支出の補正）につきましては166万6,000円を追加し、総額を4億6,893万5,000円とするもので、資産減耗費の増額などがございます。

第3条の（資本的収入及び支出の補正）につきましては、収入について340万円を減額し、総額を1億8,511万1,000円とし、支出について269万円を減額し、総額を3億769万1,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の施設建設費の決算見込みによる減額とそれに伴う歳入の調整でございます。

次に、第4条事業債の補正につきましては、農業集落排水事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、当初予算について御説明申し上げます。資料2の2ページをお願いいたします。

議第13号平成28年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を331億2,900万円とするもので、これは前年度に比べ9.7%、29億4,108万7,000円の増で、4年連続のプラスで過去最大の予算編成となっております。

まず、歳入につきましては1款市税は、ほぼ前年度並みの65億1,036万6,000円を計上しており、固定資産税は6,730万円増の28億4,296万4,000円、たばこ税は健康志向による本数の減少により2,000万円減の4億3,600万円などがございます。2款地方譲与税から3ページの10款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の27年度収入見込みを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で3億2,530万円の増でございます。11款交通安全対策特別交付金は、対前年度比9.1%減の1,000万円、12款分担金及び負担金は、対前年度比0.8%減の3億7,969万8,000円を計上しており、保育所運営費負担金3億1,2

45万7,000円などでございます。13款使用料及び手数料は、対前年度比0.7%増の3億1,047万5,000円を計上しており、住宅使用料1億7,633万2,000円、戸籍住民基本台帳手数料2,386万2,000円などでございます。14款国庫支出金は、対前年度比14%増の42億1,111万2,000円を計上しております。私立保育園及び認定こども園の施設型給付費負担金6億1,861万円、地方創生推進交付金4,000万円などでございます。15款県支出金は、対前年度比30.5%増の47億4,678万2,000円を計上しており、低コスト耐候性ハウス等を整備する強い農業づくり交付金12億676万円、農道、排水路整備工事や暗渠排水を整備する団体営農業農村整備事業8億1,977万円などでございます。16款財産収入は、対前年度比7.9%増の4,155万8,000円、18款繰入金は、対前年度比50.1%増の9億9,844万4,000円、これは本予算の財源調整として財政調整基金を繰り入れるものでございます。20款諸収入は、対前年度比4%減の3億109万1,000円を計上しており、4ページの中小企業振興預託金元金収入1億2,700万円などでございます。21款市債は、対前年度比17.6%増の40億8,640万円を計上しております。

次に、歳出でございます。地方創生につきましては、国において地方公共団体の地方創生の推進に向けた自主的、主体的な取り組みを支援する地方創生推進交付金が創設されたところでございます。本市におきましても、定住促進事業など5事業、総額8,150万9,000円を計上しているところです。

1款議会費は、対前年度比7.9%減の2億5,507万3,000円、2款総務費は、対前年度比4%増の30億3,033万1,000円を計上しており、旧庁舎解体工事及び跡地等活用基本設計業務委託1億7,475万2,000円、岱明支所改修事業1億1,540万円、市民会館建設事業7,130万円などでございます。3款民生費は、対前年度比11.1%増の120億4,478万8,000円を計上しており、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1億4,600万円、5ページの臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業8,730万円、子ども医療費2億1,300万円などでございます。4款衛生費は、対前年度比2.8%減の22億2,892万6,000円を計上しており、主なものは公立玉名中央病院事業負担金4億6,182万1,000円で、これは玉名地域医療体制づくり推進協議会への派遣職員3名分の人件費及び運営費補助でございます。ほかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金2,000万円などでございます。6款農林水産業費は、対前年度比33.6%増の43億47万3,000円を計上しており、6次産業推進事業費1,431万8,000円、生産総合事業補助金12億676万円、大正開漁港の港内のしゅんせつを行なう、水産物供給基盤機能保全事業1億7,000万円などでございます。7款商工費は、対前年度比11.3%減の4億5

63万円を計上しており、夏目漱石記念年事業261万円、玉（魂）フェス実行委員会補助金300万円などで、これは「音楽の都玉名」を全国へ発信する音楽フェスティバル開催の補助でございます。8款土木費は、対前年度比3.8%減の27億9,884万4,000円を計上しております。岱明玉名線道路新設改良事業3億1,915万1,000円、道路の舗装を行なう防災安全交付金事業1億830万円、新玉名駅駐車場整備事業1億2,003万5,000円などがございます。9款消防費は、対前年度比9.4%増の10億3,273万7,000円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金7億6,865万3,000円、防災対策費として市防災訓練や防災行政無線デジタル化実施設計業務委託費4,085万8,000円などがございます。10款教育費は、対前年度比25.7%増の36億4,469万8,000円を計上しております。学校規模適正化事業10億100万7,000円、6ページの玉名町小学校校舎改築事業7億531万5,000円、総合体育館空調設備の実実施設計業務委託で407万円、そのほかサッカー場建設事業の基本設計等で2,836万3,000円を計上しております。12款公債費は、対前年度比1.2%減の33億5,549万8,000円を計上しております。

次に、第2表債務負担行為につきましては、横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」空調設備改修工事ほか5件について、期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう整備事業など全17事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第14号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を109億6,209万5,000円とするもので、これは前年度に比べ2億2,748万9,000円の増、率にいたしまして2.1%の増となっております。

まず、歳入につきまして、1款国民健康保険税は、対前年度比9.2%減の16億8,571万5,000円、7ページの3款国庫支出金は、対前年度比9.1%増の25億8,170万5,000円で、療養給付費等負担金18億4,358万2,000円などを計上しております。また、9款繰入金は、対前年度比69.1%増の10億5,326万2,000円で、赤字補てん分として2億9,361万1,000円を繰り入れるものです。

歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比1.3%減の65億6,887万7,000円を計上しており、これは平成27年度の欠損見込みを勘案し、8,606万2,000円の減としております。

8ページをお願いいたします。

議第15号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を8億2,686万5,000円とするもので、これは前年度に比べ1,322万4,000円の増、率にいたしまして1.6%増となっております。

まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が、対前年度比0.4%増の5億1,783万1,000円、これに関連しまして、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7億9,023万2,000円を計上しているところです。

9ページをお願いいたします。

議第16号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を77億8,509万9,000円とするものでございます。前年度に比べ3億72万5,000円の増、率にいたしまして4%の増となっております。

歳入につきましては、1款保険料が、対前年度比4.2%減の13億6,084万9,000円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など12億7,342万5,000円を計上しております。

歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、介護サービスの利用状況などを勘案しまして、前年度に比べ2億7,588万5,000円増の74億7,027万5,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

議第17号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を3,991万2,000円とするもので、これは前年度に比べ653万5,000円の増、率にいたしまして19.6%の増となっております。

歳入につきましては、3款国庫支出金を641万7,000円、6款繰入金1,272万5,000円など計上しております。

歳出につきましては、1款総務費1,758万9,000円、2款事業費は浄化槽20基分の整備費等で1,925万2,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第18号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を8億707万9,000円とするもので、これは前年度に比べ256万2,000円の増、率にしまして0.3%の増となっております。

歳入につきましては、1款財産収入2,662万3,000円、2款繰入金は基金繰入金7億8,045万5,000円を計上しております。

歳出につきましては、1款総務費6,132万9,000円、2款事業費として、石貫・三ツ川地区の配水池管理用道路改良工事及び配水池新設工事費等で7億4,575万円を計上しております。

以上、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算について御説明申し上げましたが、平成28年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） おはようございます。

企業局企業会計関連の議第19号から議第21号までの当初予算について提案理由の御説明を申し上げます。

議第19号平成28年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

資料の11ページをお願いします。

まず、第2条（業務の予定量）につきましては、給水戸数2万587戸、年間総給水量489万2,807立方メートル、1日の平均給水量1万3,405立方メートルを予定し、主な建設事業といたしましては、松木地区配水管布設工事等及び伊倉配水管布設がえ工事等を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして水道事業収益8億8,606万6,000円で、支出といたしまして水道事業費用8億7,367万7,000円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして1,172万9,000円で、支出といたしまして3億7,862万7,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

第5条（一時借入金）の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。

第6条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして、職員給与費9,219万円と定めるものでございます。

第7条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から6,071万4,000円の補助を受けるものでございます。

第8条（棚卸資産購入限度額）を382万2,000円と定めるものでございます。

次に、議第20号平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算の提案理由を御説明い

たします。

資料の12ページをお願いします。

まず、第2条（業務の予定量）につきましては、排水件数1万3,095件、年間総排水量363万5,000立方メートルを予定し、主な公共下水道事業といたしましては、管渠・ポンプ場及び下水道処理場等の修繕及び建設改良工事等で12億5,852万円を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして公共下水道事業収益15億3,149万1,000円で、支出といたしましては、公共下水道事業費用15億1,455万5,000円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして11億3,837万4,000円で、支出といたしましては17億4,396万8,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第5条（債務負担行為）は、浄化センター長寿命化支援事業を定めるものでございます。

第6条（企業債）につきましては、補助・単独事業に伴う起債の限度額を6億1,390万円に定めるものでございます。

第7条（一時借入金）の限度額は10億円と定めるものでございます。

第8条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項目における経費の流用をするものと定めるものでございます。

第9条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして、職員給与費1億90万9,000円と定めるものでございます。

次に、第10条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から4億4,213万6,000円の補助を受けるものでございます。

次に、議第21号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

資料の14ページをお願いします。

まず、第2条（業務の予定量）につきましては、排水件数1,605件、年間総排水量57万7,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水事業といたしましては、農業集落排水施設整備費等で1億653万円を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして農集事業収益4億4,774万8,000円で、支出といたしましては農集事業費用4億5,256万3,000円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして

1億9,306万円で、支出といたしましては2億9,967万8,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第5条（企業債）につきましては、補助事業に伴う起債の限度額を4,270万円に定めるものでございます。

第6条（一時借入金）の限度額は1億円と定めるものでございます。

第7条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項目におきまして経費の流用がすることができると定めるものでございます。

第8条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして、職員給与費3,124万4,000円と定めるものでございます。

第9条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から3億6,149万6,000円の補助を受けるものでございます。

以上、平成28年度当初予算について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、各所管の委員会において御説明をいたしますので、御審議いただきまして、議案のとおり御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 提案理由の説明の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第22号から議第45号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第22号玉名市行政不服審査法施行条例の制定についてでございますが、これは行政不服審査法の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、行政庁の処分又は不作為に対して審査請求がなされた場合の審理手続きを担う審理員専門職員、諮問機関である行政不服審査会の設置等について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

議第 2 3 号玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでございますが、これは消費者安全法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、消費生活センターの組織及び運営に関する事項として、消費生活センターを設置等したときの公示義務、職員及び消費生活相談員の設置、情報の安全管理等について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

議第 2 4 号玉名市景観条例の制定についてでございますが、これは景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めるため条例の制定をするものでございます。

内容といたしましては、本市における良好な景観の形成に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法に基づく建築物等の行為の規制等、景観重要建築物及び景観重要樹木の指定手続き等のほか、市民の景観形成活動、表彰・助成制度等について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は景観法第 9 8 条第 3 項の規定による公示の日から起算して 3 0 日を経過した日から施行するものでございます。

1 5 ページをお願いいたします。

議第 2 5 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは行政不服審査法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市情報公開条例、玉名市固定資産評価審査委員会条例、玉名市税条例及び玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例が行政不服審査法に準じた手続きを規定していることから、不服申し立ての手続きとして審査請求又は異議申し立ての方法であったものを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行なうとともに、一部の条例において審理員による審理手続きを行わないための規定の整備を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

2 0 ページをお願いいたします。

議第 2 6 号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは災害対策基本法及び行政不服審査法の施行に伴い、条例の整備を図るもの

でございます。

改正の内容といたしましては、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の登録の推進を行なう民生委員に対して、避難行動要支援者の対象となる名簿を提供できるよう規定するものでございます。

また、議第25号議案と同様に、審理員による審理手続きを行なわないこととする適用除外、その他不服申し立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。

議第27号玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは地域自治区の設置期間の満了に伴い、条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第28号玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、任命権者の報告事項のうち、勤務成績の評定の状況にかえて、職員の人事評価の状況を追加するものでございます。

また、議第25号議案と同様に、不服申し立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議第29号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会、玉名市立保育所運営法人選定委員会及び玉名市公立保育所の在り方検討委員会を設置する等のため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの策定及び変更について審議するために「玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会」を、玉名市立保育所運営法人の選定について審査するために「玉名市立保育所運営法人選定委員会」を、玉名市公立保育所の今後の役割及び民営化について審議するために「玉名市公立保育所の在り方検討委員会」を新たに設置し、それぞれ所掌事務、事務の内容、委員の定数、

委員の構成及び委員の任期について必要な事項を定めるものでございます。

次に、玉名市補助金等見直し検討委員会につきましては、地域自治区の廃止に伴い、委員の構成員を改正するものでございます。

次に、玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会及び玉名市景観計画策定委員会につきましては、附属機関の所掌事務が終了したことに伴い、廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

27ページをお願いいたします。

議第30号玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは職員の定数を適正に管理するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、職員定数を600人から520人に、水道事業を上下水道事業に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

28ページをお願いいたします。

議第31号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、地方公務員法第24条に項ずれが生じたので、条文を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

29ページをお願いいたします。

議第32号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の給与を改正するため条例の整備を図るものでございます。

主な改正内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の167.5に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

30ページをお願いいたします。

議第33号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは特別職の職員で非常勤の者の報酬に関し必要な事項を定めるため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、別表第1にすべての職名を規定すべく、全部改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

37ページをお願いいたします。

議第34号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、議第32号議案と同様に、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の167.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

38ページをお願いいたします。

議第35号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも国家公務員の給与改定に準じて教育長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、議第32号議案と同様に、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の167.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として条例の施行の際に、現に教育長の職にある者が教育委員として在職する間は、この条例による規定は適用せず、玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、附則第2項の規定により、改正前の玉名市教育長の給与等に関する条例の規定が効力を有するものでございます。

40ページをお願いいたします。

議第36号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します職員の勤勉手当の支給月数を0.85に0.1月分引き上げ、あわせて職員の給料月額を若年層に重点を置き、平均で0.1%引き上げる改定を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、給料月額の引き上げにつきましては平成27年4月1日から、勤勉手当につきましては同年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、地域手当に7級地を追加し、支給率を100分の1から100分の4の幅で引き上げ、前条において引き上げました勤勉手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。

あわせて国家公務員の給与の総合的見直しに準じて、職員の給料月額を平均1.7%引き下げる改定を行なうものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。また、給料の引き下げに伴い、平成28年3月31日時点の給料月額を平成30年3月31日まで保障するものでございます。

次に、第3条の改正規定につきましては、規則で定める単身赴任手当の額の調整期間を平成28年3月31日までとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

52ページをお願いいたします。

議第37号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは熊本県学校職員の給与改正に準じて、臨時教員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、臨時教員の給料月額を平均で1.2%引き上げる改定を行なうものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、28年度以降に支給します給料月額を平均0.4%引き下げる改定を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年12月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

55ページをお願いいたします。

議第38号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立滑石保育所、玉名市立豊水保育所、玉名市立大野保育所及び玉名市立睦合保育所の開所時間を延長するため条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市立滑石保育所及び豊水保育所の開所時間「８時から」を「７時３０分から」に、玉名市立大野保育所の土曜日の開所時間「１３時まで」を「１７時まで」に、玉名市立睦合保育所の平日の開所時間「１８時まで」を「１９時まで」、土曜日の開所時間「１３時まで」を「１７時まで」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

５６ページをお願いいたします。

議第３９号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、利用定員１８人以下の小規模な通所介護事業所及び利用定員９人以下の指定療養通所介護について、居宅介護サービスから地域密着型サービスへ移行することに伴い、人員、設備、運営に関する基準を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

７５ページをお願いいたします。

議第４０号玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、利用定員１８人以下の小規模な介護予防通所介護事業所について、居宅介護予防サービスから地域密着型介護予防サービスへ移行することに伴い、おおむね６月に１回以上運営推進会議を開催することなどを条文に追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

７８ページをお願いいたします。

議第４１号玉名市水の守条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市地域自治区の設置等に関する条例の廃止に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、条文中の玉名自治区を玉名地区に改めるものでござい

ます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

79ページをお願いいたします。

議第42号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、無償貸し付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、土地4筆、建物1棟でございますが、貸し付け期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

貸し付けの相手方は、有限会社玉名再資源、代表取締役木下一也でございます。

80ページをお願いいたします。

議第43号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも同じく地方自治法第96条第1項第6号の規定により、無償貸し付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、建物3棟でございますが、貸し付け期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

貸し付けの相手方は、農事組合法人玉南東温室水耕組合、代表理事吉川悟志でございます。

81ページをお願いいたします。

議第44号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも同じく地方自治法第96条第1項第6号の規定により、無償貸し付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、建物4棟でございますが、貸し付け期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

貸し付けの相手方は、農事組合法人伊倉温室水耕組合、代表理事吉川陸雄でございます。

82ページをお願いいたします。

議第45号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも同じく地方自治法第96条第1項第6号の規定により、無償貸付けを行なうものでございます。

貸し付けします物件は、土地2筆、建物9棟でございますが、貸し付け期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

貸し付けの相手方は、農事組合法人玉名ブロイラー生産組合、組合長米田亨でございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（2件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第1号専決処分の報告について、先決第1号ほか1件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の84ページ及び85ページをお願いいたします。

報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についてでございますが、これらは、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第1号の内容といたしましては、平成27年12月23日午後2時ごろ、市道田中町保田木神社線において相手方所有の軽自動車が側溝のふたの上を走行した際、ふたが跳ね上がり車両底部のクーラーファン等が破損したものでございます。

相手方の損害賠償額として、市は100%に当たる18万1,060円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により全額給付されます。

次に、85ページをお願いいたします。

報告第2号の内容といたしましては、平成27年12月24日午前11時50分ごろ、県道熊本玉名線において、市職員が運転する公用車が株式会社明治所有の乗用車に追突し、左後方バンパー等を破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる48万3,526円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済により全額給付されます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第1号 小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願

請第2号 A Tワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願

陳第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出に関する陳情

陳第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出に関する陳情

陳第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情

以上、請願2件、陳情5件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

明2月26日から3月6日までは休会とし、3月7日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明2月26日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時55分 散会

第 2 号

3 月 7 日 (月)

平成28年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成28年3月7日（月曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員
- 2 1番 北本 将幸 議員
- 3 11番 横手 良弘 議員
- 4 4番 徳村 登志郎 議員
- 5 8番 内田 靖信 議員
- 6 23番 吉田 喜徳 議員
- 7 15番 前田 正治 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員

- 1 新玉名駅駐車場拡張予算に対して
 - (1) 平成27年12月議会以降、駐車場利用状況の検証は行なわれたのか
 - (2) 駅前周辺の開発の計画予定について
- 2 旧庁舎跡地周辺の開発に関して
 - (1) 市道横町橋錦橋線の拡幅工事の計画は
 - (2) 旧庁舎跡地と繁根木川沿いの市道横町橋錦橋線に挟まれている住宅の取り扱いについて
- 3 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の対策は
 - (1) 玉名市の基幹産業である農業に多大な影響を与えると思われるTPPに対して玉名市の考えは
- 4 玉名市市街地での循環バスの運行について
 - (1) 市街地での循環バスの運行についての考えは

- 2 1番 北本 将幸 議員

- 1 平成28年度に実施予定の事業について
 - (1) 空家等対策推進事業について
 - (2) 定住促進事業について
 - (3) 国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業について

- 2 マイナンバー制度について
 - (1) 番号通知カードの通達状況と今後の対応について
 - (2) マイナンバー制度に関する相談状況について
 - (3) 個人番号カードの申請状況とその対応について
 - (4) 玉名市での独自利用の検討について
- 3 障害者差別解消法施行に向けた準備体制について
 - (1) 障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方について
 - (2) 玉名市における対応要領の作成について
 - (3) 法律の周知、啓発活動について
 - (4) 職員に対する研修について
 - (5) 相談及び紛争の解決のための体制の整備について
 - (6) 障害者差別解消支援地域協議会の設置について
 - (7) 法律施行に向けた教育委員会の準備体制について
- 3 11番 横手 良弘 議員
 - 1 新玉名駅駐車場について
 - (1) 再度、利用状況の調査はしたのか
 - (2) 今までの調査結果との違いはあったのか
 - (3) 現時点での有料化の見通しについて
 - 2 市民会館の建設について
 - (1) 現在の計画概要について
 - (2) 建設場所について
- 4 4番 徳村 登志郎 議員
 - 1 いじめの防止等のために玉名市が実施する施策について
 - (1) 玉名市いじめ防止基本方針が策定されて、具体的に実施されている施策について
 - 2 子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）について
 - (1) 現在実施されている玉名市の子育て世代への支援について
 - (2) 玉名市におけるネウボラの実施について
 - 3 認知症対策について
 - (1) 玉名市の認知症対策の現状について
 - (2) 玉名市の認知症高齢者の把握について
 - (3) 玉名市の独居高齢者の認知症対策について
 - (4) 「老老介護」「認認介護」「ダブルケア（育児と介護の同時進行）」等の課題について

5 8番 内田 靖信 議員

- 1 国民健康保険の都道府県単位化で、玉名市国民健康保険はどのように変革するのか
 - (1) 国民健康保険税の直近3年間の徴収率の推移について
 - (2) 国民健康保険の直近3年間の医療給付費の推移について
 - (3) 国民健康保険の直近3年間の医療給付費の内訳について
 - (4) 平成27年度以降の国民健康保険財政の見通しについて
 - (5) 医療費の適正化について
 - (6) 国民健康保険の都道府県単位化の目的について
 - (7) 国民健康保険事業における熊本県と市町村の役割について
 - (8) 保険者は熊本県か市町村か
 - (9) 玉名市国民健康保険の赤字財政は都道府県単位化で解消できるのか

6 23番 吉田 喜徳 議員

- 1 教育問題について
 - (1) 九州地区教育研究所連盟主催「第66回研究発表大会」について
 - (2) 「福岡県4教育長の連携」「東京都足立区立弘道第一小学校のモーニングスクール」「広島県福山市の土曜チャレンジ教室」の3事例に対する意見や、玉名市の学力向上策について
 - (3) 「チーム学校」について
 - (4) 子どもたちに対する「がん教育」について
 - (5) 平成28年度教科書について

7 15番 前田 正治 議員

- 1 職員の処遇問題に関して
 - (1) 時間外勤務手当の実績と勤務実績の違いについて、その調査結果と対策について
 - (2) 平成26年7月4日付総務省通知に対する受けとめと対応について見解を求める
 - (3) 公立保育所臨時職員（保育士、調理師）の処遇改善を求める
 - (4) 人事評価について見解を求める

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 北 本 将 幸 君 | 2番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3番 | 松 本 憲 二 君 | 4番 | 徳 村 登志郎 君 |

5番	城戸	淳	君	6番	西川	裕文	君
7番	嶋村	徹	君	8番	内田	靖信	君
9番	江田	計司	君	10番	田中	英雄	君
11番	横手	良弘	君	12番	近松	恵美子	さん
13番	福嶋	譲治	君	14番	宮田	知美	君
15番	前田	正治	君	16番	作本	幸男	君
17番	森川	和博	君	18番	高村	四郎	君
19番	中尾	嘉男	君	20番	田畑	久吉	君
21番	小屋野	幸隆	君	22番	竹下	幸治	君
23番	吉田	喜徳	君	24番	永野	忠弘	君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川	義臣	君	事務局次長	堀内	政信	君
次長補佐	松下	匡	君	書記	松尾	和俊	君
書記	富田	享助	君				

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄	哲哉	君	副市長	斉藤	誠	君
総務部長	西田	美德	君	企画経営部長 兼情報管理課長	原口	和義	君
市民生活部長	上嶋	晃	君	健康福祉部長	村上	隆之	君
産業経済部長	吉永	訓啓	君	建設部長	磯谷	章	君
会計管理者	北本	義博	君	企業局長	宮田	辰也	君
教育委員長	桑本	隆則	君	教育長	池田	誠一	君
教育部長	伊子	裕幸	君	監査委員	坂口	勝秀	君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） おはようございます。3番、自友クラブ、松本憲二でございます。

あの日本を震撼させた東日本大震災から、今月11日で5年目を迎えるわけですが、最近、報道番組なんかでも、やっぱり5年目ということで、非常に報道番組がたくさん放映されています。そんな中で、被災地の復興に対しましては、少しずつは進んでいるようではございますけれども、原発の被災地に対しましては、復興はまだまだ時間がかかりそうであります。被災地の早い復興を切に願いたいと思っております。そしてまた、ここ2、3日は本当にやっぱり3月ということで、春の日差しということで非常に暖かい日が続いております。新年度に入りまして、何十年ぶりにこっちのほうでもマイナス6度、7度という本当に寒い日があったんですけれども、最近は少しずつ過ごしやすい時期になったのかなというふうに思っております。

それでは通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、新玉名駅駐車場拡張予算に対してであります。これは12月の議会でも、その予算、1億2,000万円程度が否決をされたわけではございますけれども、また今回も設計、用地、工事代金といたしまして1億2,000万円程度が、今3月議会に提案をされております。私は、12月議会でも質問をさせていただきました。それとその前の9月議会でも質問をさせていただきました。12月議会のときに、駐車場利用の状況をもう一度しっかり検証をしていただきたいというふうをお願いしたわけではございますけれども、私もですね、きのう一般質問の前にもう一回ちょっと駐車場を見ておこうと思ひまして、きのう新玉名駅の駐車場に出向いたわけではございますけれども、14日間以上、多分駐車をしてあるんだろうなという車に、フロントガラスのワイパーのところに1枚紙切れがはさんであります。14日以上放置してあるんで強制的にこれ撤去しますよという紙が1枚はさんであります。そのほかにいろいろちょっとずっと駐車場の中を見て回ったんですけれども、近松議員がよくフェイスブックのほうに投稿されてるんですけれども

も、車庫証明書というのが車に張るのがありますよね、でも最近はあるかなかなか全部の車に張ってあるというわけじゃないんですけれども、何台かの車を見たり、ナンバープレートを見たら、やっぱり大牟田市方面ですね、そこのナンバーも多いし、それとあとは車庫証明を見ますと、もちろん山鹿市、それと熊本市、その熊本市のほうは結構多いですね。玉名市の方々ももちろんいらっしゃいますけれども、やっぱりその熊本市方面、大牟田市方面、山鹿市、菊池市、中には宇土市とかですね、そういうものもあります。この駐車場をですね、もちろんその駐車場を新玉名駅の駐車場に置かれて、新幹線で福岡方面なり、鹿児島方面なりに行ってらっしゃるんだろーと思えますけれども、私なりにちょっと調べたところですね、このJR九州の沿線上の各駅があるんですけれども、そこで無料は、無料の駐車場はここの新玉名駅だけなんです、それも台数的に言いましても、大きい久留米駅とほとんど変わらないぐらいの駐車場台数を持ってるんですよ。一番大きいのは、そら新鳥栖駅が700台近く持ってますんで、それがその新鳥栖駅が大きいわけなんですけれども、その久留米駅で293台。あそこの乗降者数は2,800人ぐらいいらっしゃるんですね、1日に。その乗降者数もですね、インターネットで調べましたところ、新玉名駅だけ不明ということで載ってるんですよ。11月15日にJR九州が発表したというふうを書いてあって、大体今年の7月から9月までの大体統計をとって、大体1日の乗降者数ということで大体出してあったんですけれども、その数字では、新鳥栖駅が大体1,700名程度、久留米駅が2,800名程度、筑後船小屋駅が700名、新大牟田駅が800名、それと熊本駅は1万4,000名、その県南のほうに関しましてはちょっと調べなかったんですけれども、新玉名駅だけが不明というふうに記載してるんですよ、「なんでかな。」というふうになんて私も思ってますね、新玉名駅の駅員さんにお聞きしましたがけれども、ちょっとそれは発表ができないということで、ちょっとお断りをされました。これはちょっといろいろJRの中で、いろいろなその会議の中で多分そういうふうには決まってるんだろーと思えますけれども、で、駅の駐車場もちょっと調べてみました。新鳥栖駅は、私もこの一般質問で再三再四言ってますけれども、24時間100円、久留米駅がですね、1時間で、多分20分か30分ぐらいは多分無料だと思うんですけど、1時間に100円、24時間以内、最大で400円で、24時間以上で1日ずっとその置いとけば400円ずつその加算をされると、それと筑後船小屋駅が20分まで無料で、1時間100円、24時間内最大400円、新大牟田駅が30分以内が無料ということで、1時間以内50円、1時間ごとに50円ずつ加算をされて、24時間最大で350円、新八代駅におきましては、20分無料、1時間100円、24時間最大でですね、これは多分、駅を、JRを利用しない方も多分置いていいと思うんですけど、24時間最大で1,020円ということになってました。それとJRの利用者、利用者は最大600円、それと定期券を所有してて

月決めをしたいという方は、一月6,170円ということです。それと新水俣駅が2時間以内は100円、3時間以内が200円、24時間最大300円ということです。それとその鹿児島県のほうに行きますと出水駅が3時間以内100円、5時間以内200円、24時間最大で300円、それと月決めをされる方は、新幹線と肥薩おれんじ鉄道ですかね、それを利用して定期券で月決めをしたいという方は、2,570円、それと川内駅だったら、ここはですね、時間貸しとですね、日貸しの駐車場を持っておられます。それと月決めの駐車場ですね、日貸しでいったら、1日貸し、1日貸しであったらば24時間以内では500円、それと月決めが5,000円ということですね、もうほとんどがですね、こういうふうにその有料化をされてる。その混雑もないということなんです、やっぱりきっちりですね、やっぱり利用者の方々は、それだけ自分がなんでこっから乗っていく。やっぱりその受益者負担というのは、もちろん皆さんも多分納得をされて、そのお金を払って駐車をされて新幹線に乗って通勤をされるというのが、普通常識で考えてもそうなんじゃないなかとこのように思うわけですね。で、その9月議会でも私は一般質問をさせていただいて、12月議会でも一般質問をさせていただいて、12月にはまして、その1億2,000万円程度のその予算が削除をされて、そしてまた今回1億2,000万円の予算が計上されているという中で、12月の議会でもお願いしましたその駐車場の利用状況の検証がきっちり行なわれて、また今回この3月の議会でも、この予算が計上されているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、駅駐車場に関しまして、この新玉名駅の、これはいつも聞くんですけども、駅前の開発に当たってですね、いつも答弁が「今のところは開発する予定はありません」ということを答弁をされるんですけども、今回ですね、対案じゃないですけども、その駅前のなかなかやっぱり開発がその進まないというような状況でですね、私は、この駅を新幹線を利用して通勤、通学をされてる方々がいっぱいいらっしゃると思うんですね。もちろん通学に関しては、学生さんですからなんなんですけれども、通勤をされてる方々、もちろん山鹿市方面、熊本市方面、大牟田市方面からその新玉名駅から乗車をされて、博多区方面なり、熊本市方面なり、その鹿児島方面なり通勤をされてる方々が多分いらっしゃると思うんですけども、福岡方面のほうが多分一番多いんじゃないかなと思うんですけども、そのすぐ近隣の玉東町さんのほうは、駅前にきっちり宅地を造成をされて、在来線の駅前で、熊本市方面、大牟田市方面に通勤をされる方は玉東町に引っ越しをされて、こっから通勤をしていただいていたかどうかということも成功されているんですよ、ほとんどがもうあれ宅地造成を玉東町でされた、あの宅地造成に関しては、ほとんどがもう埋まってしまっているというような状況で、もう新玉名駅もそうやってわざわざ熊本から30分、40分車を走らせて、毎日通勤してらっしゃるわけですから、ここに宅地造成をしてですよ、定住化促進でもなんでも図れば

いいと思うんですよね。そうしたらじゃあ俺は10年間、15年間毎日その福岡に通勤せなんかもしれんと思ったときに、じゃあ熊本市の家を売って、じゃあこっちに建てようかなと、ましてやその玉名市だったら、定住促進のその補助金も5年間で100万円というのがあるじゃないですか、そういうのもちょっと活用できるからなということで、ひょっとしたら移住をされる方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。だからいつまでも遺跡が出るからとか、そういうことばかり言ってたら、全然開発は進まないと思うんですね。だからあえて私は今回、その新幹線で大体その1日の乗降者数が不明というふうに出てたんですけども、前、1回議会の中で、多分1日の乗降者数が1,200名程度というふうに発言をされたと思うんですよね、執行部のほうから。もしその1,200名程度乗降者数がいらっしゃるのであれば、もちろんそら通勤、通学でその半分で600人、その中でももちろん通勤に使われる方が8割程度と計算しても400人ぐらいいらっしゃるのであればですね、そういうその定住促進も兼ね備えて宅地開発だったり、そういうことも検討する、もう結局、新幹線開業してちょうど東日本大震災の1日あとでしたから、今月の12日でまるまる5年を迎えるわけですね。やっぱりもうそろそろですね、本当にその辺の開発もやっていかないと、もうそのまま新玉名駅の状況がここから見るように、ずっとあの田んぼのままで、何にもそのお店もふえない、何にもふえない、開発ができないというような状況に陥ってしまうんじゃないかなというふうに思いまして、その新玉名駅前の開発の今のその現状、はどういうふうにその執行部としては思われているのか、ということをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） おはようございます。松本議員御質問の新玉名駅駐車場拡張予算に対しての中での平成27年12月以降、駐車場利用状況の検証は行なわれたのかについてお答えいたします。

昨年の12月議案において、新玉名駅駐車場拡張の関連予算を提案いたしましたが、御承認いただけなかったことを真摯に受けとめ、今年に入り再度駐車場の利用状況調査を実施いたしました。今回は、2月8日（月曜日）、2月10日（水曜日）、2月12日（金曜日）の3日間で駅利用者以外の駐車場車両、駐車車両、いわゆる目的外の駐車車両の台数確認と、2月1日から2月29日までの1カ月間長期駐車車両の台数確認を行なったところでございます。

調査の結果でございますが、まず、目的外の駐車車両につきましては、1日に4、5台程度確認されましたが、これは全体の駐車台数の約1.5%であり、大半が駅利用の駐車でございます。

次に、長期駐車調査では、日帰り駐車が全体の約65%であり、35%が宿泊の駐車場でございました。また、宿泊駐車のうち、1泊2日の利用が約61%であり、1週間以上の駐車が最大で8台確認されたところがございます。また、週末の駐車台数でございますが、約350台であり、常設駐車台数から100台程度不足しており、これは昨年6月に実施いたしました利用状況調査とほぼ同様な結果でございます。このように今回の調査でも駐車スペースの絶対数の不足と目的外の駐車がほとんどない状況が確認されましたことから、駐車場拡張の関連予算を再度御提案したところがございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員御質問の駅周辺の開発の計画予定についてお答えをいたします。

新玉名駅周辺開発につきましては、市の方針に変更はございません。これまでも答弁をしておりますとおり、今後も民間事業者の具体的な進出の動きに応じて、市が開発に係る諸手続やインフラ整備等を支援することで、計画的な土地利用を図り、県北の玄関口にふさわしいまちづくりを目指してまいります。

なお、現況において新玉名駅周辺開発の具体的な民間事業者の開発計画は把握をしておりませんが、今後新玉名駅南口駅前広場の南側隣接地のおおむね3.2ヘクタールの土地は、その魅力を向上をさせるため、例えば、域内の中央に貫流しております排水路のつけかえ改修などを計画するなど、民間事業者の進出を促すための方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 3番、松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

磯谷部長のほうから日帰り大体65%、宿泊が35%で、1泊の方が65%ということで、長期に置かれてたというのが大体8台というふうにおっしゃいました。それと目的外の駐車は1日に大体4、5台ということで、僕もですね、議会の議員の研修とか、そういうので新幹線の駅からちょこちょこ乗っていくわけですけども、もちろん新幹線を利用されてる方が駐車場に置かれて、その新幹線で通勤、通学、それと旅行に行かれてるというのは、薄々は私もわかっているわけですね、しかしながら、ある市民の方から私のほうに電話がありました。それはですね、先月の21日、そのちょうど熊本城マラソンの大会のちょうどその日なんですけれども、その方は大阪のほうからですね、大阪に旅行に行っておられて、大阪から博多で乗りかえなくていいようにということで、「さくら」でちょうど帰ってきてたら、ちょうど21日の日にですね、新幹線の

パンタグラフかなんかに、布かビニールか、そういうのがちょっと巻きついたということで、九州新幹線で上りだったと思うんですけども、その故障があって、その私に電話をされた方々も博多駅で結局降ろされたのと、1回皆さん降りてくださいということで、そのあとに九州新幹線つばめのほうにですね、じゃあ皆さん乗ってください、今からその熊本方面発車しますということで、ぎゅうぎゅう詰め状態ですね、乗せられて、玉名までやっと帰ってきたと。で、なんでその方が電話をされたのかといいますと、その新玉名駅でものすごい人数の方が下車をされたということで、結局その事故が発生して、その新幹線が遅れたということで、払い戻しかなんかが新玉名駅であったということなんです、新玉名駅で乗車券を買われて乗って行かれる方は、そこで現金を支払われる。しかし、旅行会社とかそういうところで乗って行かれる方はなんか証明書かなんかをJRのほうから発行されて、旅行会社のほうから後日払い戻しがありますということだったみたいなんですけれども、ものすごい人数が降りられて、あそこの改札ですね、その数分時間がかかったと。その前にですね、ちょうど私の知り合いの方の前に、結構団体の方々がいらっしゃったんで、「あなたたちはどっからいらっしゃって、ここの玉名駅から乗られてどこに行かれたんですか。」というふうにお聞きしたところ、「大牟田市のほうから来ました。」と、「3泊4日でちょっと旅行に行ってきました。」というふうに話されたそうです。「あら、その大牟田市にも新大牟田駅あるじゃないですか、なんで新玉名駅から乗るんですか。」というふうにお伺いしたところ、旅行会社の方が「新玉名駅は無料駐車場だからあそこに待ち合わせをして、新玉名駅から乗っていきましょう。」ということでおっしゃったそうです。やっぱりそうやって新玉名駅がずっと無料化ということでしていれば、そういう場所に使われるわけですよ。新玉名駅から乗っても新大牟田駅から乗っても、博多まで、大阪までの料金は一緒なんです、先ほど料金を言いましたけれども、新大牟田駅は24時間置けば350円、結局、その方の話を聞いてみれば、3泊4日ですから、結局、4日間車を置くわけですよ、そうしたら大体1,400円、1台につきですよ、その方々がもし一人一人でも6人のグループでもし旅行に行かれたと想定をすれば、もし一人一人でもし新玉名駅に結局来られて、4日間駐車をされたら結局6台、ずっとその4日間はあかないわけですよ、そういうことまでしてですね、旅行会社もそういうふうな、結局、新玉名駅が無料ですから、そこで待ち合わせをして、そこから乗っていきましょうよというふうに、そういうふうな使い方をされてるわけですよ。そこにまた今度ですよ、1億2,000万円の税金を一般財源から投入するわけですから、そら果たしてその玉名市民の方々がどう思われるのかなと、結局、よその、そらもちろん何回もおっしゃいますけれども、この新幹線新玉名駅は19市町村で団結をして誘致に当たったということをおっしゃいますけれども、もう結局、5年過ぎてですね、それはもう多分返してるんじゃない

かろうかなと私は思うんですけども、その新玉名駅をずっとその無料にしている、玉名市に対してどのようなメリットがあるのかというのを、ちょっと市長のほうからちょっとお伺いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君。 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

メリットといいますと、やはり新玉名駅から乗っていただくという方が、やはり新玉名駅でも購買もされるだろうし、また、近隣でも購買あるいはいろんなところでいろいろあれだろうと思いますので、そういったものの経済効果もあるだろうというふうなことで、経済効果ではそういうものがあるというふうに思いますし、また、今回やはり何度も言いますが、今回の駐車場の建設につきましては、やはり新幹線の新駅をつくったときの経過というものがございまして、そのときにはこの近隣の4市と15町1村というような形でやりましたというふうなことでございまして、大牟田市等々も来られる方もあるだろうと思いますけども、現実的には荒尾市等も来られるだろうし、また、熊本市という中では当時は植木町もこの期成会の中に入ってたということでございまして、そういったところからも来られるだろうというふうに思いますので、そういった人たちがやはり新玉名駅を利用することによって、にぎわいのあるまちというふうな感覚も大いに受けられるだろうし、また、そういった人たちが購買をするということで、これからも多くの人に乘っていただきたいなというふうに思いますし、また、最終的には、今玉名から直接に大阪に行ける、また、直接玉名市に乗りかえなしで帰れるという新幹線は、今3本しかないというふうなことでございまして、もっともっと乗降客がふえることによって、そういった利便性の向上もJR九州のほうにお願いできるというふうなことを目指して、なるべく多くの方に乘っていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） はい、今答弁をいただいたわけなんですけれども、市長からですね。その購買というふうなものも今おっしゃいましたけれども、通勤、通学をですね、普通に、私聞き取りのときにですね、よく担当の方に言うんですけども、通勤、通学を結局するときにですね、極端に言えば、じゃあ山鹿市から新幹線乗るために新玉名駅に来るというときに、結局、車に乗って朝早いですよね、新幹線。「何時が一番多いですか。」というふうに駅に聞いたら、大体7時の便が一番やっぱり乗降者数は多いらしいです。でですね、そのときに店開いてないんですよ。で、結局、「じゃあ、帰りは何時ぐらいが一番多いですか。」って言ったら、やっぱり午後8時、9時、店開いてな

いんですよ、新玉名駅の近辺を見ましたら何にもないじゃないですか、結局、お店が。コンビニもないですよ。その購買というのはですね、新玉名駅の周りがものすごく店とかいっぱいあって、じゃあ深夜まで営業してたりだとか、そういうのがもちろんあればその購買もあるかもしれませんが、その購買というのは多分、全然なされてないんじゃないかと、私は思ってます。でですね、私のほうからですね、この無料化をですね、無料の駐車場をつくる前にですね、今パークアンドライド方式というその民間の駐車場を使うという事業が今あってるじゃないですか。これ熊本県、熊本市、その取り組んでますよね、八代市も取り組んでます。ちょうどあそこにケーズデンキさん、グッデイさんありますけれども、言っでは失礼ですけども、駐車場が満杯になってるということはあんまりないですよ、そのパークアンドライド方式というのは、例を挙げますと、もし定期券で毎日通勤されてる方が、もしケーズデンキさんから5,000円なら5,000円、お金をケーズデンキさんに払って、駐車場1台分をお貸ししていただく、そしたらケーズデンキさんが今度はその方に対して、5,000円の商品割引券とかそういうのを発行される。結局は、もしケーズデンキさんでその方が電化製品を買うとき5,000円の値引きがあれば、そらとんとんで結局、プラスマイナスゼロになるわけですよ、そういう事業もあるんですよ。まず、そういう事業に取り組んでみて、それでもまだ足りないとかっておっしゃるんであれば検討の余地もあるのかなと思うんですけど、結局、熊本県、熊本市もそういう事業に結局取り組んで、それは行政が斡旋をして、民間の事業者さんあたりに話を持ちかけて、そういうことを実現をされてるわけです。その辺の結局、取り組みについては、部長どういうふうに思われますか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

ケーズデンキさんとか民間の施設をお借りしてパークアンドライドという御質問でございますが、それは施設の駐車場といいますのは、施設の専用の駐車場でございます。そうなりますと短期的に借地をするということは、可能かと思っておりますけれども、長期的に100台程度不足しておりますので、それを長期間お借りするというのは非常に難しいんじゃないかなろうかと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 長期間と言わずに、短期間でもいいですから、そういう事業にもまず着手をしていただきたいというふうに思います。

そしてですね、やっぱりですね、これはそのゲートをきちりつけて100円でいいんですよ。12月も言ったじゃないですか、結局、700万円毎年維持管理費がかかってるんですから、やっぱりその分ぐらいはその利用者の方からきちり払っていただく

というような感覚を持たないと。なんでも無料化、なんでも無料化、そら無料がいいですよ。しかし、いつも言われるじゃないですか、市長も、お金はありませんで。で結局、後世に残さないように安く建てなきゃいけないというふうにもいつもおっしゃるじゃないですか。これ結局、維持費が1年間に700万円ぐらいかかっているんですよ、毎年。そら結局、一般財源から毎年出てるわけですよ、市民の皆さまの税金から。だからそれぐらいはですね、きちりですね、やっぱり払っていただくという認識を持たないといけないと思います。

先ほど、原口部長のほうからは、今の段階では開発はちょっと考えてないけれども、民間の方々が入りやすいように排水路のつけかえだったり、そういうのは率先して行なっていきたいというような答弁がありましたけれども、私が先ほど提案をいたしました定住促進に向けた住宅地の開発なんかいろいろ検討をしていただきたいなというふうに思います。やっぱりこの駐車場の駅の問題は、もちろん玉名市民の方が安心して新幹線に乗るときに駅に行けないということのその声が大になってるというふうに思いますけれども、そこは本当に、本当の意味で市税を投入するんであれば、もちろん市民の方が安心していけるようなその駐車場体制。そらずっと無料化でばんばんばん広げるとはなくて、1回ちゃんとその受益者負担じゃないですけども、そういうのもですね、皆さんにやっぱり求めながら、その少しの金額でいいんですよ、よそみたいに400円とか300円とかしなくて、新鳥栖駅さんみたいに100円ぐらいのまず金額からゲートをつけてですね、払っていただいて、それでちゃんと1年間の維持管理費が賄われるんであればですね、それでも足りないということであればその拡張するには、私たちが反対はしないと再三再四申し上げてるんで、その辺の検討をよろしく願いまして、時間もちょっとなくなってきましたので、次の質問に移らせていただきたいとします。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次にですね、旧庁舎跡地の開発に関して質問させていただきたいと思います。

私はですね、この玉名市議会で公共施設等建設特別委員会というものがあまして、12月の議会終了後から私もその特別委員会の中に入れていただきまして、2月にその委員会が初めてあまして、その中で説明を受けたわけですけども、旧庁舎跡地にですね、一応、説明を受けたのが、玉名第1保育所を下におろすと、それと子育て支援センターですかね、それを建設すると言うことで話を聞いたわけですけども、私はその保育所とかそういうものに関してはちょっと質問はちょっとしませんけれども、あそこを今回開発するに当たってですね、今ですね、皆さん御存じのように、砂天神の踏切が大きくその拡張をされてるわけですね。今のその車の流れをずっと見てみますと、そ

の砂天神の踏切が大きくなればですね、市道松木六田線、岱明から玉名市内に、この庁舎ですね、庁舎にもし用事があられる方は、ほとんどの方が多分そっちの道を使われるんじゃないかろうかというふうに思うわけですね、そうしたらですね、その砂天神の踏切は大きくなったかもしれないけれども、道便利がよくなったかもしれないけれども、旧庁舎跡地と繁根木川の間には挟まるあの道路ですね、あそこが非常に狭いわけですね。その開発をですね、やっぱりするに当たって、その道路と旧庁舎跡地に挟まれた13、4軒の家があるんですけども、そこも一緒に今回開発をするのであれば、開発をしないと。今回そこ旧庁舎跡地だけを開発をして、説明ではその今の挟まれたその道路と、旧庁舎跡地に挟まれた住宅の旧庁舎跡地側にそのなんというんですかね、コンクリート塀というんですかね、あれを1メートルか1メートル50センチぐらい接ぎますよということで説明をされたもんですから。今回、その開発をするに当たってあそこに手をつけなかったら、もうこれこそ本当に後世にもう負を残すというか、もう今回開発をしなきゃ絶対あそこは開発がされないんじゃないかろうかなというふうには私は思っていて、旧庁舎跡地を開発をされるのであれば、あそこの繁根木川と旧庁舎跡地に挟まれたあそこの13、4軒ぐらいの住宅の、もちろん多分、立ち退きに多分なるんだろうと思いますけれども、それと、砂天神を結局、大きくして、それから本当のこの町並みまでで、この庁舎ですね、庁舎までの道路網の整備というのがどのように検討されているのか。まず一番最初にあの繁根木川、すぐ横の道路の拡張計画ですね、拡張計画は玉名市はどのように考えておられるのかと、その開発に当たって、あそこの挟まれた13、4軒ぐらいの住宅に関して、玉名市のほうとしてはどのように思われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 松本議員の質問の旧庁舎跡地周辺の開発に関しての中の、市道横町橋錦橋線の拡張工事の計画は、についてお答えいたします。

御質問の市道横町橋錦橋線は、繁根木川と旧庁舎跡地の間の通称駅通りから国道208号までの南北に結ぶ延長約200メートルの一般市道でございます。今後の拡張計画はあるのかという御質問でございますが、現段階では拡張工事の計画はございません。しかしながら、歩道がないため、歩行者の安全確保の面から、歩道を設置してほしいという声も聞いております。また、旧庁舎跡地の市道横町橋錦橋線と国道208号の交差点部分につきましては、現在、県が進めております県道玉名立花線の国道208号玉名バイパス以南の事業におきまして、将来の交通渋滞が予測されておきまして、県道が整備されたあとに交通量の実態調査を行ない、必要であるならば交差点改良等を市のほうで行なう旨の覚え書きを熊本県と交わしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の砂天神の踏切の拡幅が行なわれている、今後、市道横町橋錦橋線に流れてくる道路でここは混雑するのではないか、それと保育所ができればますます混雑するのではないかというふうな御質問の答弁からいたしたいと思えます。

現在、砂天神の踏切の拡幅工事については、平成29年度の完了予定で進められています。以前は、先ほど議員がおっしゃったとおり、小島橋方面や市道松木六田線方面から来る車の流れが砂天神の踏切では車同士の離合ができなかったことや周辺の道路が狭かったために、スムーズな通行に支障を来しておりました。しかしながら、砂天神付近の踏切や道路の拡幅工事により、車同士の離合が可能となりまして、車の流れがスムーズになり、その後、おっしゃった市道横町橋錦橋線や市道下町線に流れていくということが十分予想をされております。このような中、議員が御指摘の市道横町橋錦橋線渋滞につきましては、現在でも通勤ラッシュ時の時間帯には渋滞がするという場面が多々ございます。そのため対応といたしましては、玉名第1保育所を旧庁舎内に建てかえるに当たり、できる限り市道横町橋錦橋線に渋滞が起きないように跡地の整備の方法に配慮したいというふうに考えております。

具体的には、施設内に保育所への送迎用の駐車場を20台確保するとともに、送迎時間がなくお急ぎの保護者の方には、車寄せスペース、これは保育所の横に5台分整備し、乗り降りをスムーズにできるよう、今計画をしているところでございます。

また、現玉名第1保育所の解体及び撤去に伴い、その場所、その場所というのは、現在の文化センターの南側でございますけれども、そこを第2駐車場といたしまして、そこからも上のほうから階段を利用して保育所に通園できるということに計画をしております。このことにより、旧庁舎西側道路の利用につながりまして、そこでの利用がふえることで、市道横町橋錦橋線の渋滞の緩和につながるものと考えております。

それから、繁根木川と跡地の14軒程度の住宅の移転についてでございますけれども、これについては先ほど建設部長が答弁いたしましたけれども、市道横町橋錦橋線との改良が行なわれるという時期に合わせまして、第2段階の計画というところで現在のところ考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

建設部長のほうからは、その県道玉名立花線の開通後にいろいろなその経過を見て、

もし渋滞が発生するようであればですね、そこは市のほうで、交差点ですね、あそこを開発をしなきゃいけないということで覚え書きをしてるという答弁があったんですけども、今度その、これは説明でも合併特例債を使って、結局は開発をするというようなふうな説明があつてるんですけども、この昔の名前ではまちづくり交付金というのが多分あったと思うんですけど、今は都市再生整備計画事業というんですかね、それで立ち退きなんかの用地買収なんかにも結局この都市再生整備計画事業は使えるというふうに書いてあったんですね。今、D I D地区（人口集中地区）ということで、人口集中が、居住が半径何キロ以内かに5,000人ぐらいの居住の方がいらっしゃるんであれば、結局もう本当、これは玉名市の本当の中心部なんですね、中心部で結局渋滞とかそういうのが発生したら、そらやっぱりどうなるかなというふうに思うんですよ、今、岱明玉名線も遺跡の関係で、なかなか工事が進まないような状況、そして私、普通に考えたら、岱明町から、もちろんこの玉名市のこの市街地、この本庁舎のほうに来ようと思ったら、絶対松木六田線を走ってきますもん、岱明玉名線を行ってわざわざ208号線を混雑するところを走ってこんでもそっちのほうが多分早いでもん。砂天神の踏切も大きくなって、ましてや繁根木川すぐ横の道路がですよ、もしですよ、あそこが道が拡幅ができて、右折レーンとかがきっちり整備をされるのであれば、ほとんどの方がこっちに流れてくるんじゃないかと思うんですね。だからやっぱり本当の中心市街地ですから、計画というか、開発をするときには、その道路とか、そういうのもすべて含めたところで開発をしていただきたいなというふうに思うんですね。その原口部長が先ほど、もちろん保育園でも20台程度、その送り迎えで駐車場も設ける、それと時間がない方は、その横づけで下ろしていかれるように5台ぐらいのスペースを持たれるというふうにおっしゃいましたけれども、入ってくる、本当今のその道路から庁舎跡地に入ってきたり、出たりというのは、非常に危ないわけですよ、今まで私たちは、去年、おとしまで向こうで、その議会に来るときも、僕も砂天神の踏切を、庁舎まで来るときにいつも利用するんですけども、旧庁舎のあそこの繁根木川のほうから入るのは非常に危ないわけですよ、出入りいは。やっぱりその辺もですね、本当に結局、子どもさんに乗せられて入ってこられるんですよ。それで原口部長さっきおっしゃいましたけれども、西側の道路とおっしゃいましたけれども、もちろん繁根木神社のあの細い道路だと思ふんですけども、あそこも狭いんですよ、離合もできないぐらい狭いじゃないですか。だからですね、やっぱりその開発をするに当たっては、本当の中心市街地ですから、そしてやっぱり一番その交通量の一番多いところ、それとあそこは、玉名町小学校の生徒はあそこを毎日通学するわけですよ、今歩道もないわけですよ、だからそういう面からしたら、今回、その旧庁舎跡地を開発するんであれば、道路も一体的に先行してやればいいじゃないですか。その県道玉名立花線の開通を待って、その調査あ

とにじゃなくて、その辺のきっちり、何ていうですかね、やっぱり庁舎内で協議をさせていただいてですね、本当に、本当の中心市街地ですから、開発をするときにはもう少し時間をかけてですね。その合併特例債が期限が押し迫ってるから、押し迫ってるからというふうにおっしゃいますけれども、その都市再生整備計画事業では、多分、電柱の地中化とか、そういうのを多分すれば、あそこの開発も、多分、道路の開発だとか、用地の買収にはこれは使えるように、その概要を見ていただいたら、省庁の概要を見ていただいたら多分、出てるんです。僕もそこから拾い出したんですから。そういう面も、補助金ですからね、これは、40%の補助金ですよ、最大で45%、ましてや中心の市街地の開発、それに道路も絡めていってというのであれば、多分、45%ぐらい、一生懸命書類をつくってお願いをすれば45%、最大の45%ぐらいの補助金がもらえるんじゃないかなと思うんですね、やっぱりその辺もしっかり検討をしていただきたいと思います。

この旧庁舎跡地の開発に関しては、十分検討をしていただいていますね、本当にですね、そこの道路に沿った14軒ぐらい、それとですね、あれは何ですかね、玉名第1保育所と教育会館ですかね、すぐ横に立ってるのは。その裏に2軒ぐらい山路さんと株式会社有明測量開発社さんのが、ちょうど玉名第1保育所にちょうど引かかるぐらいの結局用地があるじゃないですか、あの辺まで含めてですね、やっぱりその開発をするのであれば、もうやっぱり思い切ってその開発をするというようなのをしとかなないと中心市街地ですから、あそこによって玉名の商店街あたりにも非常に影響を及ぼすと思うんですよね。やっぱりその辺もしっかり検討をされて、進めていっていただきたいというふうに思います。

それではもう時間も21分しか残ってないので、ちょっと次の質問に移らせていただきたいと思います。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次にですね、TPP（環太平洋経済連携協定）に対する質問をしたいんですけども、2月5日にニュージーランドで行なわれました調印式があったわけですけども、まだはっきりそのどういうので何年後に、どの品目が何年後に関税が撤廃されるというのは、まだまだその玉名市とか県のほうにも多分わかってないような状況だと思うんですよね、結局、後出し、後出して言われて、その農林水産省も慌てて結局はそのキャラバンを組んで、各都道府県に説明をして回ったというような状況があったんで、しかしながら我がこの玉名市はですね、基幹産業は農業ということで、このTPPに関しましては、非常にこの玉名市の基幹産業である農業に対しては、多大な影響を与えるというふうに思われるんですね、そんな中で、玉名市としては、玉名市独自としてですね、このTPPに対してどのような対策をとっていかれるのか。それと、

このＴＰＰに対して、どのような面でしっかりした取り組みをなされていくのかというのを質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） 松本議員の玉名市の基幹産業である農業に多大な影響を与えられるＴＰＰに対して玉名市の考えは、についてお答えいたします。

日本などＴＰＰ参加国１２カ国は先月４日に調停文に署名をし、昨年１０月に大筋合意した協定が確定いたしました。各国は２年以内の発効を目指し、国内手続きを本格化させ、各国が２０１８年４月以降の見込みとの見方が濃厚と報道され、関税に撤廃や削減で輸入が拡大し、特に農林水産業が打撃を受ける可能性が指摘されております。

国が昨年１２月に示した全国の影響額の算出方法に基づく試算に、県独自の試算を加えた影響額が２月２２日に発表されました。この国、県の算出方法をもとに玉名市の主要農産物である米、トマト、イチゴ、柑橘類の生産額の影響を試算いたしましたところ、約３億４、０００万円という結果となりました。今後、ＴＰＰへの備えといたしましては、強い農業づくり交付金事業等の基本事業等の推進はもとより、国の施策に対応できる構造体制の整備を進め、国が推進しております農地中間管理機構を活用した農地集積及び集落営農組織の法人化の推進に取り組んでまいります。農地中間管理機構を活用した農地集積により、現在停滞している暗渠排水事業の農地耕作条件改善事業の推進が図られ、収益性の高い作物への転換が可能となります。また、営農組織の法人化を行なうことで、作業や経理の一元化による生産コストの低減が図られます。現在、政府は農地中間管理機構を利用して、農地集積を積極的に行なう市町村に優先的に事業予算を配付する傾向にあります。ハード事業を行なう上で、国の補助事業を有効活用しながら整備し、財源に限りのある市の単独補助事業はあくまで補完的な活用と考えております。

今後は、農業の構造体制を整備推進するため、地域のリーダー的な担い手農業者及び集落営農組織の充実を図ってまいりたいと考えております。そのため、平成２８年度において、集積専門員を増員し、各地域で説明会などを実施してまいります。また、市の農地集積につきましては、平成２６年度において岱明町野口地区の法人化に伴う集積から始まり、平成２７年度の扇崎・大野下地区の基盤整備に伴う集積と合わせて１４７ヘクタールの集積が行なわれております。平成２８年度は、伊倉地区において法人化を目指す集落営農組織が１５５ヘクタールあり、農地集積に取り組む計画であります。このような計画を確実に実施し、ＴＰＰ発効に本市農業の基盤強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

中間管理機構を活用するというふうに、今、吉永部長のほうからあったんですけれども、私もそのとおりだと思っております。私も部長のほうには、説明会なんかを開催してくださいよというふうに、常々お願いをしておりますので、平成28年度より専門員を設けて、説明会を開くというような答弁をいただきましたので、安心したのかなというふうに思っておるわけなんですけれども、もちろん本当、中間管理機構というのが、1年、1年、ずっと内容がずっと変更されてるわけですよ、一番最初のときから見たら期間借地もよくなったし、そういう面がですね、なかなか皆さんに行き渡ってないものですから、その辺はですね、いつもやっぱり周知徹底をしていただいて、その土地改良の役員さんあたりだけでも集めていただいてですね、こういう事業に取り組んでもらったら、その排水路の整備だとか、暗渠事業がスムーズに補助金が受けられるような状況になりますよというのをですね、やっぱり説明会をずっと毎年、毎年ですね、やっぱり要綱が変わるたびに開催をしていただきたいなというふうに思います。

それとですね、27年度のちょっと補正でですね、担い手確保経営強化支援事業というのが多分あったと思うんですね、これはちょっと話に伺ったところ、玉名市は補助が受けられなかったというふうにお伺いしております。ポイント数でいけば、玉名市で一番高かったのは6.5ぐらいだったでですかね、農林水産省のほうでの採択ポイントというのが8.5ということで、2ポイントの開きがあると、しかしながら、やっぱりこれはもうどうしても農林水産省のその概要に沿ったポイントの取り方というのが必要になってくるんで、その辺のほうをいろいろ検討をされてですね、どのようにしたらそのポイントがスムーズに取れていくのかということもですね、農家の皆さま方はなかなかその理解されてないというふうに思うんですね。それと、その指導ですよ、やっぱりその辺はですね、やっぱり市のほうできっちりしていただかないと、農協さんと連携を組んでですね、やっぱりしていただかないと、なかなかそれも要綱がある程度変化をしますんで、その辺もその家族協定だったり、法人だったら女性の方を役員に取り入れていただくとか、息子さんが後継者で、お父さんの名前で出荷ばかりせずに、息子さんの名前と分けて出荷をして、その申告も別々にしていただいたらポイントがとれやすいですよとかですね、そういう指導をですね、しっかりいただきたいと思います。

1個ですね、ちょっと農林水産のほうでお伺いしたいのはですね、これは補正のほうに載ってたんですけれども、しかしながら28年度からの事業実施ということで、「産地パワーアップ事業」というのが多分あると思うんですけれども、これに対してそのもちろん産地ですから、その玉名市として産地パワーアップ事業に対しては、どのようなのを玉名の産地パワーアップとして、この事業に日本全体で一応、505億円という予算

があって、事業ベースでいくなれば1,000億円ぐらいあるんですけども、これに対しては、玉名市としては、その何に力を入れて、産地パワーアップですから、何に力を入れていこうという考えを持っておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

産地パワーアップ事業につきましては、平成28年4月より実施予定の事業でありまして、具体的な流れといたしましては、3月中旬に国より熊本県に配分額が決定されます。その後、玉名市として産地育成の方針、産地パワーアップ計画を作成いたします。その後、計画の中で市町村で支援すべきと考える取り組みを盛り込むことで、産地の強化を図るものであります。

本市といたしましては、施設園芸や果樹を中心に計画を作成していきたいと考えております。施設の附帯設備とか、例えば、イチゴの高設栽培とか、そういう需要がある品物につきまして取り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

もちろんですね、これもですね、多分ポイント制かなんかに多分なってくるんだろうと思いますんで、その辺はですね、重々考慮されて、やっぱり取り残しのないようにですね、やっぱりしていただきたいなというふうに思います。

このここにですね、私もこの農林水産省のほうから27年度の、一応予算の概要ということで分厚い資料を持ってるんですけども、いっぱいあるんですね、もう事業がですね、玉名市にもいっぱい活用できる事業が本当にありますんで、その辺はやっぱり気を緩めずに、しっかり補助金ですから、しっかりいただいてですね。もちろんその会計監査あると思うんですけども、やっぱり補助金はしっかりいただくところはいただいてですね、やっぱりその補助金によって活力を見出していただいて、きっちり生産高を上げていただいて、税金を払っていただくというようなスタイルがもうきっちりできればですね、本当いいのかなというふうに思っております。

この農業に関してですね、一つですね、高寄市長がある法人の新年会に行かれて、基幹産業である農業に関しては、「玉名市としても精いっぱい力を入れていきたいと思えます」というふうにごあいさつで申し上げられたというふうに、私もお伺いしたんで、その市長のですね、その意気込みを農業、その基幹産業に対する意気込みをですね、ちょっとお聞かせ願えればなというふうに思いますけれども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 農業につきましては、基幹産業であるということで、トマト、

イチゴ、メロン、そしてミカン等々が主産物でございますけども、これにつきましては、やはり市でバックアップできるどころ、そしてまた国のいろんな施策を利用しながらバックアップをしていきたいというふうに思っておりますし、また、ＴＰＰ関連がございますので、このＴＰＰ関連につきましては、やはり玉名市におきましても影響があるというふうに感じております。そういったものの補完というふうなことで、農業体制の整備を必要であるというふうに感じておりますので、今後も農業に対する経営安定が図られるように、積極的に農業施策に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

しっかり施策に取り組んでいきたいというふうな市長の意気込みですので、よかったですね、僕のほうから一つちょっと提案をさせていただきたいんですけども、市の単独のその機械補助というのがあるじゃないですか、25%ぐらいの、あれが結局毎年1,500万円、当初予算です、1,500万円の予算になって、結局、補正であとで2,000万円とか、2,200万円とか、多分それぐらいに引き上げられるんですけども、よかったですね、あれがですね、結局補正でつくもんですから、そのなかなか、農家が早い段階で機械を申し込んでるわけですよ、しかし25%、市は一応、上限25%ということでおっしゃられてるんで、1,500万円で申込者が多ければ25%に結局充たらないんですよ、そうしたら結局補正で、今25%まで、去年ももっていかれたようなんで、そうしたら結局、機械をですね、夏とか秋口に使いたいなということで4月、5月に申し込みをされるんですけども、結局、補正でそこになっちゃうんで、その機械の導入が遅いわけですよ、だからもしよかったですね、もう一番最初から2,000万円とかですね、2,500万円とか、それぐらいの当初予算からですね、そういう予算づけをですね、していただきたいなというふうに、これは要望としてですね、お願いをしたいなというふうに思っております。もちろん本当に、このＴＰＰ関連に関しましては、ありとあらゆる予算がいっぱいありますんで、これはもちろんその補助事業で、ポイント制というのが今、非常にその農林水産省も線引きをするというようなところで、ポイント制というのを導入をいたしておりますんで、その辺もしっかりその農家の方々と話し合いをされて、そしてまたＪＡさんのほうとも話し合いをされてですね、しっかり県のほうからの指導も受けながらですね、やっぱりこの補助事業に関しましては、本当にそのよくチーム、熊本ではその「チーム熊本」とかというような話があるんですけども、熊本県のほうではですね、玉名市もですね、やっぱり補助事業とかなんとかをもらいに行くためには、「チーム玉名」みたいなですね、本当のその市内でしっかり連携を組んでいただいて、そしてまたそのＪＡたまなさんあたりとの

連携をしっかりと組んでいただいでですね、やっぱりもうその力強く、やっぱりその獲得に向かってほしいなというふうにお願いをしまして、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 私の最後の質問は、玉名市の市街地での循環バス運行についての質問をさせていただきたいと思います。

今乗り合いタクシーで、しおかぜタクシー、いちごタクシー、みかんタクシーというふうにあるんですけども、公立玉名中央病院だったり、この市役所だったり、その辺までは、結局乗り合いタクシーで非常にその便利になりましたというお年寄りの声を聞くわけですけども、それからちょっとした買い物をして帰りたいというときにですね、なかなか不便だという話をよく聞くわけですよ、お年寄りの方々から、そのやっぱり玉名のこの市街地ですね、そのゆめマートさんであったりとか商店街さんがいっぱいあるじゃないですか、その下町商店街さんだったりとか中町商店街さんだったりとか、その辺のですね、この本当のこの市街地を巡回するようなバスがですね、あってもいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。今その買い物難民ということですね、非常にそのやっぱり田舎のほうでは、その買い物に行けないお年寄りがふえてると、で、結局はその年齢がある程度いくまで免許を返納できなくて、その車の免許を持つとってアクセルとブレーキを踏み間違えて、結局大きい事故が非常に今多発してるというような状況ですよ、だから結局、乗り合いタクシーからの連動したその循環バスというのが、あってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、そのような考えは持ってらっしゃるのか、どのような検討がなされているのかを質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員御質問の市街地での循環バス運行についてにお答えをいたします。

本市では、平成25年3月に策定をいたしました玉名市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス路線の運行効率化を図るため、現在、産交バスと市中心部におけるシンプルでわかりやすいバスへの転換に向けた協議を行なっているところでございます。

議員から質問がありました市街地での循環バスの運行につきましては、このバス路線再編の協議の中で検討を行なっているところでございます。

本市では、過去に大学開学を契機とした高瀬地区の商店街などの要望により、平成12年4月から玉名駅を起点・終点に九州看護福祉大学、高瀬地区、駅通り商店街を通り大学環状線が運行されておりましたが、駅と大学の間以外の利用者数が極端に少なく、

期待された効果が得られないなどの理由により、平成23年3月をもって路線が廃止をされた経緯がございます。新たに導入を現在検討しております市街地での巡回バスにつきましては、現行の広域バス路線網にそのまま重複させて運行するのではなく、広域路線の効率化と一体的に検討を行なうことで、他の市町間との移動は広域路線が、市中心部の移動は循環バスが主に担うことで、できる限りすみ分けを図ることといたしております。また、利用者の拡大のために、一定の需要が見込め、通院や買い物の目的地としても考えられる築山地区にも新たに運行を行なう予定でございます。

これからの予定といたしましては、市民の代表や交通機関の代表者等で構成をします玉名市地域公共交通会議での協議を踏まえ、本年夏ごろには見直し内容を決定をしまして、平成28年度中の実施を目指してまいりたいと考えております。それにより、巡回バスの運行開始後につきましては、先ほどおっしゃいました乗り合いタクシーの乗降場所とバスととのネットワークにも向上がするのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

今、原口部長のほうから28年度中に運行ができればというふうな答弁だったんですけども、本当にですね、今からがですね、本当の高齢化社会を迎えていくふうになると思うんで、やっぱりこの乗り合いタクシーからの連動をさせた巡回バスというのをですね、非常にそのお年寄りの方々はもちろん「病院にせっかく来たけん、やっぱり玉名でちょっと買い物でもして帰ろうか。」というようなですね、その方々が非常に困っておられるというような状況ですので、それは十分検討をさせていただいてですね、とり行なっていたきたいなというふうに思います。

熊本県内ではですね、熊本市はもちろんなんですけれども、合志市さん、菊池市、八代市、水俣市、上天草市、天草市、宇土市ということで、市街地での循環バスの運行が行なわれているような状況なんで、玉名市でもですね、そういうのをですね、行なっただいて。それとですね、一つちょっと不思議に思うことがあってですね、不思議じゃなくてですね、みかんタクシーさんは天水町の方々、いちごタクシーさんは横島町と大浜町の方々、しおかぜタクシーさんは岱明町の方々というふうに、僕は理解してるんですけども、その交通アクセスに関しては、もちろんその石貫地区とか三ツ川地区とかも、多分、あんまりこっちにはないと思うとですよ、それとか小田地区とか梅林地区なんかというのは、そういうところの今、その乗り合いタクシーというのは、今どのようなふうになってるかというのがちょっとわかられるのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思うんですけども。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたみかんタクシー、それからいちごタクシー、それとしおかせタクシー、これにつきましてはですね、過去にその路線、路線といいますか、その区域を走っておったバスがあったというふうなところでございます。その廃止するかわりの代替の公共交通機関として、その3つとも乗り合いタクシーが運行されるようになったということです。

それから当然それ以外にも交通空白地帯と、地域と言いますけども、今おっしゃった地域のようなところがありますけども、そういった地域については、どういった公共交通の方法が一番いいのかというところですね、これも同じ交通会議等でですね、検討を今しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

もちろんその交通空白地帯というのがあるということで、それも検討しているということなんで、本当にですね、今お年寄りの方々のアクセルとブレーキを踏み間違えてということで、非常にその日本全国ですね、大きな事故が起こっております。その循環バスとかですね、その交通空白地帯もですね、しっかり考えを持っていただいて、本当に高齢化社会を迎えるわけですので、その辺もですね、早急に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

私の一般質問は、この4つの大きい点で、市街地の循環バス、それとT P P、それと新玉名駅駐車場と、旧庁舎跡地ということだったんですけども、本当にですね、いろんな事業が玉名市でもですね、3年間で箱物事業というか、結構建物建設ラッシュ、多分100億円ぐらいかかるんじゃないかなろうかというふうに、公共施設等建設特別委員会でも説明を聞いておりますと、市民会館だったりというのがありますので、その合併特例債だけをですね、活用するんじゃなくてですね、土地再生整備、先ほど言いました事業だったりとか、いろんな事業の補助金もですね、しっかり活用をしていただいてですね、財政が、負担がなるべく少ないようにですね、しっかり庁内で協議をしていただいて、進めていっていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1 番 北本将幸君。

[1 番 北本将幸君 登壇]

○1 番（北本将幸君） おはようございます。1 番議員の北本将幸です。

きのうの地元新聞記事の 1 面にて、「小学校の部活動、熊本市は存続」との記事が大きく掲載されていました。小学校の部活動においては、県教育委員会が社会体育への移行を進めています。私もこの件に関しては、以前一般質問させていただきましたが、部活動の社会体育への移行は、受け皿、指導者の面など、さまざまな問題があります。また、今議会には、小中学校部活動における助成金に関する請願も提出させていただいていますが、玉名市においても子どもたちがきちんと運動できる体制を今後も整備していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。今議会には、平成 28 年度玉名市一般会計予算が計上されており、予算額としては過去最高の 331 億円が計上されています。今年度も市長の公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略 21」」に掲げた取り組みを中心として、さまざまな事業を行なわれ、玉名市活性化につなげていかれると思います。事業としては、サッカー場建設、市民会館建設、旧庁舎跡地等活用事業、新玉名駅駐車場整備事業など多くの事業が予算計上されており、今回の一般質問でも多く取り上げられています。

そこで新年度の事業関連で、3 点質問いたします。まず初めに、空家対策推進事業について質問いたします。空き家対策については、以前の一般質問にでも質問させていただきましたが、空き家は人口減少や核家族化、建物の老朽化などさまざまな問題を背景に全国各地でふえ続け、全体の約 13.5% が空き家となっているのが現状です。このような中、空き家対策を推進するために、国が法整備を実施し、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。法律の施行とともに、各自治体には空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針についても通告され、玉名市においても前回の議会にて、玉名市空家等の推進に関する条例が制定されました。そして条例制定を終え、今議会において空家対策推進事業費として 4,073 万円が計上されています。今後、どのように空き家対策を進めていくのか、市の見解をお伺いいたします。

2 点目は、定住化促進事業についてですが、玉名市においてもそうですが、地方における人口減少の問題は、より一層深刻な状況となってきています。さらに先日の報道では、国勢調査の速報値によると 2015 年 10 月 1 日時点の日本の総人口は 1 億 2,711 万 47 人となり、前回の調査から約 94 万 7,000 人減り、減少率は 0.7%、つ

いに人口が減少し、日本は人口減少社会に突入しました。都道府県別では、人口が増加したのは東京都、愛知県、埼玉県など8つで、一方人口が減少したのは、39の道府県となっており、地方においては人口減少がますますの問題となってきました。働き手、担い手である若者が減少し、地域の活力が失われてきている現状を改善するとともに、いかに若者を地域内に定住させるかが喫緊の課題となってきました。このような中、定住化促進施策に力を入れる地方自治体がふえており、限られた予算の範囲で、いかに有効な対策を講じることができるのか、自治体の力量が求められることとなります。このため玉名市においても定住化にさらなる力を入れていく必要があります、新年度定住促進事業費として6,052万円が計上されていますが、今後の計画についてお伺いします。

最後に、3点目は、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業について質問いたします。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を機に、各自治体ではスポーツを活用したまちづくり、スポーツ環境を結びつけ、各種競技団体と連携し、大会、合宿の誘致など、まちづくりの一環として施策に位置づける取り組みがとられてきています。玉名市においても、その一環として、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業費が新年度予算に計上されています。オリンピック・パラリンピックを市のスポーツ振興につなげていくことは大変重要であると思われ、それはジュニア選手の育成だったり、スポーツを通じた国際間、あるいは国内の他の地域との交流、スポーツを楽しむ人がふえ健康づくりにつながったり、キャンプを誘致することにより、スポーツ施設の整備が進んだり、観光客の増加による経済効果など、さまざまな影響があり、玉名市のスポーツ振興につながっていくものと考えられます。今回、誘致推進事業費として181万円が計上されていますが、どのような考えを持って進められていくのか、見解をお伺いします。

以上、平成28年度に実施予定の事業について、3点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議員の空家等対策推進事業についての御質問にお答えをいたします。

平成28年度の空き家対策につきましては、空き家等の実態調査、空家等対策基本計画書作成、空家等対策協議会の設置の3点を中心に事業推進を計画しております。

まず、空き家等の実態調査につきましては、おおむね1年以上建築物の使用がないすべての空き家の把握や所有者の特定のための調査を行ない、データベースを構築したいと考えております。

次に、空家等対策基本計画書の作成につきましては、予防、活用、除却に力点を置き、

今後の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、庁舎内で関係各課による連携会議などにより横断的な諸問題をそれぞれの部署で整備し、総合的な基本計画書の作成を行ないたいと考えております。内容といたしましては、空き家等に関する基本方針や適切な管理促進、除却した跡地活用の推進、特定空家等に対する措置や相談体制の確立などの事項を盛り込む予定としております。

最後に、空家等対策協議会の設置につきましては、協議会構成として、市長をトップに市議会、法務、不動産、建築、福祉、警察、消防及び学識経験者の委員により組織することとしております。協議内容としましては、空家等対策計画の作成や変更、特定空家や緊急措置家屋などの認定判断などを行なう計画でございます。

以上、平成28年度においては、今後玉名市が推し進める空家等対策の事業推進を図る上で、主軸となる事項を確実に整備し、魅力あるまちづくりの推進及び地域の良好な景観の保全に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えをいたします。

本市の定住促進補助事業の内訳は、定住促進補助事業、おためし暮らし事業、定住相談会参加事業、空家バンク事業等で構成をしております。これらを総合的に展開をしているところでございます。

まず、定住促進補助事業についてでございますが、現制度は平成23年度から開始をしまして、平成28年3月31日をもって終了いたしますが、これまでの実績等から一定の成果と需要があると判断をしており、平成28年度からも引き続き住宅の取得に伴う新規転入者に対する補助制度等を実施するため、今議会に関係予算を計上をしているところでございます。

次に、おためし暮らし事業でございますけれども、本市への移住を検討している方に対し、天水町小天地区に整備をしております「おためし暮らし住宅」で、1週間から最長6カ月まで実際に生活を体験をしていただき、移住につなげる施策でございます。平成26年度に整備をして以降、7組、22人の方に利用をいただいております。先般、利用いただいた方1組の移住が決定したところでございます。本事業は、実際の本市での生活体験ができる点で、有効な施策ととらえておりました。今後も推進してまいりたいと考えております。予算につきましては、光熱水費等施設の運用に必要な費用でございます。

定住相談会参加事業は、東京都、大阪府及び福岡県で開催をされる移住相談会に、玉名市の相談ブースを出店しまして、職員が相談に応じることで、将来の移住に結びつけるものでございます。毎回、約10組の相談に応じておりました。中には実際の現地視

察等につながるケースも出てきております。今後も継続的に都市部に出向き、本市での暮らしをPRしてまいりたいと考えているところでございます。予算につきましては、相談ブースの出店料、職員の参加旅費でございます。

最後に、空家バンク事業についてでございますけれども、これは市内の売りたい、買いたい空き家を登録し、移住希望者の住まいとをマッチングさせる事業でございます。登録件数がいま一つ伸び悩んでおりますけれども、現在、県が主体となり不動産取引業者と市町村とが空き家の調査、契約の媒介、仲立ちでありますけれども、こういったことについて、不動産取引業者と連携を図る動きがありますので、本市もこれに合わせ関係団体と連携を深めて、本事業を推進してまいりたいというふうに考えております。予算につきましては、制度の利用促進を図るため、成約を条件に空き家に残された家財道具の搬出、処分等について補助金を交付することとしております。これの補助についても、当初予算で計上しております。平成28年度もこれらを総合的に実施し、本市への移住、定住を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業についてお答えいたします。

本事業のメインとなる取り組みは、2020年の東京オリンピックキャンプ誘致事業であります。まず、玉名市が取り組む事業推進の基本的な考え方を申し上げます。誘致方法としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を通じて、各国のオリンピック委員会に情報提供する方法を考えております。組織委員会が作成するガイドによる情報提供により、関心のあるキャンプ候補地に選手団から紹介が入り、交渉が開始されます。今後、このキャンプ候補地ガイドに掲載するための条件整備に取り組んでまいります。また、このキャンプ候補地ガイドに掲載する協議は、昨年9月に市議会において決議されたオリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の中に明記してあるとともに、玉名市において国体や高校総体の大会会場となるなど、玉名市と縁の深いレスリングといたします。

次に、候補地ガイドに掲載されたあとは、各国、各地域の選手団からのオファーを待つとともに、誘致に向けた国内関係機関への交渉活動や市民向けのキャンプ誘致機運の醸成を展開するものでございます。その後、相手国が決定すれば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後で、相手国の選手、関係者との交流についても具体的に協議していきたいと考えておりますが、今、想定できる交流としては、ウェルカムパーティーの実施、市民合同応援団の派遣や玉名市内でのパブリックビューイング会場での

応援、相手国選手や関係者を協議終了後に玉名に招く交流事業などをイメージいたしております。事業推進に当たっては、庁内関係部署の共通理解と協力が不可欠であり、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず、空家対策についてなんですけど、その対策を進められていく中で、空家対策協議会を設置されて進めていかれるとの答弁でしたが、その協議会の設置時期としては、いつごろを想定されているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在、協議会委員の人選につきまして、関係団体と調整を行なっております。設置時期につきましては、来年度なるべく早い時期に第1回の協議会を開催し、年度内に複数回の開催を予定しております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 対策を進めていく上では、この協議会を設置したほうが進んでいくと思うんで、なるべく早く設置していただいて、対応を進めていただきたいと思います。

あと、空き家対策の基本計画も策定されるということで、その中で空き家の要望、活用、除却にその3点において重点的に作成されるということですが、現時点でいいんですけど、空き家の要望や活用においてはどのような対策を行なう予定なのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） まず、予防につきましてでございますが、広報紙への掲載、それからセミナーの開催などの啓発、相続関係や空き家の管理サービスなどの相談、住居の改修や長寿命化、売却や賃貸化、独居高齢者の支援等による利用継続に対する相談支援等が想定しております。また、空き家となったものの活用でございますけれども、空家バンクの活性化等定住促進に向けての活用、それから福祉施設等への転用、空き家の賃貸化等への支援による流通促進が想定をいたしております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その相談会などは市がなんか主催となって開催していくという感じですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 相談会あたりは今後の課題でございますけれども、各課連携

して、そのようなことができればと思っているところでございます

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 空き家については、どんどんふえていってる状況なんで、空き家にならないために予防するのと、なった場合活用するの両面から対策をとっていただきたいと思います。

もう1点なんですけど、もう1個除却について何ですけども、各自治体では倒壊のおそれのある空き家が防犯、防災、また、景観の面で地域に与える影響が問題となっており、以前は、個人情報保護の観点から、所有者の把握が難しかったり、個人の財産などで勝手に立ち入り調査などできなかつたりと、さまざまな問題がありました。しかし、新しい法律の施行に伴い、市町村が固定資産税などの内部の情報を利用して、空き家の所有者を迅速に把握できるようにすることや、所有者がわからない場合でも問題が生じるおそれがある空き屋に立ち入り、危険性などを調査できるようになりました。また、特に老朽化が進み、倒壊などのおそれがある空き家を市町村が「特定空家」と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告や命令ができるようになりました。このような中、先週、東京葛飾区で70代の女性が所有する空き家が倒壊する危険性があるとして、行政が取り壊し作業を始めたとの報道がありました。いわゆる法律における行政代執行ですが、所有者が特定されている空き家への行政代執行は全国初めてとのこと。このように今後法律の施行により、空き家の整備が進められていくと思いますが、玉名市においては、特定空家の解体など、この除却においては積極的に進められていくのか、見解をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 特定空家等の除却についての御質問でございますけれども、空き家の所有者等は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように適正管理し、特定空家の除去につきましてもまずは自主的な解体撤去をお願いすることが前提となります。その後、対応できない場合におきましては、法に基づきまして、助言、指導、それから勧告、命令、公表、行政代執行と段階を踏んで進めてまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 特定空家など、今後協議会つくられて、出てくるとは思いますけど、その空き家に対しては、国の方針では、地域や住民などに対する影響や危険性などを考慮した上で、勧告や命令などするようになっていきます。法律の施行により、所有者への指導が容易となりますが、ここの対応については、いろいろあってトラブルの原因になる可能性もあります。また、強制的な撤去では、財政負担が生じるなども懸念されているので、今後、協議会立てて、しっかりと計画を持って進めていただきたいと思っております。

次に、定住化のほうですが、定住化促進においては、空家バンク制度、おためし暮らし制度、定住促進補助事業など、さまざまな対策がとれていると思いますが、その中で、定住促進補助事業を平成23年から28年3月まで、今、5年間実施されていると思いますけども、その成果としてはどういうものがあつたのか、お伺いしたいのと、また同時に、今回、新たにまた第2次定住促進補助事業を予算計上されていますが、その最初された第1次と第2次の違いについてもあわせてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問にお答えいたします。

平成23年度から5カ年にわたり実施をしてきておりました現行の定住促進補助事業は、本年2月末現在で約680人の方に活用いただいていること、交付決定者が20代から30代が約6割と若い世代が多く、転入後新たに子どもが生まれる世帯も見受けられること、また、アンケート調査では、交付決定者のうち約半数が補助金が玉名市を転入先と選ぶきっかけ、決め手になったと判断をされておられるということから一定の成果をおさめているというふうにとらえております。

それから、第2次定住促進補助事業の現制度との違いについてでございますけども、主なものとしたしましては、市内建築業者の施工により住宅を取得した場合、補助金を上乗せするということ、それから、転入から住宅を取得するまで一定の猶予期間を設けること。これまでは住宅リフォーム補助に関し、一定額以上の物件を売買により取得した場合に活用できるとしているものを、Uターン等を想定し、売買を行なわなくても自己所有の物件であれば、これを活用できるようにすること。空家バンク制度に登録をされた物件を取得した場合における補助制度の新設等を考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 定住の補助事業としては600人以上利用されて、若い20代、30代の若い人が多かったということで、ある一定の効果はあつたとのことで、今回、また新たに第2次定住促進補助事業をされるわけですが、今の内容で、市内の建築業者を使ったときに、補助金の上乗せがあると言われたんですけど、その上乗せはどれくらいあるのかというのと、あと一定の猶予期間を設けるというので、その猶予期間はどれくらいの期間があるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問でございますけども、市内業者を利用して住宅を取得、建築をした場合には、現在までの制度としては、市内業者であっても、市外であっても100万円というふうな、5年間で100万円というふうな制度でございましたけども、市内業者の建築業者を利用することであれば150万円、年間30万円

の5カ年というふうな上乗せを考えております。それから猶予期間でありますけども、今までの制度については、過去3年間玉名市以外に住んでおいて、そのあと玉名市に来られた、例えばアパートに住んでおいて新たに新築するといったときには対象とならなかったんですけども、玉名市に移住されて1年間の間にそういった住宅を取得するというふうな方には、1年間の間の方にもその制度を適用するというふうな制度でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 補助事業に関しては、補助金の上乗せとか、猶予期間があつて、以前より使いやすいというか、いい補助事業になってると思いますけど、その新たにされていくに当たって、その第1次と、第1次のまま続いていると思ってる人もいるかもしれないんで、新たな啓発、新しい事業始めますよという啓発活動が必要になってくるとは思いますけど、市のお考えのほうをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員おっしゃったとおり、新たな制度というふうになりますので、市のホームページであるとか、広報紙の掲載、また、先ほど申しました不動産関係団体との連携、情報共有、都市部での宣伝の積極的な広報周知等を行なっていくというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） せっかく新しい事業を始められるので、しっかり積極的に啓発を行なっていただきたいと思います。

次、いつでもいいですか。

○議長（永野忠弘君） 国際スポーツのやつは。

○1番（北本将幸君） ありますけど、いいですか。

○議長（永野忠弘君） もうよかつ。

○1番（北本将幸君） いや、再質問ありますけど。していいですか。

〔「午後にすったい」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） じゃあ、休憩よかですか、はい。

北本将幸君の一般質問の途中ですが、議事の都合により、休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 国際スポーツ大会のキャンプ等誘致推進事業について答弁いただきました。

オリンピックのレスリング競技に対して取り組まれていくということでしたが、オリンピックのキャンプ地としての誘致活動への取り組みは、日本全国の各自治体でいろいろな動きが沸き起こっています。キャンプ誘致は地方にオリンピック開催効果を実現できる有効な手段であり、キャンプ地の誘致活動では、ほかの自治体でも経済効果や知名度アップなどを目的に取り組まれており、玉名市でもレスリングを中心に進められるとの御答弁でしたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが玉名市のスポーツ振興においてどのような効果をもたらすとお考えなのか、見解のほうをお伺いします。

〔「しっかり答弁せいよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまキャンプ誘致の効果ということでございましたが、今、最近ではスポーツ活動についてもですね、その経済効果に着目して市民マラソン大会などの参加型スポーツイベントの開催などによって地域経済活動手段としてのスポーツという視点からスポーツ振興に取り組む事例も多く見られます。このような状況の中で、将来的に活力ある玉名市をつくり出す方策として、スポーツ施設等を活用したスポーツ分野での誘致活動やスポーツ合宿、大会の誘致により、交流人口を拡大して、関連産業による地域経済の活性化を図る、それとともに来訪者の交流によって、本市の市民スポーツ競技力の向上あたりにも効果があるものと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） キャンプ誘致においては、推進されるに当たり、宿泊施設の問題や運動設備の運動施設の整備、費用面等の課題が出てくると思われ、それらを乗り越えて解決を図っていく必要があります。そのためにはかかわる関係者が目指すべきビジョン、将来像的なスポーツ振興の目標を明確にしておく必要があります。スポーツ大会キャンプ等推進によるさまざまな効果を玉名市、玉名の地域においてスポーツ団体、行政などが分かち合い、相互に協力して地域全体で推進する環境をつくり出すことが必要だと思えます。玉名市として誘致するに当たって、将来的にはこのような大会を誘致したいとか、このような合宿を誘致して、こういうスポーツ活性化の玉名をつくっていききたいとか、現時点での目標とか、将来的なビジョンというものはあるのか、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の2020年のオリンピックキャンプ誘致ということにつきましては、レスリング競技で進めるということでした。ただ、玉名市

としてやっぱり将来的な方向性を達成するための契機というふうなとらえ方をしております。このキャンプ誘致に取り組んだあと、国の内外からスポーツ合宿や大会の誘致につながるような情報発信、これが大事なのかなというふうに思っているところです。ですので、レスリング競技に限らずですね、スポーツ競技によって本市のスポーツ振興を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 誘致においては、しっかりとその将来像的なものを持つとかなないと、ただスタートしてもうまくいかないと思うんで、しっかりその目標、あるいはビジョンのようなものを掲げて進めていただきたいと思います。誘致においては、世界のトップ選手と交流できたり、その後の国際間の交流など、子どもたちや地域に与える影響は費用対効果では図ることのできないものがあると思います。しかし、継続していくには、ある程度の費用もかかっていくと思います。とりあえず当面的にはオリンピックの合宿誘致を目標として進められていくと思いますが、そのオリンピックが終わったあとですね、あとも継続してある程度予算がかかってもスポーツ振興につなげて、大会などキャンプ誘致など続けられていくのか、そういう活動を続けていかれるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほども申しましたように、2020年のオリンピックキャンプ誘致に取り組むこの事業は、その契機ということでとらえております。オリンピック開催以降につきましても、そういった大会なり合宿の誘致、また交流事業あたりについてもですね、取り組んでいく方向性を持っております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その後の継続がやっぱり大事だと思うんで、しっかり継続していただきたいと思います。そのオリンピックの合宿、レスリングを中心に進められるとのことですが、御存じかと思いますが、熊本県が政府が進めるホストタウン構想で、インドネシアの受け入れ自治体として登録されました。ホストタウン構想は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの参加国の選手たちと地元住民の交流を目指し、国が進めているものです。熊本県は、今後国から財政面の支援を受けながら、インドネシアの人気スポーツであるバドミントンを中心にスポーツ大会開催などを通じて、交流を深め、インドネシア選手団の合宿誘致を目指しています。このように、熊本県が進めているわけですが、県と一緒に事業を行っていくのも一つの手段だと思いますが、県とそのことについて協議されたとか、ないとしたら今後そのようなお考えはあるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ホストタウン構想につきましては、今年度熊本県もバドミントンの強豪インドネシアを相手国としてキャンプ誘致を目指すということで聞いております。県の計画では、2020年本大会まで、ジュニア選手との交流事業や異文化理解に向け、活動支援事業などを実施し、県全体でおもてなしの機運醸成を図ることとし、大会終了後も、スポーツ、教育、文化を通じた継続的な人事交流を進めるとされております。本市としましても、今後熊本県下の市町村に対し、県から働きかけがあるかどうかは現時点では不明でございますが、県が実施されます交流事業などとの連携が可能かどうかを懸案、ほかの市町村からの情報収集を行ないながら調査検討をしまいたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 国とか県とかが推進して進めている事業もせっかくあるので、玉名市はレスリング中心と進められていくと思いますけど、バドミントンとかほかの競技もスポーツ振興につながると思うんで、幅広い視野を持って進めていただきたいとします。さっきも言ったんですけど、進めるに当たってはしっかりとした将来図、こういう玉名市にしたいというのを持って、積極的に進めていただきたいと要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

マイナンバーはすべての国民に番号を割り振り、税や社会保障の手続きなどに用いていく仕組みです。昨年10月から番号通知の郵送作業が開始され、1月から制度がスタートし、職場などで番号の提示を求められるようになりました。しかし、制度の開始に当たっては、番号通知カードの未通達やシステム障害、マイナンバーに関する詐欺事件など多くのトラブルが起きており、毎日のようにマイナンバーに関するニュースが報道されています。全国でもまだ番号通知が未通達の方もおり、実務を担う市町村はその対応に追われています。現時点では、マイナンバーを示さなくても各種手続きは可能となっていることも多いですが、将来的には国の方針としてあらゆる場面で必要になってくると考えられます。しかし多くの住民は制度を熟知していないため、窓口の説明などで混乱するケースも少なくないと思われまます。また、希望する人にだけ発行される個人番号カードの交付でもトラブルが続いています。1月中旬から、全国各地の市町村窓口でカードの引き渡しが始まりましたが、カード交付を全国的に管理する地方公共団体情報システム機構のシステムがたびたび不具合を起こし、通信できなくなるなど、多くの市町村で個人番号カードの交付が一時できなくなる事態も起きました。情報システム機構によると不具合の原因はわかっておらず、正常化のめども立っていないようです。このように制度開始からトラブルもあっていますが、玉名市の状況、対応について4点質問い

たします。

- (1) 番号通知カードの通達状況と今後の対応について。
- (2) マイナンバー制度に関する相談状況について。
- (3) 個人番号カードの申請状況とその対応について。
- (4) 玉名市での独自利用の検討について。

以上、4点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

[市民生活部長 上嶋 晃君 登壇]

○市民生活部長（上嶋 晃君） 北本議員御質問のマイナンバー制度についてお答えいたします。

まず、第1点目の番号通知カードの通達状況と今後の対応についてお答えいたします。

通知カードは平成27年11月下旬から12月中旬にかけて玉名市で約2万6,800世帯へ郵送による配達が行なわれました。このうち2,312通が市へ返戻されました。返戻分につきましては、再送付や居所実態調査などを行ないました結果、本年2月末現在で、受け取り拒否が22件、居住者不明が585件、合計607件が残っており、全体の約2.3%の通知カードを市民課で保管している状況でございます。なお、居住者不明などで残っている通知カードにつきましては、今後も市民課で保管、調査を行なってまいりますし、引き続き市のホームページや広報でも掲載してまいります。

次に2点目のマイナンバー制度に関する相談状況についてお答えいたします。マイナンバー制度に関する相談では、個人番号カードの申請は義務なのかといった質問が多く寄せられております。それに対しましては、個人番号カードの申請はあくまでも任意である旨の説明をいたしております。また、個人番号カードは必要かどうかという質問も多くあり、それに対しましては、まず個人番号カードと通知カードの違いを説明し、そのあとに、個人番号カードの用途についても説明をして、本人にカード所有の必要性があるかどうかを判断していただいております。また、通知カードをなくして自分の番号がわからないがどうすればよいかという問い合わせもございます。再交付もできますが、再交付の場合には、申請からカードの受け取りまで数週間の時間を要しますので、緊急的な対応としましては、個人番号記載の住民票の取得を進めております。

次に、3点目の個人番号カードの申請状況とその対応についてお答えをいたします。個人番号カードは地方公共団体情報システム機構へ希望者が直接申請することとなっております。玉名市の申請者数は、現在2千数百件ほどと思われ、全市民の約3%の方が申請をされている状況でございます。個人番号カードは地方公共団体情報システム機構で作成し、市へ到着後、カード管理台帳へのデータ入力、カードの交付前処理等の作業を行ない、その後個人番号カード発行通知書を申請者の自宅宛に発送するといった流れ

になっております。しかしながら、議員申し上げましたとおり、今年になって地方公共団体情報システム機構においてシステムの不具合が数回にわたって生じたために、本市だけでなく、全国的に端末での作業が非常に不安定な状態となって、順調に事務処理ができなかったところがございます。個人番号カードは本年2月末現在で1,942件が地方公共団体情報システムから本市に送られてきており、そのうち1,259件に発送通知書を送付し、このうち360件に交付をしているところがございます。交付に当たっては、不正取得や交付の取り間違いなどがないように、運転免許証など本人確認書類の提示などを徹底しております。

最後、4点目ですが、玉名市での独自利用の検討についてお答えをいたします。マイナンバーを利用した独自利用は、市の大きな課題であり、コンビニ交付を初め、図書館利用カードや公共施設予約システムなど、さまざまな場面での活用が期待できます。個人番号カードの交付も開始され、運用も可能となっておりますので、今後、個人番号カードの普及状況に合わせ、市民ニーズを把握しながら、費用対効果なども勘案し、市民サービスの向上につながるような事業から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

一番最初の番号通知カードの通達状況については、最初2,300件ぐらい返ってきて、頑張って調査をされて、今607件ですかね、ぐらが残っているという状況で、現時点ではマイナンバー自体を余り使わなくても問題ないところが多くて、今はなくても大丈夫だと思いますが、いずれは結局その600件ぐらいの方にも必要になってくると思いますので、大変だと思いますけど、残りの方にも届くように、今後も継続して調査などを行なっていただきたいと思います。

2つ目のマイナンバー制度に関する相談状況についてですが、カードの必要性やつくらないといけないのか、いるのかというような相談とか、いろいろあっているようですが、現時点でその相談に電話対応とか、窓口に来られるとかされてると思いますけど、現時点でそういう混乱や遅延なく窓口として対応できてるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

今、現時点の窓口、対応する窓口の状況についてでございますけれども、マイナンバー事業に携わる市の職員は、本庁市民課の市民係で5名、それと各支所の市民生活課では2名で対応しているような状況でございます。さらに市民課におきましては、臨時職員2名を別に配置をしております。まだ業務としましては、通知カードの配達についての確認、あるいは個人番号カードの申請の案内などを行なっているところがございます。

個人番号カードの交付事務をこの1月から開始をされております。それによって電話での相談、あるいは窓口来庁者が非常に増加をしているような状況で、曜日とかあるいは時間帯によっては窓口でお客様にお待ちいただくというような場合もございます。特に個人番号カードの交付の事務につきましては、1人当たり約10分程度時間を要するというようなことでありますので、特に3月とか4月にかけては、転入、転出などの住民票の移動の事務が繁忙化することになり、非常に事務が重なるためにできる限り遅滞なく、間違いのない事務を行ないたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今のところ対応できているとのことですので、しっかり対応していけるように、今後も続けていただきたいと思います。

3番の個人番号カードの申請状況については、今、カードを交付されたのは360件ぐらいで、まだ3%、申請においてもまだ3%ぐらいしか納されていない状況なんですけど、今後さらにふえていくのかなと思いますけど、その交付がふえていくに当たっては成り済ましなどの犯罪が行なわれる可能性も否定できなくなるわけですが、カードの交付に当たっては、現在免許証などを用いて間違いのないように進められているとのことですが、その交付に当たっては、顔認証システム等の対策もあるようで、玉名市にはまだないとのことですが、今後、そのような顔認証システムなど取り入れられる予定はあるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 顔認証システムにつきましては、その顔認証システムの機器を平成28年度の当初予算で要求をしているところでございます。本庁とあと各支所にそれぞれ1台ずつ、合計4台を導入する予定でおります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そういう顔認証のシステムがあれば、間違いのない確率というか、間違いないように進めれると思うんで、導入されるということなので、導入してしっかり進めていただきたいと思います。

4番目の玉名市での独自利用の検討についてですが、独自利用の検討については、コンビニ交付など、ほかの自治体で取り組まれているところもありますが、答弁でも言われたように費用対効果の面など、精査するところがあると思います。マイナンバー制度においては、まだまだ市民において浸透しているとは言いがたい状況であり、情報漏えいなど危惧する部分も多いので、独自利用においてはしっかりと対策、計画を練った上で、今後進めていただきたいと思います。

独自利用においては答弁でも言われたように、コンビニ交付以外にも図書館や公共施設での利用が今後検討されていくと思いますけど、検討されていくに当たっては、個人番号を持たないと図書館で本が借りられないとか、公民館での利用登録ができないとか、そのカードを持つ人、持たない人で差が出ないように進めていただきたいと思います。

最後ですけど、マイナンバーは現時点でまだ個人番号カード3%ぐらいしか申請されてない、ほとんど申請されてない状況なので、まだ実際いらないことが多いから申請されてないと思うんですけど、今後国はこのマイナンバーをいろいろ使っていこうということなので、この残り97%ぐらいの人が、今後どんどん、どんどん申請していく可能性もふえて、相談などもどんどんふえていく可能性もあると思います。今は職員さんが5名と2名で7名ぐらいで、臨時の職員さんが2名で、今のところ大丈夫ということなんですけど、今後その申請がふえる可能性もあり、相談件数もふえる可能性もあり、職員体制をしっかりとつとめないと対応できなくなる可能性もあると思いますけど、今後の職員体制についてのどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 先ほど申し上げましたように、現時点では市民課市民係で5名、それとそれぞれの各支所で2名の体制で行なっているような状況でございます。今後、そういう個人番号カードの申請がふえる可能性というのは非常に高いかと思っております。そのような場合、やはりこの臨時職員2名というような体制をやはり続けていきたいというようなところも考えておりますし、当面この2名というのは、この3月でちょっと終わるような形ではありますけれども、来年度もこの臨時の職員については、1名もしくは2名体制を進めていければと思っております。

確かに、個人番号カードの交付状況とか、あるいは業務量を考慮しながら、サービスの低下につながらないような、そういう体制をとっていければと考えているところであります。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） まだ制度が始まったばかりで、まだそんなにその申請とかなんかと思うんで、今後が多分大変になってくると思うんで、しっかりとその職員体制をとっていただきたいと要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、障害者差別解消法について質問いたします。

日本は国連の障がい者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく個性を尊重し合いながら、障がいがある人も、ない人も共に生きていける共生社会の実現に向け、障がい

を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」を制定し、来月4月より施行されます。本法律では、障がい者への差別をなくすため、地方自治体に対し、必要な施策を実施することを法的に義務づけているほか、国民に対しても障がいを理由とした差別がなくなるように努めることを求めています。障がい者が支障なく日常生活を送れるよう国や地方自治体、それに民間の事業者に対し、施設をバリアフリー化したり、職員に対する研修を行なったりするなどの環境整備に努めるよう定めています。つまり、公共機関や民間企業に対し、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁じ、加重負担にならない限り、施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮を求める内容です。しかし、法律の施行に当たっては、国の準備の遅れから、各地においても対策が遅れていると言われていています。

そこで障害者差別解消法が来月施行されるに当たり7点質問いたします。

- (1) 障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方について。
- (2) 玉名市における対応要領の作成について。
- (3) 法律の周知、啓発活動について。
- (4) 職員に対する研修について。
- (5) 相談及び紛争の解決のための体制の整備について。
- (6) 障害者差別解消支援地域協議会の設置について。
- (7) 法律施行に向けた教育委員会の準備体制について。

以上、7点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の障害者差別解消法に向けた準備体制についての御質問にお答えします。

その前に、障害者差別解消法について、簡単に御説明申し上げます。

この法律は、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日施行されるものでございまして、法の趣旨といたしましては、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律でございます。

それでは、御質問の7項目のうち、6項目につきまして、私のほうからお答えいたします。

まず1点目、障害者差別解消法施行に伴う行政サービスのあり方についてでございますが、行政機関は、障がいを理由として不当な差別的取り扱いをすることにより、障がいのある方の権利、利益を侵害してはならないと定めるとともに、障がいのある方にとっての日常生活や社会生活を送る上で障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、例えば、町なかの段差の解消などにおいて、その実施に伴う負担が過重でな

いときは、当該障がい者の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を行なうことを行政機関に義務として定めていますので、対応してまいりたいと思っております。

次に、2点目、玉名市における対応要領の作成についてでございますが、障害者差別解消法第10条において、地方公共団体は国が定める基本方針に則して、職員対応要領を定めるよう努めることとされております。そこで本市では、職員が事務事業を行なうに当たり、障がいを理由とした差別を行なわないよう、適切に対応するための事項を定め、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮も例示した職員対応要領を関係課と協議し、県障害者支援課に指導を仰ぎながら作成しております。本市の職員対応要領は、平成28年2月の作成し、法に合わせて平成28年4月1日施行予定でございます。

次に、3点目、法律の周知、啓発についてでございますが、周知のため、広報やホームページの掲載、窓口カウンターでの法のわかりやすいチラシの配布等を考えております。また、啓発活動は、本市が事務局である有明圏域2市4町の自立支援協議会のメンバーで、実際の現場で対応される指定相談支援事業者や障がい福祉サービスの関係職員70名弱の研修会を今年度1月に開催し理解していただいております。それとあわせて、市内の就労継続支援事業所1カ所にて勉強会を実施しております。

次に、4点目、職員に対する研修についてでございますが、障がいのある人に対して、適切に対応できるように、障がいを担当する主管課と職員担当の総務課と共同し、全職員を対象とした特別研修を早い段階から取り組めるようにしてまいりたいと考えております。

次に、5点目、相談及び紛争の解決のための体制整備についてでございますが、本市では新たな相談体制は設けず、また、新たな増員はせずに、現状の相談窓口体制の維持を考えております。体制としまして、市民の対応に関する全般的な相談は、総合福祉課が対応し、内容によっては関係課と協議し対応してまいります。市職員の対応に関する相談は、職員担当の総務課が当たります。相談を受けた案件につきましては、関係者から内容を確認するなどして、事案を整理し、対応してまいりたいと考えております。

次に、6点目、障害者差別解消支援地域協議会の設置についてでございますが、法では「障がいを理由とする差別の解消を推進するための取り組みを効果的かつ円滑に行なうため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」とあります。法は努力義務ではありますが、当地域の実情を踏まえて、本市のみの協議会の設置は考えておらず、平成18年10月に設置した有明圏域の障がい者自立支援協議会の有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会を関係機関と調整し、活用できないかと現在考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 議員御質問の法律施行に向けた教育委員会の準備体制について、まず市内の小中学校における現在の取り組み状況について申し上げます。

学校では、障がいを持つ児童・生徒に対する差別をなくすことはもとより、熊本県教育委員会の特別支援教育課の指導により、障がいのあるもの、ないものが共に支え合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、すべての学校において特別支援教育の推進を図っております。障がいのある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加ができるように教育活動を展開しております。

学校における具体的な取り組みについて申し上げます。

まず、発達障がいを含む障がいを持つ児童・生徒が十分な教育を受けることができるよう、障がいの状況や教育的ニーズに応じて、個別に必要とされる合理的配慮を保護者との合意のもとに決定し、提供しております。また、関係機関との連携を図りながら、個別の教育支援計画及び同計画に基づいて個別の指導計画を作成するとともに、その中に具体的に合理的配慮を明記し、継続的、組織的に必要な支援を行っております。学校では、障がいを持つ児童・生徒が入学してくる場合、保護者と学校の合意のもと、例えば、車いすでの出入りができるように玄関アプローチ並びにスロープの造作や障がい者用トイレ及び教室に直接出入りできる間口の広いドアの設置など、個に応じた合理的配慮の提供をすべての学校で行っております。さらに共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、各学校では、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が同じ教室で学習を行なう交流学习も実施しています。その中で、相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性を育むことができるように、体験学習や共同学習を実施しているところでございます。

続きまして、本法律の教職員への周知と研修の方法について申し上げます。各学校には文書にて通知を図るとともに、校長会においてその趣旨と学校が合理的配慮に努めることなどについて研修を行なった上で、各学校では学校長を中心に研修を実施するようにいたします。あらかじめ多様なニーズを持つ障がい者に対して、完全に準備しておくことはなかなか厳しいものですが、個別の合理的配慮の要望が出れば、学校は過重な負担とならない範囲で提供できる配慮について、障がいのある当事者並びに保護者と協議するためのテーブルにつき、相互に建設的な対話を行ない合意形成を図ってまいります。

以上の取り組みについて、各学校で一層の徹底を図り、障がいを持つ児童・生徒がその障がいにより差別や不利益をこうむることのないように、特別支援教育の体制整備に推進してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

最初の行政サービスのあり方についてですけど、差別解消法の施行に当たって、一人一人、一つ一つの障壁を解消するための環境調整を合理的配慮と言いますが、この合理的配慮の行政の提供は法的義務になります。今後障がい児の就学相談への対応や行政の出先機関、また、選挙の投票所、また、緊急時や災害時など、いろいろな場面で障がい者への合理的配慮の提供が義務づけられることになります。玉名市としては、法律の施行に当たって準備態勢をとられていると思いますが、新年度予算ではこの法律関連の推進事業費として、どの程度計上されているのか、具体的な内容をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

具体的な予算の計上についての御質問ですが、関連予算といたしましては、具体的には、市役所1階のロビーに手話の通訳を1名、これを月曜日の8時半から3時半まで、毎週配置をしております。この方で年間40万円の計上をしております。それからそのほかに、各講演会、講習会、それから防災訓練等の手話通訳に関しまして配置をしております。それにつきまして、大体約20万円程度の予算を計上をしております。そのほか、各施設の改修、そういう面での修繕料等に関しまして、各施設のほうで枠予算としての計上がなされているというふうに思っております。具体的な金額については、その辺はまだわかりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 合理的配慮において、行政サービスで最も求められることは、情報の保証だと思います。今、答弁で言われたように、手話通訳の設置などされていますけど、現在週1回、この庁舎に今日ですね、今日月曜日に設置されていると思いますが、今後は今みたいな形で継続されていくような感じですかね。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

今、月曜日の配置でございます。相談件数の実態に即しまして、多くなれば日数等もふやしながら、現状では今の体制をそのまま継続したいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかりと情報が保証されるように、対応していただきたいと思っております。

2番目の対応要領については、もう作成されているということだったので、しっかり作成されていると思いますので、4月からちゃんとそれに沿って行政運営できるようにしていただきたいと思います。対応要領作成されているとのことなので、3番の周知、啓発についてですけど、この障害者差別解消法では、地方自治体において普及、啓発を行なう

こととなっております。先ほど答弁であったように、チラシの配布など行なわれるとのことでしたが、そのチラシの配布だけだとやっぱり十分な周知がされないままこの来月、4月に法の施行を迎えてしまうのではないかと思います。法律の普及、啓発においては、職員の方はもちろんのこと、市民、またその中でも障がい当事者の方にもしっかり周知していくことが必要になってくると思います。まず最初に職員、全職員の方に対しての普及、啓発については、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問の職員への啓発についての御質問にお答えします。

職員に対しましては、総務課それから人権啓発課、そして総合福祉課の関係各課で現在協議しており、全職員に対しまして、パソコンのイントラネット掲示板を活用して、法の周知を徹底して行なうように考えております。

また障がいのある人に対する不利益な取り扱いや合理的配慮に欠けた言動、行動は法律や両々に反するだけでなく、市の信頼性を損ねることになりますので、職員一人一人が障がいのある人に対して、適切に対応できるように啓発活動を徹底して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 庁内においては、職員、今、掲示板とかで周知されてるとのことなので、職員向けの説明会などを開催されて、法律の趣旨などをきちんと理解して情報の共有を図っていただいた上で、行政運営を行なっていただきたいと思います。

普及、啓発については、職員の方に対してももちろん重要ですが、一方で、障がい当事者に対する普及、啓発、また、その御家族への普及啓発も重要になってくると思います。本法律の施行により、合理的配慮という新しい考えになり、当事者においても障壁の除去を必要としている意思の表明が必要になります。そのためにもしっかり法律の趣旨を理解しておく必要があると思いますが、そこで障がい当事者、また、各種団体などに対する普及、啓発のための学習会など、今後開催していく予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 市民の皆さん方に対する啓発活動という再質問にお答えいたします。

まず、障がい者の当事者の皆さん方向けといたしましては、まず既に市内の就労継続の支援事業所について勉強会を開催を始めておるわけですが、そのほか15カ所程度の施設がございます。そういう施設に出向きまして、啓発活動、また、保護者の皆さん方がその施設にご集合なられたときに、啓発活動を実施したいというふうに思っ

おります。また、一般の住民の皆さん方にも区長さんや民生委員さんを通して、福祉団体関連の総会、それから研修会等にも足を運びながら周知の法徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひ、新しい法律なので、市民全員の方に周知できるように行政のほうも取り組んでいただきたいと思います。

法律では、地方公共団体に合理的配慮を義務づけているわけですが、民間の事業者については、法的な義務ではなく、努力義務にとどまっています。障害者差別解消法をめぐっては、法律が施行される直後は、民間事業者らの認識不足から障がい者の要望が受け入れられずトラブルになる可能性があるのではないかと、専門家から指摘されています。このように民間事業者への啓発活動についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 民間事業者への広報活動という御質問の再質問にお答えします。

関連企業の皆さん方がなかなか寄る機会というのではないかと思います。商工会、それからそれぞれさまざまな団体等、そこで活用されている広報紙とかチラシとか、そういうものに掲載をさせていただいて、周知等を心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひ、きちんと周知していただきたいと思います。

4番目の職員の方に対する研修ですが、研修においては今後対応されるようですが、合理的配慮はお一人、お一人にあった対応が求められます。先ほども言いましたように、この法律は新しい考え方なので、すべての職員の皆さんに知っていただく必要があります。知っているだけでは的確な対応はやはり難しいと思うので、きちんとソフト的な研修などをされて、対応できるように、研修においては、実際を想定したロールプレイなどを取り入れられて、対応できるように研修を行なっていただきたいと思います。

5番目の相談及び紛争の解決の体制ですが、新しい相談体制はつくられないで、今ある相談体制で対応していくとのことですが、法律が施行されるに当たっては、総合福祉課と総務課が相談体制で対応されるとのことですが、総合福祉課が中心となって、ほかの部局にも働きかけて、やはり全庁的な活動が必要になってくるのではないかと思います。そのためにも全庁的な取り組みを総括して推進する機関が必要になってくると思いますが、そういう全庁的な体制について、新たにつくられるとか、そういう考えはないのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えいたします。

この組織体制の中での新たな組織体系づくりというふうな御質問でございますが、今のところ現状の維持というものを考えておりました、総合福祉課、それから人権啓発課も含めまして、総務課連携をとりながら、その体制でスタートさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかり対応できるように、今後もしていただきたいと思いません。

6番目の障害者差別解消支援地域協議会の設置についてですが、今のところ今ある有明広域のやつを利用されるとのことですが、差別の解消に向け、市内の関係機関で、この法律ではこの協議会を設置することができようになっています。相談事例の検討や解決、法律の普及、啓発などを有効に進めていくには、地域での関係機関の連携は必要になってきます。そのための場になるのが特にこの法律の肝とも言える障害者差別解消支援地域協議会です。この協議会をつくることは努力義務とはなっていますが、協議会で差別事例や合理的配慮を怠った事例などを持ち寄って、地域から差別をなくしていくよう取り組んでいくための組織であるため、玉名市でも必要だと思いますが、もう一回お考えのほうをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の協議会の設置についての再質問にお答えします。

協議会に関しましては、努力義務ということで市のほうでつくることができるとあります。現在、先ほど申しました有明広域の中で協議会を設置しております、その話し合いの中で、やはり今度のこの法改正になった部分につきましては、その中で検討していこうというのが2市4町での考え方がまず根本にあります。ですからその協議会を活用しながら、また、玉名市において独自性といいますか、協議内容が非常に大きくなってきた場合には、独自の玉名市の協議会というものを今後検討したいと、まずはその広域の協議会でスタートさせていただくというようなことで考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） この差別解消法は、来月4月に施行されるわけですが、先ほど申したその障害者差別解消支援地域協議会の準備がほとんど進んでいないことが問題となっています。国は、全国約1,800の自治体での設置を目指していますが、準備に入ったのは約1%にとどまっているとの話です。協議会がほとんど設置されないまま法律の施行を迎えることとなります。玉名市はその有明広域で対策をとられていくとのことですが、この協議会は法律の実効性を高める柱として位置づけられており、その協

議会が設置されないと、ただ法律が施行されるだけで、障がい者の要望が反映されない可能性もあると思います。設置が進まない原因としては、国の対応の遅れが要因だとも思いますが、地域協議会は障がい者の相談や紛争の防止、解決に向けて対応することとなっており、庁内体制の整備については、今後必要になってきたら、検討進めて設置していただきたいと思います。

法律施行に向けた教育委員会の準備体制についてですが、大分対応をしっかりとられていると思いますが、玉名市において対応要領をもう作成されていると思いますが、公立学校の職員の対応要領や対応指針の作成者は教育委員会になっています。努力義務ではありますが、その教育の場におけるそういうガイドライン的なものを作成するべきだと思いますが、教育委員会としてのお考えはどのようなものかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今、御質問の対応要領ということですが、現時点ではですね、まだ策定はしておりません。ただ、教育の現場についてはですね、いつも差別解消法、こちらについての対応というのは、もう既にいろいろ実践をしておりますので、そういったところも含めて、教育委員会の内部で要綱が必要なのかも含めてですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかり対応されてるとのことなんで、継続して対応していただきたいと思います。

法律が施行され、障がいの考え方が変わって、新しい合理的配慮という考えが入ってくるので、すべての先生、また支援員、職員の方にしっかりと普及、啓発されるようにお願いします。

研修については校長会に対して行なわれて、それぞれの学校ごとにしていくということなので、しっかりしていただきたいと思います。

済みません。最後に教育長にお伺いしたいんですけど、障がい者の権利条約、差別解消法の理念である「共に生きる社会づくり」の根底には、やはり共に学ぶ教育環境、インクルーシブ環境が基礎にあり、必要に応じて特別な支援をしていく環境が求められますが、そこで改めてインクルーシブ教育についてのお考えをお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまのお尋ねに対しましてお答えしたいと思います。

障がいを持つ児童・生徒が、その障がいを理由に差別待遇や不利益を受けることがあっては絶対いけないというふうに考えております。

すべての子どもが、その障がいを受けとめつつ、一つ一つできることをふやしていく地道な支援で、将来社会に出て自立できるような特別支援教育を推進してまいります。

そして先ほど部長が答弁しましたように、障がいを持つ児童・生徒の保護者、あるいは本人の教育ニーズに応じて、合理的な配慮を行ない、障がいのある、なしに関係なく、すべての子どもが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会を実現していくためのインクルーシブ教育システムの構築をすべての小学校で進めてまいります。現在、発達障がい等の診断を受けた児童・生徒が保護者の強い要望で、通常学級に多数在籍している状況があります。これらの子どもたちの中には、担任や教科担当の先生お一人お一人の授業では十分な力が発揮できず、集中力を持続できなかつたり、他の児童・生徒と同じペースで学ぶことのできないなど、困り感を抱えながら学校生活を送っている子どもたちもいる状況です。本市教育委員会としましては、このような困り感を持った児童・生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置し、個に応じた対応に取り組んでおりますが、まだまだ人数が不足している状況です。このような児童・生徒への合理的配慮につきましても、本法律の趣旨を十分に踏まえ、障がいを持つ児童・生徒のニーズに応えるべく、支援員の増員を図るなど、合理的配慮を提供できるよう、体制づくりも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

しっかり今後でも取り組んでいただきたいと思います。

国においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進を掲げています。これは先ほど教育長も言われましたが、障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもにとってより学習や生活がしやすい環境づくりをするものです。山鹿市では、平成25年9月に文部科学省指定インクルーシブ教育システム構築モデル事業の指定を受け、各地区に合理的配慮協力員を配置され、すべての小中学校、公立幼稚園、保育園等で取り組まれています。玉名市においても特別支援教育など取り組まれていると思いますが、教育現場でも障がいのある人たちとかかわっていく中で、私たちが望む共に生きていくという意識をそれぞれが高めることにより共生社会は実現できるのではないかと思います。また、玉名市の行政においても障がいがある人も、ない人も共に働かれていますと思いますが、共に仕事をしていき、その中でお互いが適切な配慮に気づいていく、これこそが共生社会に向かう原点だと思います。このように福祉分野にとどまらず、教育や雇用といった社会全体としてもだれもが共に生きる共生社会が目指されるようになってきました。しかし、現在では残念ながら差別がなくなっているとは言い切れません。議会関係でもまだ記憶にも新しいですが、視覚障がい者が使う白杖、つえですね、これを凶器になり得るとの偏見から一部の都道府県議会で傍聴席への持ち込みが禁じられていたことなど、差別的取り扱いはまだまだあると

思われます。来月4月より本法律が施行されるに当たり、障がいがある人も、ない人も共に生きていける平等な玉名市になることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時26分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） やっと3番目まわってきました。原稿には「おはようございます。」と書いておりますけど、こんにちは。市民クラブの横手です。

今年度の予算は、今までにない合併後最大の予算で、昨年より9.7%の伸びで331億2,900万円の予算が計上されています。恐らく本年度はいろんな意味で、今までに山積みしてある事業が進んでいくのではないかなと大きな期待を持っているものがあります。一方、なかなか進まないのが東日本大震災で被災に遭われた地域の復興作業であります。今月の11日で丸々5年になりますが、まだまだ復興にはほど遠いものがあるように思います。福島原発についても全力で取り組まれているとは思いますが、なかなか収束までには今後かなりの時間がかかるように思われます。先日もテレビ放送で特番があっておりましたが、つい涙が出るような映像が幾度となく放映され、改めて災害の恐ろしさを感じたところでありました。被災に遭われた方々の1日も早い復興を願うものであります。また、我が県におきましては、今後4年間の熊本県のリーダーであります知事選が今月の10日に告示、27日投開票の予定であります。我が玉名市にとっても重要な選挙でありますので、ぜひ有権者の皆さまにおかれましても、多くの市民の皆さまが関心を持たれて、一人でも多くの人に選挙に足を運んでいただけるようお願いをいたしまして、それでは通告に従いまして、私の一般質問に入りたいと思います。

午前中の松本議員の一般質問の新玉名駅の部分で多少かぶる部分があるかと思っておりますけれども、私なりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新玉名駅の駐車場に関する質問ですが、この問題は、今まで幾度となくいろんな皆さまからも質問がっておりますが、なかなか前に進まなくて、市民の皆さまもやきもきされているのではないかと思います。今議会にも提案されていますので、その点につきまして、私なりに質問をしたいと思っております。

先日の新聞にも大きな見出しで出ておりましたが、昨年12月議会でも設計予算を

提出されましたが、1人の差で可決に至りませんでした。本当に残念なことでありましたが、今回また提案をされていますので、その後の利用状況等の調査を再度されたのでしょうか。また、されたとしたら、今までに幾度となく調査をされており、今までの調査結果と比較して、どのような傾向であったのか、今回も調査された中で、よく言われます目的外駐車や長期間の駐車はあったのでしょうか。もしあったとしたらそのような方には今回どのような対応をされたのか、その点もお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 横手議員御質問の新玉名駅駐車場についての中の再度、利用状況の調査はしたのかについてお答えいたします。

昨年、12月議会において新玉名駅駐車場増設に伴う実施設計等の補正予算を計上しましたが、拡張計画の前に目的外利用の検証をすべきとの意見もあり、御承認いただけませんでした。これを受けまして、再度今年に入り目的外利用及び長期駐車利用の調査を実施したところでございます。

次に、今までの調査結果との違いについてでございますが、先ほど松本議員の質問にも答弁しましたように、目的外利用につきましては少数で、大半は駅利用者であり、これまでの調査結果と比較しても余り変わらない結果でありました。また、長期駐車については、駐車車両のナンバーを記録していく方法で実施し、その結果、日帰り駐車が約65%で、残りが宿泊駐車でございます。宿泊車両のうち1泊2日が約61%、2泊3日が約21%であり、これらを合計しますと宿泊全体の8割を占めております。また、1週間以上の利用者になりますと約2%、さらに2週間以上の利用者は約0.3%で、5台でございます。なお、2週間以上の利用者5台につきましては、春休みを利用しての大学生の規制等による駐車ございまして、本人に連絡をとり、14日以内の利用期間があることを伝え、早急な移動をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

午前中の松本議員の答えにもあったものと同じで、日帰り駐車が65%、そしてまた宿泊駐車のうち1泊2日がそのうち約61%であったという答えでありますので、私たちがよく議員の中から出ております一般の人たちの長期駐車、利用目的外駐車というのはほとんどなかったということのように思いました。

それに今回の調査は、たまたま大学の春休みと重なったということで、多少の長期の駐車があったということで、連絡をして移動してもらったということでございますけれども、それではですね、以前からほかの議員の方々からも質問が出ております現時点で

の有料化に対してのですね、見直しについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願
いします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 御質問の現時点での有料化の見直しについてにお答えいたし
ます。

新玉名駅は県北地域の協力により、約14年間の熱心な誘致活動の末に、当初認可駅
として設置された駅でございます。新幹線の利用は地元のみならず、広域的な観光客の
増加に伴う観光振興や地場産業の育成、さらに地域製品の消費拡大に大いに資するもの
と考えております。また、九州新幹線駅の駐車場の利用状況では、駐車場台数を増設し
た駅は、乗降客も増加傾向にあるということをJRの方から聞き及んでおります。この
ようなことを踏まえ、城北地域の発信拠点であるのが新玉名駅であり、駅設置の経緯を
鑑み無料化を継続していきたいと考えております。その上で、駐車場の絶対数が不足し
ていることから、今回200台程度の駐車場の増設を行ない、将来さらに駐車場不足が
生じた場合には、有料化を視野に入れて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 今、有料化を将来はですね、視野に入れて進めたいというふ
うなお答えがありましたので、それを踏まえたところでまたちょっとお聞きしたいと思
います。

私もまだ無料化を継続していいと思います。そもそもこの新玉名駅の駐車場を無料化
にしてくれと言い出したのは、議会のほうでありまして、最初市のほうは有料化の方向
で駐車場をつくりたいと考えていて、近隣の駅の状況を調べ、新玉名駅の駐車代は幾ら
ぐらいの料金設定が適当なのかと調査研究をしていたとお聞きしております。それをそ
のとき設置してあった新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会の中
で、しばらくは無料でいき、利用者の便宜を図ったほうがいいとの声が多かったので無
料になったとお聞きしております。それを数年もたたないうちに、駐車場が常に満杯で
足らないので有料化にしたほうがいいとはよく言えたものだと思います。以前、西日本
新聞におもしろい記事がありましたので、ここで紹介したいと思います。

2011年8月17日の朝刊に、JR九州は16日、3月に全線開業した九州新幹線
鹿児島ルート各駅の4月から6月の1日平均乗降客数を発表した。新水俣駅から鹿児島
中央駅は同社の想定並みか想定を上回ったものの、新鳥栖駅、新八代駅は、新玉名駅を
除く5駅で総定数に届かなかった。大体距離が158.6キロある熊本駅から鹿児島中
央駅の間に4駅、新八代駅、新水俣駅、出水駅、川内駅であるのに対して、98.2キ
ロしかない博多熊本間の間に5駅、新鳥栖駅、久留米駅、筑後船小屋駅、新大牟田駅、

新玉名駅もつくるなんてつくりすぎです。特に、50キロしかない新鳥栖駅から新玉名駅の間に3駅もあるなんて、なんかの力が働いたとしか言いようがありません。で、1日に乗降客が1,000人以下である駅は、近接して位置する筑後船小屋駅650人、新大牟田駅700人、新玉名駅900人の3駅です。このうち新大牟田駅と新玉名駅は新設の駅であり、在来線には接続がありません。筑後船小屋駅は、以前の駅は鹿児島本線の駅でしたが、無人駅でした。この3つの乗降客が少ないというのは当然のことだと思います。新大牟田駅は、競合する西鉄の駅が市の中心部にあるのに対し、市の中心部から7キロ離れています。新大牟田駅に1日1,000人以上の乗降客があると予想したこと自体おかしいのです。また、在来線の駅とはいえ、無人駅であった筑後船小屋駅に1,000人弱の乗降客があると予想するのもおかしい話です。普通感覚だったならば、必要性が少ないところに駅を誘致し、政府の資金を使わせた自治体が批判されて、新幹線の駅として今後も維持するならばお金を補てんしてくれと要求するところだと思います。でも、JR九州の判断は違うようです。料金を割り引くことを検討しているとのこと。九州の人は、地元の人に情が厚いということでしょうか、云々ですかね、と書いてありました。

このように新幹線の駅として、今後も維持するならば、お金を補てんしてくれと要求するところだと思います。とまで記事は言っております。それに、昨年10月に突然、JR九州が言い出したホームの無人化も、今年4月から実際に運用開始ができるように、JR九州のほうは着々と準備を進めております。これに関しましてもよく理解をしていない人は、ホームだけでなく、新玉名駅自体が無人化になると勘違いして、在来線のように駅自体にJRの人が全くいなくなると思込んでいる人が意外と多く、お年寄りばかりでなく若い人にもいたのには私もびっくりしました。このホームの無人化の話が出ただけで、少なからず新玉名駅の乗降客の数は減ったのではないのでしょうかと私は思うし、新玉名駅に対してのイメージダウンにつながったのではないかと思うものです。そういった最悪の状況の中で、現時点で新玉名駅の駐車場を有料化するのには私は絶対避けたほうがいいと思います。玉名市全体のさらなるイメージダウンにつながりますし、今、やっちはいけないと思います。一方、在来線の玉名駅を利用している人は、現在、これには私も少しびっくりしたんですけれども、1日約7,534人の平均乗車率と伺っております。そのような中で、現在駅前の有料駐車場は数えに行ったところ23台駐車スペースが確保してありました。料金のほうはというと、最初の20分間が無料で、1時間ごとに100円、5時間で500円、その後12時間までは500円で、それを過ぎるとまた1時間で100円ずつ上がっていき、500円になるとまた12時間までとめることができるようになっておりました。そしてそれ以降もその繰り返しのよう計算方式になっていると、私は理解いたしました。それでも平日は

半分もとまっています。一方、南側の無料の駐車場はというと、とめる場所がないくらいに毎日満杯になっております。あのＪＲの線路の上を渡る少し長めの歩道橋を渡るなければいけないのですが、本当に多くの皆さんが利用されております。そのようなことを考えますときに、やはり新玉名駅の駐車場は現在も常に慢性的に足りていない状況の中、利用者の利便性を考えるならばもうしばらくは無料で、しかも現実に駐車場が足りていないのであれば、拡張してあげるとというのが行政としての市民への本当のサービスではないかと、私は思うところであります。

この件について、市長、何か答弁があればお願いをしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 横手議員の質問にお答えをいたします。

この新幹線駅の駐車場が今足りないということで、その予算を議会にお願いをしておるわけでありまして、過去からさかのぼりますと、昭和５９年の新幹線が当時建設省が九州ルートを計画発表したときは、福岡から久留米、鳥栖、大牟田という３駅でございました。そして熊本から水俣、八代というふうになっておりまして、今、御案内のとおり駅は福岡県に３つ、熊本県に３つというような状況でございました。そのあとやはり昭和６０年の７月に期成会ができて、当時、いつも言いますけれども４市１５町１村というような形で、城北の３３万人の皆さん方の要望によって計画駅として設置をされたという経過がございます。そしてこの玉名市に新幹線駅ができてよかったなということは、ほかのところの皆さん方からは常に言われるわけでありまして、その駅を利用してやはり観光客を多く玉名市に来ていただきたいというようなことで、我々も努力をいたしておるところであります。そしてまた、この観光客という中で、特に山鹿市、菊池市、そして和水町も入れた３市１町においては、今、日本遺産の登録ということで動いております。これも日本遺産に登録されるということによって、観光客の誘客につながるというようなことの努力をいたしているというような状況でございます。そういったものも踏まえて、そしてこれからの乗降客を多くすることについては、やはり玉名から直行便で大阪に行けるというようなことの増便をするときには、やはり乗降客が多いということが、一つの起点じゃないかなというふうに思います。先ほど答弁があったと思いますが、駐車場の台数と乗降客というのは比例をしているというような状況でありますので、なるべく多くの方に乗っていただいて、そして玉名から大阪までに直行で行けるというような便数をふやすということで利便性を深めて、また、それに輪をかけて乗降客も多くすることにつなげていければ大変ありがたいなというふうに思っております。特に今は１００台以上があふれているというような状況でございますので、本当に新玉名駅を利用される皆さん方に御迷惑をかけてるというような状況でございますので、ぜひ今回の予算案について、皆さん方の御理解を得て、ぜひ実現でき

ば大変ありがたいなというふうに思っております。先ほどから答弁もございましたように、これから今回はこういった無料を継続するということでありますけども、これがやはりこれからももっともっとふえた場合にはということになりますと、やはりその時点では有料化も計画に入れていかなければならないなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 答弁ありがとうございました。

今、言われましたように、やはりずっとずっといつまでもその無料化を通していくということではなくてですね、やはり今回の新たな拡張いたします駐車場でもやはり足りないときはですね、その時は有料化も視野に入れて検討するというところでございますので、ぜひその点はよろしく願いしておきたいと思えます。

それともう1つ言われますことに、新玉名駅はただとめて、乗って新幹線を利用するだけで、全然地元で経済効果がないじゃないかというようなお話もありますけれども、私は娘が鹿児島県にいて、うちのと2人でですね、よく新幹線を利用して行くんですけども、そのとき、やはりあそこのたまララでですね、買い物をしてお土産を持ってよく行きますし、私の知り合いもですね、山口県のほうへ行くときに新幹線を利用するということです。その時もやはりお土産等々をですね、あそこのたまララで買って行くんですよというようなやはりお話を聞きますので、それは少ないかもしれませんがですね、あそこの経済効果というか、玉名市でお土産等々を買われるというのは、やはり私はある姿ではないかなと思っております。

ということで、駐車場の件に関しましては、ここで終わりたいと思えます。

次に、市民会館について質問したいと思います。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、市民会館の建設について御質問をしたいと思います。

この件について、私も過去に質問をした経験もありますし、本年度の当初予算に上がっておりますので、ここで再度お聞きをしたいと思います。

本市の市民会館は、皆さんも御承知のとおり築50年を迎えようとしており、非常に老朽化が進んでおります。以前、座席等のリニューアルがなされていますが、本体自体がもう古く、耐震性が十分でないことはもとより、今では当たり前となったバリアフリーの考えがなかった時代の設計ですので、観賞に来られるお客さんにとっても、舞台に立つ側の利用者にとっても非常に使いづらいものとなっております。このようなことから、平成23年度に立ち上げられた玉名市民会館建設検討委員会での検討を経て、改修ではなく建てかえることで計画が進められ、既に基本計画が終わっているところであることは、皆さんも御承知と思えます。今議会に提案された平成28年度一般会計当初予

算の中で、実施設計の委託料が計上されており、早い時期の完成に向けて進められるものと期待するところであります。そしてまた、この市民会館の建設については、平成26年6月に設置しました公共施設等建設特別委員会が所掌し、調査、研究する項目の一つであり、また、設置から昨年12月までは、私はこの特別委員会の委員長を務めさせてもらっておりましたので、その概要及び特別委員会が出されておりました委員からの意見、質問についてもおおむね承知しておりますが、この段階においてもさまざまな意見があるようですので、改めてお尋ねをいたします。

まず、1つ目に計画概要についてお尋ねをいたします。特別委員会でも説明を受けましたが、先般の広報たまな2月号に掲載されておりました。広報たまな2月号の後ろのほうですね、ほとんどの議員の方が見られていると思いますけれども、ここにも掲載されておりました。その内容と重複してもかまいませんので、規模や座席数など、計画の概要を改めてお伺いいたします。それと計画の内容について、いつどの時点で決定されたのかについてもお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民会館建設に関する質問で、計画の概要について答弁をいたします。

新しい市民会館は、現在の市民広場公園の敷地1万540平方メートルに建設をするもので、826席の大ホールに加え、新たに300席の小ホールを併設するほか、これまで十分でなかったロビーや舞台裏などのスペースを確保し、延床面積約4,500平方メートルの計画でございます。構造は鉄骨鉄筋コンクリートづくりの耐震構造、本体工事費に外溝、駐車場等の部分を含めた概算工事費は約30億円になる見込みでございます。ホールに関して申しますと、大ホール826席の内訳は、固定席811席と車いす席4席に、これまでなかった親子室11席を加えまして、小さい子ども連れでも安心して利用ができるよう配慮したものとなっております。また、小ホールはさまざまな用途に利用できるよう、平土間とし、連動収納式の椅子席198席に追加して椅子を並べますと300席のホールになります。また、北側に隣接しております福祉センターの利用者にも考慮し、建物の西側、北側、東側に約計126台分の駐車場を設けるほか、夜間や休日であれば、市役所南側や合同庁舎北側の職員駐車場など、周辺駐車場の利用が可能でございます。今後は、平成28年度に実施設計、29年度、30年度の2カ年で建設工事を進めまして、平成30年12月の完成を目指しているところでございます。

続きまして、計画がどの時点で決定したのかという御質問でございますけれども、建設場所と延床面積以外はすべて、先ほど議員がおっしゃった平成23年度に策定をいたしました玉名市民会館整備基本計画の策定時点でございます。席数の800席程度、30

0席程度もその時点で決定をしたものをもとに、昨年度から本年度にかけて実施をしております基本設計に反映をしております。大ホールの席数については、基本計画の策定段階でも1,000席や1,200席という意見がありましたが、建設検討委員会で、荒尾文化センターを視察をした際に、管理運営に携わっている職員の生の声を検討委員の皆さまが伺った上で、800席程度が妥当であろうということで落ち着いたものというふうに理解をしておりますし、先ほど申しました席数の詳細については、基本設計時点で基本計画をもとに調整をしたものでございます。ただ、延床面積につきましては、基本計画時点で4,000平方メートルとしておりましたが、基本設計を進める中で必要な機能を具体化したところ4,000平方メートルには納まりきれず、4,500平方メートルになったものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 答弁ありがとうございました。

私も以前、市民会館などをよく利用される方々とお話をする中で、「今度つくるならば1,300前後の観客席があったほうがいいよ。」「各種の講演などの事業をするときに、チケットなどの料金設定をするとき、座席数が少ないとどうしても割高な料金になり、それでお客さんを集めるとなると非常に無理が生じるので、なるべく多くの座席数が必要なんです。」「そうすることにより1枚のチケットの単価を下げられるので、より人を集めやすいし。」などと聞いておりました。そのときは「そうかな。」と思っていましたが、特別委員会で、各地の市民ホールなどの施設をいろいろと実際に見に行った際、現場で仕事をされている方々やホールの運営を委託されている専門の業者の人たちといろんなお話を伺う中で、1,000席以上もの座席が必要な講演は、玉名市より人口の多い市でも年にはそうそうないとお聞きし、やはり今826席ですかね、車いす等々も入れての席と300席のホールが玉名市にとってちょうどいいのではないかなと思うようになったところであります。

さて、先ほどの答弁について幾つか質問をしたいと思いますが、まず、小ホールについて詳しく説明をお願いいたします。さまざまな用途に対応できるよう、平らな床にしているとか、電動収納式の椅子とありましたが、どのような形状で、どのような用途を想定しているのか。また、なくてもいいのか、ほかの施設で代用できるのかについてお伺いしたいと思います。

次に、建設予定となっている市民広場公園が現在福祉センターの駐車場として使われている現状に対して、新しい市民会館の西側や周辺に駐車場を設けているとのことでしたが、具体的なその辺の台数と完成後の見通しについてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員のまず、小ホールについてお答えをいたします。

小ホールは、なだらかな床、平土間でございますので、電動収納式の椅子席を後ろ側壁際に収納した状態であれば、ブースを設けた展示会やフリーマーケットなどに使われると想定をしております。一方、300席の小ホールとする場合は、電動の椅子席198席を伸ばし、手動でございますけども、椅子を102席並べ、そのうち64席分は床が降下できるようにもしておりますので、その場合はホールの前側に段差ができて、前がステージ上になるというふうな状態になります。そして客席からも見やすくなるというふうな状況になります。また、音響については、空調から発生するノイズを大ホール並みに設定するなどしておりますので、他の施設、例えば、市民会館の会議室等であったり、文化センターの大研修室などと比較すると上質なものになるというふうに見込んでおります。さらに小ホールの椅子は講演会などの際に有効なメモ台つきとする予定でございますので、主に大ホールなどの席数は必要ない催し、発表会などやセミナーなどに使われるほか、場合によっては大ホールと連動をし、プロジェクター投影による大画面でのパブリックビューイング会場としての利用も可能ではないかというふうに考えております。

次に、この300席の小ホールでございますけども、他の施設で代用はできないかということであろうかと思っておりますけども、例えば、横島公民館の多目的ホールなど、折りたたみ椅子を並べれば、300席とすることができますけども、先ほど申しました席の形状、階段状の席でありますとか、こういったものでありますとか、音響の面で同等なものではないというふうに認識をしております。また、小ホールと大ホールが別々ではなく、一つの市民会館の中にあるということに意義がありまして、舞台裏スペースの共有であったり、一つのイベントでの同時利用、また、全体会と分科会が必要な大きな催しの開催、また、先ほど申しましたパブリックビューイングなど多様な可能性が広がりますので、別の施設に300席が、玉名市の別の施設に300席入るから代用できるのではないかとといったものではないというふうに認識をしております。

それから、駐車場の件でございますけども、現在、市民広場公園西側の舗装された駐車場は35台分ありまして、その南側の舗装されてない部分の約20台分を加え、55台分程度の駐車スペースがありますが、南側には福祉センターに勤務する職員が駐車をしているため、一般用としては舗装をされた部分35台分しか提供されてないのが実情でございます。このために公園内にも利用者の車が駐車をし、常に多いように見えますけども、公園内には職員の車、福祉センターの職員の車30台程度が朝から夕方まで駐車をしておりますので、市民会館の工事着手後は、福祉センターの職員の車については、合わせて50台程度を南側の市有地、これは現市民会館を更地にしたあとでございます

けれども、そこへ移動することで調整をしております。これについては、職員と調整をすることで話し合いを設けて結果を出しております。

なお、昨年12月に埋蔵文化財の確認調査のために公園内を全面駐車禁止とした際に、同様に職員の車両を移動をいたしましたけれども、大きな混乱はなかったということでございます。

市民会館の完成後につきましては、建物の西側に51台、北側に13台、東側に57台、身障者用の駐車スペースが5台、合計で126台分の駐車場を備える予定でございます。西側の駐車場につきましては、市民会館の裏手になりますので、来場者用ではなく舞台に立つ演者用と想定をしておりますけれども、福祉センターの利用者分もそれなりに確保したものとしております。

完成後利用が重なった際に、弊害が出るようなことがあれば区分をするなど、さまざまな対策をとる必要があるというふうには、現時点では認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 答弁ありがとうございました。

やはり大ホールと小ホールが一緒にありですね、そこでここにあるということで意義があるんだと、やはり大ホールと小ホールを切り離れたほうがいいんじゃないかなというような意見もお伺いしておりますけれども、やはり一緒につながっていることに意義があるということにもよくわかりました。

それと小ホールにはメモつきの椅子などを設置し、各種のフリーマーケットや発表会、セミナーなどでもできるように配慮されているということで、今後ホールを利用されるさまざまな方々への配慮と多様に利用できる可能性が広がることに感心をいたしました。また、福祉センターの駐車場についてもよく配慮されていることがわかりました。

ところで執行部におかれましては、今年の2月に市内の区長さん方を対象に説明会を開催され、この市民会館について説明会を開かれたとお聞きしておりますが、その説明会の中で、この市民会館の建設に関してどのような意見や質問があったのか教えていただきたいと思っております。また、合併特例債の適用期限は、平成32年度までということですが、それまでに完成させればよいのか、早く完成させたいという意向はないのかについてもお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員のまず1点目の区長説明会での意見等についてお答えをいたします。

本年2月上旬から中旬にかけて行ないました区長さん方を対象とした説明会ではやはり、幾つかの例を申し上げますけど、やはり席数についての意見、800席ではちょっ

と足りないのではないかと、せっかくつくるのであればせめて1000席は必要ではないか。

〔「1,000」と呼ぶ者あり〕

○企画経営部長（原口和義君） 失礼しました。訂正します。1,000席です。

せっかくつくるのであればせめて1,000席は必要ではないかといった意見がございました。この点につきましては、さまざまな視点からの意見がございましたので、このような意見が出ることは当然だろうと認識をしておりますけれども、これらの意見に対しましては、先ほど申しました検討委員会の経緯を経て決定した経緯でございますとか、利用頻度の問題、席数よりも席幅や前後ピッチを広げて快適性を向上させるなどを説明をさせていただいたところでございます。

また、計画の概要については十分納得して、今後の利用がふえるような対策、運営方法も並行して進めてほしいといった意見もいただいているところでございます。区長さん方の説明会の内容につきましては、次回の公共施設等建設特別委員会の中ですべてお示ししたいというふうに考えております。

それから、合併特例債の適用期限内での建設に関してでございますけれども、やはり合併特例債のある、なしで交付税措置がされる元利償還金の70%が確実に違います。また、平成28年度から対象となります国からの補助金であります社会資本整備交付金、これは午前中に松本議員からありました旧まちづくり交付金の補助金でございます。この事前協議を進めまして、既に内諾をこの補助金については受けている状況であります。実施時期が変わるなど、計画が変更になれば取り下げる必要がございますし、改めてこの制度があるかどうかはわかりませんし、採択されるという保証もございません。財源として、この交付金と合併特例債を活用することで、市の実質的な負担は4分の1程度に収まる見込みになりますので、特例債の期限まで2年の余裕がございますけれども、計画通りに30年度の完成を目指しているものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

やはり、私の先ほど申しましたように、区長さん方の意見の中にもですね、やはり1,000席ぐらいはあった方がいいんじゃないか、せっかく建て直すのならばですね、という意見もありましたけれども、私も先ほど申しましたようにですね、いろんところ研修に行った際にですね、玉名市の人口等々を勘案したときに、800席がちょうどいいんじゃないかなというふうな思いを先ほども言いましたように思っているところであります。

それと、今の答弁の中に、区長さん方の意見の中に、今後の利用がふえるような対策、運営方法も並行して進めてほしいというような意見があったとお伺いしましたが、私も

先ほど言いましたように、特別委員会でいろんなところに研修に行ったとき、稼働率がいいところはほとんど芸能界などつながりがある事業者などに運営を依頼しているところがほとんどでありました。今度新しくなったら、その点も十分考えなければいけないかと、私も思うところであります。また、今、建設することにより、建設にかかる費用約30億円のうち、市の負担がいろんな今部長の答弁にありましたように、いろんな補助金等々を活用することにより4分の1程度で済むということは、やはりこの時期を逃してはならないのではないかと、私も今の答弁を聞いて強く感じたところであります。

続きまして、市民会館の建設場所について質問をしたいと思えます。先ほどから申し出ていますように、新しい市民会館は、市民広場公園を建設場所として既に基本設計が終わった状態ではありますが、この場所については、私が委員長を務めていました特別委員会でも、再検討をすべきではないかとか、直接的に反対のような意見があったことはもちろん承知しております。そこでこの建設場所について改めて質問をいたします。

決定までの経緯について、どのようなプロセスで進められたのか、また、建設場所について再検討を望む声に対して、新規に用地買収する可能性があるのかについて答弁を伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民会館の建設場所に関し、場所の決定までの経緯について、まずお答えをいたします。

市民会館の建設場所につきましては、市民の代表及び専門家によります市民会館建設検討委員会からの報告を受けまして、また、市の重要施策について審議をします機関であります企画審議会を経まして、平成23年9月に策定をしました玉名市民会館整備基本計画の中では、勤労者体育センターの北側に決定をしておりましたが、合併特例債の適用期限が5年間延長されるということに伴いまして、スケジュールを延期し、場所については未定というふうに変更をしておりました。その後、平成25年度から庁内関係各課で再検討を開始をしまして、再度2度の企画審議会を経まして、また、平成26年6月に設置されました公共施設等建設特別委員会にも説明を行ない、複数の建設候補地から、同年8月に市民広場公園に決定をしたものでございます。建設候補地には、それぞれメリット、デメリットがあり、当時報告をしましてとおり、現在地を南側に拡張する案も高評価ではございましたけれども、私有地を買収する案であったため、断念せざるを得なかったということは議会でも報告をさせていただいているところでございます。

次に、新たに用地買収をする可能性はあるのかという御質問でございますけれども、新規に用地買収する場合の課題等についてでございますけれども、例えば、現在地の東側であったり、新玉名駅前などに新たに取得できそうな土地はほとんどが個人所有の農地で

ございます。個人相手の用地買収の場合、多くの地権者の同意を短期間で得る必要がございますので、やはり契約の際の譲渡所得税の控除額が大きな意味を持っておりまして、道路や消防署、学校用地などであれば無条件に5,000万円までが非課税となるのに対しまして、市民会館や市役所の場合は、土地収用法に規定される事業認定を受けないと、その控除額が通常の1,500万円というふうになってしまいます。この控除額の差を埋めて、交渉をスムーズにするためには、先ほど申しました事業認定を受ければよいということでございますけども、土地収用法、強制収用ができる制度でございますので、できるほどの強い権限を付与するための、その執行するための強い合理性であるとか、その土地、建物ともに最小限であるということが事業認定には求められます。この市役所新庁舎の場合には、事業認定を受けて事業実施をいたしましたけども、この場合は配置する職員数に対して、国が定める標準面積がありましたので、現在の面積、必要面積の裏づけができましたけども、市民会館の場合はそういった人数等の基準がありませんで、私たちとすれば余裕が欲しい、面積として余裕が欲しい施設なのに、土地収用法事業認定であれば、必要最小限をその許可の中で求められるといった矛盾が生じてまいります。用地買収のために既に描いた基本設計のレイアウトが変更縮小されてしまうということは、市民会館のような施設を建設する際には、事業認定での用地買収はそぐわないというふうなことになるかと思えます。そういったことで、市が既に所有している土地でありますならば、設計に制限を受けることなく、建設ができるということになりますので、現在のところ新たに用地を確保するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、答弁の中で、いろいろ土地収用法とかいろんな法律等の足かせがあつて、なかなか新たに用地を求めてですね、そこに市民会館を建てるといふようなことは非常に厳しいのかなというふうなお声をいただいたところではありますが、特に、市民会館のような文化施設を建設する場合には、新たに用地を買収することよりも、既に市が持つてる土地に建設するほうが、より合理的であるということがよくわかりました。今の市民会館が古いだけでなく、ロビーや舞台裏が狭くて不便と感じているのに、せっかく建て直して新しくなったものが、建築基準の制限を受けて余裕がないものになってしまったというふうになるならば、それこそ本末転倒だと私は思います。

それと、最後にもう1つ、先ほども質問いたしました区長さん方を対象とした説明会について、この説明会がどのように開催され、どれくらいの参加者があり、その中でこの建設場所についてどのような意見が出されたのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の区長さん方を対象とした説明会についてお答えいたします。

この説明会につきましては、市内に中学校が6校ございますけども、それぞれを1つの単位といたしまして、先月2月8日から18日までの期間に、6会場で実施をいたしました。それぞれの区長さん方には文書で通知をいたしまして、その内容としては、自分の校区でなくても都合のいい場所がかまわないということであったり、また、区長さん以外であっても区の役員さんなども誘っていただいてもかまわない旨を明記して通知をいたしました。その結果、区長の参加率は全体で258人中141人の出席でございまして、率にしますと54.7%、それ以外に、区長さん以外で42人が来られましたので、合計では183人の参加でございました。その説明会の中の意見で、建設場所に関する意見ということでございますけども、建設場所に関する意見、直接的な意見や質問、特に市民広場公園を建設場所としていることへの反対意見であったり、再検討を求めるといふような意見は全くございませんでした。強いていえば、福祉センターの駐車場に関しての質問、駐車場所が減るのではないかとといった質問がありましたが、先ほど説明しました現状と対策を返答をしましたところ、それ以上の質問はなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） 答弁ありがとうございます。

区長さん方の258名中141人、54.7%が参加され、そしてまた区長さん以外にも参加され、総数でやがて190人近くの方が参加、説明を受けられたということで、ありがとうございます。そして、担当者からですね、説明を受けて場所について反対するような意見がなかったということはどうなのでしょうね、私には市民の皆さまの中に反対意見が多いとはどうしても思えないのであります。確かに、何も知らない人に、今市民広場として使っている公園をつぶして建てるよりもっとほかの場所があいてるじゃないかと尋ねられたら、だれでも「それはそうですね。」と思いますよ。用地を買収して建てかえようとする、設計に制限がかかることや税の控除が違うなんて普通の人は知らないし、実際、我々議員でも、市の職員でもほとんどの人は詳しくわかる者はいないかと思います。私も今回の一般質問の中で、市の担当者から自分なりにいろんなわからない疑問点等を質問した際に、いろいろと詳しい説明を受けたので、ある程度わかるようになったわけでありまして。私は、今回、市民広場公園での市民会館の建設に関して賛成の立場からこの質問をいたしました。これまでの特別委員会などでありました執行部からの説明、また、本日の答弁を受け、今までいろんな人たちの答申を受けた

中で、今の玉名市にとって適正な規模であり、かつ構成に多大な負担をかけることのない、市民会館をなるべくいろんな補助金を使えるうちにですね、早期に完成させることが我々議員の責務であると確信をいたしました。また、このことを議員各位にお願いをいたしまして、今回の私の一般質問を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時41分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

質問の前ではありますが、今日1日、国の一般会計総額9兆6千721億8千万円の2016年度予算案が自民公明両党などの賛成多数で可決、参議院に送付されました。16年度予算案は、一般歳出の伸びを前年度比4,731億円に抑え、16年度が初年度となる財政健全化計画の範囲内に納める一方、自公連立政権が掲げる一億総活躍社会や地方創生の関連経費を積極的に計上しています。また、社会保障費は高齢化を背景に、過去最大の3兆1千973億8千万円となっております。内容には、公明党の主張が随所に反映されております。一億総活躍社会に向けては、2兆4,000億円を確保、特に子育てや介護への支援の充実に重点を置き、17年度末までに保育の受け皿を50万人分ふやす目標を達成するため、保育所の整備促進などに3,576億円、20年代初頭までに介護の受け皿を50万人分整備するために423億円の計上がされています。地方創生に関しては、地方の自主性、先駆的な取り組みを支援する新型交付金に1,000億円を充当、そのほか防災、減災、復興、TPP対策が前進する内容となっております。予算成立後は地方においても子育て・介護充実、地方創生がさらに図られるものと期待しております。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、社会問題となっておりますいじめについてであります。昨年の7月の事件であります、岩手県矢巾町の中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺したと見られる問題が起きました。亡くなった生徒は、生活記録ノートにいじめのSOS、自殺

をほのめかす言葉を伝えていたにもかかわらず、結果、学校側は生徒を救う対応がとれなかったとの報道がなされました。このことは、いじめによる自殺の可能性はどの学校にも潜在的にあるのではないかと危機感を持つこと、また、全国どこでも同じことが起きてもおかしくないということを教えてくれていると思います。

本市においても、平成26年に玉名市いじめ防止基本法が策定され、第1にいじめ防止等のための対策の基本的な考え方、第2にいじめ防止等のために玉名市が実施する施策、第3にいじめ防止等のために学校が実施すべき施策、第4に重大事態への対処、第5にその他いじめの防止等のための対策に関する重要事項が網羅されました。本日は、この中からいじめ防止等のために玉名市が実施する施策についてお尋ねします。

玉名市いじめ防止基本法が策定されてから、現在に至るまで具体的に実施されている施策はどのようなものがあるか、答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 徳村議員の玉名市いじめ防止基本方針が施行され、具体的に実施されている施策についての質問にお答えいたします。

議員も御存じのとおり、いじめ防止対策推進法が制定され、国、県の基本方針に基づき、平成26年3月に玉名市いじめ防止基本方針を作成しました。本市においては、この基本方針のもとに、子どもたちのいじめ防止及びいじめ対策に対してさまざまな取り組みを行なっているところであります。玉名市が現在実施している本方針に基づいたいじめ防止の取り組みについて申し上げます。

まず、いじめ問題等に関係する機関及び団体との連携を図るために、玉名市いじめ問題対策連絡協議会を立ち上げ、学校、児童相談所、地方法務局、玉名警察署、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等の代表者により、いじめ防止及びいじめの対応についての連携会議を開催し、社会全体でいじめ問題及び解決に連携してかかわっていくという共通理解を図っております。

次に、教育委員会内に玉名市いじめ防止等対策委員会を設置し、小・中学校におけるいじめ防止等に関する助言や指導をいただくために、弁護士や医師、臨床心理士、教職経験者等による委員会を年間2回ほど開催しております。各学校でいじめ等の発生に際し、学校だけでは解決困難な場合は、必要に応じて会を開催し、指導、助言をいただくようにしております。

次に、各学校における取り組みについて申し上げます。まず、学校では本市の基本方針に基づき、各学校の基本方針を作成していただいております。その方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた学校総体として取り組みを行なっております。まず、いじめの未然防止に向けては、道徳教育や人権学習を通して、他を思いや

り、命を大切にすることを学校全体で推進し、子どもたちに豊かな心の育成を図っております。さらに教師と児童生徒の間にしっかりと信頼関係を築き、それをもとに、子ども同士の良好な人間関係を築かせるための学級や学校の行事等を積極的に実施しています。

次に、早期発見については、定期的に本市独自のアンケート調査である「タマにゃんチェック」や県が毎年実施する「心のアンケート」により、実態の把握を行ない、その後必要に応じて教育相談による聞き取りといじめ解消に向けた取り組みをすべての学校で行ない、すべての職員による情報の共有化を図っています。また、先生方一人一人は、校内外の研修等により子どもたちの小さな変化に敏感に気づく感性を磨くように努めていただいております。万が一、いじめが発生した場合は、必ず管理職に報告し、各学校に設置しているいじめ防止対策校内委員会で検討し、担任や担当者任せにせず、管理職を含めた組織的な対応でいじめ問題を解決するようにしております。

以上のような取り組みにより、本年度1月末現在で、本市の27の小・中学校で4月からいじめられた経験があると答えた児童・生徒数は652人です。数の多さに驚かれたと思いますが、現在のいじめの定義においては、本人がいじめられていると感じた場合は、すべていじめとしてカウントされるためこのような数字に上っております。これらの子どもたちには、アンケート調査後すぐに個々の教育相談等を実施し、いじめ問題の解消に向け、各学校で組織的に対応した結果、先日の2月末の段階で100%解消しております。いじめ問題については、議員がおっしゃるようないじめの事実を早い段階で本人に相談することが解決の近道であると考えます。本市においては、玉名市教育相談員を教育総務課内に配置し、電話でいじめ、不登校子育ての悩み相談の受付を行なっています。今後は家庭に配布する教育相談の案内に、本課のメールアドレスを併記するなど、子どもたちが相談しやすいように、メールなどによるいじめ問題の受付も検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

やはり子どもたちですね、いち早く声を拾い上げるということで、定期的にタマにゃんチェック等を通してアンケートを実施されていると、その中で、やはりいじめをいじめという形で652人ですね、いじめがあったというですね、結果もまたそれに対してすぐ対処をしていただいているところも評価できる部分だと思います。また、メールアドレスの添付とかという形で、相談窓口を広げるというふうにならばちょっと教育長のほうからも答弁がございましたけれども、その部分に関してですね、メール相談、それとスマホアプリですね、活用した解決支援策ということで若干再質問させていただきます。

これはですね、東京都杉並区で、昨年の6月より配信されている「すぎなみネットトラブル解決支援システム」というスマホのアプリなんですけれども、ちょっと紹介させていただきます。

インターネット上を含むいじめやトラブル被害などで悩む児童・生徒に対して、システムの専用サイトを通して、相談に応じ、悩みやトラブルの解消、解決の支援を図っていくこと。また、いじめやトラブルに遭わないためのアドバイス、相談、QアンドAなど、手軽に使える工夫がされています。いじめなどの被害に遭っている子どもが、いきなり相談ダイヤルに電話をかけるのはハードルが高いため、インターネットを通して気軽に悩みを打ち明けてもらい、相談員との信頼関係をつくった上で電話相談につなげていくことを目指していくということです。お子さんたちの目線に立った取り組みであるように思います。なお、杉並区ではアプリ配信後、アプリをダウンロードできるサイトにつながるQRコード掲載したカードを区立小中学校64校の児童・生徒、約2万5,000人に配付、相談員はいじめを過去に受けていた経験者が対応することとなり、送られてきた相談内容を精査し、深刻な相談の場合は、相談者や保護者の了解を得て、教育センターが学校と連携をとることになっております。本市におきましても電話相談ですね、県のほうであると思えますけれども、こちらの相談口とあわせてですね、メールでの相談やアプリを活用した相談窓口を設置すべきだと思いますが、こちらのほうの答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 大変貴重な御意見をありがとうございました。

玉名市におきましては、こちらにプリントを1枚だけ持ってきておりますけれども、玉名市教育相談という配布物を、いじめ、不登校子育てなどの悩みに対する印刷物を4月当初に全家庭に配付しております。年度内に行なわれる教育相談等、そのほか場所とか記入したものですけれども、今、議員から御提案がありましたようにメールアドレス等についてもですね、今後これに導入する方向でも検討していきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

答弁いただいた中でもありましたけど、当然のことながらですね、他人への思いやりやいじめをしない心の教育の推進と同時にですね、それでもいじめは起きるという大前提に立って、やっぱり多くの大人たちの目で、子どもたちを見守る姿勢が問われていると思います。メール相談等も少しでも早く、子どもたちの声に耳を傾ける一助になり、いじめ防止につながると思います。ぜひ、今後の推進をよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番(徳村登志郎君) それでは子育て世代包括支援センター、これは日本版ネウボラについて伺います。

フィンランドでは、どの自治体にもネウボラという子育て支援を行なう施設があります。ネウボラとは、フィンランド語で、ネウボ=アドバイス、ラ=場所という意味です。妊娠から出産、子どもが生まれたあとも基本的には6歳まで切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスです。ネウボラは保健師や助産師がおり、ネウボラで支援するための特別な教育も受けているそうです。冒頭でも触れましたが、2016年度予算案では、子育て支援と妊娠から出産、産後に至るまで切れ目なくワンストップ、1カ所で総合的な相談、支援を行なう子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラの設置拡大を進めることになっております。これは公明党が国会質問や厚生労働省へ要望で強く訴えていたものです。同センターは15年度は150市町村で実施される見込みで、16年度はこれを251市町村、423カ所まで拡大、地域の実情に応じて産後ケア事業なども実施することになっています。政府はおおむね20年度までに同センターを全国展開し、どの地域でも利用できるようにする方針です。

そこでお尋ねいたします。

(1) 現在実施されている玉名市の子育て世代への支援について。

(2) 玉名市におけるネウボラの実施について。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長(永野忠弘君) 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長(村上隆之君) 徳村議員の子育て世代包括支援センター(日本版ネウボラ)についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、現在実施されている玉名市の子育て世代への支援についての御質問にお答えします。

乳幼児から中学生までの子どもと保護者に対して行なっております子育て世代への支援事業につきまして御紹介しますと、細かい事業を含めると49の事業を実施しております。内訳は、障がい関係で7事業、母子保健関係で9事業、子育て生活支援関係で33事業がございます。その中で、玉名市として独自性が高い事業について御紹介申し上げます。

第1に、地域子育て支援拠点事業がございます。これは子育て中の親子が気軽に集い、育児の相談や情報を交換することで、子育ての不安の解消や仲間づくりを進める場を提供するものでございまして、現在、直営1カ所及び社会福祉法人等への委託を含め、市内6カ所に子育て支援センターを配置しており、その中でも子育て支援センタ

一、玉名市子育てネットワークと森のひろばログさんちには、子育て専門員を配置し、子育て親子が教育、保育施設や一時預かりなどの地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談や情報発信を行ない、子育て支援のサポートを行なう利用者支援事業を実施しております。

第2といたしまして、病時保育事業があります。子どもの急な病気やケガ、退院した直後など、集団生活ができないときに利用できるものでございまして、現在、公立玉名中央病院敷地内のひだまりキッズにおいて生後2カ月から小学3年生まで利用できます。

第3といたしまして、子ども医療助成制度でございまして。中学校修了前の子どもを対象に、保険診療にかかる一部負担金の全額を助成するもので、平成26年度には10万9,840件の申請に対し、2億255万円を助成している状況でございまして。

次に、子育て世代にかかわる母子保健事業でございまして。これは子どもや親の健康支援を目指すもので、人生の基盤となり将来に大きく影響する時期の支援であり、重要な事業と認識して取り組んでいるところでございまして、第4といたしまして、乳幼児家庭訪問事業でございまして。生後4カ月までには、保育士と助産師で家庭訪問を実施し、安心して子育てできるよう支援を行なっております。特に近年は、本市においても、産後うつや育児不安のある方、シングルの方、低体重児やいろいろな不安を抱える方がふえており、さらに継続支援が必要な場合には、医療機関や福祉、教育機関と連携をとりかかわっているところでございまして。

第5に、気になる子への支援事業でございまして。最近、乳幼児健診や保育所、学校で気になる子どもがふえているため、市の保健師と心理士及び有明地域療育支援センターの療育相談員とともに、チームで保育園、幼稚園を訪問しております。

第6に、育児講座事業でございまして、特色のあるものとして、第1子を持つ母親の育児講座「ベビープログラム」を玉名郡市医師会と連携し開催しております。これは、初めて子育てする母親が安心して育児ができ、友達も作れる講座でございまして。また、「産後ママビクス」では運動を通して出産後の心身のリフレッシュと仲間づくりを行なっております。

次に、玉名市におけるネウボラの実施についてでございまして、先に述べましたように、本市におきましても少子化、核家族化が進み、育児不安や子育て課題を抱える保護者や子どもたちがふえております。これからの子育て支援策としては、安心して子どもを産み育てることができるように、平成29年度を目標に保健センター内に母子保健型の支援センターを設け、保健師や助産師、心理士等の専門職のマンパワーを充実させることで、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援をしていく予定でございまして。また、旧庁舎跡地の子育て支援施設に相談室を設け、休日にも専門職員による相談が受けら

れ、玉名市が子育てしやすい環境への体制整備を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

いろんなですね、支援が実施されてることを改めて認識させていただきました。ただ、今、ネウボラにですね、すごく焦点が当たっているのもやはり支援というものがやっぱりいろんなところ介在して、あっちこっちで受けなくちゃいけないというのが、やっぱり1カ所で受けていくというのがすごく安心につながるという部分だと思います。当然ですね、妊婦が、妊娠がわかったら日本ではまず最初に足を運ぶのは病院になります。その後、母子手帳をもらいに自治体の役所に行って、母親学級があれば受けるよと、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶようなことが普通だと思います。出産後は、今度は小児科や保育園、そして幼稚園、そして自治体の役所、保健所、とにかく行くところはたくさんになります。もちろんそれぞれの専門家のサービスや支援を受けるということは重要だと思います。例えば、子どもの持病や家族の事情など、こういうものをですね、毎回説明する必要になるということも多くなって、やっぱりそういうのにやっぱりお母さんがですね、うんざりするというようなこともあると思います。

ここでもう一度フィンランドのネウボラについてちょっと触れておきます。フィンランドのネウボラで行なうメインとなっているのが対話だそうです。これは話すことですね、小まめに話を聞いて家族に寄り添うことを第一にし、そして母と子どもを中心としつつも、父やその子の兄弟を含めて、家族全体を支援してくれます。ネウボラの保健師は、そうした精神的ケアを含め特別なトレーニングを積んだ人たちになっております。そんなネウボラに通い始めるのは、まず妊娠がわかったとき。妊娠の兆候があったら病院ではなく、自分の地域のネウボラへ向かい、健診は無料で、妊娠中は6回から11回健診に通う。健診では医療的なチェックだけではなく、妊娠の不安や悩み、さらには家族の状況まで面談で細かに聞き取りをします。夫も何度か一緒に参加する必要がある、夫婦の関係から経済状況、子どもを迎えることへの不安などまで聞き取りをします。中には、日本ではプライバシーにかかわりすぎじゃないかと言われてしまいそうな質問も多くあります。例えば、夫婦間でもめごとが起きやすいのか、そんなときどうやって解決しているのか、子どもを育てるだけの収入があるのか、夫婦間の性交渉まで話は及びます。夫が子育てに対して何を不安に思っているのか、夫婦で笑い合うことができる関係なのか、そんな内容を妻と夫両方に質問しながら話し合っていく、妊娠だけでなく、親しく親となる夫婦として2人を一緒に支援していきます。こんなことができるのもネウボラでの面談が必ず個別に行なわれるからで、1回30分から1時間程度の面談時間がとられ、プライバシーの守られる部屋で、毎回同じ保健師と話をします。話を聞いて

必要があると判断されれば、医療機関、自治体の担当者、児童施設などにつないでくれる上に、その時々で必要な情報もそれぞれの機関できちんと共有されます。病院に行って改めて説明なんていうこともしなくていいことになります。そしてまた、その治療や対策が行なわれながらネウボラでの面談が行なわれるので、常に自分のことがわかってきている場所が確保でき、妊娠にも安心できるということです。出産は病院ですが、産後からまた子どもやお母さんの健診はネウボラを中心に行なわれます。必要に応じて医師が来ることもあり、日本では出産までは産婦人科、産後は小児科など、健診に向かう先も変わってしまいますが、フィンランドではネウボラでそのほとんどができます。例えば、産後から1歳までの期間では、ネウボラではその健診は保健師によるものですが、保健師によるものが10回、医師によるものが3回あります。それ以外にも歯科検診などを受れたり、不安があればすぐ立ち寄って相談できたりします。

こういうことをですね、以上を踏まえて再度質問いたします。ネウボラを現在進めている東京都品川区の事例ですが、出産前後や子育てに向けての不安や悩みを抱える女性の相談を後押しする事業として、これはやっぱり最初にきちっと相談に乗っていただくということを目的にしているみたいですが、育児用品の購入などを支援するカタログ、これは1万円相当になるそうですけれども、こういうものを贈呈されているような事業をされています。ぜひですね、玉名市でも安心して子どもを産んで育てられる、社会全体から「赤ちゃん、ようこそ。」と言われるような環境を目指す上で、このような事業が検討できないか、答弁を願います。

それともう1つですね、これは隣接県ですけども、福岡県八女市なんですけれども、子育てを手厚く応援する事業として、こちらは入学祝い金事業がございます。小学生は3万円、中学生は5万円、無条件で一律に支給される額としては全国で最高で、大好評を得ているそうです。入学祝い金の支給開始に当たって、同市が調査したところ、同様の祝い金を支給している自治体は、全国で1区5市11町3村だったそうです。この中で八女市は事業費が4,450万円と他の自治体と比べても規模が大きいのが特徴になっております。さらに同市では15年度これまで一律だった、これは出産祝い金「やめっこ夢祝金」を拡充し、所得制限を設けずに第1子に5万円、第2子には8万円、第3子以降には10万円を支給されています。子育てにはとにかくお金がかかります。子どもの格差解消と定住促進にもつながる事業だと思いますが、こちらも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

ネウボラに向けての体制整備について、玉名市としての考え方といたしましては、まず、29年度に国のそういうメニューの事業がございますので、それに向けて29年度

保健センター内において、そのネウボラ的なそういう相談が総括的にできる体制を整えていきたいというふうに考えております。また、その後につきましては、旧庁舎跡地の中での支援センターにおいて、そういう体制が確立できる方向というものを現在考えているところでございます。

それから、子育ての支援としての各祝い金等につきましては、28年度の4月1日から行政ポイントというものを今、考えております。その出生のお祝いといたしまして1,000ポイントの付与を考えております。また、婚姻につきまして、結婚につきまして1,000ポイント。この1,000ポイントといいますと、350ポイントで500円の品物が市内の商店街で買えるというような仕組みでございまして、1,000ポイントになりますと、約1,500円分のお祝いというような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃいました各節目節目の支援につきましてですが、これにつきましては、現在のところ児童手当で対応していただければというふうなことで、その創設については、まだ検討をしていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、ただ、今自治体はですね、八女市もそうなんですけれども、やっぱり子育て支援の競争をしているのだと思います。これですね、ネウボラの取り組みを後押しする育児用品購入にしても、こういうですね、予算の早期計上を図っていただいたり、入学祝い金や出産祝い金で子育て世代の負担軽減と子どもの格差を是正する事業は、私としてもほかの自治体に先んじて取り組むべきものだと思っておりますので、ぜひ、ここで要望させていただきたいと思います。ぜひとも、玉名市が子育て支援のですね、モデルになるようなことを念願して、とりあえずこの質問は終わらせていただきます。

それでは、最後の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 最後は、認知症対策についてお尋ねいたします。

昨年6月の定例会で、認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出をさせていただいて、これは議会でも採択していただきました。その中でも遅れていますが、政府は昨年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」を策定し、認知症高齢者が、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等に優しい地域づくりを目指すこととしています。しかし、今後の認知症高齢者等の増加を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防、治療、法の確立

などが、総合的な取り組みが求められるところです。特に認知症の対応で最も大事なものは、その人の生きがいを引き出す環境をどう整えるかです。認知症の人が笑顔で暮らせるか、悲しい顔で生活するかは、まさに環境次第と言ってよいと思います。この認知症の人を支える環境は、政策や制度に基づく総合的なサービスによって成り立つ部分が多いのです。

そこで4点質問いたします。

- (1) 玉名市の認知症対策の現状について。
- (2) 玉名市の認知症高齢者の把握について。
- (3) 独居高齢者の認知症対策について。
- (4) 「老老介護」「認認介護」「ダブルケア」等の課題について。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 認知症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、玉名市の認知症対策事業につきましては、玉名市包括支援センターと連携し実施しております。

御質問の1点目、認知症対策の現状についてでございますが、地域で暮らしている認知症の人やその家族が安心してそれまでと同じ生活を維持できるように、正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を支え、見守る役割を担ってもらう「認知症サポーター講座」や、地域で暮らす専門職と一般市民が共に学ぶ参加型学習会を行なっております「玉名認知症応援団育成講座」などを開催しております。また、認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地位住民への啓発事業として、「認知症フォーラム事業」が主なものです。さらにNPO法人の御協力により、本市で最初の「認知症カフェ」もオープンし、次回開催を待ち望んでおられるとのことでございます。

次に、2点目、認知症高齢者の把握についてでございますが、認知症の客観的な判断、診断は難しく、玉名市での認知症高齢者の実数の把握はできておりませんが、認知症の早期発見と予防を目的に、認知機能低下の早期発見や予防するプログラムを準備して、気軽に相談できる場として「オレンジ広場」を毎月開催しております。国が示した認知症施策推進5カ年計画「新オレンジプラン」で示された平成24年の推計値によりますと、認知症高齢者は全国でおおよそ462万人、65歳以上の高齢者7人に1人となっております。玉名市に当てはめると、65歳以上の高齢者は平成28年1月末で2万151人で、国の比率で試算しますと、玉名市での認知高齢者は3,020人程度と推測されます。また、平成28年1月末日の玉名市の介護保険認定者数5,183人中、認知症高齢者の介護の度合いを示す日常生活自立度の8段階のうち、日常生活に支

障を来す症状や行動が見られる状態、3段階以上の方が主治医意見書によりますと3,171人いらっしゃいます。国の推計も要介護認定者数からの推計ですので、玉名市の認知症高齢者の実態も国と同様の状況と考えます。

次に、3点目、独居高齢者の認知症対策についてでございますが、認知症対策の一環として、市としましては、家族等からの申請により対象者の特徴や写真などの情報をあらかじめ登録し、行方不明等の捜査や行方不明とならないように見守るための高齢者見守り情報登録事業を行ない、市包括支援センターや玉名警察署と情報共有を図っております。さらに、玉名安心メールを活用し、行方不明者情報を発信し、早期発見に努めているところです。また、ひとり暮らしの高齢者の方の安否確認のための「安否確認お元気コールサービス」など、さまざまな角度で支援する体制を行なっております。

4点目の、「老老介護」「認認介護」「ダブルケア」等の課題についてお答えします。独居高齢者の認知症対策といい、高齢者を取り巻くこれらの状況は、核家族化、晩婚化、超少子高齢化、地域の間人関係の希薄化などが同時進行していく中で出てきた課題であります。だれもが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるために、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関等の協力のもと、民生委員さんの声かけや訪問などによる日常の安否確認等を通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行なっていくことが必要と考えます。

そこで、現在、社会福祉協議会地域包括支援センターを中心に、地域住民全員の参加共存によって、見守り・支え合い活動を推進するため、小学校区ごとにふれあいネットワークの設置を推進しており、また、地域で福祉問題を抱える方々の支援体制の充実を図るため、民生委員さんのほかに各行政区に1名以上、50世帯に1名の福祉協力員の設置に取り組み、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところでございます。市としましても今年度から高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、社会福祉協議会に2名の生活支援コーディネーターを配置し、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制への構築に向けた支え合う地域づくりに努めております。また、地域で支えるためには、行政、地域だけではなく、高齢者自身、その家族が地域との交流に積極的に参加し、SOSを発信することができる意識改革も必要になってくると考えます。今後とも社会福祉協議会、包括支援センターやケアマネージャーと連携しながら、高齢者がひとりであっても安心・安全に暮らすことができるよう事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

実はですね、今回この質問をさせていただききっかけになった市民相談がございまし

た。今年の1月末に降った雪と寒波で、本市でも多くの水道管の凍結やまた破裂などの被害があったときの実は御相談でした。近隣の方の紹介で、水道管の修理の相談でした。相談者、ひとり暮らしのお年寄りで身寄りもないとのことでした。水道が使えなくなって何日もたっているようで、こちらもですね、「さぞご不自由でしょう。」とお聞きしましたが、余りびんとこられていないようなご様子でした。話せばですね、すぐ物を忘れると言われ、手持ちで持っていらっしゃったデイサービスの記録帳などを見せていただきました。私は専門家ではありませんが、身内で認知症を経験しておりましたので、初期の認知症ではないかと疑いました。その後、市役所のほうに相談をし、対処の要請をしたところでもありました。実際、このような方の場合ですね、見守りはどのようにすればいいのだろう、対処方法はどのようにすべきなのかというのを今回考えさせられました。独居であってですね、身寄りもない高齢者は認知症を発生しやすく、また、1番発見しづらい対象ではないでしょうか。このような独居高齢者を見守る体制は、答弁の中にもいろいろございましたけど、具体的にだれが見ていくのかですね、民生委員なのか、ケアマネージャーなのか、はたまた生活保護受けてらっしゃったらケースワーカーなのか、その辺も具体的に教えていただけたら。それとまた、本市においてですね、認知症の初期集中チームがあればですね、どのように今機能しているのか、その辺も含めて答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えします。

まず、認知症の、独居老人の認知症の方の支え合いという観点から、まず、先ほど申しましたように、区長さん、民生委員さんを初めとした見守り体制。そして、平成21年度から取り組んでおります福祉協力員の委員をやはり活用して見守りというものを強化してまいりたいというふうに思っております。251行政区で現在、97%の設置状況でございます、569人が福祉協力員として今、活動をされております。その方々を十分活用しながら、また、認知症の改革に体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、認知症に関しまして、今、熊本県のほうはその認知症の対策に関しましては、国内でも早い段階で今、具体的な計画を進めているところでございまして、28年度から県の要望として保健師を1名出してくれというようなことで、人事交流あたりの中で、その認知症チームの中に入って、保健師のほうで計画づくりをやっていくというふうなことで、その派遣を終了しますと玉名市においても具体的なその認知症の計画づくりと、市単独の計画づくり等も考えておるところでございます。

それから、認知症の初期集中チームにつきましては、平成30年度設置に向けて、今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

各地にですね、福祉協力員の方が569名もいらっしゃるということで、そういう独居の老人の方をですね、見守りをますますそういう方を中心にしっかりやっていただければというふうに思います。

最後に、私のほうからですね、要望も含めて認知症の介護の課題について、ちょっと申し述べたいと思います。

核家族化もあって、老老介護は年々増加しております。配偶者に介護してもらうことが多い一方、利用料金や家に入れたくないとのことからヘルパーなどを利用しないケースもあり、入所できる老人ホームや病院も待ちが多いという現実があります。代役もないことがあるので、何かあったときに不幸が起こり、介護を苦に殺人事件に進展した痛ましい報道も耳にいたします。また、認知介護の懸念も起こっております。認知症高齢者の増加に伴い、介護をしている人にも実は認知症が発症してしまい、認知症を認知症で介護するといったケースも起こっているそうです。また、認知症にならなくても鬱病を発症したり、体調を崩したりは当然のように起こっているようです。家族が介護の担い手となることが多いので、専門的な知識もない中での介護はいずれ身を潰してしまいます。どちらのパターンも閉鎖的環境を防ぎ、できるだけオープンにして外部の助けを受け入れることが必要だと思われまます。また、家族介護や一時的ヘルプに限界が来たときに、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など受け入れ先の環境整備が必要だと思われまます。それともう1つは、玉名市ではまだそう多くなっておりませんが、小規模多機能ホームの拡充が急務だというふうに感じております。主に料金と施設の改善が望まれるわけですが、複雑化も懸念されるので、やはり地域包括支援センターなどの利用が重要になるのは言うまでもないということだと思われまます。とにかく認知症対策は喫緊の問題であり、行政はいろんな事例を勘案しながらいち早い手を打たなければならないと申し上げておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

国民健康保険の都道府県単位化で、この玉名市国保はどのように変革するのかについて一般質問を行ないまます。

日本の医療補償制度は、私たち日本に住んでいる人々は、いずれかの公的医療補償制度に加入する、いわゆる国民皆保険制度となっておりまして、1961年に現在の市町村運営である国民健康保険制度が創設されて、現在に至っております。この国民健康保険体制となった公的医療保険の中で、協会けんぽ、組合健保あるいは共済組合などの国保以外の公的医療保険の対象とならない方々がすべて国保に加入することとなっております、医療保険制度の大きな受け皿となっております。そのために、協会けんぽや組合健保、共済組合などの他の公的医療保険に比べまして、加入者の収入が不安定な自営業者やあるいはこのごろ増加の一途をたどっております非正規の方々、また、退職をされた高齢者の加入率が高いという構造的な特徴がございます。それは歳入では国保税の担税能力が低く、歳出面では高齢者の加入比率が高い故に、医療機関に受診する機会が年を追うごとに多くなり、また、保険給付費は年々増加・増大し、それによりまして国保財政が困窮化し、またこのごろその厳しさが増大することは周知のとおりでございます。

現在の国保財政問題を私たち加入者の立場から申し上げますと、保険料が高すぎる、あるいは医療機関での窓口負担が高すぎるという問題が中心になってまいります。このことから、国保の構造的な財政問題を保険料負担をこれ以上にふやせない。あるいはまた、窓口負担の軽減をせざるを得ないことから発していることができます。ちなみに、直近の公的機関の調査では、所得に対する保険料負担が協会けんぽが7.6%、組合健保が5.3%、共済組合が5.5%に対しまして、国保が9.9%となっております、いかに国保の保険料負担が、その他の公的医療保険より高率であるかが見てとれます。このようなことから、全国の、あるいは熊本県の各市町村とも国保財政は逼迫をしております、玉名市の場合も一般会計からの繰り入れは膨大となっております。ほぼ限界に達しているのが現状ではないかと考えております。このようなことから昨年5月に成立をいたしました医療保険制度改革関連法に基づきまして、国が国保に支援する額が今年度、平成27年度から約1,700億円、また、平成29年度から約3,400万円上積みをされることとなっております、市町村国保の赤字幅、多少とも縮小されることが予想をされますが、構造的な問題解決とはなり得ておりません。このような中に、玉名市の国保財政は、平成25年度決算で約1億7,000万円の赤字で、繰り入れるべき国保会計の財政調整基金はもう既にごさいませんし、平成26年度会計から同額を繰上充用し、また、平成26年度決算では約2億1,000万円の赤字で、平成27年度会計から同額の繰り上げを充用して、当面の財政危機をしのいできたところでございます。

今回の3月定例議会に上程をされております平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算では、一般会計からの繰り入れが補正限度額6億2,203万3,000円に加

え、8億4,630万8,000円の繰り入れを積み重ね、一般会計からの繰入総額は14億6,834万1,000円となっており、平成27年度の国保予算に占める歳入比率として13%強ともなっております。私たちのような国保の被保険者からすれば、これはもうこれほどありがたいことはないわけですが、他の公的医療保険との関連から考えますと、これほど不公平きわまる財政運営には恐らく多くの市民の方々は納得できかねるということになります。平成26年度における玉名市の国保の被保険者数は2万450名となっておりますが、玉名市の総人口の約3割にあたる、国保の被保険者1人当たり約7万1,000円を一般会計からの繰り入れで賄っていることとなります。いかに、他の公的医療保険の受け皿的性格を有する国民健康保険といたしましても、このような財政運営を続けていくことに多くの玉名市民の理解を得ることは、恐らく極めて難しいものと考えております。玉名市におきましても社会保障の一つの大きな柱であります医療保障体制が危機に直面していることは、私たち国保の被保険者であります玉名市民にとって、今後の国保を運営する保険者のあり方、また、国と地方のあり方、国保財政医療保障のあり方を真剣に考え、対応せざるを得ません。今回、平成30年度からの国保制度の都道府県単位化は、2003年3月に閣議決定をされました医療保険制度体制及び診療報酬体制に関する基本方針に盛り込まれておりまして、それから10数年の議論を経て、一つの大きな区切りを迎え、1961年に国民皆保険体制として制度化されました現在の市町村運営である国民健康保険制度につきまして大きな変革が行なわれることとなっております。

私たち団塊の世代が75歳に達する2025年には、全人口に占める75歳以上の割合が現在の12%から18%に上昇することと推定をされておりまして、医療費が高騰します。それに伴って医療費の抑制は年を追うごとに制度化をされておりまして、2年ごとに見直されております診察料や薬代などの法定価格であります診療報酬は、平成26年度が全体で0.84%に引き下げると決定し、平成28年、今年の4月から適用されることとなっております。その主なものは、医療費を抑制するため、入院患者の早期退院を促し、在宅での療養へと誘導し、かかりつけを重視し、かかりつけの医師や薬剤師の報酬を手厚くし、薬の多重投与や残薬減に取り組み、無駄な医療費を省くとしております。また、ジェネリックの普及を促すために、新たに保険適用する際の価格を原則として現行の先発薬の6割から5割に引き下げるとしております。そこで、平成30年度から国保の都道府県単位化が行なわれるに当たり、玉名市の国保運営、あるいは国保財政について、どのような変革がもたらされるのか伺います。

まず、国保の直近3年間の徴収率の推移について伺います。

次に、国保の直近3年間の医療給付費の推移について伺います。

また同じく、医療給付費の内訳について伺います。

次に、平成27年度以降の国保会計財政の見通しについて伺います。

次に、医療費の適正化について、どのような方策をとられているのかを伺います。

また、国保の都道府県単位化は何を目的としてなされているのかを伺います。

次に、国保事業における県と市町村の業務分担はどのようになっているのかを伺います。

また、保険者は県なのか市町村なのかについて伺います。

玉名市の赤字財政は、この都道府県単位化で解消できるのかどうなのか、伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の国民健康保険の都道府県単位化で、玉名市国民健康保険はどのように変革するのかについての御質問にお答えします。

まず1点目の国民健康保険税の直近3年間の徴収率の推移についてであります。現年課税分につきましては、平成24年度は調停額19億9,979万円、収入済額18億5,132万円、徴収率92.58%、平成25年度は調定額20億1,748万円、収入済額18億6,323万円、徴収率92.35%、平成26年度は調定額19億6,485万円、収入済額18億2,633万円、徴収率92.95%となっております。

次に滞納繰越分につきましては、平成24年度が調定額7億6,965万円、収入済額1億2,696万円、徴収率16.50%、平成25年度が調定額7億4,514万円、収入済額1億1,324万円、徴収率15.20%、平成26年度が調定額7億2,801万円、収入済額1億1,860万円、徴収率16.29%となっております。現年課税と滞納繰越分を合計しました全体といたしましては、平成24年度が調定額27億6,944万円、収入済額19億7,829万円、徴収率71.43%、平成25年度が調定額27億6,261万円、収入済額19億7,647万円、徴収率71.54%、平成26年度が調定額26億9,286万円、収入済額19億4,493万円、徴収率72.23%となっております。

次に、2点目の国民健康保険の直近3年間の医療給付費の推移についての御質問にお答えします。

玉名市国民健康保険事業特別会計の歳出における保険給付費の推移について述べさせていただきます。平成24年度決算では、約63億2,000万円で、前年比97.1%、平成25年度では、約62億9,000万円で、前年比99.4%、平成26年度では、64億5,000万円で、前年比102.5%でございました。

次に、3点目の国民健康保険、直近3年間の医療給付費の内訳についてでございますが、国民健康保険被保険者数の減少に対し、国民健康保険会計歳出の保険給付費は増加

傾向にございます。この中で、市民の方々がどのような疾病で受診されておられるか、国民健康保険団体連合会がまとめております毎年5月診療分データに基づきお答えさせていただきます。まず、平成24年5月の診療費総額は5億5,000万円で、そのうち最も多かった疾病分は、「循環器系疾患」、いわゆる高血圧や心臓疾患、脳梗塞などで、全体の14%を占めています。次に、「新生物」、悪性新生物、つまりガンでございますが、そのほか白血病などで13%、次いで「精神・行動障がい」、統合失調症、妄想などで12%となっております。平成25年度5月の診療費総額は5億5,000万円で、最も多かったのは、循環器系疾患で、全体の19%、次いで精神・行動障がい13%、次に消化器系疾患、これは胃炎や十二指腸潰瘍などで12%などとなっております。平成26年5月の診療費総額は5億3,000万円で、この年も循環器系疾患が最も多く17%、次に精神・行動障がい13%、消化器系疾患が12%で、前年と同様の傾向となっております。

次に、4点目の平成27年度以降の国民健康保険財政の見通しについてでございますが、平成27年度の国民健康保険会計につきましては、大幅な財源不足が見込まれることから、今回補正予算をお願いしているものでございます。予算計上に当たりましては、税収の予測や確定した国、県、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会からの収入や支出、年度中の保険給付等の予測を総合的に勘案した結果、約6億9,400万円の財源不足が見込まれるため、一般会計からの繰り入れをお願いしております。この赤字補てん額の内訳につきましては、まず26年度決算において生じた約1億7,500万円、それから平成27年度で決算で見込まれる約5億1,900万円でございます。翌年度以降の国民健康保険財政の見通しにつきましては、本市同様に全国国民健康保険事業が抱える慢性的な財源不足に対し、国が平成27年度より支援を拡充する方針を表明しておりまして、平成29年度以降には3,400億円の財政支援を拡充する予定となっております。本市に対する支援額がどの程度になるか、まだ確実な額は不明でございますが、国保財政が少しでも健全に運営できるよう赤字額の減少につながることを期待しているところでございます。それから当然のことと存じますが、一般会計から繰入額を漫然といただくだけではなく、税収確保のためさらなる徴収率の向上を目指すなどの歳入増加に努めるとともに、歳出削減に向けた医療費適正化等の各種事業に保険者として取り組んでまいり所存でございます。

次に、5点目の医療費の適正化についてでございますが、医療費の適正化は慢性的な赤字体質の国民健康保険事業にとって、増大する歳出の削減を目指す上で非常に重要な事業であると認識しております。医療費適正化に向けた取り組みとして、玉名市国民健康保険事業会計では、医療費通知の発送やジェネリック医薬品使用促進の取り組み等を行っており、本年度からは複数の医療機関を重複して受診したり、頻繁に受診してお

られる方を対象に保健師や栄養士等が訪問指導を行なう事業も開始して、医療費の適正化に努めているところでございます。また、本年度は、玉名市保健事業実施計画データヘルス計画を策定しております。この計画は、玉名市国民健康保険における健康医療情報、いわゆるレセプト情報や健診結果等のデータを活用した保健事業を実施することを定めたものでございます。この計画の期間は第2期熊本県医療費適正化計画の最終年度である平成29年までとしております。計画の考え方といたしまして、国は生活習慣病対策を初めとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みについて保険者がその支援の中心となって、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものであり、被保険者の健康の保持増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることは、保険者自身にとっても重要であると示しております。このデータヘルス計画に定めた保健事業の実施内容の主なものを御紹介させていただきますと、まず、疾病の重症化を予防する取り組みとして、虚血性心疾患や糖尿病性腎症など、疾病リスクの高い者への保健指導を行なうことで、非常に高額な医療費が必要となる病気の発症を抑え、かつ被保険者自身の健康保持を支援する取り組みでありまして、生活習慣病の発症を予防するために、特定健診、特定保健指導実施率の向上を図る取り組み、また、被保険者の健康づくりを支援することを目的に、今年度より九州看護福祉大学との連携により開始した国保運動実践講座に対する取り組み、先ほど申しあげましたジェネリック医薬品使用促進に対する取り組み、重複受診者等への適切な受診指導などを掲げております。ほかにも、レセプトの2次点検により適正な医療費が請求されているか、例えば、介護保険との二重請求等がないか等について行なっているところでございます。今後さらに、医療費適正化に向け、各施策の充実強化に努めてまいり所存でございます。

次に、6点目の国民健康保険の都道府県単位化の目的についてでございますが、国民健康保険の都道府県単位化は、昨年5月に改正された国民健康保険法の中で示されております。この改正の趣旨としては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置の一つであり、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保等を目指す観点からのものでございます。主な改正内容は、保険者に関する事項として、「都道府県は市町村とともに、国民健康保険を行なうものとする」とあり、さらに国都道府県及び市町村の責務に関する事項として、「都道府県は安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保、その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする」とあります。さらに「市町村は、被保険者の資格取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施、その他の国民健康保険事業を適

切に実施するものとするものとする」と示されているものでございまして、実施期間については、平成30年4月1日から施行するものでございます。今回の法改正は、小規模な保険者が多い市町村国保運営の安定化を図り、全国の自治体において、国民健康保険のサービスを確保し、国民皆保険制度を引き続き堅持していくことが主な目的であると考えております。

次に、7点目の国民健康保険事業における熊本県と市町村の役割についてでございますが、改正国民健康保険法において、県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や法律的な事業の確保等の国保運営について、中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図る立場です。一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行なう立場となります。各々の立場で役割分担の詳細は、まだ厚生労働省から示されていない部分や協議が十分なされていない部分などがございますが、現在、示されているところでの説明をさせていただきます。

まず、熊本県は、県内の統一的な国保運営方針を策定し、基本的ルールを定めることになっております。それから医療給付費等の見込みを立て、各市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金の額を決定することになっております。この金額の決定に際しては、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮した上で、適宜調整が図られることとなっておりますが、詳細についてはまだわかっておりません。さらに保険料や保険税の賦課については、引き続き市町村がその決定権を持ちますが、市町村規模等を考慮した標準保険料率を県が算定し、公表することとなっており、適正な保険税が賦課徴収されているかどうかの判定基準として示される予定でございます。

次に、市町村の役割ですが、県から示された標準保険料率を参考に、それぞれ税率を定めて、賦課及び徴収し、先ほど申し上げた国民健康保険事業費納付金を県へ納付することになります。また、個々の市町村の実情に応じた国保資格管理、保険給付の決定、各種保険事業の推進などがその役割となる予定でございます。

次に、8点目の保険者は熊本県か市町村かとの質問ですが、質問にお答えします。国民健康保険法の第3条において、「都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行なうものとする」と明記されていることから、本市につきまして、保険者は熊本県と玉名市の共同運営という形になるものでございます。

次に、9点目の玉名市国民健康保険の赤字財政は都道府県単位化で解消できるのかとの御質問にお答えします。平成30年度から施行される国民健康保険の都道府県単位化により、一気に赤字が解消されるかということは、現状では非常に困難であると言わざるを得ない状況でございます。今回の国民健康保険の都道府県単位化等の改革が目指すところは、主に国民皆保険を将来にわたって堅持していくことにございます。そのため

医療保険制度の安定化を図り、かつ世代間の負担の公平化、医療費の適正化を進めていくことが、最も必要となっているところでございます。また、熊本県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で運営を担うといった保険者機能強化に加え、国民健康保険事業に対して、公費拡充等による財政基盤の強化を図ることが、改革の大きな柱となっております。平成27年度から低所得者対策として、国は保険者支援制度を拡充し、約1,700億円を投入しております。さらに平成29年度には、さらなる国費1,700億円投入し、3,400億円とすることになっており、国保財政の健全化のため支援をさらに強化することが決定しているところでございます。このように国が財政支援を拡充するのは、全国で多くの市町村において、国民健康保険事業財政が厳しい状況にあることが原因でございます。国民健康保険制度は、農林水産業や自営業の方を中心とする制度として創設されましたが、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の変化等の影響を受け、創設当時は農林水産業や自営業の方の割合が7割程度あったのが、近年では2割以下と大きく減少し、主に年金受給者等の無職者の割合が増加しております。さらに近年の景気低迷に伴い、非正規雇用者の割合も増加しており、全体として所得水準が低い方の国民健康保険被保険者として加入される傾向が見られます。本市においても同様の状況で、歳入の柱となる税収は年々大きく減少しているのに対し、歳出については、被保険者に占める高齢者の割合が増加するに伴う保険給付費の増加などから、平成25年度より本市国保会計の赤字決算が続いているものでございます。今回の議会におきまして、これまでの財政赤字を解消するための一般会計繰入金をお願いしているところでございますが、国民健康保険制度が従来の農林水産業や自営業の方のためだけの保険でなく、定年まで仕事をして加入される方や病気等により途中で働けなくなった方、非正規雇用等により社会保険に加入できない低所得者の方が多い状況にあること、いわゆる国民皆保険の最後の砦であることからやむを得ない方法であるとの判断でございます。また、まだ都道府県単位化によりどのような体制で国民健康保険事業を行なうか、詳細については不明な点も多くございますが、市は県に対し事業費納付金を納めますが、保険税賦課徴収や保険事業等の主な事業につきましては、従来どおり市が行なう中、県が示した標準保険料率を基準とした保険税を賦課徴収し、全体の収入バランスを図っていくことになってまいります。現在、本市の国保税は県内各市と比較した場合、調定額は上位にあることから、平成24年度以降、税率改定を見送っているところでございますが、今後、県内他市の状況や事前に示される予定である標準保険料率の数字等を勘案して、受益者である国民健康保険被保険者の方々への負担増をお願いすることも念頭に入れながら、健全な事業運営を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 詳細にわたり答弁をいただきました。

財政赤字の背景、これはもう同じく執行部と私たちの認識は同じというふうに考えております。再質問になりますが、まず、国保税の直近3カ年の現年分の徴収率が92%台で推移をしている一方で、結局は現年分の滞納が18%程度に上っており、こととなります。またその過年度の滞納分の徴収率が16%前後で、これはいかにこう滞納分の徴収が難しい、あるいは困難であるのかを表しております。これはもう全国的な地方自治体の徴収率の傾向ともほぼ一致をしておるようでございます。現年課税分の徴収に、今後はこれを最善を尽くさなくては、市税につきましても、国保税につきましても、これは徴収増は望めないということになります。先ほど来答弁の中で、玉名市の国保税について、県下の比較を申されましたが、玉名市は熊本県内14市の中での1世帯当たりの国保税が先の文教厚生委員会で配付されました資料によりますと17万9,832円となっております。この1世帯当たりの国保税では、県内でこれはもう最高の数字となっております。この中で徴収率の92%台、これは相当検討されて、御苦勞なさっていると、私はそのように受けとめております。ただ、本来は、これは100%を望む、目指すべきですが、現在の国保加入者の経済的な背景、先ほど来る説明があったようなことを考え合わせますと、徴収金の向上にも今後これはもう限界が、私は達しているのではなかろうかと思っております。そうする中で、現在、滞納者につきましては、これは差し押さえをし、競売等を行なっておりまして、多少の徴収率の向上に寄与していることは、これは間違いございませんが、答弁等を聞いてみますと、収納率の向上を今後、目指すということですが、何か新しい具体策があればお示しを願いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、現年課税分については、非常に92%ちょっとで、かなり高い徴収率になってるかと思いますが、確かに滞納繰越分のところの徴収率をもっと上げていかなければならないというのは一つのやっぱり課題であるかと思っております。今申し上げられましたように、差し押さえとか、その公売とか、そういうようなもので徴収率のほうを高めていっているというような状況ではございますけれども、非常に新たな施策というのは、特にはないんですけれども、そういうところをもっともって強化していく必要があるかなというようにところで考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この滞納の問題、各自治体とも非常に苦勞をなさっておるよう

で、ある先進地では、生活支援とこの滞納の関連ですね、これを深く位置づけて、両セッションがそれぞれ協力し合いながら、まず生活支援を行ない、そしてまたそれが自立支援になり、結局は税を納められると、そういう好循環に持っていくということで、これは全庁的な取り組みをしている自治体は実はあって、非常に効果が出ているというような報告もあっております。どうかこのあたりも、ただ税務関係は税務関係と、あるいは生活支援は生活支援と別々に考えることではなくて、やはりこれは一連の流れの中で生活支援をしていく、それがまたきちっとした仕事につかれ、そしてまたそれが国保税をきちっと納入していただくと、こういう好循環の作用を考えていく自治体が非常に政治的な時代では出てきたという報告もあっております。このあたりを全庁的に市長、あるいは副市長、取り組まれたほうが、私はもう滞納整理をどれだけやってもなかなか限度があると思いますが、こういう新しい方式を取り入れるような検討をなさってみたほうがいいと思いますが、市長、どのようにお思いでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この国民健康保険の徴収につきましても、担当におきまして大変苦勞しているというのは、もう御存じだろうと思ひますし、私もそのことは十分理解をいたしております。そのほかにも、やはり競売にかけるとか、いろいろな方法を取りながら最低限度力をしているというような状況で、いろいろの施策を考えながら、滞納率の向上に努めているというのは御承知だろうと思ひますので、これからもいろいろな方法を考えながら、滞納率がアップするように努力していくというのが我々の努めではないかなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 徴収率がアップする、結局はこの生活支援が大事という視点から、政治的な時代へ取り組まれたということ、これは一つの大きな今後の国保財政の赤字を解消する、解消の方向に持っていくための一つの大きな方法、あるいは姿ではなかろうかと思ひております。ぜひ、検討を進めてもらいたいというふうに考えております。

それでは次に、国は平成27年度より、先ほど来説明がっておりますように、改革関連法に基づきまして、国保の支援額を従来よりも約1,700億円上積みして、また平成29年度からは約3,400億円上積みすると、このような形になっております。平成26年度の国保会計における国保支出金と平成27年度の国保支出金の金額は、金額ベースでどの程度、大まかではございますので、上がっておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の国庫支出金の動向につきましては、現在ちょっと用意しておりませんでしたけれども、あとで確認しまして、あとのほうで答弁させていただきます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これはちょっと打ち合わせのときに私のほうから申し上げておったのかどうかわかりませんが、それでは平成27年度から約1,700億円ほど国保支出金が増額をされる。これは全国的にですが、これは玉名市の国保財政にはどの程度、1人当たりで結構ですので、どの程度反映をされたのか、お尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

27年度に1,700億円の国のほうからの財政支出があっており、本市におきましては、総額ベースでいきますと約1億5,000万円程度がふえているというふうな状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、平成27年度国の支援額が1,400億円程度あったと、玉名市にそれが1億5,000万円程度の反映がされた。俗に言う国庫支出金が増になったということになります。そうしまして、平成27年度の決算見込みでは、なお5億1,900万円が財政赤字、財政赤字は拡大をしておりますですね、これは何によりますか、お尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

国保の1,700億円の支援があったのに、なぜ赤字がふえるのかといいますと、やはり一番大きな要因は、保険者の減少によります保険税の減額が大きな要因の一つあります。それとやはり国保の加入者が減りまして、医療費が減らないと、医療費は微増しているというふうな状況、その一方は減って、一方はふえるということですね、非常に大きな要因でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局は被保険者が減少して、納税をなさる方が少なくなった反面、高齢化によりまして、さまざまな医療費によりまして、医療費は高騰した。それが平成27年度に国からの総額でいきますと1,700億円の支援が増になって、玉名市には1億5,000万円反映されておると、それでもなお赤字が、財政赤字が拡大したと、このような形になりますかね、いかがなんでしょう。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

その見解でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、先ほど来、平成26年度の財政赤字が1億7,500万円、平成27年度の欠損見込みで約5億1,900万円の赤字の見込み、一応合計で2カ年度で約6億9,400万円を一般会計、いわゆる一般財源から1人当たり約3万3,700円に当たる財源を繰り入れて当面の財政赤字を解消されたと、このように考えていいと思いますが、このような財政赤字は、これは全自治体のやっぱり56%、やがて60%に近い自治体が財政赤字の解消に多額の、いうなら一般財源、税金を投入しております。そしてまた、それぞれこの先ほど来、持続可能な保険制度というために、歳入歳出の各分野で危機的状況の打開が図られております。ただ、これは市長にお尋ねをしたいと思いますのですが、もうこれ以上一般財源から国保税、国保会計の補てんをすることは、もうほぼこれは財政上の限界に達しているのではなかろうかと考えておりますが、この点について、市長はどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） この国保の赤字というものの解消につきましては、全国至る所で、大変悩み深いというか、悩んでおられるんじゃないかなというふうに思っております。また、玉名市におきましても同様でございますが、一般会計から繰り入れということはなるべくないほうがいいわけでありまして、現実的にやはり、ただいま答弁いたしましたように、加入者が減る、そして医療費がふえるというようなこのギャップとはどうしても埋めることができないと言うことであれば、埋めなくてもいい方法を考えるのも一つでありますけれども、それも我々もやっているというふうな状況でございますけれども、なかなかそれができないということであれば、最終的には一般会計からの導入ということも含めて考えていかなければならないし、また、我々だけではなくて、やはり国として、これをどうするかということも大きくとらえてもらわなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） なかなかこの一般財源から限りなく受けるということも限度が、これは恐らくそれぞれ市民感情から考えますとあるはずですが、歳入へのもう1つの方法で、国保税の改正、いわゆる国保税を増税すると、こういう考えがございます。先の新聞では、熊本市におきましても、玉名市同様に基金の積み立てはもう既になく、平成26年度決算において約207億円を一般会計から国保会計へ繰り入れられておりま

して、市議会等から国保税の改正の答申審議があったようでございます。今後、熊本市の執行部がどのような形で改正をするのか、今の点でははっきりはいたしておりませんが、玉名市におきましても今後の財政や赤字、これを考えますならば、先ほど来、申しましたように、もうほぼ熊本県内でも1、2を争う国保税の高い市町村という形になっておりますが、それでも熊本市のような国保税の改正、これもまた選択肢の一つにはなると思いますが、この点について市長はどのようなお考えを持っておられるのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 赤字を解消するためには、料金を上げるのかという一つの方法論としてございます。しかしながら、今かなり高いというふうな状況もございますので、両面を踏まえまして、これから検討してまいりたいなというふうに思います
以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど来の都道府県単位化により、その答弁から推察をいたしますと、平成30年から都道府県、あるいは玉名市ということで共同で事業運営を行なうとの説明がでございます。その中で熊本県は保険給付費を賄うために必要な給付金を最終的には玉名市に請求をすると、こういうことに読み取れましたが、そうした中で、納付金を賄うために、熊本県が示します標準保険料率は、これは実質赤字を保険料に転化したものとなりはしないかというふうに考えておりました、そのまま玉名市が保険料率を決定しますと、おのずから保険料率は現行に比べて上がる、いわゆる増税になりはしないかと、そのような見方をしております。厚生労働省は標準保険料率には拘束力はなく、あくまでもこれは参考だと申しておりますが、市町村は従来の経緯を踏まえて、あくまでも参考だから、玉名市独自の保険料率を定めることができるよう、このようなものの言い方をしております。しかし実際は、玉名市は議会に税制改正を提案される場合は、恐らく県が示しました標準保険料率をこれを根拠にせざるを得ないと考え、そういうような形になって、やはり先ほど来話をしております国保税の増税という形に結びつくのではなかろうかというふうに考えておりますが、この点はどのように事務当局は考えておられるのか、お尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

基本的な考え方として、今内田議員がおっしゃいましたように、標準税率ということで今、検討されておりますが、この税率に関しまして、どういうふうに表示されるかわかりませんが、玉名市においては実質上、今熊本県14市の中ではトップグループに入っております。その中で、やはり市町村の中で病院が非常に多い地区とか、少ない地区と

か、そういったものも勘案しながら料率というのが決定されてまいります。まず決定する30年の当初には、恐らくそういう今の現状の1世帯当たりの保険税の額に関しまして、引き上げでというふうな指示は、当初はないかなというふうに考えております。ただ、やはり歳入と歳出のバランスで、歳出がこれだけ赤字が示されれば、当然やはり上げなさいよというふうなことは、これは県もかもしませんが、自治体の中、ここの中でもですね、玉名市の中でも出てくる議論だろうというふうに思っております。一つ大きなこの観点といいますか、その国保の観点といたしましては、まず、60歳に到達した方、要するに社保とか我々公務員あたりは年金共済、その方が60歳に到達しますと国保のほうに移行していきます。それで65歳までは、その社保、そして共済のほうから退職者の人たちには負担金という形で、その団体からお金が入ってきますが、まず65歳を経過して、74歳までこの国保の加入期間に対しましてはその団体から補助額が来ません。ですからその退職のその人たちが多くの医療費を使っていく。そして掛け金は非常に少ないという分野でございますので、先ほど申しました農林水産業、それから自営業の割合というものが平成40年には70%ぐらいあったのが、もう今20%以内と、無職者の方の加入率が今、43.4%という玉名市の現状でございます。ですから非常に低い低所得者の方が保険税を払っておられるわけでございますので、そこが拡大していったときにですね、やはり料率というものがどういうふうに反映されるか、その辺のところを他市との比較の中で、県の判断が出るというふうに思っておりますので、結論から申しますと、最終的30年には今の形は、玉名市はトップクラスでありますので変わらないが、その意向に関しましては上がる方向としても考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど来、この国保財政の考え、それはもう背景は同じ認識に立っているはずですが、ただ、都道府県単位化することが、平成30年から都道府県単位化をするということで、後々申し上げますが、何かこう私たちの責任が軽くなるというようなニュアンスを各全国の自治体あたりも受けとめているというふうな新聞報道もありました。恐らく私は課税面からいいますと、熊本県あたりが先ほど来の標準保険料率、これをきちっと示せば恐らく保険料そのものは上がらざるを得んのではないかと、これはさまざまな背景があると思いますが、現実はそのならざるを得んならば、どうも都道府県単位化というのは、私たちにはさらに厳しい時代になるのではなからうかというふうな考えを持っております。これはもうあと2年間の猶予期間があるということで、それぞれ県も詳細にわたって、この制度設計がある国も県も制度設計をしましうが、いずれにしてもこの歳入と歳出のアンバランスというものはいずれにしてももう一般財源の導入が限界とするならば、歳入面で考えるならば国保税の改正が大きい

な一つの選択肢になってくるということ、これは恐らく都道府県単位化の国の私は、一つの大きな狙いではなかろうかというふうな考えも持っております。

次に進みますが、国保の都道府県単位化の目的につきましては、先ほど来答弁がありましたように、国民皆保険制度を従来のように堅持し、とりわけその中で財政上危機的状况にある国民健康保険について、適切な医療サービスの提供と国民負担の公平性の確保をするものであると、このようにされております。今回の都道府県単位化は、医療提供体制の見直しをこれはするために、国保財政の運営責任を都道府県が負うことで効率的な医療提供体制、いわゆる医療費の抑制を進める仕組みをつくりあげるのが一つの目的というふうに考えております。このことは玉名市にとりましては、医療サービス提供と保険料負担が直結をするということを意味します。国も診療報酬の改定により、先ほども申し上げましたようにさまざまな医療費の抑制策を実施することとしております。一方、玉名市におきましても医療費の適正化、いわゆる医療費の抑制につきましては考えられる限りの対策、方策を採用し、実施をされておるようです。しかしその政策の効果につきましては、それが直接医療費給付等には、いまだ表立った効果は見出せないのではなかろうかと考えております。まず、このようなさまざまな事業の評価はどのような形で、内部で行なわれているのかお尋ねを申したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

今の質問の前に、先ほど国保の支出金の決算の内訳でございますけれども、平成26年度の国庫支出金は24億300万円、そして27年度ではまだはっきりしておりませんが、約23億円程度になるのではなかろうかというふうなことで、さまざまな要因があつて、一概に比較はできませんけれども、その中で安定基盤の繰入金としては1億2,000万円から1億5,000万円程度がふえてきているというふうなことでございます。

そして、今の御質問の事業の評価等につきましては、御指摘のとおり非常に詳細な分析については、分析についてはできておりますけれども、その実行対策としてはですね、やはり具体的な効果としては、上がっていないというのが現状ではなかろうかと思っております。ただ、今データヘルス計画を27年度から取り組んでおります。その中でレセプト、そしてジェネリック等の推進によりまして、その辺の価格帯というものが今後十分分析され、把握できるものとして、事業効果が得られるというふうに考えておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 昨年度から、事業評価制度が導入をされておるようでございます。この国保の医療費抑制対策については、これはどのような評価がなされたか、記憶

のある限りで結構ですので、お尋ねを申したいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

国保会計に関しましては、事業評価の対象外ということで、そこに関しては事業評価は行なっていないということでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 国保は、これはもう内規で定められたわけでしょうから、国保会計については、その事業の評価制度から対象外ということでございますが、これは市長、このあたりは非常に緊急な課題でございます。それぞれ特別会計もこの事業評価制度を取り入れられたが、私はいいと思いますがいかがなんでしょうか、お尋ねを申し上げます。

ああ、じゃあ次にいきます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この事業評価制度を取り入れられた目的、これは恐らく次年度予算に対して反映をさせるこれが一つの大きな制度導入の動機だろうと思っております。これがただ一般会計だけ、特別会計はその対象外なんだということはどうなんでしょうか、この点については、その目的は次年度予算に反映させるべく事業評価を行なうというのが、この制度のもともとの目的だろうと思っております。そうしますならば、一般会計だけで終わるということでなく、これは特別会計を含めたところの事業評価制度、これを導入すべきではなかろうかと思っておりますが、答弁を求めたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、確かに特別会計についてはですね、事務事業評価というのは今現在行なっておりません。しかしながら、今後どうするかについてはですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、この医療費の抑制策等について、国保運営協議会等では、これはきちっとした議論がなされ、各事業についての評価がなされておりますでしょうか、お尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問で、国保運営協議会の中での状況について御説明申し上げますと、この適正な財政運営、そしてその赤字の問題と、やはりさまざまな御意見がございます。確かに一般会計からこれだけ繰り入れというふうな非常にその辺の御意見も強うございました。その中で、やはり現役の国保世代の人たち、

今、農林業とかそういった方たちに余りにもしわ寄せが来る制度でもあるというふうなことも御意見としてあっております。ただ、この分析といいますか、その保健予防課のほうで、今この赤字対策にとりまして、やはり訪問、重複受診、それから病気の重度の予防の取り組み、こうしたものについて取り組みを実施しておるといふふうな報告があつて、それを承認されているというふうな状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局は、まだきちっとした事業評価は行なわれていないということですが、それぞれの事業を取り組まれても評価がなくては次の展開というものはいえられません。広島県の呉市では、これはきちっとした医療費の適正化計画を策定しておりまして、これはもう数年前から、実は財政赤字の解消の一つの手段として取り組まれておりまして、テレビ等で紹介もあっております。やはり年間、これをきちっとした形で取り組んで、1億円から1億5,000万円前後の医療費の抑制になったということでございます。その背景は、もちろん全市、全庁的な、あるいは医師会、さまざまな市民の方々を取り組んで、その効果を上げているようでございます。これはもう現状の玉名市の国保財政を考えますならば、先ほど来、一般会計からの繰り入れもほぼなかなか難しい、国保税の増税も現在の状況を考えれば難しいならば、やはりどうしても医療費の抑制策をきちっとした形でやらなくては、この財政赤字の解消のめどは立ちません。今後できるだけ早く、医療費の適正化計画、これをきちっと立てられる必要があると思っておりますが、この件について執行部の答弁を求めたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

呉市の健康管理システム等のその事業を行ないまして、赤字の削減というものが効果があつたというふうなことも、私どもも研修で聞き及んでおります。その中で玉名市が行なっておりますレセプト点検の効率化、ジェネリックの使用促進というものも、同じような仕組みはつくっておるんですが、それを徹底するという部分では、やはり呉市の対策というものも、やはり取り組まなければならないというふうに思っております。先ほど申しましたように、データヘルス計画というものが実際運用しかかっておりますので、その中で、今後それを強化しながら、赤字解消に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 一つの先進例として、これはもう早急に取り組んでる自治体があり、効果も出ていることは執行部の方々も認識をされているようです。先ほど答弁にありましたが、一つの例として申し上げますと、被保険者が健康増進をすることは、これは医療費の適正化及び保険者の財政基盤の強化が図られることは、保険者にとっても

重要であると、このように非常に堅苦しいといえますか、表現を使われております。私たち被保険者にとって本当にこれは何を意味しているか、実はある医療費適正化計画を実施いたします自治体では、この保健事業への参加やあるいはジェネリック医薬品の利用促進を図る場合、それは被保険者の利益になる、結局自己負担が少なくなる。よって被保険者の利益になるとのPRを徹底して行なって、事業促進を図り効果が出たとの実例がっております。玉名市の場合も先ほどのように非常に小難しい役所言葉と言いますか、難しい言葉ではなくて、やっぱり国保加入者の方々に限らず、これは協会けんぽにしても共済組合加入者等を含め、多くの市民の皆さん方に医療費適正化は、とりもなおさず私たち市民一人にとって自己負担が軽減され、被保険者の利益になるこういう標語をつくれ、医療費の適正化計画を作成される場合も、お互いの共通の利益になるというそういう表現でも考えられて、医療費の適正化計画を策定されたらどうなんだろうかと思っておりますが、特にこの医療費の適正化計画、これはもう私は待ったなしでやらざるを得んと思っておりますが、市長どのようにお考えでしょうか、お尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほどから何度も申し上げておりますように、保険料を上がらないためには、医療費をやっぱり抑制しなければならないということでございますので、その点にはいろいろ施策を考えながらやっているということでもありますけども、現実的には、これといった特効薬はないというような状況じゃないかなと思いますけども、やはり根本的には、医療費等々につきまして、国が大なたを振るとかということにならないければ、この2020年といいますか、団塊の世代が減少するということに至るまでは、この減少というのは続いていくというふうに思われますので、その中で私たちもなるべく医療費が高くないようにというか、安くなるような努力はしてまいりたいというふうには思っておりますし、また、そのためにいろんな施策を講じながら、少しでも健康を維持できるような状況をつくるためのことをやっていかなければならないなというふうに思っておりますし、また国におきましても抜本的な医療体制の医療の医療費等々につきましても、なんとかしていただけるように要望もしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 県の支援策につきましては、また後々、今日話をするつもりでおります。合併前には、天水町、横島町、岱明町などでは、それぞれ個別な健康づくり推進体制がとられておまして、健診の必要性の方法とあるいは地域での健康づくりなどは行なってこられたところがございます。合併後何の目的かわかりませんが、これは

行政主導だったろうと思いますが、天水町などの健康づくり推進事業体などが解散、あるいは消滅をしたところでは、現在、特定健診の受診率が30数%と聞き及んでおります。これはいかにもやはり低すぎると考えております。早期検診あるいは早期予防、あるいは早期治療という形で医療費が抑制される一つの方法でありますならば、やはり健診の受給率が低いという、これは依然上昇しないという、これはどこに要因があるというふうに考えておられますか、お尋ねを申し上げたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

特定健診の受診率の低下、低水準ということですが、まず、旧3町の時代にやはり健康づくり推進員という方がおられまして、そのやはり健診の推進あたりには行政とその地区におられる方の推進活動というものが、非常に功を奏していたかなというふうに感じております。その合併した以降に、その組織が行政体からの推進ということで、なかなか届かないという部分もあるのかなという気もいたしておりますが、やはり医療機関にお尋ねしますと、「特定健診のメニューというのが、自分たちが患者さんにたまにする健診とあんま変わらんとたいな。もう少しメニューを特定健診の内容を充実させれば受ける人もふえてくるのではなかろうかな。」という御意見もお聞きしました。ただ、やはり今、血液検査と分析が非常に発展しておりますので、それくらいの基本の健診を受ければ、大体病気の度合いがわかります。ですから、特定健診、今の特定健診の制度で十分だというふうには、私ども思っております。ただ、医療機関のほうはなかなかうちのほうで健診をすればいいというふうなところでの患者さんの要請もあつてというふうなところで、なかなか進まない点もあるのかなというこれも一つの要因かなというふうに思っております。ただ、分析をした結果をもう少し住民の皆さん方にお示しを徹底してすることによって、早期の受診勧奨につながるかなというふうにも思いますので、広報という面も力を入れていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○8番（内田靖信君） それでは、先ほど徳村議員の答弁の中にも福祉協力員等の設置をされたという答弁がございましたですね、やはりこの国保関係もどうしても先般申し上げましたような形の事業の推進体となるべく人、これが先般の説明が500名以上、それを任命しとると言われました。やはりこの国保の特に健康づくり推進事業、これはやはり各小学校区単位等々を含めて、あるいは地区別なのか、これはきちっとした形でもう一回他の先進地あたりも研修されてつくる必要があると思っておりますが、答弁を求めたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

先ほどの福祉協力員もそういう活動にも将来的にはできる方向と言いますか、そういう人たちも活用しながらですね、できる方向で協議検討させていただければというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 平成の30年度から国民健康保険の都道府県単位化が図られることとなります。県と市町村の共同運営ということになりますが、これは熊本県も保険者、私たち玉名市も保険者と、こういうふう、共同運営というのは、このように理解してよろしいですか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい、そのような見解でよろしいかと思えます。県のほうは、あくまでも保険税の効率的な、その全体的なお示しをすることによって、市町村格差を、そういったものを公表しながら平準化をしていく保険者、我々はこれまでの事業をそのまま継続していくと、また、強化していくというふうな保険者としての位置づけでございます。ですから共同というふうな形でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、もう先ほども申しましたが、国保の都道府県単位化という形になりましても、玉名市も当然保険者ということならば、これは各市町村がそれぞれ責任が、少々軽くなったというようなニュアンスで受けとめている自治体も、また、私たちもそう位置づけを持っておりましたが、まだ未確定な部分は多分にありますものの、やはり従来、あるいは従来以上に県あたりがきちっとしたその標準税率あたりを示すならば、それは今まで以上に責任は、私は重くなる、結局各市町村そのものの税等々はきちっとした形で公表をされるということになりますと、医療費適正化計画にはこれは今まで以上に真剣に取り組まなくてはならんと、こういう責任の重さが、一つ私は加わるのではなかろうかと思っておりますが、これはどのような形での見解をお持ちでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

内田議員が今、おっしゃいましたとおりだというふうに私も思っております。実は、県が単位化になったときに、だれでも税は負担は県のほうでやってくれるもんというふうに思っておりました。しかし、ふたを開けてみますとそういう部門も市町村に残り、また、保健事業とかそういったものもすべて残るというふうな形で、ただ、県が単位化になるときに、今までは単市での決断だったんですが、14市、そして市町村というのが明確に今度は県のほうから単一した考え方というのがどんと出てまいります。ですか

ら非常に各市町村それぞれの、独自の考え方が示される、示されると言いますか、悪いところは悪いなりに改善をしていかなければならないというのが明確に示されますので、かえってその負担というものは重くなってくるというふうに私も認識しております。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは先ほど来、市長も国保負担の件で話がなされておりますが、税と社会保障の一体改革によりまして、消費税が平成26年4月から従来の5%から8%に引き上げられたところで、また来年4月にはこれはいろいろな背景はありますものの8%から10%へと消費税の税率の改正が予定をされております。この消費税増税につきましては、税と社会保障の一体改革と銘打ち、医療、介護、年金、そして子育て支援のこの4分野の制度充実のための財源に充てると、このように説明をなされております。先般からも申し上げますように、玉名市の医療費の抑制策、これも遅々として進んでおりませんし、一般財源からの繰り入れも限度で、保険料の増税も玉名市の場合ほぼ限界に達している中で、財政赤字を解消するためには、残された現時点での方策は、先ほどは表向きはほとんど国庫支出金は、平成26年度、27年度は変わっておりませんでしたね、どちらかという約数千億円国庫支出金は下がっておったと、そういう報告でございましたが、これは消費税の増税の背景を考えると、これは私はさらなる国庫支出金の増額を私たち議会も、そして熊本県の市長会の会長である高寄市長も、これは真剣にスピード感を持って要望し、訴えられることと思っておりますが、また、そうなくてはなりません。一応、国庫財政の危機的状況の中に、また、国保の都道府県化を2年後に控えまして、県市長会ではどのような議論がなされ、また、この国への財政政策の強化については、どのような要望活動がなされているのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 熊本県の市長会ということでございますけども、私が今、ただいま市長会の会長を仰せつかっているということで、市長会といたしましても、安定的で、持続可能な医療保険制度のために、国への要望活動を毎年行なっているところでございまして、本年度は平成30年度からの都道府県への財政運営責任主体の移行に伴う役割分担等にかかわる地方との十分な協議と制度の具体化を図ることや、平成27年度から実施をされております保険者支援制度の拡充に加えまして、平成29年度からは予定されております後期高齢者支援金の総報酬割り導入実績実施により生じる国費を平成28年度に前倒しして、国民健康保険への財政支援に充てるように求め、またさらなる国費拡充等を要望しているところでございます。市町村の国保財政は、その多くが一刻も猶予のできない状況に、厳しい状況にございますので、これを踏まえて熊本県の市長

会といたしましても、国への要望を引き続き行なってまいる所存でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ、これはもうリーダーシップを持って、先ほど背景を申し上げましたように、消費税の増税等々を鑑みましても、国庫支出金、この増額を求めるのは、私は当然だというふうに思っております。先ほど来申し上げますように、玉名市の医療費を当然抑制すること、また、国保税そのものがなかなか増税できる環境にはない、ならばもう国庫支出金の増額を求める、これより以外今の当面の対策としては、私はないのではなかろうかという思いを持っております。共済組合の皆さん方は、被保険者として2分の1は地方自治体がみる。健保協会の方々は事業主が2分の1の財政負担をする。そういうことになっておりますが、国保にはその制度はございません。結局は、他の公的医療保険制度の受け皿という形の中で、赤字財政に苦しんでいるという背景は、これはみんな同じ共通の認識です。私たちも消費税増税を受け入れるというならば、それに見合う社会保障の医療制度、とりわけ社会医療保険制度、これに対する国庫支出というのは全自治体を挙げて、私たち議会も含めて、要望をすべきだろうというふうに考えております。現在、3月定例会におきまして、陳第4号としまして、国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書が提出をされております。この件につきましては、文教厚生委員会や本会議でも議論をすべきものでございますが、私は時宜を得た陳情だというふうに受けとめております。熊本県の市長会の会長である高寄市長を初め、執行部の皆さん、そしてまた私たち玉名市議会さらに玉名市民一丸となって持続しなければならない医療制度のために、英知を結集して取り組み、結果的に玉名市民の利益となることが私たちの大きな役割でもあります。今回の国保の都道府県化を一つの契機としまして、さらに国保財政の議論が深まります。対策、政策、要望活動等の活発化を切望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 6時01分 休憩

午後 6時15分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 第2市民クラブの吉田喜徳です。

今回の一般質問は、教育問題1点に絞りますけれども、5点についてお尋ねを申し上げます。時間の短縮の意味から、一気に5点質問をさせていただきたいと思っております。

教育問題、「第66回研究発表大会」について、これは九州内の教育センターや教育研究所でつくっている九州地区教育研究所連盟が主催する研究発表大会のことで、昨年11月12、13日、熊本市で、たまたま熊本市です、開かれたものであります。21世紀の新たな学びを支援する教育を目指す、加盟36機関から指導主事や研究員160人が参加。第1日目は開会業務で熊本県立教育センター所長が、この大会で得られた成果が各加盟機関の課題解決につながるものとなるよう、また、これからの子どもたちに必要とされることの涵養に還元されることを提言。続いて、国立教育政策研究所教育課程研究センター総括研究官が、「21世紀に求められる資質・能力の育成に向けた新たな学びの展開」と題して講演等があり、2日目は教科や課題別に11会場に分かれて分科会が行なわれたのであります。

さて、玉名地区からは何が、どなたが参加され、どのような発表をなされたか、この大会全般の感想や成果などをお尋ねしたい。

2. 学力向上について。学力向上を図るにはどうすればいいか、いろいろな方法があるでしょう。市内小中学校でも各学校で創意工夫して、いろいろと熱心に取り組んでおられると思います。市全体としては、エンジョイ・イングリッシュ等があるでしょう。ここで他方面の自治体で取り組まれている2、3を取り上げ紹介し、本市と共通することはあるのか、しばらくこの実例に向き合ってください、その見解を教育長や委員長にお尋ねしたいと思います。

イ、学力向上を実現するために協調して取り組もうと、福岡県内の4教育長、福岡県教育長ほか、福岡市、北九州市、福岡県市町村教育連絡協議会教育長部会長の小郡市教育長であります。このように、玉名市地域の自治体の中で、連携して取り組んでいる学力向上について実例があれば、また、その成果等御報告していただきたい。

次に、ロ、東京都足立区立弘道第一小学校の学力向上策、習熟度別モーニングスクール、毎週水曜日、木曜日7時半より、これは授業の始まる約60分前、学力ポートフォリオデータ、成績や資料等のデータや分析、2年生以上の全児童がそれぞれの学習進度に合わせて、算数や文章題のプリントなどに取り組む習熟度別の夏期集中講座、またさかのぼり学習、つまり勉強が遅れがちな児童を校長が個別に指導するプレジデントタイムなど行ない、学力向上を行なっています。東京都足立区立弘道第一小学校の一例です。

ハ、いま一つの実例を挙げると、広島県福山市教育委員会は、現在、小中学生の学力向上を目指して、2011年から始めた「土曜チャレンジ教室」の拡充を進めていま

す。この特徴は、チャレンジ教室の対象は、小学5、6年から中学1年までで、各中学校区の公民館などで開かれる校外型教室で、講師は退職された先生方を中心に行なわれ、5年間19中学校区に拡大され、大変好評のようです。学力向上へ元教員らが寄り添い、困窮家庭の教育支援に効果が特に上がっている現状です。塾に行けない経済的理由により、そういった子どもたちに対する配慮もあるわけでありませう。

以上述べましたが、3点についての御意見、玉名市での学力向上のため、どんなことが創意工夫されて実施されているのか、その現状をお伺いしたい。

3. 「チーム学校」について。「チーム学校」とは、教員と外部の人材が連携して学習指導の充実、いじめや貧困などの課題に対応する考え方でありませう。文部科学省は1月25日、学校の組織改革や教員の資質向上に関する2016年度からの5カ年計画、次世代の学校地域創生プランを公表しました。SSW、つまりスクールソーシャルワーカーを計画的に配置する方針でありませう。国際調査からも世界一多忙とされる日本の教職員の負担を軽減し、質の高い教育を目指すために「チーム学校」は大いに期待されるものでありませう。本市の対応と見解についてお尋ねしたい。

4. 子どもたちに対する「がん教育」。大人がだめなら子どもに話してみよう。政府は昨年末、がん対策加速化プランを公表し、徐々に広がっています。日本は男性の3人に2人、女性は2人に1人近くががんに罹患する世界一のがん大国であり、毎年100万人近くががんと診断され、37万人の人ががんで死亡している現状が、国民病と言えるがんに関する知識を国民はさほど持っていないと言われていませう。そこで、子どもから親への逆世代教育が進むと考えられると言われていませう。文部科学省もがん教育のあり方に関する検討会を立ち上げ、来年度、いわゆる平成28年度からは小中高校で保健体育を中心に、がん教育が始まりませう。現在は、なんとなく保健、体育の軽重が見られますけれども、保健体育として体育・保健両立しながらがん教育が始まろうとしておりませう。がんの予防法、早期発見、治療法、緩和ケアと内容は幅広く、1番のポイントはがんを理解することで命の大切さも学ぶと言われていませう。がん教育の対応についてどう考えておられるのか、お答えいただきたい。

5番、新年度の教科書について、これは荒玉地区共通した教科書を例年通りどうやってまず決定まで作業がされるのか、例えば、教科書閲覧が始まり、私も毎年見に行ってるんですが、今年だけはちょっと行き損ねましたが、学校それから学校側との協議、あるいは教科ごとの先生の協議とか、新年度の教科書内容等のいろいろな検討をされて、審議会とかあるでしょ、採用した教科書会社名等もお尋ねをしたいと思ひませう。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） ただいまの吉田議員の質問にお答えいたします。

1 番から 5 番までありましたが、1 番から 4 番まで私のほうで通してよろしいでしょうか。

○23 番（吉田喜徳君） どうぞ。

○教育長（池田誠一君） はい、じゃあ 1 番のほうから 4 番まで私のほうで答えさせていただきます。

本年度、熊本市を会場に開催されました九州地区教育研究所連盟主催「第 66 回研究発表大会」には、玉名市より教育センター所長と担当指導主事 2 名が参加いたしました。研究発表会での本市からの発表はございませんでしたが、市町部会での協議会で、本市教育センター所長が議長を務め、教育センターの役割や課題解決に向けた協議を深めることができたと聞いております。研究発表大会の全般的な感想として、1 日目の国立教育政策研究所西野真由美総括研究官からは、新学習指導要領が目指す姿、あるいは主体的協同的な学びをつくる視点について具体的に語られ、新たな学びの展開を感じることもできる講演だったと報告を受けております。また、2 日目に行なわれました分科会においては、九州各県の実践に学ぶ機会を得たとの報告を受けています。道徳教育及び小中一貫教育については、各県の取り組みが熱心に語られ、議論を深めることができた有意義な大会であったとのことでした。

続きまして、2 番目のお尋ねに答えます。「福岡県 4 教育長の連携」に関する質問です。吉田議員の「福岡県 4 教育長の連携」それから「東京都足立区立弘道第一小学校のモーニングスクール」「広島県福山市の土曜チャレンジ教室」の 3 事例に対する意見や、玉名市の学力向上策についての質問にお答えいたします。議員が紹介されました 3 事例は、いずれも学力向上に係る学校、行政、地域等の連携による取り組みであると理解いたします。先進的な事例を紹介いただき、ありがとうございました。それぞれの事例を聞かせていただきますと、実施主体や実施方法などは異なるものの、玉名市が進めております取り組みと重なる部分もありました。成果と課題等を検討し、本市の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。なお、本市の児童・生徒の学力につきましては、12 月に小学校 3 年生から 6 年生において国語と算数で、中学校 1 年生、2 年生においては国語、社会、数学、理科、英語の 5 教科で実施された熊本県学力調査の結果を見ますと、小学校ではすべての学年、教科で県平均を上回ることができております。また、中学校では、昨年度半数以上の教科で県平均を下回っていましたが、本年度は半数以上の教科で上回ることができました。このことは、本市が学力向上対策として、年に 3 回開催しております玉名市学力向上対策部会において、中学校ごとに小中学校が連携して取り組む共通実践事項を設定し、授業改善や学習習慣の定着などに積極的に取り組むとともに、各学校においても児童・生徒の実態に応じて、朝や放課後の時間を活用し、補充学習を充実させてきた成果のあらわれであると考えております。

続きまして、3番目の「チーム学校」についてのお尋ねにお答えいたします。議員も御存じのとおり、本市でも児童・生徒を取り巻く家庭及び社会環境が厳しくなっている現状もあり、各小中学校から、家庭や関係機関等を結ぶスクールカウンセラー、SCと言ったりしますが、スクールソーシャルワーカー、先ほどおっしゃったようにSSWですね、への相談申請は増加の傾向にあります。本市には、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの単独配置は行なっておりませんが、県の事業で玉名教育事務所に配置されているSSW及びSCを活用しているところです。そこで吉田議員から紹介がありました「チーム学校」の役割が必要となってまいります。本市としましては、各小学校が校長のリーダーシップのもと、学校の組織運営を改革し、関係課とも連携して教職員はもとより、教職員をバックアップするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのような多様な職種のスタッフ、あるいは保護者や地域の方々の力をお借りして、それぞれの専門性を生かしたチームとしての組織的な学校運営ができるよう支援してまいりたいと考えております。学校運営協議会といわれるコミュニティースクールや地域支援本部事業等も活用しながら、より質の高い教育が確保でき「チーム学校」としての機能が果たせるような環境を整えていきたいと考えております。

続きまして、4番目の子どもたちに対する「がん教育」についてお答えいたします。吉田議員の子どもたちに対するがん教育についての質問についてお答えいたします。まず本市におけるがん検診の受診率は、平成26年度では、平均すると17.8%で、国の目標受診率40%を大きく下回っており、子どもたちに限らずがんに対する正しい理解が必ずしも進んでいないという状況にあります。教育委員会としましては、議員の御質問にもありましたように、健康について子どものころから教育することが何よりも重要であると考えており、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、さまざまな健康教育に取り組んでおります。具体的な取り組みとしては、小中学校において保健体育の事業で、生活習慣病と関連づけたみずからの健康に関心を高める学習や発達段階に応じて行なわれる喫煙防止や薬物乱用防止の学習などが行なわれております。さらに学んできたことを家庭での話題にすることにより、家庭の意識の喚起に貢献しているものと考えております。文部科学省では、平成24年度から政府が進めておりますがん対策推進基本計画の検討を経て、議員からの質問がございました検討委員会が設立されております。今後平成28年度までに、モデル地域で取り組まれる事業で得られた結果及び成果をもとに、学習指導要領改定の必要性について検討されることとなります。本市といたしましては、がん教育に対する国の動向を見きわめながら、適切に対応してまいります。

最後の5番目の平成28年度教科書については、教育委員長のほうがお答えいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

[教育委員長 桑本隆則君 登壇]

○教育委員長（桑本隆則君） 吉田議員の平成28年度教科書についての質問にお答えします。

義務教育である小中学校等の教科書の採択については、その権限は学校を設置する市町村の教育委員会であり、採択方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められております。

それでは、教科書の採択方法及びそれに伴う本市の採択状況についてお答えいたします。教科書の発行者は、文部科学大臣による検定を経て、次年度に発行予定の教科書の書名等を文部科学大臣に届け出ます。文部科学大臣により教科書目録が作成され、この目録に登載されたものの中から採択することになります。その後、この目録は、県教育委員会を通じ、教科書の見本とともに各教育委員会に送付されます。採択の権限は、各教育委員会にあります。適切な採択を確保するため、県教育委員会は採択の対象となる教科書について調査、研究史、その結果をまとめた選定資料や調査の観点及び採択の方法等を示した採択基準等を採択権者に送付することにより、助言、指導等の援助を行いません。一方、採択権者である市町村教育委員会は、無償措置法により市町村の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を選択することになっています。この採択地区は、その地域内で同一の教科書を採択使用することが適当と考えられる地域であり、県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定しており、現在、県内に11の採択地区が設定されています。玉名市は玉名教育事務所管内2市4町を1つの採択地区として、共同採択を行なっています。本館内における具体的な採択の方法としましては、2市4町の教育長からなる、玉名地区教科用図書採択協議会を設け、ここに各教育委員会の代表、小中学校の代表、保護者の代表、学識経験者などからなる選定委員会を設置し、さらに学校の教員等からなる調査員を配置するなどして、共同調査研究を行なってまいります。また、県教育委員会並びに市教育委員会においても、毎年一定期間教科書展示会を開催し、教育関係者ばかりでなく、広く一般の皆さまにも公開し、御意見をいただいているところです。本市の本年度の展示会は、広報たまな及び本市のホームページで掲載・周知を行ない、県教育委員会と協力して、昨年6月19日から7月2日の14日間、本市文化センターにおいて実施したところでございます。そこで寄せられた気づきや意見は、玉名地区教科用図書採択協議会に届けられ、採択に当たっての調査・研究に役立てられております。これらの研究結果、資料等をもとに先ほど述べました選定委員会、採択協議会での十分な協議を経て、採択案が示され、最終的に各市町の教育委員会の承認をもって教科書が採択されました。教科書採択に当たっては、このような手続き

を経て、昨年度小学校、今年度中学校の教科書が採択され、原則として4年間使用されます。つまり現在使用している小学校の教科書につきましては、平成27年度から平成30年度まで、中学校の教科書につきましては、平成28年度から平成31年度まで使用することとなります。

次に、本市を含む玉名管内の採択状況は、小学校11種目、中学校15種目の教科書が採択されましたが、発行者別の内訳では、東京書籍9種目、帝国書院4、教育芸術社3、啓林館、日本文教出版、学研教育みらいがそれぞれ2、光村図書、教育出版、大日本図書、開隆堂出版がそれぞれ1種目の採択となっております。今回の採択におきましても、児童・生徒にとって使いやすい教科書であるか、また、教材や資料は学習指導要領の指導内容を十分に満たしているかなど、さまざまな観点から慎重に検討され、本館内にとっても最も適正な教科書が採択されたと確信しているところです。なお、本市を初め、県内11の採択地区の状況につきましては、県教育委員会のホームページで公開されております。今後、教育委員会としましては、新しい教科書の特色が十分に生かされるように、各学校における授業づくりを初めとする教育活動の充実に資するべく、適切に指導、助言していきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） まずは第1点目でありますけれども、参加された人に、先生に、玉名市の市役所の中におられる、教育委員会の中におられる方じゃなかったのかなと思いましたが、ちょうど何かと重なって、発表はそのときはなかったけれども、ちょうどそういう発表の機会があったので、そこで発表されたと聞いておりますが、それは本当でしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまのお尋ねですが、玉名市の取り組みを発表する機会としまして、本年度は8月に行なわれました熊本県教育研究所発表大会で、学習指導部が次のテーマで発表しております。「課題克服問題の開発及び作成について～小学校低学年国語科における開発及び作成を通して～」と題して、熊本県立教育センターのホームページ上に取り組みを簡潔にまとめて発表を行なっております。本市教育センターの4部会の活動につきましても、本年も事業のまとめとして議員のお手元にお届けする予定となっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 次に、学力向上でありますけれども、これは高校のことではありますが、1つ事例を私が申し上げたいと思います。

公立にしても私立にしましても、現在は、例えばA企業から求人がまいます。そし

てその求人的人数というか、それは指定されておまして、おたくの学校からは2名ですよとか、3名ですよとか、1名ですよとか、どんな安定職というか、規定によって高校の場合は直接は企業が求人についていいということになっておりますので、多少担当したことはございますが、その中で、体力、いわゆる身体検査等、学内でですね、あるいは欠席、無欠席、あるいは遅刻、早退があったかとか、生活面ですね、品行方正、あるいは部活動をしているか、あるいは社会にボランティアで貢献しているかという人を、学力ばかりでは選ばないわけなんですけれども、たまたま2名に対して5名の同じランクの人がですね、無遅刻、無欠席もあった、体育もしてる、部活動ですね、そうしたらどうしても5名の中で同じようなそういう今申し上げたのが、レベルが同じであったら学力ですね、年間3年生のときに1番が何番だった2人だから、何回あったか、2番が何回あったかとか、そういうので学力で決めるわけですね、残念ながら、学力がいい人が世の中に出て、どうのこうのとは決して言えないと思うんですけれど、まずは就職の段階では、そういうふうですね、していくわけだから、私が非常に学力向上というのを重視して考えてるわけでありまして。御理解をいただきたいと思っております。

福岡県の4教育長の関係プレーでありますけれども、例えば、ノー部活デーとかですね、一斉にですね、この4教育長が所属してる自治体において、あるいはスマホのルールづくりなど、足並みを揃えて取り組んでおられる。やはり6中学校がありますけど、例えば、中学校の場合ですけど、揃わないとですね、あの中学校はこうだった、この地区はこうだったじゃ、凸凹があつてはいけないと思うんですけれど、もう少し具体的にその点があったらお答えいただきたいと。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 今のお尋ねですけども、現在、子どもたち中学校の段階で就職する子どもというのは非常にあんまりなくて、全くいないというわけじゃありませんけども、そういう事例は、今の段階では感じませんけども、今吉田議員のお尋ねの趣旨は、学力の充実が非常に重要だという意味でのお尋ねかなということで、お尋ねにお答えしたいと思います。

まず、福岡県4教育長の連携につきましては、玉名管内における、玉名荒尾地区学力向上対策会議と共通する部分があると考えます。そのような組織を設けております。本会議は、玉名管内の児童・生徒の確かな学力の向上を図るため、玉名教育事務所と玉名荒尾地区教育委員会連絡協議会が共催し、2市4町の教育長が一堂に会して、各教育委員会や各学校の取り組みを支援するための具体的な方策を協議し、共通実践に資することを目的としております。

具体的な取り組みとしましては、管内の学力の実態の把握と課題を共有した上で、9年間を見通した共通実践事項の設定や事業改善に向けた取り組みなどを行なっていま

す。中でも事業改善を図るために、事業開始時に目当て、すなわち目標を明示する。児童・生徒に学習の見通しを持たせ、意欲を喚起し、終了時には事業の振り返りを行ない、学びをより確かなものにする取り組みは、ここ数年2市4町が連携してすべての授業で徹底するように取り組んでいるところであります。その成果は、徐々に上げられているという状況があります。

次に、東京都足立区立弘道第一小学校のモーニングスクールは、始業前の時間を活用した補充学習の取り組みですが、本市でも各学校の創意工夫により、時間の設定など多少の違いはありますが、始業前、放課後、長期休業期間等を活用し、補充学習に取り組む時間を生み出しております。弘道第一小学校同様の取り組みを本市の全市的な取り組みとして、始業前の実施を検討するに当たっては、先生方の勤務開始時刻の変更等課題もありますが、学習進度に合わせてのさかのぼり学習や校長による学習が遅れがちな児童への個別指導など、興味深い取り組みであると考えております。

最後に、広島県福山市の土曜チャレンジ教室の事例ですが、行政指導による土曜日を活用した校外型の学習支援事業であると認識しています。本市においては、放課後子ども教室推進事業を小学校3校、学校としましては、睦合小学校、高道小学校、玉水小学校の3校で実施しており、コーディネーターや学習アドバイザー、それから地域の人材や大学生ボランティア等を活用して、余裕教室などを活動場所として学習活動、体験交流活動などが行なわれております。ただ、本市では、同事業による土曜日の活動は行なわれてはおりませんし、その他の学校においては、各学校の実情に応じ補充学習を設定したり、地域の方々を学習ボランティアとして招いたりしながら、学力向上に係る取り組みを実施しているのが現状です。

以上が、議員がお示しいただいた事例について、それぞれの見解を述べさせていただきましたが、今後も本市の取り組みと共通する点や今後取り入れていくことのできる点などを検討し、本市の学力向上対策にさらに充実を期したいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 今、本市の小中学校では、絶対評価か相対評価か現在のところ把握しておりませんが、やはり私どもから言えば孫でしょうけど、子どもたちの通信簿を見ると、1番にですね、3だろうか、2だろうか、1だろうかというところばやっぱり見るですもんね、それと同時に県立玉名中学校ができてですね、あの小学校からは平均して何名が、県立玉名中学校に通ったんだろうか、受けたんだろうかというようなこともちまたの話題になっておりますですね。これはやはり冒頭に答弁されたように、全種目で玉名市が県の平均よりも上回っていると、上回ってきたと、いや上回ったというようなことで、安堵感を感じますけれども、そういう取り組みが高校のですね、進学、ほとんど進学ですから、進学した場合に差がつかないように、

いよいよ高校は就職が、特に玉名工業高校とかですね、実業学校では多いんじゃないかなど、このように思いましたのでお尋ねをいたしました。

次に、それから1月28、29日、私ども第2市民クラブとともに研修を行ないました東京都立江戸川区。ここはすくすくスクールと言いまして、学童保育をですね、教育委員会主体で社会の人々と取り組んでいるという実態でしたけども、ここもこればかりじゃいけない、学力向上を目指す施策を今考案中でございます。参考までに申し上げます。

例えば、がん教育ばかりじゃなくて、いろんな方面から保健体育のところで教えをしておられるようでもありますけれども、特に文部科学省はがん対策の早期化を今狙ってるわけなんですね、先ほど申しましたように、予防法、早期発見、治療法、緩和ケアこういうのですけれども、「逆世代教育」と文部科学省は名づけております。つまり、わかっていてもやめられないという大人の世界、これを我々の年代からいえば孫ちゃんが、あるいは子どもを持つ人がお父さんに対してですね、言えばこれは効けるようだというようなデータが出ているようでございます。そういうことからがん教育は玉名市でも28年度から突っ込んだがん教育をおやりになるのか、考えていかれるのか、もう一度お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） がん教育につきましては、今後、文部科学省あたりからですね、基本的なものが示されてくるだろうと思います。そういったのも見ながら玉名市として取り組めるところはどこなのか、どういったことが取り組まれるのか、そういった視点でですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 子どもたちからですね、「あんま酒飲むといかんばい。」と言われる、なんとなくですね、家内から言われるよりも効けるようなですね、なんか気がするというようなデータなんですね、だから奥さんから言われるよりも。だからそういうようなことで申し上げた次第でございます。

教育委員長にお尋ねしたいと思います。東京書籍が約9教科、これには社会科が入ってるんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） 今、ここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べてまた御報告いたします。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） それじゃ、記憶で結構でございます。領土問題、よろしいですか、尖閣諸島、竹島問題、あるいは集团的自衛権、そしてまたそういう安保に対する

こと、それからいま一つ、選挙権はないけれども18歳になったと。今、社会科の中学校では恐らく衆議院は何歳から、それから参議院は何歳から投票される、いわゆる選挙権と同時に立候補できるというようなことも載ってるんじゃないかなと思いますけど、高校ではもちろん教えますが、そういうふうなところで、いい、悪いは別としてですね、その教科書に載ってたですか、載ってるのでしょうか、領土問題とかですね、その辺はいかがでしょう。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） 吉田議員の平成28年度に本市で使用する教科書には、竹島、尖閣諸島などの領土問題や自衛隊安全保障条約、集団的自衛権などの記載についてなされているかという質問にお答えいたします。

お尋ねいただいた項目の記載に関係のある教科としましては、小中学校ともに社会科が考えられます。本市で本年度から使用している小学校及び来年度から使用する中学校の社会の教科書は、小学校が東京書籍、中学校は地理、地図、歴史が帝国書院、公民が東京書籍の教科書でございます。

これらの教科書への記載状況をお知らせします。まず、竹島、尖閣諸島、北方領土など、領土問題については、小学校5年生の「わたしたちの国土」の項で、日本固有の領土として記載されており、また、中学校では、地理の「日本の領域と領土問題」、歴史の「日本の領土と近隣諸国」、公民の「日本の領土をめぐる問題の現状」の各項で、日本固有の領土として記載がなされております。

次に、安全保障条約につきましては、小学校6年生の戦後の復興を学ぶ「新しい日本、平和な日本へ」の項で記載され、中学校では、歴史の「日本の独立と世界の動き」、公民の「日本の平和主義」の各項で記載がなされております。さらに、自衛隊につきましては、小学校6年生の「震災復興の願いを実現する政治」、中学校では、歴史の「冷たい戦争とその影響」、公民の「日本の平和主義」の各項で記載がなされております。

最後に、集団的自衛権につきましては、中学校の公民の「日本の平和主義」の項で記載されております。

以上、御指摘いただいた各項目につきましては、本市が使用し、使用予定している教科書には、学習指導要領に示されている指導内容にのっとり適正に記載されていることを御報告いたします。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） もちろん、北方領土、尖閣、竹島も載ってるんですよ。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） 多分、竹島も載ってると思います。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） さて、この教科書で、平成31年度までですかね、数年間教育が行なわれるんですけど、教育委員会としてはですね、平等な、公平な立場からですね、この領土問題とか、特に安保問題、こういうものについて先生方が教育されるように、いわゆる教科書に従ってですね、粛々と教育が行なわれるように、教育委員会のやはり目が必要じゃないだろうかとかこのように思います。どうかこの点もよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

○教育委員長（桑本隆則君） 先ほどの社会科の教科書の採択状況でございますが、小学校は、東京書籍を使っております。それから中学校は、社会科の公民の分野で東京書籍を使用する予定になっております。

○23番（吉田喜徳君） ありがとうございます。以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） こんばんは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って、職員の処遇問題に関して一般質問をします。

1. 時間外勤務手当の実績と勤務実績の違いについて、その調査結果と対策について。

私は昨年12月議会で職員の勤務でサービス残業が行なわれていないかと質問をしました。執行部からは、所属長の時間外勤務命令で時間外勤務が行なわれる。各課が入力した勤務実績で、時間外手当が支給されるというサービス残業は行なわれていない旨の答弁でありました。そして、時間外勤務実績とタイムカードに差があるかどうか確認して、課長に業務の適切な把握を指導する。事務分担を見直すなど業務改善を図り、適切な時間外の管理に努めるとの答弁もありました。あれから2カ月が経過しました。どのような改善がなされているのか、今でも遅くまで残って勤務してる様子、残業が見受けられます。その残業のすべてにきちんと時間外勤務手当が支給されているのか、相変わらずサービス残業になっていないのかどうか疑問があります。時間外勤務手当の実績と勤務実績の違いについて、その調査結果と対策について質問します。

ア、時間外の勤務実績とは、勤務時間、つまりタイムカードの時間を合計するということでいいのか。

イ、時間外勤務手当の実績と勤務実績に違いが実際にあるのかどうか。

ウ、勤務時間の把握はどのように行なわれているのか。

エ、時間外勤務手当の実績と勤務実績に差異があるという認識は、執行部にあるのかどうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の時間外勤務手当の実績と勤務実績の違いについて、その調査結果と対策についてにお答えをいたします。

まず、勤務実績はタイムカードの時間ということでいいのかとのことですが、勤務実績は所属長から出された時間外勤務命令に基づく時間外勤務を行なった時間となりますので、タイムカードの時間とは異なっております。また、時間外勤務手当は、時間外命令に基づく勤務実績により支給されますので、時間外勤務手当の実績と勤務実績の違いはございません。

タイムカードの時間による勤務実績と時間外勤務手当実績に差異があることへの認識及び解消への対策につきましては、先の12月議会で答弁いたしましたとおり、総務課に報告される各課の時間外勤務手当実績は、時間外勤務命令に基づくものであり、いつ命令が出されているのか、総務課では把握できないため、タイムカードの時間と異なっていることについて、今後確認を行なうという答弁をしたところでございます。詳細につきましては、当初予算の編成時期を過ぎていたこともあり、まだ調査に至っていないのが現状でございます。また、時間外勤務命令以外の時間外勤務があるという点につきましても、今後調査の方法等を検討し、業務改善等を行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） なんかせっかく通告しとるとに、どうもポイントを得た答弁じゃなかごたる感じがしますが、まあよかです。

再質問します。タイムカードは職員の1日の勤務時間を正確に把握するために設置してあると、そういうふうに私は思うわけですが、タイムカード設置の目的はなんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 再質問にお答えをいたします。

タイムカードの設置の目的についてでございますが、タイムカードは職員の勤怠管理のために設置をいたしております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） なら続けて質問します。

勤務と退庁する時間を管理するというわけですね。はい。

昨年の12月議会では、遅くまで仕事をしているのは、それは職務だろうとそういう答弁でありました。遅くまで仕事をしている事実、これは執行部も否定できないところでもあります。それでは、遅くまで残って仕事をしているのに、時間外勤務命令が出ていないということがあるのかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

遅くまで残って仕事をしているのに、時間外勤務命令が出ていないことがあるのかということでございますけれども、時間外勤務命令につきましては、先ほど申しましたように所属長が行なっております。まだ調査を行なっておりませんので、現段階ではわからないとしか申し上げられません。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） じゃあ、調査をしてですね、そういうことが仮にあると、実際に遅くまで残って仕事してるわけですので、時間外勤務命令が出て残っているなら、その分は答弁があったように手当がきちんとつけられると思うとですよ。ところが12月議会でも指摘しましたように、実際は予算で決められた範囲内ですか、もちろんその補正というのがありますけど、大まか大体は、予算で定められた範囲内しか手当がつかないという実態があるわけです。したがって、時間外勤務命令が出ていなくても、仕事せざるを得ない状況が実際としてあるわけです。

再質問です。時間外勤務命令が出ていないのに退庁せずに遅くまで残って仕事をするというのが、これは許されるのかどうか、その辺見解を伺います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の時間外命令が出されていないのであれば、容認はできないというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 時間外命令が出ていないのに遅くまで残って仕事するのは容認できない。じゃあ、遅くまで残って仕事しよるとは何ですかね。実際は、残ってるのは仕事だろうと、そういうのがあるわけですけど、そういう実際は、時間外勤務命令が出なければ遅くまで残って仕事をするのは、これはちょっとやっぱりだめだと、ところが事実上、時間外勤務命令が出たらんと、調査せんとわからんという話だったんですけど、時間外命令が出ていないのに、遅くまで残って仕事をしているという実態があるわけですよ。ですから私はこの実態をですね、改善するということを求めているわけです。あの、時間外勤務がないにもかかわらず、残って仕事をしている。なぜそういうのが出てくっとか、そこにはやはり仕事量、業務量が多くてですね、時間では、時間内の時間では足りない、そういう状況でサービス残業を行なわざるを得ない状況が作り出

されてくる。

あの、調査せんとわからんということでしたけど、調査はもちろんして、そして調査でそういった命令は出しとらんでも、仕事をしてたというような事実が判明したらですね、私はやっぱりさかのぼってでも手当は支払うべきだと思うわけです。

それで、再質問ですけど、残業した、命令が出とるか、出とらんかわからんですけど、恐らく出ていない職員が、残業した職員が、翌日にその仕事の旨を所属長に申告をすると、その申告に基づいて上司が中身を確認してですね、これはもう時間外勤務命令間違いないと、間違いないと思うんですけど、皆さんがやってることはですね、それで後日時間外勤務命令をきる。命令書をきると。そして確実に時間外勤務手当を支払うというような仕組みというのは、これはできないんでしょうか。ちょっと見解をお聞きます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 時間外勤務につきましては、命令に基づいて行なうものでございます。後日そういうことがあったということですね、申告をされてもそれには対応ができないのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 手当を支払うということは、これは大体時間外勤務したらその手当を支払うということについては、執行部も別に異論はないわけでしょう。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 時間外勤務につきましては、命令に基づき勤務を行なうことが必要となりますので、そういう場合であればですね、これまで通り命令に、時間外勤務につきましては、時間外勤務手当を支給してまいりたいというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 昨年の12月に質問してから、まだ調査しとらんということですけど、命令が出ていないにもかかわらず遅くまで残って仕事をしている。これはあるわけですよ、実際。それが全部命令が出てるとしたら、当然手当が支払われるわけですけど、やっぱり仕事が多いから、こなしきれんから、ちょっとその言い方は悪かですけど、自主的に仕事しよると、自主的にですね、職員が。そうせざるを得んような状況ばやっぱりつくってあるわけですよ。ですから、調査をされるなら、それは大至急調査をしてもらいたいと思いますけど、3月いっぱいぐらいに、それは1カ月の調査でも大丈夫でしょう。担当課にずっとそがんとはなかかて、聞けばですね、わかることだから。調査については、どぎゃん考えてますか。それはもう1年をかけて調査するとか、そういうのじゃちょっとだめですよ。調査についてのそのやり方というか、今、部長の見解をちょっとお聞きます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 調査についての御質問でありますけど、調査についてはですね、管理職が常時一緒にいるわけございませんので、なかなか難しい面もあるかなというふうに思っているところでございます。職員の聞き取りなど、早急にですね、どういうふうな調査が1番適切であるか検討してですね、早急にやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 直ちにですね、あしたから調査にかかるよう強く申し入れます。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 2番ですね、平成26年の7・4総務省通知に対する受けとめと対応について見解を求めます。

1市3町が合併して10年が過ぎました。その間3分の1採用計画によって正規の職員が減ってきました。合併したからといって仕事量が減ったわけではありません。ですから先ほどのようなことも頻繁に起こっております。正規職員の減少に反比例したように非常勤職員、臨時職員が増加しています。玉名市でも平成22年で非正規率24.3%だったものが、平成27年では32.3%になっています。最近の5年間で正職員が64名減り、非正規職員が61名増加したこういう調査もあります。住民サービスの提供に、今や非常勤職員、臨時職員の存在が不可欠となっています。ところが非常勤職員、臨時職員の処遇は遅々として進んでおりません。こういう状況のもとで、国は平成26年7月4日付で、総務省公務員部長通知を各自治体に出しました。留意すべき処遇のあり方について示してあります。7・4総務省通知に対する受けとめと対応について見解を求めます。

ア、非常勤職員の通勤費用と正職員の通勤手当には、同じ距離を通っても格差が生じていると思いますが、その実態はどうかお尋ねします。

イ、非常勤職員、臨時職員の通勤費用の改善を求めます。

ウ、市の条例では、臨時職員への有給休暇は与えないとなっております。なぜ与えないのか、勤務実態に応じた改善を求めます。

エ、非常勤職員、臨時職員を雇う期間は、5カ月から1年となっておりますが、更新を繰り返して継続雇用となっている実態があります。継続期間の経験を踏まえた賃金の加算や期末手当、例えば、祝い金などの支給などの改善を求めます。

続いて、3番の公立保育所臨時職員（保育士、調理師）の処遇改善についても、関連しますので、続けます。

ア、保育所における待機児童数の状況及び解消に向けての取り組みはどうでしょう

か。

イ、永年勤続表彰を受けた臨時保育士は、何人いるのか。状況をお知らせください。

ウ、正職員の保育士が減っていく中で、臨時保育士が担任をせざるを得ない状況にあると聞いております。臨時保育士だけで担任を持つことがあるのかどうか、臨時保育士における担任の状況についてお聞きいたします。

エ、臨時保育士賃金の水準は、私立保育所と比較して低くないのか。3月1日の広報で臨時保育士の募集がしてあります。賃金は1日7,400円とあります。待機児童を解消するためには、保育士の確保が最優先であり、そのためにも賃金の引き上げが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の質問にお答えいたします。

当該総務省通知は、「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」と題され、臨時・非常勤職員等の任用根拠、勤務条件等に対する技術的助言でございます。議員お尋ねの正規職員と非常勤職員の通勤手当格差につきましては、平成28年2月分においては、正規職員が平均月額3,200円、非常勤職員は1日100円で、非常勤職員が2月のすべてを勤務した場合、月額2,000円でございます。非常勤職員の通勤手当の改善につきましては、他市の状況等を参考にしながら改善する方向で検討を行なっているところでございます。

臨時職員への有給休暇付与につきましては、臨時職員の任用期間が最大5カ月であり、有給休暇を付与する義務はございませんが、保育所における保育士、調理師など継続雇用に近い形になっている臨時職員につきましては、これまで一定の有給休暇を取得できるよう運用を行なってきたところでございます。保育士等は、平成28年度から非常勤職員への切りかえを行なうこととしております。切りかえによって、労働基準法に準拠した有給休暇を利用していくこととなります。また、平成28年度から非常勤保育士につきましては、経験年数による段階的報酬とすることとしておりますが、その他の非常勤職員につきましては、他市の状況等を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の公立保育所臨時職員の処遇改善を求めるの質問にお答えいたします。

まず、1点目、保育所における待機児童数の状況及び解消に向けての取り組みについての御質問にお答えします。待機児童につきましては、平成28年3月現在で34人と

なっております。その対応といたしまして、現在、私立保育所1施設において、3歳未満児棟の増設を行っており、35名の定員増を見込んでおります。また、臨時保育士の求人にも力を入れておりますが、平成28年度にも待機児童の解消ができない見込みでございます。

2点目でございます。永年勤続表彰を受けた臨時保育士は、何人いるのかについてでございますが、10年勤続表彰が10名、15年勤続表彰が4名、20年勤続表彰が1名となっております。

3点目、臨時保育士の担任状況は、臨時保育士全体の何パーセントになるかについてでございます。複数担任制を実施しているため、ほとんどの臨時職員が担任を持っている状況でございます。臨時保育士のみの担任状況につきましては、臨時職員全体の22.5%となっておりますが、そのクラスにおいては、正職員に総括責任者を持たせております。

4点目、臨時保育士の賃金水準は、私立保育所と比較して低くないのかについてでございますが、市内私立保育園でも差がございまして、一概に比較はできませんが、現状のところ私立保育所と比較しますとかなり低い水準にあります。そこで平成28年度からは保育士の月額賃金を経験年数により差を設け、現状の7,400円から6年未満を8,400円、1,000円増とし、6年以上11年未満を8,900円、1,500円増、それから11年以上を9,400円、2,000円増と見直す予定でございます。なお、調理師におきましても月額報酬を6,850円から7,200円に増額を予定しております。

5点目、有給休暇は勤務実態に応じた改善についてでございますが、有給休暇につきましては、大体一律に年間10日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 非常勤職員・臨時職員における継続雇用を繰り返している実態、私はやっぱり保育士とかですね、本庁窓口の市民課とかですね、この辺も1年なり継続雇用を繰り返してるんじゃないかなと。

それで、答弁がありましたように、28年度から保育士は経験年数も加算して賃金アップを計画すると、経験11年以上の人は月額が2,000円増ですので、これはかなり思い切った改善になっのかなと。しかしながら、そこまでもう崖っぷちに追い込まれてですね、もうにっちもさっちもいかんような状態でやっぱり上げざるを得んと。そういったことをしない限り待機児童の解消というのはですね、なかなかできないということで、そういう英断をされたのかなと、評価をいたします。上げたことについてちゃですね。

有給休暇についても、保育士の場合は、非常勤職員扱いにするということで、大体、保育士はずっと継続継続で、中には20年も勤めて表彰されたというような人もおられるのに、有給休暇は6日と。これはやっぱり労働基準法も違反するですもんね、ようと考えると。その辺も英断をされたという点について評価をいたします。

それで再質問にいきますけど、保育所の中で臨時職員がふえて、もう臨時だけで担任をせざるを得ない状況が、今生まれていると。そこでですね、経験年数に応じた期末手当、あるいは祝い金などの支給については答弁がありませんでしたけど、こういった担任をせざるを得ないような状況を考えればですね、担任手当という賃金の加算、手当いとうこれはやっぱりなんですか、地方自治法か公務員法かでいろいろ差しさわりがあるかもしれませんけど、担任手当に相当する賃金の加算というような点についてどうでしょうか。ちょっと見解をお聞きます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

この賃金形態の協議につきまして関係各課とこの賃金アップに対しての協議した結果でございますけれども、やはりそれぞれの手当については、非常に出すのが難しいというふうなことで、それに見合う分の賃金アップという形で、特に担任を持つ先生方に対しては、経験年数が豊富な方から担任を持っていただくと、経験年数の低い人も担任を持っていただくような形になるところもあるかもしれませんけれども、そういったことで、上げた理由の中にもそうしたその民間と同じような手当の確保という面がございまして、そういう金額を、1,000円、1,500円、2,000円というような形で上げた、含まれた形で上げたというふうなことにしております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） きょうはとりあえずそぎゃんふうに理解をします、私も。

それで1つ確認をしたいんですけど、保育士の場合はそういった賃金の引き上げを行なったと。実際、この質問の通告をした時点では7,400円だったわけですけど、聞き取りのあとに実はこういうふうを考えて、今度チラシを入れますと、一般新聞にチラシを入れますということで、増額した状況になったわけで、そういう状況をそれぞれ担当の人が各議員を回って、お知らせをしておりますということでありました。それでですね、有給休暇も保育士の賃金も改善されたわけですけど、これを実施されるのは、これは平成28年度の4月1日からでいいのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

28年の4月1日からの実施でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） じゃあ、続けて質問をいたします。

保育所の正規職員採用についてお聞きします。

待機児童が残念ながら28年度も解消できない見通しということではありますが、正規職員を採用して、その解決すればいいじゃないかなと、単純に思うわけです。平成26年度決算資料では、保育所における臨時職員の比率は54%になっております。そういう中で臨時職員も正規と同様の勤務態勢に組み込まざるを得ない状況になっている。答弁があったとおり、保育士も調理師もそうであります。平成24年6月議会で私の質問に対して、「今後は常勤職員の比率を現在より高くなるように配置する。」こういう答弁がっております。ところが保育所における常勤職員の比率は、今言いましたように一向に改善しておりません。平成17年が54%で、平成26年度では46%であります。年々と臨時職員の比率が高くなっている。いつから正職員をふやしていくのか、見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

保育士につきましては、来年度に玉名市公立保育所のあり方検討委員会を設置いたします。公立保育所を最終的に何園にするのか審議する予定でございます。最終的な園の数がわかり次第、採用計画を策定し、計画的に採用を行なってまいりたいと考えております。また、調理師につきましては、単純労務を行なう技能労務職員であることから、退職者不補充とし、非常勤職員の任用や民間委託等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 常勤職員をふやせという質問も再三しているわけですけど、常勤の保育士をですね。ところが再三答弁があるのは、幾ら何園を最後に残すかとか、今、民営化を検討しとるから、その中で改善をしていくとか、そういった答弁で、さっき私が言いました平成24年からも25年、26年、27年、もう今年が4年目になろうとして、いっちょん改善されとらんわけですよ。本当に改善する気持ちがあつとかどうか、ちょっと市長、その辺お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

保育所につきましては、正職員の数をふやすということではなくて、比率を言われたように、比率は確かに先ほど言われたとおりに、26年度で50%を超えているとい

うふうな状況でございまして、この職員の採用というよりも民営化をどんどん進めているというような状況でございまして、先ほど部長が申しましたように、民営化の最終的な決断によって、職員採用を検討するというでございまして、民営化がこれから進んでいけば、正職員の比率というのは高くなっていくということだろうと思います。以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 私はどうも理解できんとですけど、保育所の民営化はこれは進んでおります。確かに進んでます。ところが保育所の常勤職員の比率、これは一向に改善してないと。改善の具体的な対策はとられていない。

何園か民営化されずに残ったとしますけど、保育所が残ったとします。残った保育所に常勤職員を集めるというような話も以前ありましたが、定年退職で常勤職員が減っていく中で、新規採用が全くなかったらどうやって常勤率を高めていくのか、ちょっとわかりやすく説明をしてください。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） わかりやすく説明を申し上げますと、先ほど言いましたように、最終的な園の数が決定をいたしましたときには、そこに正規職員がいるということでございますので、その時点で採用計画を出すということになりますので、その時点では採用すればふえるということになるだろうと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 残った保育園に、ほんじゃあ正規職員ば採用するとですかね、今のはそぎゃんふうに聞こえましたが。そうじゃなくて、おっしゃってることは、民営化で、全部民営化するんじゃないくて、何園か残して、残ったところに正規職員を集めていって、いわゆる公立保育園の常勤率を高めていくと、そういった理屈でしょ。

〔「わかっとなら質問すんな」と呼ぶ者あり〕

○15番（前田正治君） いや、その中で、正規職員の中で定年退職がどんどん減っていったら、やっぱり計画的に職員を採用していかんとだめでしょうということを言いやるわけですよ。

〔「わかっとなら質問すんな」と呼ぶ者あり〕

○15番（前田正治君） 新規に採用はせずに、残ったところに集めていくという方法と同時にですよ、やっぱり新規に採用もしていかんといかんでしょうということを言いやるわけです。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

今年度、あり方検討委員会を開催いたしますけれども、市の計画といたしましては、今7園の公立保育所がございます。それで平成29年から2園、30年に2園、その後はあり方検討委員会の中で方針が出てまいりますけれども、一応、そういう予定をしております。その民営化に持っていきますときに、退職者とそれから今の現職の職員、これが2園民営化になりますと残った園にこの現職の正職員が配置がえになりますので、一応、採用しなくてもですね、充足していくということになります。それ以降の31年以降の分に関しましては、そのスピードによってですね、新採の採用をしなければならない判断も出てくるというふうに思いますけれども、現状のところでは、採用をせずに、充足していくという方向で考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 次の質問に移ります。

人事評価についてであります。地方公務員法が改正されて、今年度からすべての地方自治体で人事評価制度を全面的に導入することが義務となりました。人事評価とは、第6条（任命権者）の中で、「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行なわれる勤務成績の評価をいう。」としています。そしてそれを昇任、降任、転任、免職の際に利用しなければならないことになっております。評価することが公平な処遇、働く意欲の向上、そして職員の持っている能力の発揮、開発などにつながるといわれております。しかし、人が人を評価して、その処遇を決めることは、これは簡単ではありません。評価のあり方によっては差別につながる必要があります。また、働く意欲の減退、やる気の喪失にもつながります。そのようなことにならないためには、評価する側の努力と対応が絶対に欠かせません。公正な評価が大前提であります。評価の過程、評価の結果などの情報が、透明な形で全面公開されることが必要であります。そして何よりも評価された職員が、納得できることが人事評価が実行ある制度になるものと思います。人事評価について見解を伺います。

ア、地方公務員法が改正されたもとの人事評価と、玉名市における従来からの評価制度では、どのような違いがあるのか。

イ、市役所の職種によっては、専門的な有資格者を配置する必要があると思います。その対応はどのようにしているのか。

ウ、玉名市における今までの人事評価では、人事評価の結果に関する苦情やその他人事評価に関する苦情を申し立てる苦情相談窓口が設置してあります。評価された職員が、苦情相談を行なう際に、自分の評価情報の全面公開と自分の評価の修正を要求するそういう権限を与えることについて、見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価の結果を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することが規定されました。本市におきましては、平成24年度から人事評価を本格的に実施し、その評価結果を昇任の一要素として活用をしてきたところでございます。

改正地方公務員法により、今後は給与等へ反映する必要がございますが、反映の方法につきましては、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後は専門職を採用する必要があるのではないかにつきましては、担当課の意見を聞きながら、必要に応じ専門知識を持つ職員を正規職員、非常勤職員及び任期付職員とし任用してまいりたいと考えているところでございます。

また、人事評価における苦情相談につきましては、まだ苦情相談が出された事例はございませんが、苦情相談があった場合は、玉名市職員の人事評価に関する苦情相談等実施要綱に基づき、相談窓口により被評価者、評価者双方からの意見を聴取し、必要に応じ関係書類を提出させ、苦情申立人への説明を行なってまいります。その上で、申立人が納得されない場合は、副市長、総務部長、総務課長及び職員組合が推薦する2名から構成される苦情処理委員会で評価の正当性の決定を行なうこととなります。これらの審議、決定の中で、いかなる要素により当該評価になったのかを苦情申立人へ説明等を行なっていくこととなります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 専門的な資格を有している職員を配置する必要があるんじゃないかなということで、そういった職場には、常勤職員ということも言われたですかね、任期付職員とか、そういった答弁であったかと思えます

最近でも専門的な知識を持っておられる任期付職員をですね、いろんなところで採用してあります。ところがですね、こういった専門的な資格を必要とする仕事が、任期付職員は大体長くて5年までですよ、再任は妨げないになってたですかね、しかし、大体3年から5年と、5年で打ち切りだったかな。そういった専門的な資格を必要とする仕事が3年あるいは5年で、消滅するという事は、これはありません。ですから、多様な住民サービスに的確に対応するためには、やっぱり必要な有資格者をですね、一般職員の中にも計画的に養成をしていくということが必要じゃないかなと、私は思います。必要な有資格者を任期付職員頼みではなくてですね、正規職員の中に計画的に養成していくということについて、いかなる見解をお持ちか、お聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

必要な資格者を正規職員の中に養成していくことについての見解ということでございますけれども、任期付職員につきましては、近年運用の見直しで5年を経過しても再度試験を行なうことで、同じ人を採用することが可能となっております。しかしながら、正規職員の中に専門職を設置する必要もございますので、本年度社会人経験者枠で、社会福祉士を1名新規採用したところでございます。資格を持つ職員の養成につきましては、一般職として採用された職員は、行政の幅広い分野で活躍してもらうことが必要であることから、1つの専門分野にとどめることは難しいと考えます。今後も必要に応じ、資格を持つ職員を新規採用、非常勤職員及び任期付職員として任用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 必要に応じてですね、私は正職員を養成していくというのが、今後の玉名市の発展にとってもつながると思いますので、その辺、再度申し上げて次の質問を行ないます。

先ほど、苦情相談についてはですね、まだそのそういった事例がないということでありました。それで、評価に納得しているのかもしれませんが。あるいはあきらめているのかもしれませんが。私はですね、この人事評価制度が、玉名市は先行してやりましたが、法律の改正でどの自治体もやるようになったら、それぞれよその自治体の状況なんかも見るようなことが出てくるかもしれん。それで、玉名市が従来からやっていた評価制度の見直しが出てくるかもしれません。そういう状況も考慮した上でですね、評価結果に納得しない職員も出てくることもあるでしょう。苦情相談でも、苦情相談は面談とかですね、そういうことを条例に書いてありましたけど、この苦情相談でも計画、解決できないということが出てくるかもしれません。最終的には苦情処理委員会というところに委ねられるわけですけど、苦情処理委員会がですね、そういったことを苦情処理を解決する上で、留意すべき点、これを示していただきたいと思います。私はですね、苦情処理委員会が結論を出す際に、必ず苦情を申し出た職員の意見を必ず聴取すると、そういった機会をですね、しっかり設けて被評価者の言い分といいますか、そういったことを処理委員会がしっかり受けとめると、というようなひとつの段取りといいますか、これも必要じゃないかなというふうに感じております。苦情処理委員会が留意すべき点について見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

苦情処理委員会の留意すべき点ということでございますけれども、職員がですね、基

本的にはその納得するまでその辺の内容をですね、相互に審査をしたいというふうに考えているところがございます。不安を抱えてそのまま仕事、職務に専念するという事態は極力避けたいというふうに考えるところがございますので、再度の聞き取りあたりをしてですね、その辺は進めてまいりたいと思います。また、苦情処理委員会で評価結果が妥当であった場合、又は再度評価を行なわせた場合のいずれの場合でも再度の申し立てはできないというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） そうですね、結果に対して何遍でもは申し立てができんと条例に書いてありました。それで、今部長がおっしゃったとおり、基本的には納得するまで言い分を聞くというか、審査をすると、不安を抱えて仕事をするということは避けたいと、ぜひ、ぜひじゃなかですね、必ずそういったことをこの人事評価を進める中で実施してもらいたいというふうに強く要望をいたします。

今現在、玉名市で行なっている人事評価の実施に関する規定では、第1条（目的）に、「職員の仕事を通じて発揮される能力、仕事に対し取り組む態度及びこれらの結果である仕事の成果を適正に把握し、把握した結果を適材適所の人事配置及び公正な処遇につなげることにより、働く意欲を引き出し、もって職員一人一人の能力及び組織力を向上させることを目的とする。」このように定めてあります。私はこの条文が示すポイントといえますか、人事評価の目的は、職員の人材育成、この点を最大に重視する、そういうふうに考えております。人事評価というのは、職員の人材育成を最大に重視することだと思っております。地方公務員法が改正されて、今年度からすべての地方自治体で人事評価制度を全面的に導入することが義務となりました。私は玉名市でも真に実行ある人事評価制度になることを求めています。

最後にですね、ちょっと市長に見解をお聞きします。現職職員が死亡した場合、市長からの弔辞は必要だと思いますが、見解を求めます。先日議会事務局に在籍したことがある職員が病気で亡くなりました。退職まであと1年だったそうですが、本人は必ず復帰をして定年まで頑張ると口にしていたそうでありました。在職中に亡くなる職員が今までもほかにあったかと思っております。それぞれ任期途中の死亡に、本人はもちろん家族も大変残念で悔しい気持ちだったろうと思っております。その残念な気持ちを共有して、残念な気持ちに伝えることが弔辞ではないかと思っております。現職職員の死亡であります。市長の弔辞があつて当然かと思っておりますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

現職職員の葬儀の際、市長からの弔辞は必要だと思うけども、その見解はということでは

ございますが、弔辞を読む場合として、御遺族等からの依頼された場合とこちらから遺族にお願いする場合とがあるかというふうに思います。職員以外では、私はこれまで何度か弔辞を読むことがございましたけども、すべて依頼によるものでございました。また、過去において現職職員が亡くなったときに弔辞を読んだこともございませんでした。職員の死は、私にとりましても一大事のことでございます。悲しいことございまして、弔辞を読むとか、読まないとかというのにかかわることなく、亡くなった職員へのこれまでの感謝や安らかに眠ってほしいといった故人を思う気持ちは皆さんと全く一緒だろうというふうに思います。何らかわるものではございません。できる限りそういった場がないことを望むだけでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 弔辞を読むか、読まんかは、もちろん家族の方が読みたいと申し出をしてもですよ、断られる場合もあるかもしれません。しかし私はですね、現職職員の死亡ということを考えると、その任命権者である市長はですね、やっぱり弔辞を読んで、その職員の長年の頑張りに応えるという姿勢があってもいいかなというふうに感じております。それは、市長が判断されることですので、とやかくいうことではありませんけど、できれば今度からはそうしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は感じたわけであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明8日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 8時05分 散会

第 3 号

3 月 8 日 (火)

平成28年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 10番 田中 英雄 議員
- 2 14番 宮田 知美 議員
- 3 18番 高村 四郎 議員
- 4 12番 近松 恵美子 議員
- 5 6番 西川 裕文 議員
- 6 20番 田畑 久吉 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 10番 田中 英雄 議員

- 1 玉名市の財政運営について

- (1) 平成27年度末の市債残高及び利率、金融機関選択方法について
- (2) 新市発足時と平成28年4月時点での正規職員数及び臨時職員・非常勤職員数の推移について
- (3) 職員給与の10年間の変化（人件費の割合、臨時職員・非常勤職員の長期継続雇用の実態）、平成28年度以降の職員採用計画について

- 2 保育行政について

- (1) 平成28年度における玉名市の保育士確保策について
- (2) 公立保育所の臨時職員の待遇改善について
- (3) 豊水保育所の統廃合計画について
- (4) 幼稚園・保育所を管轄する部署を新設し、企業局のように権限と自主独立性を与えて運営してはどうか

- 3 公共交通網整備及び道路建設（岱明玉名線）について

- (1) 市内バス路線網整備計画について
 - ア 睦合地区・築地地区へのバス路線整備について
 - イ その導入方法について
- (2) 玉陵小学校（仮称）にはスクールバスの導入予定だが、地域交通網として位置づけてはどうか

(3) 岱明玉名線道路新設改良事業について

ア 進捗状況及び平成27年度一般会計予算の補正減の理由は。追加工事できなかったのか

イ JR鹿児島本線の上を渡って道路をつくるメリットと地下道方式との比較について

(4) 県道玉名立花線延伸計画及び玉名市の土地利用計画は

4 観光行政について

(1) 市内一般道路の空き缶・ペットボトル等のポイ捨て防止が観光行政の第一歩ではないか。玉名市環境美化に関する条例の周知・徹底、罰則の導入を求める

(2) 尾田の丸池（尾田川公園）や有明海沿岸（大浜地区、横島地区）の景観を観光に結びつけては

2 14番 宮田 知美 議員

1 マイナンバー制度の進捗状況を問う

(1) 通知カードと個人番号カードの交付状況について

(2) マイナンバー制度の市民への周知について

3 18番 高村 四郎 議員

1 玉陵小学校（仮称）小中一貫と校舎等の進捗状況について

(1) 造成と進入道路は。計画は順調か

(2) 普通教室ほか全施設棟は平成30年4月に間に合うか

(3) 送迎スクールバス運行計画と見取り図について

(4) 6小学校（梅林、小田、玉名、月瀬、石貫、三ツ川）廃校跡の利用計画について

(5) 閉校式と開校式の市としての考えは

4 12番 近松 恵美子 議員

1 市民活動を活発にする公共施設のあり方について

(1) 現状の問題点と対策について

2 子育て支援の成果を問う

(1) 子育て支援の数値目標と成果について

5 6番 西川 裕文 議員

1 定住自立圏構想の現状と今後について

(1) 昨年7月3日に中心市宣言を行なった後、郡部4町（玉東町、南関町、長洲町、和水町）との話し合いの現状はどのように進んでいるのか

(2) 新年度当初予算に財政計画が見えないが、財政措置はなされているのか

るのか。また、その内容は

- 2 ふるさと納税増額の根拠について
 - (1) 今までのふるさと納税額の推移は
 - (2) 新年度、業務委託によりふるさと納税に対する地元製品の送付を行なうが、その効果はあるのか。逆に、手数料が必要となり今までより贈り物のランクが下がるという不安が考えられるが、どうか
- 3 本年1月25日、26日の寒波時の企業局の昼夜を通しての対応状況について
 - (1) 開会日の市長あいさつの中に、水道管の破裂など1,600件の給水修理が発生したとのことであったが、企業局としての対応はどのようなであったか
 - (2) この経験の中から今後考えなければならないことはないのか。古い施設の改修等考えられるのではないか
- 4 地域協議会にかわる組織づくりについて
 - (1) 今期定例会に「玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例」が提案されているが、今後もこれにかわる地域組織が必要と考えるが、どうか
 - (2) 今後制定予定の自治基本条例の中に区長だけでなく多方面の方々の話し合いの場を設ける旨の条文の規定が必要と考えるが、どうか

6 20番 田畑 久吉 議員

- 1 市発注の公共工事について
 - (1) 公共工事予算執行に無駄はないか
- 2 サッカー場建設基本構想について
 - (1) 建設予定位置及び見込み予算は適切か
- 3 指名競争入札参加事業者について
 - (1) 事業所実態調査の内容について

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君

9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美徳君	企画経営部長 兼情報管理課長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） おはようございます。市民クラブの田中でございます。

通告の順に従って質問いたします。

質問項目を随分多くいたしましたので、簡潔にお伺いし、簡潔にお答えを頂戴したいと思います。

今議会には、平成28年度当初予算、一般会計に331億2,900万円、特別会計とあわせれば588億1,311万円の予算が提案されています。後ほど詳しく質問はいたしますが、玉名市の正規職員は、平成28年度で4月で504人、臨時採用職員や関連事業所であります玉名中央病院、有明広域行政事務組合事務局、玉名市自治振興公社、玉名市社会福祉協議会、玉名市土地改良区、玉名市シルバー人材センター、また、玉名市立の小中学校、公私立の保育所、幼稚園などなどと、働く人の数を数えただけでも予算編成配分が、玉名市及び近隣の市町村の住民に及ぼす経済的影響効果はとても大きいと思います。そのとても重要な予算案、条例案など、市民の皆さまの代表の一人として、この玉名市議会という厳粛な場において意見を言い、判断し、賛否を下すことはとても責任重大であり、毎回質問させていただいておりますが、改めて気を引き締めて一般質問をさせていただきます。執行部の誠意ある御答弁をお願いいたします。

私にとって、議員活動での喜びの一つは、自分が主張したことが予算や政策に反映されることでもあります。さらにその政策が玉名市の活性化や発展に寄与し、時間の経過とともにその判断が正しかったことが証明されたときに、改めてまたじわっと喜びが沸いてくるものであります。今議会には、新幹線新玉名駅の駐車場増設予算案、桃田総合体育館の空調設備の設計予算案、岱明支所の改修予算案など、私が一般質問や委員会、地域住民の皆さんとの意見交換の際にお願いしたことなどが予算案に盛り込まれ、また、12月議会で答弁をいただきました公立保育所の臨時職員の賃金及び雇用条件の改善には、早速その成果を実現していただきました。心よりうれしく思います。

また、私だけでなく多くの市民が高寄市長の市政運営に改めて期待と賞賛を抱くこと

になると思います。1月の大雪の際に水道が凍結し、近隣の自治体では断水が発生し、多くの住民がその不便さに困惑するなかで、玉名市は聞き及びますところ、市職員の皆さんの賢明な対応のおかげで断水を免れたと伺いました。水道課の皆さんの隠れた活躍と危機管理に対する、恐らく日ごろからの。不断の努力に対して、改めて心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。また、岱明玉名線の道路建設にも用地買収において担当の職員の方の誠意ある交渉の結果、地権者の御理解を得ることができ、完成に向けて大きく前進したと伺っております。職員の皆さんが一生懸命努力をされて、結果、玉名市が大きく変貌し、活性化していくことに今後も期待する次第であります。

それではその期待を込めまして、まず、玉名市の財政運営について伺います。

平成27年度末の市債残高、基金の残高及び借入利率、金融機関の選択方法についてお伺いいたします。合併当初との比較を含めてお答えいただきたく存じます。また、旧玉名市においては収入役という役職で、基金の管理、市債の借入等の采配をしていらっしやっただかと存じますが、現在の責任分担はどうなっているか、あわせてお答えください。

2番、合併当初と新市発足時点と平成28年度4月時点での正規職員数及び臨時職員・非常勤職員数の推移についてお伺いいたします。

3. 職員給与の10年間の変化、人件費の一般会計における割合、臨時職員・非常勤職員の長期継続雇用の実態、平成28年度以降の職員採用計画についてお聞かせください。

以上、3項目、まずよろしくお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。田中議員の平成27年度末の市債残高及び利率、金融機関選択方法について、まずお答えをいたします。

初めに平成27年度末の資産残高見込み額につきましては、一般会計で申し上げますと、臨時財政対策債が約127億1,000万円、合併特例債が約114億2,000万円、その他の市債が約62億2,000万円、総額で約303億5,000万円でございます。平成17年度末と比較しますと、約19億8,000万円の減少となっております。これは今年度の財政負担を抑えるため、平成20年度から5度にわたって5%以上の高利率の市債と交付税算入がない市債の繰上償還を実施したことによります。しかし、今後は市民会館建設などの老朽化した公共施設の更新等により、市債残高はふえていく見込みでございます。

次に、高利率の市債の残高でございますが、平成27年度では、まだ借入れを行っておりませんので、平成26年度までの借入れ分で御説明いたします。平成26年度末

の市債残高は約304億3,000万円で、借入利率ごとの残高は1%以下が約156億円、1%を超え3%以下が約143億8,000万円、3%を超えるものが約4億5,000万円でございます。

次に、平成27年度末の基金残高見込み額につきましては、これも一般会計で申し上げますと、財政調整基金が約61億1,000万円、減債基金が13億6,000万円など、10の基金で総額約96億7,000万円でございます。

次に、市債を借入れる際の金融機関の選択方法につきましては、地方債は財政融資資金や地方公共団体金融機構資金の公的資金と市場公募資金や銀行等引受資金の民間等資金の大きく2つに分けられます。この銀行等引受資金は、借入団体と関係の深い特定のものが引き受ける地方債のことをいい、本市が借入れを行なう場合は、市の指定金融機関や収納代理機関の中で、5つの金融機関に対し見積もりを依頼し、見積もり合わせという方法で決定をしているところでございます。

次に、金融機関の選択、公金の管理運用を担当する部局につきましては、市債を借入れる際の金融機関の選択につきましては財政課、公金の管理運用につきましては会計課の所管でございます。

続きまして、新市発足時と平成28年4月時点での正規職員数及び臨時職員・非常勤職員数の推移についてお答えをいたします。確実な数値をお示しできる平成19年4月1日現在で申し上げますと、正職員が663名、非常勤職員117名、臨時職員52名でございました。これに対し、平成28年4月1日の見込み数は、正職員が499名、非常勤職員と臨時職員につきましては、平成28年4月1日時点での正確な実人数が不明でございますので、平成28年度中に任用予定の延べ人数で申し上げますと、非常勤職員290名、臨時職員219名という予定でございます。再任用職員と任期付職員につきましては、それぞれ平成22年度、平成24年度から制度が始まっておりますので、平成19年度はゼロ、平成28年度は再任用職員16名、任期付職員2名を予定しております。

続きまして、職員給与の10年間の変化、臨時職員・非常勤職員の長期継続雇用の実態、平成28年度以降の職員採用計画についてお答えをいたします。まず、職員給与の10年間の変化でございますが、正規職員、非常勤職員合わせたところの一般会計ベースで申し上げますと、平成18年度決算で52億8,400万円、平成28年度見込みで40億7,200万円となっております。

次に、臨時・非常勤職員の長期継続雇用の実態ですが、保育所における保育士、調理師等の臨時職員につきましては、継続雇用に近い形になっているというのが現状でございます。なお、経験を踏まえた賃金加算や期末手当の支給につきましては、現時点では行なっておりませんが、平成28年度からの保育士任用につきましては、経験年数によ

る段階的報酬とすることとしております。

最後に、平成28年度以降の職員採用計画についてお答えをいたします。現在、合併協議での申し合わせ事項である合併後の10年間は退職者数の3分の1を新規採用するという方針を踏襲しながら、第2次職員定員適正化計画における平成28年4月1日時点で504人という目標値を達成することができたところでございます。平成28年度以降におきましては、この504人を一つの目安として、組織全体の業務量や内容を精査しながら職員採用を行なってまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

市債残高及び利率、金融機関選択方法についてお伺いいたしました。何を言いたいかと申しますと、いわゆる最近マイナス金利というものが日本銀行のほうで導入されて、その結果、国債の金利も低くなり、結果として市中銀行の住宅長期の金利が低くなったというように盛んに報道されております。玉名市も起債残高が合計で452億円というぐらい巨額の市債というのは、要するに借金を抱えておりますわけですから、この金利が低くなれば当然その返済負担も減るわけですから、今後マイナス金利に合わせて、市場金利が低くなるという見込みで、交渉することによって金利負担が低くなるのではないかと推測されることから御質問させていただいております。

玉名市の市債については、玉名市では特定の地元業者を優先して借り入れているということでもありますけれども、私基本的には金融機関というのは、地場産業というところも大事ではありますが、広く安定した金融機関であれば大手のメガバンクであっても別に構わないと思うんです。いろいろ報道を聞いておりますと要するに日本銀行が何でマイナス金利を導入したかということ、日本銀行が国債を買い上げて、市中にお金を流してもなかなかそれをまた日本銀行の当座に銀行そのものが預金して、年間0.1%と伺っておりますけれども、その金利がつくので、それで2,100億円程度の利息を得ていると、普通当座には利息はつかないのに、これはある意味おかしいんだというようなことも言われております。となるとマイナスになるぐらいならやはり銀行は貸出しをふやさなければなりません。そういう意味においては、地方自治体でなかつ玉名市のいうように100億円近くも基金を積み立てることができるような、これは高寄市長の手腕によるものが大きいとは思いますが、そういうある意味優良に見えるような自治体には、多くの金融機関がある程度利率は低くても貸出しをしたいと思うのではないかと思うところでもあります。でありますから、最近福岡銀行と熊本銀行、肥後相互銀行ですかね、昔の肥後ファミリー銀行とか、あるいは最近では肥後銀行と鹿児島銀行も合併したということで、地方銀行もいろいろ苦勞をされているところではありますけれども、この金利の安い状況では、積極的に借入金をふやすということは、決し

て悪いことではない。また、銀行から借りているものであれば、他の金融機関に借り換えを行なって金利を安くしていただくことは至極当然のことで、当然の財政運営方法であると思います。そういう意味でお尋ねするところではありますが、再質問といたしましては、玉名市外又は熊本県外での金融機関から市債を借り入れるということについては、どう見解をお持ちでしょうか。お伺いいたしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

その前にですね、先ほど市債残高が400億円と言われてましたけど、303億5,000万円でございます。訂正を。

○10番（田中英雄君） 済みません。特別会計までちょっと入れております。普通会計のほうは303億円。

○総務部長（西田美徳君） それでは質問にお答えをいたします。

県外の金融機関も対象にすることはできないのかということでございますけれども、法的には、県外の金融機関を選択することは可能でございますが、現在、市の公金管理運用方針を準用しまして、市政への寄与及び地域経済への影響等を考慮し、指定金融機関と収納代理金融機関を対象としている状況でございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

市政への寄与及び地域経済への影響等というのを考慮されるのは、悪いことではないと思いますけれども、市債の、もちろん結局金利を競っていただいて、言い方がいかかどうか、悪いかしれませんが、安いほうを選べばいいじゃないかと、平たく言えばそういうことでありますので、県内の金融機関だけだと、なかなかですね、経営状況もありますし、思い切った低い金利で貸し出すと言うことはできないのかなと、逆に大手であればあるほど、その経営状態がいいから、ある程度金利が低くても貸し出してはくれるのではないかと。そういうことで、なおかつ実は、そういうプラスのことばかりではなくて、金利が低くなるということであれば、当然金融機関の収入も減るわけで、今後住宅金利が低くなれば、今まで借りていた一般の民間の方が借り換えをすとか、そういう意味ではこのマイナス金利というのは、借入金のある方にとっては非常にいい政策ではあると思います。また、そのかわりといっちはなんですが、金融機関にとっては非常に厳しい運営を迫られる政策であると思います。であるがゆえに、なおさら金利競争が発生して、今まで以上に安い金利で借り入れることができることになると思われるわけでございます。また逆にですね、玉名市は100億円近くの、なんですか、財政調

整基金の積立てをもっておりますけども、万が一、万万が一のことがあればですね、金融機関がこの経営悪化によって倒産というようなことが仮にあるとすれば、この100億円のうちの何十億円かがなくなることも考えられないわけではありません。ですから県内、県外を問わず、優良な金融機関に預ける又は借り入れるということは重要な判断であると思って御意見を述べさせていただきました。

また、それとして、他市の状況についてもちょっとお伺いします。市内の金融機関だけを対象としているのが本市だけなのか、それとも県外まで含めたところで借入をしているところがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 他市の状況ということでございますが、市内の金融機関だけを対象としているのが本市を含め12市、県内の金融機関を対象としているのが1市、残る1市、これは政令市の熊本市でございますが、県外も対象としており、入札や見積もり合わせにより選択しているところでございます。

しかし、本市にとって有利な資金調達や基金運用を図ることは重要であると十分認識しており、また、そのことを念頭に置いて市民の財産を適切に管理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

柔軟なですね、行財政運営を図っていただければそれでいいと思います。

蛇足ではございますけれども、やはりですね、熊本市もかなり財政的に厳しいということで、そういった意味合いも含めて県外も含めて資金調達をなさっているのではないかと思うところであります。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 次に、保育行政についてお伺いいたします。

昨年の12月議会において、玉名市の公立保育所の臨時採用職員の方の賃金及び雇用環境が悪いということで、ぜひその環境改善を図るべきだということをお願いしたところであり、その答弁においても十分に考えて対応するということを答弁していただきました。既に新聞広告等で募集するというふうにお伺いしておりますけど、賃金の増や、また、経験年数による賃金増も図られているところであります。それを踏まえて、平成28年度における玉名市の保育士確保策についてお伺いいたします。

また次に、公立保育所の臨時職員の待遇改善についてをお伺いいたしますが、先ほどの新聞広告のところも含めてお答えいただきたいと思います。

3番、豊水保育所の統廃合計画について。これは、玉名市の公立保育所を今後民間に委託するという考えながら、踏まえながら、玉名第1保育所を建てかえ、そこに

豊水保育所を統合するような案があるというふうに伺っております。私は、玉名市の総合計画の策定の委員としても参加しておりますけれども、その中で、地域ごとに特色ある市政の発展をしていくというような形で計画がされておりますけれども、例えば、豊水保育所を廃園にしたり、また、玉稜校区はともかくとして、他の地区においても小学校を統合してまとめていくというのは、地域独自の発展を図る上では、ある意味やはりマイナスになるのではないかと感じております。豊水保育所を現在、定員は満たしておるといふふうに聞いておりますので、必ずしも廃園にする必要はないと思っております。また、今後、豊水地区の皆さんにも、こういう計画を示してアンケートなり意見を伺いなさると思いますが、かなりの反対があるのではないかとこのように思われます。執行部の見解をお伺いいたします。

4番、幼稚園・保育所を管轄する部署を新設し、例えて言えば、上下水道局と同じように、局として運営してはどうかというふうに思いますが、その辺についても見解をお伺いします。と申しますのも、例え、保育所には幼稚園もございますし、公立もあり、私立もあり、そしてそこに雇用されてる方は非常に多くの方がいらっしゃいます。で毎年毎年、国の方針、県の方針も変わってまいりますし、そこで市も責任を持って対応し、もちろん現在、高寄市長になりましてから、子育て支援課というひとつの課をもって選任で一生懸命対応はされているとは思いますが、予算もそうであり、また、その対象となる住民の数が多いたるところを考えれば、また、民間があり、公立があり、さまざまな運営の仕方があるというところを踏まえて、もうちょっと独立した部署をもって、なおかつ権限も委譲して、改善策がその独自の判断で、もっと行政だけでなく、民間の意見を聞いて対応できるようにすることが、可能ではないかと思うところで、質問するところであります。見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。田中議員の保育行政についての御質問にお答えします。

まず、1点目の平成28年度における玉名市の保育士確保策についてでございますが、前日の前田議員への答弁と重なる部分がございますが、まず、待機児童の状況といたしまして、保護者の共働き家庭の増加や家庭環境の多様化などから、保育士を必要とする家庭が増加し続けており、保育士が不足する状況にあります。平成28年3月現在で、34人の待機となっております。現在、私立保育所1施設が3歳児未満の増築を行っており、35名の定員増を図る予定でございますが、平成28年度におきましても待機児童が出る見込みでございます。このような中、待機児童の解消が最重要課題と認識しており、受け皿の拡充はもちろんのことですが、何より保育士を確保することが喫

緊の課題と受けとめております。

本市の保育士確保対策といたしましては、平成28年度から保育士バンクを設置し、玉名市内の保育所で働きたい人たちと保育所の橋渡しを行ないたいと考えております。また、国の保育士確保対策といたしまして、保育所等における保育士の負担軽減を図るため、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な経費を補助する事業が新設される予定でございます。市の負担もございますが、保育士の負担軽減による離職防止の観点から、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、公立保育所の臨時職員の待遇改善についてでございますが、本市の臨時保育士の賃金は、県内の市の中で業務内容に多少の相違は見られるものの低い水準ではございません。しかしながら、市内の私立保育所と比較しますとかなりの差がございます。現臨時保育士の継続雇用にも影響が出てきている状況でございます。さらには、現在の保育経験年数による賃金の差がございませんので、処遇面での不満の一因となっております。そこで、平成28年度から臨時保育士の日額賃金を経験年数により現在の7,400円から段階的に設置し、改善を図る予定でございます。さらに有給休暇も10日程度設定しているところでございます。新たな人材を掘り起こしていくと同時に、現臨時保育士の継続雇用を確保し、安定した保育所運営に努めてまいりたいと考えております。また、先ほど新聞広告での内容につきましてでございますが、実は、市の広報紙では調整が間に合わなかったということもございまして、3月上旬の新聞広告で募集を行なったところでございます。

次に3点目、(3)豊水保育所の統廃合計画についてお答えいたします。豊水保育所の現状でございますが、定員40名に対し、平成28年度当初の入所見込み児童数は40名となっており、地元からの入所が約半数、その他は保護者の就業地等の関係で他の地域からの入所となっております。これから民営化を進めてまいりますが、近年の少子化の動向により、数年後には入所児童の減少が進行する見込みであることから、統廃合とする保育所も検討し、市としては最終的に玉名第1保育所1園を公立で残す方針において本議会に提案しております。公立保育所あり方検討委員会で協議させていただきます。御承知のとおり、老朽化した玉名第1保育所は、建てかえが必要であり、現在の定員70名から120名と増員し、旧庁舎跡地に建設し、平成31年度に供用開始をする予定であり、現時点では、その際に豊水保育所は、玉名第1保育所に統合を含める計画でございます。なお、豊水保育所は築20年と、公立保育所の中では比較的新しい建物でもあることから、今後需要が増加するであろう子育て関連施設への代替施設として、地元の御意見や市民ニーズを見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

4点目、幼稚園・保育所を管轄する部署を新設し、企業局のように権限と自主独立性を与えて運営してはどうかということについてお答えいたします。平成27年度から子

ども・子育て支援新制度がスタートし、幼児期の学校教育や保育の制度、財源を一元化して、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実が進められております。議員御提案の、幼稚園・保育所所管の一元化については、近隣の荒尾市、山鹿市において実施されております。市民にわかりやすい組織、就学前教育・保育と就学後の連携事業、修学前児童施設の事務の効率化の観点からは一元化が望まれる面もございますが、管轄省庁の違いや職員の人員配置など、検討課題がございますので、関係各課で十分に、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

まず、じゃあ1点目から再質問させていただきます。新聞広告を最近出されたということですけど、どうですかね、その後また応募があったりして、十分な確保は見込めそうですか。保育士の方の。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 田中議員の再質問にお答えします。

新聞広告のその後の保育士確保の成果につきましては、今のところまだ臨時職員の確保等には至っておりません。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） もう大変ですね、簡単にはいかない。子育て会議のほうを傍聴させていただきましたときに、やはりそこの委員の方がおっしゃるには、やはりどうやってその保育士を確保するかと。要するに、待機児童を解消しろ、解消しろと私も含めて、当然そういうことは十分に考えてらっしゃるということでもありますけれども、なかなか保育士のほうが確保ができないと。民間保育所を運営されてる方も、先ほどちょっと答弁にありましたように、公立保育所の臨時職員の方よりはかなりよい条件で雇用なさってる、それでも足りないということでもありますから、もうさらにですね、できる範囲でですね、私はもちろん臨時職員の方もそうですけれども、申しわけないんですけどね、正職員の方はそれなりに待遇はいいかと思っておりますので、申し述べませんけれども、臨時職員の方であるとか、玉名市内の民間の要保育所に対して、保育士バンクでしたっけね、今度設置されるということですけども、そのそこに何て言うかね、かなり無理筋かとは思いますが、玉名市のほうで雇用して、ある程度その派遣すると人材派遣になるからですね、簡単にはいかないとは思いますが、そこはどうかやりくりして、民間保育所も含めてコストというかですかね、人件費が上がるのをどうにかして、国も考えてるところではあるとは思いますが、玉名市独自の政策をもって

ですね、とにかく待機児童をゼロにする。で、今度臨時保育士の方の賃金、雇用条件を改善するに当たって、支出が、市の人件費の支出がふえるとは思いますが、考えようによっては、これは広くいえば雇用対策であり、玉名市の景気回復というか、景気をよくする1つの策としてもこれを1つの有効な策と見てもいいんじゃないかと思っておりますので、この今度のこの広告にあります人件費増が十分とは私は思いません。もっといい、もっと条件をほかに付加価値をつけて、交通費でありますとか、そういったことも含めて検討していただいて、ぜひ、必要な保育士の方を確保し、なおかつそうですね、玉名に住んで十分に生活ができるようなところまで踏まえたところで確保策を練っていただければと思います。

次に、豊水保育所の統廃合計画については、まだ豊水地区の方には説明がされていないのかとは思いますが、今後、説明なりなんなりされますと、やはり同意される方はそんなに多くないのかなと、豊水地区もちろんサラリーマンの方もいらっしゃいますけど、農家の方も多し、農家の方はやはり職場が自分のうちの田畑でありますから、近くがいいし、で、農家の跡継ぎといえますか、その方たちが結婚される場合にも豊水地区の小学校であるとか、保育園であるとか、保育所であるとかいうのは、そのある、なしというのは非常に重要な課題であると思います。で、豊水地区というのは、小島橋を、玉名駅からの小島橋を渡ればもうすぐ近くで、築山地区の奥のほうに比べたら、むしろ玉名市中心部には近いともいえるところがございますので、保育所、あるいは小学校も含めて、人員が、定員が少ないというふうに思われるかもしれませんが、保育所だけでなく、その住民の市営住宅、例えば、市営住宅であるとか、土地を造成して、そこに家を造成して宅地を販売するであるとか、行政がちょっと手助けすれば、豊水地区においては人口増、住民増が図られるのではないかと思いますので、公立保育所は今でも入所者が、待機児童がいるわけですから、これは軽々に統廃合するのではなく、そういった人口増、住民増を含めて考えていくべき案件ではないかと思っております。

幼稚園・保育所を管轄する部署を新設しというところで、今後考えるという御答弁をいただきました。もう山鹿市、荒尾市では既にそういったことを取り組んでいらっしゃるということで、私が考えているのと同じかどうかわかりませんが、もっとですね、高寄市長カラーといえますか、玉名市独自のカラーをもって、今でもですね、子育て支援課というのを新設されて、一生懸命取り組んで高寄市長が取り組んでいらっしゃるということは重々存じ上げておりますが、さらに取り組んでいただいてですね、熊本市が大西市長にかわって、子育て支援については新聞にもいろいろ載っておりますけど、十分に取り組んで、十分かどうかわかりませんが、積極的に取り組んでいらっしゃいます。玉名市もその熊本市に負けないように、熊本市のベッドタウンとして十分

に市内からこちらに移住して住もうというふうに思われる方がふえるようなことも含めて、さらなる対策をとっていただきたいと思います。

ちょっと僭越ではございますが、市長、こういったことに考えについては、市長はどのような御見解をお持ちであるか、お伺いしてよろしゅうございますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ただいま田中議員、いろいろと述べられましたけども、私もそういう考えは持っておりますので、これからいろいろなことを聞きながら、そしてまた、我々もそれなりの施策を打ち出しながらやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

ぜひ、今後もですね、今まで以上に積極的に取り組んでいただければと思っております。

次。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 大きい項目の3番、公共交通網整備及び道路建設（岱明玉名線）についてお伺いたします。

その1. 市内バス路線網整備計画についてと題しております。

市内バス路線網については、私も議員になる前に玉名市地域公共交通会議に参加させていただいておりましたので、ある程度は把握しておりますけれども、現在、岱明町の陸合地区には、また築地地区にはバス路線は、ないわけではありませんけれども奥のほうには行っておりません。また、住民の方からは、ぜひバス路線を引いてほしいというような要望があると伺っております。今後、玉名市においてはそういう計画があるのか、ないのかお伺いたします。

また、そのあるとすれば、導入方法についてお伺いしたいと思います。と申しますのも、しおかぜタクシー、いちごタクシーが産交バスの路線の代替として、今運用されております。これは乗り合いタクシーというふうに名前はついておりますけれども、玉名市独自の方法で運営されておまして、地区内においてはほぼタクシーと同じようにドア・ツー・ドアで移動ができるふうになっております。これはよその地区も何か所かお伺いしましたところ、高寄市長のやはりこれは政策でしょうかね、非常にもうお体の悪い人もいらっしゃいますので、やはり家の前からバス停まで歩くこと自体が無理な方もいらっしゃいますので、非常に行政の運営方法としてはすばらしいものだと思います。ただ、担当されているタクシー会社のほうには、なかなか赤字だよというような、また、運転手さんにとっては売上にならないからというような意見もないわけではないと

聞いております。ただ、地元業者の皆さんも一生懸命頑張ってくれられまして、それがさらに多くの皆さんに利用されることになれば、今後はますます地域にとっても、行政にとっても、その運営されてる方にとってもよくなるのではないかと考えています。で、その築地・睦合地区にもバスを導入するとすれば、一般的に考えられるのは産交バスさんをお願いするというような形だとは思いますが、私はですね、やはり地場産業にバス会社というのはないですけども、産交バスというのはいくらでも、現在多くの路線を抱えながらもそのほとんどが赤字で、実質的にはその補助金で会社そのものを運営させていると知っております。存じ上げております。で、ここに築地地区なり睦合地区に、その産交バスさんに路線を作っていただいたとしても、単純に、普通に考えともう黒字になることはないかなと思うわけでありまして、となると導入も含めて、赤字になったら補助金を出さねばならない。かつて玉名市の巡回バスというのがありまして、それはもちろんこれも産交バスさんでしたけれども、これは九州看護福祉大学と玉名駅と市中を巡回することによって、お客さんも結構多くて、九州看護福祉大学の学生さんがほとんどだったと思いますけど、これはその当時は黒字でありました。それが新玉名駅開業と同時に、実はこれが廃止されて、何で廃止したのかなと私は思ったんですけども、結構不便になったと思っております。ただ、九州看護福祉大学の学生さんたちはですね、朝にはあのバス停にたくさんバスを待っておられるので、あの区間だけは黒字かなと思いますけども、で、築地方面、睦合方面に関しては、なかなか黒字というわけにはいかないと思っておりますので、一つの方策としては、第三セクターと申しますか、行政と地場産業と、あと利用される方に公設民営と申しますか、公設民営といえは九州看護福祉大学がありますけど、玉名市が全額とは申しません。投資していただいて、共同で運行しながら地場産業の一つとして育てていけば、やはり地場産業でありますから、大手の産交バスさんとは違って、きめ細やかな運営ができるのではないかと考えております。

そういったことに関して、執行部の見解をお伺いいたします。

次に関連して、玉陵小学校（仮称）が平成30年に開学することの予定で予算を組まれておりますけども、さらに現在、スクールバスの導入予定が計画されていると伺っております。一般的にスクールバスというのは、文教予算で購入いたしまして、基本的にはスクールバス以外の用途では使うことがなかなか厳しく制限されております。これに関しては、玉名市にも大浜地区だけにスクールバスというものが導入され20年が経過しております。もちろんスクールバス以外の用途にはほとんど使われてないと存じ上げております。でありますから、地域交通網の一つとして位置づけ、このスクールバスを一般財源で購入し、学校の生徒だけではなく、一般市民の方も学校及び、例えば、新玉名駅方面へ乗ることが可能にすれば玉陵地区はほっといても発展するとは思いますが

ども、さらに発展することになるのではないかと思うところであります。これについての見解をお伺いいたします。

3番、岱明玉名線道路新設改良事業について。これには冒頭について触れさせていただきましたが、用地交渉において大きく進展があったと伺っております。現在の進捗状況及び平成27年度一般会計予算の補正減の理由についてお伺いいたします。また、3件ほど補正減があったかと思いますが、追加工事はその場合できなかったのか。

イ JR鹿児島本線の上を渡って道路をつくる計画があると伺っております。これは地下道方式、いわゆる旧寿屋のところにJR線の下を通過して地下道が交差しておりますけれども、この方法はとれなかったのか、比較検討をしたのかどうかお伺いしたいと思います。

4番、県道玉名立花線の延伸計画ができたというふうに伺っております。その計画及びそれに伴い、その県道玉名立花線沿線の土地利用計画はどうお考えなのか、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員のまず、第1点目の御質問で、市内バス路線睦合地区・築地地区へのバス路線整備にお答えをいたします。本市では、平成25年3月に玉名市地域公共交通総合連携計画を策定いたしまして、計画期間であります平成25年度から平成29年度の5年間において計画し、計画に位置づける各事業を現在推進をしております。

まず、築地地区へのバス路線整備につきましては、計画の中で一定の需要が見込める地区への新規バス路線の導入と位置づけている事業でありまして、この地域は通勤や買い物の目的地としても考えられるため、当該地区への巡回バスの導入も視野に、平成28年度中の実施に向け、現在、産交バスと協議を行なっているところでございます。また、睦合地区におきましては、最寄りのバス停や駅などから一定の距離を超えた地域も一部見受けられるということから、公共交通不便地域における公共交通サービスの導入と位置づける市全体の事業の中で、移動ニーズに応じた対応策を平成29年度中に実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のその巡回バスでありますけれども、市内バス路線網の導入方法につきましては、安全性の確保を最優先に考える必要があるため、道路運送法第4条の許可を受けた交通事業者であること、また、既存の交通資源をできる限り活用することで、効率的な導入が図られることから、産交バスによる運行を基本に現在考えております。

続きまして、第3点目ですけれども、これも2点目と関連がありますけれども、議員御提

案の第三セクターで公設民営みたいな感じで、共同でやったらどうかというふうなご提案でございますけども、その場合の課題といたしまして、第三セクターが道路運送法に基づく、一般集合旅客運送許可を取得する必要があります。許可事業者になるためには、運輸局の公示基準では最低車両台数が6台必要でありまして、そのバスも道路運送車両法の事業用に適したバスであるということも必要であります。乗り合いバスの資格を有する運転管理者の雇用も必要である。それからその代表取締役が法令試験に合格することなど、多数の要件をクリアする必要があるというふうなことが公示基準で定められております。また、そういった課題がございます。それから市がバスを購入するというふうな御提案もありましたけども、他市の事例といたしまして、水俣市が産交バスに新車の小型バスを買い与えたというふうな事例がございますけども、1台2,600万円したというふうな話も伺っておりますし、現段階では産交バスと協議を行なっているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員の玉陵小学校（仮称）にはスクールバスの導入予定だが、地域交通網として位置づけてはどうかという御質問にお答えします。玉陵中学校区内の6小学校を統合する（仮称）玉陵小学校は統合することで校区が広がり、遠距離通学を余儀なくされる児童が出てくることから、スクールバスの導入を予定しております。このスクールバスの運行については、登下校の子どもたちの安全確保とスムーズな通学、そして学校教育活動の一環としての利用を最優先に考えたスクールバスの運行とともに、児童数に基づいた車両の導入を検討しており、地域交通網としての活用は現時点では考えておりません。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 田中議員御質問の岱明玉名線道路新設改良事業についてにお答えいたします。都市計画道路の岱明玉名線は、国道501号と県道長洲玉名線を経て、JR鹿児島本線を高架橋でまたぎ、国道208号を南北に結ぶ幹線道路でございます。現在の事業の進捗状況につきましては、平成27年度末の事業費ベースで約55%の進捗でございます。また、来年度以降においては、JR九州との協議を行ない、JRから北側の道路改良や橋りょう等の詳細設計を行なう予定でございます。

次に、平成27年度一般会計予算の補正減の理由といたしましては、社会資本整備総合交付金の補助事業費の確定並びに移転補償額が見込み額よりも低額だったため減額を行なったところでございます。

続いて、追加工事ができなかったのかについてでございますが、ある区間におきまして、本年度の早い段階で用地契約が締結できていたなら減額分での工事発注も可能でございましたが、用地取得の任意交渉に時間を要したため、平成27年度中は十分な工事期間がとれないと判断し、追加の工事は行ないませんでした。

次に、JR鹿児島本線の上を渡って道路をつくるメリットと地下道方式の比較についてでございますが、JRの線路と道路の単独立体交差には、線路上を跨線橋で通過するオーバーパスと線路をトンネルで通過するアンダーパスがございます。JRの線路をアンダーパスで通過する構造物の設計及び施工は、構造物の上を鉄道が通過するため、アンダーパス上部に鉄道加重と内部に道路加重との両方を同時に満足する必要がございます。このため工事費が高くなり、一般的なアンダーパスの事業費はオーバーパスに比べて2倍程度かかるとされております。さらに、トンネル内へ流入した雨水はポンプ施設によって排出する必要がありますので、想定外の集中豪雨が多発する昨今では通行を規制されるアンダーパスも多数存在いたしております。このようなことからオーバーパスは、アンダーパスよりコスト面と通行性に優れているというメリットがあるため採用しているところでございます。

次に、県道玉名立花線延伸計画及び玉名市の土地利用計画はの中の県道の延伸計画につきましては私のほうからお答えいたします。県道玉名立花線は、本市と福岡県八女市を結ぶ道路であり、起点の国道208号と交差する玉名市高瀬から終点の福岡県八女市立花町までの延長26.9キロメートルの主要幹線道路であります。現在、県道玉名立花線沿線の国道208号玉名バイパスから以南のルートにつきましては、これまで県においてルート変更を視野に入れて検討が進められてまいりましたが、昨年、国道208号玉名バイパスから河崎・秋丸地区を経由し、市民会館を左折し、国道208号につながるルートで決定したところでございます。今後の整備スケジュールにつきましては、本年度から基本設計に入っており、来年度以降に詳細設計及び用地測量を行ない、その後順次用地交渉を進め、早期の完成を目指したいと聞いております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 田中議員御質問の県道玉名立花線延伸計画及び玉名市の土地利用計画はの中の土地利用計画についてお答えをいたします。

県道延伸計画に伴う周辺の土地利用計画はどのように考えているのかということでございますが、今後、県道の整備が進んでまいりますと、その沿線又は周辺に民間の進出の可能性も考えられますので、そのような周辺の動向も視野に入れながら計画的な土地利用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 築地・睦合方面へのバスについては、産交バスにお願いして、今後循環バスを導入しようかというふうな答弁であったかと思えます。普通に考えたらそれが正しいというか、そういう方法しかないのかなとは思いますが、誤解を招くといけませんけれども、やはり既存の大手のバス会社さんはなかなか経営状態がよくなって、やれバス停を整備してくれとか、やれその時間のあれを整備してくれとか、時刻表を整備してくれとかいろいろなお願いをされて、昔私は今の商工会議所のところにバス停を新設するときに、屋根をつくれとか、いろいろちゃんと便宜を図れとか、別にバス会社のためではなく、バス利用者の方のためにそういったことをしてほしいをお願いをしたこともありますけれども、その当時とは随分また経営環境が変わりまして、バス会社のほうも、というか、補助金で命をつないでいるような状況が残念ながら見受けられます。大分の日田市のほうに、私個人的に視察に行かせていただきまして、せんだって12月議会におきましては、高速バスを導入してはどうかというふうに議会でも質問したところではございますけれども、改めて視察に、この間伺わせていただきましたところ、あそこは西鉄バスにお願いして、高速バス及び日田バスというのがあるんですけど、日田バスとは実質的には西鉄バスの100%子会社でありまして、そこに運行を委託しているというところではございましたので、そういう意味では、玉名市も産交バスにお願いして、同じような運行の仕方をするのかとも思いますが、あそこはその1日、1運行。3系統あるんですけども、1系統3万2,000円、たまたましおかせタクシー・いちごタクシーとの1日の補助と申しますかですね、その金額と同じだったんですけども、それで運行されておりました。今度導入される築山地区までのバスがどういうふうになるかわかりませんが、なかなか住民のほうからの要望はあつてははずだと思いますけれども、睦合地区のまた睦合住宅というふうに高齢者の住宅の密集した、集合した住宅地もございますし、少なくともそこまでは現時点で考えて導入すべきものだと思っておりますので、十分検討していただきたいと思えます。で、先ほど部長のほうから答弁がありましたその新たに第三セクター的なやつで導入するには、いろんなバスを買ったり、いろんなことが難しいところがあるというふうにお伺いしましたけれども、ただ実質的に、赤字になれば補助金を出さなければいけないし、産交バスもおそらくバスを買ってくれ、独特な巡回バスを導入するとなれば買ってくれと言い出すのではないかと思いますし、というか、各地区に視察等に行きますと独自の巡回バスがいろんな市で導入されております。ですから玉名市も循環バスを導入するのであれば、もう玉名市で買って自分で運営したほうが、長期的な目で見れば、絶対観光も含めたところで得になると思っておりますので、十分検討していただきたいと思っております。

おります。

そして、岱明玉名線についてであります、55%の進捗状況ということでございました。大きな用地交渉がうまくいったということですね、今後あの地域も道路ができて、もうあと数年はかかりますと思いますけど、道路ができることによって、国道501号と国道208号線が結ばれ、岱明地区の発展に大きく寄与するということでございますので、コスト的にはオーバーパスのほうが良いというふうにお伺いしましたので、ぜひ、今後とも一生懸命頑張っ、早期にですね、工事を完成させて、玉名市又は旧岱明地区の利便性が増すように導入させていただきたいと思っております。で、スクールバス、玉稜中学校区のスクールバスでありますけれども、実際導入するとなれば、スクールバスには補助金があると思いますけども、私が先ほど申しましたけれども、スクールバス以外での利用というのはなかなか難しいと思いますけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか、執行部の。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現在、スクールバスの導入に当たっては、国の補助事業の活用を予定しているところです。その補助事業を活用しスクールバスを購入した場合の処分制限年数は6年であり、この間はスクールバス目的外使用については、国への届け出が必要となります。そのため、スクールバスの地域公共交通としての利用につきましては、6年以降は可能かと思いますが、その利用については関係各部署、関係機関と検討していきたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） やはり補助金をもらうとですね、それなりに制限がついてくるというのは仕方ないとは思いますが、玉稜中学校区におきましてもやはり公共交通については整備されていないというふうに思います。で、ここに公共交通を導入するとすれば、また先ほどの答弁にありましたように、新たにきちんとしたバス会社をつくるのに大変時間がかかるというふうなこともありますので、簡単ではありませんけれども、せっかく新幹線の新玉名駅もできて、現時点では確かにバス路線ありますけれども、まだそれが地域と新幹線新玉名駅との交通が緊密に運営されていないというところもありますので、私どもから考えますと、大手の産交バスさんはなかなか新路線を自前でつくって運営していこうかというふうには難しいところもありますので、例えば、産交バスさんの出資も仰いで、行政も出資し、また、地元の有志にも出資を仰いで、そういった形の出資を仰いで独自のバス路線、バス網を整備するというのも一つの考え方で、十分検討されるべきことだと思いますので、今後検討していただければと思っているところであります。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 最後に観光行政についてお伺いいたします。

市内一般道路の空き缶・ペットボトル等のポイ捨て防止が観光行政の第一歩ではないか。玉名市環境美化に関する条例の周知・徹底、罰則の導入を求めると題しております。

これは、先ほど申し上げましたとおり、日田市のほうに私個人的に行政視察に行かせていただきまして、市内循環バス、高速バスについて伺ってまいりました。また、その後、足を延ばしまして、最近整備されたと聞きましたJR大分駅の駅前広場、駅ビルについて、また、そこには大きな施設ができておりまして、図書館と今度市民会館につくりますようなホールがあわせてつくられたような大きなホールもできておりました。また、その次、翌日湯布院のほうまで行きましたときにですけども、湯布院まで行く途中の道筋が非常にきれいで、自分でもびっくりするぐらいペットボトルとか空き缶が全然落ちていなかったんですね、結構山の中でそんなに一々清掃されているわけでもなかろうに、ましてや一般観光客も結構通るところで、観光客の方は結構捨てるんじゃないか、ごみ等は捨てるんじゃないかと思えますところですが、もう非常にきれいにごみがなかったというところで、改めてその観光に対する地元住民の方も含めた意識の高さに驚いたわけでございます。また、湯布院のその多くの観光客の方が歩いておられるところにも参りましたけれども、もちろんそういったところでごみを捨てる方などほとんどいらっしゃいませんけれども、ただ、一つ一つの観光資源というふうに思いますと、ちょっとした池があって、湯気が立ち上っていて、川があって、そこに小魚が泳いでいる。後ほどまたお伺いしますが、天水町の尾田の丸池のほうがよくきれいなんじゃ、きれいというか美しいんじゃないかと思った次第であります。そういったことを踏まえて、ポイ捨て条例とかをつくれればいい、つくってはどうかと思っていたところ、実は既に玉名市では、玉名市環境美化に関する条例が平成24年度に制定されておまして、既に発行しております。もちろん要するにこれは大まかに言いますと、ポイ捨てにより空き缶等の散乱を禁止するものではありませんけども、残念ながらこれには罰則がございません。ですからこれを周知徹底するには、やはり行政のほうで力を入れなくてはならないと思えますけれども、見解をお伺いいたします。

それと先ほど申しました天水町の尾田の丸池や、今後ですね、現在工事中でありますけども、大浜地区、横島町の有明海沿岸が、今、道路整備がなされ、堤防整備がされております。これが完成いたしますと、広い道路ができますので、観光客とは申しませんが、海やカモやまた、現在、冬場には鶴も飛来いたしますので、一つの観光資源として考えられるのではないかと思いますので、そこまで踏まえて、観光に結びつけるような方策があるかどうかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

[市民生活部長 上嶋 晃君 登壇]

○市民生活部長（上嶋 晃君） 田中議員の観光行政についての中の市内一般道路の空き缶・ペットボトル等のポイ捨て防止が観光行政の第一歩ではないか。玉名市環境美化に関する条例の周知・徹底、罰則の導入を求めるについてお答えをいたします。

玉名市環境美化に関する条例につきましては、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図ることなどを目的として、平成24年6月1日から施行しております。ポイ捨て等に対する現在の取り組みについてでございますけれども、日ごろからごみカレンダー等を活用し、市民の環境美化等に対する意識啓発のために周知徹底を図っております。また、平成26年3月に本市の将来の望ましい環境像を示した玉名市環境基本計画を策定し、市民、事業者をお願いする環境行動指針取り組み状況自己チェックリストを掲載した環境基本計画のダイジェスト版を平成26年5月に、玉名市全世帯に配付しており、みずからの行動チェックを行なっていただきながら環境に対する意識啓発を図っております。

ポイ捨て防止の対策につきましては、以上のような意識啓発を行ないながら、また、委託業者による定期的な不法投棄監視のパトロール及びごみの回収処理等を行なっているところでございます。

条例の空き缶・ペットボトル等のポイ捨てに対する罰則の導入についてでございますけれども、ポイ捨てにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止され、罰則もございます。また、県内の他市においては、4市で導入されておりますが、罰則規定を導入したことによるポイ捨て等に対する効果が乏しいこと。また、罰金対策の実績もないとお聞きしておりますので、現段階での導入は考えておりませんが、今後、罰則規定の必要性が高まれば検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 田中議員御質問の観光行政についてお答えいたします。

御質問の趣旨は、観光地はごみ1つなく美しくあってほしいということではないかと理解しております。市といたしましても、各種イベント前、イベント終了時の清掃はもちろんのこと、玉名市においでいただいた観光客の皆さんに「玉名市は美しいまちだね。」と言っただけのよう努めているところでございます。しかしながら、議員おっしゃる道路、水路、海岸等観光客の皆さんが目にするところすべての美化となりますと、行政だけでできるものではありません。市外からのお客さんを気持ちよくお迎えするためにも、市民の皆さんの御理解と御協力をいただき、市といたしましても関係各課

で連携し、玉名市内の美化に努めてまいりたいと考えております。

次に、尾田の丸池につきましては、同所付近は農村公園として位置づけられており、市民の憩いの場として、また、その豊富な水は農業用水として大切に利用されております。今のところ具体的に観光事業面での活用計画等はありませんが、熊本の名水百選にも選ばれてもおりますので、お尋ね等があった際には御案内を行なっている状況であります。

次に、有明沿岸地区の観光地としての方向性と市の取り組みにつきましては、大浜・横島地区はイチゴ狩り、潮干狩りなどのレジャー等と干拓堤防や大浜飛行場跡地などの歴史的な資源があり、観光素材としての可能性も秘めていると思っております。これらの素材を生かしていくためには、受け入れ体制など、地元の皆さんの御協力を得ながら誘客につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 答弁ありがとうございます。

玉名市環境美化に関する条例には、第3条に「市は、清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な施策を実施するとともに、市民等、事業者等及び土地等の所有者等に対する環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めるものとする。」と、もちろん啓発には努めていらっしゃるというふうに伺いましたけれども、必要な施策というところで、罰則は難しいという部分もあるかと思えますけれども、例えば、環境美化委員という方、環境レンジャーと申しますか、外国で国立公園を守るというか、いう方を何かレンジャーというふうに言う方がいらっしゃると思えますけれども、私は思いますに、地域でポイ捨てとかそういうものに悩んで、非常に憤りを感じてられる方が結構各地域にいらっしゃると思えます。私も及ばずながらそのうちの1人で、ふと気づくと自分の家の周辺に空き缶が散乱しており、私の家の裏はちょうど堤防になっておりますので、定期的に毎日来て、毎日空き缶を捨てる人がいらっしゃるわけで、拾っても拾ってもやまない。もうこれはどう考えてもおんなじ人だなと、警察に本当に届けてですね、逮捕していただきたいような気がするんですけども、なかなか24時間、それこそ監視してですね、ましてやその人を自分で捕まえるわけにはいかずにですね、もうずっと長年悩んでいるところであります。最近はこちらとですね、毎日毎日空き缶拾ってるわけではございませんけれども、またですね、市民の方にはですね、散歩がてら空き缶を拾いながら美化に常日ごろ努めてらっしゃる方もいらっしゃるというふうには存じ上げております。また、ですからそういう方にですね、有給というか、お金を払ってというわけではなくて、例えば、ユニフォーム的なやつを支給して、あくまでも希望者の方にですね、あなたの地区の環境レンジャーとして、もしそういうものに参加していた

だけませんかという、例えばですよ。というような形で募って、その方には公の任命をして、公的な立場において「ごみを捨てないでください。」であるとか、注意して「いかんよ。」というような注意指導権を与えて、持っていただいて努めていただくと。なおかつ必要なときには警察等にすぐに連絡していただけるような、そういったシステムをつくるというふうにすれば、少なくとも今より以上は、今よりは捨てる方は少なくなるし、ほとんどの人は空き缶ポイ捨てとかあんまりしないんですけど、ごくごく一部の人ですから、ある程度の努力で大きく環境美化に寄与するものと思いますけれども、そういったことに関していかが思われますか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

確かに、今おっしゃいましたように、それぞれ市民の方々の意識というのを高める必要があるというのは当然あると思いますし、また、それを指導していただくようなそういう方々につきましても、やはり必要とあれば、そういう任命というのも考えていく必要があるかなというふうなことで考えているところであります。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 踏み込んだ御答弁ありがとうございます。ぜひですね、任意でですね、例えば、区長さんにその兼職してするような形ではなく、そういった非常に意識の高い方がたくさんいらっしゃいますので、別に地域に1人とかじゃなくて、希望者がいらっしゃったら多くの方にお願ひして、ぜひ、そういった形を導入していただきたいと思ひます。今後ぜひ検討してお願いしたいと思ひます。

それと、尾田の丸池について、また有明沿岸地区について御答弁いただきました。時間はかかりますけど、有明沿岸道路も今後佐賀方面から荒尾市までは開通が決まっております。また、長洲町にも延伸する予定で、行く行くは熊本港までこれがつながることになっております。時間はかかるとは思ひますけれども、それに合わせて先んじて横島町、大浜地区は海岸堤防が整備されるということでございますので、そこも踏まえてですね、ごみさえなければ普通にいて眺めているだけで十分に雰囲気の良いところでございますので、先ほどの御提案したところも含めて、御検討いただきながら観光に生かしていただきたいと思ひます。

きょうは長時間にわたりありがとうございます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） お疲れさまです。3月議会一般質問、市民クラブの宮田知美です。

ちょうど昼前ですので、ちょっと前の方がちょっと長すぎたので、5、6分入るかと思うんですが、済みませんがよろしくお願いします。

マイナンバー制度の進捗状況について伺います。

私は6月議会の一般質問において、マイナンバー制度による市民への影響について質問をいたしました。今回は、その進捗状況について質問をします。

昨年、私たちのところに12桁の個人番号が割り振られた通知カードが届きました。そして今年1月から個人番号カード交付の申請が始まっています。しかし、周囲の人に「個人番号カードの申請はしましたか。」と聞いてみても、「急いで個人番号カードをつくっても今は必要としないから。」「個人情報を番号で統一されるのが嫌だ。」とか、「セキュリティが心配だ。」中には「赤ちゃんや子どもたちは大きくなって顔も変わるので、要らないのでは。」などほとんどの人が必要性を感じておらず、関心がないように思われます。しかし、国は導入に当たり、このマイナンバーに関する予算をソフト会社にバブルが来たと言われるぐらい投入しています。本当にこのままほとんどの人が無関心のまま浸透しなかったら、国は大失策になると思われます。このマイナンバーは、社会保障・税番号制度として、一人一人生涯変わらない自分専用の番号を持つことですが、欧米などの諸外国では以前から使われているようです。アメリカの社会保障番号、ソーシャルセキュリティナンバーは、結構映画などで聞いたことがあると思います。ちなみに、アメリカやカナダでは「社会保障番号」と言いますが、イギリスでは「国民保険番号」と言われています。また、イタリアでは「税務番号」、スウェーデンやノルウェーでは「個人識別番号」という名称で呼ばれているようです。このように名前は違えども、国民一人一人に番号を割り振って、年金や税金を管理する方法を何十年も前から導入している国は多いようです。なぜか一元化による番号制度は日本ではなかなか進まなかったようです。現在の日本では、年金、健康保険、パスポート、税金、運転免許証、住民票、そのほか雇用保険などすべての番号は、それぞれの管理機関で、ばらばらの番号で管理されています。これは従来からの日本の行政の縦割り行政の管理方法であります。つまり横の連携が全くとっていいほどない管理方法ですから、1つの情報の更新や変更、修正にしても、そのほかのデータも瞬時に反映されません。そのためデータの間違いや漏えいが起こりやすいと指摘されています。また、それぞれの機関ごとで

一タの管理をしているので、それだけで保守費用が無駄にかかっているとされます。今回これらの問題も解決すべく、個人のデータを一元管理するのも目的の一つです。一元化することによって、我々の生活においても手続きが簡素化され便利になります。身近な例として、福祉などで住まいを移転すれば住民票を初めとする児童手当の申請や年金や社会保障、各所管の書類の手続き・変更など、面倒な手続きが各所管まで出かけてしなければなりません。それが一カ所の窓口で済むほど便利になるかもしれません。そのほか個人の申請によって返還を受けることのできる別々の所管で行なわれる所得税や高額医療、介護費などの還付金の申請や立てかえが不要です。今、隣の税務署で行なわれている確定申告の際の所得証明や健康保険控除証明などが不要になります。また、収入と税金や給付と課税などで、二重加算といった間違いや所得隠しによる脱税や氏名変更による不正受給など犯罪も減るとされます。このマイナンバーの導入のきっかけになった一つの理由として、東日本大震災のような災害が起きたときに、お年寄りや病人に医療や支援がすぐにできるようになります。ただ、心配される一元化管理のデメリットとして、一カ所から情報が漏れるとその人のすべての情報が流れてしまうセキュリティの問題、国やその情報を取り扱う人に、貯金額や病歴など自分のすべてがわかってしまうプライバシーの問題。マイナンバーを使った新たな犯罪の発生など、取り扱いによっては非常に問題になる要素はあるようです。

そこでこのマイナンバー制度の進捗状況と市民への周知について質問します。

1番、通知カードと個人番号カードの交付状況についてとして、

①、通知カードの未着分の件数と宛先調査後の現在の件数。

②、個人番号カードの市役所と支所への到着件数、通知書発行数、交付された個人番号の未発送件数。

2番、マイナンバー制度の市民への周知について。

①、ホームページ、広報、説明会等について質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

[市民生活部長 上嶋 晃君 登壇]

○市民生活部長（上嶋 晃君） 宮田議員御質問のマイナンバー制度の進捗状況を問うの中の、まず、通知カードと個人番号カードの交付状況についてお答えいたします。

通知カードについてでございますけども、郵便によるカードの配達が一ヶ月から一ヶ月半にかけて行なわれました。本市の送付対象件数は、約2万6,800世帯ですが、そのうちカードの市への返戻は2,312件でした。その後、市民課において再送付や居所実態調査などを行ないました結果、2,312件のうちで、受け取り拒否が22件、居住者不明が585件、合計607件が現在も残っている状況でございます。なお、居住者不明につきましては、今後も市民課において保管、調査を行なってまいります。

次に、個人番号カードについてでございますが、本年2月から本庁及び各支所において交付事務を開始しております。このカードは、地方公共団体情報システム機構で作成し、市へ到着後カード管理台帳へのデータ入力、カードの交付前処理等の作業を行ない、その後、個人番号カード発行通知書を申請者の自宅宛てに発送するといった流れになっております。当初の予定では、通知カードの配達は10月からということでございましたが、実際にはずれ込んで11月から12月まで配達日数を要したことに加え、個人番号カードの交付前処理事務を開始した当初に、地方公共団体情報システム機構におけるシステムの不都合が生じたため、本市だけでなく全国的に端末での作業が非常に不安定な状態となって、順調に事務処理が進まなかったところでございます。本年、2月末日現在、個人番号カードの市への到着数は1,942件、個人番号カード発行通知書の通知数は1,259件、交付数が360件で、残りの683件に関しましては、台帳入力、カード交付前処理といった作業をしている状態でございます。

次に、マイナンバー制度の市民への周知についてお答えいたします。

マイナンバー制度は、国や県におきまして、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通してPRしており、本市におきましても区長協議会、民生委員等の申し出があった団体の方々には、マイナンバー制度について概略の説明を実施したところでございます。また、数多くの方に知っていただくために、本庁舎を初め、各支所や市民会館、図書館、市民体育館、保健センターなどに啓発ポスターを配付しております。広報たまなでもほぼ毎号でマイナンバー制度についての記事を掲載しております。今後も広報たまなやホームページを通して、必要に応じて周知してまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 本来は通知カード自体の配達は10月からだったのが、何らかの理由で実際に配達されたのは11月から12月ごろまでかかったと、その上に個人個人で申請されなければならない個人番号をいわゆる処理して、写真をつけての個人番号カードを作成・登録・管理するその地方公共団体情報システム機構というところが、いわゆる何らかのシステム障害を7度も起こして、熊本県を初めとする200ぐらいの自治体からマイナンバーの申請ができないといわれるぐらい不具合が発生したということで事務作業が進まず、今現在遅れているということなんです、このことについてはですね、そういうことを知らずにですね、多くの方が申請しているわけですので、申請したが、まだ個人番号カードができましたよと知らせるこの交付通知カードが届かないと心配をされておるとお思いますので、問い合わせなどには、十分丁寧な説明をしてほしいと思います。

また、マイナンバー制度の市民への周知についてですが、玉名市のほうもですね、広

報などで毎回掲載されております。また、国なんかもテレビやラジオでされておるし、玉名市においても区長さんやその方々から説明してほしいと言われれば、概略の説明は行なわれているようですね。ただ、なかなか今ですね、先ほども言ったんですが、今すぐ必要じゃないので、皆さんが競って申請することは余り今ないようなんですよ。ただ、一旦何らかの形でですね、職場や行政のほうから催促されてですね、番号をちょっと書いてくださいとか、職場あたりでマイナンバーを知らせてくださいと言われたときですね、その12桁の番号がですね、みんなこう暗証番号と同じように非常に大事にされてるものですから、なかなか表立ってですね、個人番号カードまで行き着かないと思うんですよ、まだ議員の中でもまだほとんどされてないんじゃないですか。それぐらいみんな慎重になってますので、広報、周知、啓発をお願いしておきます。

再質問をいたします。通知カードは今、必要性を感じていないので、どこかにしまわれてる方も多いと思います。しかし、行政や職場から個人番号を教えてくださいと催促された場合に、自分の分身みたいな12桁の番号ですから、大事にしまいすぎてどこにしまったかわからなくなったなど、通知カードや個人番号カードをなくした場合はどうするのか。再発行はすぐにできるか質問します。

2番、熊本市や菊池市など、県内で4市ほど個人番号カードを使ってコンビニなどで各種証明書の交付が受けられるサービスが開始されたと新聞に掲載されていますが、玉名市はいつから開始するのか質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、カードを紛失したときの対応でございますけれども、通知カードは市民課、支所市民生活課の窓口で再交付申請が可能でございます。しかしながら、カードの受け取りまで数週間の時間を要しますので、お急ぎの場合は、本人及び同世帯の家族の方の個人番号入りの住民票を取得して対応することができます。また、個人番号カードについても同様に、再交付の申請ができます。ただ、個人番号カードはICチップを内蔵しており、住所、氏名、年齢、性別の基本の4つの情報の記録と電子証明書の利用が可能のため、紛失した場合など、第三者による不正使用などを防止するために、早急に個人番号カードコールセンターへ連絡していただく必要がございます。

次に、2点目のコンビニ交付についての再質問にお答えをいたします。コンビニ交付と申しますのは、個人番号カードを利用して住民票の写しなどの各種証明書が、コンビニエンスストアなどに設置されている端末で取得できるサービスでございます。マイナンバー制度のもとでのコンビニ交付におきましては、住民票の写しを初め、住民記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票などにつきまして、全国どこでも取得が可能となります。また、これらの証明書のコンビニ交付は平日に限

らず、土日も対応できます。国ではマイナンバー制度の浸透を図るため、また、個人番号カードの利便性を生かすために、コンビニ交付のシステム改修費5,000万円を上限として、2分の1の特別交付税で措置をされておりますし、また、保守料も向こう3年間の助成措置が設けられております。県下14市のコンビニ交付の取り組み状況についてでございますけれども、今年度中に先ほど議員も申されました熊本市、それと山鹿市、菊池市が実施をしており、八代市が本年6月の実施予定でございます。一方、荒尾市ほか8市は導入についてはまだ検討中とのことでございます。本市といたしましても今後の個人番号カードの交付枚数の状況、あるいは他市町村の動向などを注視しながら、費用対効果を十分に考慮してコンビニ交付を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 再質問の中の内ですね、個人番号カード、またその前の通知カード、先ほども言いましたようにですね、大事にしまい過ぎてですね、どこにいったかわからなくなる。いざ交付をしてもらおうと思ってもですね、そういう方が時間がたてばたつほどですね、今はもう手元に大事に残してると思うんですよ、しかし半年後とか、1年後ぐらいにしようと思っても、「あら、どこにやったろうかな。」というような感じで、みんなわからなくなると思うんですよ、ですから、再交付の方も結構多くなるんじゃないかなと思っております。だからそういうときも丁寧な対応をよろしく願いしておきます。

また、コンビニ交付なんですけど、個人番号カードを使っただけのコンビニ交付はですね、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明など、土日ですね、土日でもまた夜間もできるといことで急いでいるときなど便利だと思います。高額な費用が先ほど聞いておると、国から来るものの半分はこっちで見なきゃいけないとか、保守料は3年間だけとか、いろいろ高額な費用がかかるようですが、ただ、他市もやられますので、玉名市もですね、便利さでは負けないようにぜひ進めてほしいと思います。

今回、マイナンバー制度について質問いたしました。まだまだ市民の皆さまには各種証明書や社会保障番号の一元化による管理の利便性や行政の合理化が理解されているとはいえません。むしろ隠し預金が出てきて、税金が取られるのを心配している方も多いようです。しかし、アメリカのカード社会は各機関に分散されている個人情報や個人の財産をつなぎ、一元化を果たし、スリムなサービスが受けられています。日本もますますグローバル化していく現代では、必要な画期的なシステムだと思います。早く機能が充実して我々の暮らしが、安全で豊かになっていくことを願いながら一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 高村四郎君。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番（高村四郎君） こんにちは。自友クラブの高村です。

通告に従いまして、質問をいたします。

玉陵中学校区内6校の小学校、梅林小学校、小田小学校、玉名小学校、月瀬小学校、石貫小学校、三ツ川小学校の6校を玉陵中学校横に併設統合して、日本一の小中一貫教育というたい文句のもと、強引に進められてこられた玉陵小学校（仮称）一貫教育と校舎等の建築計画の進捗状況と今後のスケジュールをお尋ねをいたします。

その前に、次に計画されている天水町の小中一貫教育統合計画が、地域によっては反対の声があるとお聞きしていますが、本当でしょうか。学校適正配置計画に少し無理があったのではと思います。今後どのように地域に理解していただき進めていかれるのが気になる場所ではあります。私たち小田小学校区、梅林小学校区では学校がなくなる寂しい思いと、過疎化の進行に大変心配をしております。今さらながら残念でなりません、玉陵小学校は統合案計画に議会で採択されました。重く受けとめております。尊重しなければいけないと心に言い聞かせております。天水地区には後悔のないように、慎重に進めてもらえるものと思っています。天水地区においては、どうかじっくり時間をかけてするのも一つの案ではないかと思っています。

以上のことを申し上げまして、本題の日本一を目指す玉陵小学校（仮称）の進捗状況と今後のスケジュールを5点に分けてお尋ねをしますので、答弁をよろしく願いいたします。

まず、1点目、造成と進入道路は、計画どおり順調に進んでいるのかであります、立ち退きも済んで、進入道路の拡幅工事も順調に進んでいるようですが、建設予定地は盛土ですかね、土圧をかけて地盤改良が必要と伺っておりますが、技術的にはどのような方法で行なうのか。そしてまた、予定地のすべての建築部分と屋外運動場やプールなどの敷地も地盤改良が必要なのかお伺いいたします。

2つ目、普通教室、特別教室、屋内運動場、プール又は屋外運動場等は平成30年の4月からの開校に間に合うのかをお尋ねいたします。平成30年4月までは約2年となり、残りの期日の迫ってまいりました。すべての建物が間に合うのか心配しています。普通教室や特別教室、職員室等はすべて1つの棟にいるのか、中学校と小学校の職員室

は同部屋というか、1つになるとお聞きしていますが、本当なのか。もしそうであれば小学校、中学校の棟をつなぐ渡り廊下が増設が必要であると思いますが、そうであれば中学校の改修工事の大工事となると思うが、開校に間に合うのか。中学校の改修は夏休みに行なうのかも含めてお尋ねをいたします。

3点目に、送迎スクールバス運行計画と見取り図であります、お尋ねをいたしておきます。これは5つに分けてお聞きしたいと思います。

まず1つ、まずスクールバスの大きさ。バスは大型バスかマイクロバスか、そして何台を予定しているのか。

2つ目、6校の小学生、全児童を乗せるのか、それとも希望者だけなのか、又は距離で決めるのか。距離であるなら何キロメートル基準で徒歩とバス通学を決めるのかを。

3点目、スクールバスは運送バス会社に委託するのか、それとも玉名市が保有して運行するのか。

4点目、校区ごと何カ所かに、1カ所か2カ所、何か所かに集合させ乗降させるのか、お伺いをいたします。それとも道中で拾って乗せるのか。朝の登校は一緒によいが、下校はどうなるのか。

5点目、料金は無料と伺っていたがどうなのか確認をいたします。

4点目、6小学校、梅林小学校、小田小学校、玉名小学校、月瀬小学校、石貫小学校、三ツ川小学校の廃校跡の利用計画は。6校はそれぞれ地域も異なるし、考え方も異なると思いますが、市としてはどのようにお考えなのか。6校のうち何校かは具体的な話があるのかをお尋ねをいたします。また、校舎等は解体するのか、再利用するのか、それとも民間に払い下げするのか。校舎はともかく、屋内運動場つまり体育館はほとんどの学校が災害時の避難場所になっていると思いますし、そのまま残すのか、残した場合は、管理は市が責任を持って維持管理してくれるのか。地域住民は利用者をお願いするような話を聞くこともありますが、どうなのかをお尋ねいたします。

5点目に。閉校式と開校式の市としての考えをお伺いいたします。前向きに統合に賛成された校区と、その逆でまだ校区民の多くが気持ちの整理がつかないうちにやむを得ず協力した校区の考えはおのずと違うと思いますが、市としてはどのような形で、どのような方法で閉校式を行なうつもりか。ある地域では、閉校式のために多額の寄付を集めて準備されるとお聞きしていますが御存じでしょうか。そのことに関して、私どもがどうこういうことはできませんけれども、校区それぞれ考えがあると思います。記念事業を計画されてると思います。私の地元小田小学校区では、まだ閉校式の準備どころか、役員である実行委員もまだ決まっていない状況であります。そういうことでいろいろと憶測をしています。市として閉校式のために費用はどのくらい必要と考えておられるのか。そこで4点ほどお尋ねをいたします。

日時はいつであるか。平成29年度の卒業式にあわせて行なうのか。また、ほとんどの校区民がそう思っているか、思っていますけれどもどうなのか。また卒業式とは別の日に行なうのか。6校それぞれの考えのもと閉校式典が行なわれることと思うが、もちろん必要経費は全額見てもらえると思っているがどうなのか。記念碑又は記念誌発行の問題が出てくると思いますが、市としてはどのようにお考えか。各小学校単位で作成しなければならないのか。

4点目、開校式や玉陵小学校（仮称）新校舎が完成して、式典も計画されると思うが、内容、日時等の説明をお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 高村議員の御質問、玉陵小学校（仮称）小中一貫と校舎等の進捗状況についてお答えいたします。

まず最初に、造成と進入道路は、計画は順調かということにお答えいたします。現在、進入路となる県道玉名立花線から市道迫間岡線への入り口の道路拡張部分の建物解体が完了し、玉陵中学校正門付近までの道路改良が一部完了しているところです。造成工事の進捗につきましては、現在、造成地の表土を剥ぎ取り、山砂の搬入を行なっている段階です。具体的な工法としましては、まず、計画高の5割から6割程度まで盛土を行ない、建築工事の中での地盤改良によりくい打ち機等の重機が搬入できるようにした上で、くい打ち終了後に計画高まで盛土を行なう工法で造成を行なってまいります。最終的には、外構工事の際に、採石等で水平に整正し転圧を行ない、駐車場部分においてはアスファルトの打設を行なってまいります。また、運動場についても排水関係の整備もございますので、そちらのほうも造成をいたします。

次に、普通教室ほか全施設等は平成30年4月に間に合うかということでございますが、小学校校舎とプール、玉陵中学校校舎の改修につきましては、文部科学省の交付決定通知を受けたあと入札を行ない、遅くとも本年8月には着工し、小学校体育館においては平成29年度の同時期に着工する予定で考えております。小学校の校舎の建設、中学校校舎の大規模改修、さらには小学校体育館、プール、小学校校舎と中学校校舎を結ぶ渡り廊下などさまざまな工事を行なうこととなりますが、適切な工期を組み、平成30年4月の開校に向けて準備を行なってまいります。

次に、送迎のスクールバスの運行計画と見取り図についての御質問ですが、1番目のスクールバスの大きさと車両数は何台なのかということでございますが、現在、新しい学校づくり委員会のPTA・通学部会にて停留所と通学路の危険箇所を御検討いただき、今年4月入学予定者を含めて、児童の住所地を地図上に確定する作業を行なっているところです。これから子どもたちの安全・安心を1番に考え、また、体力の維持向上を

考慮して、具体的な停留所、乗降場所ですが、それや運行ルートを決定し、地図見取り図を作成していきたいと考えております。スクールバスの大きさと車両数ですが、児童数を考慮し、29人乗りのマイクロバスを4台、14人乗りバスを3台、計7台で運行を、現時点では考えているところでございます。

2番目の御質問、6校の小学校全児童を乗せるのか、それとも希望者だけなのか、また、距離で決めるのかということですが、PTA・通学部会の中では、玉名小学校以外の5小学校では、全児童の送迎を希望されておりますが、文部科学省の基準では、通学距離が小学校にあっては、おおむね4キロメートル以内、あるいはおおむね1時間以内と定められているため、このPTA・通学部会の中で、さらに具体的な検討を行なっていく予定でございます。

3点目です。スクールバスは運送バス会社に委託するのか、それとも玉名市が保有して運行するのかということですが、こちらのほうバスを玉名市のほうで保有して、運行を委託するのか、運送バス会社に全委託するのか、これから費用対効果を十分に考慮して、子どもたちの安全・安心を第一に検討してまいりたいと考えております。

4つ目です。校区ごと1カ所か2カ所、集合場所を決めて運行なのか、朝の登校は一緒か、下校はどうなるのかということですが、現在、PTA・通学部会にて、それぞれの校区ごとに、2ないし6カ所の停留所、集合場所を選定いただいております。今後この部会にて精査していきたいと考えております。現在までの部会での意見では、児童の体力向上及び維持のためには、できる限り少ない停留所を設置したいとの意見をいただいているところでございます。また、登校時は1回の運行を予定し、下校につきましては、低学年の下校時、高学年の下校時、また部活動終了後の3回の運行を考えているところでございます。

5つ目の料金は無料と伺っていたが、希望者だけとか距離で決めるのであれば不公平が生じるのではないかとござりますが、議員が心配されているようなことがないように、PTA・通学部会の中で、保護者や地域の方々の意見を十分に伺い、子どもたちの安全・安心を第一に考え基準を設け、無料での運行の方向で検討しております。

次に、6小学校の廃校跡の利用計画についての御質問でございます。6小学校廃校後の利用計画につきましては、現在、新しい学校づくり委員会の保存継承・跡地利用部会で検討を行なっております。その中で、各校区の要望を伺い、病院や社会福祉施設、多目的施設、あるいは老人健康福祉施設などを誘致してはどうかとの意見をいただく一方、支館運営やコミュニティーを維持するために、各校区とも災害時の避難場所としての機能も有している体育館、会議室、グラウンドを使用したいとの要望もなされている状況です。そこで、市としましては、跡地利用につきまして、市内の16課で構成する「学校再編に係る地域活性化対策検討会議」を開き、建物の耐用年数や維持管

理を考慮して検討しているところであり、今後も新しい学校づくり委員会との協議を継続してまいります。教育委員会としましては、市が策定している公共施設適正配置計画の趣旨も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

次に、閉校式と開校式の市としての考え方でございますが、閉校式、開校式とも式典自体は教育委員会主催で実施し、閉校式は2月から3月の各学校で行なわれます学習発表会、開校式は4月の始業式等に合わせて行ないたいと考えております。なお、閉校式につきましては、今後各小学校と十分協議して決定してまいりたいと考えております。また、各小学校で行なう閉校記念事業におきましては、それぞれ小学校区において実施していただく予定で、その実費費用の一部を閉校記念事業補助金として考えております。この補助金は、閉校される学校区内の保護者、地域住民及び当該学校職員等をもって組織される団体に、実施した経費の2分の1、限度額100万円以内で交付する予定でございます。教育委員会としましては、記念誌発行や記念碑建立、あるいは閉校記念イベントなど、他市の例を紹介しながら新しい学校づくり委員会や総務部会に、閉校記念事業実行委員会等の立ち上げを各校区毎ごとにお願いをしているところでございます。現時点で各校区では、既にこの実行委員会立ち上がったところもありますし、委員会の設立に今、取り組まれているところでございます。なお、その実行委員会において、各地域で寄附金等も集められておられるところも実際に伺っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 1点目の造成と進入路につきましては、ほぼ完成ということでよかったですと思います。予定地、場所については、効率のよい再編の方法で行なっておられるようでございますので、何も問題ないと思っております。本格的な工事が始まると、大型機械やトラック等の出入りが大変多くなると思いますので、近隣の住民の方に安全を最優先して工事を進めていただきたいと思いますと思っております。

2点目でありますけれども、普通教室、特別教室等々はですね、30年の4月の開校に間に合うということですので、一安心したところでございますけれども、中学校等に関してはですね、改修工事が伴うわけですので、夏休みを利用してではなく、教室を入れかえるとお聞きしておりましたけれども、教室を入れかえながら、授業をしながらやっていかれるのかを再質問をしたいと思っております。

3点目のスクールバス運行等見取り図についてでございますけれども、送迎の計画はまだ見取り図等々は完全にできあがっていないというイメージを受けましたので、費用対効果も必要でございますけれども、すべてには安全を優先して進めていただきたいと思いますと思っております。そして送迎は開校と同時に始まるわけですので、その地域では1番安全なところで乗下車が望ましく思いますし、その場所は地域のPTAやおたくたちの役所の方とじっくり検討していただいて、決めていただくようお願いしておきます。1日

も早く設定していただいて、試行運転等もしなくてはならないと思いますので、よろしくお話しときます。

4点目の小学校廃校後の跡地の計画でございますけれども、廃校後の跡地の利用は、大変難しい問題だと思います。体育館は、現在避難場所として、また屋外運動場は地域の中心的な交流の場としてレクリエーションや球技大会等々が利用がっております。運動場も残してほしい意見もあるようでございますので、校舎だけの払い下げは難しいのではないかと思います。前教育長であります森教育長はですね、スポーツ選手や学校の合宿所としての再利用の話をしておられましたことをよく思い出します。また、小学校のサッカーやサッカーの練習場として利用してはというお考えの方もたくさんおられますし、私ども地域から子どもの声がなくなるといことはとても寂しく思いますので、サッカー場の練習等々の考えはよいと思いますが、市の考えを聞かせてください。基本的には、施設の管理は市がするのが当たり前と思っておりますし、校舎等もですね、校舎等もすぐ再利用できなかつたり、払い下げが何年か先になった場合はですね、その期間の維持管理はどのようになされるのかですね、小田小学校の場合あたりは、愛校作業として年1回、除草作業や剪定までもして整備をしていました。子どもがいなくなればそういうことはもうやらないと思いますので、そういうことも含めてですね、皆さんでお考えいただいて、後管理をしっかりやっていただきたいと思っております。

5番目のですね、閉校式と開校式との考えの再質問でございますけれども、閉校式は29年度の卒業式とは別の日に行なうということでございましたけれども、私たちから言わせればですね、最後の卒業式が1番適当じゃないのかなと思っております。お別れする雰囲気的にもですね、感情も高まるし、1番盛り上がったときにやったほうが皆さんも集まる人も多いんじゃないかなと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

2点目のですね、必要経費は100万円を限度として一部補助するというごさいましたけれども、教育委員会は強引な指導のもとにですね、統合に協力した経緯があります。そんな中に2分の1の補助というのはちょっと話がおかしいんじゃないかなと、これくらいの金額は幾らかかるか想像つきませんが、市がすべてを見てやってくれるのが普通の考えじゃないかなと思っております。

3番目の記念碑はですね、体育館等の建物が残るのであれば必要ないのではないかと思います。最近では先祖の墓も処分するような時代になっておりますので、石碑等はすべて学校・体育館がなくなったときには、目印として建てればいいのであってですね、今、記念碑をどうのこうのは思わなくていいと思っておりますし、しかし、記念誌についてはですね、必要と思う人が多いのであれば、市が一括して作成していただき、市役所又は図書館に何部か置いて閲覧できるようにしていただければよいと思います。自分

のアルバムもですね、自分のは卒業アルバムもよく見ることもなくですね、全戸に配るような資料なんかをつくって金をたくさんかけんでもいいんじゃないかなと思いますけれども、それぞれの思い入れが違いますので、それは一概には言えないのでありますけれども、私はそのように思っております。

開校式はですね、もう学校がちゃんとできたあとに6校、入学式なりで一緒にされると思うのでこの辺は心配しておりませんが、その辺のところをもう一回聞かせていただければと思っております。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 再質問にお答えをいたします。

まず中学校の改修工事について、教室を入れかえてというようなお話がございました。こちらの中学校の改修についても、28年度の8月ごろから取り組む予定でございます。小学校の校舎新築工事と同時進行で行ないますので、学校のいろいろな行事等との兼ね合いを考えまして、子どもたちの安全を配慮した改修工事を進めていきたいというふうに考えております。

それから、跡地利用の件でございますが、まずサッカー場等を整備したらどうかというようなお話でございます。こちらのほうも跡地利用部会のほうですね、いろいろ検討していただいております。教育委員会も一緒になって跡地の利用については検討をしていきたいと思っております。それからその跡地の維持管理につきまして、こちらについてもですね、今、跡地利用部会等々で意見を伺っているところでございます。

次に、閉校式についてでございますが、こちらにつきましては、先ほど言いましたように2月、3月の学習発表会の機会に進めたいというふうに考えておりますが、こちらのほうもですね、ほかの先進地の事例がございまして、いろいろな形態をとっておられるところがございます。今、伺っているところではですね、卒業式とは別の日に実施をしているというところが多いような気がいたします。また、この閉校記念事業に対する経費についてもですね、今、市のほうで考えていますのは、玉名市の補助金交付基準というものがございます。こちらのほうの基準に沿って、事業費の2分の1を補助対象とするというところで、こちらのほうの先進地の事例を伺いますと2分の1以内が多い状況にありますので、2分の1の補助金の交付をお願いをしているところでございます。

全部なくなったときに記念碑をつくれればいいんじゃないかというような意見でございますが、この閉校記念事業につきましては、それぞれ各校区の思いがございまして、その中で記念誌の発行だったり、記念碑をつくったり、それから閉校記念のいろいろなイベントを実施するというようなその内容についてはですね、それぞれの校区でいろいろ検討をいただいておりますので、その地域の実情に応じた閉校記念事業をしていただいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 跡地のことに関してはですね、管理をしっかりしていただければできる範囲では地元でやっていけると思いますが、どうしても必要経費がかかる分は、市で持っていただければと思っておりますし、この記念誌ですよね、記念誌を発行するのであればですね、やっぱり1つの校区でやるにはですね、やっぱりそれぞれ金もかかるし、時間も労力もかかりますので、教育委員会がリードしていただいて、ぜひつくっていただけるように思っております。皆さんが協力、先ほど言いましたように、やっぱり進んで合併されたところと、仕方なしに協力したところの思いは違うことがありますので、その辺のところを考慮していただいてやっていただきたいと思っております。

最後にですね、教育長に改めて今まで申し上げたことをですね、思いを聞かせていただけたらと思っております。最初に申し上げましたようにですね、天水地域での統合計画に反対の意見があることや玉陵中学校区6小学校の閉校に伴う式典も大事でありますけれども、記念誌を発行する場合に当たってはですね、何遍も往復になりますけれども、6校それぞれの発行には金も時間も多くの労力も必要となりますので、どうか教育長の指導のもとにですね、市が一括して作成していただけたらありがたいと考えております。また、廃校後のですね、跡地利用も地域住民だけの考案ではなかなか限界がありますので、ぜひ教育長等の、教育委員会等の皆さんの妙案があれば提案していただけたら助かります。そして4番目にですね、玉陵中学校は、現在生徒数は約200名、その中に、2、3人か3、4人かわかりませんが、問題児がいるとお伺いしておりますが、職員室も同室になりますし、学校長も1人と伺っております。一貫教育でスタートするときですね、2、3人の、3人か4人、問題児が授業時間に教室も入らずに、授業も受けずにいる、そういう状態を近隣の人が見かけておりますし、私たちも10時ごろ通勤しているのを見たこともあります。そういうことがありますのでですね、そこに今度は合併して小学生が300人ほど一緒に学ぶわけでございます。トータルの500人の児童・生徒になりますけれども、果たして大丈夫なのかと心配する旨もありますし、小学生に悪影響を与えないかと大変心配される保護者もおられます。そういうことで教育長の総合的なお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ただいまの私に対します再質問についてお答えいたします。

まず、天水中学校の学校編成について、統合計画に反対の意見があるが教育長は知っているのかという点の再質問にお答えします。天水中学校区の一部の方が玉水小学校の存続についてということで署名運動をされていることも承知しております。また、地域

の説明会でも反対の御意見をいただいた経緯もございます。しかしながら、教育委員会といたしましては、これからの未来を担う子どもたちの教育の機会均等と望ましい教育環境の創出、教育水準の維持向上のため学校編成を進めており、これからも学校編成の必要性を丁寧に説明してまいりたいと考えております。現在もPTAや未就学児の保護者の方々へ説明会、あるいは意見交換会などを行っており、教育委員会の考え方を丁寧に説明することにより、より一層の住民の方々の理解が得られるように努力してまいります。

2番目の記念誌を発行するに当たっての、教育長が指導のもと市が一括して作成する考えはないかという内容の再質問にお答えします。記念誌の発行においては、各学校の沿革、歩みといたしますか、沿革が違います。また、資料となる各種記念誌や卒業生名簿が学校に備えつけられていること。また、各小学校の地域性を生かした取り組みについて、それぞれの特徴があることなどから、教育委員会が一括して作成するよりも各小学校での作成が適当であると考えております。今後は6校区の閉校記念事業実行委員会との連携を図りながら、教育委員会としてできる限りの協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、廃校後の跡地利用について、教育委員会等協力ををお願いしたいという趣旨の再質問にお答えいたします。教育委員会といたしましては、市が策定している公共施設適正配置計画の趣旨も踏まえて検討してまいります。市全体で跡地利用等を協議する市内の16課で構成する学校再編に係る地域活性化対策検討会議の中で、建物の耐用年数や維持管理費を考慮して検討してまいります。現在は、具体的な妙案はございませんが、今後とも他市町村の事例等を積極的に情報提供を行ない、地域の方々とともに検討してまいります。

最後に、2、3人の生徒指導ができない状況があるのに、500名、実際400名程度ですが、の児童・生徒になるが大丈夫かと、小学生に影響を与えないかという御心配に対してお答えいたします。玉陵中学校の状況におきましては、学校長より情報提供が行なわれ、教育委員会としまして把握しているところです。御指摘の生徒指導が困難な生徒につきましては、学校としましてもスクールサポーターの導入など、さまざまに工夫し、当該生徒の保護者と話し合いながら対応を重ねてまいりました。担任のみならず、全教職員の協力のもと一人一人に丁寧な指導を継続しております。その結果、それぞれの生徒が進路を定めて卒業に向けて励んでいるとの連絡を受けております。また、玉陵中学校にあります学校運営協議会の会員であります保護者や地域の方々の協力を得て、毎日のあいさつ運動など、日々努力しております。その結果、在校生のあいさつや生活態度に変化が大きくあらわれております。学校生活が落ち着いて行なわれるようになってきたといううれしい言葉が、生徒を見守る保護者や地域の方々から聞かれるよう

になってまいりました。新しくできます玉陵小中学校の素地を築いているものと感じております。いじめ等においては、一概に学校規模によって発生数や深刻度が左右されるものではないと考えております。教育委員会としましては、玉陵中学校区で行なう、施設一体型の小中一貫教育の実施により、9年間を通してそれぞれの児童の状況に応じた長期的視点での指導を行ない、小中学校の教職員が一体となった取り組みとともに、保護者の方々、地域の方々と連携しながら、いじめを初め生徒指導関連の問題が極力発生しないように、全組織を上げて取り組んでまいり所存であります。中1ギャップの低減とともに、万が一いじめが発生した場合にも、小中一貫教育のメリットを生かし、早期発見、早期対応の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） ありがとうございます。

学校の環境がよくなるのも、悪くなるのも学校長はもちろんですけども、教育委員会の指導次第だと思っております。どうか日本一の学校目指して、協力されるようお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、高村四郎君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。12番議員の近松です。

今日は何の日か御存じですか。今日は国際女性デーです。女性の日です。

[何事か呼ぶ者あり]

○12番（近松恵美子さん） はい、そうです。女性の地位向上を願ってできた日です。私の親の世代から見ますと、女性も社会参加できるようになり、実行・実現といえますか、やはり自分の力を発揮できる世の中になってきつつあるなと思いますけども、まだまだこの男性優位の社会において、女性が我慢していることが非常に多いなというふうに思っております。今日、田中議員から保育士の問題も出ましたけども、これが男性でしたら同じ仕事をしながら500万円もらってる人と200万円もらってる人が同じ職場で働くことを、男性でしたらやはり納得できないでしょうし、組織がうまくいかないでしょうし、女性だから我慢してるというか、我慢が限度に来たから保育士不足という現象になったんだと思います。やはり保育士、看護師、女性だけの仕事というのは、パートくらいでいいんじゃないだろうかというふうな男性の発想で、賃金を低く抑えられてるのが現状じゃないかというふうに思っております。

そういうことで、通告に従いまして、質問を始めます。

まず、市民活動を活発にする公共施設のあり方についてです。平成25年に作成され

ました公共施設適正配置計画という立派な報告書を見ますと、ここに白書から見えてくる公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直しについて協議していただいたというふうに最初のページに記載してあります。しかし、実際は、利用率の悪いもの、老朽化しているものをピックアップして統廃合し、スリム化するための資料であって、一番大事な有効活用、運営形態の見直しがいまだに進んでいないのではないかと感じています。まず、公共施設が集約されている市役所周辺だけを見ましても、市役所、玉名市福祉センター、市民会館大ホール、市民会館会議室、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター、玉名市弓道場、保健センター、高齢者等就業支援センターなどがあります。このうちスポーツを除く市民に開放してる施設では、市民会館、福祉センター、勤労青少年ホーム、高齢者等就業支援センターなどがあります。これらの施設がどのような市民が、どのような目的で活用されているのか、その実態がしっかり把握した上で、つまりただ単に利用者数という無機質な数字だけを見て判断するのではなく、市民の息づかいを感じながら施設のあり方を考えていく必要があります。また、今の時代に必要な公共施設のあり方について、どれだけ論じられているのでしょうか。私は、この施設を管理してる現場の方と、また、若い子育て世代の方と意見を交わしてみた結果、現代は公が発信するものをうのみにする時代ではなくなった、みずからの感性で選択したものを表現し発信していく時代となってきていると、また、それを受け入れる人がいる時代になったというふうに感じています。せっかく定住促進に力を入れておりますので、みんなで魅力的な玉名づくり、住んで楽しい玉名づくりに力を出していきたいと思えます。ちなみに、数日前、「みんなの学校」という大阪市で注目されている大空小学校の実践を記録映画にしたものを見に行きました。玉名市の方がですね、これぜひみんなに見ていただきたいから、どうして玉名市でできなかったかわからないんですけど、7月に荒尾市で上映会しますので、その前に一遍見といてくださいというふうに言われて、熊本市の子ども文化会館まで見に行きましたけど、不登校ゼロなんですね、この小学校は。先ほど問題のあるお子さんがいるという話ありましたが、問題があると言いますか、適応できなくて学校から逃げ出して、もうどこも引き受けてくれないような子どもも引っ越してくるんですけども、ちゃんと学校に来れるというすばらしい学校です。そこの元校長先生のお話もありましたが、本当にやっぱり人としての思いが形になると、どんな子でもやはり引きつけていくんだなということを感じました。学校にしても保育園にしても、本当にみんなにとって魅力的なものをつくっていけば、それが玉名市に人を呼び寄せる結果になりますので、このまちに住んでよかったですと、市民みずからが思えるようなまちづくりをしていかなければいけないと思えます。この町に住んでよかったですと感じるのは、年代によっても違いますが、共通するのは働く場がある。そして楽しめる場がある。これは生涯教育、趣味とかそういうものも含むと思えます。

それから支え合う仲間がいる。仲間づくりですね、自分を成長させてくれる場がある。生涯学習の役割だと思います。それから自分の力を発揮できる場がある。販売であったり、伝えることであったり、発表することであったり、この5つが満たされたとき、元気で魅力的なまちになると私は思っております。ところがこの5つを満たす、4つですかね、これを満たすために必要な会場ですね、その場所なんですけども、まず青少年ホームは、肝心の土日が閉館となっております。今、少子化ということで、子どもを産んでほしいということなんですけど、本当は結婚しない方が多いということが一番も問題なんです、それをなかなか個人の問題ですから言えなくて、少子化、少子化という形にしてるんですけども、その出会いの場として非常に大事な青少年ホームを土日開けてないというのが今の実態です。それから福祉センター。福祉センターには300から400人入る和室があるんですね、子ども連れの講演会なんかにはとても助かるんですね、小さい子ははったり寝かせたりしますから、普通の床の上ではできないんですね、ところがこの福祉センターは日曜日は閉館、平日は5時までしか開いておりません。ボランティアの方だけ、その部屋だけは特別鍵を借りれば使えるということでしたけど。保健センターは一般貸し出しはしておられないと思います。高齢者等就業支援センターにおいても土日は閉館です。これだけの公共施設がありながら、日曜開館は市民会館だけというありさまでは、老人のまちといいますか、やはり毎日が日曜日のためだけの施設ということになります。ちなみに、市の施設ではありませんが、市内で一番利用率の高い生涯学習施設としては、武道館の隣の大麻文化会館があるんですけども、大麻文化会館でさえも日曜日は開館していません。これだけ多くの施設がありながら、日曜日に使用できる施設はこの玉名市中心部でいえば市民会館と文化センターだけです。働いてる人であっても日曜日こそ学びたい、楽しみたい、日曜日だからこそ参加できる人もたくさんいるのです。

そこで御質問いたします。まず、1点目、どのような考えでそれぞれの公共施設を設置してるのか。

2点目、これで施設の設置目的は達成されていると言えるのか。

3、土日や夜の開館などを検討すべきではないか。勤労者青少年ホーム、福祉センターなどです。

4番、施設の利用促進のために、各施設の公共施設利用案内をまとめてつくって、そういうリーフレットをつくったらどうか。つまり、利用申し込みに来たときにあいてませんと言われたときに、ここはこういうふうに使えますよということを皆さんそれぞれ熟知して、案内できるかというところというわけではないというふうに思いますので、そういう利用案内のリーフレットをつくったらどうかということ。それからこれも非常に大きなことなんですけども、参加費を徴収する又は販売するなど、いわゆるこれは参加

費を徴収することと販売することは営利目的という言葉にされてますけども、この営利目的での使用ができる施設をふやすことが必要ではないかと考えますけども、いかがお考えでしょうか。

今、市民会館だけですので非常に不足してるわけなんです、やはりこの営利目的と言われることで使用できるようになりますと、展示即売会とか、講演会とか、マルシェとか、有料講座とか、市民の経済活動が非常に活発になり、かつ市民同士で学び合い、高め合う、魅力的な玉名市となること間違いなしだと思います。

このことについてお伺いしましてから、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 近松議員御質問の市民活動を活発にする公共施設のあり方について、また、現状の現状の問題点と対策について、所管します玉名市勤労青少年ホームについてお答えいたします。

まず1点目のどのような考えで公共施設を設置しているのかにつきましては、この勤労青少年ホームは、市内に居住又は勤務を有する35歳未満のいわゆる勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的としております。

次に、2点目の施設の設置目的は達成されているのかにつきましては、勤労青少年の就業、生活の充実及び教養の向上のため、バドミントンやビーチバレーボールなどスポーツから、料理、茶道、着物の着つけなど多岐にわたり現在15講座が実施されております。昨年度の実績では、会員登録数251名、勤労青少年の利用数としては、延べ6,609人の利用がっております。また、勤労青少年の利用がない時間帯につきましては、一般の利用者に有料で貸し出しており、昨年度の利用実績として延べ1万3,122名の利用がっております。そのような中、施設の設置目的について申しますと、会員数も昭和62年ごろをピーク時に453名を数えておりましたが、時代の移り変わりとともに、価値観の多様化、娯楽の選択幅の増加などの理由により、若者の利用者数も年々減少し、若者が集う場というものが移り変わってきていることで、勤労青少年利用が全体の利用者数の3分の1程度となっております。本来の設置目的が達成されていないことから、近隣の類似施設と集約化について現在検討を進めているところでございます。

次に、土日や夜間の開館などを検討すべきではないかにつきましては、勤労青少年の最近の傾向といたしましては、土曜日、日曜日はプライベートな時間と割り切っている方々が多く、今のところ会員さんから土曜、日曜の会館を希望する声は上がっていない状況でもあります。また、夜の開館につきましては、午後10時まで開館しております。現在、就労後の勤労者青少年や一般の利用者の方に利用していただいているところでござ

ございます。

次に、施設の利用案内がある程度まとめてチラシを配り、あらゆる機会に周知すべきではないかにつきましては、会員の方々へは各講座のチラシの配布や広報たまなでの告知により利用促進を図っております。また、一般の方につきましては、積極的に周知は行なっておりませんが、施設を利用される際に予約が入り利用ができない場合には、市民会館や市文化センター、大麻文化会館など利用可能な近隣の施設を御紹介しているところでございます。

最後に、参加費を徴収する、また、販売する行為ができる施設をふやすことが必要ではないかにつきましては、玉名市勤労青少年ホーム条例では、勤労青少年の健全な育成と福祉の向上に寄与することを前提に設置された施設であるとともに、使用許可条件の中でも営利を図る目的での使用はできないとなっているため、現在のところでは、設置条例に基づく運営を進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 引き続き、所管いたします対象施設、玉名市福祉センター、保健センター、高齢者等就業支援センター、3施設についてそれぞれ御説明いたします。

まず、玉名市福祉センターについてでございます。1点目、設置の目的についてですが、当施設は60歳以上の入浴施設を初めとし、さまざまな福祉サービスの提供とともに、社会福祉団体が自主的な活動を推進するために、施設の提供を行なうことを目的の一つに設置されています。

2点目の設置目的の達成についてですが、平成26年度の利用状況を見ますと、入浴者数は年間4万5,148名で、ここ3年間では5%の増の利用となっております。3階の大広間や2つの会議室の利用につきましては、平均稼働率は64.2%で、適切な稼働率で利用されております。平日の5時以降や日曜日の利用につきましては、休館日となっておりますが、これについては市民や利用団体からの要望や苦情については、ここ数年ほとんどあっておりません。また、ボランティア団体に登録していればボランティアセンター室を平日から日曜日を通して夜10時まで利用できるようになっております。こうした利用状況や利用者の御意見から判断しますと、当施設の利用目的は十分達成されていると考えております。

したがって、御質問の3点目、日曜や5時以降の開館につきましても、現状の形態を維持していきたいと考えております。

4点目の施設の利用案内につきましては、広報紙やホームページで行なっておりま

す。

5点目の施設利用の許可についてでございますが、販売や利益を目的とする使用については、玉名市福祉センター条例により制限されております。福祉施設としての設置目的を考慮しますと、こうした制限はやむを得ないと考えております。また、参加費を徴収する利用につきましては、販売や利益を目的としない範囲で、許可ができるよう他の類似施設と連動して基準を設けてまいりたいと考えております。

次に、玉名保健センターについてお答えします。

まず1点目、設置目的は、市民の健康増進、疾病の予防及び保健衛生の向上に資することを目的とし、平成元年4月に供用開始された施設で、開所時間は平日午前8時30分から午後5時までとし、土日祝日や年末年始は休所日となっております。

2点目の設置目的の達成についてですが、現状では十分に達成されていると考えております。具体的には、市で実施している事業のほかに玉名市社会福祉協議会によるシルバー料理教室や健康づくり自主グループによる体操教室、環境づくりグループによる廃油石けんづくり等にも利用されております。

3点目に、土日や夜の開所を検討すべきとの御指摘につきましては、管理人の問題や個人情報の管理、事業に使用する医療機材や薬剤を保管していることから、現状では難しいと考えております。

4点目に、施設の利用案内の周知についてでございますが、保健センターは主に市の事業を実施するための施設であり、現状は事業の実施についての周知を広報紙やホームページで行なっております。

5点目の参加費徴収や販売行為ができる施設をふやすことについても営利目的では利用ができないため、販売行為は許可することはできません。参加費徴収を伴う利用につきましては、福祉センター同様、開催経費を補完する程度の金額であれば利用していただくことは可能かと考えております。

次に、玉名市高齢者等就業支援センターについてでございますが、まず1点目に、設置目的ですが、高齢者、障がい者及び企業退職者の就業に必要な技術等の習得、雇用の促進及び市内に立地する誘致企業等の従業員の福利厚生を支援し、もって玉名市の産業の活性化及び高齢者等の福祉の充実に資する目的で設置された施設でございます。

2点目の設置目的の達成についてでございますが、現状では、市の主催事業としまして、主に高齢者を対象としたパソコン講座、また、介護保険事業、高齢者教室などに利用されております。そのほか、料理教室などが貸し館事業として利用されております。

3点目、土日や夜の会館につきましては、利用の要望があれば既に柔軟に対応しているところでございます。

4点目に、施設の利用案内の周知についてですが、市の事業を実施するための施設で

あり、現状は事業の実施についての周知を広報紙やホームページで行なっているところ
です。

5点目の参加費徴収や販売行為については、営利目的等では利用できないため、販売
行為は許可することはできません。参加費徴収を伴う利用については、開催経費を補完
する程度の金額で利用していただくことは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 勤労者青少年ホームは利用が3分の1くらいに、利用が
非常に減ってきている。半分ぐらいですかね、利用が減ってきてるということ。若者の
関心が多様化したからということでしたけれども、私は、若者が忙しすぎるからじゃな
いかというふうに思うんですけども、やはりこの30年見ますと、自営業が非常に減っ
てきました。管理された中で働く、勤め人が非常にふえてきましたので、とてもその午
後7時半ぐらいまでに活動できるというふうな、午後7時半にはもう勤労者青少年ホー
ムに来て活動できるというふうな条件で働いてる方がそんなに多くはないんじゃない
かという気が私はいたします。そういう意味で土日開館を試みる必要じゃない
かというふうに思ったわけです。土日開館しても、例えば、月曜とか水曜とか閉館すれ
ばいいわけですから、経費は全く変わらないわけですよ、今、部長がお答えになった
ことは、私が5年前に聞いたときそっくり同じことを言われました、あそこで現場の方
が。だからそう思われてるだけじゃないかなと、若者がそういう土日はほかのところに
行きますからというふうなことでしたけども、私はですね、今、結婚相談所なんかも盛
んにしてますね。そういう意味で、出会いの場として大事じゃないかというふうに思っ
ているわけです。ただ、楽しみの場としてもっとふやそうということじゃなくて、せつ
かく結婚相談所もつくって、どうにかカップルをふやそうとしている中で、可能性があ
るものはしてみたらいいんじゃないかと。そして利用者からの希望もないということだ
けども、それから福祉センターのほうも要望や苦情はないということですけど、大
体市民は役所がすることにあきらめてますので、議員に言うことはあっても、皆さん
のところへ届くことはあんまりないと思います。私は市民が要望があるからするという
ことも大事ですけど、市民は感じてないけども、私たちとして市民はこういうふうなこ
をしてもらいたいと、そういう期待でやはり施策を考えていくということが大事じゃ
ないかと思います。要望どおりにしてる方がいいとは限りません。それがやはり市政を
預かるものの資質じゃないでしょうか。それがビジョンと言われるものじゃないでし
ょうか。私は、勤労者青少年ホームを、働く人の施設を土日開けないということはちょっ
と考えられないです。土日はやはり働きたくないから、土日休みだというふうにしか一
般の人は受けとめないというふうに思います。もう一度、これは市長のお考えなんでし

ようけども、もう一度、考えていただいたらというふうに思います。

それから福祉センター、その他につきましては、参加費は講演会等をするに当たっての必要経費としての参加費程度だったら検討すると、相談に応じるというふうな話だったと思います。少し、展望が開けたかなと思うんですけども、じゃあ、私は知ってますけど、こんなこと知らない市民にはどうされるんですか。これをお伺いしたいです。相談に来たら応じますけどって、じゃあ、相談に行ったら相談に乗ってくれるなんてことはどうやって知らしめるんですか。インターネット見る人ばかりじゃないんですけど。最近困ってた事例がありました。その前ちょっと申し上げたいんですけども、以前のですね、市民会館には非常に和室、二間続きの和室があったんですよ、そして調理室もありました。ですから子ども連れの人があそこで勉強会してたんですよ、畳にはわせて、寝かせて、勉強してたんですけども、この改築したときにあの大きな和室がなくなったんですよ、調理室もなくなりました。なぜなくしたんですか。これ高寄市長のときに設計はされたと思いますので、ちょっとお伺いしたいんですけども。私の考えとしては、そばに勤労者青少年ホームがあって、あそこに和室もあるし、調理室もあるし、保健センターにも調理室もあるみたいなことで、もうつくらなくていいだろうということでやめたのかなというふうに思ってるわけですね、もしそうだとしたら同じ時間にあけてないと意味がないと思うんですけども、どういう考えでこの和室と調理室を市民会館建てるときになくしてしまったのか。和室っていうのは踊りの練習とか、着つけとか、子ども連れの講演会とか、欠かせないものなんですよ、日本文化にとって。ちょっと昔のことなんですけども、もし、もし、市長の立場だからこんな細かいところまであまり覚えておられないかもしれませんが、もし、覚えておられたら、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問、福祉センターとそれから岱明ふれあい健康センター、ゆとり一むの貸し出しの基準の変更に伴う周知ということの御質問ですが、その3施設におきまして、社会福祉協議会とも協議を重ねてまいりまして、先ほど申しました参加費を取ることを統一の方針を、今出しておるところでございます。それで、今年の4月1日から一応、そういう方向で利用を統一したいというふうな形で、まず、その周知に関しましては、各施設それぞれボランティアの団体の皆さんがおられます。そういう方に周知をまずはしたいと、そして市の広報紙等も含めて、周知を統一したいと、徹底したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 過去のことですから、正確にということにはなかなか難しいか

と思いますけども、当時、和室が、広い和室があったというのは事実でございまして、一つはやはり利用が非常に少なかったということと、いちいち靴を脱いで上がらなければならないというような不便なところとか、そういったものが総合的に勘案して、最終的には和室をなくしたというようなことだと思います。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 昔の話にお答えいただきました。ありがとうございます。

きっと男性の考えでなくなったのかなというふうに思いますけども、最近困ってた事例ですけども、先日、若いお母さん方が講演会企画したわけですね、子どもを元気に育てるための勉強会で、東京から高野先生というとても有名な自然の力で治そうと、薬を頼らず治そうということを実践してる方の講演会でした。遠くから来られますので、参加費が2,000円ということだったんですね、公民館は1,000円くらいというふうに私も聞いておりましたので、1,000円ぐらいなら公民館使っていいということだったんですけど、これ2,000円ということでした。で、それも先生の都合で東京からいらっしゃるので、日曜日ということでしたので、市民会館しか借りれなかったんですね、市民会館和室がありませんから、あの2月の寒い日に、あの冷たい床に敷き物敷いて、子どもははわせて、お母さん方は勉強したわけなんですね、隣に立派な勤労者青少年ホームに立派な和室があり、福祉センターにも300人入る和室がありながら使わせてもらえない。子どもは床に寝転ばせて勉強するという、本当に情けない思いでございました。先ほど申しあげましたように、今はですね、行政がしてくれる講演会じゃなくて、自分たちの感性で、この先生を呼んで勉強したいと、仲間集めてお金を出し合って勉強したいというそういう時代になってきてると。今度の「みんなの学校」の映画の上映会もお母さん方が何百人と集めてチケットを売って、そしていい学校をつくっていいと、そういうふうな動きを、そういうふうな時代になってきてる中で、やはりそれを支援する会場をせめて使いやすくするというふうなことは、行政がすべきじゃないかなというふうに思います。福祉センター等において、参加費等には検討するというのでしたので、1歩も2歩も前進したかなということで、大変うれしく思っております。ぜひ、周知のほうもよろしく願いいたします。

私はですね、この間マルシェというのが、マルシェなんていう言葉すごいわけわからないような言葉なんですけど、フランス語で言う市場みたいなものでしょうか。マルシェというのが市民会館であったわけですね、若いお母さんが中心となってやったのどれだけ来たと思いますか。1,000人以上来たと言われるんですよ。1,000人以上。それはなぜかという、なんか小間物をつくってですね、いろんなその作家さんというんですけど、いろんなその主婦の方が、器用な方が、いろんな小間物をつくって販売す

るんですね、それに1,000人以上来てるんですね、始まる前に100人並んだと言
ってました。市民会館全館借りてるんですよ。県外からも来てるんですね、有名なその
何というか、手づくり品の人があると、それを見に来るわけですね、市民会館の方も言
われてたんですけど、実は28日借りたかったんですけども、そのマルシェが全館借り
てるので部屋を借りれなかったんですね。その方が言われてたんですけど、普段市民会
館には年配の方しか来ないと、このマルシェは見たこともない年代が来たと言っ
てたんですけど、若い方が続々と来たと。やっぱりこういう活動をですね、応援する
ような施設をやはりつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと、私は思いますよ、
将来的に。営利目的だから使わせないというふうな考えみたいですけども、農家にも
補助してんじゃないですか。そして商工会にも補助は出してるじゃないですか。い
ろんな業者に、いんな産業に市は税金投入してますね。せめて市民がささやかな自
分のつくりあげたものを販売しようと、ささやかな利益ですよ。そのときに場所
を気持ちよく貸すぐらゐの支援はしていいんじゃないかと、それが私は経済活性化
につながる。それこそ人がどんどん来ます、1,000人、2,000人と言っ
てました。もうびっくりします。私も来てみたかったなと思うんですけども、6次
産業の発表会のときに私、来てみましたが、市が広報にも載せて、いろいろして、
そんな来ませんね、1,000人も来ないですね。でも、このお母さん方が動くこ
とで、市が何もしなくても1,000人も来るとい、やはり人の思いというのは非
常に強いと思います。そういうことで、まず、参加費を取るのまでは利用を考
えるということですので、その次の段階で営利目的というものをもう一回考
えていただきたいなというふうに思います。もうかってもいいじゃないですか。
その方がもうかれば、またその方が税収が上がったり、また消費行動が活
発になってきますから、それは持ちつ持たれつ、買う人がいて、売る人がいて、
持ちつ持たれつの関係ですので、あんまりこの営利ということをなんかこう特
別に肩入れするみたいに考えなくてもいいんじゃないかなと思いますので、この
営利目的での使用をどう考えるかということ、ぜひ、これからまた課題に
していただきたいと思。私は、天水町にも横島町にもそれから岱明町の公
民館にも1室でいいから、このやっぱり営利目的で使える空間を準備すべき
じゃないかなというふうに考えております。以前、植木町の講演会に行きま
したときに、一つ屋根の下に、ここは営利目的で使っ
ていい空間、この場所はだめというのがありましてですね、一つの屋根の下
でもそういう区別ができるんだなというふうに思いましたけども、そういう意味
で1部屋でもあれば、今の6次産業にしても、市が肩入れしなくてもみんな
でお歳暮の時期とか、お中元の時期に6次産業の発表会します、岱明町
です、横島町です、天水町です。その生産者がみずから集まって
そういう企画をするということになれば、市のほうが一生懸命おんぶに
だっこしなくても、活動していけるんじゃないかなというふうに思いま

すので、そういうことも含めて、市民がやはり経済活動により、元気になると、そして自己実現できるということも、市とそれから個人の健康づくりなんじゃないかなと思いますので、ぜひ、この点については御検討いただきたいと思います。

それと、勤労者青少年ホームの土日開館についても、もう一度お考えいただけたらというふうに思います。やはりこれはどういうビジョンを持つかということじゃないかなと思います。

では、次に移ります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番(近松恵美子さん) 次は、子育て支援の現状と成果を問うということでお伺いいたします。子育て支援という言葉が合い言葉のように盛んに唱えられるようになりました。また、女性が輝く社会ということも言われています。3人目の子どもの保育料の無料化も基準が緩くなり、子どもは早く預けて働かんかというばかりの政策にも見えてきます。子どもという生活もまた幸せな日々であることを感じる政策というのも必要なのではないかと、このしゅうとめと言われる立場になって感じるこのごろでございます。今、全国的に保育士不足は叫ばれていますが、3歳未満児の保育の希望が多いと言われます。女性が輝く社会と言われますが、外に出て働かなくてはならない風潮になりますが、保育士や保育施設をふやす経費を、家庭で子育てする母親に回したらどうでしょうか。国がこんな政策を考えてくれないものかと思うほど働く母親は疲れています。子どもの側に立って考えるとき、発達障がい、気になる子の増加は一体何なのかと心が痛みます。そこで本当に子どもが元気に育ち、親も子育てを楽しめる子育て支援を考えたいものです。

ということでも、今の子どもをめぐる状況をどのように分析しておられるかをお伺いいたします。

1点目、母親の就労の割合。2、転入者の割合。3、家庭保育の割合。4、ひとり親家庭の割合。6、子ども医療費の推移。7、子育てを巡る問題と対応。8、子育て交流センター構想の中にある自然との触れ合いについて、お伺いいたします。

○議長(永野忠弘君) 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長(村上隆之君) 近松議員の子育て支援の成果を伺う。子育て支援の数値目標と成果についての御質問にお答えいたします。

まず1点目、子育て家庭の現状での御質問でございますが、平成25年10月に事業計画を作成の際、小学生までの保護者アンケートとりました。保護者の就業状況を父母別に見ますと、父親は就業前児童・小学生ともフルタイムの就業者が95%以上と大半を占めております。母親は、修学前児童フルタイム29.8%と未就労29.7%がそれ

ぞれ3割を占め、小学生になると、母親の未就労は13.9%と半減し、かわってフルタイム43.2%やパート・アルバイトが37.1%と、就労者の割合が高まっています。

次に、子育て世代の転入者の割合でございますが、子ども医療費助成の受給者全体で推移を見ますと、平成26年度が244人、27年度見込みでは286人となっております。ひとり親家庭の状況は、児童扶養手当の受給の資格者が、平成25年度696人、26年度が693人、27年度1月現在で726人と増加傾向にあります。子ども医療費助成の推移は、平成25年度の申請件数は9万5,846件、助成額は1億7,554万円、対象年齢を中学3年生まで拡大した平成26年度は、10万9,840件の申請があり、2億256万円を助成しております。放課後児童クラブは21小学校区を14クラブで対応しており、登録児童数は平成25年度423人、平成26年度は470人、平成27年度は513人と増加しております。半数は玉名町小学校、築山小学校に通う児童に集中しており、2校の6クラブにより240人近い児童が利用しております。

次に、2点目、子育て支援の現状と課題でございますが、妊婦から出産、乳幼児期に至るまでの支援9事業、子育て親子の仲間づくり、保育所、幼稚園、生活支援、手当や医療費助成、相談窓口等49の事業を実施しております。働く母親が増加傾向にあり、保育所へ3歳未満児の入所申し込みが多く、待機児童対策、放課後児童クラブも築山・玉名町小学校区においては利用増加にあり、それぞれ受け入れ体制に苦慮しているところでございます。また、子育て支援課に家庭児童相談室がございますが、相談者が平成25年度182人、26年度206人の相談があり、本年度家庭児童相談員を1人増員し、相談体制の強化を図ったところでございます。既に個別の会議を、ケース会議を94回開いており、保護者の精神的不安定、養育の仕方がわからない、育児放棄などから児童虐待につながっており、子どもたちが事件、事故に遭わないように、玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会と連携し、子どもたちの見守りを図っているところでございます。発達障がい児や気になる子もふえており、平成25年度から心理相談員を雇用し、取り組んでいるところでございます。これらの新たな子育て支援の取り組みといたしましては、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進め、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することだと考えております。

3点目に、特に力を入れている子育て支援とその成果でございますが、子ども子育て支援事業計画の基本理念でございます子どもたちの笑顔を求めて、本市に生まれ、育つ子どもたちが笑顔ですくすくと育つことができるよう関係機関、関係団体の皆さまと連携しながら、着実に各種施策を推進しているところでございます。

4点目、旧庁舎跡地に計画されている子育て交流センターでございますが、保護者か

らは土日に遊べる場所、雨の日に遊べる施設が望まれており、また、核家族化の増加により多世代で交流する場が少ないとの要望もございます。旧庁舎跡地に計画する子育て支援施設には、このような課題を解決すべく地域と子どものつながる場所、父親母親同士のつながる機会、伝承遊びの継承、世代を超えてみんなが集える場所が必要と考えております。本市の新たな子育て支援の核となる施設になり、次代を担う子どもたちに郷土愛をもって多世代で育み、玉名市が豊かな子育て環境地域になる拠点施設とする目的のもとで、未来を担う子どもたちへの支援に充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 子育て支援に関して、非常にきめ細かく対応してくださっているということで、本当に遅くまで皆さんお仕事されて、本当に申しわけないような状況でございます。

やってもやってもこの子どもの問題が解決つかないというのは、一体どういう時代なんだろうと、豊かにはなったけども、本当にこれは本当の豊かさなんだろうかというふうに思っています。今、アンケート調査の結果を御報告いただきましたけども、非常に働いてる親が多いという、もう学校に行くようになると家にいるお母さんほとんどいないと、未就労が13.9%ですから、ほとんどいないということに驚きました。また、就学前であっても未就労がやがて30%、約30%ということは、小さい子がいて家にいるという、育児休暇中はいるけども、それが終わると働き出す人が非常に多いんだというふうな状況ではないかというふうに思います。

転入も意外と多かったので、やはり仲間づくりをしていくということが大事なんじゃないかなというふうに思いました。1つ気になりましたのは、学童保育も非常にふえておりますけども、ひとり親もふえております。このひとり親については、非常にその年間所得が少ない家庭が非常に多いわけなんですけども、この本当に必要な、生活が厳しくて働かなくちゃいけない家庭の子どもが学童保育に来てるのかどうか。この数を見ると、本当に必要な子が行けてないんじゃないかというふうな気がするんですけども、いわゆる準保護世帯の学童の利用状況はどうか、もしデータがありましたらお答えいただきたいというふうに思います。

私は、保育料というのは収入に応じて減免になっておりますので、学童保育においても準保護世帯なんかは、やはり半額にしないと女性の働きで8万円、9万円という中で、やはり1万円近い保育料というのは、非常に厳しいんじゃないかというふうに思っております。30年前、大牟田市に私がおりましたときも、一般は6,000円、低所得者は4,000円でした。そういう配慮が必要じゃないかというふうに思いますけども、あわせてお伺いしたいと思います。

それから2番目はですね、保育士が足りないので慌ててあのようにチラシを出したり、保育所の賃金値上げしたんじゃないかと思えますけども、田中議員が12月議会で言ったからというようなことでしたけど、この保育士の待遇改善についてはずいぶん前から議会でも指摘されてきたことなんですけども、ようやくもう待機児童が解消できないから、ようやく動き出したというようなことじゃないかというふうに思えますけども、私、この保育園になかなか入れないということは非常に危険なことが2つあると思ってるんですね、1つはやはりこの間も相談がありました。長洲町から睦合住宅に越してこようと思うんだけど、保育園には入れないならほかのところに行くんだけどもみtainな相談がありまして、定住促進と言いながら保育園には入れないようでは困るという問題が1つあります。もう1つはですね、選べないということはですね、その何か余り保育内容に不満でも行かなくちゃいけないという怖さがあるんですね、デイサービスはまだ選べます。「あそこ気に入らんからやめる。」というのができるんですけども、保育園は子どもがあそこ行ったらなんか子どもおかしいと思っても、行ってくれないと親は働けないんですね、子どもは表現できませんので、やはり保育園は選べないということはですね、本当にあの子どもたち守られるのかなということは非常に心配しております。なんか入るとこないんだけど、ここなら入れますと言われてるところは、いつもいつもなんか言われてるから、そこ人気がないのかなということを私はとても心配しているわけでございまして、そういう面で保育に対する苦情というのは、私は聞きますけども、市に届いているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから土日に遊べる場所がないと、雨の日に遊びに行ける場所がないという多世代との交流がないということを知りましたが、私もですね、土日に遊べる場所がないと、それから雨の日に出かける場所がないと、「なるほどね。」と一時思ったわけですね、自然に。それからこの間の会議で若いお母さんが「自然に触れて遊べる場所がない。」と言われて、「自然に触れて遊んだら元気になるのに。」と言われて、「そうね。」というふうにそのときは思ったんですけど、きのうよくよく考えてみたらですね、この車で10分で行けば鍋の海岸があつて、そして蛇ヶ谷公園があつて、小岱山があつて、天水町にも公園があつて、横島町にもあつて、岱明町にもあつて、いや土日に遊びに行ける場所がないって一体どういうことだろうと、雨の日に行ける場所がないって、ほとんどのお母さんが働いてるわけですから、雨の日ぐらい一緒におやつつくってもいいのに。いや、折り紙しても何してもいいのに、この遊びに行ける場所がないということは、この遊びというのはどういうふうに考えてるのかなと、私は本当にきのうは考えたんですね。今のお母さん方のこの遊びに行ける場所がないという意味はどういう意味なんだろうと。遊ばせてくれるところがないという意味なんですかね。イベントがないという意味なんですかね。これはもしそうだとしたら、お母さん方に遊べる場所じ

やなくて、お母さん方が遊ばせてやる場所じゃなくて、遊びを教えてやらないといけな
いわけですね、遊びを教える場所をつくらないといけない。そして自然の中であの鍋の
海岸でも遊べることを、体1つで子どもと遊べるように、そういうことを教えていかな
いといけないんじゃないか。建物つくって、また建物の中で道具で遊ばせるというの
は、ちょっとやはりこれ合わないんじゃないかなというふうに私は思ってるんですけ
ど、今の3点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

準保護家庭に対して助成しないかということと、準保護家庭の学童保育の利用状況は
どうなのか、貧しい家庭の子どもきちっと学童保育、親が働いてるとこは利用できるの
かどうかということと、保育園に対する苦情がないか、それからこの遊びについては、
御専門の教育長さんをお願いいたしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問にお答えします。

教育長の前に私のほうからお答えいたしますと、まず1点目、準要保護と申しま
すが、その家族の子どもさん方が、学童保育の利用状況はということでの御質問ですが、
まず、学童保育につきましては、準要保護、それから要保護の皆さん方の把握というも
のは、施設のほうに一応、入所の申し込み等を出していただいております、その把握はせず
に、入所という形で、今は対応をしているところです。ただ、全員の方が、今申し込み
があった全員の方が学童保育を活用されているということでございますので、恐らく中
には、準要保護の世帯の方もおられると思いますが、問題なく対応できている状況だと
いうふうに思っております。

それから2点目、保育園の苦情ということでございますけれども、入所の際、今、議
員が言われました入所、自分が選んだ行きたい保育園に行けないという苦情が、入所の
申し込みがあって、それから決定通知を出す場合に、やはり多少なりあるということ
です。そのほか、個別の苦情等は多少ありますけれども、その都度園と協議し、解決をして
いる状況でございます。

次に、3点目、雨の日に遊べる場所がないと、そして土日に遊びに行くところがない
というふうなことでのアンケート調査につきましては、やはり私も議員のおっしゃいま
した土日とか雨の日とか、やはり子どもといる機会というものがやはりどんどんなくな
ってきてる現代の中で、基本的な親と子の触れ合う場所、家庭でもあってもいいんでは
なからうかと思えますし、それが少なくなっている現状の中で、施設に頼らざるを得な
いというその両親の考え方というものも、やはりこれは考えていかなければならない現
状にあるのではないかなというふうに思っております。ただ、今度、考えております子
育て支援施設につきましては、そういった方の御意見も聞きながら、その施設の中でや
はり伝承遊びとか、そういうそのお年寄りの方、そういう触れ合いの場としても一応考

えておりますので、土日の遊べる場所、それから雨の日の遊べる場所、そういったものも提供できる範囲であれば提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 子どもにとっての遊びとは何か、遊びを通して何が育つかということのお尋ねかと思えます。

昨日、通告いただきましたので、私なりにいろいろ考えたことがあります。答弁する前に私の全く個人的なとらえ方を少し述べさせてもらってもよろしいでしょうか。

○12番（近松恵美子さん） はい。

○教育長（池田誠一君） 子どもというのは、遊びの中で育つということはもう当然のことですけれども、遊びというのは、子どもにとって発育と成長の宝物を入れた箱のような思いがいつもしているわけです。その子どもの遊びというのは、対象によってもそれぞれ特徴が出てくるんじゃないかと思えます。お母さんの遊びということになりますと、子どもはお母さんと遊ぶと脈拍や呼吸が少なくなってくると、非常に落ち着いた状態になって、精神的にもなってくるというように聞いたことがあります。お父さんと遊ぶとどういうことになるかという、楽しい遊びを期待して、胸がわくわくと躍ってくると、そういうその同じ遊びでも対象によって違う。また子ども同士の遊びでもさまざまなことを子どもたちはそこで学んでいくということ、そういうとらえ方をしています。

じゃあ、用意している物でお答えしたいと思います。

子どもにとって遊びとは何か。遊びを通して何が育つと考えるのかという御質問ですが、まず、文部科学省の幼児期運動方針によりますと、子どもたちの健康、体力面から幼児期に学びを通して、適切な運動をすることで、丈夫なバランスのとれた体を育みやすくなり、以後の運動機能の基礎を形成し、成人後の肥満、ひいては生活習慣病の予防につながるということが示されております。また、遊びの一つの定義といたしましては、「遊びとは、知能を有する人を初めとする動物が、生活的、生存上の実利の有無を問わず、心を満足させることが主たる目的として行なうものである」と記載されたものもございます。さらには遊びによって充足感やストレスの解消、安らぎや高揚感といったさまざまな利益をもたらすものであるという考え方もございます。このような意味から、先ほど申し上げました健康・体力面からの効果はもちろんであります。子どもたちにとっては、ストレスの解消や安らぎを得るとともに、社会性、協調性を育てる効果があると考えております。具体的には、子どもたち同士の遊びによって、やってはいけないことも集団遊びの中で理解することや一緒に遊ぶ仲間、友達を理解することなどにより、社会生活をする上での社会性が身につく、また、集団の中で学ぶことにより、仲間と協力し、お互いを思いやることなど、協調性を身につける効果があると考えており

ます。このような意味において遊びとは、学習とともに子どもたちにとってはなくてはならない必要なものであるという認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ありがとうございます。

遊びについてのお母さんと遊ぶと心が安らいで、お父さんと遊ぶとわくわくするという話は、本当に多くのお母さんにぜひお話ししていただきたいことだなと思いました。

あと部長のほうのことはちょっとわからなかったんですけど、私はそのいわゆる準要保護という低所得者ですね、低所得者がこのくらいいて、そして多分ほとんど働いてると思うんですけど、その子どもたちが学童保育利用できるんですかということを部長にお尋ねしたら、それはあちらですということになって向こうに行ったんですよ、部長は、来てる子は準保護の子が来てますというふうな話だったですよ、でも来てない子はわからないんですよ、ですよ、はい。きのうお伺いしたので間に合わなかったんだと思いますけども、ぜひ、子どもが今、遊びの話がありましたけども、やはり豊かな遊びをするために働いてる家庭の子どもは、家でゲームなんかしてるよりも、子どもとともに遊ぶ環境が大事なので、そういう意味で、その準要保護の子どもが何人いるというのは、教育委員会で把握されてると思いますので、その中で、学童に行ってる子は何人かと、行ってない子はどういう理由でかということをしわけないんですけども、あとでお調べいただけますでしょうか、本当に大事な子が行ってるかどうかですね。両方ともフルタイムで豊かな家庭の子だけが行けて、そして本当に経済的にも家庭的にも厳しい子どもが行けてないという学童保育であっちゃいけないというふうに思いますので、それをぜひお調べいただきたいというふうに思います。

保育園に対する苦情につきましては、やはりそのあそこに行きたいというのはですね、一つの保育園の評価なんですよ、その保育の内容に対する評価なんですよ。近いということもありますけども、給食であったり、子どもへの対応なんですよ。ですから、いつもそれが順番の最後になって、ここが残ってるという保育園は、やっぱり保育の内容に問題があるんじゃないかということも考えていただきたいなと思います。いつも行けない子が行くところ、何をしてるわけじゃないんですけども、あるんですね。それはぜひ、見えない部分ですので、子どもがどういうふうに扱われているのか、本当に豊かに育つ環境なのかということをしっかり市は監視していただきたいというふうに思います。

最後になりました、子ども子育て交流センターでしょうか、その件ですけども、今、遊びの話が出まして、土日に遊べる場所がないということ自体何なのかというふうに思いましたけども、私この間、諫早市の「こどもの城」というのを見に行きました。玉

名市がこの子育てなんかセンターをつくるというんで、前々から行きたかったんですけど、ひょこっと思いついてフェリーに乗って行ってきたんですけども、「こどもの城」というのはですね、こういう今玉名市が考えてるようなのなんですね。広大なですね、公園に隣接してつくってるんですよ。どんだけだったかちょっと聞いて忘れたんですけど、ものすごい広い国立公園みたいな感じの公園のところに行ってるんですね。だから自然の中でたっぷり遊べるようなところにあります。ただし、中心地より大分遠くて、ネギ畑をどんどん行った山の上にあるところでしたけど。それでもやはり試みがいいと年間10万人ぐらい来てるんですね、ただし、あんまり評判がいいから県外からも来ると言っていましたけど。人件費5,000万円かけて10人ぐらい、10人以上ですか雇ってました。私はそこで非常に勉強になったのはですね、やはり物で遊ぶのではなくて、人で遊ぶんだという、ここの館長さんがですね、中学校の教員してた方だったんですよ。ですから非常に教育的な考えを持っておられまして、ただ、お母さん方のストレスをとるといふような考えじゃなくて、お母さん方をやっぱり育てるということを非常に考えてる方でありまして、物で遊ばなくて、人で遊ぶということなので、あんまり遊ぶ物はそんなに多く置いてないんですね。職員がとにかく遊んであげる、子どもと遊んであげる。その遊んでる姿を見せるということですね、今の親というのはゲームで育ってる世代の親ですからやはり遊び方がわからないということがあるんじゃないかと思えます。もう1つすごくですね、私が勉強になったのは、他人の力を借りるということでした。家族で完結してる家庭ほど、いろんな問題が起きると、DVでもそうですし、それから虐待もそうですけど、家族で完結してる家庭が危ないからということで、来たらとにかくお母さん同士を結びつける。ですから、だれがどこの子抱いてるかわからないようなところでした。自分の子は自分で面倒見てくださいていいうんじゃないんですね、もう自分の子はだれか見てくれて、自分はよその子見てみたい、みんな大きな家族みたいにしてみましたね、意識的に声をかけて親同士を結びつけるということをしてました。ですから本当に真夏でも冷房切ったりしてるんですね、外で遊ぶように。やたら施設をつくりますと、冷暖房費がもったいないからと、お弁当持って1日お母さん方がそこで過ごすような施設になっても困るなど、非常に思っておりますので、やっぱり何が今の子育てに足りなくて、どこを補うのかということをしていろんな教育の立場から、保育の立場から、保健の立場から、もう一遍考えていくことが必要じゃないかなというふうに思います。

その館長さんに教えていただいたんですけども、NTTのデータ経営研究所がですね、都市地域の6歳未満の子どもがいる世帯を対象に、子育てについての調査をしてるんですね。そうしたらですね、地方に移住したいというお母さん方はですね、ほとんどの人がですね、「森のようちえん」があるということについての関心が高いということ

でした。「森のようちえん」というのがあるんですけど、御存じですか。この間、森のようちえん全国大会が開かれたんですけど、建物ないんですよ。みんな森で集まって、そこで1日遊ぶから「森のようちえん」というのがですね、全国的にあるんですけど、その「森のようちえん」があるようなところに行きたいというのが、今の地方に来たいというお母さん方の多くの、6割ぐらいかな、占めてということでしたので、私は、やはり今どこも、今の問題はどこの子育て支援施設も自然がないんですよ、建物の中だけなんです。冷暖房の中、あるところだけで座って過ごしてるみたいなんです。ですから自然の豊かなところで、こういう施設はつくるべきじゃないかなということ非常に思って、今回の案も非常に私は心配しておりました。最終的に私もどう判断しようかなということと、いろいろ考えめぐらしたんですけども、やはり皆さん方が考えてなさった子育て交流センターですか、それは岱明町のふれあい健康センターにつくるのが一番いいんじゃないかなということをお私に思っております。トレーニングルームも広いですし、諫早市の「子どもの城」見に行きましたら、ああ、あのくらいの部屋がちょうどいいなという感じでした。もともと母子保健事業でつくってましたので、ちいちゃい子が寝ころがしていいような和室もありますし、汚してもいいような食べる部屋もありますし、調理室もありますし、全部揃ってます。そして歩いて5分で公園に行けるんですよ。土と水で遊べるんですよ。やはり今の子どもの子育てですね、建物の中です、道具で遊ばせちゃいかんと、私は思うんですよ、そういう意味で、確かなしっかりした考えを持つてる人がリーダーになって運営するということと、やっぱり自然環境があるところで子どもを羽ばたかせるということが大事じゃないかなというふうに私は思っております。

そういうことで、では、子育てに関しましては、低所得者がもうちゃんとした環境で暮らせるようになってるかということをチェックしていただきたいということと、保育園というのは、子どもが何も言えないところですので、子どもの人権が守られる保育かどうかということを目を光らせていただきたいということと、お母さん方の言った土日連れてく場所がないということは何かということ、それをもう一回考えていただいて、どういう子育て支援をしたらいいか、どういう施設をしたらいいかということをもう1度考え直していただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時15分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

一般質問を行ないます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。こんにちは。本日、5番目になります。6番、新生クラブの西川裕文です。

一昨日、この場で第67回の金栗杯の玉名ハーフマラソン大会が約750名の参加をいただきまして行なわれました。公認コースの大会の中で、招待選手以外にも最高齢の方52歳と、また、東京から44歳の方もハーフマラソンに参加していただいております。招待選手の中には、数名の方がちょっと体調不良で棄権をされておりましたけども、ハーフマラソン、女子10キロ、男子10キロの3部門に多くの方々の参加をいただいて、特に新庁舎の西側のラスト400メートルと、この直線はやっぱり見応えのある場面だったと感じております。中でも学校対抗ということで、高校生の皆さんが県内はもとより、九州内の多くの高校生の参加がありまして、すばらしいレースでありました。ボランティアの方々、職員の方々にはお世話でありましたけれども、元気をもらえるレースで感激があったと思います。今後、学校対抗もですけれども、ハーフマラソンに参加いただく方々がより参加者の多いレースになることを期待したいと思います。また、その前の1週間前、横島町のほうで第39回のいちごマラソンが行なわれております。これにつきましては、先ほど聞きまして6,500名と、玉名市の10ぶんの1の参加者があって、これはまた別の意味で温かい、楽しい、すばらしい大会であったというふうに思います。玉名にこれだけやっぱり来ていただくということは、本当にありがたいと思えました。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

まず、1番目に定住自立圏構想の現状と今後について質問いたします。玉名市は、昨年7月3日、中心市宣言を行ないました。医療、福祉、教育、産業振興、観光、地域公共交通、交通インフラ、圏域内のマネジメント、また、人材育成等々に関しまして、郡部4町、玉東町、南関町、長洲町、和水町との話し合いは、具体的に今、もう半年以上過ぎましたけども、どのように進んでいるのか、具体的にはどのような内容について話し合いができているのか、伺います。

続きまして、その次にですね、昨年12月の一般質問の答弁の中で、定住自立圏構想の取り組みを行なった場合、中心地、玉名市ですけれども、には8,500万円、近隣の町4町には1,500万円を上限とした包括的な財政措置が講じられる予定であると答弁の中にありました。今回、新年度の当初予算の概要を見ますと、財政計画が見

えないように思います。実際、新年度に計画があるのか伺いたいと思います。もし、あるのであれば、どの町とどのような内容での取り組みをなさるのかお答えください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の定住自立圏構想の現状はどのように進んでいるのかについてお答えをいたします。

昨年の7月3日に玉名市が中心となって、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町で必要な生活機能を確保するなど、互いの連携協力により圏域全体の活性化を図り、定住自立圏の形成に向けた中心市宣言を玉名市は行ないました。現在は想定する取り組み分野ごとに、関係市町の担当課職員を委員とする、各分科会におきまして、どのような事業を市町で連携協力して実施していくか等の協議を行なっているところでございます。これまでに、先ほど議員おっしゃったとおり、医療、福祉、教育、産業振興、公共交通等の分野において取り組む事業項目がある程度固まってきた状況でございます。今後は事業項目のさらに具体的な内容やこれを取りまとめた整理をした協定書の文面などについて、分科会の上部組織であります幹事会も交えて協議あるいは精査を進め、平成28年度早々をめどに、協定書の議会の上程について、各町ごとの意志確認を行なってまいりたいというふうに考えております。

2点目の新年度当初予算に財政計画が見えない、財政措置はなされているのか、また、その内容とはということでございますけれども、市と町が個別の事情に応じて、1対1で締結します協定書が議会の議決を得られたあとには、定住自立圏を形成するための事業計画書であります「共生ビジョン」を中心市であります玉名市が作成をする必要があります。これには、定住自立圏の将来像でありますとか、協定に基づき推進する具体的取り組み、予算措置を伴う場合は概算の総事業費や各年度の事業費等の見込み、共生ビジョンの期間を記載することとなっております。またこの共生ビジョンを策定する当たっては、取り組み内容に応じた、各市、町ごとの皆さん方の民間や地域の関係者を構成員として組織をします共生ビジョン懇談会を発足する必要があるとございます。平成28年度当初予算におきましては、この共生ビジョン懇談会委員の報酬費や市外の委員の交通費のみを計上をさせていただいております。共生ビジョンの策定後に内容を議会へ報告をいたしましたあとに、各町との連携する取り組みを開始をいたしますので、定住自立圏構想における取り組み事業の予算につきましては、平成28年度中、多分28年度末になるかと思っておりますけれども、12月か3月になるかと思っておりますけれども、そのときに補正予算を組み、議会にお諮りすることも想定をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

今、各4町とのそれぞれ分科会の中で話し合いをされており、そして協議の状況、内容については固まってきたということで、協定書の締結というのが本年度の早く。

○企画経営部長（原口和義君） 6月ごろを考えております。

○6番（西川裕文君） 6月ごろですね。そういう中で、協定書の締結をなされたらば、その議会提案がいつぐらいになるか。それと、これに向けた協定ビジョンづくりについては、各4町とそれぞれ別個別個の懇談会になるのか、ということで再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけれども、協定書の締結については、6月をめどに今考えております。これについては、玉名市とどっこ町、玉名市とどっこ町、1対1の協定書の同文議決を同時期の議会で締結、議会の承認をいただくということになります。そのあと、共生ビジョン懇談会でございますけれども、これについては、今現在、各町から3名、それと玉名市から8名ということで、各町に、3町にどういった方が適任であるかということをごすね、今打診をしてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございました。

それでは、できましたら6月ごろには協定書ができるということで、懇談会の内容につきましても、それぞれ町のほうから、各町から3名、市のほうから8名というようなこととなっております。何しろまだ具体的な、何についての協定といえますか、それについて具体的な内容については、それでは協定書を設けたあとに具体的な内容は、懇談会の中で話し合いが進んでいくというところで理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけれども、ほど申しました医療、福祉、教育、産業振興、公共交通、その他の中で、おおよそ、例えば、玉名市が甲、近隣の町が乙としてですね、甲乙の役割として、最終的な協定書を、今、最終確認・精査しているところでございます。当然、今から幹事会にかけて首長さん方に見ていただいとことこのスケジュールになりますけれども、中身については、今申し上げてもいいんですけれども、おおよそ大体もう固まっているところでございます。その最終確認を今しているというところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

有明広域圏も当然ありますけども、有明広域圏と違って、定住自立圏構想につきましては、やっぱり玉名市が主体となって1対1のそれぞれ町との話し合いの中でなっていますので、当然、やっぱりこう城北のやっぱり中心の玉名市がやっぱりイニシアティブをとってもらって、リーダーシップをとってもらって、全体、玉名郡市やっぱりこれがよくなっていけば、荒尾市のほうもですね、少しでもやっぱりかたってもらえるような方向になってくると思いますので、そういう思いを持ちながら対応をしていただきたいと思います。

今度、6月ぐらいにはまた協定書が具体的な内容として出てくると思いますので、また、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、ふるさと納税について伺います。

まず、新年度予算の中で、ふるさと納税の歳入予算が、昨年と比較して増額となっています。この根拠について伺います。また、今まで応援いただいたふるさと納税額の推移はどうなっているのか、幾ら幾らの推移があるかということをお示し願いたいと思います。

続きまして、平成27年度までは、キラリかがやけ玉名ふるさと寄附金ですね、ふるさと納税ですけども、これに対しまして、納税いただいた方には、玉名市の6次産品や玉名市の農産物を市が対応してお送りしていました。28年度、新年度から業務委託によって、地元産品を業務委託によって委託業者のほうで地元産品を送付することになっております。この業者は、県内では上天草市や南阿蘇村、湯前町、九州内では、えびの市、筑前市、諫早市で対応している業者であります。全国で70近い市町村が入っていると聞いております。先日、玉名市内の10数社の個人事業主の方に呼びかけをして、ふるさと納税の寄附金をいただいた方へのお礼の品として贈呈する商品やサービスの提供に協力いただける事業者への説明会があったと聞いております。参加した業者の中では、今までは玉名市が行なっていたので、ある程度玉名市のほうから「こういうのを出してくださいね、お願いしますね。」というふうな方向性だったやつが、今回、委託業者のほうは、それに比べると「大分、高飛車な態度であったですよ。」というふうな話を聞きました。また、今までになかった、定額ですけども手数料の発生もあるというふうなところも聞いております。このような話を聞くと業務委託によって、カタログはでき、ふるさと納税していただいた方はその中から選ぶことができますので、いいような感じを受けますけども、果たして効果があるのか、地元産品を出す業者の方々については、逆に手数料の発生もあって、贈り物等々のランクが今より下がるというふうなことがないか、お伺いしたいと思います。

それから、ふるさと納税もこれは全国的なものですけども、我が出身の市だから納税するというよりも、この市のお返し品はいいから、この市に納税しようというような雰囲気が本当に多くあると思われまます。中身を見ますと、これも話、聞きましたけども、特に肉類や魚介類に人気があると聞いております。業務委託によって協力業者の方々の品が、目に見えるカタログ型になるので、わかりやすくはなりますけども、その分、全国的なものと比較されるようになってくることも考えられます。行政として、委託業者に委託しますので、直接的な作業はなくなりますけども、今まで行なわれてこられたと思いますけども、玉名市出身の方々は特に、出身の方々への働きかけをやっぱりする必要も出てくるんじゃないかと思われまますけども、今まで以上にですね、していく必要があるんじゃないかなと思います。市内に高校もかなりありますし、九州看護福祉大学もあります。そういう学校の同窓会等々を通して、県外の方々へ案内も行なっていたきたいと思われまますけども、ふるさと納税をしていただくために、そういう玉名市出身の方々も含めたところでの働きかけについては、どのように考えられているのか質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員のふるさと納税額の根拠についての質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税額の推移についてお答えをいたします。本市における平成20年度から26年度までの寄附金の実績は、延べ184件で、総額1,443万9,000円でございます。平成22年度は16件で約160万円、24年度は18件で約170万円、26年度は61件で約290万円と年々増加傾向にあります。1年間で多額の寄附金を受けている県外の自治体と比較しますとかなり少ない金額となっております。

次に、新年度業務委託により、ふるさと納税に対する地元産品の送付を行なうが、その効果はあるのか。また、逆に手数料が必要となり、今までより贈り物のランクが下がるという不安が考えられるということでございますけども、まず、業務委託の効果でございますけれども、ふるさと寄附金の市場が拡大傾向にあり、多くの方がふるさと納税関連のポータルサイトに目を通しており、委託業者のポータルサイトに市のお礼の品を掲載することで、多くの方に本市の特産品をPRすることが可能となります。また、市内業者にとりましても、事業者の可能な範囲で商品を提供できる点や業務的な負担も少ないことから参加するメリットも大きく、地場産業の育成と地域経済の活性化が図られるものと思われまます。現在、本市においては、1万円以上3万円未満の寄附をされる方に対し、2,000円相当の玉名市6次産品を、3万円以上の寄附に対し、イチゴやミカン、トマトなどの4,000円相当の地元農産物をお礼として送っています。新年度か

らは、本市の特産品や市内観光資源を活用したお礼の品の価格を3,000円、1万円、2万円、3万円コースと新たに設定いたしました。また、お礼の品も充実させるため、協力事業者の公募を行ない、先月4日に委託業者による説明会を開催し、食料品卸売業や農業、ホテル業など19事業者の方にお集まりをいただき、協力をお願いしたところです。

次に、参加手数料が必要となり、贈り物のランクが下がるのではないかとこの点でございますけれども、市及び委託業者が参加手数料を事業者からいただくことはなく、お礼の品の価格設定も純粋な商品代をもとにコースを設定していますので、お礼の品のランクが下がるということはありません。ただし、お礼の品の代金を委託業者が事業者の指定口座へ振り込む際の手数料は、事業者の方の負担となります。それと、予算の根拠ということでございますけれども、歳入ではふるさと寄附金を近年の実績見込みにより、300万円を計上いたしております。仮に寄附金が300万円であれば、業務委託料は約120万円の支出ということになります。この業務委託料は寄附金の実績に応じた支払いでございますので、仮に寄附金がなかった場合は委託料の支出はないということになります。

最後になりますが、新年度からの業務委託により、全国に玉名市を発信することで、寄附金の増加を図るとともに、地元特産品の販売促進、定住促進などの振興につなげていきたいというふうに考えております。

それから働きかけということでございますけれども、当然、地域の同窓会とか県人会あたりにですね、パンフレット等を送りまして、募集を働きかけを行ないたいと思っておりますし、また、ふるさと寄附金ですね、使途の用途、これにつきましても今、5つですかね、これを見直しを行ないまして、いろんな寄附金をですね、用途に使えるようにアピールしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

少しずつではありますけれども、ふるさと納税のほうがふえとるといふかな、減ったりはしないというところで、今回、今年から、28年度から業務委託をしたというところで、19業者の方々の説明があつとるといふふうなところで、わかりました。

ここでですね、今から市としてのかかわり合いといふか、そこをちょっと伺いしたいと思っております。

先ほど申しました、協力業者との打ち合わせ等々については、委託業者が当然入ってコンタクトをとられると思っておりますけれども、先ほど申したように、どういうふうな内容になっておるか、委託業者と協力業者との間の問題等々がないか、そういうふうなところ

での市としてのかかわり合いについては、どういうふうに考えておられるか、再質問いたします。

全く委託業者に丸投げなのか、そうじゃなくて、どちらにもですね、業務委託した委託業者についても、どういう対応をしているか、どういう経過状況かのヒアリングをしたり、また逆に商品を提供していただく玉名市内の協力業者に対しても、どういう状況かというとか、そういうふうなところのヒアリングを含めたところでの市としての対応についてはどういうふうに考えておられるか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の再質問にお答えをいたします。

委託業者又は事業者のですね、そのかかわりということでございますけれども、当然、今回委託業者を19事業者がお集まりをいただきました。その中でですね、どのような製品が1番適切かというような話し合いも、職員が中に入って当然努めていきますし、また、委託業者の方にも、玉名市のこの魅力といいますか、アピールをですね、こういうものがありますとか、観光等も含めまして、そのような多くの方に寄附をいただくように、玉名市のアピールも含めまして、紹介といいますか、その辺はしていきたいと思えますし、丸投げということではなくですね、当然、市としてもその中に入ってふるさと納税のですね、多く集まりますようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 今、市としても中に当然入って、ちょっと言いますと管理をしていくというふうなところで御答弁いただいてちょっと安心しました。というのが1番やっぱり心配しとるのが、2つありまして、当初、先ほど言いましたように、19業者ですかね、呼びかけをされて、話し合いがあったときに業者が高飛車のような感じが受けたというふうなところが1つあったのが心配してるのと、もう1つが、ネットで見れば、先ほど言いましたように、佐賀県と70近い市町村がこのネットを通じて製品といいますか、選べますので、逆にそれを見て気持ちが変わって、玉名市じゃなくてですね、品物で決めてしまうという可能性もあるなというところを心配しましたので、逐次そういう状況を把握しながら対応をしていただきたいと、そして先ほど部長のほうからありがたいと思いましたが、県人会や同窓会等々での働きかけもどんどんやっぱりしていただいて、玉名の産品を、業者の方々出していただく産品を紹介していただきながら、結果的にふるさと納税額が増していくようお願いしたいと思います。そういうことで、今、学校の図書館等々の図書費等々に充てていただいておりますので、そういうところでその中の管理を市のほうで十分にさせていただくようお願いしたいと

思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、3番目に移ります。

本年1月25日、26日、5、6年ぶりですか、マイナス6度という寒波がありました。このときの企業局の対応について伺います。

議会運営委員会の中で、企業局長の話がありましたけども大した被害はなかったというふうな報告を企業局長のほうから話がありました。ちょうど、私につきましては、25日の朝から、2泊3日の会派研修ということで、最も寒かった当日は玉名市におりませんで、ちょうど大牟田市の話等々がテレビでありまして、全国的にですね、問題があって心配になって議会事務局のほうへ連絡をしました。そしたらば、企業局は特に昼夜も問わず対応していたというふうに聞きました。開会日の市長あいさつの中で、水道管の破裂など1,600件の給水修理が発生したとありましたけども、具体的に企業局としては、この寒さ、寒波がありましたけども、どのような対応をされたのか、具体的にお答え願いたいというふうに思います。

それから、この経験の中から、水道事業、下水道も含めまして、注意しなければならない、何を注意しなければならないかということが、何か出てきたか。特に昔、もう何十年も前からの水道事業があつて、古くなった水道管等の改修、新設等々が必要になったのではないかと思いますけども、これについて古くなった水道管等々の改修等々については、どういうふうにご考慮されているか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 西川議員の寒波時の企業局の昼夜を通しての対応についてお答えいたします。

まず、事前の対応につきましては、気象情報で10数年に1度の寒波の予報が出ておりましたので、防災無線により水道管凍結の注意喚起を行ない、管工事組合や指定業者店にも破損時の緊急修繕対応について、事前に依頼をしたところでございます。

次に、1月25日及び26日の企業局の対応であります。まず、水道施設が正常に運転をしているかを確認し、その後、水道管からの漏水の可能性を疑い、25日夕方から徹夜で職員及び施設管理業者とともに市内を巡回し、確認作業を行ないました。それでも配水地の水位が回復しませんでしたので、空き家、空き店舗等の漏水がないかを調査し、漏水している場合は緊急の修繕及び張り紙等をして、市水管を閉める作業を行なってまいりました。水道課で把握している水道管の破裂件数は、現在2,000件を超えている状況でございます。水道課といたしましては、寒波による水道管の破裂防止といたしまして、事前の注意喚起を確実にしない、事故後の復旧の敏速に行なえる体制を整え、

大規模な断水とならないように今後も努力をしてまいる所存でございます。

次に、古い施設の改修等は考えないかについてお答えします。水道はライフラインの中でも重要で断水等による生活への影響が大きいので、施設や管路の更新について最も重要な事業であります。玉名市の水道事業は、昭和30年創設以来、市勢の発展に伴い拡張工事を行なってまいりましたが、経年劣化により配水管の破裂による断水が生じるなど、市民生活に影響を及ぼしています。水道は市民生活にとって必要不可欠なものという観点から、老朽化しつつある施設の整備・更新を確実なものにしなければなりません。しかし、更新するには、多大な施設投資が必要となるため、水運用計画及び資産の管理、運用を明らかにし、施設の耐震診断を行ない、第2次水道ビジョンを作成することにより、計画に基づいて更新事業に取り組むたいと考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

もう本当、昼夜を問わずそれぞれ対応されとったというのが、今、局長のほうから話を聞いてですね、議会運営委員会的时候は、なんもなかったごたる雰囲気だったもんでですね、やっぱりそれぞれされとったなというのがわかりました。また、もう昭和30年からされとって、私と同年配ぐらいですけども、60年過ぎるといところでやっぱり計画を立て新しく費用的なものが発生するのは当然ですけども、更新をしていただいて、本当に大事なライフラインでありますんで、水道はですね、お願いしたいと思えます。

ちなみに私事ですけども、ちょうど朝、研修に行く前ですけども、家のほうも水道が、上水道が出なかったということがありました。ほかの方々を聞いてみるとですね、少しずつやっぱり蛇口の水を出しながら、凍らんように、やっぱりされとったというふうな話を聞いてですね、やっぱりいろいろ知恵があるなど、逆にですね、思いました。そのために逆に水源の水が減りすぎて、そこが1番こうもとをしめんといかんというふうなところの漏水じゃなくてですね、家庭の知恵で、少しずつ家庭で水を出されとったのが、結局水源の水が極端に下がっていったというふうなところで、断水までは必要なかったと思えますけども、やっぱりそういうふうな、逆に家庭の知恵もあるというふうなところで感じたところでした。先ほど申しましたけれども、5、6年前ですか、これはもう1日だったですけどもマイナス6度になりました。もうこの私のとこですけども、3年生のミカンの苗木が2反ぐらいですけど、ほとんど枯れたと。今、ほかのところも徐々にですね、そういうふうなところが確か出てきとるんじゃないかなと思います。今後も今までの寒波、その1月の25、26日では出なかったですね、例えば漏水等々もですね、水道のメーターの量がわかってきますので、またそういうことも逆に出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、寒波は終わりましたけ

ども、その影響が今から出る可能性もありますので、ぜひ、各部署でですね、終わったんじゃないなくて、注意深くなんかの影響が出る可能性も出てきますので、見守っていただきたいというふうに思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、最後4番目に、地域協議会にかわる組織づくりについて質問いたします。

今期定例会に「玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例」が提出されています。合併して10年ということで、各地域協議会を廃止して、市全体的な考えをもっていくということも必要であると思いますけれども、それぞれの自治区の集合体としての市が成り立っております。合併して10年ですけども、まだ10年というところで、地域によっては合併のメリットがないとか、いろんなやっぱりまだ市民の皆さまの思いがあるところがあります。それを加味すれば、今後も地域協議会はなくなりますけれども、地域協議会にかわる組織がぜひとも必要であると考えますけれども、執行部の考えを伺います。

また、次に、今後制定予定の自治基本条例の中に、地域協議会にかわるといいますか、地域協議会というのは、区長さんだけでなく、いろんな地域の役割の方々に参加して地域を考える協議会でした。それがなくなるとどうしても区長さん主体になるんじゃないかなと、ちょっとそういう心配があります。区長さんだけでなく、多方面の方々話し合いの場を設けて、各自治区において考えることが必要であるというふうに思います。それによって今までの地域協議会にかわる組織ができると思います。このような趣旨の条文が、今度制定される自治基本条例の中に制定される必要があるというふうに思いますけれども、執行部のほうではどのように考えておられるか伺います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、地域自治区は設置期間を合併の日から平成28年3月31日までとしておりまして、地域自治区に置かれておる地域協議会も同日をもって期間満了となります。地域協議会が任期期間満了したあとのあり方についてでございますけれども、昨年度来、検討を行なった結果、地域協議会委員の意見、地域協議会と議会との関係、行政事務外部評価制度における評価委員会の意見等を総合的に勘案をいたしまして、平成28年4月からは、その機能を代替する組織を設置することは見送り、既存の機能を充実を図る方向で、引き続き地域の意見を市政に反映させてまいりたいというふうに考えております。市政の運営に当たり、地域の意見を聞く手段としましては、現在、区長会協議会、各種審議会委員、パブリックコメント制度等、さまざまな制度がございますので、

今後も場面に応じ、これらに意見を求めてまいりたいと考えております。また、あわせてそれぞれ役割や機能を発揮することができるよう制度の周知や活用の啓発を行なうことも重要であるというふうに考えております。

それから今策定中の自治基本条例の条文の規定についてでございますけれども、地域ごとに地域協議会にかわるような住民の方々による自主的・主体的な組織が立ち上がることは非常に望ましいことだと考えておりまして、現在審議中の自治基本条例にこのような組織を設置することができることを規定する条文を盛り込むよう検討を進めているところでございます。仮にこのような組織が立ち上がった際には、例えば、当該組織から地域に関連する事柄等について説明を求められれば、説明に伺う等、地域や市民の意見を聞くよう、制度を構築をしていきます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

今、部長のほうからありましたけれども、再質問になりますけれども、新しくつくる自治基本条例の中で、地域から何かいろんな意見があった場合には、それを聞く、そういう組織を設けるという内容でしょうか、それとも先ほどちょっと言いましたけれども、今までの地域協議会と同じ、ちょっと似たような組織体をつくるという内容でしょうか、ちょっと理解ができなかったもので、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけど、今まだ自治基本条例については協議中でございますので、現状の案というところで聞いていただきたいんですけども、例えば、市民の権利及び義務ということで、「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有するものとする。」でありますとか、市政の原則及び制度というところで、市政の基本原則という中で、「執行機関は政策形成等の過程において、市民の参画を推進しなければならない。」というふうな義務づけ等を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） わかりました。

市民のほうはいろんな市に対しての発言権もあると、また、市のほうもそれについて対応する責任があるというふうな内容の条文だったというふうに思います。自治基本条例のほうについては、今計画をされとる中で、今後、いつごろ議会のほうに上がってくるのでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） この自治基本条例につきましては、今年の9月をめどに策定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございます。

繰り返しになりますけど、やっぱり各地域自治区のいろんな思いが集まって、玉名市がやっぱりできてくると思いますので、今後もやっぱり組織的にどういうふうなところかというのは、今はまだわかりませんが、地域協議会に似たような形のやはり住民の方々の地域ごとの集約をできる組織づくり、そして今度は、先ほど言いましたように合併して10年になりましたので、今度は玉名市全体として玉名をどういうふうにするかという、地域自治区と全体を考えるそういうふうな組織づくりについて、やっぱり今から必要になってくると思いますので、そういう内容のところの検討もぜひ、執行部のほうではしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 久々の登板でございます。なんか皆さんの目線の中をずっと歩いてきますとですね、舞台の花道を歩いてきたような感じです。なんか1人でさらいていかなんかのような錯覚にとらわれました。市民会館で催しますときに850人程度ですね、目線の中で花道からずっと歩いてくるんですね。後ろから女の人がちょこちょこっと歩いてきて、手を持ってこう中心に歩いて行くんですけど、そういった錯覚に今、とらわれました。大変失礼なことを言いまして申しわけございません。

きょうは、一般質問で出しております別の課題がございますけど、大変こう皆さんお疲れの中で、夢のない話で、現実的なことばかりでございますんで、あんまり退屈はしないと思います。しかし、耳だけはちょっと傾けていただきたいと思っております。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。私たち議員はですね、やっぱり市民の皆さんから非常な責任の重たい責務、負託を負っていると思うんですね、そのような基本的かつ現実的な立場を確認しますときにですね、やっぱり市民の皆さんから寄せられた意見、あるいは相談、情報、苦情、そのようなことにですね、いかに対応するか、市民の負託に応えるのが我々の仕事でありますし、背を向けて通れるわけではございません。そのことは皆さんもよく御存じかと思えます。そこで、最近私に寄せられた幾つかの問題点の中から、こういった公的な場においてですね、それを検証して、事実を明らかにしていかないとですね。ただ、闇から闇に、だれも知らずに過ぎ去ってしま

うということもございます。本来なら、担当課のほうに直接行って、こういうことじゃないかというのじゃないかということを書いていいんですけども、前にそういうことをしましたら、業者を呼びつけてお詫状をとったことがあるんですね、本当にこれは行政マンのすることじゃない、上司は知らないことですね。そういうことがありましたから、今回は公の場で確認をとっていきたいと思います。

市民の負託に応じてですね、市民に情報を発信すべきと私は判断したわけですね、私は、ボランティア活動で月に3、4回は山鹿市のほうに行きます。それで通りますコースが広域農道を通って、和水町に出るコースを通るわけですけどね、農道の改良工事、現場が自然に目に入ってきます。最初に現場を見たのが昨年2月末ごろだと思うんです。そのように記憶しておりまして、2回目が昨年の12月から今年の1月にかけてのことだと思います。最初昨年2月ごろに見ましたときはですね、農道の拡幅工事、これは先の方にあります小学校への通学道路も兼ねた整備かと思って、大変喜んでおりました。しかしながら12月になって、また同じところを掘り起こしてですね、工事をしておりますね。そのときは大変おかしいなという気持ちでおったわけなんですけども、いずれ確認はしたいと思ったその中で、2人の方から連絡がありまして、1人の方は優しい言葉で、「田畑さん、あれでいいんですか。」というふうな感じですね、言われたんですよ。2人目の方はですね、「田畑議員は建設経済委員長でしょう。あなたが何であんなことをさせるのか。」と、非常に厳しい言葉を私に浴びせられました。だから私は「いや、実はそうじゃないんですよ。」と、「建設経済委員長は、全部が委員長が許可をして工事をさせてるわけじゃない。」と、「工事現場によって、それぞれの担当課が違いますし、行政がそれは担当してるんだ。」ということで説明はいたしました。しかし、なかなかそういった厳しい言葉を浴びせられましてですね、それじゃ1回現場を確認しましょうと、現場に来ましたら、やっぱり自分が見てたと同じ現場だったもんです。1回見に行ったんですよ。そうしたらやはり2月にやったときと12月にやった同じ場所ですね、これどうなってるのかなと思って、私、契約検査課に行きましてですね、確認をとりました。どういうことかといいますと、平成27年2月、26年度の末ですね、そのときに455万7,000円のこれは税込みの金額ですけど、それを370万円が入札されて、これが87.68%。それからその去年の12月16日に同じところが入札があってるんですね、それ496万6,000円、落札価格が440万円、95.67%。この数字は問題じゃないんです。その12月に工事した中に、このやりかえの一部が入ってるわけですね、掘り起こして、埋め戻して、L型をはめ直す。だから前の2月に工事した業者にですね、私、「君たちは不良工事をしたんじゃないか。」ということで確認したらですね、「いや、うちはそんなことはしてないし、そんなことであればね、うちが工事したときに、担当者にこういうことでまたこれやり

直さないかんですよ、という忠告をした。」と、しかしながら「これでいいからそのまま施工してくれということで、工事は完了しました。だからうちは責任はありません。」ということだったんですね。そういう流れの中ですら、やはり同じところをまた掘り起こしてね、埋め込みして、L型を取りかえて、そら次の2回目の工事は延長も入っておりますんで、全額が重複とはいいいませんが、そういったことをしていいのかなと思うところですね。その辺についてどういう理由でそうされたのか、まずもって御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 田畑議員の公共工事予算執行に無駄はなかったのかの御質問にお答えいたします。

議員御指摘の山部田地区農道工事は、既存の農道を両側へ拡幅し、幅員3メートルに整備する工事でありました。平成26年度に高さ50センチメートルの簡易土どめ、矢板を、ブロックを両側に240メートル設置いたしました工事でございます。道路の左右で田面の高さが異なっており、左側の田面が低いことで土被りが浅い部分があったため、請負業者さんより心配し担当者に協議がありました。その当時検討は行なったものの、大型車両の通行もなく、影響はないだろうと判断はしておりました。しかし、今年度工事区間の発注前に現地確認を行ないました結果、左側の土どめブロック、心配していた部分が120メートルの傾きが確認されました。原因として、当地区には大規模農家があり、耕作や耕うんや代かき等の農作業の際に、大型トラクターによるブロック全面に負荷を与えたものと考えられます。このままの状態では舗装後にブロックの傾き、路面の亀裂等の影響が予想され、補修が必要になると考えられましたので、傾きがあった部分の土どめブロックを取り外し、本年度施工区間の土被りが確保される箇所に流用し、取り外した箇所に土被りを確保できる高さ80センチメートルの擁壁を設置することにより、大型機械からの荷重にも対応できるようにいたしました。よって結果的に議員申されますように、設計施工時の判断の甘さ、ミスにより手戻り、無駄が生じたことにつきましては、誠に申しわけなく反省いたしております。

今後このようなことがないよう、設計施工時につきまして十分な調査検討を行ないまして、今から実施していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） もう我々議員はですね、費用弁償を何年か前に削減しましてですね、政務活動費も本当に総額でこの研修をしております。できる限りのこの経費の削減を考えてですね、そういうことをしているわけですけども、そういった中でのです

ね、やっぱりそういった見落としというのかな、浪費はやはりこらちょっと気をつけてもらわないかなという思いでございますし、先日は、これはまたほかの課の課題ですけども、年金生活者の年金を年金支給日に満額差し押さえしてですね、差し押さえされた年金受給者は知り合いのところに泣いて来られて、「あしたから自殺せないかん。」ということで来られたですね。せめてもう少し、話し合いをして、年金の中から幾らかでも払ってくださいというような、そういった話しかけをしないといけないと思うんですね。鋼のような冷たいですね、血の通わない行政があっちゃいけない、私はそう思うところですね。分割方法だってあるわけですから、もう少し、本人と話し合いをしながら事をしていかないと、市政に対する非常に不満が大きくなってくる。こういうことではですね、玉名の市政はもたないですよ。幹部の方よく考えてくださいね。

私はですね、吉永部長、その過ちを今認めないというとりわけじゃないんですね。私の人生なんて失敗だらけで、今も貧乏暇なしでやっております。失敗を許さないわけじゃない、やっぱりどこかの場でこれを指摘しておかないと、その浪費がそのまま流れていくということではですね、やはり反省の機会がないと、そういったことを今、申し上げておりますので、今後そういうことがないように、気をつけていただきたい。これは土木の場でも、どこの場でも同じ業務の中で同じだと思うんですね、ぜひ、ひとつそういうことを心に決めて取り組んでいただきたいと思うところでございます。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番(田畑久吉君) 玉名市にもですね、立派なサッカー場ができるという構想が出ております。最初のうちは2面は多すぎて、1面がいいとかいうことではですね、1面の場合ほどの辺がいいかということで、私も推薦したんですけども、どうしても2面ということでございます。そういう話がだんだん市民の中にも広がってきまして、「田畑議員、サッカー場て聞いたけど、どこにできるとですか。」て、みんな言われてたですね。そうしますと自分の知ってる範囲内で、「いや、場所はあそこですよ。」と教えます。そうしますと返ってくる言葉がですね、異口同音に「なんであんなところですか。」というのが返ってくる言葉ですね。「なら構図はどんなになるとですか。すり鉢の中にそんならつくるんですか。」「それは無理をしてですね、すればできるじゃないか。」て説明します。「ならどれくらいの盛土するとですか。」て言うけんですね、「高いところで5、6メートル、低いところでも4メートル近く盛土せないかん。」と、「なんでそういうところに、盛土してサッカー場つくるんだ」というのが市民の一般的な方の。構造的にはそらできますよね、のり面を削って道路持ってきて。そして一番高いところが6メートルか7メートルになるんです、盛土がですね。構造的にはつくりようと思えばできます。しかしながら、スポーツ施設としてそれが適当かどうか、そういうところに恐らくよそには無いと思いますね、そういった疑問点を幾つか洗い出しま

して、答弁のあとにまた個々に質問をしたいと思いますので、最初に載せてます適正位置、適正予算かということをお答え願いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田畑議員のサッカー場建設基本構想についてお答えいたします。

まず、建設予定地についてですが、玉名市サッカー場建設検討委員会の建議書をもとに施設の規模、市民から見た交通アクセス、公共施設適正化に伴う施設の集約化及び複合化による既存のスポーツ施設との連携等から桃田運動公園正面進入道路南側を考えております。この場所を選定された大きな要因は、桃田運動公園に隣接していることでもあります。隣接していることで、公園内体育施設と合わせた一体的な管理運営ができ、大会開催時に駐車場や練習会場の連携が十分に可能になることから決まったものであります。また、概算事業費は、全国各地の体育施設の施工実績のある専門業者に委託し積算しておりますので、問題はないと思っております。

また、議員御指摘の基本構想案のメイングラウンドとサブグラウンドの段差や調整池の整備方法につきましては、御意見を真摯に受けとめ、基本設計作成中で極力解消できるように協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 私は素人ですから、専門家に分析していただくためにこの図面を作成しました。これは市で今、提案されている場所ですね。これから通路からこう上がってきますとね、この高低が合わないんです、この坂がね。これは一部だから下へ下ろして図面を書き下ろしてます。この図面を見てですね、執行部の皆さん方が、構図がどういう体系になるか御存じの方が何人おられますか。だからこの断面を切ればですね、わかるんですよこういうふうに。どういう形になるか、こっち側が5メートルのり切って、5メートル盛土してですね、これは6メートル、7メートルになるですよ、ずっと盛土して。だからこれですね、所々数字が入っております。どの数字からどの数字を引いたら7メートル差があるか、わかりますけど、最初私もわかりませんでした。だから専門家に分析してもらいました。とてもこんな高低差ですね、できる場所じゃないと。だから伊子部長が今ね、専門家にお願いしておるから支障ないだろうと言われましたけど、とてもじゃないこんな図面では。皆さんもこれ図面見てわかりますか。だれもこういうふうに高低差あるやつだれもわからんのですよね、わかっておられる方は幸いです。だからですね、ちょっと個々について質問させていただきます。

まずは、メインフィールドとサブフィールドね、段差が5メートルありますよね、この図面からいきますと、これ障がい者、健常者はもちろんですけど、支障なく利用できる

る設計になってると思えないんですね、サブフィールドと上がる経路をちょっと説明していただけますか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） メイングラウンドのほうがですね、菊池川のほう、西側のほうになります。それからちょっと段上がりになりますが、東側のほうがサブグラウンドになります。メイングラウンドからサブグラウンドのほうに上がるためには階段もしくはスロープを通じていただくという形になっております。スロープにつきましては、当然、基準がございますので、その基準に沿ったところで、今考えているところがございます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 適切な位置と適切な予算に間違いはないかということですね、題目を上げてますけども、サブグラウンドに上がる、駐車場から上がるのが5メートル階段ですね、そうしたら身体障がい者は上がりませんよね、車いすの方も上がれない、そのためにスロープをつくってありますでしょ、スロープを。スロープ何メートルありますか、スロープの勾配は何度ですか、当然その辺は把握しての提案だと思うんですけど、みんな把握した上での提案と思うですよ、ちょっと教えてください。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） スロープについてはですね、熊本県のユニバーサルデザイン建築ガイドライン、こちらに基づいて計画をしております。勾配は20分の1という勾配の基準になっております。今、田畑議員のほうから申し出があっているのは距離的な問題かと思えます。車いすで行く場合は、そうですね、折り返しで移動する必要がありますので、約100メートルぐらいの移動距離になるかと思えます。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） この図面からいきますとですね、片道70メートル、勾配は12分の1、大体8%ぐらいになってると思うんです、これはね。だからそれはそれでいいと思うんですよ。しかしこれだけの坂道をですね、往復、車いすの人が本当に行けるのかなと、あまりにも弱者無視の考えじゃなかろうかなと、私はそう思うところです。それでその転倒したりですね、何か事故が起こったときに、行政のほうに賠償請求とか問題が起きないかなという心配をして今、言ってるわけですね。

それはそれとしてですね、ユニバーサルデザインにマッチしてということでございますので、それはそれでいいと思うんです。それから、調整池が地下式とのことと聞いておりますね、場所とその構造はどうなってるか、ちょっとお聞かせください。そしてその管理、維持方法はどうなってるか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 御質問の調整池でございますが、メイングラウンドのほうに地下式の貯水槽を設けることとしております。管理については、その構造としては貯水槽からマンホールのほうに土砂がたまるような形になっておりますので、そちらのほうを管理をするという形と聞いております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 貯水池のそのメイングラウンドの下に調整池というのはですね、私、それちょっと納得できないんですね。駐車場ぐらいだったらまだ理解できるけど、空洞式か玉砂利みたいなので敷きつめてするのかですね、その辺はちょっと構造も本当は聞きたかったんですけども、そこまではいいと思います。地下式の場合はですね、調整池は非常にコストが高くつくように今、言われておるんですよね、だからその地下式を採用した根拠は何ですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 言うならば、施設の土地の有効利用というのが理由に挙げられるかと思います。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 有効利用であればですね、あそこ土地がそんな高くないところですよ、だからやはりオープン式にして管理しやすいようにするのがやはり行政の仕事だと思うんですよ。あの辺はね、新幹線駅前の地下の調整池とはちょっと違って、道路水も流れ込む量も多いと思うんですよ、非常に維持管理が難しいと思うんですよ、たびたびせないかん。それもメイングラウンドの下に調整池というのはちょっと考え物です。ちょっとそれは指摘しておきます。

これは都市計画法を申請せないかんわけでしょ。その辺はどう考えておられますか。開発行為、都市計画の開発行為。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） こちらのほうの開発については、都市計画の開発行為ですかね、開発行為のほうの該当になるかと思いますが、調整池のほうを整備することになっております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 開発行為は3,000平方メートル以上のことが開発行為をせないかんわけですね、なら開発行為が必要であれば、防火施設は図面のどこに載せてありますかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） そちらのほうについてはですね、基本設計のほうで作成をするということで、今、現時点では私のほうは聞いておりません。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 防火施設はですね、通常その半径140メートル以内にそのあの中に設けないかんというふうに決まっていますもんね、防火水のあれの関係ですね、消防水利ですか、それもちよっと指摘しておきます。

だからいろんな、まだいろいろほかにありますんで、最後にしましょうか。そしたらそれからメインフィールドですか、これからずっと駐車場に回る土羽がですね、これが360メートルあるんですよ。そしたら高さが3.6メートルから4メートルの土羽でずっとやるようになってるけど、この辺のあとあとの維持管理はどうですかね、大丈夫ですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） この基本構想案の中で、示されている構造としてはですね、大丈夫ということで担当者のほうから聞いております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） それを聞いて安心するわけにはいきませんがですね、それはそれであとでまたします。この盛土箇所がですね、非常に地盤が軟らかい場所にあるので不同沈下というのがあるんですね、不同沈下。この心配を、非常にこの不同沈下を心配するわけですね。ほら沈下した、沈下しないというのがいろいろあるわけですね、場所によってですね。普通だったらこういった何メートルも盛土するところは5、6年かけて沈下を待つんですけど、最低3、4年にかかるわけですね、そういった面ですね、その発生の心配はないかということですね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） そちらの造成のですね、詳しい工法については聞いてないところですけど、構造的には大丈夫というふうに聞いております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） メインフィールドとサブフィールドの間は、高さ5メートル、さっきおっしゃってましたね、擁壁が設けられるようになっております。この長さが約170メートルあるんですよ、90メートルぐらいは盛土の一番高いところになるわけですね、90メートル。170メートルうち90メートル。これは、この辺は地盤の強化はどういうふうにされるんですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） そういった工事関係の工法については、私も詳しくは聞いておりません。ただ、公共施設等建設特別委員会あたりでそういったメイングラウンド、サブグラウンドの高低差だったり、斜面の雨水処理関係、そういったところの御指摘も伺っておりますので、基本設計の中でですね、そういった基本構想の中で想定される間

題点については解決をしていきたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 伊子部長の答弁を聞いておりますとですね、確実な答弁が聞かれませんが、当然だと思いますね。だからあと2、3点ありますけども、これは棚上げしてもいいですけどもですね、民家とのグラウンドの駐車場の境がまた5メートルあるんですね。これは当然、コンクリート打ったりして擁壁をされるだろうと思うけどもですね、今の伊子部長の答弁を聞きますと、これ伊子部長が担当だから言うんですよ。担当課やからね、当然、いろんなことを把握して予算の積算はされたと思うんですよ。それを熟知しておられると思うから、これ聞いてるんですよ、それを知らなかったら聞いても何もならんしですね、ただ、専門設計がしとるから大丈夫やろうとか、それぐらいのことでこの積算を、予算の12億6千何百万円かを出してるわけですか。それじゃあ、余りにもちょっと無責任とまでいかないけど、もうちょっと事実を把握した上でですね、議会にも出してほしい。これを見た専門家がですね、こら基本設計で実施設計に入ったら、2、3億円はふえるという指摘なんですよ。それはどうか分かりません。そのやり方も違うかわかりませから。そういった意見もあるわけですね。だからこれを今の答弁をまとめてみますと、本当に信用して、信頼していいのかというのが疑問が余計沸いてくるわけですね、もう少し的確な答弁があるかなと思って、これ伊子部長を責めるわけじゃないんですけどね、責めるわけじゃないんですけど、もう少し現実に沿った答弁をしてほしかったと、数字的にも。そうしないと、これ、私がこうして今、一般質問しても何もならんと、そういったことになるわけですよ、だから急傾斜地のね、重要なんですかね、箇所、これも1カ所欠点箇所がありましたね、そういうところの処理はどうされるとかですね。だからこれを見ますと、ほら、ずっとこの土羽を切って埋めていってするわけでしょ。高いところが何回もあるわけですね、こういった構造でサッカーのフィールドがこれでいいのかという、市民の人たち非常に心配されるですね、だからみんな心配して言うてるわけですね、なにもあなたを責めてるわけじゃないね、その辺はわからんといかんですよ。だからもう少し、本来ならもう少し詳しくですね、数字を出したものを議会に出すとか、積算をしたものを出すとかですね、せめてそれぐらいはしてほしかったなという思いが、今は強く沸いてきました。だからこの12億6千何百万円をですね、本当にこれは信用できないなというのが今の実感です。このことについては、これ以上は言いません。そのほうがよかでしょ。まだいろいろありますけどね。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） それ3番目の指名競争入札参加事業者について、ちょっとお尋ねします。

事業所実態調査の内容についてということで書いておりますけども、玉名市が指名するときにその基準は当然あるわけですね、指名を受ける業者さんは本店、支店、営業所など玉名市内にあってですね、もちろんその形態はあるかもしれませんが、市の業者がそこです、事務所らしい形態で、社員がいて、机、イス、パソコン等の備品を備えて営業しているのかどうか。指名を受けて仕事をとってですね、形だけのあれで指名を受けて仕事をとっているのか。玉名市が出した事業の工事費等はですね、玉名市の経済、経済活性化するためにですね、玉名市で消費できるような配慮を願いたいわけですね。玉名市で出したお金がよそで、よその市町村で使われてもですね、玉名の経済活性化にならないという指摘がたくさんあります。

そこで、指名願いの届け出ある業者の実態調査を強く求めるところでございます。

1つ、法的な資格を持って会社を設立しているかどうか。

2つ、社会保険、厚生年金等の制度整備をしている業者かどうか。

玉名市の在住社員が存在しているかどうか。

営業所として機械、机、椅子、パソコン等の設備は完備されてるのかどうか。

社員がいつも駐在しているかどうかなど。

業者に告知なしに、1回調査をしてもらいたいですね、こういうことは。告知するといろいろありますんでね。転送電話だけでですね、実際の業務は市外でしてるとかいうこともいろいろありますんで、その辺の実態調査を厳格にお願いするところです。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の事業所実態調査の内容についてお答えをいたします。

指名競争入札におきまして、業者を指名する場合は2年に1度受付を行なう入札参加資格審査申請書、いわゆる指名願いでございますけども、これを審査し、入札参加有資格者として登録したもののの中から指名をして選定をしております。今、質問の中で、田畑議員幾つか御質問ありましたけども、この申請書の中にそういった件というの含まれているのではないかというふうに思います。

それから、申請書類には、事業所報告書としての事業所の外観及び事務所の状況写真が添付をされておりますので、それにより事業所の形態をなしているものと判断をしております。玉名市内に本店を有する業者を市内業者、玉名市内に支店又は営業所を有する業者を準市内業者として、指名を行なう際の優先度をつけております。準市内業者は、玉名市外業者に比べ優先度が高いことから、特に測量設計などの建設コンサルタントの分野においては、市内に営業所を設置しているものもあり、現在28社が存在をしております。営業所を設置した場合、本市に法人登録をして、法人市民税の対象となってい

ることを確認しており、少なからず市の税収の貢献は、少なからずはあるというものと考えております。また、指名願いの受付の条件といたしまして、事業所としての業態をなしていないものには、資格を与えない旨を先ほどの入札参加資格申請書提出要領に規定しておりますので、そのような業者は受付の段階で排除されるものと考えますが、万一、事実と異なる内容の申請をした場合は、建設業法違反となるため、申請内容は事実であるというふうな認識のもとに行なっております。ですからすべての業者の実態把握はなかなかできていないのが現状でございます。

なお、指名を多く受けることを目的に営業所を設置しているだけで、実際には営業の実態がないような悪質な業者がいるなどの情報を得た場合は、すぐにその実態を調査することとしておりますし、実際に職員が行なっております。指名願いを出される業者につきましても、さまざまでありまして、中小零細の企業も多く、事務員などを雇用できないなどの諸事情があられますので、市内居住の事務員を雇用するなどを条件にするというのはなかなか厳しいのかなというふうな感じもいたします。

今後につきましては、指名願いを受け付ける段階で実態調査をする必要が確実にあるというふうに判断した場合は、有資格者として登録する前に、実態調査を行なうような方法も検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 指名業者につきましてはですね、やはり玉名市内で実際活動しておられる、事務所構えておられるところにてできるだけ指名をしてですね、やはり電話1本置いて、転送で電話を受けるとかということもございますので、2年に1回のその審査、再審査のときにはできるだけチェックをして、よろしくやってもらいたいと思います。

伊子部長にさっきもう上げるのちょっと忘れちゃったけども、この開発行為をするときに必ず県からもですね、ユニバーサルデザイン7原則というのがございますね、これについて必ず指摘があると思うんですね、だからその7原則に匹敵するようなデザインで、ユニバーサルデザインでお願いしたいというお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時47分 散会

第 4 号

3月9日 (水)

平成28年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成28年3月9日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾 嘉男 議員
- 2 5番 城戸 淳 議員
- 3 13番 福嶋 譲治 議員
- 4 9番 江田 計司 議員
- 5 7番 嶋村 徹 議員
- 6 2番 多田隈 啓二 議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾 嘉男 議員
 - 1 職員人事について
- 2 5番 城戸 淳 議員
 - 1 ごみの減量化と再資源化について
 - (1) ごみの減量化における市の取り組みについて
 - (2) 循環型社会に向けての市の見解は
 - 2 旧庁舎跡地利活用について
 - (1) 基本構想について
 - (2) 玉名市中心市街地活性化基本計画について
 - (3) 広報たまなでの計画告知について
 - 3 市民会館建設について
 - (1) 基本計画の必要性について
 - (2) 景観条例と建設位置について
 - (3) 排水計画と建設位置について
 - 4 玉名市人口ビジョンと、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - (1) 計画の経緯について
 - (2) 将来の玉名のビジョンを問う
- 13番 福嶋 譲治 議員

- 1 アウトドア・スポーツツーリズムについて
 - (1) 玉名市におけるアウトドア・スポーツツーリズム推進の現状は
 - (2) 現在設定されているトレッキングコースやフットパスコースについて
 - (3) 熊野岳にトレッキングコースをつくる計画について
- 2 「玉名市地域自治区の設置等に関する条例」の廃止後の対応は
 - (1) 条例廃止後の岱明、横島、天水地区への対応について問う
- 4 9番 江田 計司 議員
 - 1 旧庁舎跡地及び周辺開発計画について
 - 2 大正開漁港跡地の太陽光発電の借地について
- 5 7番 嶋村 徹 議員
 - 1 高齢者の交通事故対策について
 - (1) 高齢者の交通事故対策のために、地域の公民館での講習を要望する
 - 2 J R大野下駅北側にある友田川の環境保全について
 - 3 扇崎・大野下地区農地整備事業に伴う用水源の確保について
- 6 2番 多田隈 啓二 議員
 - 1 玉名市静光園老人ホームについて
 - (1) 建設時の発注状況について
 - (2) 里道を不法占拠していた認識はあるか
 - 2 農地整備について
 - (1) 農地基盤整備促進事業について
 - 3 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」について
 - (1) 玉名市での担い手3法（品確法、建設業法、入契法）の取り組み、周知方法、また周知度や実施状況について
 - (2) 工事等の設計条件と実際の市場での労務や資材の実態が相違する場合の反映方法と反映度は。また、協議方法と最終決定権と責任の所在は
 - 4 玉名市の水道事業について
 - (1) 上水道整備計画について

日程第2 市長提出追加議案上程

議第46号 普通財産の無償貸付けについて

日程第3 提案理由の説明

議第46号 普通財産の無償貸付けについて

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（23名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	5番	城戸淳君
6番	西川裕文君	7番	嶋村徹君
8番	内田靖信君	9番	江田計司君
10番	田中英雄君	11番	横手良弘君
12番	近松恵美子さん	13番	福嶋譲治君
14番	宮田知美君	15番	前田正治君
16番	作本幸男君	17番	森川和博君
18番	高村四郎君	19番	中尾嘉男君
20番	田畑久吉君	21番	小屋野幸隆君
22番	竹下幸治君	23番	吉田喜徳君
24番	永野忠弘君		

欠席議員（1名）

4番 徳村登志郎君

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長兼情報管理課長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に申し上げます。あさって3月11日をもちまして、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から5年を迎えます。この震災でとうとい命を奪われた多くの方々の無念の思いと、最愛の御家族を失われた御遺族の皆さまのお気持ちを思うと、今なお哀惜の念にたえません。来る3月11日、政府は国立劇場において、天皇皇后両陛下御臨席のもとに、東日本大震災5周年追悼式をとり行うこととしております。また、追悼式当日は、被災地である岩手県、宮城県、福島県の各県の多くの自治体を初め、列島の各地で鎮魂の祈りを込めた追悼式典が行なわれるほか、地震発生時刻であります午後2時46分には、国民を挙げてそれぞれの場所で黙祷をささげられる予定であります。

玉名市議会といたしましては、追悼式当日が休会でありますので、本日ここに弔意を表明することとし、議場において全員で1分間の黙祷を捧げ、追悼の意を表したいと存じます。

それでは、この震災により、犠牲となられたすべての方々に対し、謹んで哀悼の意をささげますとともに、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をいたします。

全員、御起立願います。

[全員起立]

○議長（永野忠弘君） 黙祷。

[黙祷]

○議長（永野忠弘君） 黙祷を終わります。

御着席願います。

[全員着席]

○議長（永野忠弘君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） おはようございます。

本日の議会一般質問に先立ちまして議長のお許しを得、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位に深く感謝申し上げます。

あの未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から明後日で5年目を迎えることになりました。警察庁のまとめによりますと2月10日現在、死者1万5,894

名、そして今なお2,562名にも上る方々の行方がわからない状況でございます。また、復興庁によりますと17万8,000人にも及ぶ方々が、いまだ避難生活を余儀なくされておられます。ここに改めて亡くなられた方々への御冥福をお祈りいたしますとともに被災されたすべての方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

普段と変わらぬ日々を暮らす私たちにとりましては、被災された皆さまが健康な心身を取り戻していただくとともに、一刻も早い安定した生活基盤の立て直しを願わずにはられません。行政といたしましては、この震災で得た教訓を防災対策に生かしていくことが、とうとい命を落とされた犠牲者の鎮魂につながるものと信じております。

いましばらくは寒い日が続きますが、やがて暖かい春がまいります。被災地の皆さまには夢と希望が持て、健康と幸せを取り戻せる日が一刻も早く訪れますことを心からお祈り申し上げ、大震災から5年に当たってのあいさつといたします。

本日は、貴重な時間を賜りありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 皆さん、おはようございます。19番、中尾嘉男でございます。

早速、一般質問をいたします。

まずですね、職員数についてお尋ねをいたします。

平成27年度、非常勤職員、臨時職員を含む職員数、また、28年度非常勤職員、臨時職員含む職員数の予定数。それから平成27年度退職者に対して28年度採用予定者数、また、27年、28年、人件費はどのくらいなのかお尋ねします。

また、現時点での管理者の職位別の人員はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

続いて異動についてお尋ねします。異動については、基本、何年ぐらいなのか、異動は何を基準として異動をするのか。また、本人の希望する部署は有するのかお尋ねします。

続きまして、昇進についてお尋ねします。どのような基準で昇進をするのか。また、管理職に占める旧町出身者の割合どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

中尾議員の職員人事についての御質問にお答えをいたします。

まず、本市の職員数につきましては、平成27年度2月末日現在で、正職員513名、再任用職員8名、任期付職員3名、非常勤職員202名、臨時職員21名となっております。平成28年度当初は、あくまでも見込み数でございますが、正職員499名、再任用職員16名、任期付職員2名、非常勤職員と臨時職員につきましては、平成28年4月1日時点での正確な実人員数は不明でございますので、平成28年度中に任用予定の延べ人数で申し上げますと、非常勤職員290名、臨時職員219名という予定でございます。

次に、人件費総額の見込みといたしましては、平成27年度は48億6,200万円、平成28年度が45億9,800万円でございます。なお、本市においては任用期間を非常勤職員で最長1年、臨時職員で5カ月と定めております。

次に、平成27年度退職予定者数は30名、28年度新規採用予定者数は14名でございます。

現時点での管理職の職位別人数につきましては、部長11名、主席審議員1名、課長37名、審議員6名、計55名で、うち女性職員が課長職に3名、審議員職に1名という状況でございます。

職員の人事異動につきましては、例年10月ごろ退職予定者を除く、正規職員に身上報告書を提出してもらっており、また、11月には、各部課長を対象として人事に関するヒアリングを行っており、この身上報告書と各部課長からのヒアリングの内容をもとに人事異動を行っております。身上報告書に記載された異動希望や職員の家庭事情、本人の病気等の状況、資格や適性を考慮しながらのおおむね3年をめどに基本的には経験年数が浅い間は幅広い分野に、高齢になるにつれてそれまでの経験や適材適所の視点での配置を行っております。

次に、どのような基準で昇進するのかという御質問でございますが、当市では平成24年度から人事評価を本格実施しております。平成28年度からは、前年度を除く過去3年間の人事評価の結果を昇任の一要素とすることとなっており、これとあわせて各個人の勤務状況や所属長の意見、経験年数を参考に、上位の職でも通用する能力や経験を備えているか判断し、昇任する職員を決定しておりますが、このことは部長職への昇任に関しても同様でございます。

なお、管理職に占める旧町出身者の割合につきましては、現時点で部長11名中、岱明町2名、天水町2名、課長37名中、岱明町5名、横島町7名、天水町5名、課長補佐51名中、岱明町11名、横島町4名、天水町4名、最後に主幹職4名は、岱明町、

横島町それぞれ2名という状況でございます。

今後も地域のバランスや比率を考慮しながら、適所への配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 再質問を行ないます。

時間外勤務の条件について、時間外については、どのようにしてるのか。また、何時間ぐらいしているのかお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員の時間外勤務の状況についての再質問にお答えをいたします。

時間外手当につきましては、まず所属長から職員に対し、時間外勤務命令が出され、その命令により勤務を行ない、勤務実績によって時間外手当が支給されるものでございます。

これによる時間外勤務時間につきましては、平成27年4月から平成28年1月における全職員の総計が2万5,826時間、職員1人当たり平均49.2時間という数字となっております。部署によっても時間数のばらつきがございますが、例えば、建設部のある部署では1人当たり85時間、産業経済部のある部署では1人当たり78時間といった状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） あのですね、ただいまその時間数の説明がありました。

この2万5,826時間、これが27年4月から28年の1月にかけてですね、10カ月という間で、その平均の49.2時間、それとですね、例を述べて言われましたが、建設部のですね、1人当たり85時間、それと経済部の1人当たり78時間、これは多いんですか、少ないんですか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 再質問にお答えいたします。

職員のですね、1人平均が49.2時間ということでございますので、建設部、産業経済部あたりでは、多いのかなというふうに、感覚でおります。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 多いということであればですよ、やはり職員不足がやっぱり考えらるっとじゃなかですかね、最近ではいろいろその機構改革やなんやでですね、もう28年度もどしこだったかな、499人かな、そういう形で、だんだんとその職員数が減っております。それによって仕事ちゅうのはふえつつあるとじゃなかかなと思います。そういうことで、特にその事業課なんかはですよ、1人当たりのその自分のその責

任持ってする仕事の範囲内が、やっぱり幅広くなってですね、このようなその残業の時間が出とるんじゃないかというふうに思うわけですよ。それで先ほどの説明では、大体合併して10年間は退職者の3分の1というようなことで決まっておりましたけども、合併して11年の28年度は14名ですか、通常よりも4名ふえたということになっておりますけれども、やっぱり1人当たりの時間、やっぱりその残業の、午前8時半から午後5時15分まで、精いっぱいその仕事をしてですよ、それになおかつまた残業というようなことで、前田議員のほうからもそのサービス残業ですね、これが指摘がありましたけれども、ちょっと把握できないような、その答弁じゃなかったかなというふうに思いますけれども、この辺やっぱりその職員数の減少、これはどのように職員数に今後考えてありますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

職員数が不足してるんじゃないかというふうな趣旨だったと思いますけれども、議員も申されましたけれども、合併協議会の中で、申し合わせ事項ということで3分の1の採用を行なってきております。平成28年ですね、今年の4月1日時点で、504人という目標をですね、達成できたわけでございます。今後はですね、職員数に3分の1にこだわらず、組織全体の業務量、それから内容をですね、精査をして適正な人員配置にやっていくべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） それじゃですね、質問をまたいたします。再質問をですね。

旧町と旧市出身の職員のその合併時の給与差額ですね、今のどのようになっているのか、なんか説明では、もうその差額はないというような話だったけれどもですね、これ私がなぜこの質問するかといいますと、旧町出身の職員のほうからですね、以前は給料明細書ですか、これにその記載されとったというようなことでした。そのしばらく、これ年に1回ですのでですね、何年かたつうちに、もう何か消えとったと、それでもう終わとつとだろなどと、私が聞いた職員さんは、そのように申し上げておられてました。私が思うのは、今現在どうなってるかということと、そういう待遇の職員さんですね、この人たちが、その完全に把握しとるのか、してないのかですよ、いつまでもらえる。幾らもらえるというその合併時にこら個人個人の多分あったんだろうというふうに聞いてますのでですね、その辺を明確にわかればちょっとお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員の旧町と旧市出身者の給与格差についての再質問にお答えいたします。

議員御質問の合併後の職員の給与とは合併協議会で承認され、当時の総務分科会で決められたところの職員給与の格差是正についてのことであろうかと理解をいたしております。この格差是正は、合併特例法の中で定められていた、公正処理の原則に基づいて実施してきましたが、職員ごとの経験年数や年齢により、新市のルールに基づいて計算した給料月額が、職員一人一人に定められていたところであります。その定められた給料月額が、実際に支給を受けている給与月額よりも上回る場合で、一定額以上の差額がある職員を是正の対象者として、1回の定期昇給に最高4号給を上乗せし、公正に調整を続けてきたところでございます。

当初18年4月1日に調整を実施した職員は79名でございましたが、是正対象となる職員の退職を初めとして、昇給や昇格、合併時に算出された給料月額よりも実際に受けている給料月額が上回ってきたという状況もございまして、平成23年1月1日に実施した職員は9名となり、平成25年1月1日をもって全対象職員の格差是正が完了したところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 各対象者ちいいますか、その該当者ですね、これのその把握はしてますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 先ほど、人数を申しましたけれども、対象職員の把握はしているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ちょっと私の説明がいまんとはいかんかったな。

対象者職員がですよ、個人個人が把握をしてますかということですよ。これに関して。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 給料明細をですね、それぞれの職員には配付をしますので、その辺で職員もですね、把握をしているものと思っております。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） このことについてはですね、やはり同じその職場で、机を並べてですよ、その仕事をやっとならぬ中で、やっぱり旧玉名市の職員さん、もともとその基本が高かったけんですね、その差額は当然出るけども、本当いつときは、その町出身の職員さんたちはですね、やっぱり気持ちはよくはなかったんですよ。それで話を聞いてみると、1年に1回というようなその差額に対してですね、支給というようなことでした。もう平成25年でもう完了したというふうな説明ですけども、これに対しては以上で終わります。

続いてですね、人事異動についてお尋ねします。再質問いたします。

ただいまの説明では、おおむね3年、また、身上報告書を各その個人からとつとると、希望をですね、それであれば、その本人希望の異動ですよ、どのくらいの人たちが自分が希望する職場といいますか、部署のほうに異動されとるか。それとですね、この4月1日に異動がありますね、新しく。この異動で大体何人くらいの方が異動されているのかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の再質問にお答えをいたします。

人事異動におきましてどれくらいの職員が希望通り異動できるのかということでございますけれども、平成27年4月1日付の人事異動におきましては、131名の職員が他部署への異動の希望がっております。そのうち37名が希望に沿った部署への配属ができたところでございます。それから本年度何人異動するかということでございますけれども、今現在ですね、その異動の準備をしておりますので、その何人くらい程度になるかは、ちょっと今のところは確定しておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 大体なら、3分の1くらいは異動すつとですね。そのうちの130人中37名が本人が希望するところ、これは多いんですか。37人に対しては、希望者どおりの異動ちいうことは、率から言うて多かほうですかね。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の再質問でございますけれども、一応、131名中37名でありますので、3割、4割ということですね、多い、少ないちょっとわかりませんが、大体希望に沿った形ですね、異動はしていくべきだなというふうには思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） でくるだけ、本人の希望の職場のほうの異動をですね、かなえるように極力お願いをしておきます。

続いてですね、再質問しますけども、女性管理職がですね、3名だったですかね、

○総務部長（西田美徳君） 4名。

○19番（中尾嘉男君） 4名ですか。3名と1人だったかな。ちょっと少ないと思うわけですよ、うん。やはり今どこの部署の課長さんがおられるのかちょっと私もわかりませんが、わかればその辺までちょっと説明をお願いしたいと思います。

また今後ですね、この女性の管理職ですね、やっぱり私は10人くらいおってもかまわんとじゃなかなかなというふう思うとですよ、やっぱりそっだけのやっぱり人材がこう見た感じにどうもおられるような思いもします。その辺に対して答弁よろしく。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員の再質問にお答えをいたします。

女性を登用すべきではないかというふうな趣旨でございますけれども、現在4名というところで、7.2%管理職になっております。登用につきましては、第2次玉名市男女共同参画計画というのがございます。それではですね、管理職に占める割合を10%ということで目標を掲げております。そういうことですね、今後も職員の意欲と能力を把握に努めてですね、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、わかりました。

続けて再質問いたします。先ほど、説明の中で、答弁の中で、人事評価ということが出てきましたね、これはどのようなものか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 人事評価につきましてはですね、本人のですね、まず、自己評価、それから課長、管理監督者の1次評価、2次評価という形でしております。これは国のほうでもですね、人事評価についてこれを活用、昇級とかですね、昇格に活用しなさいというふうな法もできております。それに基づいてですね、うちのほうは平成24年度だったですかね、に前倒しでこうやってるわけでございますけれども、そのような調査をやってですね、適正な人事管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 再質問ですけれども、その人事評価ですね、これはどういう人がこれに携わってですよ、何人ぐらいでされているのかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 再質問にお答えをいたします。

何人ぐらいというとはですね、全職員を一応対象にしております。評価につきましては、それぞれの2次評価者が、その部署の課長補佐とか課長ですね、管理職についてはその部長とかですね、副市長まで1次評価、2次評価というふうにありますので、いけば全員で、全課、全庁挙げてですね、行なっているという形で考えていいと思います。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ちょっと1つ漏れとったな。再質問ですね、非常勤職員と臨時職員の違いですね、これば1つ説明をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 非常勤職員と臨時職員の違いについてお答えをいたします。

現在本市においても、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、任期付職員や臨時・非常勤職員といった多様な任用、勤務形態を活用しております。

議員お尋ねの、一般職の非常勤職員と臨時職員の任用等については、それぞれ地方公務員法第17条と第22条において規定されているところでございます。本来、フルタイムの職員は正規職員として、短時間勤務の職員は非常勤職員として任用すべきでございますが、業務の都合上、臨時的、緊急的に職員が必要な場合、正職員を急に採用することはできませんので、期間を定めて任用する職員が臨時職員というふうになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ありがとうございます。

それではですね、また再度再質問に入ります。部長についてですね、今現在、横島町出身は不在なんです。またですね、個々におられる部長さん、岱明町、天水町出身の方、今現在ですね、この方の退職後はですね、年齢が大分若くなってくるわけですね、このことについてですよ、どのような考えをもってられるのかお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 部長職、管理監督職の配置ということでございますけれども、当然ですね、基本的には地域のバランス、比率を考慮しながら、適所への配置に努めていかねばならないというふうに思っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ありがとうございます。

よかこつば部長言うてくれたな。やっぱりバランスということば言いなはるならですよ、やはり旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町、そっだけの職員さんがおられるですよ。1人ずつでもやはりもってくるのがそのバランスという、今総務部長がおっしゃったそのバランスじゃないかというふうに私は思いますけども、これはまた、再度市長にお尋ねしますので、答弁は入りませんが、そういうバランスちゅうことば言葉に出してさるつとであればですね、やはりそれをきちっとした形でやってもらいたいなと思います。

この再質問でですね、ちょっと関連でお尋ねしますけれども、昨日も全員協議会の中でですね、会計管理者が部長から課長へのその交代というようなことで、部長職が不在になるわけですよ、もうのうなるわけですよ、私がきのうもちょっと全員協議会の中で質問をしましたがけれども、私はそんな腑に落ちらんわけですよ。今までそのやはり三役という形でですよ、そのおられた中で、なぜ今回28年度から会計管理者はその責任重大な職であるにもかかわらずですよ、一課長でいいんですかね。これは普通のその

職員さんと違ごうてですよ、直接お金も動かしですよ、本当責任重大な中でも、職員の中でもやっぱりその辺が一番重大じゃないかというふうには思うわけですよ、またですよ、その皆さんは部長級の人たちが、こう議会でこのように出席されてますね、聞いてみると、この会計管理者は課長で今から先は議会に出てくると、そういう中で答弁もやっていくというふう聞いております。先ほどのその私が先ほど申しました合併時の格差問題ですね、給与の。そういう観点から見てですよ、今度どなたがその管理者になれるかわからんけども、そういう中で自分1人格差の低いですよ、格差がある人間が出てきてですよ、いい気持ちしますか。ちょっと私は、矛盾しとつですよ。それで、今、28年でそういう体制をとられるとならですよ、何でもっと早くとらんだっただすかね、この辺がどうも私は腑に落ちません。これは企画部長か、総務部長か、どちらでもいいですので、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 会計管理者についてでございますけれども、会計管理者を非常に重要なですね、責任を持ったポストであるというのは十分認識をいたしております。昨日ですね、全員協議会の中でも説明があったと思いますけれども、他市でもですね、会計管理者は課長職でというところもあります。その他市の状況を見てもですね、十分対応ができていているということを聞いておりますし、庁内でもですね、大分検討をいたしました。そういう検討の中でですね、会計管理者を課長職とすると決定したところでございます。議員が言われるように、議会にもですね、今までどおり課長職として出席をしていただくといった形で考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ありがとうございます。

それではですね、最後に市長のほうにお尋ねをいたします。今までの質問をやってきた中でですね、まずもってその事業課の職員の残業ですね、多いか、少ないかと聞いたときにやはり多いというような回答でした。これはやはりその人員不足かなというような気がします。その点が1点とですね、それと女性職の管理職ですね、女性の管理職、今現在4名というようなことでした。これをやはり先ほど申しましたように、10人、希望は私は10人と思うけども、より多くですね、女性の職員さんの管理職というのを目指してもらえればというふうに思います。

それとですね、最後になりますけれども、出身のその各町出身の部長級ですね、今、総務部長はバランスを取ってやっていくというふうなことをおっしゃっておりますが、最終的には市長の権限ですよ、これは。これ当然ですよ。その辺をバランスよくですよ、やはり1人ずつでもいいですから、3町からはやっぱり部長級を出してもらいたい

と思います。これはなぜかという、やはりその職員の希望にもつながるとですよね、そういう中で、やっぱり1人1人の職員が、やっぱり希望に満ちてですよ、行かなければやっぱりこの玉名はよくなっていかんと思います。1人1人の職員の力がですね、結集されて、やはりいい市といい町と、どんなにその上からですね、やれやれて言うても、これは難しい問題じゃないかと思います。そういうことで、まあまじめにやっければ、仮に横島町出身、岱明町出身、天水町出身でも部長にならるるばいなという思いがもたれます。ぜひですね、今後、今からだろうと思います。28年のその部長のことについてはですね、よければその地域のバランスということも一つ加味されてですね、いってもらいたいと思います。

答弁をよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 中尾議員の質問にお答えいたします。

残業が多い部分もありますし、また、少ない部分もあるという、これは今まで合併をいたしましてから3分の1採用というふうな形で、今続けてきておりまして、当時約700人の職員が、今現在では500人に減ってるというような状況であります。これも行財政改革の一つの中で進めてきたことでありますので、これに沿って、これは人数の削減というのはできたというような状況でございますけども、それによって仕事の大変な部署も出てきてるのも現実かなというふうに思っておりますので、これから採用につきましては、そういったものをバランス的に考えながら採用していかなければならないのかなというふうに思っておりますし、また、女性の登用ということでもありますけども、これはあくまでも管理職になる前には課長補佐という経験を積まなければならないというようなことがございます。いきなりというわけにいきませんので、そういった管理職がふえるような人事配置をしながら、やはり目標、男女共同参画社会の目標でございます10%は、やはり当然、近いうちにクリアしていくのが当たり前だろうというふうに思っておりますので、そういった面では女性の管理職はふえるような体制をつくるように、今努力をしているところでございますので、それが少しずつ結果が出るように、今後努力してまいりたいなというふうに思っております。また、地域的な配置で部長をとというようなことでありますけども、これは当然ながら、やはり地域的なことも考えなければならないし、また、その人事評価というものも考えなければならないと、そういったもののバランスを考えながら、最終的には管理職ということでございますので、適材適所に努めて配置を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 市長の答弁をもちまして、また、それに対して期待をもちまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 皆さん、おはようございます。5番、新生クラブの城戸です。よろしくお願ひいたします。

きょうは朝からですね、少し雨が降りまして本当に傍聴者の皆さまお疲れでございませう。きのうと違って少し寒くなってきておりますけど、頑張ったいと思ひます。

議会が始まる前に、先ほど黙禱を皆さんでしましたけど、2011年だったですね、2時46分18秒に東日本大震災が発生して、あさってで5年がたちます。時の流れとともにですね、日常を取り戻すことができる人も多い反面、まだまだ困難な状況の中、復興への長い道のりを覚悟しながら、必死に頑張っている人がたくさんおられます。昨年、11月18、19日で、全国市議会議長会に前議長の作本議員、そして西川議員、私と福島県のほうに研修に行きました。研究フォーラムということに参加してですね、少し前置きが長くなりますけど、お話しさせていただきます。地震から津波まで、一番早く津波がやってきたのが大船渡市の北部でした。30分ぐらいなんですね、大船渡市から釜石市、宮古市、この方向へ30分から40分ぐらいのうちに、瞬く間に襲いかかったそうです。そしてその後、意外にも、第一原発となった福島県のほうは、相馬市だとかこちらのほうはですね、4、50分で来ているんですね、そして中央、一番正面である仙台平野のあたりは1時間ぐらいかかっています。そして60分、70分で、ひたひたと水が押し寄せてきている状況だったそうです。そして、「釜石の奇跡」というのがあります。これはですね、全く奇跡でもなんでもないそうです。というのは2000年の経験値がもたらした対応だそうです。釜石市の北入江の鶴住居町のあたりに山際に中学校と小学校が並んでいました。中学校でサッカーをしていた子どもたちが地震の揺れ、結構多い、しかもグラウンドに亀裂ができたんです。これはただごとではないと、このお兄ちゃんたちが、声を上げて先頭を切って高いところに向かって走り始

めたんです。そしてもう1つの山際にあった小学校の先生は、初めは子どもを3階に上げたら安全だろうと思って、3回に避難させようと動いたんですけど、中学校のお兄ちゃんが山に走って行くのを見て、「そうだ、やはり津波に対しては高台に行くことが大事だ」というふうに思い返してですね、小学生もあとを続いて高台に走って行ったそうです。おかげでこの中学校、小学校、教職員、全員が助かったそうです。これは釜石市の奇跡というよりは、普段からそういう教育をやっていた教育の勝利だといわれております。逆に1万8,500人あまりの犠牲者のうち、非常に心が痛むのが、人のお世話をしようとした人が犠牲になっているんです。警察官30名、消防士が27名犠牲になりました。そして一番多いのが消防団なんです。消防組織を自発的であって、消防団は民間からサポートする。日ごろ自営業や会社員をやったりした人がはっぴを着て何かのときに協力する。この人たちも消防自動車を持ってる場合が多いです。消防団の人たちはマニュアルがあるんですね、地震が起きたら何をするのか。まず水門を閉めていくんです。消防車に乗って、サイレンを鳴らして行って、そしてそれをしっかり閉める。ボタン1つで閉まるところはありません。手動で閉めていくんですね、地震によっては地盤が沈み、ゆがみが出てなかなか閉まらないこともあります。しかしほとんどの場合大体15分ぐらいかかるそうです。15分済ませて町へ帰ってくると驚いたことに、まだ顔見知りの町の人たちがうろうろされているそうです。「何をしてるんだ、早く逃げなきゃだめじゃないか。」と行って中心街を追い立てたら、まだ海側にも人がいるというのを聞いて、そちらのほうに回っていったら、そのうちに自分も津波に巻き込まれて、消防団の人が254名犠牲になったそうです。これは震災後消防団について、新しいマニュアルができたそうです。それは15分、20分たったら、消防団はみずから避難しなければならないという方針がなされています。結論としてですね、都市をつくったらつくったで、もう一度その中でコミュニティーを人々のきずなを結びつけてつくっていかないと、何かのときには支えにならない。安心・安全のためにやっぱり共助が決定的に大事だろうと、そのときのフォーラムの中で講演をされました。そして今、現在としては道路や施設、交通などの面、インフラは復興は早く進んでですね、これからいよいよ仮設住宅に住む約10万人の住まいの移行が始まります。まちづくりが本格していきます。また、福島県内ではがれきは30万トン、その未処理が24万トンまで減少しています。全体では福島県ではなく、被災3県では2015年1月31日時点で、災害廃棄物が99.9%、津波堆積物が99.3%の値が出ています。岩手県で584万トン、宮城県で1,930万トンは2014年3月にがれきの処理は終わっております。また農業では被災3県の稲作作付面積は、昨年10月現在で震災前の94%まで回復をしております。岩手県及び宮城県でも震災前とほぼ同じレベルまで回復し、福島県では震災前の85%まで回復をしています。本当に被災地は頑張れと願うばかりであり

ます。それでは前置きが長くなりましたけど、通告に従いまして、今回4項目質問をいたします。

まず、1項目目はごみの減量化と再資源化についてです。最初のごみの減量化について9点質問します。

ア、玉名市のごみ量の各年度と推移。イ、収集のステーション方式、各行政区域の場所はどれだけあるのか。ウ、収集コンテナ方式団体は何団体あるのか。エ、収集に関してお店と住居が一つの建物の中でのごみの収集の見解はどうなのか。オ、生ゴミのリサイクルの見解はどうでしょうか。カ、ごみの減量に関する地域説明会や事業所説明会の実施とゴミ出しマナーの意識調査は行なっていますか。キ、東部環境センターでの回収の費用と玉名市の負担は幾らでしょうか。ク、東部環境センターの年間の量と事業系ごみの量はどのくらいでしょうか。ケ、今後の施設の方向と延命の考えをどのように考えているかお答えください。また、2番の循環型社会に向けての市の見解は、質問席で質問をさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

〔市民生活部長 上嶋 晃君 登壇〕

○市民生活部長（上嶋 晃君） おはようございます。

城戸議員のごみの減量化と再資源化についての中での、ごみの減量化における市の取り組みについてお答えをいたします。9点ほどをお尋ねがございましたが、順次答えさせていただきます。

まず1点目のごみの量の年度推移についてでございますが、本市のごみ処理の量は、平成24年度が1万6,860トン、平成25年度が1万7,031トン、平成26年度で1万7,279トンと人口が減少している半面、ごみ処理量は若干ではございますけれども、年々増加傾向にあります。

次に、2点目の収集ステーションの数についてでございますが、玉名市全体で約2,000カ所ございます。

次に、3点目のコンテナ回収を行なっておられる団体につきましては、行政区が22団体、環境団体が3団体の計25団体でございます。

4点目の御質問でございますけれども、事業ごみに関しましては、廃棄物処理法並びに玉名市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例第8条に定められた「業者の責務」に基づきましてみずから適正に処理するものとしていることから、一般廃棄物処理業許可業者と契約するか、みずから直接搬入することになっております。また、店舗併用住宅につきましても家庭ごみと店舗等のごみは分けて処分していただくようお願いをしているところでございます。

次に、5点目の生ごみのリサイクルについてでございますが、現時点では住民の皆さ

まに生ごみの水切りをしっかりといただき、ごみの減量に御協力いただくようお願いをしております。また、コンポストや電気生ごみ処理機などの普及を目的に、購入に対する2分の1又は上限3万円までの補助を行っております。

次に6点目のごみ減量に関する地域説明会や事業所説明会の実施の計画とごみ出しマナーの意識調査についてでございますが、行政区や小中学校などから要望があった場合は出向いて説明をいたしております。しかし、事業所説明会や意識調査につきましては、現在のところ実績はございません。

7点目の東部環境センターの改修の費用と玉名市の負担についてでございますが、総事業費は29億5,924万1,000円となっております。市の負担額につきましては、環境省の交付金内示率の関係で、不確定ではございますが、現時点での内示率で、一般財源1億8,026万7,000円のうち、玉名市の負担分は1億5,794万3,000円となっております。

8点目、東部環境センターの年間のごみの量でございますが、平成26年度は1万4,490トンとなっております。そのうち事業系のごみの量は3,878トンです。直接搬入されたごみの処理手数料につきましては、事業系が6,052万7,000円、一般家庭が437万4,000円となっております。

最後、9点目の今後の施設の方向と延命化の考えについてでございますが、現在、東部環境センターで実施をしております補修工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業を活用しており、既存の施設を有効に活用し、コスト削減を図りながら延命化対策を講じた事業でございます。今後ごみの減量化等を図りながら、適正な運用に努めることで、焼却施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございます。

このごみの減量化というのはですね、先ほど推移のほうも言われましたけど、人口は減ってごみはふえてということは、たぶん世帯数もかなりふえているのかなという気がします。世帯数がふえて、まず世帯のごみがふえてるから、人口が減ってもごみはふえてというとらえ方をしております。

また、ステーション方式といって各自治区でいろいろされとります。このやり方はですね、自治区のところに朝8時ごろから人が、区の中の班長さんあたりが当番されて実施されてるんですけど、これはこれですね、普通のごみあたりは自分の区域外にはなかなか持っていかれないということになっておりますね、そのときに、周りからいろいろ実施しとると持って来られますので、その辺は、コンテナ方式は、かなり周りの近くの人にはですね、便利になってるのかなと思います。これからですね、このコンテナ方

式の団体が、先ほど22団体と3団体ということで、25団体ありますけど、やはりごみの減量化を進めていく中で、このコンテナ方式でいろんな団体がもう少しふえてもいいのかなと、私は思っております。この辺はですね、いろいろ減量化に関しては、市民のやっぱり意識が高くないとなかなか推進していかないかなと思っております。

そして生ごみのリサイクルですけど、これはちょっと先ほども答弁はありましたが、お隣の山鹿市がですね、生ごみのたい肥化を実は断念をされております。新聞に載っ取りましたけれども、なぜ断念されたかということは、収集の段階で異物やポリ袋の混入が目立つと、たい肥化は難しいということで、判断をされて山鹿市はリサイクルじゃなくて生ごみは燃やすということに方向を転換をされております。ただこれから循環型社会を目指すのであればですね、先進の生ごみ地域も今からはいろいろ視察をしていただいて、ただ、玉名市でもですね、1回リサイクルですね、小田地区に、あそこで1回されたんですよ、ただにおいでやっぱりやめられたということですね、においがあるからやっぱりなかなか進まないという、この辺が一つの問題ですもんね、生ごみの。ただこれも将来は進めていかなければいけないのかなと、一番先ほど水を切って出してもらっただけでもかなり違うということですね、釜の傷み方も、施設の釜の傷み方も違うということですので、そう思っております。

それと先ほど、ごみの減量に関する説明会とかありましたけど、これは区の総会あたりで恐らくされているときもあります。ただ、事業者に対しての説明がですね、なかなか難しいというか、もう、例えば東部環境センター、岱明町だったらクリーンパークファイブですね、に持っていけば事業系はお金さえ払えば、もういいわけですよ、だからそのもうお金さえ払えば持っていくという、処理してくれるという考えですので、減量にはやっぱりこの事業系のごみを減らしていかなとなかなか減量化は難しいのかなと思いますので、その辺の意識の説明あたりをですね、いま一度市のほうで考えていただいて、事業所に対しての説明会もこれから先はですね、循環型社会をつくるに当たっては、お願いしたいところです。

それと先ほど、東部環境センターの改修、これは27年から始まったんですか、来年29年の3月で、この改修は終わるとされております。これは先ほど言われましたように、基幹的整備補修工事と先ほどの29億5,000万円、釜の修理とあと1つ、東部環境センターの最終処分場分土堰堤建設工事と2つを含めて、この29億5,900万円だとお聞きをしております。玉名市の負担率は87.616%だそうです。これはごみの量とか人口割りでそういうふう定められております。そこで、この循環型社会形成推進交付金というのをもらって、2分の1だそうですね、これはもう熊本市と玉名市しかこの交付金を使ってはしていないそうです。もう今はないそうです。だから、広域の方が言われましたけど、本当にこれはラッキーと言いましょうか、なかなかこれだけ

の補助金をして、するのは今から先はないということが言われました。2分の1はかなり大きいですが、そういう意味で、ただこれにはですね、二酸化炭素20%以上削減が義務づけられているそうです。温暖化対策ですね、これをして初めてこの交付金が来るそうです。そういうのと、あと東部環境センターで先ほど言いました事業系のごみは3,878トンということで、事業系のごみが東部環境センターのほうに持ち込まれているということで、ただこれですね、今、玉名市のほうが安いんですね、周りの近隣の処分料というのは。だとすれば、意外とよそから東部環境センターに持って来られる方もいるそうです。本当はこれいいのか、悪いのか、ただトラックに名前書いてなくて、あれはただもう行けば処理してくれるんですね、玉名のほうが安いそうです。少し。だからよそから持って来る人も実はいるという話も、少しは聞いております。そういうのも踏まえてですね、先ほど言われました施設の、要は問題は、施設の軽減するためには、先ほど補修もあれだけかかって、15年間で補修なんですね、東部環境センター。クリーンファイブ、あそこは10年です、今。長洲町ですね。で、また、これに改修するためには、莫大な金額、先ほど莫大な金額がそのときに果たして補助金があるのかというのがありますので、この施設のほうと延命化というのは、今からせつかくを改修して、いかに延命をさせるかということに関しては、一番大事じゃないかなと思っております。これには、次の質問にも重なりますけれど、やはり昔は、玉名市はプラスチックを燃やして、東部環境センターで燃やしたんですね。プラスチックを燃やすことは、釜の傷みがものすごく激しいんですね。これをプラスチックを燃やさないようになったのは、玉名市はよそから比べてみたら早いそうです。早く取り組まれとったです。これにはですね、私も聞いておりますけど、その当時の山口課長ですかね、環境整備課の課長でいらっしゃった山口さんが、今度退職されるということですけど、本当に一生懸命そういうのをしてですね、プラスチックを燃やさないということを、もう熊本市あたりは同時期ぐらいだったそうです。今プラスチックを燃やさないから、そういう延命化にされて、なおかつリサイクル率も高くなるということということで、本当に当時の山口課長にはですね、敬意を表したいなと私は心から思っております。そしてまた、ごみにはですね、紙がやっぱりよそはもう燃やしてないんですね、もちろん玉名市も紙のリサイクルはあります。ただ燃やさない、熊本市あたりはもう一切紙は燃やさない。釜が傷むからですね、そういうので、延命もされているそうですので、その辺は次の循環型社会というところの質問にもかぶりますので、それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番ですね、循環型社会に向けての市の見解はということで、4つ質問します。まず、ア、ごみ処理基本計画は、玉名はどうなっているのか。イ、リサイクルごみの年間の推移とリサイクルの資源物の種類はどれくらいあるのか。そして、ウ、市の機密文書の取り扱いと年間の処理費用ですね、機密文書といいたまいますか、5年、10年、15年と

か保管しているやつですね、機密文書は恐らくその場でシュレッダーにかけられてリサイクルされてるのが多いと思いますけど、その取り扱いと費用はどうなっているか。

最後に、ごみの減量とリサイクル推進による計画はどのようになってくるのかお答えください。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 城戸議員の循環型社会に向けての市の見解の再質問の中で、機密文書の取り扱い以外の3点につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目のごみ処理基本計画についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画を構成市町及びごみ処理施設を管理する有明広域行政事務組合で、平成24年12月に作成をし、その内容を示しております。この計画の基本理念といたしましては、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制、いわゆるリデュース、それと再使用、リユース、再生利用、いわゆるリサイクル、この3R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環型利用を促進していくものとしています。

次に、資源ごみの年度推移につきましては、コンテナ回収分を含んだところでございますけれども、平成24年度が1,805トン、平成25年度が1,669トン、平成26年度で1,595トンとなっております。資源物の種類としましては、瓶類、缶類、新聞・チラシ、その他紙類、紙パック、ペットボトル、布類、段ボール、プラスチック類となっております。

次に、リサイクル推進の計画につきましても、今後も先にも述べましたように、リサイクルを含む3Rをさらに推進していくとともに、市民の皆さまへごみの減量化と分別のさらなる徹底をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員御質問の市の機密文書の取り扱いと年間の処理費用はについてお答えをいたします。

本市の場合、文書の区分において機密文書を明確に定義するものはございませんので、保存期間を定め、文書倉庫に保存する文書を「保存文書」として、保管を要しない文書又は当該課で保管している常用文書で、保存する必要がない文書を「非保存文書」として、個人情報等を含む文書又は秘密を要する文書を「秘密文書」として回答させていただきます。

まず、1点目の文書の取り扱いでございますが、「保存文書」と「非保存文書」とでは、廃棄処分の方法が異なっております。保存文書においては、保存期間満了まで文書倉庫にて、薄冊方式により保管し、毎年6月中旬から、7月上旬にかけ文書整理を行な

うとともに、保存期間が満了した保存文書については、廃棄処理を行なっているところ
でございます。なお、廃棄処理については、情報の漏えいがないように、職員により東
部環境センター又はクリーンパークファイブに持ち込み、焼却処理を行なっているところ
でございます。

次に、非保存文書については、随時廃棄処理を行なっておりまして、特に非保存文書
のうち、秘密文書等については、ペーパーシュレッダーにて裁断処理を行なっているところ
でございます。ペーパーシュレッダーにて裁断処理を行なった秘密文書等は本庁舎
敷地内のストックヤードに一時的に保管し、古新聞、段ボール、書籍等とともに、市と
契約の古紙回収業者が定期的に改修し、古紙の原材料としてリサイクルしているところ
でございます。

2点目の年間の処理量及び処理費用についてでございますが、保存文書の廃棄処理量
は、市の指定ごみ袋45リットル用で約500袋の2万2,500リットルでございます。
これに要する費用としては、指定ごみ袋代の約1万3,000円となります。なお、
頭部環境センター又はクリーンパークファイブでの処理費用は、市の指定ごみ袋である
ため無料となっております。

次に、秘密文書等の廃棄処理量は、市販のポリ袋90リットル用で約700袋の6万
3,000リットルございまして、これに要する費用としては、市販のポリ袋代の1
万8,000円となります。なお、古紙回収業者への費用については、有価物であるこ
とから、無料にて契約を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございました。

まず、このごみ処理基本計画というのは、ちょっと私はここに熊本市のをたまたま持
ってますけど、先ほど言いましたように、年間の目標を立ててやはりされていると、循
環型社会に向けては、年間の目標値をつくってされていると。

それとあと一つ、東部環境センターというか有明広域行政事務組合ですね、有明広域
行政事務組合もちゃんとした計画があります。それに基づいて補助も出たからそうい
うのをつくってらっしゃるというのをお聞きしました。これありますね、抑制をしてとい
うことで、家庭ごみと事業系ごみ持ち込み手数料を徴収することによって、また、指定
袋によって料金徴収を行なっているということで、この中身にはですね、処理が、例え
ばこの有明広域圏でいきますと、11万4,762人になりますので、その排出量は
23年度で2万7,754トンです。この目標が32年度に目標を設定されておしま
す。これが2万5,700トンまで下げるといふ、パーセントでマイナス7.4%ぐら
いしか、目標値は少ないですけど、これもかなりの目標値削減ではないかと。こういう形

で有明広域行政事務組合ではつくってらっしゃるので、玉名市もどっちかという、広域は広域であるんですけど、どういう計画でしていくのかというのは、やはり今、どっちかという玉名市は処理実績というか、案内みたいな形で、こういう実績表が東部環境センター出てますけど、1枚もんの。こういうんじゃないで、ちゃんとした有明広域行政事務組合と相談されて計画をつくったらどうかと思っております。

それと、リサイクルはですね、資源物は業者あたりもおりますので、リサイクル率を高めるためにはどうしたらいいかというのは、先ほども言いましたように、一般市民、そして事業者も協力しないとなかなかこれはふえていかないということで、循環社会型に向けては、この辺は意識、先ほど言いました意識の問題じゃないかなと、私は思っております。

そして先ほど言われました市の保管文書といいますかね、機密文書じゃなくて。それは近隣をちょっと調べてみたんですね。周りは、荒尾市がまずほとんど燃やしてない、熊本市に1件だけ溶かす、溶解ですね。これはもう多分、総務のほうも1回見学行かれたと思いますけど、そこに行って溶かすやつですね、紙を。これが荒尾市はすべてそうされております。それと病院、銀行、そういう行政ですね、行政はかなりされております。そして熊本県ですね、熊本県も今度副知事がですね、やっぱりシュレッダーもお金かかるとですよ、シュレッダーを各所に置いとかん。シュレッダーを廃止して、紙を燃やさなくてリサイクルするというのを28年度から推進をするということで、私は聞いております。目の前で、機密文書とか大事なものは目の前でシュレッダーをかけなければいけないときもあると思いますが、ほとんどそれは少ないと思いますが、熊本県庁もですね、シュレッダーを今から先は減らしていくという方向転換されて、紙はもう熊本市は大体燃やされないけんで、すべてを溶解でリサイクルされて、そして王子製紙ですかね、原料としてそこはまた原料になってきております。玉名市も今はですね、ある一定は課で東部環境センターに行って燃やすと、燃やされるから燃やすんですね、これ。たまたまそれでは東部環境センターが燃やされなかったらもうリサイクルしなかったですね、すべてを。そういうことであれば、リサイクルするんですけど、東部環境センターではまだそこまでいってませんので、紙は燃やさないほうが延命にはなると、先ほど言いましたように、ということでですね、時間が足りないという話もされておりますので、ごみの問題はですね、やはりこれは一人一人の市民の方が協力をしないといけないということと、やはり循環型社会をつくっていかないと、これから先の子どものためにですね、実施していかなければいけないとそういうことで、今勉強しているばかりですけど、一緒になってですね、この辺は頑張っていきたいと思っております。

再質問はありませんので、次行かせていただきます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは2番目の旧庁舎跡地利活用について質問いたします。

平成25年10月31日に、市長に対して庁内プロジェクトチームから報告され、平成26年度有識者や市民代表の15人で、本庁舎跡地利活用検討委員会が立ち上げられました。11月20日答申をされて、それから答申を踏まえ、ワークショップを開催され、玉名第1保育所の建てかえとか、子ども支援施設と文化センターの改修案が説明がありました。また、3月になりますと基本構想が3月いっぱいできるということで、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会や商工会議所にも担当課から説明がありました。最近では、各自治区にもですね、この公共施設としての説明会が開催されました。そして今回、今議会にですね、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会から再検討を求める陳情も出ております。そこで、質問いたします。1番目が基本構想について質問します。もともと旧庁舎の跡地利用に関しては、6件の要望がありました。その6件の要望はですね、まだ庁内プロジェクトチームが立ち上がって、市長に報告する前に、我々地元議員、吉田議員と北本議員、そして私、そして周辺の区長さんに説明がありました。そのときから玉名第1保育所ということを通じてと言われておりました。そこで6件の要望があつて、玉名第1保育所の建てかえ、子ども支援施設が決まった経緯と、各要望を恐らくされたので、項目ごとに設定して点数を多分つけられていると思います。市民会館の建設場所のようにですね、この6要望書に対しての点数を。それをですね、どういう項目で点数を評価したのか、そしてまた、この要望に対しての点数もよければ、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の計画が決まった経緯についてお答えをいたします。

現在、策定作業を進めております旧庁舎の跡地の利活用に係る基本構想は、平成19年以降に、先ほど議員が申されました諸団体からの市に提言・報告などがありました旧庁舎跡地の活用に係る検討の趣旨などを踏まえて審議された、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会から出されました玉名市本庁舎跡地等の活用に関する答申を最大限に尊重して、平成27年3月、基本構想の計画の柱と位置づけをした所でございます。

その理由といたしましては、崇城大学の秋元教授を委員とする15名の委員の方々により取りまとめられた答申書には、庁舎跡地に具体的ないわゆる箱物施設を建設することは示されなかったものの、本庁舎跡地の活用方針として本庁舎跡地は人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される多世代交流機能、居住促進機能を備える施設の整備を図るべきと明示されております。

また、これらの機能を備える具体的な施設としては、駐車・駐輪場、交通機関に接続する施設やエリア、公園が示されておりまして、加えて、跡地の利用に密接に関連する事柄といたしまして、本庁舎跡地の整備に伴う相乗効果を図るため、文化センターをさらに人が集う利用しやすい公共施設として機能拡大やリニューアルを実施することや隣接する市の所有地などを含めた一体的な整備計画を策定すべきということが言及をされております。その結果、旧庁舎の跡地は玉名第1保育所の移転候補地、子育て支援拠点施設などとして活用することを基本構想の柱とすることが実現性や市民ニーズを総合的に勘案した場合、最も適当であると判断したところでございます。

それから、要望書に対しての点数づけについては、通告を受けておりませんのであとで御報告いたします。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 先ほど保育所施設というのをもともとから私たちは聞いておりまして、各、先ほど言いました要望あたり、商工会議所あたりも出しておりますけど、答申書の中ににぎわいの創出とありますけど、ちょっと質問してよろしいですかね。この保育所と子ども支援センターで果たしてにぎわいの創出はできるんですかね、そこだけちょっとよかですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、にぎわいというのがどういのがにぎわいかというのは、ちょっとなかなか人それぞれ違うと思いますけども、私は、例えば、世代間の違う世代間の人たちが集まって集うというふうなことでもにぎわうというふうに感じます。それから、例えばそこに人が集まってざわざわ、ざわざわするというのがにぎわいというのか、それはちょっとこれもまた人それぞれ違うと思いますけども、私は、この計画については、にぎわいが創出されるというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 商店街の人とか、周りの人に聞くとやっぱり差があるというか、ほとんどの方がにぎわいがちょっと、確かにこの子育ては必要なんですよね、ただ必要なんですけど、この玉名市の中心というか、1番ここからいうところでそういうのでいいのかという話がやっぱりあるもんだから、皆さん本当にそれでにぎわいがあるのかという話をされております。まず、私が1番問題と思ってるのは、玉名第1保育所の建設を下に持ってくる。私も玉名第1保育所卒でございます。もともと繁根木八幡宮の奥のほうに玉名第1保育所はありまして、我々は向こうのほうに子どものときはですね、通っておりまして、もちろん国道208号線を本当にあのときは車は少なかったで

すけど、渡っていくのが少し危険なところのような感じで、そのときは車量は少なかったですよ、そういうので、あの場所は本当に玉名第1保育所としては、当時は、職員の方とかの利便性とかもあって、保育所はあそこでずっとできてるんですよ、そういう意味で玉名第1保育所が果たしてあそこでいいのかというのをこの中の問題があつとですよ、というのは、玉名第1保育所を移転するから子育て支援センターをなんかつくったような感じに見受けられますので、その玉名第1保育所の場所は、あそこの今の場所で本当に適切かどうかだけ質問させていただきます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、今、現在玉名第1保育所がある地点を考えますとですね、利用されてる方々のことを考えますと、近隣がいいというふうに感じますし、それから子育て拠点施設等も同時に並行して、相乗効果が生まれるということを考えますと、当然あそこの場所がいいというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） なかなかその辺はですね、保育所は、実際、高瀬地区からもう子どもがいないですね、高瀬商店街とか子どもはあそこには通っていません。ほとんどやっぱり松木地区とか、職員の方もされてますけど、昔は地域であの辺が多かったんですけど、もうあの辺の人は少ないですね、今度も今70名から120名ということで考えられておりますけど、まあ、あそこに120名ということになれば、かなり大所帯になりますし、あの地域で大丈夫かなと、私は思っております。次の質問も構想の中の質問もさせていただきます。それでは。

この支援施設、保育所施設のまず総事業費は幾らでしょうか。それと高低差がありますよね、あそこの、高低差の工事がありますよね、上から下の。あの辺の工事費はその中で幾らぐらいかかっているのかをお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 総事業費ということでございますけども、今年度で基本構想を今できつつある所でございますけども、総事業費につきましては、まだつかんでおりません。ただ、かなりの額になるかとは思いますが。

それから、崖地の工事費でございますけども、これも工法によっても変わるかと思っておりますけども、1億円超えるというふうな金額ではないかというふうに想定はしております。ただ、これは実施設計だったり、概算事業費出すには、基本設計あたりをしっかりと決定しないことにはでないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 時間もありませんので、ちょっと再質問ばかりしよくとですね、あと1つ、1点だけ、あそこに保育所を建てることによって、まずは上の今の保育所と教育会館のほうが駐車場になるようになっていきますよね、そして下のほうに玉名第1保育所が移転されて建てられるということで、保育所の送り迎えと、あとこの要は市道横町橋錦橋線から保育所にこう入っていくわけですので、そのときの交通量も今ふえてますので、その辺の危険性ということと、もちろん上のほうの繁根木八幡宮の通りも多くなりますでしょう。120名にふえるわけですので、その辺のあそこも狭いので、そういうのも鑑みて、大体その保育所を本当その辺はどういうふうを考えられて保育所をあそこに建てるように考えたのか、そこだけ質問をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問でございますけども、先日の松本議員の質問でもございました。建てかえ場所の周辺の道路の危険性について、保育所が建った場合のですね、がありました。同じことになりますけども、市道横町橋錦橋線につきましては、朝夕の通勤ラッシュ時が混雑するというのは、私もあそこを通勤しておりますので重々承知しております。そのため、対応策として玉名第1保育所、あの敷地に建てかえるということになったときに、その敷地の中に20台程度駐車場を、送迎用の駐車場を確保することと、横付けにできるスペースを5台ほど確保するというのを申し上げました。それと、文化センター西側の道路ですけども、こちらから来られる方に関しては、先ほど議員おっしゃったとおり駐車場にとめて、上の駐車場から下の保育所敷地のほうに行かれるようにもするというふうに計画を今現段階では考えております。それから、これも申し上げたと思いますけども、まずもってすぐに市道横町橋錦橋線の改良というのはできないかとは思いますが、この路線の今邪魔になっている電柱の移設であるとか、文化センターに国道から入る西側の道路ですけども、この文化センターと駐車場、今、駐車場のところまではですね、道路の拡幅等は第一段階でできるのではないかなというふうには考えております。そのあとの交通渋滞についてはですね、またいろんな方策をとっていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） わかりました。

きのう全員協議会で、その子ども支援センターは「スマイル玉名館」ということで、名前はいいですね、本当に、確かに必要なのは必要だと思います。ただ、そこにつくらなければいけないのかなというのがちょっと疑問ですので、それはいいです。

じゃあ、あと1点だけ。今回、基本設計がなされていますよね、予算に出されています

けど、解体が6月ということで、これ計画をされております。解体費用を合併特例債でということですね、もし今回、この基本設計が否決された場合は、解体のほうはどがんなるのですかね、そこだけちょっと1点だけよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 3月、今回、今議会で提出をしております28年度の基本設計の委託料でございますけども、それと解体費用を予算計上をお願いしております。これについては、執行部として議案、議会に提出するというところでございますので、否決するということですね、否決されるということの前提に提出はしておりませんので、当然、解体は6月からするというような計画であります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） わかりました。もうちょっと時間がありません、次に進みます。

次に、その庁舎跡地の中の、私がおの昔からもう3回くらいですね、一般質問の中でしてますけど、玉名市中心市街地活性化基本計画についてちょっと質問します。

もうこれは平成25年12月、26年3月と12月で3回一般質問させていただきました。中心市街地活性化法の認定でございます。玉名市はですね、大体13年に中心市街地活性化の基本計画を策定をされて、認定をされております。これは当時、TMO（タウンマネジメント機関）として高瀬蔵が、あのときは道路も含めて、高瀬蔵のできたわけですね、そのときに認定を受けとったわけです、玉名市は。ただ、それからですね、よそは更新をしていくんですね。更新をされなかった理由をちょっとここはまず1つ、なかなか進まないですので、更新をされなかった理由をまずお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の平成13年度に玉名市中心市街地活性化基本計画が作成されてから、更新がなされなかった理由についてお答えいたします。

この計画に基づき、先ほど議員もおっしゃいますように基づき、道路整備など、市街地の整備、活性化の拠点としての高瀬蔵の整備などを実施してまいりましたが、しかしながら、全国的に市街地の空洞化に歯どめがかからず、平成18年度に中心市街地の活性化に関する法律が改正され、今までの基本的な考え方である市街地の整備と商業地等の活性化の二本柱を加え、病院、社会福祉施設など、都市福利施設の整備、住宅供給、居住環境、その増進効果を図る公共交通機関の利便事業の5項目が大きな柱となりました。また、おおむね5年程度で、これらの事業の実効性と効果が問われることが策定の条件とされていたことから、市といたしましては、当時、新幹線周辺整備、玉名バイパ

ス整備や新庁舎建設など、全庁的な方向性がまだ決まっていなかったために、新法による新しい計画の作成に至っておりませんでした。

現在の市街地の状況を考えてみますと、基本計画策定の時期とは考えておりますが、中心市街地活性化基本計画の見直しの時期に来ているとは考えておりますが、今後、関係部署と連携を密にし、核となる施設の位置を考慮しながら、市全体として整合性のある中心市街地活性化のためになる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） この認定の更新については、恐らく高瀬蔵NPOという関係もあったんじゃないかなど、私は思っておりますけど、協議会というのをこの認定にするためにはつくらないかんもんだけんですね、そういうのでちょっと特にそのときに事情が、いろんなのを建設がありましたので、しなかったのかなとは思っておりますけど、もうこの中心市街地のことを考えて、今、庁舎跡地利用というのはですね、やっぱり大枠の大体順番が逆なんですね、庁舎だけを開発するならもうただあいととどこに何か建てればよかたいという話になるもので、これは中心市外地、周りを考えて基本計画をつくって、何をつくろうかというのをやっぱりしなければいけないと、私は思います。それが特例債に間に合わなくても、それが将来に一番大事なことじゃないかと思えます。

ちょっと事例を言いますけど、大分県の竹田市はですね、この中心市街地活性化の認定を、計画をつくって、認定をされ、歴史的な景観形成事業を道路も文化も含めて、計画をされております。そういうのに今、補助メニューとしてですね、都市機能まちなか立地支援とか、空きビル再生支援とか、にぎわい空間施設設備があるわけですね。初日にも言われました、松本議員も言われましたけど、まちづくり交付金、都市再生整備計画事業交付金ですね、これも十分この認定を受けとけば、しやすいという話も聞いております。そういう意味で、今回、中心市街地の認定はですね、もうこれ商業者サイドではもうどこもしてないんですね、例えば、玉名市の中の庁内のプロジェクトチームをつくって見当すべき時期にもう来ていると言っても過言ではないと思います。これをいかに、ただ問題なのは、5年間で仕上げなければいけないというのは、確かに問題であります。ただ、この絵を描かないと、何も庁舎跡地も何を建てるかもですね、なかなかみんな意見があって、そういうもう保育所になってしまうような状況になりますので、その辺はこちら、こちらも原口部長のほうからよかですかね、もうこの認定に向けて庁内でぜひ立ち上げてほしいんですけど、プロジェクトチームをですね、その件はどうなんでしょうか。

○企画経営部長（原口和義君） 認定というのは、中心市街地の話ですか。

○5番（城戸 淳君） はい、基本計画の話です。

○企画経営部長（原口和義君） 基本構想。

○5番（城戸 淳君） はい、基本構想。

○企画経営部長（原口和義君） 跡地の。

○5番（城戸 淳君） はい。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問にお答えいたします。

基本構想、庁舎跡地の基本構想についてのプロジェクトチームを再度立ち上げて検討したらどうかということに関してはですね、現段階ではその考えはございません。しかし、先ほど議員がおっしゃった中心市街地活性化基本計画の見直しとかですね、そういうことに関してはですね、玉名市プロジェクトチーム設置規定というのがございまして、それについては、私たちも一緒に入ってプロジェクトチームをつかって、計画を策定するというのはやぶさかではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

庁舎のことだけの中心市街地という考えでも、私は思ってますけど、これはいずれ庁舎跡地にこの今回の案じゃなかった場合には、やっぱりつくらないと、構想をですね、中心市街地の構想をつくらないと、まず先には進まないと思っております。そういう意味では、これはいろいろ考えられますけど、あのときに庁内のプロジェクトチームをつかって、保育所を市長に報告される前に、その中心市街地という観点からですね、プロジェクトチームをそのときにつくっていただいて、この計画はされたほうがよかったんじゃないかなと思います。合併特例債ばかりを気にしていますと、なかなか本来、本当に何をつくるかという市民の声が入っていかない可能性があります。合併特例債はもちろん市民に一番優位な形だと思いますけど、ぜひ、庁舎跡地はですね、まだまだ再検討があると私は思っております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、お疲れでございます。

庁舎跡地の3番の質問をさせていただきます。広報たまの計画告知についてです。

市民から広報たまなを見て、「旧庁舎跡地には玉名第1保育所の建てかえが決まったとね。」という連絡がありました。「いや、まだ議会では、まだ基本構想で、基本設計もなっておりませんので。」という答弁をしましたが、広報たまなでこういう時期に、もちろん基本構想でしょうけど、なんか市民に誤解を与えるような告知をしていいのかなというのが、私の疑問があります。その中で今回、この広報たまなでの計画の告知はそれが、どんな考えをもって指示をされとるかを御質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。今の御質問の前に、午前中に議員から跡地に関して6つの団体から提出された要望に対して評価、点数づけをしてるんじゃないか、その点数を教えてくださいというふうな話でございましたけども、これについてはですね、この6つの団体から出されてる要望についての点数づけではなくて、庁内で組織しておりましたプロジェクトチームの中の案が4つほどありまして、その点数づけをしていたということでもあります。

それから今の広報たまなに載せるのは、あまりにも早かったのではないかというふうな御質問でございますけども、旧庁舎の跡地等につきましては、平成17年10月に新市が誕生いたしまして、本庁舎が新築移転するということが確定的となった平成18年度から活用策について先ほどおっしゃった6つの団体等から要望書等が出されておりました。また、本年の2月8日から2月18日にかけて、市内6つの中学校単位で開催をいたしました公共施設等建設特別委員会にお諮りしております議題についてですね、かなりの関心がございます。そういったことからですね、こういった市民の関心度が高いということを認識しておりまして、市としましては、この今、今年度策定しております基本構想については、その関心の高さを勘案しましてですね、今後基本設計や実施設計で変更などが出ていくかと思っておりますけども、現時点での情報としてですね、伝えるべきということで、広報に掲載したとことでございます。この掲載の決定につきましてはですね、課、もちろん課から部、もちろん私たちのところから秘書広報係のほうにお願いするといったところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 先ほどの6つの要望書ということで、庁内の4つの案の点数づけは発表していただくことはできますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、このプロジェクトチームにおきましては、旧庁舎跡地とそれと岱明支所の利活用も含めて、このプロジェクトチームの中で検討をしていたところでございます。これについてですね、庁内のプロジェ

クトチームの中では、候補といたしまして、旧庁舎跡地ですね、これに市民会館を建設するという案、それと旧庁舎の一部に対して文化センターの駐車場を造設する案が1つ、それと旧庁舎跡地全部を使って、物産館及び情報発信施設を建設する案が1つ、それと第1保育所及び児童福祉複合施設を建設するといった4つの案を検討がなされております。

それで、1つずつ言いますと、市民会館であるならば、市民会館が75点、文化センター駐車場造設が70点、物産館、情報発信施設が70点、保育所・児童福祉複合施設が80点というふうな点数づけになっております。その結果、これをもとに市長のほうに答申がなされたという経緯でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

今の点数を聞いてですね、玉名第1保育所の建てかえというのが80点というのは、この中の要はにぎわい創出で、この中では1番劣るのかなという気はするんですけど、これ以上は言いませんけど、先ほど広報たまなに関してはですね、我々議員も市議会だよりというのがありまして、やっぱりルールとしては、本当だったら実施設計が通ったあとにですね、一般市民にしてほしいなど、本当にそれができなかった場合は、そういう意味ではちょっと早すぎるのかなと思ひまして、この質問に関しては終わりたいと思ひます。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは次に、3番項の市民会館について質問いたします。

昨年9月議会に市民会館の一般質問をさせていただきました。当時はですね、やっぱりいろいろ市民の方から聞いて、もちろん新玉名駅周辺が1番いいという形を聞いて、私もそれに賛同して要望したとこですけど、やっぱり合併特例債とかいろいろ文化財とかもありまして、なかなか厳しいというのもわかっております。そういう意味も踏まえて質問させていただきます。

まず、1番にですね、大ホールが826席、小ホールが300席で建設されております。それで、現在、利用状況の計画はどうなっているのか、今、自治振興公社がされますけど、そこと話をされてこの利用計画ですね、これがどこまでなっているのかをですね、お聞きしたいと思います。

そして2番目が、景観条例が今回制定をされます。その中で、景観条例はもちろんありますけど、その景観条例の内容をちょっと教えていただきたいのと、その景観条例を踏まえて、建設の位置の場所はいいのかという見解をお伺いしたいと思います。

そして3番目に、この玉名地域の、この新玉名駅に、建設をその市民広場公園にされ

るわけですが、昔から永野議長あたりが排水計画、要は機場が3つありますけど、その辺も本当だったら建てる前に、今岩崎機場あたりはもうポンプが死んでいまして、多分ポンプはなかなか厳しいです。そういうのを改良してですね、本当は建てるべきじゃないかなと思いますけど、それを排水計画も踏まえて、今度建設位置をどう考えているのか、3点質問させていただきます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問でございますけども、まず、利用計画ということでしたかね、利用計画につきましては現在の稼働率等を勘案して、それと利用者、利用者等にいろんな意見を聞きながらですね、それに耐えうるような面積だったり、配置であったりというのを計画を基本構想の中で考えております。

それから、建設場所についての景観条例上の問題でございますけども、市民広場公園に市民会館を建設するということに関しましては、景観条例上の問題はないというふうに判断をしております。理由につきましては、景観条例では、建築物の建築自体を制限するものではございません。市民会館という市の公共施設を建設するわけですので、景観条例及び景観計画などの景観形成については、市は先導的な役割を果たすというふうな責務もありますので、当然、既に完了しております市民会館の基本設計の業務を進める過程でも、建物の配置計画であったり、外観のデザイン、彩色、配色、さらには敷地の緑地、緑化などについてもできる限り十分な配慮をした設計になっておるというふうに考えております。

それから3点目につきましては、管理のことに関してかと思っておりますけども、現在、自治振興公社のほうで管理を行っております。今後、新しい市民会館が建設されたあかつきにはですね、将来的には、管理先を公募するというふうな検討を含めまして、新しい市民会館の建設によって、市民の文化芸術の鑑賞や発表の機会を積極的に提供し、クラシックのみならず、他分野の音楽はもちろん、演劇やオペラ、ミュージカルの公演、研修会、講演会、シンポジウムなどにも対応可能なホールが完成することで、自主事業、これは指定管理者等が行なう自主事業でございますけども、そういった自主事業を活発的な展開でありますとか、ホームページの再構築などにより広く周知をして、利用率のアップ、それと稼働率のアップにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 城戸議員御質問の景観条例と建設位置についての中での景観条例の内容につきまして私のほうからお答えいたします。

本条例は、本議会に御提案させていただいているところでございますが、条例制定の目的といたしましては、本市における良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、平成16年に制定されました景観法の規定に基づく、景観計画や建築などの行為の規制等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、効果といたしましては、本市は菊池川を中心に、商業や農業、水運、干拓、山の丘陵を生かしたミカン畑などの自然や歴史、文化の恵みを受け発展し、先人たちにより受け継がれてきました。こうした人と自然の営みによってつくられた本市特有のすばらしい景観を保全、活用し、将来へ引き継いでいくためのきっかけとなることが効果であると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の市民会館建設に伴う排水計画と建設位置についてお答えいたします。

まず、建設位置につきましては、現市民広場公園での建設と計画されております。この建設位置周辺には、現庁舎を初め、多くの公共施設が配置され、また、議員御指摘の新玉名駅周辺からこの市民会館一帯の排水計画につきましては、これまでに玉名平野排水調査・内水排除計画において、これからの土地利用状況の変化を見据え3段階での整備方針をまとめております。

第1段といたしまして、地区の農地が未整備のため、用排水分離ができておらず、また、今後圃場整備の見込みが低いことから、排水不良の解決策といたしまして、一部幹線排水路の整備を実施し、自然排水を良好にするとともに、岩崎排水機場の機能回復を計画しております。

第2段として、幹線排水路を引き続き整備し、本地区の排水を担っているもう一方の河崎排水機場の一部ポンプ能力アップを行ない、被害軽減を図る計画であります。

第3段として、さらに河崎排水機場のポンプの能力アップを行ない、また、未整備区間の幹線排水路の整備を行ない、背後地の自然排水を良好にすることにより被害を軽減する計画であります。

このように3段階での整備を計画しており、現在第1段の幹線排水路の整備を行っております。今後残りの幹線排水路の整備と岩崎排水機場の整備をどのような方法でできるか、庁内会議を数回実施し、検討を重ねております。幹線排水路の整備につきましては、市の責任で整備を行なうものと認識しておりますが、岩崎排水機場は県営事業で、農地を守る目的で整備された施設であり、昭和30年度に建設され、耐用年数を超え、本年で61年目を迎え老朽化が著しく、機能が半減している状況であります。この

ことは県も十分認識されており、更新事業を検討してまいりましたが、事業採択には現段階では圃場整備の見込みが低いため、農政サイドの補助事業での整備が困難な状況であります。しかし、岩崎排水機場は、この地区にはなくてはならない施設であり、1日も早い更新が必要であります。よって、県所有の排水機場であることから、市といたしましては、応分の負担は行なうということを伝えております。今後、本年度中に岩崎排水機場の整備に関し、国・県同席のもと、具体的な整備方針を協議し、また、市の責務を明確に示し、玉名平野地区早期排水改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

利用計画に関してはですね、今、実際指定管理が自治振興公社ですので、この辺はもう話されているとは思いますが、この市民会館建設には、自治振興公社の話もですね、一緒にしながら、今後の基本計画、実施計画になってると思えますけど、そこは実際、話されているんですかね、自治振興公社との話は、何か。そこだけ1点よかですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 質問にお答えいたします。

自治振興公社に関しては、自治振興公社の理事等が市の職員あたりがなっております。毎年数回その理事会であったり、決算であったり、そういったいろんな会議の中でもこの新市民会館の話は出ております。その中で、指定管理者の公募の件あたりもですね、つねづねお話をしてですね、自主事業のさらなる充実であったりとか、新しい市民会館ができたあとの運営等についてですね、話し合いながらやっているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 本当に話をしながらですね、進めていっていただきたいと思いますが、次の、その市民広場公園でですね、この庁舎をですね、1メートル上がってますよね。この今の計画では、市民広場公園でそのまま市民会館建設をされるということですけど、そのこちらは1メートル盛ってるんですけど、その理由としてはどういうことなんですかね。あそこは、私も昔から知ってますけど、本当にやわいところなんですね、昔から我々は、「じゅったんぼ、じゅったんぼ」て言いよったところをそのまま上げずに建設するように、今予定になってますけど、そこはどうなんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） お答えをいたします。

今現在のこの市役所についてはですね、かさ上げして施工しておりますけども、今、議員も御存じのとおり、周辺施設というのはですね、同じレベルの中で建っております。そういったことからですね、同じレベルのところで建てるといった判断をした所でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） やっぱりやわいところはあとでいろんな補修がかかりますので、その辺はですね、十二分に検討されてください。

この市民会館建設は、実は、7点ばかり場所に関してはありますけど、地元議員としてですね、1番本当にたかったのは現庁舎の前の南側の用地と事業所を買収して建てるという案が1番たかったと私は思うとです。それとこのことに関してですね、地元議員でいま一度動いてみました。その農地の方とですね、なかなか言われるように難しい状況でございました。ただ、借地という部分も少しは考えないことはないですけどという話ですけど、これもなかなか難しいなという話はされておりますけど、そういうことであればですね、私の考えは、現地建てかえという部分でですね、どうなのかなというふうに思っております。だから要するに、ホールとしては300席ホールと800席ホールは建てられない。現地建てかえで800席のホールをもし建てるのであれば、そこに建てるのであればもの問題点をですね、あれば教えてください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、確かに800席という市民会館を建設するのであればですね、今ある市民会館敷地でも大丈夫だろうというふうには思います。ただ、それについての課題、課題といいますか、については、当然、市民会館を、まずもって今の市民会館を解体をせないかと、で、建設に2年間ぐらいかかるというふうな問題もございます。閉館期間が2年間ぐらい出てくるというふうな問題もございますし、それと先ほど利用率とか稼働率の話がございましたけども、今の市民会館の規模で、以前から800席では足りないというふうな話もありましたけども、800席にしたときに、もっと小ホールとか、いろんな施設があったら充実したイベント、催し、講演会とか音楽祭とかできるというふうな期待されておる人もいらっしゃると思います。そういうことも考えてですね、先日の一般質問の中でもお答えしましたがけども、大ホールと小ホールがあるからこそ、そのメリットがあるというふうなことがありますので、その1,500席つくってくれという人もおられるし、800席でもいいという方もおられるし、いや、今の場所で800席だったらできるかと思っておりますけども、今後のその充実した文化活動を考えていく上ではですね、やっぱり約800席と約300席の一緒になった市民会館が必要ではないかというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。

300席の使い勝手というのもちょっとありますけども、ほかに施設も文化センターとかいろいろありますので、あればそれももちろん市民の方は喜ばれるということで、ただ、市民に有利な形といえぱすね、経費面ではやっぱり安くなるのかなと思います。

ちょっとあと1つだけ、ちょっと違う視点で、今、建設計画されてる市民広場公園、もともとこれは市民広場公園は、どういう経緯で、どういう目的でつくられたのか、どれかわかれば教えてください。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 通常、公園と呼ばれる施設はですね、都市計画事業で行ないまして、都市計画を決定して、都市局の補助金もらって、都市公園として整備するわけですね、都市公園の基準としては、トイレであったり、照明であったり、遊具であったり、いろんな基準がございます。そういったことから、この周辺にこういった公園とまでは必要ないけども、そういった広場が必要であるというふうな判断のもと、旧玉名市のときに建設された広場ですので、想像の話ですけども、そういったところで必要最小限の施設をこの市民広場公園の中に設置されているのではないかというふうには感じております。ですから、都市施設の都市公園と位置づけられるようなものではないというふうには思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 恐らく公園だから、補助金を使って当時旧玉名市につくられたと思いますけど、その公園の上にこういう市民会館を建てるというのは、私はいかかなもんかなと思うんですけど、当時どういういきさつでこれをつくられたか、都市計画の可能性もありますけど、そこに建てるということはいかかなもんかなとちょっと思いますけど、そこはいいとしまして、現地建てかえの場合の調整池は必要なんですかね、現地建てかえで建てる場合、800席でももちろん建てたとすると、調整池は、こちらは調整池は、市民広場公園はいらないんですか。現地はいるんですか。そこをちょっと教えていただいてもいい。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） お答えいたします。

調整池についてはですね、例えば、盛土をすとか、新たな開発によって今言った盛土をすとか、そういったときに調整池が必要になります。ですから先日も南側に拡張したときの例を言いましたけども、そういった場合は調整池が必要になると、現在の市

民会館の敷地に建てるのであればですね、当然、調整池はいらないと、当然、市民広場公園もいらないということになります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ということはもう調整池はいらないということですね、はい、わかりました。

だったらですね、現地建てかえも可能性は、これは席数ですけどね、800席をするのであれば現地建てかえも十分、まだ時期も2年間ということで、今、前倒しで2年間、30年12月に建てる予定になっておりますけど、合併特例債は30年、ぎりぎりまではいきませんが、まだ余裕は少し、場所を変えても余裕はあるということを感じております。ただ、この市民会館に関してはですね、要するに先ほど用地買収がもう、事業認定ですたいね、この事業認定がなかなか厳しいというもとの、ほかのところの周辺の西側とか拡張ができないということになっております。要は現地建てかえなのか、市民広場公園なのかというこの2点で、もう市民広場公園ということで、今実施設計はされてますけど、ここにはですね、今言いました800席で現地建てかえ、なおかつ2年間閉館しなければいけませんけど、1年間で大体、維持管理費、人件費除いて2,000万円かかりますよね、2年間だったら4,000万円浮くわけですよ、維持管理費は、人件費は別ですけど、そういうのもありますし、現地建てかえもですね、いま一度考えていただきたいと思います。

そして、先ほど排水機場に関しては答弁ありがとうございました。本当、かなり進んできております。この地域は本当に1時間に90ミリだって降る可能性があります。平成25年何月かには90何ミリ降ってます。そういうのに対応するためには、本当に機場の改修は間違いなく不可欠でございますし、そこに市民会館、今庁舎も建っておりますけど、その機場のですね、改修、排水計画は、1歩も2歩も私は進んだととらえておりますので、ぜひですね、県と綿密に話をいただいて、計画を早い段階でできるようにお願いしたいと思います。

それでは次の質問にさせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 城戸議員につきましては、この近くという地元議員ということで、市民会館の建設については特に関心もありますし、また、努力もされているということで、ほかに場所がないかということで、いろいろと検討をしていただいたということで、お骨をいただいたということでございます。私たちもちろん、今の現時点のを利用しながらできんもんだかろうかというふうなことも検討しながらやったということでございますけど、やはり拡張になりますと相手先がいるというような状況でございま

すので、相手がいれば、相手との交渉ということで、なかなかそれができなかつたというふうな経緯もございます。そして今の市民広場公園につきましては、過去、私が聞いてる範囲内では、将来いろんな建物を建てるときに、この場所にも建てられるようなというふうな思いもあったということも聞いておりますけども、これはあくまでもそういった構想というのは、当時つくるときに構想をつくって公園にしたということではございませんので、いろんなところで、これからの拡張等々も含めて、そういうこともできるというようなことの思いがあつて、今の市民広場公園ができたんだというふうに、私は聞いております。今回の市民会館の建設の実施設計の予算も出してしておりますけども、基本設計はできておりますので、これを利用しながら、そして新しい市民会館という建設につきましては、今の現在の市民会館が耐震補強ができてなくて危険であるというふうな状況もございます。一刻も早く建ててくれという要望もございまして、特に一番大事なことは合併特例債を使ってやるということでございますので、何回も言うようではありませんけども、約30億円の市民会館の建設費の中で、いつも言われますように、まちづくり交付金といいますか、社会資本整備交付金がございます。こういったものがあれば大体8億円程度お金をもらえると、そしてまた、合併特例債を利用すれば、大体30億円の市民会館が7、8億円ぐらいでできるというふうな、これは玉名市の持ち出し部分でありますけども、そういった利点を考えながら、今回実施設計の予算を出しておりますので、ぜひこれを通過していただいて、すばらしい市民会館を建てて、そしてそのことが後世にもなるべく負担のかからないようなというふうなことでございますので、よろしく願い申し上げます、答弁になったかわかりませんが、お願いいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） はい、それでは4番項の玉名市人口ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略について御質問いたします。

熊本県も人口は180万人を切り、177万9,000人です。熊本県で最も減ったのは天草市、続いて八代市、その次が我々の玉名市でございます。現在、6万7,890人、高齢化率27.8%でございます。国立社会保険人口研究所によると、議員の皆さんもお持ちでしょうが2060年、玉名市の人口が3万8,315人に減ると、そして高齢化率もなんと39.9%までいくと、上昇するとみられています。そしてまた、違う方向からはですね、本年1月に議員の皆さんも参加されたと思っておりますけど、社団法人玉名青年会議所の新年会で、吉永理事長が言われました。東洋経済のこれはデータですけど、全国住みよさランキングというのがありまして、それに理事長の中の答弁にも

ありましたが、813市の中で、玉名は654番目です。順位がですね、このどういってこのランクを決めているかという、5つの観点があります。安心度、利便度、快適度、富裕度、そして住居水準充実度、というこの4点と算出指数を評価したものが順位にあらわれてきております。ちなみに1位は千葉県の印西市です。ここは成田空港から近くの15キロメートルぐらいですかね、ベッドタウンというか、ニュータウンになっております。もう毎年1,500人ぐらいふえてる所です。ここが1番の住みよさランキングで1番です。それと九州では、1番は熊本県なんですね、熊本県のどこだと思えますか、合志市なんですね、合志市が1番です。九州の中では、宇土市とか10番、20番内にあと2つぐらい入ったと思いますけど、そういうのを踏まえてですね、今回人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略についての計画の経緯をですね、お答えいただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市人口ビジョンと、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えいたします。

経緯ということでございますので、計画の経緯について国の動きから御説明をいたします。

国は急速に進行する人口減少、少子高齢化問題に対応すべく、平成26年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月27日に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。一方、まち・ひと・しごと創生法の第10条では、地方自治体においても平成27年度中に、国や県の総合戦略の趣旨を勘案しつつ、地域の特性を踏まえながら、地方版人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するよう努力義務が課されました。これを受けまして、玉名市は全庁的な取り組みを図るために、平成27年1月19日に庁内組織であります玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部を立ち上げまして、同年6月8日、産業界、行政機関、学識者、金融機関、労働団体のいわゆる産・官・学・金・労の有識者と九州看護福祉大学の学生や一般公募の市民で構成をされます玉名市総合戦略審議会を設置しまして、それぞれ専門的立場や外部からの視点で御意見を賜り、玉名市人口ビジョンと玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方向性や具体案について検討をいたしました。

玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部では、計9回開催をいたしまして、玉名市総合戦略審議会では4回の会議を開催し、また、策定状況に合わせて関係各課とは総合戦略に盛り込む施策や事業について協議を重ねてまいりました。そして、平成27年11月26日に庁内案がまとまり、パブリックコメント手続きや議会への報告、説明を行ない、成案となった玉名市人口ビジョンと、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平

成27年12月25日に市ホームページ等で公表をしたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ありがとうございました。

今、経緯についてはわかりました。その計画に対して庁内ではですね、各課恐らく一生懸命その辺を計画、自分の課の計画を立てられたと思いますけど、その中で、今私が思うには、若い職員の意見あたりはその中に盛り込まれているのでしょうか、そこだけ1点だけお願いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問にお答えをいたします。

この事業、掲載する事業、5年間で行なう事業につきましてはですね、各部、課に持ち帰りですね、自分とこの課で協議をしていただき、その事業等を出していただいております。当然、若い職員の意見も出されているものと確信をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、わかりました。

この経緯はもうそれで終わりたいと思いますけど、要するに将来の玉名をどう考えるかという、このままじゃいかんでしょうと、危機的でしょうと、これだけ人口が減っていく、全国的一緒ですけど、そういう思いでどこの市町村もこれをつくられていってると思います。

そこで、2番項にいきますけど、質問したいと思います。私も議員になって3年目を迎えましたけど、もちろん執行部の方ともですね、この3年間いろいろやり取りもした中で、やっぱり玉名市のことを思う気持ちは皆一緒だと考えております。そこでこういう総合計画ビジョンあたりの策定をもとにしてですね、今回もちろん今言われました部課長さんたちがやっぱり吸い上げてつくりあげたということであればですね、その今ここにいる部長さん、局長さん、委員長さんあたりの方の将来玉名市はどういう、自分の思いで結構ですけど、どういうビジョンなのか、そして何か問題点があればどういうことが将来今から問題になるなということも踏まえてですね、よければ11名の北本会計管理者からずっといかれまして、最後に教育長まで11人の方にこの見解というか、ビジョン、どう思うのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 会計管理者 北本義博君。

○会計管理者（北本義博君） 城戸議員の御質問にお答えいたします。

会計課におきましては、所管する業務等で総合戦略に掲げる施策及び人口ビジョンに関連する施策等はございません。そのため、玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部の

本部員から議会事務局長とともに会計管理者も外れておりますが、各部局等におかれましては、所管される総合戦略に掲げた施策等を人口ビジョンを踏まえて総合的かつ計画的に実施されるものと考えます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 建設部では、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に直結する施策はございませんが、道路や公園、橋りょう、住宅などの社会基盤の整備やその維持管理は、市民が将来にわたって安心・安全の生活を営むことにつながっていくと考えております。したがって、着実な事業の遂行が本市の目標人口の維持に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、産業経済部関連の5基本方針、10施策の主なものについてお答えいたします。

まず、農林水産業の振興による雇用の創出につきましては、生産総合事業において共同利用施設等の整備に対する支援補助を行ない、農業生産における省力・低コスト化を推進し、収益の増加につなげてまいります。また、玉名フェア及びトップセールス事業において、主要農産物の販路拡大のための関係団体と共同し、販売促進活動を行ない、農業所得向上を図ってまいります。課題といたしましては、TPP締結が確定し、発行後の生産額への多大なる影響が心配しております。

続きまして、商工業の振興による雇用の創出につきましては、トップセールスを初め、多様な誘致活動を展開し、新規企業の誘致や立地企業のアフターフォローの充実に努め、雇用の拡大を目指してまいります。雇用するに当たり、誘致する土地の確保が課題であります。

次に、観光振興による雇用の創出につきましては、観光関連産業に裾野が広いことから、雇用の拡大が期待できるものと考えております。そのためにインバウンド事業の推進、着地型旅行商品開発の推進、スポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。また、これらを総合的にマネジメントする「玉名版DMO」の構築を目指してまいります。課題といたしましては、サイン、案内等の他言語表記や各関連施設の受け入れ体制の強化などが課題となっております。

以上ですが、ここに課題はありますが、目標に向かって最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 健康福祉部の総合戦略に示しております施策につきましては、第1に、切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実、第2に、子育て支援の充実、第3に、高齢者福祉の充実、第4に、医療福祉の充実を盛り込んでおるところでございます。これが当面のビジョンでございますが、どの施策も大変重要なものでございます。課題もありますが、時代に即した着実な事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 市民生活部におきましては、総合戦略における市民生活部が直接所管する施策はございませんけれども、協働のまちづくりの項目で、ハローポイントを活用しての玉名ご当地行政ポイント付与事業というのがございます。その中で、市民生活部が関係するものとしまして、婚姻、出生、転入へのポイント付与を予定している所でございます。この事業は、やはり人口の減少への歯どめ、あるいは転入促進に寄与するものと思われまますので、市民生活部としましては、その事業に協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 企画経営部では、施策としましては、玉名市への転入の促進と公共交通の利便性の向上を総合戦略に掲げております。総合戦略の事務局としまして企画経営課としましては、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものでございますので、まずはそれぞれの施策ごとに定めております評価指標達成に向けまして、着実に事業を進めていくということが重要であると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 総務部としてのビジョンということでございますけれども、総務部といたしましては、市民の生命、財産を守ることが行政の責務の大きな一つであると考えております。まちの創生の中で、防災体制の強化及び安全なまちづくりを掲げております。まず、防災体制の強化につきましては、災害発生に備え、体制及び防災情報の伝達が課題と考えております。そのために自主防災組織率の向上、防災物資の備蓄や災害時応援協定締結団体との連携に取り組みます。また、防災行政無線のデジタル化整備に取り組むことにより、市民の情報伝達体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、まち・ひと・しごと創生につきましては、1つの課、1つの部でな

し得るものではございません。担当部局の将来ビジョンということでお尋ねでございますけれども、それぞれの部署を結集しての玉名市のまち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。ビジョンでございますので、その辺の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 企業局も事業はございませんが、私たちは組織の中で仕事をしておりますので、玉名市が出したビジョンが私たちのビジョンだと思っております。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 教育委員会におきましては、市の最上位計画である総合計画における教育分野の目標を実現するために策定しました教育振興基本計画において現状と課題を踏まえた上で、本市の教育に関する将来ビジョンを示させていただいております。そのことを踏まえて、今回の総合戦略におきましては、教育委員会関係の戦略としては、学校教育の充実を基本的方向として位置づけております。学校教育は、生涯にわたる人間形成の基礎づくりの場であり、基礎学力の習得とともに、心豊かな人間性を持った人材の育成が求められており、児童、生徒がみずから学び、みずから考え、みずから判断していく生きる力を育むため、児童・生徒一人一人の個性を生かす教育や体験学習などを積極的に取り入れていくことは大切であると考えております。今回の総合戦略の施策の内容としましては、特色ある学校づくりの推進として、児童・生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援及び玉名市の伝統文化を理解するための教育を行なうこととしております。教育委員会では、学校教育の充実に係る取り組みはもとより、教育委員会関連のさまざまな施策が子育て世代にとって、安心して子どもを産み、育てられる社会環境の醸成につながることを願っているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 教育委員会につきましては、教育部長、それから教育長、私、それから教育委員長に対してのお尋ねでございますが、教育委員会としましては同じ組織として動いておりますので、答弁が重なる部分もあるかと思えます。しかし、お尋ねでございますので、私なりに多少、違う視点でお話をしたいと思えます。

今、伊子部長のほうから話がありましたように、教育委員会としましては、玉名市の教育振興基本計画、第2期を作成しております。この実施計画期間は、このまち・ひと・しごと創生総合戦略期間と全く重なりまして、平成27年度から31年度までの5カ年間でございます。詳しいことにつきましては、先ほど部長のほうで申しましたけれども、基本理念としましてはどのようなものを上げてるかといいますと、「生涯を通じて未来を拓く、地域と国際社会に貢献する人づくり」という基本理念のもとに、もう少しおろして御説明いたしますと、よく言われることですが、子どもたちの「知・徳・体」のバランスがとれた教育を行なうと、そして地域と国際社会に貢献できる人づくり

を進めてまいりたいというのが、私たちのビジョンでございます。

○議長（永野忠弘君） 教育委員長 桑本隆則君。

[教育委員長 桑本隆則君 登壇]

○教育委員長（桑本隆則君） 教育はまちづくりのあるいは国づくりの基礎をなすものであります。学校教育の充実ということから述べたいと思います。

玉名市の将来を担う子どもに、より質の高い教育を提供し、優秀な人材を育成することは教育に課せられた大きな課題であります。そのため、子どもが同学年の子どもの中で学校生活を送り、互いに学び合い切磋琢磨しながら成長したり、あるいは異学年との交流を通して成長していく経験ができるような学校環境を整備することが必要であります。加えて子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ニーズに応じた指導や支援を行なうこと、これも大変重要でございます。そういうことを通して個性の伸長と学力の向上に努めてまいり所存でございます。

学校教育においては、特色ある学校づくりを推進してまいります。本市では、現在小中一貫教育に全中学校区を単位として取り組んでおります。また、本市独特の学習活動として「玉名学」や、あるいは「エンジョイ・イングリッシュ」の実施を行ない、あるいは次年度から実施していく予定にしております。このようなものを通して、玉名について深く理解をし、子どもたちの基本的な生活習慣の定着、あるいは社会性や道徳性、伝統や文化を大切にしようとする心などを育成してまいります。

学校は今後さらに開かれた学校づくりを進め、地域から信頼される学校づくりに努めてまいります。玉名市のすべての小中学校が子どもにとっては、「この学校で学んでよかった。」、保護者にとっては、「この学校で学ばせてよかった。」と思われる学校にしてまいりたいと考えます。子どもは地域の宝であります。学校教育において確かな学力、豊かな心、健康な体を備えた子どもを育成することは、この総合戦略を推進する上で、欠くことのできないものであると考えます。将来にわたり玉名市をさらに発展させるために、学校教育の充実は不可欠なものであると考えます。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございます。ですね、皆さん一人一人本当にありがとうございます。

私も感じたことはですね、西田部長が言われましたかね、やはりこのこれからの玉名市を、ビジョンを考える中で、横の連携といいましょうか、やっぱり一緒にやっていく「チーム玉名」。そういう思いでですね、執行部の方もやっていただけたらと思います。

それではちょっとそこで再質問ですけど、今、各部長、局長さんが話されました。それを統括する、よければ副市長にも一言感想を述べていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 各部長より取り組む内容についてまとめがありました。事業については御理解をいただいたかなというふうに理解をいたしております。答弁にはありましたが、昨年の1月19日付で、玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部を設置いたしまして、9回の会議を踏まえて、全部署を網羅して策定をいたしたところでございます。

ちょっとおさらいも兼ねますと、国の基本的な考え方といたしまして、東京一極集中を是正する。それから、若い世代の就労、結婚、子育てを実現する。それと地域の特性に即して、地域課題を解決する。この3点が挙げられております。また、まち・ひと・しごと創生政策5原則といたしまして、1つ目が自立性、それから将来性、地域性、直接性、そして結果重視が求められております。地方創生はいうまでもなく、人が中心でございますので、人がつくり、人が仕事をつくる、そしてまちをつくるという好循環の確立を目指すものでございます。

まず、今回のまち・ひと・しごと創生に関しましては、今までの補助や交付金事業と違っておるところがあります。先ほど申し上げましたけども、結果を重視したアウトプットではなくアウトカム、いわゆるKPIに対する具体的成果、実現すべき成果が求められております。このため、PDCAサイクルもしっかりとしていく必要があるかなと思っております。

それから人口ビジョンに関しましては、先ほど議員が述べられましたように、人口減少に関しては、昨年10月の国勢調査の結果が掲載されておまして、初の人口減、それから東京一極集中続く、また、県内では熊本市と近隣の一部の地域がふえる一方、周辺部では減少が加速と、それで雇用の受け皿となる産業が弱い地域で人口減少が拡大する傾向というふうにありました。そういうことで、玉名市においても雇用と子どもを産み育てる環境、これがまず必要かなと思っております。このため、今回策定をしております総合戦略に掲げた4つの基本目標と具体的政策パッケージ、これを31年度までの5カ年間、KPI達成に向け職員と一丸となって取り組み、そして玉名市の人口減少に歯どめをかけ、2060年に4万人を下回る人口を5万2,000人を目標に、そして玉名に住みたいと思っただけのまちづくりにつながるものと思っておりますので、今後も各施策に全庁的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ありがとうございました。

もうここまできたら、最後に市長にお尋ねしたいと思っておりますけど、4年間は「チェンジ玉名」でこられて、今2期目の3年目には「輝け玉名「戦略21」」ということ掲

げられて今されておりますけど、今、いろいろ部長さん、そして副市長さんで、やっぱり市長は最後に、どういう玉名にしたいのかなというのをお聞きしてですね、最後、私の質問を終わらせていただきたいと思います。そこには自分の思いで、よければ語っていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 城戸議員の御質問でございますけど、もう大体ほぼ皆さんが述べられましたので、私が出る幕はないなというふうに思っておりましたけども、最終的には、私一人がやるということではなくて、やはりそれぞれの部署におる部長、あるいは課長、職員ともども含めて一緒になって、総合的な戦略を組みながらやっていくというのが1番望ましいというふうに思っております。今回は国が、まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくるというようなことで、日本全国どこでも一生懸命やっております、今回は人口減少に歯どめをかけるということが大きな課題でありますけども、これは日本全国どこでも人口減少が起こる中で、皆さんがそれぞれ一生懸命やるということであれば、どこかがふえるか、維持するかということであると、どこかはやっぱり減っていくということになるわけでありますので、お互いに切磋琢磨することによって、本来減るべきところが減らないというような状況にもなるだろうし、やはり玉名市といたしましても職員一丸となって、まち・ひと・しごと創生本部を一生懸命考えながら、最終的にはやはり玉名市民の皆さん方がだれしも将来にわたって住み続けたいというような思いができるような市を目指して私も精いっぱい努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（城戸 淳君） 一言だけ。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 議場におかれまして、執行部と先ほども言いますけど、3年間つき合わせていただきまして、本年3月をもって西田部長、それと吉川局長、宮田企業局長が退職されるということで、その退職のあともですね、今、皆さんが述べられた私たち議員も一緒に玉名市のよりよいためにですね、するためにいま一度退職されてもですね、玉名市のことを考えていただきたいと思いますなと思いを込めまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） こんにちは。13番、無会派の福嶋です。

民生委員の皆さんのたくさんの中で緊張しながらやらなきゃいけないなと思ってましたら、さっと残っている人たちが本当に傍聴して下さるのかなと思って、冗談ですけど。きのう、西川議員のほうから1月25日、26日の低温の寒波のことで話がちょっとありました。質問がありました。水道課に関する質問でしたけれども、私は農業者、ミカンづくりで、去年改植したミカン苗が今年はもう若い苗ほどほとんど枯れまして、そしたら苗木屋さんに行きましたら、甲佐町とか、熊本県は甲佐町とかあっちのほうに苗木屋さん多いんですけれども、田主丸町、福岡の田主丸町あたりの苗木屋さんも、もう相当被害があって枯れて、来年用の穂木もないと、穂木を探すのに大変だというような状態に落ちいております。これは冒頭で、議会冒頭で市長もちょっと寒波のことは述べられましたので、対策があるならばよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、私の質問をいたします。

今回は、アウトドア・スポーツツーリズムについてということで、通告しております。1月8日の全員協議会におきまして、執行部より玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略当時案の説明がなされました。その中の基本的方向の1つに、景観の振興による雇用の創出というのがありまして、施策の1つに、スポーツツーリズムの取り組み推進が提示されております。先ほど吉永部長の思ひの中にもちょっと最後のほうで取り組む施策としてありました。今回はその中のアウトドア・スポーツツーリズムの推進事業について質問いたします。具体的な説明がちょっと下を書いてありまして、「玉名市ならではの自然環境を生かした、アウトドア・スポーツツーリズムの推進事業。独特の生態系をもつ明海や、玉名温泉、新玉名駅、市街地に近接した里山である小岱山、雄大な景観の菊池川等のアウトドア・スポーツを活用した旅行商品を開発する」とあります。アウトドア・スポーツにつきましては、県内外各地で取り組まれているようであります。天草市では、韓国と連携しての「オルレ」を推進しておられます。美里町では「フットパス」を地域おこしの中心、核として推進しておられます。鳥栖市では先日、ちょっと江田議員と訪れ、駅の駐車場を見に訪れたときに、ノルディックウォーキングのコースを駅前から設定してありまして、ウォーキング用のポールも構内の案内所で貸し出しておられました。特に力を入れておられる美里町では、15コースを設定し、各コースマップを用意して、美里式フットパスとして展開しておられます。地元関連では、天水町の小天の下有所地区の一番上のほうに、「小天オレンジテラス」という事務所を構えられまして、一般社団法人の夢・理想の里を運営されてる原さんが、先日1月31日

に下有所地区の石垣見学コースを仮設定されて、小天フットパス体験を開催されました。この原さんは、またあとで少し詳しく説明したいと思いますが、くまもと地域ビジネスプランコンテストでコミュニティビジネスの最優秀賞を受賞されております。民報等々地方の報道番組でも放映されておりました。ほかのことも放映されておりましたけど、どういうことかといいますと、今まで捨てられておりました、捨てられたというか、ミカン畑で燃やされておりました剪定や改植で伐採したミカンの木を薪ストーブやピザ釜の燃料としてビジネス化するという計画であります。ほかにもあとでちょっと触れたいと思います。

ここでフットパスという名前を出しましたので、フットパスの定義を言ってみますと、「フットパスとは、森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと」。これ日本フットパス協会からの定義であります。また、「トレッキングは、山歩きのこと。特に山頂にはこだわらず、山の中を歩くことを目的とする。登山は登頂を目指すことを目的としている」ということです。

そこで質問いたします。まず1、玉名市におけるアウトドア・スポーツツーリズム推進の現状はどうなっているか。

2、現在設定されているトレッキングコースやフットパスコースについて説明をしてください。あるならばですね、行なわれているならば、設定されているならば説明をお願いします。

玉名市の登山といいますと小岱山が一番に名前が挙がります。多くの方が登頂を楽しんでいるし、毎週登っている人がいるような話も聞いております。玉名市の人には、一番親しまれている山ではないかと思っております。ところがですね、玉名にはもっと高い山があるのは御存じでしょう。熊野岳です。二ノ岳とも言います。これが685メートル。小岱山は501メートル。ちなみに三ノ岳は682メートル。私は1メートル差、1メートル差と子どものころから覚えていましたけれども、低くなったのか、三ノ岳が低くなったのか、私の記憶が間違ってたのかですけれども、ちょっとだけ熊野岳、二ノ岳が高いのは事実です。この山の頂上からの眺めは絶景であります。雲仙、佐賀県の脊振山、大牟田の波形の山、名前ちょっと知りませんのでそういう表現させていただきます。有明海、熊本市街、眼下に草枕温泉、右手前方登ったとこのちょうどこの方向だからこっちが熊野岳ですね、右手前方には小岱山と玉名市街、360度パノラマで見渡せます。登山道としては、熊本市の芳野からと玉東町側から三ノ岳経由でも登れます。最近、山ガールの言葉もありますように女性の登山愛好家も多く、大がかりな登山に限らず、近場での軽めの登山やトレッキング等も人気があるようです。ちなみに一ノ岳と言われます金峰山が665メートルです。去年のいつごろでしたかね、熊本日日新聞に熊本市で一番高い所が二ノ岳だということが載っておりまして、当然、玉名市で

一番高いのも二ノ岳であります。ところが玉名市側からの登山道がありません。これは非常にもったいないことでもあります。先日2月8日に天水町の石垣群や紀州囲いといひまして、通常、紀州囲いというんですけれども、これは畑の中にあるミカン貯蔵庫のことです。この紀州囲いを含む、ミカン園自体が熊本県で募集されました景観賞の中の奨励賞を受賞しました。天水地区の区長会長の村端さんと市職員の担当の森田さんと私とで表彰に県庁まで行ってきました。地元のものでは当たり前すぎるような景観が、よその人から見ると非常にすばらしい景観だということだと思います。表彰を受けた天水のミカン園は、熊野岳の中腹にあり、トレッキングやフットパスのコースには最適だと思います。そこで、熊野岳の登山道が玉名市側から上れるようにあったらどんなによいことか、質問の3として、玉名の新しい景観開発のためにも、熊野岳登山コースを2つか3つつくる計画を求めたいと思います。

以上、答弁をいただきましてから、また質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 福嶋議員の玉名市におけるアウトドア・スポーツツーリズムの推進状況について御説明いたします。

本市では、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、スポーツツーリズムの取り組み推進を上げております。スポーツ大会や合宿の誘致、既存のスポーツ大会の魅力向上、本市ならではの自然環境を生かしたアウトドア・スポーツツーリズムを推進することを目標に挙げております。スポーツ大会や合宿の誘致に関しましては、蓮華院誕生寺奥の院をメイン会場として、小岱山一帯をコースとした小岱山トレイルランニング大会の開催に当たり、昨年開催された大会より主催者と準備段階からの協議や本市特産のイチゴを沿道ステーション、給水所にて提供し参加者に振る舞うなど、開催支援を行っております。また、合宿誘致に関しましては、今月24日に開かれます福岡県内の大学生を対象とした福岡県熊本事務所が主催します熊本合宿セミナーに参加し、玉名市内の体育関連施設や温泉などの紹介を行なう予定です。既存スポーツの大会の魅力向上につきましても、いちごマラソン大会に玉名温泉観光旅館協同組合から温泉利用券の提供、香港や台湾など海外へのPRを行ない、大会の国際化を図るなど情報発信を強化し、魅力の向上を図っております。ほかにも本市ならではの自然環境を生かしたアウトドア・スポーツツーリズムの推進、旅行商品を開発し、本市の交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、現在設定されているトレッキングコースやフットパスコースについてお答えいたします。現在本市には、九州100名山の1つでもある小岱山に複数のトレッキングコースがあり、多くの登山者に楽しまれております。昨年度には県立自然公園内の日嶽

に気軽にトレッキングを楽しめるコースとしてガイドマップを作成し、県内外にPRを行っております。また天水町では、明治の文豪夏目漱石の小説「草枕」のコースを再現した草枕ウォーキングを開催し、毎回多くの参加者があり好評をいただいております。フットパスコースにつきましても、熊本県やフットパス先進地である美里町のと連携しながらコースの整備を進めており、今年度中に5つのコースが完成する予定です。コースの設定の際には、行政主導ではなく、あくまで地元住民主導の方針をもち、地元住民の理解を得ながら、地元主体のコースづくりに進めていきたいと考えております。

次に、熊野岳のトレッキングコースをつくる計画についてお答えいたします。熊野岳は、通称二ノ岳と呼ばれる玉名市と熊本市にまたがり、玉名市周辺では一番標高も高く、玉名市内や有明海、雲仙も見渡せる眺望は大変すばらしい山であります。熊本市や玉東町からの登山コースは多くの登山者がトレッキングを楽しんでおられます。天水町側からのコースの整備ができれば、登山後に玉名温泉や小天温泉を楽しんだり、玉名市内で飲食をしていただくことが期待でき、交流人口の拡大や経済効果が期待できます。ただし、トレッキングコースを整備するに当たっては、コースの管理や駐車場、トイレの整備も必要になってくると考えられます。本市ならではの自然環境を生かしたアウトドア・スポーツツーリズムを推進する上で、熊野岳のトレッキングコースにつきましても、受け入れ側である地元住民の方々の意識の醸成、交通アクセス等を含めた下見確認を関係者と調査した上で、実施に向けた検討を行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

私もその商工観光課等々よく行きますし、いろいろ話もします。職員の皆さんが一生懸命やっておられるのも知っておりますし、よく頑張ってるなという思いで見えております。ただ、今聞いておりますと、どうしても小岱山を中心としたトレイルランニングコースというのは、今聞いてああそう聞いたことがあったなというのは、今思い出しまして、小岱山を中心としたコースとか、こっちの石貫地区方面、元玉名地区方面にはもうコースが設定してあるというふうなことは聞いておりました。そういう中で、いろんなコースは考えられると思うんですが、ほかのコース、先ほど触れました美里町、美里町は特に力を入れておられまして、今のところ15コース設定されまして、「ヤママップ」というの、マップとコースのマップこれを持ちながら歩いてもらうと、これは有料で、5枚で500円ということで、5コースで500円。こうやって具体的に非常に人を呼んでもすぐ対応できるような準備ができております。さすが熊本県では、この先進地だなと、このことに関しては先進地だなというふうに思っております。こういうのは非常に参考になると思いますので、ぜひ参考にしてください。

ほかに、フットパスいっぱいあるんで、今フットパスが非常にこう人気といいますか、はやっているとといいますか、人気なんでしょう。単独のコース、単市、単町の各地区の単独でのコースもいっぱいありますけども、流域にまたがったコース等々も行政区を越えて、広域にわたったフットパスコースもできております。緑川流域ロングフットパスとか宇城ロングフットパスとか、これは広域にまたがったコースなんですけれども、実は、玉名市でも民間の方がやっておられます。さっき説明しました夢・理想の里、一般社団法人でやっておられますここ夢・理想の里では、菊池川流域さらくネットということ、これはですね、山鹿地域さらく、熊本弁のさらくですけど、山鹿市、長洲町、これ長洲町は消防署員の方だそうで、代表は。長洲町では防災さらくと、防災を中心にしたフットパスコース。それと菊池市はきりり水源村ということで、健康さらく、健康を中心としたフットパス。玉名市では環境さらくということで、これが連携しながらやっておられます。非常に聞いて驚いたんですが、ああ、こんなにもう進んでいるところがあるんだなと。ところが菊池市とか山鹿市とか結構行政も力を貸してというか、玉名市ももちろん今、説明があったようにあってるんですけど、連携を取りながらやっておられると。先ほど草枕のウォーキングが話がありましたけど、ああいうところとも連携を、民間とも取りながら新しいコースを設定してもいいんじゃないかと思えますけれども、どうもそれはあんまり好んでらっしゃらないと、草枕交流館のほうは好んでらっしゃらないという話を聞きましたので、その辺のほうは行政のほうからちょっと、市のほうからの指導もあっていいのかなと思っております。

そうですね、景観計画の策定で今なされておまして、もう7回ですか、8回で一応、終わったんですかね、あとはきちっと整備するという段階まで来ておりますが、そういう中でも非常にこう生かせるのかな、そういうことも生かせるのかなと、景観条例も先ほど質問にもありましたけれども、できかかっております。先ほど申しましたミカン園が、まあもっと日の出の勢いのときにそういう賞をいただければよかったんですけど、なかなかこう地元の間人間としても賞はいただいたものの戸惑っているという部分があります。ただ、こういったフットパスのコースやら登山コースをつくることで、また思いが変わって、地元の思いも変わってくるし、誘客にもつなげられるのかなと思えます。熊野岳の登山コースにつきまして、私どもは、私の地区、下有所地区は毎年元日に8合目ぐらいまで登ります。そこにこう熊野権現というほこらがありまして、そこに元日に朝9時から区長さんを中心に全部じゃありませんけど登って行くんですけど、非常にこう途中眺めもよくてですね、ただ頂上まで行く道がなくて、頂上まで行く道をちょっとつくっていただければという。私は町の議員のときにもそのことをちょっとできないかなという行動を起こしまして、営林局、営林署ですかね、許可もいただいております。その当時、国のほうから職員の派遣の職員さんが、名前は忘れましたが、いらっ

しゃいまして、もうやめられましたこの田上元課長とともども登ったことがあります。頂上まで登りました。そのとき非常にその国から派遣された職員の人も感動されまして、すごい眺めだと感動されまして、それと岩田さんが振興局長のときも、私一緒に登りました。そうしたら非常に「もうここはすごいですよ。これは生かせますよ。」という話をずいぶんしてもらって盛り上がった経緯もあります。最近では、景観策定委員会の会長をしておられます会長ですかね、秋元先生も私がその話をしてましたところ「もう登ってきましたよ。すごいですね、あそこはいいですね。」というふうな話をしておられます。そういう意味で、今、部長からは非常にこう前向きな話をいただきました。ぜひ、もっと前向きに進めていただきたいと思うんですけども、民間では先ほど言いました玉名市内の方なんで、旧玉名市内の方ですけど、いろんなことを計画されて、もう天水町の上のミカン園地帯にほれられまして、言葉、ほれられたという言葉が適切かと思えますけども、いろんなことを展開されております。行政と一緒にできるならばもっとどどんいけるというようなことを言っておられます。先日はピザ釜選手権という熊本市内の方とか呼ばれましてピザ釜選手権をやられました。餅つきとかペットボトルピザとか、この間テレビでやってましたけど、そういうことも県の補助を利用しながらやっておられます。県の里モン事業ということでやっておられるんですけども、そういうのとうまく市も連携されながら進めていけばもっともっと進むんじゃないかと思えます。

再質問ということではありませんけれども、部長、もう1回、熊野岳登山道につきまして意欲を持ってやるというようなことを答弁していただければ助かりますが、よろしくをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

一応、答弁の内容といたしましては、実際、現地を確認しながら実施に向けて行なうということを申しております。これにつきましては、私も1度一緒にでも行ってみたいなという気持ちがありますので、それをぜひ、実現していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（福嶋譲治君） それでは次の質問に移ります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 2番目の質問として、玉名市地域自治区の設置等に関する条例廃止後の対応はということで出しておりますが、これはきのうの西川議員の質問と内容も思いもほとんど同じでありまして、まあ同じような答弁をいただく形になるかとは思いますが、条例に沿った地域協議会で各地域のさまざまな問題が出ていたと思えます。10年がたっても各地区特有の問題は、それぞれにあるし、出てくるものと思

っております。どうやってこれからその地域協議会がなくなったあと、そういう意見なり、地域の問題点を取り上げていくのか、示していただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「玉名市地域自治区の設置等に関する条例」の廃止後の対応について、先日の西川議員の答弁と同じくなりますけども、お答えをいたします。

御承知のとおり地域自治区は、設置期間を合併の日から、平成28年3月31日までとしておりまして、地域自治区に置かれる地域協議会も同日をもって任期満了となるところでございます。地域協議会が任期満了したあとのあり方についてでございますけども、昨年度来検討を行なった結果、地域協議会委員の意見、地域協議会と議会との関係、行政外部評価制度における評価委員会の意見等を総合的に勘案いたしまして、平成28年4月にその機能を代替する組織については、設置することを見送ることいたしました。

市政の運営に当たっての議員の御質問の地域の意見を聞く手段といたしましては、既存の区長会協議会、各種審議会委員、パブリックコメント等、これらの機能や役割に依拠して、積極的に活用して、その充実を図りたいというふうに考えております。また、それぞれの機能や役割が十分に発揮できるよう今申しました制度のさらなる周知を行ないまして、それぞれの地域の意見が市政に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。なお、特に各地区の意見であったり、地域の声を拾い上げ、市政に反映させるという意味におきましては、区長を通じた意見聴取が最も効果的であり、重要な手段の1つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

原口部長の答弁のとおり、特に横島町、岱明町のことを知ってるわけではありませんけれども、天水町地区におきましては、前から非常に区長さんが地域の中心となって、いろんなこう行政とのつながりは、住民との間のつながりをもって、活躍されておられました。ただ、あんまり忙しすぎると、その今、この区長選任というのが、非常に各地区スムーズにいくところもありますけれども、厳しい、もうようやく、まだ決まらないとか、そういった話も聞きますので、仕事がふえすぎるのはどうかとは思いますが、今までの地域協議会にかわるぐらいに、連絡を密にとっていただきまして、地域の問題点は常にこう、特に遠いところは、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの1番の質問に関しまして、ここにおられる部長さん方も、まだ元気なうちに

熊野岳の頂上を登ってみて、玉名市で一番高いところからの眺めをぜひ見て、玉名市はこういうとこかと、玉名市の見方がまた変わります。前に一番眺めのいいところを産業経済部のときですか、見て回ったことがあります。こっちから見るのと、また向こうから、向こうの上から見るのは全然違います。桑本先生あたりはもう大体向こうの天水町のほうに学校におられましたので、十分御存じですけれども、非常に観光の素材としても御存じのようにいろいろなものがありますので、荒尾市の宮崎滔天とも連携しながら、前田案山子邸、草枕のほかにも前田案山子邸がありまして、連携が十分とれて、大きな広がりが見られると思いますので、ぜひ、そういうことも含めまして、観光行政にも、またこのフットパス、トレッキングコース、まず何をさておきましても熊野岳登山コースのことをよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、無会派の江田です。

無会派、無会派と何かいつもないがしろにされておりますけども、今の市議会では、3分の1の8名の最大の集まりであります。各議員さん、それぞれ特色をもった大変素晴らしい仲間ばかりであります。最後まで傍聴いただきまして、最後じゃなくてまだありますけども、いつも傍聴席の皆さんありがとうございます。御苦労さまです。

2月28日に横島いちごマラソン大会に久しぶりに出席をいたしました。今年は、39回を迎えるとのことですが、去年よりも500名近く多く、6,434名各地からいろいろな人たちの参加で、横島町の人口が3倍になんかなったそうですね、横島町の人たちの心温まるおもてなしもあって、もう大変なお祭り騒ぎで感動いたしました。松本議員からもそのときお話がありましたけども、最初は、なんか小学生が干拓を走っていたそうですね、これがその発祥の地で、横島干拓を走ってですね、それがきっかけで年を重ねることによって、だんだんにぎやかになって、工夫をしながら今のような最大のイベント事業になったようであります。やっぱり継続は力なりとよく言われますね、痛切にそのことを感じました。全コースのスタートが終わり、決勝までいろいろと横島町の皆さん方が心を込めて、おもてなしのコーナーを見て回りました。10人ぐらい中高年の人たちが、きれいな花の苗を販売されたところに立ち寄って声をかけてみました。ところがその人たちからむなしい話を聞きました。「もうこの花のコーナーは今年で最後。横島花づくり会は、3月いっぱい解散するかもしれん。」とどこか寂しいことを聞きました。話を聞いてみると、この人たちは大変まじめな人ばかりですね、この花づくり会に市からですね、補助金を年に60万円、月に5万円ずつだろうと思

ますけども、この60万円の内訳はですね、花の種代、土代、肥料とか消毒液代が大体主だそうですね、このことは中尾さんにちょっとおわびを言って、ちょっと今日は言っておりますので。

皆さんボランティアの集まりであってですね、夏の暑いときに花壇にですね、花を植えたり草を取ったりするので、脱水症になるといかんからということで、冷たいお茶を出したりとかですね、年に2回ほど開く総会や研修会のときにですね、補助、なんか本人たちも2,000円を補助して、そこから1,000円は補助してるそうなんです、それが大体3万5,6,000円かなんかあるそうなんですけども、これは認められないと言われたそうなんです、これは恐らく確か何年か前に、例の伊倉地区のその補助金の住民監査かなんかあったので、相当問題になったからだろうと思うんですね。週に何回もですね、種まきとか、育苗、国道501号線沿いの花壇の手入れや草取り、また、学校とかですね、いろいろポトスなんかを寄贈したりされてるそうですね、このいちごマラソンのスタートのところにですね、なんか150鉢ぐらいポトスを置いてあったんですね、大変走る人を和ませているみたいですね、大変な御苦労をされておりますけども、これはですね、なんか最初横島町の高齢者の人たちがですね、健康づくりのために厚生労働省から助成を受けて、あのハウスなんか建てたそうですね、そのハウスでその花の種を植えてですね、したりいろいろされてる。結局十何年も続いている花の会ですね、この人たちの夢と希望がこれでなんか終わるみたいな感じをされておりました。だから今度はこのハウスの手入れをだれがするのかですね、皆さん和ませてもらった花をこれから見に来る、見れなくなるんじゃないかですね。市役所の人への対応は悪くはなかったと思うんですね、これは決まりは決まりですからということでですね、確かにそれは本当かもしれないけども、一年中一生懸命ボランティア活動されてる。そして夢と希望を持って頑張っておられる人たちに対して、なんかもうちょっとなんです、書類の書き方とかなんか指導かなんかなかったかなと思っております。その花の会の人たちは「もう来年からせんでよかけん、ほっとしたばいた。」というような言い方はされておりますけどもですね、安倍首相が言われている1億総活躍ですか、16人はもう来年から活躍さっさんごとなるかもしれんですね、そういうこともありますので、1億総活躍というんですね、ほとんどの人が活躍せんとですよ。小学生なんかも活躍はしよらさばってんがですね、どがんなるかですね。だからこれから先はなんかちょっと思いやられるような気がいたします。そしてそのとき言われるけども、旧町部の人たちがよくいわれております。各支所ですね、この支所の窓口業務ですか、これ今民間委託になっとるんですね、だから民間委託になっとるからですね、なんか以前のその旧町部の支所の応対と比べてですね、なんか地元の人との触れ合いがなんかなくなってきてですね、極端に言うと事務的なあんまり心が通ってないようなですね、

○19番（中尾嘉男君） 知らんもんばっかりだけんな。

○9番（江田計司君） はい、はい、中尾議員の言うとおりでですよ。だからちょこちょこ行ってるのがですね、だんだん足遠くなったりなんかしているそうです。だから財政は厳しくなるのはわかるんですけどですね、旧町部の人たちが言われるのには、「何のため合併したっじゃろうか。」と、「もう合併せんならよかった。」て、「もとに戻してくれ。」と、そういう声を聞くような気がいたしております。私自身もそんな思いを聞いております。

前置きがちょっと長くなりましたけども、通告に従いまして質問をいたします。

1番目の旧庁舎跡地及び周辺開発計画についてお伺いをいたします。今年の12月よりですね、公共施設等建設特別委員会に出席をさせていただいております。市民会館の問題、新幹線駅前駐車場の件、サッカー場建設についてはですね、ほかの方からいろいろお話がっておりますので、私は旧庁舎跡地の件につきまして、その件について質問をしたいと思っております。1日目には松本議員から、そして先ほどはですね、城戸議員から詳しくあっておりますけども、ちょっとダブると思っておりますけども、質問をさせていただきたいと思っております。広報たまな3月号にも掲載をされておりました。これは城戸議員からもお話がございましたね。平成26年11月に玉名市本庁舎跡地等検討委員会から市長に提案された答申書を踏まえ、活用基本構想が策定されたと説明がされておりました。そこで12月の特別委員会に配付された答申書に基づき質問をいたしたいと思っております。

先般、あるとき旧庁舎、その繁根木川の13軒の人たちですよ、この人からですね、その人の家の前に、なんか1メートルかちょっとその土手を築くからと市役所の方が来られて説明をされたそうですね、その人が言われたです。「急にそがんこと言われてどがんなっとかい。」てですね、このことは、その12月の特別委員会でも質問いたしましたが、なんでその沿線沿いの民家の人近くに擁壁がつくられるのかですね、その件についてお伺いしたいと思っております。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、公共施設等建設特別委員会で説明をした内容について説明をするということによろしいですか。

○9番（江田計司君） はい。

○企画経営部長（原口和義君） 去る2月12日に開かれました公共施設等建設特別委員会で説明をいたしました内容についてお話をさせていただきます。

まず、旧庁舎の活用については、平成26年11月に玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会での答申に基づき、今年度に基本構想を策定しているものでございます。答申には、

「本庁舎跡地は、新たなにぎわいを創出し、中心市外地の活性化に資することを念頭に
して、人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の
世代間交流や人的交流を促すと期待される次の機能を備える施設の整備を図ること」と
示されておりまして、主な機能としましては、多世代交流機能ということで、市民や来
訪者が世代を超えて多様な人と出会う、触れ合うことができる魅力的な場所と移住促進
機能ということで、文化や教育の向上、子育てに資する機能が提言されていること。ま
た、そのほかに7点ございまして、1点目、建物は財源的に効果が高い方法で早い時期
に解体すること。2点目、駐車場、駐輪場の設置。3点目、交通機関に接続する施設エ
リアの設置。4点目、統一感のある景観形成。5点目、既存のクスを生かした公園の設
置。6点目、文化センターの機能拡充。7点目、周辺住民の安全性の確保。これは歩道、
歩行帯の設置等の提言もいただいている旨の説明を委員会で説明を行ないました。

次に、旧跡地内にあります崖地について、玉名第1保育所及び文化センター駐車場の
東にある崖地が土砂災害防止法でいう、土砂災害特別区域と土砂災害警戒区域の2種類
の法の網が崖地周辺にかかっており、この網を解除しないとそこには新たな建物が建て
られないこと。そこで建てるためには、この法の網を解除しなければならず、解除する
方法についての報告をいたしました。

最後に2月8日から18日にかけて、市内6中学校区単位で行ないました公共施設等
の建設に関する説明会で出ました意見等について、その時点で説明会が済んでいた天水、
玉名、玉南中学校区の意見等を報告をさせていただいております。

それから2点目の繁根木川西側にあります民地がございすけども、そことの境界に
1メートルの土手をつくるというふうな説明を職員がしたというふうにおっしゃってま
すけども、私はそういった報告は受けておりません。そこに住まれている方が、役所に
来られてですね、「その整備はどうなっとかい。」というふうな御質問はありました。
まだ基本構想の段階でございすので、その民地とその裏の擁壁等についてはですね、
まだ決定してないというふうなことをお話して、その方はこういった方法もあるよと
いうようなことでお話しして帰られた経緯はございすけども、現場で説明したという
ことはございせん。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その崖地、これは部長、今話されたですかね、上のほうを削っ
て下のほうにこうすっちゅうこつはですね、だからそのためにその1メートルそこが高
こなっとじゃなかですか。

○企画経営部長（原口和義君） はい、そうです。

○9番（江田計司君） ですね、その件ば説明されたんでしょ。

○企画経営部長（原口和義君）　そうです。それはしました。

○9番（江田計司君）　その崖地の件はですね、いろいろ話を聞いてみると、確かにそのやり方が一番金がかからんとですね、ただその擁壁もびしゃっとですね、構造計算すれば、そがん仮に高さが高くなってですね、なんかそういう方法もあるみたいですね。ただこれは金額的なもんもあつと思ひますけどですね。特別委員会の中でもですね、その話はありません。そしてその特別委員会でもきのうの全員協議会でも説明がありましたけども、玉名第1保育所の下のほうに移転する、新築するということですが、この玉名第1保育所ですね、預かっておられる園児ですか、その人たちの数と、どこから来られているかばちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（永野忠弘君）　健康福祉部長　村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君）　議員の再質問にお答えします。

玉名第1保育所に通園する児童がどこから来られているかという御質問でございます。28年の4月から入所予定の児童が73名おられます。玉名町小学校区が45人、61.6%でございます。そして築山小学校区が13人、玉名小学校区が5人、八嘉、大浜、梅林小学校区が各2人、滑石小学校区が1人、岱明町から3人というふうになっております。玉名町・築山小学校区で8割を占めている状況でございます。

○議長（永野忠弘君）　江田計司君。

○9番（江田計司君）　その玉名第1保育所に預けられている園児のことは、その先ほど城戸議員からもいろいろ話ありましたですね、ただ、平成24年の11月の調査関連各部署からのその横断的に人選をして、職員さんによる玉名市現庁舎跡地等利活用検討チームを作成、平成25年6月の定例会で、私が一般質問したときに原口部長が答弁をされておりますけども、そのときの話ではですね、このときのプロジェクトチームの検討内容を11月末まで、これ先ほど話があったですね、市長に報告を提出するとのことであります。先ほどその城戸議員からもありましたけども、玉名商工会議所高瀬周辺中心市街地まちづくり研究会とかですね、崇城大学の秋元サテライト研究会のつくられた検討委員会の人たちからの話を聞けば、この玉名第1保育所というのはですね、この玉名の1番の一等地にですね、建ててよかかですね。要するにこの市民会館の付近にはそこのゆりかご保育園があるですね、それと元凸版の跡地にはルーテル保育園ですか、これがあり、そのときの話はですね、結局JRから南、極端に言うとその松木とか六田ですね、そのほうがこれから先のことを考えればいいんじゃないかなという話があつたですね、きのうもちよつと全員協議会で話ありました。この玉名第1保育所と子ども支援施設についてですね、果たしてここが適当かどうかですね、この辺は一応、まだその案ということですね、先ほどから城戸議員も一生懸命言われてますけども、さあこのちよつときのう金額もちよつと出たですね、その建物が保育所とあれで大体8億円ぐら

いかかると。それと今度は擁壁がですね、やっぱり1億円じゃきかんでしょうね。そのこうこうするとですね、それとこれにまた解体工事にかかるわけでしょ。これに解体工事は入っとらんわけでしょ、この8億円とその擁壁のかわりにはですね。だからこうするところら10億円じゃきかんごたる金額になっとじゃなからうかと思うですね。だから、ざっといいましたけども、こういうような形でよかつかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の質問については、こういった形でいいのだろうかというのは、保育所の移転であったり、子育て支援施設あたりが、交流施設あたりがそこでいいのかというふうなお話ですか。

○9番（江田計司君） それぐらいかかるとだろうかということですね。

金額がそれでよかつたかということですか。

○企画経営部長（原口和義君） どなたかの質問にお答えいたしましたけども、概算事業費についてはですね、基本構想、どういった使い道をするかとか、そういった計画を今年度立てておりますので、概算事業費についてはまだわかりません。ただ、きのう全員協議会の中で、保育所の移転が8億円かかるというふうな話はちょっと私は聞いておりませんが、確かに崖地の改善といいますか、それについてはですね、1億円ではきかないという話は聞いております。ただ、今、基本構想を策定して本当にその配置図の中のその面積であったり、レイアウトの中の施設であったりというのが、本当にどのくらい必要かというのはですね、まだもう少しやっぱり精査してですね、来年度予算で基本設計費をお願いしておりますけども、その中できっちり精査して、面積を確定してですね、そして概算事業費が出てくるのではないかというふうに思います。

それと崖地についても、いつか江田議員にお話ししましたけども、崖地の整備についてもいろんな方法が、パターンがあって、その中で自分たちが今考えとる方法であれば1億円ではきかんというふうな説明をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 大体その計画をするときは、ある程度の概算はなかといかんとですね。だから極端な場合、きのうちちょっと話はあつたんじゃないかと、この金額は。な、あつたでしょ。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 江田議員の再質問にお答えします。

きのう全員協議会で御説明申し上げました金額につきましては、新設の子ども施設につきまして、大体5億円程度ぐらいではなからうかと、それから玉名第1保育所の新設

につきましては、3億円ぐらいではなかろうかというふうなことで、きのう説明があったというふうに、建物だけということでございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ですから、私が先ほど申し上げてるようにですね、建物で約、そのこれは支援センターと両方で8億円でしょ。そうすると原口部長が言われるその解体費が1億どしこかかるわけですね、そうすると擁壁が1億どしこかかる。そうするとこれはもうこっただけですね、10億円じゃきかんわけですよですね、だからその今、村上部長のところと原口部長のところはまだ横のつながりがでけとらんけんですね、あれですが、総事業費としてはやっぱり10億円ぐらいかかるわけですよ、ですね。だから、こういうとも踏まえた上でいろいろ企画ばしていかなんとじゃなかろうかと思うですね。それはそれとして、この3月議会にですね、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会の会長さんより開発計画の再検討を求める陳情書が出されておりますですね。この会長さんは、なんと平成27年の9月の定例会において問題になった人であります。平成24年5月10日付で、玉名市特別顧問になられた3人の中の1人です。その特別顧問については、そのときに内田議員さんからいろいろと質問があったことは皆さんまだ記憶に残っていると思いますですね。そのときの市長の答弁は、市長への政策、施策に関する助言をいただくためにこの特別顧問をお願いしているという答弁でありました。ですね。そこで高寄市長にお伺いしたいと思います。この旧庁舎跡地及び周辺開発について、協議会の会長さんから御相談はありませんでしたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） お答えをいたします。

相談があったかというようなことでございますけども、なんの相談かわかりませんが、相談はございませんでした。

○9番（江田計司君） その跡地開発の計画ですよ。

○市長（高寄哲哉君） 御相談はございませんでした。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） その特別顧問さんが3人おられた中で、いろいろそのために特別顧問さんというのは設置をされたわけでしょ。だから本当は、もうこれからの玉名市のこと、いろんなことをですね、特に一番大事なこの中心市外地活性化の問題ですけんですね、こういうともやっぱりいろいろお話はされて当然じゃなかろうかと思っておりますね。それはそれとして、活用構想案の全体敷地は位置図を見れば、なんか玉名第1保育所の横が、民地が食い込んだるとですね、この平面図ば見ると。先ほどちょっと言われたですかね、かぼっところ、この食い込んだのはですね、民地の山路さん、有明測

量開発社さんですね、この2軒だろうと思うとですよ。この2カ所については、立ち退きの交渉などはされたことはあるですかね。普通、例のこの前の3月号の広報たまに見るとですね、普通の人は「わあ、こん人たちは、こら立ち退きに反対しとんなはるけん、こがんしてこうがくつとなつとるとじゃなかどか。」と、これは思われんじゃなかですね、この人たちに交渉はされたのかどうかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） やっておりません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ということはですね、話を以前聞いたんですけども、要するに今のこの旧庁舎の跡地だけで計画をしてくれという、なんかそういう指示があったと聞いておりますけども、だからその全然そのこの2軒に対しては、話はあるわけですね、そういうことですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、検討委員会の中で、やっぱり意見としてですね、やっぱり周辺の土地も含めてじゃなくて、最初今の下の段だけ、9,000平方メートルで検討するというふうなところで検討委員会は始めました。委員さん方の中からですね、よく話に出てきます14軒、約14軒ぐらいの民地も含めてであったりとか、周辺の道路等も含めて検討したらどうかというふうな意見もございましたけども、下の約9,000平方メートルとあわせて、文化センターもあわせてリニューアルするというふうな話がありましたので、下の段と今現在の市が保有している面積の中で検討するというふうな方針で検討委員会は検討がなされております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 以前のことを言うといかんですばってん、要するに一番最初、この新庁舎の問題が出たときにですね、ここの問題とそれと今の旧庁舎ですか、この問題とかいろいろ話がありました。最終的にはここに新庁舎決まったわけですね。そのあと、商店街の人から話を聞けばですね、あそこに消防署ですかね、これをもってくるような話もあったわけです。ところがそのとき一番問題になったつはなんかということですね、ここの繁根木川沿線のこの14軒、この先ほどからいろいろ話は出とるけどですね、結局道路が狭いですね、それと歩道があったりいろいろするとですね、やっぱりどうしてもこれがネックになつとるとですよ。だから今度も、これは今こっで計画の決まってしまうとですね、もう一番この今まで玉名市の一等地というとはですね、昔、地価のその標準の一番高かったつは、はやかわ（毛糸）あったでしょう、あの辺だったん

です。やっぱりこの玉名市の一等地というとは、この市役所の旧庁舎ですよ。ここにこればこうつくってしめて、保育所ばつくってしめてみんですか。もう恐らく50年なつと人はこんままばいた。それと同時に、松本議員から話があったですね、この横の立ち退きの問題、これもですね、もう代のかわるならだめですよ。だから本当はですね、もうせっかくまちづくりばすんなら、こがんとまで全部考えていかんと、今はただ合併特例債ばつかってですね、今のその要するに玉名第1保育所は下にもってきて、こうするならもうあれであそこはしまいばいた。と、皆さんの意見はあります。その件はですね、松本議員からも城戸議員からも一生懸命ありましたので、私はこれくらいにします。

3月5日にですね、横島町の公民館に蒲島知事が県政の報告会に来られました。これは高崙市長も来られてあいさつされましたですね、そのときにですね、蒲島知事が、今までこういう例のくまモンあたり成功されて、相当努力をされてですね、8年間県政のこととか自分の生い立ちのことを話されました。そして、そのときに言われたことがですね、「世の中で不可能なことはない。」とですね、「不可能を可能にする。それが政治である。」と。こういうことを言われたですね、そのことは私の印象に残っておる。恐らく来られた方もそういうことは、高崙市長もそのことは覚えておられると思いますけどもですね、こういうまちづくりについてはですね、恐らく市役所の優秀な人たちも思っておられると思うんですよ。議員の皆さん、特に吉田議員あたりも相当一生懸命頑張っておられるからですね、頭の中にはそのあると思うんですよ。だからですね、この旧庁舎跡地の問題がですね、やっぱり玉名市の中心街の核ですね、その核となるためには、この際、思い切った再開発ば考えていったほうがよかつじやなかでしょうかね。熊本市のですね、あの交通センターですか、あそこが大々的に再開発をされとるですね。この再開発に関しては相当時間もかかります。やっぱりまちづくりには時間がかかるとですよ。それと相当金もかかるですね。昔から言われております「ローマは一日にして成らず」ですね、恐らくこのまちづくりとは10年、20年じゃでけんですよ。やっぱり下手にすると50年近くかかつとじやなかかと思うですよ。あの砂天神の踏切でんそがんでしょ20年ぐらいかかたんじやなかですか、あれまでになるまで。

○23番（吉田喜徳君） 20年なかからん。

○9番（江田計司君） 20年以上かかつとるばいた。最初あれからばいた。そんぐらいかかるていうこつば言いよるとたい、あた。そがんいっちょいっちょ言うと、話の進まんごとなるけん。

○13番（福嶋譲治君） 忘るるばいた。そっちゃん集中せなん。

○9番（江田計司君） どこまで言うたかわからんごんなつたじやなかか。

このやっぱりですね、中心市街地、人からよくいわれるとがですね、「玉名の中心市

街地はどこかいた。」て言わすとな。やっぱりですね、そのためには核のなかといかんと
思うとですね。そのですね、ここが今の計画の案どおりにいくとですね、やっぱり城
戸議員あたりも相当心配されておりますけども、この玉名の商店街の活性化にますます
水ば差してですね、まちの発展がなくなってくるんじゃないかなろうかと思うとですね、ま
たシャッター通りがふえてですね、そうするとどうということになるかというたうとですね、
やっぱり市税が入らんとなくなるとですよ。だからずっと時間をかけておくとですね、や
っぱり市税がマイナスになってくるとですね、だから私も1回言ったけども、市長から
パンと反対されましたけども、要するに行政が知恵を出して、お金を民間が出す。この
P F Iというたうとですかね、こういうことはもう考えはなかでしようね、高崙市長。再度
お伺いをいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） P F Iの話が出てきましたけど、P F Iにつきましては、その
場、その場によってはやはり適切な場合もございますし、また、行政がそのもの自体に
携わるということも大切だろうというふうに思いますので、いわばケースバイケースと
いうたうとでございますので、私はやはり民間が主導でできる分については、民間主導で
やりながら、インフラ等々については、行政がそれを進めていくというたうとでやれば前
に進んでいくんじゃないかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 実はですね、その話もちよつと市の職員さんとちよつと話した
んですよ。やっぱり熊本市でもその話がいろいろあつとるですね、ところが、やっぱり
こう市からでもですね、アピールせんなら片一方から乗ってこらっさんですよ。です
ね。私はそがん思うですよ。玉名市はそがんとはさっさんとだけん、だれもうっちゃい
はせんですよ。だからそういうことはできたらですね、遅いかどうかわかりませんが
も、よろしく願いしときます。どがんですか市長。この玉名市の中心街はですね、市
長がですね、「俺が市長のときに企画ばした。」とですね、孫の代までこれは自慢でくる
ですよ。そがんことのでくるようなすばらしい玉名の核を考えられてはどうですか。私
たちも精いっぱい応援しますので、どうかよろしく願いいたしまして、次の質問に移
りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 2番目に、大正開漁港跡地の太陽光発電の借地に関してをお伺
いたします。

昨年の9月議会に、この件については一般質問をいたしました。そしてそのときの議
会だよりを読んだ人からいろいろと反響がありました。区でですね、いろんなこう催し
物がありますけども、寄ってきて「おいて、全然知らんだつたぞ。そがんこつのありよ

ったつかい。」て、またあんまり目立たんところだけんですね、「まちっと調査ばしてみんかい。」と、叱咤激励をされましたので、私自身も今回またです、質問したいと思ひます。

この土地を借りている会社です、これは話を聞くとビーイーソーラーズという会社なんですけど、この親会社がなんか何件か太陽光発電を斡旋しとるかどうかなんですけど、ビーイーソーラーズというのはです、3番目に太陽光発電をしたからビーイーソーラーズと、この会社が3つしとるとじゃなかつです、3番目にしとるからビーイーソーラーズという会社だそう、それでです、どがん会社だろうかと、前回、皆さん御存じだろうと思ひますけども、平成25年11月1日に資本金100万円でできた会社なんです。だから私たちは、全然会つてもおらん、私はほんな地元です。だからちょうどその2月の初めごろ東京に行く予定がありましたので、とにかく会社も見てみたいし、会社は大体わかると、おうてみたいなと、そこで管財課の人たちに2月2日に先方の社長さんに地元の議員として会いたいかから、2月4日は私はあくから、何時でも、どこでもよかけん会うようにアポば取ってくれんですかと、こうお願いしました。その何で2日ぐらい前ぐらいにと思ひなはるかもしれんばつてんです、早よから言うくととです、前調べたときにこのビルの中にそんな会社の名前全然載つとらんとです。郵便受けにもな。早よから言うくとと、これこう張りつけらすかもしれんけんて、私の浅知恵たいな。そういうつもりでその頼んだけどもです、その2日の夕方になって管財課に行きました。そうしたら担当者の人と言いなはつたです、その相手の社長さんがです、「契約は玉名市としとるけん。」と、玉名市の人がどうこうしなはるならば、おうたっちゃよかばつてん、会う必要はなごたる言ひ方だつたです、どうも。そんなこと聞いたけんです、「あら、なら私とは会おごんなかつかな。」と。私自身は、なら会われんたいなということ、そのときはそれで終わりました。しかしです、私もせつかく東京に行つたけん、もう一遍ちょっとこれはビルの名前のきちとなつとるか、ビルのどがんなつとるか、見てみろうと思ひて行きました。ただです、その普通考えてみんですか。そのあれだけの広さばです、その会社が慈善事業でな、ボランティアのごたつとで借りとなら、しかも21年です。そして地元にな、ただそんなとき、区長さんどまあいさつしとらつさんと思ひます、あら担当はなんです、工事する人はあいさつ来て説明会したばかりだけんです。そつでその私がわざわざ行くにです、「わあ、わざわざ来なはるんですか。」と、普通だつたら、「わざわざ来なはつたなら、ほんならどうぞどうぞ。」お茶一杯なつとごちそうさすかもしれんばつてんな。なんか非常識な社長だと私は思ひました。かといつて、私もせつかく東京行つたけん、ちょっと行つてみました。代官山だつたです、電車とか乗り継いで、そのビルの1階が台湾料理店です

よ。福嶋議員知つとるですね、そこでお茶どん飲みよりました。前はこうガラス張りだ
けんですね、そのビルの入り口は全部わかるとですよ。そうしたらそのですね、ちょう
どそのときに、このビルの郵便受けの前でですね、こういろいろのぞきよんなはる人
が、その中高年のおじさんがおんなはったですね、「ああ、この人はひよっとするとビ
ルのオーナーかもしれんな。」と思っばつと出て行きました。そして、こうして熊本
から来まして、ここの中にビーイーソーラーズリーさんがおんなはるとですばって
ん、札が上がつたらんばつてんて言うてですね、どうも親会社はこのブロードエッジア
ドバイザーズていうのが親会社のごたるですね、そうしたらこのビルのオーナーです
から、そら貸しとるけん詳しかですね、「ああ、ならそら社長のところに私が連れていき
ましよう。」て、こらもうセキュリティーのぴしゃつとしたあっだけんですね、だっ
てんな入られんとですよ。ぱぱつと案内されて、一緒に行きました。3階がその社長の事
務所ですね、2階はですね、どうも会議室のごたるですね。要するに4階、5階は白川
鉄工所という、このオーナーの自宅ですね。行って話をしよったけども、なんか社長が
忙しゅうして、とうとうお会いができませんでした。私が尋ねたことは、なんかこの
市役所にはメールかなんか送ってきてあったごたる感じのするですね。こう前、要する
に6月だったですかね、行って調べたときのそのビルの表札は全然変わらんとですね。
このブロードエッジアドバイザーズというとは、3階のこう表札あるですね、2階はな
ん書いてなかですけど、下のほうに1階、2階のところにちよつとこう書いてあると
が、アールインワン営業所、そして前回もお話ししましたけども、27年の1月9日に
設立したビーイーテラスという会社ですね、これは張ってあるとですよ。ビーイーソ
ーラーズリーというとは全然なかとですよ。ですね、どがんなつとるとかなと、この前
一般質問したときといっちょん変わらんとたいな。そこでお尋ねしますけどですね、私が
こういう具合で会社を訪問するてですね、そういうことに対して、事務方のトップの副
市長、私の立場ば思ったこつと、報告はあったかどうかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

まず、管財課を通じてアポを取らせたとところは聞いておりますし、市が同行す
るならお会いしますという結果は聞いております。

○9番（江田計司君） 聞いております。

○副市長（齊藤 誠君） そこは結果、聞いております。それ行かれる前だったです
からですね。行かれて、自分の立場になるならどうかという御質問だったかと思いま
すのですね、それにつきましては、会社側の判断だと思しますので、江田議員にか
わって私が考えを述べることはできません。

○9番（江田計司君） いやいや、そうじゃなくて、あたが私の立場だったらどがんか。地元議員として、心配だけんどがん人だろうか会おごたるっちゅうかな。

○副市長（齊藤 誠君） 会いたいという気持ちはわかりますけども、それはあくまでも会社側の。

○9番（江田計司君） 玄関払いくろうたっですよ。

○副市長（齊藤 誠君） 会う、会わんというのは、会社側の判断でございますので、江田議員にかわって、私が気持ちを伝えることはちょっと差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） なんかえらい冷たい会社、もうけんために20年間も借っとるとばいた。そして地元の議員に「お世話になります。」一口もなかつばいたな。そがん会社にな、大事な市の土地ば貸した。トップとしてどがんですか、市長。どがん思われるですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 説明がなかったということでございますけども、地元の皆さん方には、十分今回も説明をして、取りかかっているということでございますし、また、この土地は毎年毎年、管理をするのにもお金をかけなければならないというような状況でありましたけども、たまたま太陽光というものが進出するというところでございましたので、価格的には155万円ですか、年間の使用料ということで、20年間ということでございますので、約3,000万円の玉名の収入になりますし、また、固定資産税もここに入ってくるということでございますので、お金をかけてどうしようもないというような状況の土地に太陽光をしたというような状況で、その分だけお金が入ってくるということは、住民サービスに使えるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことでございますので、住民に対しても地元の区長さんとか、住民に対しても説明会を行なっているということでございますので、御理解をいただきたいと思いを。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） あのですね、地元の区長さんがですね、長保地区の区長さん、磯鍋地区の区長さん、あいさつはその社長は行っとらっさんとですよ。ただ、市役所からとですね、最初の説明会をしますよというのは、これ26年2月2日に説明をしますよというのば、1月に行っとらすとですよ。市長の話ば聞くと、「ああ、今まで荒れとった土地ば借ってくるっかいた。ありがとうございます。」で、ほっだけん、片一方はもうのぼせとっとなかなかろうかと思うな。それはそれとして、9月議会にお伺いしましたが、念のためにもう一度、これまでのその経緯ですね、どがんした関係で来たか

すね、これを吉永部長、原口部長にお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問の経緯についてお話をいたします。

まず質問されてないこともちょっと読むかもしれませんが、よろしいですか。

○9番（江田計司君） はい、いいです。

○企画経営部長（原口和義君） 昨年の9月議会で答弁をいたしておりますけれども、まず貸し付けまで至った経緯について、簡単に申し上げますと、旧大正開漁港埋め立て地については、工事の際の資材置場などに利用できるなどメリットはありました。通常人が立ち入る場所でなく、夏場は雑草が生い茂って、除草するのに大変苦勞しておった土地でございます。途中、土木業者さんがテトラポットあたりの置場等にいただいているときはですね、業者さんあたりに除草等をお願いしておりましたけれども、いわゆる遊休地でございます。そのころこれにつきましては、未利用市有財産ということで、どういった今後計画、計画というかするかというようなところの1つの土地でございました。どういった方法で貸すのか、売るのか、いろんな方法がありますけれども、そういった方法を模索しておったところ、平成25年3月企業誘致担当課から、太陽光発電事業にどうかというふうな相談がございました。そこで、貸し付けの可否及び方法について検討をしたところでございます。

遊休財産の利活用については、先ほど申しました平成24年3月に定めております「玉名市普通財産の利活用に関する要綱」に基づいて処理をする必要がございますので、売る、売り払うということになれば、原則一般競争入札ということになりますけれども、貸し付けについては、その義務がございません。そういったことから、公募というような方法はとらなかったということになります。

その後、貸し付けの準備段階といたしまして、当時の窓口で会った鹿児島県のコンサルタント会社と平成26年2月に地元行政区長保区と磯鍋区の市民を対象にいたしまして、地元説明会を行なっております。このコンサルタント会社につきましては、諸手続を進めるための会社でございましたので、本事業は外資系の企業に権利移転をされ、さらに賃貸借契約は東京にあります先ほど議員がおっしゃっている株式会社ビーイーソーラーズリーと平成26年8月26日付で結んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

先ほど企画部長が答弁いたしたのと少し重複する部分もございますが、一応、産業経済部の考えというか経緯をお伝えいたします。

昨年の9月の答弁と内容と同じようではありますが、平成23年1月に玉名市未利用市

有財産利活用基本方針が示されて、未利用地であった旧大正開漁港埋め立て地を企業誘致に活用できないかということ管財課と検討してまいりました。ですが、取りつけ道路等が狭いことや海岸に接していることから、企業誘致の適地としては判断しておりませんでした。しかし、平成24年度になって太陽光発電のための用地がないかという問い合わせが非常に多くなり、市内数カ所の山砂採取跡地等を案内しておりましたが、この旧大正開漁港埋め立て地も太陽光発電なら問題ないだろうと判断し、問い合わせのあった数社の企業に紹介した結果、兵庫県の企業と鹿児島県のコンサルタント会社が興味を示されて、それぞれ採算性などの検証をされた結果、兵庫県の企業は有効利用面積が小さく費用対効果がないと判断されておりました。ただ、鹿児島県のコンサルタント会社は小さくても採算がとれると判断され、東京都に事務所がある外資系企業とともに来庁され、正式に借り受けをしたいとの申し出が平成25年3月にあり、外資系企業が鹿児島県のコンサルタント会社を電力申請、契約、設備認定などをするための特別目的会社としての合同会社を設立され、所定手続きを進められたということでもあります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 大体、この前あれしてちょっと調べてあるですけども、言われるのは、平成23年1月「玉名市未利用市有地財産利活用基本方針」が示され、平成24年3月に定めた「玉名市普通財産利活用に関する要綱」がこのときでけるとですな、平成24年の3月にな。そしてその前に、まず、管財課から吉永部長のところ、この前、これな答弁にあがったばいた。これはな、こんときは「企業誘致はないか。」てきととですよ。こんときはまだどこの会社じゃなかつですよ。そがんでしょ。企業誘致がななかかて。それであが今言うたごて、企業誘致としては道路がどうのこうのだけん、あそこはあからんて、そのあとにこの鹿児島県の、要するにこれもこがんと専門会社だんな、許可をとつと。これが青山の会社とあれして、要するに環境発電玉名営業所というばつくととですよ。これはですね、九電に行って調べととですよ、平成25年3月28日に九電に申し込んであるわけですよ。ところがな、この太陽光発電というのはですね、こんときは、これは先ほど部長は、原口部長だったけどですよ、1メガワットんとだったですよ。もうこんときはもうですよ、そしてですよ、結局、この青山の、こんときは違う会社でしょうが、青山の会社。このブロードエッジ、ここの会社じゃなかつですよ。アドバイザーズじゃなかつですよ。そして平成25年3月28日に環境玉名発電所がでけたばってんですな、平成25年11月1日が先ほどのビーイーソーラーズという会社がでけるとですよ、資本金100万円な。私が言いたいのは、この鹿児島からこうしてビーイーソーラーズにこのこんときによ、貸し付けの条件違反ですよ。借り主がかわつととだけん。な、最初はこのビー

イーソーラーズリーが来てこうこうしよったんじゃないかなでしようが。最後はこのビーイーソーラーズリーが話ばいちくうて、これが乗ってきとるとたいな。ばってん、このビーイーソーラーズリーというとはですね、資本金100万円ばいた。その25年の11月1日でけとるとですよ。しかも金額は3億5,000万円て書いてある投資金額は、普通貸すかいた。銀行でん、なんかの裏づけのなかなら貸さんばいた。例えばこん社長が錢ば3億円ばかり持っとるけん、銀行にこう預けとるけん、こればこうてな。そらこの前の答弁じゃ、原口部長はなんか親会社は8カ所ぐらいしよるけんが、しっかりした会社だけんどうのこうので答弁のあつとったな。じゃあ、私が言うたつが、そんならそがん親会社ならばな、さっきな、これば解体すつとでん1,200万円ぐらいかかるて原口部長答弁したでしようが、普通はな、親会社の錢ばそがん出しとるならば、こら親会社が保証人にしてくれんかいたて市役所が言うてもよかはずばいた。なら保証金ば積んどつてくれんかいたて。そがんでしょな。ちよつとな、もう一遍ちよつと聞くばつてんですね、このほら管財課から要するに吉永部長のとこさん一遍、こんときはただ企業誘致だけんて言うてきた。そうするとこの前、原口部長の答弁ではな、管財課じゃなく企業誘致からきたけん、もう安心したけん大丈夫じゃろうということで、進めた。こんときはなんも話はなかつたつかいた。その普通、例えば、私が言いよるとがな、極端に言うと、経済産業省にな、この太陽光発電ばすつとば申し込まんとですよ。申し込むときはどこで申し込むかいたて、市役所の土地ば借つて申し込むばいたて、承諾書かなんかなかつたかいたて、普通そがんでしょ。簡単にあた、ちつとその辺の駐車場ば借つとでちゃ、あたあるばいた。そして経済産業省からな、3月の平成25年3月28日前にもう経済産業省に申し込んであるとですよ。こんときはなんか稟議書かなんかあるとですか、副市長。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の今の御質問ですけども、事業、事業者が手続きを進める前に、進める中で要するに市から何か書類を出してるのかというふうな趣旨の御質問だろうというふうに思います。

これに関してはですね、太陽光発電に限らず、例えば、開発行為申請などの場合にも地権者の同意というのは必ず必要かというふうに思います。今回の場合においても、土地の所有者である市が発行した同意書の類のものが経済産業省への申請の際に必要なことは当初から認識をしておりましたので、平成25年3月19日付で、この段階では鹿児島県のコンサル会社が相手方ではありましたが、再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定、これは太陽光発電の認可という意味でございますけども、この認定が得られた場合に限って貸貸借する用意があるという旨の証明書を玉名市から発行しております。また、これ以降も権利移転等による変更に伴い、このような書類につい

てはですね、当然、決済を回して相手方にお渡ししとるというふうなことでございます。
以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 一応、そのな、平成25年3月28日、鹿児島県の業者まではその手続きはしてあるわけだな。ただその今の部長の話では、3月11日ごろ経済産業省に出すときの書類ば出したて言いよんなはったですね、3月11日ごろ。

○企画経営部長（原口和義君） 事業者に対してです。

○9番（江田計司君） 事業者にももちろんやっとなるたいな、それば経済産業省に持っていった。あのな、1カ月ぐらいじゃおりらんとばいた。こんときは特にこの年はなんかていうとな、平成25年のその3月いっぱい、要するに消費税抜きの買い取りが、40円、4月1日から36円になるとですよ。こんときは駆け込みでばんばん、ばんばん来よっとだけんな。普通でも大体1カ月ぐらい経済産業省はかかるですよ。ところがこのな、要するに九電に申し込んであるとは、3月28日でもうおりとるわけです。これもうどがんでんよかたい、一応、形は形でぴしゃっとしとるけんな。

それとですね、だけんこのどがんですか、部長。このその青山の要するに鹿児島県と青山の会社が申し込んだってしよ。環境発電玉名営業所がな、これからビーイーソーラーズリーにかわったたいな。そんなときはどがんとしたふうだったかいた。なんか連絡はあったんですか。そのかわる、ビーイーソーラーズリーがこういうごたるて言うて会社からこの役所を訪れて来なはったんですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけども、今、おっしゃるような権利がかわっておるといふふうなお話ですけども、この案件につきましては、当初からかわっておりますコンサルタント会社は、外資系企業と共同で太陽光発電の創業を目的とする特別目的会社を設立し、先ほど申した平成25年3月末に経済産業省から太陽光発電事業の認可を取得しておるといふふうなことでございます。

当初からですね、この権利移転というのがあるということは事前に聞かされておったということでございまして、計画と準備、許認可を受ける会社と実際に運営する会社が違うことは前提として計画され、そのように進められたというふうに理解をしております。経済産業省等の手続きが正当に行なわれており、契約自体は最終的な運営会社、ビーイーソーラーズリーですかね、そこと結んでおりますので、当方としては、契約違反というふうな認識はございません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） そのビーイーソーラーズリーという会社は見が行ったかいた、

だれか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 行っておりません。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） この辺がな、ほんなこていい加減ていうごたるとたい。東京の会社ばいた。この辺でこうだれかこうこうていうならすぐ目で見えるばってん、しかもあた外資系の会社ばいた。いつのうなるな、なんじゃわからんとだけん、がんとは。どがんふとか会社、山一証券てちゃ潰るつとばいたな。

あのですね、きのうの新聞に載とったな。熊本日日新聞にですな、「熊本市の売電2億円未回収」と載とった。内容ばちょっと見るとですな、東京の新電力大手日本ロジテック協同組合、これ熊本市にもう2億円も払ろとらんとばいた。この新聞見て何か思わんだったですかね、部長。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。読んでおりません。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） それはそれとしてですな、私が言いたいのはな、その要するに東京のなんじょかんじょわからんごたる会社に貸して、地元ならな有力な企業いっぱいおるですよ。県内でもな。そればどうしてわざわざ、あんまりしゃべると時間のなかごとなるけんあればってんな。あのですな、このずっとこの流れば見てみるとですな、こらことの始まりはですな、平成23年のその未利用のその土地ば、それから始まって、24年度にですな、要するに要綱ばつくられとるとですよ。要綱というとは便利なものばいた。議会報告せんでよかもんだけんな。そして要綱ができてからですな、どがんですか、その土地ばですな、貸したり、企業が買ったり、例えば極端な場合は、その長年にわたって借りたいという人がそがん実績あるですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、この未利用市有財産利活用計画、これについてはですな、先ほど申しました遊休地について、今後どのように取り扱うかというのをまとめたものでございますけども、貸し付けについてはですな、この未利用市有財産利活用計画書の中では、貸し付けてる物件はございません。ほとんど売払いというような格好でやっております。その中には、公売したけども申し出がなかったというふうなやつもありますけども、ただ長年にわたって貸し付けてる土地というのはですな、この未利用財産利活用計画にはありませんけども、ほかには事例はいくつもございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 恐らくですね、そういう貸し付けはなかったと思います。このですね、またそのこれは前後するばってんですね、契約はそのビーイーソーラーズリーとの契約は平成26年8月26日になつとるとですよ。そしてこの26日の26はですね、ただこうボールペンかなんかでこう書いてあると、上はまだタイプでびしゃっと打ってあるばってん、おそらくその日にちのどうのこうのでそがん、ここで書かしたか、どこで書かしたか知らんばってんですね、ところが九電に使用申し込みはですね、26年7月4日ですよ。まだ契約もしとらんとにもう申し込んであるとばいた。申し込んであるとは知らんでしょ。これは九電に行って調べたけんわかっつとですよですね、それは知つとらんでしょ。申し込んであるとは。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の件に関してはですね、ちょっと確認させてもらっていいですか。

○9番（江田計司君） はい、いいですよ。休憩しましょうか。

○企画経営部長（原口和義君） いや、結構です。

○9番（江田計司君） よかですか。

○企画経営部長（原口和義君） はい。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ちょっと今、書類ば調べよりますけん。もうなんじよなんじやわからんごんなつた。ちょっと待つときます。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時21分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど議員がおっしゃいました7月3日付で九電への開始の届け出が出てるといふふうなお話でございましたけども、これについては当方としては知り得ておりません。想像するに、工事のめどが立ったからということで出されたのではないかといふふうには思いますけども、存じておりませんでした。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） もう時間が、残りがあんまりないので、大体まとめますけども、私が先ほど言うのはですね、契約が26年の8月26日ですよ。ところが契約もし

とらんとにな、九電に使用申し込みばもうしてあるとです。これ7月の4日です。な、民間で、「ああ、がんして、がんするけんよかですか。」ならよかばってん、片一方は役所ですばい。な、そういうことば私は、役所はそがんずさんだろうかな。

とりあえずまとめてみるとですな、平成23年1月にですな、玉名市の未利用市有財産利活用基本方針が示された。そして、平成24年3月に定めた玉名市普通財産利活用に関する要綱ができたんですよな。そして24年ぐらいに借ったりなんたり応募があった。そして、25年3月28日にこの鹿児島島の業者が、東京のそのこら青山の会社と一緒に会社ばつくって、会社までつくってあるとですよ、こらな。そして、これが2月でしよ。25年のな。26年1月に、まだ契約もなんもしとらんばってん、このビーイーソーラーズリーはな、区長さんのところさん、原口部長も行っととじゃなかかいた。

○企画経営部長（原口和義君） 行とらんですよ。この前も言いなはったですけど。

○9番（江田計司君） なんか背のふとか人の来なはったばいたて。違うとな。

市役所から来とらすとですよ。そして区長さんに1月にその説明会ばしますけんて、磯鍋地区と長保地区に来とらす。そして2月2日に、その関連工の人が、磯鍋地区の公民館で地元説明会。説明会ていうとは長保地区から区長さんと3人来とらす。磯鍋地区から何人来とらす。全部で、あたげんなんばいれて10人ぐらいいかな。そしてそれから先に、先ほどな、これは2月か、で7月4日に要するに九電に使用申し込み、そして8月26日に契約。なおさらこれはですな、しっかりした会社たいな。法務局に地上権設定までしてある。この地上権設定の広さとな、この契約書の広さちょっと違うとばい、狭もなつとるとたいな。最初は、地元説明会のときは、1メガワットで説明してあった。ばってん850キロワットどしこだんな。こもしてあるとですよ。これは邪気回すと、1メガワットになつとちつとなんだかんだせからしかけん、まだ余地のなかて言いよらしたばってん、何遍でん見ぎゃ行くばってん、まだ用地は先にあつとばいた。松林ば、松林ていうたっちゃゆうなか松林だけん切ったっちゃよかつたい、あら。それはよかとしてたいな。これまでの流ればみつとですな、なんか最初からこのビーイーソーラーズリーという会社のために、出来レースでこうつながつとるごたるすつとたいな。これはただ私が邪気たい、こらな。邪気で知つとるかいた。独特の言葉たい。市長は一生懸命言いなはった。今まで荒地のところにな、150万円、年間入ってくると、それと固定資産税の入ってくるけんて、これはな、それは一番立派なことと思う。ただ、この前も言いました。このわざわざわけくちのわからんごたる東京の会社に貸すよりも何かほかに地元の者でん、地元の者な管理のでくつとだけん。東京はうっ潰れたってなんてわからんとばいた。なら極端な場合がですよ、こん会社の社長がたいな、悪徳金融から銭ば借って、これば押さえられる可能性もあつとばいた。そがんとは市役所には届け出のなかつじゃけん。そがんこつは全然こん契約書にはなんも書いてなかもん。そら

あた要するにこれが20年先になって、これを要するに片づけなん。会社が潰れてとるならだれが片づけるかいた。この前、部長に話をしたら、これ片づけ費用は1,200万円ばかりかかるて言うたですね。よかならば地元の人にでけんどかて言うたばってんが、市長は民間に、役所ですつと高っかけん、私は役所ですつとどがんかいたて言うたったいな。年間で3,000万円も上がつとばいた。そらなんで私が最初、横島のいちごマラソンのその60万円の件ば言うたかと言うとな、こがん助成ばしよつとの削らすつとのそうなあつとばいた。ほんなこのあとな3,000万円ばあた、きのうだったかいた、だだったかな基金の問題言わした何十億円であつとばいた。銀行に預けたつちやしれたもんだろがいた。これ投資ばしてみなっせ。よその自治体こがんとばしよつとですばい。だからそのな、やっぱり蒲島さんの言葉ば出したばってん、不可能ばな可能にすつとも政治の力ですよ。皆さんとな、やっぱり全部はあたたちもきつかばいた。俺がように言うて、ばってんがそら言われたおり答弁もせなんしょんなかな。しかし、こらがんすんならこがんだろうかてな、さっきだだたかいたな、城戸議員だったかいたな、「チーム玉名」な、チーム玉名ばいた。3,000万円あがつてすばいて、市長もそのことはようと知つとんなはるでしょうが、太陽が自然に与えて銭ば稼ぐとだけん。仕入れもなんもいらんとばいた最初、銭ば投資する。恐らくこの親会社が投資しとるかどうかわからん。こら調べてみらんわからんですよな、やっぱりできるだけ地元に戻元するごたるこつも、今後は考えてもらいたいですよな。どうか、そのことをです、皆さんにお願いして、私の一般質問を終わります。お疲れでした。

○議長（永野忠弘君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） こんにちは。お疲れでございます。7番、市民クラブ、嶋村でございます。

先月、第5回熊本城マラソンがありました。実に1万3,500人もの方が走りました。しかし、申し込み人数はどれほどの人数だったのでしょうか。抽選で参加できた人が1万3,500人です。また、玉名市でも第39回となります横島いちごマラソン大会が小学生から高齢者まで6,400人の参加でにぎわいました。本当に現在、ジョギングやウォーキングを楽しんでいる人が多いんだと思います。高齢者の方も健康づくりのために、ジョギングやウォーキングを楽しまれている人が年々ふえているようです。しかし、ウォーキング中に何度か狭い道路から県道に出て横切られるということも私も見受けたことがあります。車の運転中にこのようなことに遭遇すると「はっ」といたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

最初に、高齢者の交通事故対策について質問をいたします。高齢者になりますとだれでもとっさの動きが鈍くなり、交通事故につながるということもあります。健康のために始めたことが、ケガや事故につながるということは、とても残念なことです。ジョギングやウォーキングを楽しんでいる人たちは、まさか自分が事故に遭うなんて考えてもなく、友達同士で楽しく話しながら運動されていると思います。服装も気軽に、普段の黒っぽい服であったり、運転者のほうから見ても大変見づらく感じることもあります。本当に健康のために楽しみながら、ウォーキングなどするのであれば、明るい服装であったり、白っぽい服装で反射シールやたすきなどを使うなど、自分たちでも工夫して楽しまなければならないと思います。安全という意識を自分自身が持っていることが、事故を防ぐ第一歩と考えます。こういった事故を防ぐための地域に働きかけていくということも必要ではないでしょうか。行政の指導で交通安全への意識を広げていく取り組みを進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。ちなみに、平成27年中の玉名管内での交通事故発生件数が356件で、死亡者8人、負傷者445人、そのうち高齢者の死亡が5人、負傷者102名となっております。平成28年1月1日から2月末日までの事故件数が、既に39件で、死亡者が1人出ていますが、高齢者だそうです。そして、負傷者が45人中9人が高齢者であります。このように高齢者の交通事故が多く発生しています。今後も増加するのではないかと懸念されます。地域の公民館などで交通安全に関する講習などを開催して、大切な命を守るということにつなげていけると考えます。執行部の対策等があればお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 嶋村議員の高齢者の交通事故対策のために、地域の公民館での講習を要望するとの質問にお答えをいたします。

現在、玉名市内の交通事故対策に伴う講習会等につきましては、玉名地区交通安全協会の指導部の協力により、平成27年度の実績としまして、学校や公民館などにより、講習会を年間74回、参加人員として5,582名の方が受講されております。今回、お尋ねである高齢者の講習状況につきましては、玉名地区交通安全協会の高齢者に対する交通安全教育の推進を重点推進事項に定め、今回実施された全体講習会の約半分である35回の講習で1,074名の皆さまが受講されました。講習内容としましては、高齢者が特に気をつける必要がある事項や交通道德など、丁寧な講習会が実施されております。

今後市といたしましても、急増する高齢者の交通事故を減少させるため、玉名警察署、玉名地区交通安全協会、玉名市老人クラブ連合会及び市高齢介護課などと連携を密にし、今まで以上に講習会等を市全域で推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） 答弁ありがとうございます。

前向きな回答をいただきました。大切な命です。一人一人が意識して行動してもらい、行政としてその指導をしていただければと考えております。ちなみに、昨年県下の交通事故での死亡者の約6割が65歳以上であるということです。運転者も十分気をつけて安全運転をしなければなりません、ウォーキングやジョギングを楽しむ人も自分のことは自分で守るという意識を持って、これからも健康増進のために楽しく頑張ってもらいたいと願っております。多くの人が健康を保つということは、医療費の軽減にもつながっていくことでもあります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） J R大野下駅北側にある友田川の環境保全について伺います。

J R大野下駅ホームに沿って、北側を友田川が流れておりますが、左岸数メートルに雑草や雑木、竹やぶが生い茂り、景観が損なわれております。特にJ R大野下駅は玉名市の西側の玄関口でもあります。昨年大野下駅付近には、コウノトリが飛来してきたと話題になりました。このようなことは、市のよいイメージにつながります。現在、玉名市では、景観計画の策定が進められています。ぜひ、大野下駅周辺の環境整備に取り組んでいただきたい。担当課の考えをお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 嶋村議員御質問のJ R大野下駅北側にある友田川の環境保全についてにお答えをいたします。

友田川は岱明町を東西に流れる行末川水系の延長4,927メートルの県管理の二級河川でございます。この河川沿いには、農地が広がっており、のどかな河川景観が形成されているところでございます。

議員御指摘の箇所については、J R大野下駅の北側ホームから見渡すすばらしい景観が雑木や雑草、竹やぶで損なわれており、これまでもホームからの景観がよくなりますよう河川管理者である県に要望を行なってきたところでございます。今後につきましては、さらに県へ要望を行なうとともに、河川以外の敷地に生い茂るものの除去につきましても、敷地の所有者と協議を行ない、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございました。

以前の友田川沿いには、桜並木があり地域の方々の憩いの場所でありました。駅舎は平成22年4月から無人化の方針が決定したことにより、防犯の観点から市が駅の管理を委託し、大野下駅については、大野地区で管理をされています。通勤通学の人たちからは、とても明るく声をかけていただくと大変喜ばれています。また、待合室には絵手紙等が展示され、利用される方々が楽しまれています。大野下駅については、小学生の学習にも取り入れられ、戦時中の空襲に遭遇されたときのことを知っている人から話も聞かされたということも聞きました。人口が減り、さみしくなっていく地域をこのような住民の温かさで、元気な地域を取り戻していくということは、本当にうれしく思います。これからも小さな駅でも人々の心が通い合う場所であってほしいと願います。そのためにも、駅周辺の整備は必要であると思っております。ぜひ、環境整備を進めていただきたいと思います。

次の質問へ移ります。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 次に、農地整備事業に伴う、用水源の確保について質問をいたします。

扇崎・大野下地区農地基盤整備事業に伴う周辺整備について、平成26年9月の議会で質問を行なったところでありますが、現在、第1期工事が進んでいる中で、用水路に扇崎東ため池、西ため池、大野下ため池、その他ボーリングでの用水の確保が計画されていると聞いております。大野下地区ため池については、平成20年に整備されており心配はありませんが、扇崎地区東西のかんがい用ため池については、排水溝の老朽化、排水詰まり、栓周りの漏水があり、これまで区役での修理で対応してまいりました。しかし、近年の集中豪雨による堤防の決壊などで手に負えない状況です。せっかく圃場整備をされても、農地に影響を及ぼし、使用できなくなるのではと心配しております。圃場整備に伴い早急に扇崎地区のため池の改修の必要があると思われれます。そうすることが被害を未然に防止することにつながると考えますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の扇崎・大野下地区農地整備事業に伴う用水源の確保についてお答えいたします。

議員お尋ねの扇崎東・西ため池、大野下ため池は、現在整備中の扇崎・大野下地区圃場整備事業の重要な用水源であること、それに用水施設の老朽化で機能低下が著しいことは十分認識しているところでございます。圃場整備事業の効果を十二分に発揮するためにもため池改修が必要不可欠であると考えております。ため池改修の事例といたしま

しては、国、県の補助事業を活用した睦合地区の浮田ため池用水堰改修事業があります。この事業は今月末完成予定で、部分検査の段階ではありますが、用水堰の機能改善が図られており、扇崎地区のため池改修にも同様の取り組みを考えております。ただし、このため池改修事業を実施するに当たり、圃場整備事業と同様に土地改良事業であることから、土地改良法に基づく手続きが必要になってまいります。まず、現地調査を実施し、受益者を設定し、概要の説明を行ない、受益者の同意を得る必要があります。また、受益者負担も発生いたしますので、関係機関及び地元と協議を重ね、事業種目を模索しながら改修に向け最善を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございます。

本年度の農地基盤整備事業第1期工事で、農道の拡張、用水・排水の整備がなされ、立派な圃場が見えてまいりました。平成28年度第2期工事で大野下地区までの工事が進むと思われまます。現在利用しております東西のため池の取水口が木栓で水位を調整する構造であり、かつ池の中にあるため利用するのに非常に不便であります。この圃場整備事業が生かされるよう周辺整備についても、関係機関との連携をとっていただき前向きに検討をしていただけるようお願いいたします。

以上、要望でございますので再質問はいたしません。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、嶋村 徹君の質問は終わりました。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 皆さん、こんにちは。今回ですね、議会19名、本当にですね、皆さんの熱い気持ちを本当に知ることができて幸いでした。本当にですね、皆さんの熱い気持ちに負けないように、19人目、最後の質問として一生懸命頑張っていきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、さっそく通告により一般質問を始めます。

1、玉名市静光園老人ホームについて、玉名市伊倉北方にある玉名市静光園老人ホームの今回民営化に伴い、里道つけかえの登記がなされております。当時、平成14年国土交通省所管、法定外公共物国有財産里道のつけかえの登録について、玉名市が法定外公共物を平成16年10月15日に一括譲与されており、2年以上の里道の不法占拠をしていた疑いがあり質問させていただきます。

1、建設時の発注状況について。2、里道を不法占拠していた認識はあるか。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 多田隈議員の玉名市静光園老人ホームに関して、静光園老人ホーム建設時の発注状況及び里道を不法占拠した認識はあるかの御質問にお答えします。

玉名市静光園老人ホームは、旧玉名市におきまして策定された老人保健福祉計画に基づき、平成12年度より当時福祉課で担当し、建設を進めてまいりました。経緯につきましては、平成12年4月に福祉施設整備計画検討委員会を立ち上げ、建設用地の選定や建物の規模について協議がなされ、平成12年6月に熊本県養鶏試験場跡地と決定し、熊本県へ用地払い下げの申請及び国庫補助金、県補助金の協議書を提出したところでございます。用地払い下げについては、平成12年9月県議会に上程され議決、翌月の平成12年10月に所有権移転登記が終了し、建物に伴う地元説明会を開催し、造成及び建築に伴う工期予定や工事に伴う道路占有の説明を行なったところでございます。平成13年6月、国庫補助及び県補助の内示を経て造成工事に着手。平成13年9月に造成工事が終了したと同時に、国土交通省所管財産部へ公共用地財産、いわゆる里道のつけかえ申請を行ない、建設工事に着手しております。翌年の平成14年6月に工事が竣工、同時に里道つけかえ道路の通行も可能となったところでございます。

次に、里道を不法占拠していた認識はあるかの御質問でございますが、結論から申し上げますと、不法占拠の認識はございません。その理由といたしましては、まずこの里道につきましては、県の養鶏試験場時代、里道としての原形はなく、試験場周辺をフェンスで囲んであり、養鶏試験場の前には通れていた里道が長く使用不可能の状態であったこと。次に、市が造成時に地元の人からそれらの事情や要望を聞き、敷地に静光園の敷地に里道にかわる道路を整備したこと、いわゆるつけかえ道路でございます。そして、3点目に静光園老人ホームがもう現に建設されていること。これはその許可もある、建設の許可等もあることでございます。

次に、この里道は平成16年度に国から本市へ移管されております。しかしながら、平成13年度に国から市へ移管される旨の通知がございまして、移管の申請作業が平成13年度から開始され、その段階で市の用地となることが判明していたことが上げられます。次に、里道つけかえに当たり、旧里道の面積が277平方メートル。そして本市が整備したつけかえ道路、これは現中央給食センターに行く敷地内の道路を含めると2,662平方メートルと面積が約10倍に拡張しており、単なる里道のつけかえではないというふうに思っておるところでございます。よって、里道のつけかえ登記ができなかった。もしくは必要ではなかったのではないかというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

当時の福祉課がですね、建設を進め平成13年9月造成工事が終了し、その当時は国土交通省管財部だったと思います。今は九州財務局が里道、一括譲与に当たりですね、市道あたりはですね、ちょっと所管がかわったというところもあります。その中でですね、ちょうどかわるちょうど微妙なときでもありました。私たちはですね、思うのはやはりですね、登記が今回になっていると、もう10数年前のことを今登記をしていると、もちろんですね、今答弁にもありましたけど、やはりですね、里道という中でですね、やっぱり登記をしなければずっと無番地で残っていくわけですよ。やはりその辺はですね。やっぱり行政としてどうだったのか、私はこれはどうしても、じゃあそのつけかえをしとったからと、いや、つけかえするんであれば、私は当時の管財課が登記をすれば何も問題がなかった次元じゃなかろうかなと思っております。その当時、私も答弁書前にもらっておりますけど、その説明ではですね、どう言われたかと、どう書いてあったかと申しますと、年末に集中していたとか、土地家屋調査協会に委託していなかったもので、市民の皆さんが納得されないし、不信にもつながる。そして当時の職員に確認したが、記憶が曖昧で明確な回答を得ることもできず、書類についても残っていないため、理由も判断できないとの答弁を私はもらっております。今回、その答弁書をこのそのままの答弁書をもらってですね、今、一般質問していたんですけど、この答弁がなくなるということであればですね、事前に言ってほしかったというのが残念で仕方ありません。理由もですね、判明できないとの答弁でした。だから私は行政がわからない、記憶がないでは玉名市民の皆さんに対する説明にならず、責任のなさがっかりするばかりです。残念であります。本市でもですね、まだまだ登記問題はですね、多くあるのではないかと、私は思います。管財課のほうでですね、早急な調査をしてください。行政不信にならないよう、今後は確実なですね、登記等の事務処理を行なうように強く、強く要望し、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2番、農地整備促進事業について、農業生産者は日ごろより一生懸命に安心・安全な農作物の生産に努力され、また、地元大浜地区では、地下水が高く、暗渠配水整備が早急に求められており、農家の方が自分の農地は暗渠排水工事がなされるか、大変心配されております。

そこで質問いたします。平成23年度暗渠排水事業がなぜできなかったのかお伺いしたいと思います。答弁よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 多田隈議員の農業基盤整備促進事業についての御質問にお答えいたします。

まず、平成23年度の農地整備暗渠排水事業がなぜできなかったのかについてお答えいたします。本事業は、平成23年12月20日に補正予算が政府で閣議決定され、本市に要望調査照会がありましたのは、県が通じて閣議決定後の年末のことで、新年早々までの回答には、農家の方々の周知もできず、また、申し込み数が未知数であったため、平成23年度は実施せず、平成24年度より実施することにいたしました。平成24年7月1日号の広報たまなで事業について周知しましたところ、20.9ヘクタールの申し込みがあり、国へ申請し、平成24年度は繰り越し事業で実施しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

23年度、これはですね、松本議員さんが過去に質問されてですね、私も本当にこの1年が大きな差になるんじゃないのかなと思っております。農家の方々の周知もできず1年間遅れたということで、荒尾市や長洲町23年度に暗渠排水事業に取り組みられており、この1年遅れたことがですね、今、大きな縛りが出てきているのも事実です。もし、暗渠事業が全農地で行なわれないということが起きれば、大変悔やまれる1年になると思います。

次に、再質問いたします。本市の暗渠排水の農地整備計画や各暗渠組合との説明、対応、申し込み経緯、また、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

暗渠排水の農地整備計画や各暗渠排水組合の説明、対応、申し込みの経緯はということだと思いますが、国への事業採択申請を行なう際に、農地整備計画を作成し、添付はしております。また、事業実施区域におきまして、事業説明会を開催し耕作者の意向が反映できるよう、また、事業費の受け入れ、支払いのために施工区域ごとに任意の暗渠組合をつくっていただいております。また、申し込みにつきましては、先ほどお話ししましたとおり平成24年7月1日号並びに平成25年6月1日号の広報たまな、また、平成25年3月の玉名市土地改良区総代会でも事業について周知を図り、順次受付を行ないまして、約995ヘクタールの申し込みがっております。進捗状況といたしましてが、現在本年度末までに整備面積が280ヘクタールでございます。申請地区ごとで、申請面積に対する整備率を申し上げますと、玉名地区整備面積109ヘクタール、

整備率 25.2%、岱明地区整備面積 24ヘクタール、整備率 25.1%、天水地区整備面積 26ヘクタールで、整備率 33.9%、横島地区整備面積 121ヘクタールで、整備率 31%となっております。なお、このほかに今年度新規メニューである農地耕作条件改善事業で、岱明地区 17.1ヘクタールの整備を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今の答弁の中でですね、平成25年3月玉名市土地改良区総代会で周知されたとお伺いしました。この周知がですね、私は問題であると思います。それでなぜかと言いますとですね、もう募集はかかっているんですよ、その総代会で市のほうで説明があったのは、大浜町の件で申しわけないんですけど、6月末に取りまとめ、取りまとめといいますか、締め切りというのをですね、行政からまず土地改良区の人が総代会であったので、市から聞いておられるんですよ、そして大浜町はどうしたかといいますと、やはり私たち末広地区はですね、もうもちろんその土地改良区ですね、大浜町も3つありましてですね、その土地改良区でまとめて出されており、6月2日に末広地区のほうは出されております。しかしですね、土地改良区がですね、農協さんをお願いして、ちょっと何回行ってもいらっしゃらない家もあるもので、頼まれてですね、農協で取りまとめておられます。この取りまとめが6月末と行政が言われたんで、6月末にですね、市役所のほうに提出をまとめて出しておられます。その提出で6月28日の提出になってしまったんですよ、まとめたからですね、確かに行政が言っていた6月末までにはちゃんと申し込みは出しましたということなんですけど、これがなぜだめなのかといいますと、やはりですね、申し込みを例えば、末広地区は6月2日したんですけど、そのころにですね、もう町でもしている方もおられたんですよ、ただ取りまとめが農協でしておられるんで、もうみんな一緒にしなければならなかったという経緯がありまして、例えば、6月は上旬だったり、中旬、また、下旬の方もあったでしょうね、それを一括して行政に持っていったというところで6月28日の申し込みになっております。そのためどうしても私たちも何回もその農地整備課行きましたけど、やっぱり順番がといつも言われ続けてきました。なぜその順番が、順番がと、行政が6月いっぱいに出せて言ったからそれまでに出したのに、それまでの申し込みが早いところが順番に、先になるというのをですね、聞いてですね、僕はもう愕然としました。本当にですね、やっぱりそういう説明でいいのかなと、それだったらもう期限を切らずに、申し込み随時、よその地区も行なっているんで、もう早急にしてくださいと、早い者からですよという説明が行政のほうからあればまだかわっていったんじゃないかなと思っております。本当にですね、今、地元でもですね、大変問題になっており、これはやっぱりですね、行

政としてのですね、責任があったと私は思っております。

そこでまた、再質問いたします。暗渠排水整備地区、未整備地区数、申し込み順番等の周知と今後の対応は、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 御質問にお答えいたします。

今、圃場整備地区単位で整理を行なっております。全体で47地区分割しております。その中で整備に着手している箇所が28カ所で、未着手が19地区あります。申し込みの順番は、受付順に日付を記入して整理している状況でございます。今後、まだ未着手地区につきましては、今後国の暗渠排水整備事業の方針をわかりやすく説明書をつくりまして、土地改良区総代会の場所や市の認定農業者の連絡協議会の場を借りまして、説明会を行なっていきたいと考えております。また、一般の農家の方々にも周知できるように広報紙や農協の広報紙等を使って周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

47地区あって、19地区がですね、まだ未整備地区ということで、その19地区のですね、農家さんは今、暗渠事業がどがんっているのかで、全くわからない、その暗渠組合も渦中なのですね、立ち上げていないという状態であり、大変心配されています。また、申し込み順番とありましたが、先ほど述べたとおり大浜町の中でも暗渠整備となっておりますけど、順番でない地区もですね、今まで整備地区にあったんじゃないかなという疑いもあります。ぜひですね、今後はそういう順番だったり、地域性ももちろん関係してきます。業者が歯抜けでぼつぼつされるともなかなか難しい状況もありますけど、その辺はですね、その組合に、各組合に丁寧に説明していただきたいと思えます。

また再質問いたします。申し込み順に、全農地に事業はできるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 今現在、約1,000ヘクタールの申し込みがありまして、現在280ヘクタールしかできておりません。残りの約700ヘクタールにつきましては、本年度も300ヘクタール分、国のほうに要望は行ないました。ですが、本年度27年度につきましては残念ながら補助はついておりません。これは熊本県下も同じことでありまして、なかなか国のほうが配分ができないような状況でございますので、国の配分、予算の配分にも異なりますが、今後、残りの700ヘクタールにつきましても整備ができるよう国のほう、県へ要望を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

700ヘクタールある中、27年度は予算がつかなかったと、本当にですね、これが地域の方が大変心配されております。地域でですね、やっぱりこの今回、少しでもですね、ついとけば「ああ、どこどこ地区がしてるから。」と言ってですね、地元の方もですね、「ああ、次、じゃあ今年は少なかったけど、来年に期待しようか。」ということもありますけど、ゼロでなってますね、やっぱりみんながちょっとびっくりされているという状態です。

また再質問させていただきます。地域からの要望書の内容はあったのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 地域からの暗渠排水事業に対しての要望につきましては、1件提出されております。平成26年9月25日付で大浜地区から提出されております。内容といたしましては、未整備地区の農家の方々より、自分の農地には暗渠排水はできるのだろうか心配しているというような内容でございました。今後も国、県に要望の増額確保を行なっていただきたいということもつけ加えてありました。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

47地区ある中で、未整備地区もありますけど、1つだけの要望書だったと私は思います。その要望書が上がっている中でですね、大浜町の暗渠組合長に対する説明がなく、要望書もですね、回答がないことについてですね、大変やはりですね、「この要望書はなんだったのか。」と、「説明ぐらいしないのか。」ということですね、組合長さんが言われておりました。やはりですね、27年度予算がつかなくなればですね、やっぱり要望書出しとるところだけじゃなくてですね、全地域に説明するべきじゃなかったかなと、私は思っております。

そこで、再質問いたします。そのことに対して、部長はどう思ってるのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 要望書が提出されまして、回答がしていないという状況につきましては、今の大変申しわけなく思っております。国の補助事業がスムーズにつけば問題ないとは思いますが、なかなか厳しいような状況でございますので、私たちも戸惑っておりますので、この今の状況を細かく要望を出された組合さん、ほか整備が

できてない部分の皆さま方に細かく説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございました。

ぜひですね、やっぱり地域に向いて、やっぱり説明するべきじゃないのかなと思っております。

次の質問に移ります。本市農業基盤整備事業の要綱はあるのか、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 要綱はあるのかにつきましては、現在のところ要綱は作成しておりません。毎年何を利用しているかといいますと、玉名市補助金交付規則を準用して、要綱のかわりとしておる状態でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 再質問します。他市ではですね、要綱がありですね、やはりこの玉名市でもですね、約1,000ヘクタール、総事業費で単年度でいくんで、総事業費という言い方がどうなのかなというのがありますけど、総事業費は約15億円に対して、要綱はやはり必要と思いますが、見解はどうかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員申されますように、約1,000ヘクタールで、全部補助金がついたといたしまして、15億円という金額になります。要綱の整備につきましては、今後、他市の状況等も見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ぜひですね、早急に要望、整備していただきたいと思っております。要綱をですね、やはり要綱がなければなかなかですね、この事業がなんか問題が出てきた、予算がつかなくなったときのいろいろですね、住民の皆さんの不満だったり出てきますんで、早急なですね、要綱整備をお願いします。

再質問いたします。4、農業基盤促進事業はなくなっていないが、農業耕作条件改善事業に切りかわるのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、現在も農業基盤整備促進事業は存続しておりますが、今後、国は農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点区域において、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積を行なうとともに、高収益作物への転換を推進するため、農地

耕作条件改善事業を進める方針と、県より伺っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

私たちが1番心配するのは、農業基盤整備促進事業では、集積がないわけですね、やはり農業耕作条件改善事業になればですね、どうしても集積がかかわってくるのでですね、大変その辺が心配されているところであります。

再質問いたします。5、農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積・集約化について質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの御質問に対しましては、農地整備に伴う補助事業として採択される上で必要な農地集積・集約化を図るため、認定農業者及び集落営農組織の総会などの機会に農地中間管理事業の制度の積極的な周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

農地中間管理機構の登録は、借り手がいないと農地登録はできないとも聞いております。農地集積ができないところは、暗渠排水事業ができない心配があるため、農地耕作条件改善事業と対象とならない農地には、農地基盤整備促進事業で採択できるように、国や県に強くですね、働きかけてもらいたいとお願いします。

再質問いたします。6、耕作放棄地、遊休地の現状と解消についての考えは。答弁よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 耕作放棄地の現状といたしましては、平成27年12月現在の荒廃農地面積が233ヘクタールございます。そのうち再生可能なA分類が57ヘクタール、再生困難なB分類が176ヘクタールございます。耕作放棄地の発生の主な要因といたしましては、農業者の高齢化、後継者不足があります。今後は現行の耕作放棄地解消に対する補助金制度とあわせて、農地中間管理事業の周知に努め、耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

荒廃農地面積233ヘクタールのうち、再生困難な農地面積が176ヘクタールとの

答弁ありました。今後ですね、農業者の高齢化はますます高くなっていきます。各地での農地のきめ細やかな再生困難な農地がふえない対策、周知をお願いし、また、県の職員もですね、来ていただいてですね、一緒に地域説明会をしていただけるように強くお願いいたします。

次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番(多田隈啓二君) 3、公共工事の品質確保と促進に関する法律の一部を改正する法律について。全国的に少子高齢化に伴う生産年齢、人口率の低下による税収の低下と社会保障費の増大による財源不足の連鎖が大きな問題となっている今、当然、本市においても大きな懸念材料であり、その中でこれまでの本市におけるインフラ整備を初めとする経済発展に大きく寄与していただいた建設業においては、財源不足による公共投資の激減と受注競争の激化により、激しく疲弊し、この玉名地域における老舗の企業の廃業・倒産が続き、危険業種とも呼ばれ始めております。しかしながら、建設業は地域にとっても大事な基幹産業であり、これからも地域のために活躍していかなければなりません。近年大規模災害の続く日本では、災害時に地域を守るのは建設業であるとの認識がされるようになりました。実際、熊本では一昨年前、九州北部豪雨災害での活躍は住民の方々にとって賞賛され、技術の高さもさることながら、地域への貢献度も高かったと伺っております。本市にとっても建設業協会との大規模災害に伴う災害活動協定を結び、常に災害に備える対策を行なっておられ、このような地域にとって重大な基幹産業である建設業を見直していかなければならないということで、国会は平成26年5月26日に衆院本会議場において、全会一致で可決、翌月6月から施行された建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ改正公共工物品質確保促進法、改正建設業法、改正公共工事入札契約適正化法の3法です。皆さまも改正品確法と担い手3法と耳にされたことがあると思います。また、国土交通省総合政策局、建設業課長は、公共工事の入札、契約適正化法とは、堂々と発注し、堂々と受注し、堂々と仕事をしていくための仕組みづくりと言われております。本市も公共投資も小さい金額ではありませんし、これから合併特例債を財源とする建設協議も始まってまいります。だれからも後ろ指指されることのない受発注者の信頼のもと、市民のための公共投資が必要となります。このような国の流れの中、本市においても発注工事の発注形態も改革されており、今年度から導入した電子入札の導入、これに伴う入札業者の全員の内訳書の提出があります。内訳書の提出はダンピング対策やペーパーカンパニーの根絶など、適正な施工価格に入札をすることに一定の効果があるとされています。当然、積算や見積もりをできないような企業は、受注者としての的確ではないと思われますので、排除すべきであると思います。

次に、発注者の責務として、予定価格の適正な設定とあります。これはこれまで業界

から再三要望が上がっていました歩引きの根絶、適正な経費の計算、適正な最低制限価格の導入を迅速に実施され、それに加え設計書等の情報公開を実施されております。建設業界は建設業から若年者の離職、新卒者の減少、技術者の高齢化が著しく、監督者の毎日の残業の悪循環により新卒者の建設業への入職を敬遠する傾向にあります。これは若者の玉名離れや非定住化につながる負のスパイラルとなっています。

そこで質問いたします。

1、玉名市担い手3法（品確法・建設業法・入契法）の取り組み、周知方法、また周知度や実施状況について。

2、工事等の設計条件と実際の市場での労務や資材の状況が相違する場合、反映方法と反映度、また、協議方法と最終決定権と責任の所在は。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問にお答えをする前に、先ほどの静光園の里道の件でございますけども、答弁書については準備をしておったんですけども、健康福祉部長とのやり取りの中で答弁の必要がないと判断しまして、答弁しなかったというところでございます。議員おっしゃるとおり答弁しないのならば事前に話しておくべき、そのとおりだと思います。どうも申しわけございませんでした。

それでは、議員の質問にお答えをいたします。

玉名市での担い手3法の取り組み、周知方法、また、周知度や実施状況についてお答えをいたします。平成26年6月4日に建設業法及び公共工事の品質確保に関する法律が一部改正をされ、交付されたところでございますけども、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と担い手の確保を目的とした改正となっております。その改正の中で、議員もおっしゃいましたけども、入札契約適正化法第3条に今回の目玉でありますダンピングの防止が新たに追加され、公共工事の発注者は低入札価格調査基準や最低制限価格の適正な設定等効果的なダンピング防止策を講じることになりました。具体的な対策といたしましては、担い手の中長期的な育成確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施行の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じることにより、当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りの根絶、不調、不落の場合における見積もり徴収、計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更等がございます。そして建設業法においては、建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業が新設をされたところでございます。このことを受けまして、本市の取り組みといたしましては、まず、平成27年1月以降の入札から当該金額の一部を控除

する歩切りを廃止いたしました。また、最低制限価格制度につきましては、平成27年4月1日以降の入札から見直し、国が推奨しております中央公共工事契約制度運用連絡協議会、いわゆる公契連モデルの最新版の基準を参考に独自に改良し適正に運用しております。なお、低入札価格調査制度につきましては、現在運用しておりませんが、要綱の見直しを、いつでも対応できるよう改正をしているところでございます。

次に、周知についてはどのように行なったかについてでございますけれども、市のホームページ、契約検査課の掲示板、契約検査課のカウンターに自由に持ち帰りができるよう資料を置くなどして、市内業者のみならず、市外業者にも広く多くの方に周知を図ってまいりました。さらに、昨年2月27日には市内業者向けに説明会を開催をし、電子入札制度の導入とあわせて、今回改正の変更点について説明を行なってきたところでございます。この説明会には、市内建設業者123社中97社、コンサルタントを含めますと150社でありますけれども、この方が参加され、質問等を交えて御理解いただいたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の御質問にお答えいたします。

御質問の趣旨を伺うときに、具体的な工事の内容とか、そういうことをお聞きし、具体的に調べた内容といたしまして、石尾地区の2号ため池改修工事の概要が1つありました。これにつきましては、貯水量7,440立方メートルのため池で、大型ブロック積み、面積1,116平方メートル、大型ブロック張り196平方メートル、遮水シート張り3,842平方メートルなどを行なう既設ため池の改修工事であります。この中で、ため池の水密性を確保するために、大型ブロックの背面に遮水シートを設計計上しております。このシートの積算時に各種遮水シートを比較し、検討し、繊維補強型合成ゴムシートが今回施工するため池に最も適していると判断して採用してまいりました。このシートの積算について、まず、単価については、建設物価調査会が発行している建設物価に記載のある繊維補強型合成ゴムシートを採用しております。

次に、施工歩掛かりにつきましては、農林水産省土地改良積算基準に記載があるブロック積み工の中の遮水シート歩掛かりを採用しております。これらの積算方法につきましては、熊本県の積算基準や単価の決定方法に準じたものであり、今回の工事についても入札時に各指名業者が念入りな調査、積算が行なわれ落札された結果と考えております。落札業者さんも納得されているものと考えておりますが、この工事契約後に落札業者さんより、遮水シートの積算について疑義があったため、農地整備課といたしましては、熊本県や遮水シートメーカー、設計コンサルタント、市契約検査課と協議を行ない

まして、また、過去の同様の遮水シートを施工した施工業者にも調査を実施し、総合的に検討を行ないました。その結果、農地整備課の結論といたしましては、単価、施工、歩掛かりとも今回の工事の積算について妥当であると考えており、その旨を請負業者に伝え了解を得た所でございます。また、公共工事設計労務単価につきましては、国及び熊本県の労務単価の運用に係る特例処置及びインフレスライド条項の適用に準じ、本市においても同様に扱うこととなっており、適正に対応する予定であります。今後もこのような事案が発生した場合には、各関係機関と協議、調査、検討を行ない、公共工事の品質確保の促進に関する法律を厳守しながら、適正な積算に努めてまいりたいと考えております。

最後に、最終決定権と責任の所在につきましては、現段階におきましては、担当課であると考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

1番においてですね、ちょっと今の話で行きますと、歩切り、最低制限価格制度の導入しか、今してないということですか。その他施策導入時期や検討時期はどう考えておられるか、再質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問にお答えいたします。

歩切り、現在実施しておりますのは、歩切りの根絶であったり、最低制限価格の出し方の見直し等がございます。先ほど申しましたとおり、建設業法、入契法及び品確法のいわゆる担い手3法が改正されたところでございますが、これら3法の改正は、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成確保を目的としたものでありまして、それぞれ独立としたものではなく、互いに関連をしております。中でも品確法につきましては、その名の通り、公共工事の品質確保の促進に関する法律でありまして、この法律の関連する施策を総合的に推進するための基本的な方針である運用指針が規定されており、発注者が実施すべき事項がより具体的に示されたところでございます。特に歩切りの根絶やダンピング防止、適切な設計変更、工期の変更などは必ず実施すべき事項につけ加えられておりまして、本市におきましてもいち早く取り組んだところでございます。その他の施策としまして、下請け工事の施工体制の把握や多様な入札契約方式の活用、発注、施工時期の平準化など、実施に努める事項がございます。既に実施をしている項目もございますけれども、できる限り早い早期の導入を目指すとともに、今後さらなる公共工事の品質確保、担い手の確保に向け努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

その他の施策もですね、導入できる限り早期の導入をお願いしたいと思います。

また、2番におきましてですね、本当に今、開示請求により情報公開を実施されており、今後もこのようなやっぱり事案がふえてくると思っております。各関係機関とですね、やはりこういう事例があった場合にはですね、速やかに協議、検討を行なってもらい、品質確保、法令遵守しながら、適正な積算をお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 4番、玉名市の水道事業について。快適な暮らしを守る安全・安心な水道事業推進について、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では水道施設が大きな被害を受け、水道の耐震化を推進することが喫緊の課題であり、強く認識させられました。その後、平成16年10月23日には、新潟中越地震が発生し、最近では平成23年3月11日には東日本大震災も起き、日本のどこで地震が起きても不思議でない状態になっております。また、この地震の被害で水道施設も甚大な被害を受け、水道を十分使えない状態を改めて感じ、水道施設の大切さを認識させられました。

転換期を迎えた上水道事業には、一段と高い安定性が求められております。水道は生命の維持と市民に必要なもので、上水道事業には最も重要な事業の1つであると思っております。

そこで質問いたします。

1、上水道整備計画と今後の課題について答弁よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 多田隈議員の玉名市の水道事業についてお答えします。

まず、上水道整備計画についてでございますが、玉名市のおおむね10年間にわたる水道事業の運営に関する方向性、施策推進の基本的な考え方を示す「玉名市水道ビジョン」を平成20年度に作成をしております。その基本目標に「信頼されるライフライン」を目指して、老朽化しつつある施設の整備・更新を行ない、災害時においても水道水の安定供給ができる体制を築き、そのために「安全な水道水を安心して送り続けるために」を基本理念とし、その施策実現に向け、現在も鋭意努力をしているところでございます。水道ビジョン作成後は、水道未整備地区でありました八嘉東地区、箱谷地区及び三ツ川地区の一部の整備を完成させております。平成28年度には、簡易水道事業を上水道事業に統合し、経営の健全化を図るようになっております。さらに、今後の課題

につきましてですが、玉名市の水道事業は、昭和30年に創設以来、拡張工事を行なってまいりましたが、その多くの施設が更新時期を迎えており、厳しい経営状況が考えられます。こういった状況の中、市民生活にとって水道は最も重要なライフラインであるため、さらなる効率的な事業運営を行なわなければなりません。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

昭和30年以来ですね、やっぱり拡張事業をしてきて、多くの施設がですね、更新時期になり、かなり厳しい経営状態であるという答弁だったと思います。やはりですね、この辺はですね、やっぱり十分に慎重に見直ししながら進めていってもらいたいと思っております。

再質問いたします。横島地区の管理浄水器の設置経緯、本市への飲料井戸水の3年分の水質検査の依頼件数、また、水質基準不適合件数はどれくらいかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

横島地区の横島干拓新栄区飲料水組合への浄水器の設置経緯につきましては、平成20年に当組合で委託している共同井戸の水質検査において、フッ素の数値が水道法の基準値を超過したため、経過観察を行なっておりましたが、数値が高どまりし、低下する見込みがないということから、平成22年に有明保健所及び市へ相談をなされ、有明保健所が現地調査を行なっておられます。その結果、飲用水には不適合であるとの改善指導の通知を受けられました。それを受けまして組合長名で、市に対策の要望書を提出されているところであります。その要望を受けまして、関係各課で上水道施設、もしくは除去装置設置のその2案で検討を行なってまいりましたが、平成20年度に策定された水道事業基本計画と食い違う上水道の施設はできないとのことで、フッ素除去装置の補助を行なうことが決定し、平成23年除去装置の設置がなされたところであります。

次に、上水道未整備地区の家庭用飲料井戸水水質検査の補助件数につきましてお答えをいたします。平成25年度が45件、平成26年度が71件、平成27年度が60件で、3カ年の合計が176件でございます。そのうち水質基準が不適合の件数につきましては、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が14件、フッ素が2件の合計16件となっております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 住宅課も、済みません。よかですか。済みません。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 横島地区の団地の浄水器の設置経緯について御説明いたしま

す。

横島地区では、桜谷団地と馬の水団地の2団地を住宅課で管理しておりまして、そのうち浄水器を設置しているのは桜谷団地でございます。この団地の専用水道は井戸水でございますので、毎月水質検査を行なっておりますが、平成22年7月ごろから検査項目の1つでありますフッ素が水道法水質基準をオーバーし、不適合となったため、平成23年3月にフッ素を除去する浄水器を各戸に設置したところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今ですね、本当にちょっとあれだったんですけど、これもうすごく複雑になっておりましてですね、私も企業局でこれも全部してあるんじゃないのかなということですね、初めは調べていきながら、最終的には住宅課だったり環境整備課が絡んでくる浄水器となっております、私はこれはやっぱりもう改善していくべきじゃないのかなと思います。やはりこうやってですね、これ縦割り行政で本当にその3課がですね、ちょっと協議もなされていけばいいんですけど、面々にこの浄水器等をつけて、フッ素の除去装置をつけておられます。やはりこの辺はまたいろいろ改善していつてもらいたいと思うんですが、横島町ですね、横島干拓のほうに松本議員いらっしゃいますけど、干拓のほうは若干水道ちょっと引っ張っておられるところありますけど、本当に横島町は大変水悪いと思います。やはりこれ横島町ですね、学校の付近だったりあの辺も大分悪いと聞いております。やはり、その悪いのを、このそのままに放置していくというのはですね、どうなのかなと私は思っております。じゃあ、この団地の人だけフッ素除去装置をつければ、じゃあ、ほかの人たちは、もう横島町近隣の人はどうでもいいのかということにもなりかねない案件だと、私は大事な案件だと思っております。そしてですね、上水道の普及率の割合は、玉名市全体で75%で、上水道未整備地区の家庭用飲料井戸が残り20%あると思います。また、先ほどの答弁があった硝酸態窒素、亜硝酸態窒素が14件もこのあるわけですよ、フッ素は2件、国の基準を超えてる中でですね、市民の皆さんの命にかかわることを今までやっぱり放置していたというのがですね、残念で仕方ありません。早急な家庭用浄水器設置補助制度を強く求めたいと思います。これはですね、やはり近隣の説明として、市町村はどれくらい上水道がない空白地の、もちろん水が悪いところ限定です、どの程度取り組まれているかと申しますと、熊本市ですね、菊池市、山鹿市、和水町、南関町、長洲町、八代市、宇土市とこれ以外にもあると思いますけど、ざっと調べたところでこんなにいっぱいあるわけですよ。そしてやっぱり硝酸だったりフッ素がですね、やはり出ておるということで、大体2分の1か3分の1、自治体で違うんですけど3万円から20万円の設置補助をされております。その市

町村じゃですね、取り組みも一般会計から山鹿市と菊池市は入れておられますし、あと和水町とか南関町はですね、生活環境係とか環境対策係とか、環境対策推進係とかいろいろほかの市町村あると思いますけど、やはりですね、こうやって近隣市町村がこндаけ一所懸命頑張っているのにですね、玉名市はなぜこのその団地だったり市が管理しているところばかりに設置をして、普通の横島町のあの悪い水の地帯のところには何もこうしていないというのがですね、私はどうしても納得できないことがあります。そこでですね、再質問したいと思います。近隣市町村のですね、そうやって浄水器設置等補助金制度が導入されているのを知っておられたのか、おられてないのか、再質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

他市町村におきまして、今申されましたような家庭用浄水器の設置の補助金制度が導入されていることにつきましては、申しわけございませんが把握しておりませんでした。以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） まずですね、把握していないというのがですね、もう大問題であってですね、なぜこれ今までもう放置していたのかなというのがですね、私はこれ命にかかわることなんで、早急なやっぱり近隣市町村はこれだけ取り組んでいる。そしてもちろん横島町でもそういう設置を2カ所もしているということですね、やっぱりこれ早急な対策が必要と思います。またそしてですね、横島町の場合は水道が、上水道がないんですね、そしたらですね、やっぱりこう上水道事業にもですね、一般会計からですね、繰り入れをされております。やはり一般会計からとなればですね、皆さんの税金になるんですね、やはりその水道が通っているところだけじゃなくて、繰り入れをしてるんであればですね、やっぱりそういうこの補助をですね、やっぱりしていかなければいけないと思います。やっぱりそうしなければ公平性がまず保たれないと、私は思います。

そこで再質問いたします。市長の見解はどうか、お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 多田隈議員の質問にお答えいたします。

把握をしてなかったということでございますので、よその状況も十分に踏まえながら、そしてまた、この家庭用の水道につきましては、今それぞれに水質検査というのをやっておりますので、ぜひ、そこで一部じゃありますけど、補助をいたしておりますので、補助をしていただくということ。そしてまた、その中でいろいろ問題点が出てくるだろうというふうに思いますので、そういうものを踏まえて、浄水器の設置等については今

後検討していかなければというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ぜひ、高寄市長におかれましては、やはりこうやってですね、本当にもう国の基準を超える結果が出ているというのをですね、真摯に受けとめてもらいたいと思います。

また、再質問いたします。水道施設の老朽化の状況と対応についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 水道施設の老朽化の現状と対応でございますけども、先ほども述べましたとおり、玉名市の水道施設の多くが老朽化による更新時期を迎えております。その見直しを検討しているところでございます。また、災害時などの非常時においても一定の給水を確保することが、水道事業の大きな責務であると考えております。水道施設の耐震化を施設の更新にあわせて、計画的に整備を進めます。このように近い将来迎える大規模な更新や施設の耐震化に備え、財源を確保することが今後必要になってきており、水運用計画、資産の管理・運用を明確にし、水道事業の持続性を将来にわたり確保するために適切な料金水準の設定や経費節減を検討もしてまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

また、再質問したいと思います。市の防災拠点で、病院、避難所等を優先して耐震化を整備を進めているのか、お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 市の防災拠点で、病院、避難所等を優先に耐震化整備を進められているのかという問題にお答えします。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが水道事業としての責務と考えております。さらに災害拠点病院、避難所などの重要給水施設に給水する管路は基幹管路として扱っており、耐震化とまではいかないものの、整備当時の水道管としては1番信頼できるダクタイル鋳鉄管を布設しており、ただ、基幹管路だけの耐震管として整備を急いでもそこに配水するための貯水施設が耐震化になってなければ給水ができませんので、水道施設の耐震化を老朽化しつつある水道施設の更新にあわせて、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

水道施設の更新に合わせ、計画的に整備をお願いし、次の質問に移ります。

3、上水道と簡易水道事業との統合についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 上水道事業と簡易水道事業との統合についてでございますが、現在、天水町に東地区、北横内地区の2カ所の簡易水道事業を有しており、そのうち東地区簡易水道事業は、創設から40年以上経過しているため、合併当時より経年劣化に伴う修繕に多くの費用がかかっております。その整備手法を検討しておりました。その後、簡易水道事業に係る国庫補助金制度の見直しがされたため、玉名市においても国庫補助制度を活用し、平成23年度より東地区の老朽施設更新事業に着手、平成27年度の整備完了をもって国の方針に従い、平成28年度に上水道事業に統合するに至っております。

以上であります。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 上水道事業とですね、簡易水道事業の統合ということですね、国の補助金制度を活用してですね、老朽施設、また更新事業をですね、したという答弁だったと思います。また、統合に対しましてですね、またいろんな事務問題だったりいろいろ出てくるとお思いますので、その辺も慎重に進めていっていただきたいと思っております。

4番、1月25日の記録的な大寒波により、近隣市町村での断水が相次いだが、本市でも被害があったのか、その時の水道施設の状況はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 1月25日の記録的な大寒波により、近隣の市町村が断水が相次いだが、玉名市でも被害があったのか、その時の水道施設の状況はどうだったのかについて説明いたします。

今回の記録的な大寒波は、九州地方にも大雪を降らせ水道管の凍結・破裂による断水が相次いで発生しております。玉名市においても同様に給水管の凍結による破裂でかなりの漏水が発生しております。ただ、幸いなことに、玉名市では大規模な断水には至らなかったもののすべての配水池の水位が低下し、かなり厳しい状態になりましたが、職員及び施設管理業者とともに、玉名市内を巡回し、空き家、空き店舗等の止水栓をとめる作業などを行ない、市内の管工事組合などの迅速な修繕対応のおかげで、26日を境に回復方向に向かいました。水道課で把握している被害状況は、給水管の破損件数は、現在2,000件を超えている状況ですが、水道本管及び水道施設の大きな被害はありませんでした。今後もこのような事態においても水道施設の安定供給ができるよう施設

の維持管理、施設更新を順次行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

配水池の水位が低下し、一時かなり厳しい状態に玉名市もなったということでした。しかしながらですね、やはり職員の皆さんやですね、施工管理業者の皆さんが、不眠不休でですね、復興に向けた取り組みをされたんだなというのをですね、本当に聞きますと、やっぱり心強く思います。やっぱりそういう水道事業の皆さんがおられたからこそ断水がなかったと、私は思っております。

その断水はなかったんですけど、やはりですね、本市でも凍結の被害はあっております。私が聞くのには小学校で17校、そして給食センターで1施設があったと聞いております。私たちは、私も子どもが小学校おまして、私たちのところはですね、スクールバスというか、親が送ったバスがありまして、そのバスでチェーンをはめて登校したわけでございますけど、やはりそのあのおきも思ったんですけど、給食がこなかったらどうするのかと、また迎えに行つてバスを出さなんいけないのかというのをですね、私たちは考えました。そしてまた給食センターが、八嘉は坂にありまして、これ凍ったらこれ来るのかなというですね、非常に心配されたところがあります。ぜひですね、部長、給食センターは施設がちょっと漏水したと、断水、漏水したということであればですね、やっぱりそのせっかく今回、数十年ぶりの寒波でなったということなんでですね、やっぱり給食センターはやっぱり断水がないようにしてもらいたいと思っております。ぜひ、何が原因だったかということをお突きとめていただきたいと思っております。またそして私たちは新聞で見ましたけど、玉名市の温泉でですね、ある温泉は、無料でその日温泉を開放されたというのを熊本日新聞の新聞記事で見て、私も玉名市の1人として、「ああ、やっぱり玉名市も温かいな。」と感じたところでもあります。また、玉名市には小田地区にもちょっと湧き水もありまして、そして尾田の丸池もありますね、そして正野神社の湧き水もありましてですね、やはり大牟田市の人が、私も天水町の尾田の丸池によく水くみ行くんですけど、やはりですね、いっぱいの方がですね、「どっから来られたですか。」と言うたら、大牟田市から来ておられました。ぜひ、そういうちょっと県は違うんですけど、もちろん荒尾市でも断水あったと思いますんで、そういうやっぱり近隣市町村とのつながり、やっぱり協定はなんかしらの結んでももらいたいなというのがあります。そして災害時の水マップ、やっぱり湧き水は凍りませんのでですね、そういうのもつくって配信していただきたいと思います。また、防災無線もちょっとちゃんと告知したというのも聞いております。防災無線だけじゃなくて、安心メールでいくのか、そういうともですね、今後の課題じゃないのかなと、私は思っております。

最後になりますが、快適な暮らし、命を守るため、安全・安心な水を提供することは最も重要な事業であり、やっぱり浄水器の設置補助制度をですね、導入を早急に強く、強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 6時10分 休憩

午後 6時30分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど市長から、議第46号普通財産の無償貸付けについて、以上、追加議案1件が提出されました。

よって、この際、

日程第2 市町提出追加議案上程、議第46号について

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程（議第46号）

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これにより市長提出追加議案を上程いたします。

議第46号普通財産の無償貸付けについて

以上、議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま、議第46号について提案理由の説明を求めます。

副市長 斉藤 誠君。

〔副市長 斉藤 誠君 登壇〕

○副市長（齊藤 誠君） 追加提案いたしました議第４６号の提案理由について御説明を申し上げます。

追加議案書１ページをお願いいたします。

議第４６号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは先般の１２月議会におきまして、静光園老人ホームの民営化に関連いたします普通財産の無償貸し付けについて、御承認いただいたところでございますが、その後におきまして、同老人ホーム敷地内の里道の用途廃止を行ない、表題登記が完了いたしましたことから、地方自治法第９６条第１項第６号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けします物件は、土地２筆でございますが、貸し付け期間は、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日まででございます。貸し付けの相手方は、社会福祉法人浩風会でございます。

以上、追加議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第４ 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第４、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第３号平成２７年度玉名市一般会計補正予算（第６号）から議第４６号普通財産の無償貸付けについてまでの市長提出議案４４件、請第１号小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願及び請第２号ＡＴワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願の請願２件、陳第１号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情から陳第５号旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情までの陳情５件、以上の事件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第 ３号 平成２７年度玉名市一般会計補正予算（第６号）

（総則・第１表歳入歳出予算補正 歳入の部・第１表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 １項社会福祉費中 ８目人権推進費 ９目男女共生推進費、④衛生費〔１項保健衛生費

中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く]、⑨消防費・第 2 表繰越明許費補正 追加、②総務費・第 4 表地方債補正 ①追加、②変更、③廃止)

- 議第 1 3 号 平成 2 8 年度玉名市一般会計予算
(総則・第 1 表歳入歳出予算 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費 [1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く]、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第 3 表地方債)
- 議第 2 2 号 玉名市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議第 2 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第 2 6 号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議第 2 8 号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 6 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 1 号 玉名市水の守条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 普通財産の無償貸付けについて

- 請第 2号 A Tワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願
 陳第 5号 旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情

建設経済委員会

- 議第 3号 平成27年度玉名市一般会計補正予算(第6号)
 (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費・第2表繰越明許費補正 追加、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費)
- 議第 7号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
 議第 8号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
 議第 9号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第10号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
 議第11号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
 議第12号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)
 議第13号 平成28年度玉名市一般会計予算
 (第1表歳入歳出予算 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑪災害復旧費・第2表債務負担行為(2))
- 議第17号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
 議第18号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
 議第19号 平成28年度玉名市水道事業会計予算
 議第20号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算
 議第21号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計予算
 議第24号 玉名市景観条例の制定について
 議第43号 普通財産の無償貸付けについて
 議第44号 普通財産の無償貸付けについて
 議第45号 普通財産の無償貸付けについて

文教厚生委員会

- 議第 3号 平成27年度玉名市一般会計補正予算(第6号)
 (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中

8目人権推進費9目男女共生推進費を除く]、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費、⑩教育費、⑪災害復旧費・第2表繰越明許費補正 追加、③民生費、⑩教育費・第3表債務負担行為補正 追加)

- 議第 4号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 議第 5号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第 6号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第13号 平成28年度玉名市一般会計予算
(第1表歳入歳出予算 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費・第2表債務負担行為(1)(3)(4)(5)(6))
- 議第14号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第15号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第16号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第23号 玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議第37号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第46号 普通財産の無償貸付けについて
- 請第 1号 小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願
- 陳第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提

出に関する陳情

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日から24日までは委員会審査のため休会とし、25日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時36分 散会

第 5 号

3月25日 (金)

平成28年第1回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成28年3月25日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第4 意見書案上程
- 意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 意見書案第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について
- 意見書案第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出について
- 意見書案第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について
- 日程第5 意見書案審議（質疑・討論・採決）
- （意見書案第1号から意見書案第4号まで）
- 日程第6 市長提出追加議案上程
- 議第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 決議案上程

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議
について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第11 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決

(議第47号、決議案第1号)

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	齊 藤 誠 君
總 務 部 長	西 田 美 德 君	企 画 經 営 部 長 兼 情 報 管 理 課 長	原 口 和 義 君
市 民 生 活 部 長	上 嶋 晃 君	健 康 福 祉 部 長	村 上 隆 之 君
産 業 經 済 部 長	吉 永 訓 啓 君	建 設 部 長	磯 谷 章 君
会 計 管 理 者	北 本 義 博 君	企 業 局 長	宮 田 辰 也 君
教 育 委 員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時36分 開議

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から、議第46号普通財産の無償貸付けについてまでの市長提出議案44件、請第1号小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願1件、陳第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情から、陳第5号旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情までの陳情5件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

あわせて、継続審査の申し出があります。請第2号ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願。以上、請願1件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） おはようございます。

総務委員会に付託された案件は、議案17件、請願1件、陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億7,505万6,000円を減額し、総額を312億5,096万4,000円とするもの。主なものは、本年度事業費の決定及び決算見込みによる調整と、国の経済対策に基づく補正予算、一億総活躍社会の実現に向けた対策であり、繰越明許費の補正、地方債の補正、歳入歳出の項目ごとの説明がありました。

委員から、軽自動車税が530万円増になっているが、税金が上がって、駆け込み購入等の影響かとの質疑に、執行部から、当初見込みより主に軽四輪家用乗用車の台数

がふえたもので、年間5、600台ずつ増加しており、普通自動車からの乗りかえが進んでいると考えられる。平成27年度中に新車を購入した場合、新税率の対象となるため、駆け込み購入等の影響はないと考えるとの答弁でした。

委員から、繰越明許費の原因は、発注が遅いからではないかとの質疑に、執行部から、主に国の補正予算の補助金絡みで、交付決定が3月下旬にあり、事業実施はどうしても遅くなるとの答弁でした。

委員から、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金はどのようなものか。毎年減額されているようだと質疑に、執行部から、ユニバーサルデザイン建築物の一定の基準を満たすものに補助をするもので、今回申請がなかったとの答弁でした。また、業者にもこのような事業があることを知らせるよう要望がありました。

委員から、土木費国庫補助金、農林水産業費県補助金の減額の原因はとの質疑に、執行部から、予算額のとおり、補助金申請を行なっているが、国・県からの決定額により減額するものと答弁でした。

委員から、公営住宅建設事業の起債が廃止になっているが、工事はされたのか、その内容はとの質疑に、執行部から、当初一般財源が足りない分について起債を行なう予定だったが、一般財源で対応できたので起債の必要がなくなった。工事は、糠峯団地の外壁修理を行なったとの答弁でした。

委員から、国庫補助金の施設型給付費負担金は具体的には私立保育園の27年度の給料として支払われるかとの質疑に、執行部から私立保育園・認定子ども園の平成27年4月に遡及して支給する保育士等の給与改定分になるが、その改定分は、各保育園で対応は変わってくるとの答弁でした。

委員から、入湯税が増税になっているが、ふるさと玉名旅行券の影響かとの質疑に、執行部から、旅行券の分も加味はしているが、どれくらいの影響かは調査しないと現時点ではわからないとの答弁でした。

委員から、税の滞納繰越分には公売の分も含まれているか、何%かとの質疑に、執行部から、公売の分も含まれ、トータルではわかるが、何税に何%かはわからない。27年度1月までの実績で、差押額6,028万1,807円、公売412万9,754円であるとの答弁でした。

委員から、地方バス路線維持費等補助金は614万7,000円増額になっているが、当初予算は幾らか、増額の理由は、来年度の当初予算には反映しているのかとの質疑に、執行部から、当初予算は6,573万1,000円、増額の理由は利用者数の減。特に定期券の利用者が大きく落ち込んだため、当初予算は11月ごろ、前年度の実績で要求しているとの答弁でした。

委員から、市民会館費で委託料が減額された理由、結婚新生活支援事業費補助金の

内容、防犯灯設置等補助金の減額の理由はとの質疑に、執行部から、市民会館の委託料の減額は、基本設計と文化財試掘の契約による残額、結婚新生活支援事業費補助金の内容は、政府が一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策で行なわれるもので、新規に結婚した世帯で所得が300万円未満が対象、世帯当たり上限18万円の補助、70件を予定しています。防犯灯設置事業は平成27年度は、地域住民交付金事業で646灯、従来の防犯灯推進事業で316灯予定していたが179灯設置したものととの答弁でした。それを受け、委員から、防犯灯設置は申請してから2、3年待たなければいけないのか。申請はいつまでとの質疑に、執行部から申請は7月までで、本年度受付分はすべて実施したとの答弁でした。委員から、防犯灯は既設の分もかえていくのか、大野地区には青色の防犯灯がついているが、それが製造中止になると聞いたとの質疑に、執行部からLEDに関しては本体からかえている。青色防犯灯については、区長から相談を受けて調査中であるとの答弁でした。市民会館の基本設計は半額以下の落札だが、予算要求がずさんではなかったのかとの質疑に、執行部から、予算要求は妥当だと思っている。落札業者によると今後の実績として受注したとのことの答弁でした。その後、市民会館の基本設計の入札は条件付一般競争入札で、一級建築士等を10人以上有し、九州地区に本社、支社があり、過去15年以内に文化会館等で座席数700席以上の大ホールと250席以上の小ホールとの両方を有し、延床面積4,000平方メートル以上の設計業務の実績があるところを条件とした結果、8社から申し込みがあったと説明がありました。それに対し、委員から、実績は過去10年以内が通常ではないか、設計業務は経営審査の実績にはならないものでは、基本設計をお願いしたら、実施設計も同じところであるのかとの質疑に、執行部から、文化会館等は建設自体が少なく、座席の条件もつけているので、5年の猶予を持たせた。設計業務は建設業法の経営審査の実績にはならないが、設計の実績にはなる。実施設計はどこがするかまだ決まっていないとの答弁でした。委員から、地元の業者育成にも力を入れるよう要望がありました。

委員から、通知カード、個人番号カード関連業務交付金の使い道はとの質疑に、執行部から、地方公共団体情報システム機構に納める交付金との答弁でした。

委員から、非常備消防費の減は団員減によるものか、支援団員の活用はうまくいっているか。備品購入費の残があるが、有効に使えないのかとの質疑に、執行部から、予算は定数で組むが実数がわかるのが4月のため差が生じる。支援団員26名の方に活躍していただいている。積載車等の購入入札残があるが、ローテーションを組んで計画的に購入しているとの答弁でした。また、消防団の再編はあるのか、特定の支援団員が28年度からやめてくれと言われたとのことだとの質疑に、執行部から、再編はない。行政のほうから団員減少もあっているのにやめてくれとは言わないなどの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決するべきと決しました。

次に、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ331億2,900万円と定め、平成27年度当初予算に比較して、約9.7%、29億4,108万7,000円の増となり、債務負担行為、地方債、歳入歳出に係る項目ごとの説明がありました。

委員から、大正開港跡地の固定資産税額はとの質疑に、執行部から、約200万円と見込んでいるとの答弁でした。

委員から、一般廃棄物処理手数料とは何か、増減はあるのか、リサイクル回収との関係はとの質疑に、執行部から商工会議所からのごみ袋販売手数料で、若干ふえている。リサイクル回収の量は横ばいのため、ごみ袋の販売数も減らないと考えるとの答弁でした。委員から、ふるさと納税で玉名市の人が他の自治体に納税している額はとの質疑に、執行部から、平成26年分は173万円程度であるとの答弁でした。委員から、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金は道路の延長で決まるのなら、道路を市道に格上げして、税金をふやせないのか、その税はどんなものに使っているのかとの質疑に、執行部から、市道を認定するには幅員など基準を設けて行なっている。また一般財源で使い道に制限はないので、一般会計で支出しているとの答弁でした。

委員から、犯罪摘発の観点から、県補助金の防犯カメラ設置支援補助金は、もっと多く要求できないのかとの質疑に、執行部から、平成27年度は県内で17灯しか予算措置されていない。なるだけ多くの補助金がつくよう要請するとの答弁でした。

委員から、市民税と固定資産税で平成28年度の徴収率は何%ぐらいになるのかとの質疑に、執行部から、個人市民税は98.42%を見込んでいる。また固定資産税は97.10%を見込んでいる。平成26年度の決算から見て厳しめに見込んでいるとの答弁でした。

委員から、貸付金元利収入の貸付金の総額は収入になるのかとの質疑に、執行部から、中小企業振興預託金元金収入は金融機関から中小企業への貸し付けを後押しするため、市から銀行に預けて、銀行から中小企業に貸し出し、年度末にその預託金が銀行から戻ってくるもの。今は低金利のため、元金収入だけとなっている。住宅新築資金等貸付金収入は貸し付けは昭和42年から平成7年分までで、毎年現年分と滞納分を合わせて年間償還計画を立て徴収することで、元金収入と利子収入が貸付金収入となる。平成32年まで償還があるとの答弁でした。

委員から、市債の総務債は合併特例債を使うのかとの質疑に、執行部から合併特例債を活用するとの答弁でした。

委員から、ふるさと寄附金の担当は財政課だが、多くの自治体が返礼に特産品を送っている状況なので、来年度からふるさとセールス課が担当してはどうかとの質疑に、執行部から、他市の状況等も調査し、今後検討するとの答弁でした。

委員から、地方交付税は当初の予測額が入ってきているか、その明細は。合併特例債の交付税に算入される比率はわかるかとの質疑に、執行部から、地方交付税は総額で来るので明細や比率はわからない。平成28年度は合併算定替の上乗せ分が10%カットされる。地方財政計画に基づいて、地方交付税の総額も16.9兆円から16.8兆円に減額されることから、少し高目の90億円で算定したとの答弁でした。委員から、合併から10年過ぎたので、慎重な財政運営をと要望がありました。

委員から、広報たまなを今年度から月1回の配布になったが、印刷費は安くなったのかとの質疑に、執行部から平成27年度の支払いが一月分残っているので、26年度も一月分減額した実績ベースで比較すると、平成26年度よりも61万円ほど安くなるとの答弁でした。

委員から、旧庁舎跡地の基本設計委託料の内容との質疑に、執行部から、保育園の新築、子育て支援施設と交流施設工事、文化センター改修工事、公園広場外構の基本設計、敷地の測量、地盤調査、造成工事の設計、玉名第1保育所と教育会館の解体設計の合計4,525万2,000円との答弁でした。委員から、旧庁舎の東側の民地と排水路はどうするのか、砂天神の道路改良で、旧庁舎近くは交通混雑が予想される。中心市街地の開発整備も考え、民地の移転等を行ない、全体的に見直したらどうかとの質疑に、執行部から、民地と排水路はさわらない。合併特例債の期限もあるが、跡地の問題として10年間構想を行なってきて、よい計画と思い提出している。周辺開発は一気に終わらないので、実現可能なものから一つ一つ検討していくとの答弁でした。委員から、庁舎跡地に関する検討委員会では、当初から庁舎跡地の9,017平方メートルの検討のみであったので、今の案には反対である。周辺開発も含めたよい案を。保育所等は旧庁舎跡地でなくてもよい、企業誘致等を行なったほうがよいとの意見。また、旧庁舎の近くの信号の件で要望がありました。

委員から、財産管理費の賠償金とは何かとの質疑に、執行部から、交通事故等のごとき保険金で対応が間に合わないときに、一時的に支出するもので、最近では実際に支出したことはないとの答弁。その保険金掛金の額は幾らかとの質疑に、執行部から、交通事故共済330万円、道路賠償共済120万円、建物災害共済900万円との答弁でした。委員から、公用車で事故を起こして、職員の手出しはあるのか。ちょっとした事故でも職員への懲戒規定がないと大きな事故につながるのではないかとの質疑に、執行部から、公用車の修理は車両保険で賄う。事故処理委員会の中で交通事故を起こした職員には警察に頼んで講習をしてもらうなどを検討したとの答弁でした。

委員から、空家等対策協議会は年何回開催されるのか。撤去委託は何件くらい対応するのか。防犯灯電気料補助金は何%の補助率かとの質疑に、執行部から、最初の年度なので4回開催を予定している。来年度空き家の実態調査を行ない、緊急時に対応するための撤去委託で、2件分140万円を予定している。電気料補助はおおむね52%で試算しているとの答弁でした。委員から、空き家実態調査の委託内容はどの質疑に、執行部から、空き家等を調査し、予防、利活用、除去のランクづけを行なうとの答弁でした。委員から、空き家対策の今後のあり方、所有者との連絡がとれない場合は、故意に連絡をとらない場合の対応はどの質疑に、執行部から、市全体の景観であるとか、建築行政とかで整備をしなくてはいけない場合は、人的に厳しいところがある。協議会から計画書が出てくるので、その結果を踏まえて検討する。所有者との連絡は、役所の中で連携を図りながら進める。どうしても連絡がつかない場合は法的な公示を行ない対処するとの答弁でした。委員から、事業量はふえると思うが、その対応はどの質疑に、執行部から、市全体の景観、まちづくり、建築行政と全体的な構想に入った場合は検討を行ない対処するとの答弁でした。

委員から、県の操法大会が玉名開催だが、いつ、どこであるのかとの質疑に、執行部から、8月28日開催で、場所は市役所職員駐車場で行なう。議員には案内を出すとの答弁でした。

委員から、菊池川流域同盟の負担金の玉名市の比率と活動内容はどの質疑に、執行部から、比率は46.67%、菊池川流域の市町村で構成された毎年1回、フェスティバルを開催していたが、来年度からは2年に1回の開催となるとの答弁でした。

委員から、選挙費で県議会議員選挙費より参議院選挙費が大分多くなっているが、理由はどの質疑に、執行部から、参議院選挙は今年7月に施行されるだろうということで、3,000万円ほど要求をしているが、県議会議員選挙1,800万円は平成27年4月に施行されており、前年度の3月に事務を行なう必要があり、2カ年分に分けた予算要求をしており、その分が少なくなっているとの答弁でした。

委員から、新市民会館の建設場所は狭苦しくて、駐車場から道路横断の安全性はどう考えているか。現在地の建設はだめなのかとの質疑に、執行部から、あらゆる面で安全管理には努める。横断用の信号は要望していきたい。現在地の東側、南側への拡張は、用地買収が不可能に近いとの答弁でした。それを受け、委員から、現市民会館を解体して建設してもよいという市民の意見もある。800席、300席で計画があるが、300席が必要なのか、計画の見直しをとる意見。また先日、市役所駐車場を会場に産業祭があったとき、職員駐車場が一般の車で満杯状態で、道路横断も行なっていたが、何ら問題はなかった。市民会館は市民広場公園に建設されても、道路横断の危険性があるとは言えないと思う。大小のホールがあるが、どこの自治体に行っても小ホールのほ

うが使い勝手がよく稼働率もいと聞く。また、執行部が、区長を中心に説明会を開いたときに6割程度の参加があり、反対意見はなかったと聞く。これは一般市民にも反対は少ないということではないかとの意見がありました。執行部から、現在地で拡張なしで建てかえならば小ホールは無理である。椅子の幅、楽屋、ステージ等も狭くしている。搬入道路も必要なので、大ホールも縮小せざるを得ないとの答弁でした。

委員から、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター、弓道場の建設時期、利用者数、耐震対策はとの質疑に、執行部から、建設時期は、勤労者青少年ホームは昭和61年度、勤労者体育センターは昭和62年度、弓道場は昭和63年度で、利用者数は平成22年度で、それぞれ2万341人、3万4,106人、6,732人。建築基準法の改正が昭和56年なので耐震基準は問題ないとの答弁でした。

委員から、消防団長の交際費2万円は少ないのではないか。他市の状況はとの質疑に、執行部から、他市の状況を調査し検討するとの答弁でした。

委員から、戸籍住民基本台帳費の備品購入費は何かとの質疑に、執行部から、個人番号カード交付時に本人であるか確認する顔認証システムで本庁と支所分の4台の購入分と市民課レジ購入分との答弁でした。また、個人番号カード交付時の暗証番号を打つとき、ほかから見られないような改善の要望がありました。

委員から、定住自立圏共生ビジョンをつくる際の人的配置は考えてあるのかとの質疑に、執行部から、増員については考えていないとの答弁。任期付職員を考えてはとの意見がありました。

委員から、衛生費の委託料で、ごみ収集が委託されているが、人件費等は基準どおり支払われているか、チェックはされているか、支所の窓口委託はどうかとの質疑に、執行部から、ごみ収集の委託では人件費の支払いをチェックするシステムにはなっていないが、平成24年度に支払いはちゃんとしているかを確認したことはある。支所の窓口委託の受託会社の人件費支払いチェックはしていない。実績報告の提出はあるとの答弁でした。委員から、委託先の従業員の待遇に係る分は、行政側もチェックすべきではないかとの質疑に、執行部から、確認する方法があれば考えるとの答弁でした。

委員から、市民会館建設事業について、予算の修正を求める動議が提出されました。市民会館建設は、玉名合同庁舎南側の市民広場公園を建設地としている。この位置への建設には否定的な意見も多く合意形成には至っていない。イベントや災害時等の避難場所として自由に使える広い公園は玉名市にほかにない。この空間で福祉センター、博物館、合同庁舎、市役所の機能や利便性が生かされている。建設位置の見直しのみならず、ホールの座席数等の建設規模についても再検討が必要であると考え。このような状況のもとで議会が事業に同意することがあってはならないため、市民会館建設事業関連予算の削除を求めるというものです。修正案について、委員から、大きな建築物に関

しては合併特例債を使うのが一番有効と考える。この時期に予算を通さないと市民会館建設そのものが難しくなると思うが、どうするのかとの質疑に、委員から、現在あるところに考え直して弓道場等を整備すれば、工期的にも間に合う、決して市民会館を建てることに反対するものではない。そこの空間・広場は将来必要になってくるとの答弁でした。委員から、現在の市民会館は年数がたっており早急な建てかえに迫られている。多くの利用者の意見を聞き、望まれる形の基本的な設計がなされている。市民広場公園について駐車場としての利用が日常行なわれているが、新市民会館を建設した後も必要最低限の駐車場確保は約束しており、現市民会館の跡地に駐車場及び市民広場建設を予定しているので、修正動議には反対との意見がありました。

次に、委員から、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算の削除を求め、予算の修正動議が提出されました。旧庁舎跡地等の活用に関しては、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会からも陳情が提出されておるように、にぎわいの創出及び中心市街地の活性化につながるかどうか、疑問の意見が多く出されている。玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の中でも、玉名第1保育所及び子育て支援施設の建設に関しては、別の場所での検討が多くされていた。このような状況のもとで議会が現在の旧庁舎跡地等活用の計画に同意することがあってはならないためというものです。

審査を終了し、議第13号中付託分に対する市民会館建設事業関連歳入歳出予算削除を求める修正案について、挙手による採決の結果、修正案については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連歳入歳出予算削除を求める予算の修正案について、挙手による採決の結果、修正案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第13号中付託分の修正議決した部分を除くその他の部分について、挙手による採決の結果、修正可決した部分を除くその他の部分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市行政不服審査法施行条例の制定についてであります。

執行部から、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法の全部改正が今年4月1日から施行されることに伴い条例を制定するもの。行政庁の処分または不作為に対し審査請求がなされた場合の審議手続きを担う審理員専門職員、諮問機関である行政不服審査会の設置等について定めるものと説明がありました。委員から、審査会の委員は5人以内とあるが、こういった方がなるのかとの質疑に、執行部から弁護士、大学教授、司法書士、市民の代表、計4名との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。執行部から、行政不服審査法が本年4月1日に施行されることに伴い、条例の整備を図るもの。玉名市情報公開条例、玉名市固定資産評価審査委員会条例、玉名市税条例及び玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例が、行政不服審査法に準じた手続きを規定していることから不服申し立ての手続きとして審査請求又は異議申し立ての方法であったものを、審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行なうとともに、一部の条例において、審理員による審理手続きを行なわないための規定の整備を行なうものと説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第25号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、災害対策基本法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い条例の整備を図るもの。避難行動要支援者を円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の登録の推進を行なう民生委員に対して、避難行動要支援者の対象となる名簿を提供できるように規定するもの。また、議第25号議案と同様に、審理員による審理手続きを行なわないこととする適用を除外、その他不服申し立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を図るものとの説明がありました。

特に質疑はなく、審査は終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

執行部から、地域自治区の設置期間の満了に伴い条例を廃止するものとの説明がありました。委員から、地域自治区にかわる組織設置はないのかとの質疑に、執行部から、組織設置の計画はしていないとの答弁でした。委員から、地域自治区で問題は山積している。何か組織を設置しなければならないのではないのかとの質疑に、執行部から、地域自治区の廃止は合併時の約束事である。地域の意見等は区長会やもろもろの審議会、関係者に聞いていくとの答弁でした。

審査を終了し、議第27号については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い条例の整備を図るもの。任命権者の報告事項のうち、勤務成績の評定の状況にかえて、職員の人事評

価の状況を追加するものとの説明がありました。

委員から、この条例を変えることによりどのような意味があるのかとの質疑に、執行部から、人事行政の運営等に関する状況をホームページ、広報たまなで公表するときに、人事評価の状況が入る。個人的ではなく、全体的な人事評価を出すとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会、玉名市立保育所運営法人選定委員会及び玉名市公立保育所の在り方検討委員会を設置する等のため条例の整備を図るもの。玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの策定及び検討について審議するために玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会を、玉名市立保育所運営法人の選定について審査するために玉名市立保育所運営法人選定委員会を、玉名市公立保育所の今後の役割及び民営化について審議するために玉名市公立保育所の在り方検討委員会を新たに設置し、それぞれ所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期について必要な事項を定めるもの。

次に、玉名市補助金等見直し検討委員会については、地域自治区の廃止に伴って委員の構成員を改正するもの。また、玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会及び玉名市景観計画策定委員会については、附属機関の所掌事務が終了したことに伴い廃止するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査は終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、職員の定数を適正に管理するため条例の整備を図るもの。職員定数を520人とし、水道事業を上下水道事業に改めるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方公務員法の一部改正に伴い条例の整備を図るもの。根拠規定を地方公務員法第24条第5項に改めるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり

全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、市議会議員の期末手当の額を改定するため条例の整備を図るもの。第1条において、12月に支給する議員の期末手当の支給月数を1.625月分から1.675月分に引き上げる改定を行なうもの。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するもの。また、第2条において、平成28年度以降の期末手当の支給月数の合計を、今年度と同様の3.15月にするため、6月と12月の支給月数の配分を改定するもの。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、特別職の職員で非常勤のもの報酬に関し、必要な事項を定めるため条例の整備を図るもの。別表第1の全部を改正するものの説明がありました。

委員から、別表の中で、「国が定める基準による」になっているところの金額は、また国の定める基準ならば、支給別の単位も「回」から「日」と改めるべきではないかとの質疑に、執行部から、それぞれの金額の説明があり、金額が国の定める基準であり、支給別の単位は玉名市は「回」としたいとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るもの。第1条において、12月に支給する市長等の期末手当の支給月数を1.625月分から1.675月分に引き上げる改定を行うもの。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するもの。また、第2条において、平成28年度以降の期末手当の支給月数の合計を本年度と同様の3.15月にするため、6月と12月の支給月数の配分を改定するものと説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて教育長の給与を改定するため条例の整備

を図るもの。第1条において、12月に支給する教育長の期末手当の支給月数を1.625月分から1.675月分に引き上げる改定を行うもの。附則として、この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するもの。また、第2条において、平成28年度以降の期末手当の支給月数の合計を本年度と同様の3.15月にするため、6月と12月の支給月数の配分を改定するものと説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第35号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第36号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて給与月額及び勤勉手当の改定を行なうため条例の整備を図るもの。第1条において、12月に支給する職員の勤勉手当の支給月数を0.75月分から0.85月分に引き上げ、あわせて職員の給与月額を平均で0.1%引き上げる改定を行なうもの。附則として、この条例は公布の日から施行し、給与月額の引き上げについては、平成27年4月1日から、勤勉手当については、同年12月1日から適用する。第2条については、地域手当に7級地を追加し、支給率を100分の1から100分の4の幅で引き上げ、28年度以降に支給する職員の勤勉手当の支給月数の合計を、本年度と同様の1.6月にするため、6月と12月の支給月数の配分を改定し、あわせて国家公務員の給与の総合的見直しに準じて、職員の給与月額を平均1.7%引き下げる改定を行なう。また、給与の引き下げに伴い、平成28年3月31日時点の給与月額を平成30年3月31日まで保障する。

次に、第3条につきましては、規則で定める単身赴任手当の額の調整期間を平成28年3月31日までとするもの。

特に質疑もなく、審査は終了し、採決の結果、議第36号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第41号玉名市水の守条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市地域自治区の設置等に関する条例の廃止に伴い、条例の整備を図るもの。第1条中「玉名自治区」を「玉名地区」に、第5条第1項中「玉名自治区内」を「玉名地区内」に改めるものと説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第42号普通財産の無償貸付けについてであります。

執行部から、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、普通財産を無償貸し付けするもの。貸し付ける物件は、土地が玉名市伊倉北方字杉田1479番地の1、1、

553平方メートルほか3筆、4筆合計で3,283平方メートル。建物が同貸し付け土地に建っている事務所及び作業場で、鉄筋づくりスレートぶき平屋建て396平方メートル、貸し付けの期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、貸し付ける相手方は、玉名市伊倉北方1479番地1、有限会社玉名再資源、代表取締役木下一也氏。この普通財産の無償貸付けについては、旧地域改善対策事業により大型共同作業場等を整備して、昭和60年4月より開業し、現在も貸し付けを行なっている物件であり、契約の延長を行なうものと説明がありました。

委員から、当初から、土地も建物も貸しているのか。貸し付け期間は以前から2年間かとの質疑に、執行部から、昭和60年の4月から貸し付けを行なっている。今まで10年間で行なっていたが、今回2年間で無償譲渡するか有償譲渡するか協議していくとの答弁でした。委員から、修理等は市が行なうのかとの質疑に、執行部から、契約の中に修理は相手方が行なうようにうたっているとのことでした。

審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第2号ATワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願であります。

委員から、ワンペダルをつけた車をかえる場合には、つけかえることができるのかの質疑に、車に合わせて設置するため、車を買いかえた場合は多少改良がいるとのこと。委員から、以前補助金があった3年間の実績はの質疑に、平成24年度30件、25年度20件、26年度7件となっているとの答弁。委員から、どういう人がつけているのかの質疑に、設置者は高齢者のほうが多い。委員から、実績が減ってきているなど、わからない部分があるので、継続審査との意見があり、採決の結果、請第2号については継続審査とするものと決しました。

次に、陳第5号旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情であります。

委員から、にぎわいの創出、中心市街地の活性化と書いてあるが、それにかわる対案は言っているのかとの質疑に、委員から、対案というよりこれから検討してくれということ、この陳情には賛成との意見。

審査を終了し、陳第5号については、挙手による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 今期、建設経済委員会に付託されております議案17件について、委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてで

あります。

歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中8目水道費が110万1,000円の減額、9目浄化槽設置整備費が2,854万5,000円の減額で、主に浄化槽設置整備補助金の実績見込みによる減額であります。6款農林水産業費は12億8,203万6,000円の減額、そのうち主なものは生産総合（強い農業づくり交付金）事業で、国に対する6経営体の申請のうち3経営体が不採択になったことに伴う3億2,675万4,000円の減額や、農業基盤整備促進事業及び団体営農業農村整備事業で、排水路や暗渠排水設備の申請が不採択になったことに伴う6億3,488万円の減額であります。7款商工費では2,849万4,000円の増額であり、主なものは玉名版DMO構築事業による4,000万円の増額であります。この事業は地域の稼ぐ力を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地づくりのかじ取り役を担う法人（DMO）を創設し、その法人を核として玉名の観光振興に取り組む事業であります。玉名版DMOは玉名観光協会を核に考え、人材育成や商品開発のマーケティング調査、観光協会のホームページリニューアル、海外からの誘客を行なうインバウンド事業など、観光に関するさまざまな取り組みを行なうものであります。8款土木費は、5億1,152万1,000円の減額で、その主なものは、岱明玉名線道路新設改良事業に関する4億1,216万9,000円の減額であります。このほか、人事院勧告に基づく職員給与の調整等によるものであります。また、繰越明許費補正では、岱明玉名線道路新設改良事業など7件が追加されるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から玉名版DMOの主体が玉名観光協会であることに関して、協会の活動内容に対してDMO事業の予算・事業が大きく、人材育成などうまく機能するののかとの質疑に、執行部から、人材育成のための東京都への研修派遣は観光協会の局長を考えているが、観光協会の本来の業務に影響を及ぼさないようにしていく。特に人材育成に対しては、旅行会社のOGを非常勤で雇用し指導していただくことを考えているとの答弁でありました。これを受け、委員から、研修は出るだけでなく、帰ってきてからその成果を伝え広げていくことが重要であることだと考えるがとの質疑に、執行部からは、玉名温泉観光旅館協同組合へのおもてなしの研修なども検討しているとの答弁でした。また、委員から、これが構築されていければ非常に重要な部分になると思う。きちんと活躍できるような組織になるように、常に報告をいただきたいとの意見がありました。また関連して、委員から、インバウンド事業に関して、玉名市には年間1,000人の外国人が来訪しているとのことだが、今年度作成した外国人向けの観光マップやリーフレットの配布などについての質疑に、執行部から平成28年4月からGPSにより自動で多言語の音声ガイドが流れる機械端末の貸し出しや、英語・韓国語・中国語の繁体字のリーフレットを用意している。運用後どれぐらいの外国人が利用

されるか統計を取り報告したいとの答弁でした。またこれを受け、委員から、国により旅行の仕方が違うので、受け入れ方も研究してほしいとの意見がありました。また関連して、委員から、今熊本県が観光の面で台湾や香港に力を入れているが、県の観光協会との連携についての質疑に、執行部から、県が取り組む台湾や香港との定期航路を結んでの誘客の施策に対して、市としても外国人向けの誘客の取り組みを行なうし、県の観光課や観光協会とも綿密にやり取りを行なっているとの答弁でありました。また関連して、委員から、観光協会に関して協会員や市担当課は頑張っておられるが、協会員がなかなかふえていかない。いろいろなところから観光協会に入ってもらって、玉名の観光を全体で盛り上げてもらえるよう行政も力を入れてほしいとの意見がありました。また、委員から、昔のように玉名温泉街を浴衣姿で歩く人がふえるよう散策コースを整備したり、観光などに使える自転車を貸し出すなど検討してほしいとの意見もありました。

また、委員から、生産総合事業において申請が不採択になったことに関連して、現在、国・県の補助事業などにポイント制が採用されている中、それぞれの経営体だけでは高いポイントを取ることは難しいので、行政も勉強して、効率的なポイントの取り方を指導しなければ、今後なかなか補助が受けられなくなるのではないかとの質疑に対し、執行部から、今後申請される方にポイントの取り方について話をしていくとの答弁でした。これを受け、委員から、経営体も努力しなければならないが、実際高いポイントを取っている地域があるので、どうやっているかを研究し、指導をお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、新規就農総合支援事業補助金に関して、新規就農者はいろいろなことが手探り状態と思われるが、ソフト面の支援はないのかの質疑に、執行部から、就農に当たって農業大学校への就学や県が紹介する研修先として、玉名市内ではトマト部会やイチゴ部会での受け入れを行なっているとの答弁でありました。

また、委員から、大浜漁港の泊地しゅんせつ事業の減額についての指摘に、執行部から、大浜漁港近くに打ち出している排水機場の影響から、5年に1度泊地の一部をしゅんせつすることになっていたため単費で予算化していたが、国の事業である水産物供給基盤機能保全事業による滑石漁港の泊地しゅんせつが安く済んだため、今回の大浜漁港のしゅんせつにこの補助事業が使えるようになったとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出それぞれ479万8,000円を減額するもので、歳出の決算見込みによる減額と、これに伴う歳入の調整によるものであります。また、地方債補正については、

簡易水道事業の限度額を変更するものであります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出がそれぞれ369万3,000円減額するものであり、歳出の決算見込みによる減額と、これに伴う歳入の調整によるものであります。また、地方債補正については、浄化槽整備事業の限度額を変更するものであります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成27年度玉名市九州新幹線渇水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2,279万円を減額するもので、歳出の決算見込みによる減額と、これに伴う歳入の調整によるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入で175万円の減額するものであり、受託工事収益の減額によるもの、また、収益的支出で2,656万4,000円を減額するものであり、原水配水費の減額などによるものであります。資本的支出で100万円の減額は、営業設備費の減額によるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第11号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出で4,094万8,000円を追加するもので、過年度損益修正損の増額などで、新公営企業会計の見直しによるものであります。また、資本的収入で4億370万円の減額、資本的支出で4億3,687万3,000円を減額するもので、主なものについては、浄化センター改築更新に関して、国庫補助金の交付決定に伴う事業費の減額によるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、補助金の減額が大きい理由についての質疑に、執行部から、国からの補助に限りがあり、要望額の約6割程度の補助になったが、他市町に比べこれでも補助がついたほうだと考えている。改築更新については、引き続

き要望し、予算確保していききたいとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出は166万6,000円を追加するものであり、資産減耗費の増額などによるものであります。また、資本金収入で340万円の減額、資本金支出で269万円の減額については、施設建設費の決算見込みによる減額と、それに伴う収入の調整によるものであります。また、企業債補正については、農業集落排水事業の限度額を変更するものであります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第12号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算中付託分であります。

4款衛生費1項保健衛生費中8目水道費が6,071万4,000円、9目浄化槽設置整備費が1億1,328万8,000円であります。6款農林水産業費は43億47万3,000円で、主なものは生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金であり、施設園芸の10組合52戸の農家が実施する低コスト耐候性ハウス等の建設によるものであり、12億676万円の補助金であります。また、多面的機能支払交付金は総額2億5,948万9,000円であります。7款商工費は3億9,794万9,000円であり、主なものは中小企業の経営合理化と体質改善に必要な資金を預託し、中小企業の振興に寄与する中小企業振興預託金など1億2,700万円あります。8款土木費は27億9,884万4,000円であり、主なものは岱明玉名線道路新設改良事業関連で3億1,915万1,000円、小浜繁根木線道路改良事業関連で1億9,167万2,000円、新玉名駅駐車場整備事業で1億2,003万5,000円あります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、農業機械等整備事業補助金に関して、毎年応募が殺到し、補助上限の25%を公交するため、あとで予算補正が行なわれている。そのために補助の交付時期が遅れるため機械の購入も遅くなり、必要な時期に間に合わない状況にある。補正で要求できるものであれば当初予算で確保してもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、農業経営者育成県立農業高等学校後援会負担金についての質疑に、執行部から、昔から支出されており、現在も玉名市から生徒がおられるため続いているとの答弁でありました。また、委員から、多面的機能支払交付金に関して、申請事務がわかりにくく、地域に事務方のなり手がいないため、現在土地改良区で事務をしているが、今後の考えはとの質疑に、執行部から、平成28年度から市と土地

改良区で連携し事務処理をまとめていくよう勉強会等を行なっているとの答弁でありました。

また、委員から、「明日の玉名を考える会」についての質疑に、執行部から、この会は学校給食栄養士などに集まっていただき、食糧・農業・農村業計画の策定に当たり、作物を調理し、子どもたちに食べさせるという切り口で基本計画を検討していただくものとの答弁でありました。

また委員から、イノシシ対策に関して、イノシシがますますふえて生活空間にも出没している。天水町の畑と山の間的大型箱わなを設置され期待しているが、対策はとの質疑に、執行部から、箱わなには近々餌を入れ捕獲を始める。また平成28年度に農協からいただく50万円の補助金を活用し、イノシシ捕獲料1頭当たり4,000円を5,000円に上げているとの答弁でありました。

また、委員から、廃船処理の対象や手順についての質疑に、執行部から、玉名市で管理する漁港内の廃船が対象で、漁船の航行の邪魔になり、事故等の起きないように処理するものであります。まず、漁協の協力を得て、廃船の所有者を探すのがなかなか見つからない場合が多く、航行の安全上、市で処理を行なっている状況であるとの答弁でありました。

また、委員から、長洲町が大学と連携して水質浄化剤による漁場のヘドロ除去の実験を行ない、浄化槽の周りのヘドロがなくなり、アサリの稚貝が繁殖していたとの報道があった。毎年漁場改善のため、県の事業で覆砂に取り組んでいるが、玉名市でも独自に長洲町のような取り組みをしてはどうかとの質疑に、執行部から、平成28年度も3地区で覆砂事業を行なう予定である。長洲町の取り組みについても研究していくとの答弁でありました。

また、委員から、商店街空き地空き店舗対策事業補助金に関連して、空き店舗がわからないとの声を聞くが、空き店舗のマップなどあるかとの質疑に、執行部から、平成28年度に空き店舗バンクをつくり、どのあたりにどういう空き地や空き店舗があるかを管理し、紹介できるように考えているとの答弁でありました。また、委員から、特に玉名駅通りについては、空き店舗があるが住居も兼ねているため貸すことができないという物件が多い。若い人たちが安く借りれていろいろ利用できるようにできないかとの質疑に、執行部から、平成28年度に行なう創業支援で空き店舗を紹介していく中で、玉名駅通りの空き店舗も解消していきたいとの答弁でありました。また、委員から、玉名温泉観光旅館協同組合振興補助金について、前年度から50万円を減額した理由についての質疑に、執行部から、団体の予算の繰り越しがあったため、その分補助金を減額しているとの答弁でありました。

また、委員から、玉名納涼花火大会補助金について、年々観客が増加する中、警察

からも警備などをふやすように話があるので、補助金増額についても検討してほしいとの意見がありました。

また、委員から、関西や広島などで県外での物産展を行なっているが、売れ行きについての質疑に、執行部から、最近は出店される事業者が固定化してきており、数日間店をあけて出店することができずなかなか難しいところがあるとの答弁。これを受け、委員から、行ける事業者しか行っていないことの根底にあるのは、玉名市は物産振興協会やブランド推進協議会など関連団体がばらばら動いていて、まとまりがないことも関係あると思うが、どう考えているかとの質疑に、執行部から、消費者にとっては、どこから買っても「玉名の特産品」であるので、今後はできるだけ1つにまとまって玉名の特産品を売りに出していければと考えているとの答弁でありました。また関連して、委員から、物産展などに定住のコーナーもあわせて設置し、PRしてほしいとの意見もありました。

また、委員から、渋谷フェスティバルは終わりかけたものが職員の努力により今も継続され、広島フラワーフェスティバルでは、新聞社などいろいろなつながりがつくられ、玉名市は優遇されている状況である。このように頑張られている中に物産の取り組みを広めていけたらいいと思うとの意見がありました。

また、委員から、県道玉名立花線と市道小浜繁根木線や砂天神踏切周辺の道路改良の計画についての質疑に、執行部から、県道玉名立花線については、昨年河崎地区で地元説明会が開催され、現在測量設計の段階であるが、工事日程については未定である。また市道小浜繁根木線については平成28年度完了を目指している。繁根木川と旧庁舎との間の市道横町橋錦橋線の改良については県道玉名立花線完了後の交通状況を調査し判断するとの答弁でありました。これを受け、委員から、旧庁舎跡地に玉名第1保育所や子ども施設が建設されると、子どもの送迎などで交通がふえると思われる。また、岱明玉名線も2、3年では開通しないと思われるため、国道208号線へつながる市道横町橋錦橋線は渋滞が予想されるが、対策は考えているかとの質疑に、執行部から、市道横町橋錦橋線の道路拡幅については、旧庁舎跡地の計画も含めながら検討していきたいとの答弁でありました。さらに委員から、ここは通学路でもあるし、市中心部の核となる地域でもあるので、道路網の整備なども関係各課と連携して取り組んでほしいとの意見がありました。

また、委員から、道路橋りょう点検・補修に関して、現在横島地区において海岸保全事業で工事車両用の仮設の橋が設置されており、既存の橋は通行どめになっている。この既存の橋を点検し、かけかえしなければならない場合、海岸保全事業で設置されている橋を仮設の橋として利用できないかとの質疑に、執行部から、市内にある延長2メートル以上の橋820カ所については、5年に1度は近接目視で点検し、状態が悪い橋

については再度補修を含めた調査を行なっている。平成28年度は延長5メートル以下の橋544カ所を点検予定である。横島地区の仮設橋については、九州農政局玉名横島海岸保全事業所とも協議していきたいとの答弁でありました。

また、委員から、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金についての質疑に、執行部から、この事業は大雨の際に人命・家屋に危険が及ぶ土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にある住宅の移転を促進する、県の事業であり、内容は移転に係る土地購入費、移転費などについて、上限300万円を補助するものであり、現在の住宅の撤去が補助の条件となるとの答弁でありました。

また、委員から、横島町の山の上展望公園の舗装工事について、アスレチック等の撤去は含まれないかとの質疑に、執行部から、今回は駐車場が荒れており、けが等の報告があったため舗装するものであり、アスレチックに関しては、非常に危険な状態なので現在ロープを張って立入禁止しているが、状態が悪いまま何年も経過しており、平成28年度に解体を検討しているとの答弁でありました。これを受け、委員から、子どもたちはロープが張ってあっても入っていったりするもので、早めの解体をお願いするとの意見がありました。

また、委員から、公園の光熱水費に関して公園の電灯はLEDかとの質疑に、執行部から、公園の電気代の予算は569万7,000円となっており、まだLED化されていないとの答弁。これを受け、委員から、LED化することで電気代はかなり削減できる。製品事例等の研究をお願いするとの意見がありました。

また、委員から、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金についての質疑に、執行部から、毎年1、2件は申請の話がある。昨年度から条件が緩和され、部分的にでも補助できるようになったが、設置基準を満たすことが困難なためなかなか申請まで至らない状況であるとの答弁でありました。

また、新玉名駅駐車場拡張については多くの質疑、意見がありました。まず委員から、この事案については前回の定例会で否決したのに、また挙がってきた。駐車スペースが足りないのはわかっているので、有料化の提案をしているのに、その検討もせず無料化のまま拡張のみを進めるのがいかななものか。2度も議会で否決されたことを真摯に受けとめ対応してほしいがどう考えているかとの質疑に、執行部から、現在常設駐車場250台と臨時駐車場として多目的広場、交流広場合わせて100台分がある。今回の再調査では、朝10時の段階で毎日300台ぐらいまで駐車があり、常設駐車場250台に対して50台ぐらい足りない状況であり、土日になればもっとふえる。今のところ多目的広場と交流広場を開放しているから、駐車場として成り立っているが、これをもとの機能に戻した場合、駐車スペースが足りず対応できないと思われるため、拡張したいとの答弁。これを受け委員から、では多目的広場と交流広場で、この5年間にどう

いう事業が年に何回行なわれてきたのかとの質疑に、執行部から、交流広場は「たまな稲！田んぼアート・プロジェクト」や「夏の夜市」、「菜の花プロジェクト」など、年間4回の利用がある。多目的広場は余り利用がないとの答弁。これを受け、委員から、多目的広場は利用がないのであれば、駐車場に変更できないのかとの質疑に、執行部から、開業以来駐車場が足りないで駐車場として使用してきたが、本来の目的の市民が憩える場に戻したいとの答弁。これを受け、委員から、今の駐車場や交流広場などは補助金を充ててつくられているとのことだが、広場だったところを恒常的に本来の目的外の駐車場として使っていることは認められるのかとの質疑に、執行部から、今でも使用目的は広場であり、臨時的に駐車場として使っている状態であるため、広場本来の目的で使えるよう駐車場を拡張したいとの答弁でありました。また委員から、駐車場の拡張スケジュールについての質疑に、執行部から、拡張のスケジュールは平成28年8月ごろまでに用地交渉を行ない、その後盛り土と造成、水路へ橋りょう等を設置し、砂利敷きの状態で駐車場として1年間使用し、平成29年10月ごろに舗装工事を行なうことになるとの答弁でした。さらに委員から有料化のためのゲートの設置はどれぐらいの時間がかかるのか。ゲート設置に時間がかからないのなら、拡張の前に有料化のお試しができるのではないのかとの質疑に、執行部から、ゲートは2、3カ月で設置できると思うが、駐車場として多目的広場、交流広場が使えなくなるため、土日など100台ぐらいとめられなくなる問題があるとの答弁でありました。また委員から、維持管理費が年間750万円かかっている。今回の拡張では1億2,000万円もの市税を投入することになるが、玉名市の利用は3割しかない。これが本当に市民のためになるのかとの意見がありました。また委員から駅利用者は無料で駐車し、玉名市ではお金を使わず、福岡県や鹿児島県、大阪府まで行って、そこでお金を使ってくる。玉名市には何のためにもなっていない。これが市民のためになるのかと考えてほしいとの意見に対し、執行部から、玉名市に直接経済効果は少ないと考えているが、駅利用者がふえることで新幹線停車数の増便が期待でき、観光・集客の仕掛け次第では観光客の増大が見込まれ、ひいては玉名市の経済効果も期待できると考えているとの答弁でありました。また委員から、駅誘致の際、周辺19自治体と一緒に誘致したので無料駐車場で還元したいというが、ほかの新幹線駅も同じような周辺自治体と一緒に誘致をしていると思われる。しかし、どの駅の駐車場も有料でされており、小さくても機能している。新玉名駅だけが特別乗降客が多いわけでもない。駐車場が足りない状況なのはなぜかとの質疑に、執行部から、新幹線を使って福岡から通勤をされている方々が年々増加傾向にある。また、新玉名駅は広域の駅であるので、玉名市だけでなく山鹿市、菊池市など多くの方に利用してもらいたいとの答弁でありました。これに対し、委員から、周辺の荒尾市、山鹿市、菊池市、大牟田市の方に無料駐車場について意見を聞いたことがあるかと

の質疑に対し、執行部から、昨年6月駐車場の利用状況調査のときに、無料がいいという意見が多かったとの答弁がありました。これを受け、委員から、周辺市の経済団体の方から伺った話では、「玉名市は有料であるべき。」「この時代、無料なのは逆に気が引ける。少しでも払ったほうがいい。」「受益者負担が原則なので有料のほうがいい」という内容がほとんどだったとの意見や、新玉名駅の新幹線の利用は、朝の7時から8時台が多いが、これは観光客ではなく通勤の利用であるので、県も推奨し、熊本市で実施される「パークアンドライド」を検討してみてはどうかとの意見がありました。また委員から、12月の全員協議会で市長から行く行くは有料化も検討していきたいとの言葉もあった。仮に拡張して数年後に有料化したとき、拡張した部分が利用されなくなったとき、また1億2,000万円投じたものを解体する状況になるのではないかとの意見。これに対して別の委員からは、価値が上がると見込まれる土地なので買ったほうがいいし、いらなくなったら民間に売ってもいいと思う。また将来的に有料化の話は進んでいくだろうが、今、市民はとにかく混雑している駐車場を早くどうにかしてもらいたいという意向であって、有料か無料かを焦点にしていなと思うとの意見がありました。また、委員から、新玉名駅周辺は公立病院の建設も検討されており、今後開発が進むと思われる。そんな中にいつまで無料を続けるのか。「何年後に駐車場を有料化します」とはっきりしてもらいたいとの意見がありました。

○議長（永野忠弘君） 委員長報告の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 午前に続きまして報告いたします。

また委員から、この駐車場無料の考えは、当時議会の新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会から「当面の間無料にし、玉名の名前を売り、集客ができるようになったら有料でいい」という申し入れで無料になった経緯がある。もう開業して5年間無料でやってきたが、駅利用者も車がとめられないくらい来ており、その当面の間という期間は既に過ぎ、所期の目的は達していると思われるため、もう有料にすべきだと考えているとの意見がありました。このように、多くの質疑や意見が出された後、委員から新玉名駅駐車場は約270台の駐車台数で、年間の維持管理費が約750万円かかっており、駐車場拡張により維持管理費が膨らむのは必至である。維持管理費

については、受益者にも負担を求めるべきだと考える。また利用者において、玉名市民の比率をいま一度調査・検証する必要がある、民間駐車場を利用したパークアンドライド事業の導入も検討すべきである。さらに駅利用者が多いというが、「玉名市のにぎわい」や「購買につながる」という市長の一般質問の答弁は実情と相当の隔たりがあり、今回の新玉名駅駐車場拡張のための1億2,003万5,000円の予算は本当の意味で市民のために使われるべきものだと考えられないとの理由により、新玉名駅駐車場拡張に伴う関連予算の削除を求め、予算の修正を求める動議が提出されました。

以上で、審査を終了し、採決に入りましたが、まず、議第13号中付託分における新玉名駅駐車場拡張に伴う関連予算の削除を求める修正案については、挙手による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に、議第13号中付託分の原案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,991万2,000円であり、その主なものは浄化槽20基分の工事費1,860万1,000円であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、浄化槽の設置に当たり、個人の負担分はどのくらいかとの質疑に、執行部から、負担金は浄化槽の大きさにより、5人槽で10万円、7人槽で11万円、10人槽で13万円を負担してもらう。また、浄化槽の設置及び流入・流出1メートル部分までは市が整備し、家の中や浄化槽までの配管などは個人負担となるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億707万9,000円であります。歳入の主なものは、九州新幹線濁水等被害対策基金繰入金で7億8,045万5,000円で、歳出の主なものは石貫・三ツ川地区の濁水対策工事10本分の工事請負費6億7,950万円であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から基金の残高についての質疑に、執行部から、基金は当初41億8,000万円あり、平成27年度10月現在の残高は25億8,116万1,884円との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

さらに、議第19号平成28年度玉名市水道事業会計予算であります。

内容は、収益的収入は8億8,606万6,000円、収益的支出は8億7,367万7,000円、資本的収入は1,172万9,000円、資本的支出は3億7,862万7,000円で、主なものは、水源地等21カ所の警備や点検・徴収事務の委託料であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、玉名市上水道事業水運用検討業務についての質疑に、執行部から、これは水運用計画を策定するものであり、水源の有効活用及び老朽化している浄水施設の運用見直しを計画的に進め、また配水管のスリム化を目的に、管網計算もあわせて行なうものであるとの答弁。また委員から、企業債の金利が高いことについての質疑に、執行部から、上水道事業では昭和63年度から借り入れしているため金利が高く、4.95%、一番低い金利で1.2%である。簡易水道事業では平成14年度からの借り入れで最高2.3%、一番低い金利で平成27年度3月借り入れの分の0.5%となっているとの答弁がありました。また、委員から水道が来ていない地域について、水質検査の広報と、結果の悪い場合は浄水器設置に対する補助などを検討してもらいたいとの意見に、執行部から、給水地域外については、水道事業ではなく、環境整備課で水質検査の補助等を行なっているとの答弁でした。また、委員から、水道料金の未収金についての質疑に、執行部から、平成26年度の収納率は99.86%で、未収金は92万6,000円程度となっているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算であります。

収益的収入は、15億3,149万1,000円であり、収益的支出は15億1,455万5,000円であり、資本的収入は11億3,837万4,000円、資本的支出は17億4,396万8,000円で、主要な建設改良事業として、管渠やポンプ場及び公共下水道処理場整備事業として12億5,852万円となっております。債務負担行為としては、浄化センター長寿命化支援事業を、平成29年度までの期間で限度額4億4,200万円を設定するものであります。また、企業債として、公共下水道事業として6億1,390万円の限度額であり、利率4.0%以内とするものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、浄化センターの老朽化への対応についての質疑に、執行部から、下水道事業団に委託し改築更新を進めているとの答弁、また委員から耐用年数や耐震を考えると100億円以上かかると思われる。相当の準備が必要と思われる。全体的な改築はしないかとの質疑に、執行部から浄化センターは昭和56年に供用を開始し、既に30、40年たっており、耐震強度を満たしていない。また処理施設を稼働しながら改修しなければならず、建物の建てかえは難しく、施設を新たにつくるには現在の敷地面積相当が必要である。現在、建物が狭い中で、今ある機械を使いな

がら新たな機械を設置し、更新を進めており、同時に必要なところには耐震補強を行なう計画であるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議題20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計予算であります。

収益的収入は4億4,774万8,000円、収益的支出は4億5,256万3,000円であり、主な建設改良事業は農業集落排水施設設備が1億653万円であります。また、企業債として農業集落排水事業として4,270万円の限度額で、利率4.0%以内とするものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、農集使用料徴収業務はどこに委託するのかとの質疑に、執行部から、水道料金や下水道使用料の徴収とあわせて同じ業者に委託しているとの答弁。また委員から、今回、栗之尾地区処理場に機能強化で真空弁を設置することだが、機能強化は設置して何年をめどに行なうのかとの質疑に、執行部から横島町5カ所、天水町3カ所のうち、老朽化度合いが著しいところから改修を進めており、供用開始時期は横島地区、尾田地区が平成5年度、栗之尾地区、京泊地区が平成7年度、竹野地区が平成8年度、九番地区が平成10年度、大開地区が平成20年度、尾田川左岸地区が平成21年度であるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第21号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市景観条例の制定についてであります。

これは、市内の良好な景観の形成に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等に関して必要な事項を定める条例であります。現在、玉名市は熊本県の景観計画区域内であり、県の条例により運用されていたが、条例制定後は県から景観行政を引き継ぎ、市独自のきめ細やかな景観形成を図っていくこととなります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、太陽光発電に関する規制についての質疑に、執行部から、今回の条例では特に太陽光発電についての規制はないが、推進地区による景観形成の重点的な取り組みや眺望景観保全という中で、まず景観に対する意識づくりから始める方針であるとの答弁。また委員から、罰則や条例の周知方法についての質疑に、執行部から、法令上罰則の規定はあるが、できる限り適用せず、協議や指導によって対応していく。また、周知については、条例ではわかりづらいので景観計画作成後にその概要版を市民に配布する。また、景観シンポジウムの開催など、景観形成の推進に取り組み、市民の景観に対する意識の醸成を図っていくとの答弁がありました。また委員から、玉名温泉地区が景観形成推進地区に入っていない理由についての質疑に、執行

部から、推進地区とは、これから重点的に取り組んでいく地区であり、玉名温泉地区においては、これまで以上に景観意識を高め、推進地区に上げたほうが効果的であると判断し、景観形成準備地区と位置づけたとの答弁でありました。また、委員から、地区によっては生け垣など植栽により景観形成に取り組んでいるところもあるので、表彰等も考えてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第43号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市北牟田のガラス温室等建物3件について、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、相手方に無償で貸し付けるものであります。なお、このガラス温室は、平成2年6月に建設され、耐用年数15年を大きく経過していることから、相手方の意向や農業経営を考慮し、この貸し付け期間終了後に建物を解体し、土地を相手方へ返還することになっております。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第44号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市伊倉南方のガラス温室等建物4件について平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、相手方に無償で貸し付けるものであります。なお、このガラス温室は、昭和59年3月に建設され、耐用年数を大きく経過していることから、相手方の意向や農業経営を考慮し、この貸し付け期間終了後に建物を解体し、土地を相手方に返還することになっております。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第45号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市青野の土地1万5,220平方メートル及び鶏舎等建物9件について、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで、相手方に無償で貸し付けるものであります。

委員から特に質疑はなく、審査は終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期建設経済委員会に付託されました議案17件についての報告を終わります。

そのほかに、多岐にわたる質疑がありましたので、御報告させていただきます。

まず、1月の寒波による河内晩カンの被害に対する復旧事業について、農協の共販の人は農協で取りまとめされたが、共販外の人は募集がごく短い期間だったことについて

の質疑に、執行部から、県からの提出期間の関係で、十分な期間がとれなかったとの答弁。さらに委員から、改植の補助事業で植えかえていた若い苗が寒波にやられている状況であるため、苗木の確保や再度の改植補助について特別に対応してもらえるよう県に要望してほしいとの意見がありました。

また委員から、6次産業の今後についての質疑に、執行部から平成27年度6次産業推進室の任期付職員の3年の任期満了をするため、今後は中小企業や小規模事業者を対象とした経営相談などを無料で行なっている国直轄機関の「熊本県よろず支援拠点」で専門員をされているビジネスコンサルタントに委託し、事業者の支援・サポートや新しい感覚でのアドバイスをいただきながら、事業者の販売促進、販路開拓、商品開発など支援に取り組んでいきたいとの答弁でありました。さらに、委員から、本年度まで6次産業の任期付職員には、特に販路開拓に頑張ってください、事業者の方々も非常に心強かったと思う。これからは、それに負けないような支援体制を望むとの意見がありました。また、委員から6次産業における農協とのタイアップについての質疑に、執行部から、農協は以前から農産物は産地から生果で出荷、販売する考えを持っておられると思う。市としては、6次産業に取り組む事業者の支援を行なっていく考えであるため、農協とは将来的にいろいろな形で協議しながら、農産物の加工販売など大きな枠組みでの取り組みをしていきたいとの答弁でありました。これを受け、委員から、例えば劣化したトマトは出荷できずほとんど廃棄処分している。ミカンについてもジュース用に出荷しても価格的に安定していない。国においても6次化に力を入れているので、6次産品の物産フェアなどへの出品を通して、玉名の農産物や観光のPRなどに進めてほしいとの意見がありました。

また委員から、3月13日に産業祭があったが、その前身は天水町で行なっていた春祭りであり、農業を中心に実施し、初市も行なっていた。本来の目的である農業関係が薄くなっていることについてどう考えるかとの質疑に、執行部から、玉名市全体の産業祭という位置づけであり、農業だけでなく、商工業を含め、PRする催しとなっている。今回もトマト早食いの大会など、玉名の特産品のトマト、イチゴ、ミカン等のPRに努めている。今後も商工業を含めた形で開催していくことになるが、農産物のPR等にもっと力を入れていきたいとの答弁でありました。

また、委員から企業誘致に対して、誘致する場所が少ない中で、既に誘致している企業の事業を拡大していただくことについての質疑に、執行部から、既に立地されている企業に対してフォローアップとして、日ごろから電話や訪問によりいろいろな状況を確認しているので、引き続き継続して取り組んでいくとの答弁でありました。

また委員から、県道1号線バイパスに関して、開通して便利になったが、これから交通量がふえると思われるので、未整備の部分についても今後県に対して強く要望して

ほしいとの意見でありました。

また委員から、高瀬裏川水際緑地の通路部分についての質疑に、執行部から、前は木製であったのでその木の色に合わせてつくったとの答弁。これを受け委員から、今の色は黄色っぽくて景色と合わないとの意見があるので検討してほしいとの意見でありました。

また委員から、公立病院の建設場所に新玉名駅周辺が考えられているが、都市計画があれば用地買収などに対しても都市再生整備事業の4割補助が受けられるのではないかとの意見に、執行部から、制度内容を研究していくとの答弁がありました。

また委員から、玉名市合併前にあった伊倉バイパスの計画がなくなっているので、検討してもらいたいとの意見もありました。また委員から、15分構想の計画の実現に向けて、コースなど具体的な方法を進めてほしいとの意見がありました。

また委員から、今回土木予算が増額されているが、スムーズに事業を遂行していきけるような人員を配置してほしいとの意見がありました。

また委員から、伊倉南方配水管布設がえ工事に関する裁判について、結審したのか、またその費用はどのくらいかとの質疑に、執行部から、まだ係争中であり、最終的な費用は結審後弁護士との協議で決定するとの答弁でありました。

長くなりましたが、以上をもちまして、建設経済委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） こんにちは。少し長くなりますけど、よろしくお願いたします。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案14件、請願1件及び陳情4件について審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

歳出について、まず、国の補正予算の一億総活躍社会の実現に向けた対策関連事業で、1,898万7,000円の追加で、私立保育所運営費負担金を計上、学校規模適正化事業として1億472万1,000円の追加で、玉陵小学校（仮称）新築工事等を計上、そのほか3款民生費は8億4,630万8000円の追加で、国民健康保険事業特別会計繰出金の増、10款教育費は小中学校耐震化事業の決算見込みによる6,526万8,000円の減額などとなっております。

執行部からの説明のあと、3款民生費について、委員から、平成27年度から待機児童が発生していたのかとの質疑に、執行部から、待機児童は27年4月初めに2名、1

1月現在で16名、28年3月現在で34名、また希望の保育所に入れない方がその他28名いる状況との答弁。また、委員からこの現状の要因は保育士の採用がなされなかったことが大きい要因かとの質疑に、執行部から、年度途中の入所については育児休業等が終わってからの入所希望がふえる傾向にある。保育所の確保については、ハローワークに求人をするなど常時募集しているが、保育士が保育基準の人数に揃わず待機児童が発生する状況にあるとの答弁でした。また、公立保育所に入れない方に対し、私立保育園や認定子ども園を紹介しているのかとの質疑に、執行部から、保育所入所については、希望の保育所と調整をかけ、市内の公私立保育園の20カ所と認定子ども園3カ所の中で入所可能なところを紹介しているとの答弁。また、委員から、保育現場からの保育士がいらないため、足りないため預かりたくても受けられない、預かってあげられないという相談や対策をどう考えているかとの質疑に、執行部から、公立保育所が平成28年4月現在で12人ほど保育士が足りない状況なので、28年度予算で臨時保育所の賃金改善をお願いしているとの答弁に対し、委員から、保育士の人材確保策として、専門学校や大学などに通う段階から、修学費の支援をするなど検討をお願いしたいとの要望がありました。

次に、委員から、兄弟姉妹がばらばらの保育所に行かなければならないと地元の声を聞いている。希望どおりに入れない兄弟姉妹の数の把握をしているのか。また希望の保育所に入れない28名の方の地区や、どこの保育所周辺があるのかとの質疑に、執行部から、28名の方が住んでおられる地域は、玉名町小学校区と築山小学校区に集中している。兄弟姉妹の入所に関してはばらばらにならないよう、上の子が在園している場合は優先して入所させているとの答弁がありましたが、また委員からは、実際にばらばらに行かせたくないため、下の子の入所を取りやめたという方も現実にいるので、実態調査をお願いしたいと要望がありました。

次に、10款教育費について、委員から、小学校の跡地利用についての協議はされていないのかとの質疑に、執行部から、小学校の跡地利用については、跡地利用部会で協議をしているが、現段階ではそれぞれの小学校区や地域の方々から福祉施設が欲しいといった提案や現在のコミュニティーの核となっている理由で、体育館を使いたいという要望を受けながら、今後について教育委員会側と協議を行なう予定で、まだ具体的に何も決定していないが、継続して協議を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、2年ほど前に幼稚園就園奨励費を過払いした事案があったが、保護者からの返還は済んでいるのかとの質疑に、執行部からまだ全額の返還はされていないが、対象者の自宅に年1、2回訪問して返還のお願いをしている。また、平成28年2月末現在の返還状況は、返還金の総額184万2,700円、返還額151万600円で、残額33万2,100円となっており、まだ返還中の件数が8件となっているとの

答弁でした。

次に、委員から、重要文化財指定地域に台風15号での堤防沿いの倒木の処理は、災害復旧費であっても国費は使えないのかとの質疑に、執行部から、全額市費になっているとの答弁がありました。これを受け委員から、重要文化財という位置づけでも市費になるのかとの質疑に、執行部から、この事業については国費の対象にならないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1表歳入歳出補正は、歳入歳出それぞれ1億940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億3,870万7,000円とするもので、主な内容は歳出の2款保険給付費の国庫支出金の確定による財源組み替えや、6款介護納付金の決定による減額と、これに伴う歳入の調整等となっており、平成26年度及び27年度の赤字分については、今回一般会計から繰り入れを行なうもの。

執行部からの説明のあと、委員から、3カ年で8億円前後の赤字補てんを一般財源で賄う国民健康保険財政の現状だが、国保会計支出の大半が医療給付費となっている。国民健康保険税は県下でも高い部類のため、改定も4年ほど行なっておらず、これは医療費を抑制する方法をとらざるを得ないこと、また国民健康保険の都道府県単位化に伴い、本市のような赤字財政が続く自治体には医療費適正化計画の策定を強く求められると思うがとの質疑に、執行部から、赤字補てんについては、平成25年度が1億700万円、26年度が1億7,500万円、27年度が約5億円と見込んでいる。また、国からの財政支援も27年度で1億2,000万円、28年度もほぼ同額、29年度は約2億円を見込んでおり、財政赤字が続いているが、医療費がよほど上がらない限り赤字は縮小できると考えているとの答弁でした。

次に委員から、健康増進につなげる目的で、各公民館で行なわれている元気体操等に補助金が出ているが、これらに費やす費用や現状はどうなっているかとの質疑に、執行部から、健康づくりで取り組んでいるいきいきふれあい事業や健康保険の健康づくり事業などさまざまな事業がある。その効果について、具体的な数字は示せないが、事業を経験した感想として、それらに参加している方は非常に元気があると感じているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いてであります。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1,799万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,564万7,000円とするもので、主な内容は歳入の1款後期高齢者医療保険料の決算見込みによる減額と、これに伴う歳出の調整です。

執行部からの説明のあと、委員から、後期高齢者になると後期高齢者保険料が高くなって、国民健康保険税が下がる事例を聞いたことがあるが確かなのかとの質疑に、執行部から、基本的に大多数の方々が下がる。後期高齢者は熊本県後期高齢者広域連合が賦課し料率を決めるが、後期高齢者には均等割の9割軽減があり、国民健康保険には9割軽減がなく、7割、5割、2割軽減がある。また、後期高齢者の所得割の金額は、総所得金額に9.26を掛ける料率となっているので、ほとんどの方が国民健康保険に比べると下がる場合が多いが、中には所得の内容によってそのような事例があり、後期高齢者保険料の限度額は57万円なので上がったと思うことがあるかもしれないとの答弁でした。

次に、委員から、保険料を滞納した場合、国民健康保険と同様に短期保険証の制度があるのかとの質疑に、執行部から、後期高齢者医療制度においても短期被保険者証は発行している。これについては、県内統一で、3カ月の更新で、前年度以前の滞納がある場合となっており、玉名市は約10人に短期被保険者証を発行しているとの答弁がありました。そのほか、保険料の収納率と給付費及び医療費の推移について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1億8,456万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を73億5,319万6,000円とするもので、主な内容は、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる減額と、これに伴う歳入の調整です。

執行部からの説明のあと、委員から、今年から要支援1、2が介護保険事業から市町村事業に移行する期間に入っているが、県内で先行実施している自治体はあるのかとの質疑に、執行部から、熊本県内で平成27年度から行なっているのは4市町村、28年度からの実施予定は15市町村、29年度からの実施予定は26市町村との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳出の主なものとして、3款民生費は対前年度比11.1%増の120億4,478万8,000円が計上されており、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1億4,600万円、臨時福祉給付金及び年間生活者等支援臨時福祉給付金事業8,730万円、子ども医療費2億1,300万円など。4款衛生費は、対前年度比2.8%減の22億2,892万6,000円が計上され、主なものは公立玉名中央病院事業負担金4億6,182万1,000円で、これは地域医療の充実を図るための負担金や新病院建設に係る派遣職員3名分の人件費などです。

10款教育費は、対前年度比25.7%増の36億4,469万8,000円が計上され、学校規模適正化事業10億100万7,000円、玉名町小学校校舎改築事業7億531万5,000円、総合体育館空調整備の実施設計業務委託費407万円、サッカー場建設事業の基本設計等の2,836万3,000円などです。

執行部からの説明のあと、3款民生費について、委員から、生活保護者数の推移と、生活保護の基準はとの質疑に、執行部から、生活保護世帯は昨年度末から平成28年2月末まで30世帯ほどふえている。また生活保護の基準は年齢や世帯の人数等々で最低生活費が計算で決められるが、仮に65歳以上のひとり世帯の場合、最低生活費は6万円ほどで、あとアパートの家賃などが加算されるが、年金等の収入がある場合は収入を差し引いた額が扶助費として支給されるとの答弁でした。

次に、委員から、行政付与ポイント制度の内容はとの質疑に、執行部から行政付与ポイント事業は健康福祉部6課が福祉をテーマとして市民の健康福祉及び少子高齢化対策を考えて、安心して生き生きと暮らせるまちづくりの推進のために、福祉等の講座、イベントの参加促進や各種健診の受診促進を狙いとしている。玉名スタンプ会と連携して市民にポイントを付与し、地域の健康増進や福祉、保健への住民意識の向上に寄与することを考えている。また、市と連携して行なう玉名スタンプ会は、ハローポイントの収益は、ほかのポイント会社と異なり収益のほとんどを市民に還元している。ハロースタンプを使って福祉健康の増進等の目的を達成するために協力連携を行ない、ポイントを10、50、あるいは100ポイントあたりで行なう予定との答弁に対し、委員から、これは今年から制度化されたのかとの質疑に、執行部から、この事業は平成27年9月の定例会に予算を計上した。経緯としては、地域創生事業を活用し事業を行なう予定だったが、地域創生事業に該当しないことになり、補助事業は使わず、単費で、平成28年1月から先行して行なっている。玉名市地域振興局に「夢広場」という障がい者就労支援施設の売店があるが、そこで購入した方に対し10ポイントを付与している。また天水、岱明福祉まつりの来場客にもポイントを付与しているとの答弁。また委員から、1月から先行して行ない、実質的には平成28年度になってから本格的な事業に乗り出し、健康づくりや健診の促進を狙う考えなのかとの質疑に、執行部から、そのような目

的で事業の実施を考えており、予算が認められたあとは、あらゆる情報機関を使って周知等を図っていく等の答弁でした。

次に、4款衛生費について、委員から、2目予防費の2.2節補償補てん及び賠償金についての質疑に対し、執行部から昭和56年の3種混合予防接種の副反応により健康被害に遭い、寝たきりになる事例が発生したため、毎年補償費の支払いを行なっているとの答弁でした。

次に、10款教育費について、委員から、教育委員会外部評価委員はどのような方が就任しているのか。また問題点の指摘はあっているのかとの質疑に、執行部から、教育委員会外部評価委員については、5名の方をお願いしている。校長経験者1名、音楽関係1名、スポーツ推進関係1名、市PTA代表者、文化財関係1名の計5名で構成されている。また、指摘内容等々については、今年度は教育委員会内4課のそれぞれ1つの事業の評価をお願いしている。教育総務課については学校規模適正化の玉陵中学校区の事業に関する事、生涯学習課については社会教育団体の支援に関する事、文化課は音楽の都づくりに関する事、コミュニティ推進課は生涯学習推進事業に関する事、これら4つの事業について継続するのか、あるいは方法を変えるのか、廃止するのか、拡充するのかといった今後の方向性が出されている。また、指摘事項について教育総務課分については、今後とも地域の意見を十分聞いた上で推進するよう提言を受けており、それに従い執行の方向の改善等があった場合には、指摘事項に基づいて協議を重ねていくとの答弁でした。

次に、委員から、ALTとエンジョイ・イングリッシュのかかわりはどの質疑に対し、執行部がALTがエンジョイ・イングリッシュのスキット、会話の部分を担当し、子どもたちがそれを聞いて担任の質問に対し、子どもたちが答えるという活動がエンジョイ・イングリッシュの中にとりどころ入ってくる。そのスキットを手づくりで作成しており、そこの部分でALTが活躍しているとの答弁でした。

次に、委員から天水複合施設の設計委託及び解体工事について、平成28年度に設計、12月前後から解体が行なわれる間、約1年半から2年ほど公民館機能が縮小されるが、どう対応するのかとの質疑に、執行部から、解体後は保健センターや農村女性研修センターなどの利用を考えているが、それでも不足する場合は支所の会議室、横島町公民館、図書館等の利用で、1年2、3カ月の間は賄ってもらおう考えとの答弁でした。

次に、委員から、要保護・準要保護児童関連の予算が増額になっている中、今教育格差の問題が浮上しており、これは保護者の所得が下がり、生活困窮している児童がふえたととらえられる。この対策として、各地域とも奨学金を給付型に切りかえるなどの方策をとっているが、玉名市はどのような取り組みを考えているのかとの質疑に、執行部から、玉名市でも返済がない給付型と返済する貸与型がある。最近では、貸与型のほうで借

りてもなかなか返せないという社会問題にもなっており、玉名市においても給付型の申し込みがはるかに多いが、原資があつてのことなので、財政部門とも議論した経緯はあるが、教育委員会としては給付型をもっとするべきとの側面と、より多くの方に原資を残したまま貸与型でいくべきという面もあり、まだ結論は出ていないとの答弁でした。

次に、委員から、小学校部活動の社会体育への移行について、熊本市はまだ移行しないと新聞報道されていたが、玉名市は平成30年度から移行するののかとの質疑に、執行部から、玉名市としては県の方針もあり、平成30年度までに移行の方向で取り組んでいるとの答弁に対し、委員から、部活動が学校である程度の位置づけにあると思うが、それがなくなることに對してどういう考えなのかとの質疑に對し、執行部から、現在部活動が学校教育活動の中で位置づけられているが、熊本県教育委員会は、平成30年度までに社会体育へ移行する方針でいる。部活動の位置づけが、それに取り組む姿勢は各学校で違うと思うが、部活動の取り組みについて社会教育でいかに受け皿をつくりながら進めていくかということになるので、その選択肢としては、子どもたちの体力づくり、健康づくりの視点から、競技としての部活動をどのように受け皿をつくっていくかといった課題を解決しながら進めていきたいとの答弁。また委員から、この問題は早く進めるべきであるとする。他市では部活動の指針を策定しているところもあり、方向性や受け皿についてもこの1年間で協議をしないと受け入れができないという問題が発生するので、早急に検討委員会の立ち上げをお願いしたいとの要望があり、執行部から、検討委員会については他市の状況を見ながら今後検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、市体育協会への常勤職員の予算323万円について、体育協会に職員採用の権限があるのかとの質疑に、執行部から予算計上の理由として、小学校運動部活動の社会体育への移行と、総合型地域スポーツクラブの立ち上げで常勤職員の雇用を考えているとの答弁に對し、委員から、常勤職員の採用ならば、体育協会にその権限があるのか疑問に思うとの質疑に、執行部から、この人件費は市が体育協会に補助を行ない体育協会が雇用するので公務員という位置づけにもならず、他市の体育協会の中にも常勤の職員を雇用している事例もある。また、現在体育協会は法人格を持たないが、体育協会での雇用も可能とは考えているとの答弁。さらに委員から、常勤職員の採用ならば、玉名市に準じてきちんと採用試験を行ない、広く人材を求める方法をとるほうがよいと思うがどうなのか心配している。また、部活動の社会体育への移行については、かつて熊本県内で昭和50年代にさまざまな問題が起こり学校部活動に移管されたが、それでもなお問題点は解決されていない。そのような厳しい仕事内容でもあり、常勤職員ならば当然長く子どもの教育に携わられた方が適切と思うし、そのような人材発掘のためにも公募をし、玉名市の採用試験に準じてきちんと行なうべきと思うがとの質疑に、執行部から、体育協会の常勤職員の雇用については、雇用主は体育協会なら当然募集の

方法は体育協会で考えると思うが、原則公募で、公募の条件についても体育協会で考えることとなる。子どもだけでなく、大人、競技団体等を含めたスポーツの振興が体育協会の目的なので、公募されるものと考えているとの答弁。また、委員から、この人件費を市が体育協会に支出することは、予算執行上どうなのか。派遣、出向なら理解できるが、そのようなことが可能か疑問に思っている。この業務に対する人材の必要性は認めるが、ぜひ県とも協議し、次の議会で回答をしてもらいたいし、公募を前提とした採用を指導すべきと考えているとの質疑に、執行部から、指摘があった点は確認しながら進めていくとの答弁。また委員から、1、2年の短期的な非常勤職員等々なら採用という形にもなろうが、常勤職員というこの採用形態について疑問を持たざるを得ない。市の職員として公募から採用試験、面接そして採用と段階を踏んでの提案なら納得するが、いきなりの体育協会の予算計上は本来あってはならない。非常勤なら1名でも2名でも、総合型地域スポーツクラブをつくる段階であれば人件費は必要と考えるが、常勤となるともとの採用形態から違って来るわけで、その部分を疑問視している。したがって、当面非常勤の形で採用ならば何も言うことはないが、常勤でいくのであれば再度協議をせざるを得ないと思っているとの反対意見に対し、ほかの委員から、今の意見を重く受けとめ、社団法人などを早急につくる方策を取るべき。また部活動等の問題もあり、スポーツ振興の面からも重要な予算と考え、この予算に賛成する。また、非常勤ではなく常勤でない間に合わないのであれば、任期付や1年更新で進める方法というのものではないかとの賛成意見もありました。

次に、委員から、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費で、国が示すホストタウン構想に玉名市は申請したのかとの質疑に対し、執行部から、ホストタウン登録は始まっており、熊本県がインドネシアを相手国として登録しているが、玉名市はまだ申請登録もできていない状況。登録の条件としては相手国が決まっていること、決まった相手国との交流計画を作成する必要がある、相手国の選手、関係者、相手国ジュニア選手等との交流、日本国内オリンピック選手との交流などの項目の必須要件の完備が条件となっているため申請、登録には至っていないとの答弁に対し、委員から、先行した自治体は20自治体程度だが、国に申請して進めているようだ。このような構想にきちんとした形でのせられるならば、国が財源的な面や人的支援をするだろうが、ただ単に玉名市だけが一自治体として行なうことに、具体的なめどがあるのかとの質疑に、執行部から、必ず実現できると断言はできないが、玉名市にはレスリング競技が、国のトップにも通じている関係者にも浸透しているので、可能性としては高いと考えているとの答弁。さらに委員から、我々がこれまで審議した過程を見ると、実現性に乏しいとの心配が先に立ち、これだけの公的負担、人的負担をしてまでもたどり着く見込みがあるのか。事業計画はほぼ見込みを立てることが前提で、その観点からしても前回の議会での議論のと

おりどうなのかと判断している。このホストタウン構想にきちんとした形で位置づけられた段階で、人件費等々の予算を組み進めるほうがいいと思っているとの意見がありました。

また委員から、早く実行委員会を立ち上げて、ホストタウン構想も11月までとなっているから、その数カ月の間に進めていく必要がある。まずは熊本県にアピールが必要と思うがとの質疑に、執行部から、ホストタウン構想については、相手国が決まっていることが必要。こちらは今からキャンプ誘致事業を進める中で、相手国が決まれば取り組みも可能になるが、現時点で申請ができる状態にはない。また、このキャンプ誘致事業を進める中で、熊本県に対する動きについては、レスリング協会から情報伝達をしてもらっており、市教育委員会としても県、国、全国の協会、組織委員会にも要望等を行なっているとの答弁に対し、委員から、ある程度政治的に動く必要がある。我々民間有志で2人の県議に面会し、県への売り込みをお願いしたところ、県議から、早く期成会や実行委員会をつくって世間に対する打ち上げが必要。1つの固まりができれば、いつでも県議会で発言し、県に働きかけをするとの回答を受けた。早く実行委員会を立ち上げることで新聞等でも掲載され注目されるので、行政として団体として強いインパクトのある動きをしないと、いつまでも進まないとの意見に、執行部から、そのような取り組みは計画をしており、今後進めていく方針である。そのための今回の事業費の計上である。今後、キャンプ誘致については幅広い関係団体との調整が必要なので、早目に実行委員会組織の立ち上げを行なっていくとの答弁でした。

また委員から、まだ相手国も定まっていない、3つの項目が満たされていないから、ホストタウン構想の申請に至っていないと、この事業は非常に遅れたもののように見受けられるが、このホストタウン構想は知っていたのかとの質疑に、執行部から、ホストタウン構想の内容については、商工観光課が窓口となっているが、生涯学習課へも情報は伝えられていたとの答弁に対し、委員から、今ある人材の中できちんと実行委員会なり立ち上げをして、さまざまな協力を得ながら11月までにホストタウン構想に申請、登録できるような段階を踏んできちんと人件費等を計上すれば、我々は何も言うことはない。ホストタウン構想にのれば財政的にも国が半分ほど見る制度のようなので、それほどの負担にもならないと考えており、そのときは賛成したいと判断しているとの反対意見がありました。

また、委員から、前回の議会で、費用対効果、経済効果、スケジュール等が不十分で否決されたが、その後、今議会までに実行委員会の立ち上げ等の意欲を見せる必要があったのでは。英語の専門家の人を雇ってロビー活動やアピール活動ができるのか。レスリングであれば、レスリング協会関係者の助言を受けて活動していけるが、行政の対応は困難なのではとの意見に、執行部から、指摘の点は重々承知しているが、2020年

東京オリンピックを1つの契機としてスポーツ振興を進めていきたい、これを逃す手はないとの思いを持っている。今回、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業としているが、オリンピックの開催に向けて、まずは候補地ガイドに掲載することが今の段階で、その候補地ガイドに掲載するためにはいろんな条件が必要となってくる。その条件整備のために玉名市内の関係団体で協議ができる場を設けていきたいと考えている。これが候補地ガイドに載せられる条件が整備されるまでのいろんな事務的なものが生じ、外国語に精通した人物が一番いいが、事務的な部分を進める人材を雇用したいと考えているとの答弁でした。

また委員から、先日の全員協議会の場合において、来年度の組織改革の中で国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進室が設置されるが、ようやく推進室ができて、その中でどうしていくかの把握をしながら、どのような計画を立てるかという中で、人を雇用するにしても、まだそこに至っていない状況での予算計上は早すぎるのではないか。実行委員会の立ち上げにしても、今までにしておくべきだったとの意見もあり、遅れた中であって4月から新たに推進室が設置され、実行委員会の立ち上げやホストタウン構想の申請等の課題をクリアしたあとに人材を採用することが必要と思うとの反対意見に、執行部から、組織の件について、これまでキャンプ誘致事業については、生涯学習課スポーツ振興係でほかの業務をしながら進めてきたが、これを先に進めるためには専属の部署が必要とのことで、新たに推進室が設置されることとなった。まだ早すぎるとの意見も出たが、遅すぎていると感じている。早く先に進めていくために議会の後押しをお願いできればとの思いで今回も予算の計上を行なった。2020年まで、本当に遅れているので、早く取り組んで、この成果をオリンピック大会終了後も継続した取り組みができるよう計画を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

また委員から、英語に精通した人材を雇うよりも、専門的分野の人を雇ったほうがいいのでは。今回の予算計上に反対しないがどのような人材を雇う予定なのかとの質疑に、執行部から、英語のできる方にこだわってはいないが、事務的に英語もできるほうがいいと考えている。競技については関係団体との実行委員会形式でつくると考えているが、レスリングを誘致する方向なので、実行委員会の中には体育協会やレスリング協会等の関係団体からも組織をお願いし、アドバイスを受けながら進めていく考えであり、このあとのオファーに備え、外国語、英語ができる非常勤職員がいれば事務の助けになると思っているとの答弁でした。

また、委員から、この人件費の予算計上について、英語ができる人を雇うよりも、競技に精通し、ロビー活動等ができる人材を考えるなら賛成するとの意見がありました。

次に、市総合体育館の空調設備はいつごろつけられるかの質疑に、執行部から、完成は平成29年度になると見ている。契約金額を考慮すると、6月定例会での承認が必

要になるが、7月からの着工を考えているとの答弁でした。

次に、委員から、サッカー場建設に関して建設計画地の土地が軟弱で盛り土をしても下のほうをかなりかたくしないと、あとで大変なことになると聞いている。また、図面を確認すると、メインフィールド、サブフィールドの段差が5メートルあり、車いす等々で移動するのに10数メートルの距離が必要とのことで、選手や利用する方のことを考えると、この場所は不適切と感じるとの反対意見がありました。また委員から、子どもたちが安全に遊ぶ施設としては、場所的にどうなのか疑問を感じる。また、土地の平方メートル当たりの単価は幾らなのかとの質疑に、執行部から、平方メートル当たり5,000円で積算しているとの答弁に対し、委員から、平方メートル当たり5,000円だと、10アール当たり500万円になるが、普通の田んぼは10アール当たり100万円ほどで土地が買えると思う。10アール当たり500万円という積算は高すぎると感じるがどうなのかとの質疑に、執行部から、用地単価の調査はしていない。平方メートル当たり5,000円の単価は宅地並みの市道当たりの単価でこれを採用したが、市総合体育館の用地買収の単価が平方メートル当たり7,000数百円と把握しており、宅地並みの市道当たりの単価と比較して5,000円と決定したとの答弁。

さらに委員から、田んぼの相場をもう少し確認して、事業費の積算をすべきでは。また調整池についても、安い土地にオープンでつくるやり方は一般的と思うが、今回の設計ではグラウンドの下につくるとの、設計のあり方にも疑問を感じ、この予算には反対との意見がありました。

また委員から、段差があり、車いすで約100メートル上がるという、ユニバーサルデザインを無視した場所で、また用地買収価格の単価にしても、ほかの場所なら何億円か違ってくるのではないか。サッカー場建設に反対ではないが、建設場所については不適切との反対意見に、執行部から、建設候補地の選定に当たり、ある程度広い土地が必要になり、宅地で広い土地はなかなかなく、幾つかの農地が候補となる。今回の建設予定地が選ばれた理由として、桃田運動公園に近いことが第一で、駐車場や練習会場が連携できることが大きな要因となっている。段差の問題の指摘があったが、今回は基本構想のモデルプランで示しており、今までに多くの意見を聞いているので、それらを吸い上げ、段差の問題、排水の問題や調整池についても再度検討しながら、基本設計に反映させたいと考えているとの答弁がありました。

以上、さまざまな事業に対する活発な意見交換がなされた後、今回計上されているサッカー場建設事業基本設計等関連予算を削除する修正案及び国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算を削除する修正案を付した修正動議が、それぞれ委員から提出されました。

まず初めにサッカー場建設事業基本設計等に関連する予算の修正案の提案理由とし

て、サッカー場建設事業に関する事前説明の中で、大まかなモデルプラン配置図が示された。しかしながら、現在の建設予定地は過度の湿地帯である。その上に盛り土をして整地するという現計画では、施設維持の長期的な観点からも大きな不安を抱かざるを得ない。また、メインフィールド、サブフィールド間の高低差は5メートルもあり、このような施設では選手・利用者のみならず、観覧に来られる方々や障がい者の方々の利便性への影響ははかり知れない。また、サブフィールドの東側は高い斜面となっており、崩壊による災害等も懸念される。したがって、サッカー場建設事業については反対し、関連予算の削除を求め、予算の修正をするものであるとの説明がなされました。

次に、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する予算の修正案の提案理由として、レスリング競技キャンプ等誘致については2020年東京オリンピック・パラリンピックに参加する海外選手らと地域住民の交流を促進する国のホストシティ・タウン構想にも申請しておらず、国・県の財政支援等も受けずに、玉名市単独での誘致にはその実現性は乏しい。したがって、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算の削除を求め、予算の修正をするものであるとの説明があり、採決に入りました。

また、サッカー場建設事業基本設計等に関連する予算の修正案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関する予算の修正案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第13号中付託分の修正議決した部分を除く原案について、挙手による採決の結果、修正議決した部分を除く原案については、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を109億6,209万5,000円とし、これは前年度に比べ2億2,748万9,000円の増。率にして2.1%の増で、歳入について、1款国民健康保険税は対前年度比9.2%減の16億8,571万5,000円、3款国庫支出金は、対前年度比9.1%増の25億8,170万5,000円で、療養給付費等負担金18億4,358万2,000円が計上されています。5款前期高齢者交付金は対前年度比0.5%減の22億円、7款共同事業交付金は対前年度比6.3%増の25億4,376万円、9款繰入金は対前年度比69.1%増の10億5,326万2,000円で、赤字補てん分として2億9,361万1,000円の繰り入れが計上されています。

歳出については、2款保険給付費は、対前年度比1.3%減の65億6,887万7,000円を計上。これは医療費の決算見込みを勘案し、8,606万2,000円の減となっています。

執行部からの説明のあと、委員から、被保険者が減少しているにもかかわらず、入院やけがなどで高額医療を使うから医療費が上がると認識してよいかとの質疑に、執行部から、医療費が上がる要因として、医療の高度化があると考えている。昔と違い、今はレントゲン、エコー等の検査が多くなったことが医療費のかさむ1つの原因と考えているとの答弁に対し、委員から、ラジオ体操に関して健康意識を高めるためにNHKに働きかけてもらいたいとの要望に、執行部から、ラジオ体操に関しては、4月から全職員において全庁的に始める予定でいる。NHK関係には10年ほど前に玉名市で取り組んだ経緯があり、地道に取り組み、問題の解決を図っていくとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

歳入歳出の総額は8億2,686万5,000円で、これは前年度に比べ1,322万4,000円の増、率にして1.6%の増です。歳入について、1款後期高齢者医療保険料は対前年度比0.4%増の5億1,783万1,000円。これに関連して、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金は7億9,023万2,000円が計上されています。

執行部からの説明のあと、委員から、歯科口腔健康診査事業が平成28年度から始まる理由はとの質疑に、執行部から、事業主体である熊本県後期高齢者広域連合がこの事業を進めている。また厚生労働省からの後押しがあり、市町村は受託者という形で、平成28年度から歯科口腔健康診査事業に取り組むこととなった。費用については、健診単価は約4,000円で、後期高齢者の方の個人負担は1割の400円を負担することとなり、口腔内の健康を図ることによってすべての疾病等につながる健康維持に役立てるのが狙いで、嚥下も含めて口腔内の病気がなければほかの病気も発生しないとのデータをもとに、厚生労働省も含めて推奨していることから、この事業を進めることになったとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は77億8,509万9,000円で、前年度に比べ3億72万5,000円の増、率にして4%の増です。歳入について、1款保険料は対前年度比4.2%減の13億6,084万9,000円。7款繰入金は、一般会計からの繰入金など12億7,342万5,000円が計上。また、歳出については、2款保険給付費において、介護サービスの利用状況などを勘案し、前年度に比べ2億7,588万5,000円増の74億7,027万5,000円が計上されています。

執行部からの説明のあと、委員から、低所得者には費用の軽減措置があるが、制度が変わり、預貯金高が1,000万円以上あるため、軽減措置を受けられなくなった方はどのくらいいるのかとの質疑に、執行部から、平成27年度の制度改正前は約1,000人の方が軽減措置を受けていたが、現在900名を切っている状況との答弁でした。

次に、委員から、来年度あたりから第7期介護保険計画に取りかかり、保険料も策定することと思うが、今の状況で給付費は計画どおりに推移しているのかとの質疑に対し、執行部から、平成27年度から29年度3カ年の介護給付費の今までの伸び率を計算し、基本保険料の5,800円を算定しているが、過去の給付費の伸び率を見ると、何年かごとに行なわれている介護報酬改定の影響で伸び率が下がったり上がったりしており、第6期介護保険計画の中で計画どおりに給付費の伸びが進むのかはわからないとの答弁でございました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてであります。

これは、消費者安全法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるもの。内容として、玉名市においては、平成23年6月に消費生活センターを設置しており、その設置に関して、玉名市消費生活センター規則で定めていたが、消費者安全法の改正を受け、消費生活センターの組織・運営に関する事項と消費生活相談所等により得られた情報の安全管理に関する事項について、改めて条例を制定するものとなっております。

執行部からの説明のあと、委員から、平成28年4月1日から消費生活相談員の設置は義務になるのかとの質疑に、執行部から、平成28年4月1日から義務化される。現在一般非常勤職員4名が消費生活相談員としてローテーションでの勤務をしている。そのうち2名が有資格者で、あとの2名は無資格者だが、これまで約5年の実務経験や研修も受けている職員との答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市における35人学級の制度推進に当たり、県費職員以外に玉名市の市費で不足する教職員を雇用しており、玉名市立小学校臨時教員の給与等を、熊本県の非常勤職員と合わせる目的で提案するものとなっております。

この件について、特に質疑もなく審査は終了し、採決の結果、議第37号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第38号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立滑石保育所、玉名市立豊水保育所、玉名市立大野保育所、玉名市立睦合保育所の開所時間を延長するため条例の整備を図るものとなっております。

執行部からの説明のあと、委員からは、これは延長保育の充実が目的なのかとの質疑に、執行部から、保護者の就労状況を鑑み、公立保育所園長会議等の協議を行ない、開所時間の延長はやむを得ないと判断したとの答弁に対し、委員から、私立は土曜日の延長保育等々も充実していると聞いているが、公立のほうは人事管理上、また予算上、私立と同等のサービスはまだ無理なのかとの質疑に、執行部から、私立13園は平日で、朝の7時から夕方7時まで、土曜日は7時から17時まで開園している。公立の場合は、今回4カ所の開所時間を延長し、あと残りの保育所は保育士不足は解消次第順次私立保育園と同様の開園時間にする予定との答弁でした。

次に、委員から、今回の改正は核家族や祖父母の就労等の家庭状況の変化によるものかとの質疑に、執行部から、社会的影響で核家族化が進み、祖父母も働いている状況が保育所入所申込書の内容からも伺える。また、働く母親も正職員等のため、迎えの時間帯も午後6時ごろがふえており、延長せざるを得ないと判断しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第38号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第39号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議第40号玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連があるため一括での議題としました。これは、指定地域密着型サービス及び介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準の一部改正に伴い条例の整備を図るもの。

まず、議第39号の主な内容として、地域密着型介護サービスで利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所、デイサービスに関し、地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに位置づけられるため、新たに基準の追加を行なうもの。また、地域密着型通所介護デイサービスと認知症対応型のデイサービスについては、地域との連携や運営の透明性を確保するため、6カ月に1回の運営推進会議を開催するように義務づけられるなどとなっております。

次に、議第40号の主な内容として、地域密着型介護予防サービスは要支援の方々も利用できるデイサービスで、小規模多機能居宅介護、認知症対応型のグループホーム及びデイサービスの3種類あるが、介護予防の認知症のデイサービスについても、6カ月

に1回の運営推進会議を開催するように義務づけられるなどとなっております。

執行部からの説明のあと、委員からは、職員は各施設の運営推進会議に年間どのくらいの回数行くのかとの質疑に対し、執行部から、地域密着型サービスは8つあったのが今度は9つになる。玉名市内にないサービスもあるが、2カ月に1回行くものと、6カ月に1回行くものがあり、平成28年度からは年間約130回の参加を見込んでいる。以前より20回ほどふえるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第40号については、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第46号普通財産の無償貸付けについてであります。

これは、玉名市静光園老人ホーム敷地内の里道の用途廃止を行ない、表題登記が完了したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、玉名市静光園老人ホームに係る敷地を無償貸し付けするもので、貸し付け期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

執行部からの説明のあと、委員から、民営化に伴う諸問題はこれですべて終了なのか。太陽光発電の件については解決したのかとの質疑に、執行部は、太陽光発電の設備は現在稼働していない状況。平成26年に修理費等を計上しているが、売電ができない方向性の中で執行は控えており、太陽光発電の設備に関しては、社会福祉法人浩風会に対し未稼働のことを説明しているとの答弁に対し、委員から、太陽光発電については市単独ではなく経済産業省の補助金を活用しての設置と認識しているが、仮に民営化後に撤去等になった場合の費用はどちらが負担するのかとの質疑に、執行部から、太陽光発電は補助金を使つての建設と記憶している。補助金に対応できる10年以上は経過しているので、返還等はないと思うが、修理せずにそのまま温存するのか撤去するのかは、今後社会福祉法人浩風会とも協議していくとの答弁。また委員から、本来はそのようなもろもろの諸問題は民営化する段階で解決したほうがよかったのではないか。まだ課題が残っているのであれば、民営化までに負担等についてもきちんとした形で協議するべきと思うがとの質疑に対し、執行部から太陽光発電の設備に関しては、市長や社会福祉法人浩風会とも協議し、きちんとした形で民営化できるように対応していくとの答弁でした。また、委員から、太陽光発電を撤去する場合の費用はどれぐらいかかるのかとの質疑に、執行部から、撤去費用に関しては、まだ検討が不十分だが、見積もりの段階では約380万円と出ているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査について、請第1号小中学校部活動における中体連主催以外への大会等の出場に伴う交通費等に対する助成金を求める請願についてであります。

請願の趣旨として、他の市町村では部活の大会出場に伴う交通費等の約半額ほどを助成金として交付されている。保護者の中には自分の子どもに対し経済的負担がかかる部活動ではなく、負担のかからない部活動に入るように言った方もおり、小中学校は部活動に頑張り、全国大会等で活躍する子どもたちのために、ぜひとも中体連以外の大会出場にかかる交通費等に対しても助成の公約を要望するものです。

この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、請第1号については、原案のとおり全員異議なく採決すべきものと決しました。

次に、陳情の審査について、陳第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に対する陳情についてであります。

陳情の趣旨としては、政府は医療機能の再編によって医療提供体制を改善しようとしているが、勤務環境を改善なしに医療提供体制の改善はあり得ず、2015年度には新たな看護職員の需給見通しが策定されるが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境改善を可能にする増員計画や、そのための看護師確保策を講じる必要がある。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことなどを求め、国への意見書の提出を求めるもの。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査は終了し、採決の結果、陳第1号については、原案のとおり全員異議なく採決すべきものと決しました。

次に、陳第2号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨として、介護施設労働者の平均賃金は、全産業労働者の平均賃金よりも9万円も低くなっており、国は介護職員の低賃金の改善のため、平成15年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化したが、同時に基本報酬が引き下げられ事業者は経営後退による賃金の引き下げや職員採用の非正規化への切りかえを実施するなど追い詰められている。必要な人材確保、離職防止の実質的な対策及び安心・安全の介護体制の確立の実現を図るためにも、介護職員を初め、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を求める意見書の提出について陳情するもの。

この件について、委員から、介護士などの弱者に携わる方々の給料や処遇が低いということで、処遇改善を求めることは急務で、ぜひ採択して国に働きかけるべきとの意見が出ておりました。

以上審査を終了し、採決の結果、陳第2号については、原案のとおり全員異議なく採決すべきものと決しました。

次に、陳第3号介護報酬再改定を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨として、2015年4月の介護報酬改定では、マイナス改定に加え、介護保険利用料や介護施設の食費・部屋代の負担増なども実施されている。このため、特別養護老人ホームやデイサービスを初め、基本報酬が大幅に削減、事業所は深刻な経営難となり、5自治体14事業所が閉鎖されている。介護サービスの後退は地域の介護基盤の弱体化などにつながり、介護報酬の引き下げは、介護職員の待遇悪化やマンパワーの確保困難な事態となっている。このような状況を踏まえ、高齢者や家族が住みなれた地域で希望を持って暮らせるよう、介護事業者と介護労働者が充実したサービスが提供できるよう、介護報酬の大幅引き上げを求める意見書の提出について陳情するもの。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第4号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨として、多くの市町村が国民健康保険料の高騰を抑え独自の減免などを行なうため、一般会計から国民健康保険事業会計に国の基準以上の公費を繰り入れていく。国民健康保険料はこの20年間に1.6倍、1人当たり3万円も値上がりし、低所得者や失業者に対する保険料の減免の改善・拡充や国民健康保険法第44条に基づく窓口負担の減免制度の活用が重要である。2015年5月27日の医療制度改革法の成立により、国民健康保険の運営主体が平成30年度より市町村から都道府県に移ることが決定したが、国民健康保険財政の安定化を旨とするとはいえ、細やかなサービス低下は目に見えていることから、国民健康保険財政全体への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について陳情するもの。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第4号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 3時47分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議第13号、平成28年度玉名市一般会計予算に対しては、お手元に配付しております

す修正動議が提出されております。松本憲二君ほか1名から議員提出修正案（第1号）が、高村四郎君ほか2名から議員提出修正案（第2号）が、西川裕文君ほか1名から議員提出修正案（第3号）が、内田靖信君ほか1名から議員提出修正案（第4号）が、北本将幸君ほか1名から議員提出修正案（第5号）が、それぞれ提出されております。よって、これらを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番 松本憲治君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 皆さん、お疲れさまでございます。

修正案の提案理由の説明をいたしたいと思います。

議第13号平成28年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

平成28年3月25日。提出者、玉名市議会議員、松本憲二、福嶋譲治。

理由を説明します。

新玉名駅駐車場においては、現在約270台の駐車台数でも年間の維持管理費が約750万円かかっている。別の場所にさらに200台増設することのだが、駐車場拡張により維持管理費が膨らむのは必至である。無料での駐車場運営を続ける限り、一般会計から支出される維持管理費については、やはり受益者に負担を求めるべきだと考える。また現在の駐車場利用者においても、玉名市民とそれ以外の方々との比率をいま一度精査・検証する必要がある。加えて、一般質問でも述べたとおり、民間駐車場利用のパークアンドライド事業の導入も検討されるべきであると思う。

さらに、駐車場無料運営で新玉名市利用者が多いというが、玉名市のにぎわい、購買につながるという市長の一般質問での答弁は、実情と相当の隔りがある。今回、新玉名駅駐車場拡張として、一般会計に計上された1億2,003万5,000円については、本当の意味での市民のために使うべき予算だとは考えられない。

よって、新玉名市駐車場整備事業関連予算の削除を求め、予算の修正をするものである。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 18番 高村四郎君。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番（高村四郎君） 議第13号平成28年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

平成28年3月25日提出、提出者、玉名市議会議員、高村四郎、江田計司、城戸

淳。

修正理由を申し上げます。

市民会館建設事業については、玉名合同庁舎南側の市民広場公園が建設地とされている。しかしながら、この位置への建設には否定的な意見も多く、合意形成に至っていない。自由に使えるこんな広い公園は玉名市にはほかにない。その空間があるおかげで福祉センター、博物館、合同庁舎、市役所の機能や利便性が生かされている。また、建設地の見直しのみならず、ホールの座席数の建設規模についてもまだ議論が尽くされていない。検討する必要があると考える。

このような状況のもとで議会が事業に同意することがあってはならないため、市民会館建設関連事業予算の削除を求め、予算修正をするものである。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 6番、西川です。

修正動議の提出について説明をいたします。内容につきましては、サッカー場建設基本計画関連歳入予算削除ということで、修正動議の提出について説明いたします。

議第13号平成28年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

平成28年3月25日提出、提出者、玉名市議会議員、西川裕文、多田隈啓二。

玉名市議会議長、永野忠弘殿。

修正理由を述べます。

修正理由、サッカー場建設事業に関する事前説明会の中で、大まかなモデルプラン配置図が示された。しかしながら、現在の建設予定地は過度の湿地帯であり、その上に盛り土をして整地するという現計画では、施設時の長期的観点からも大きな不安を抱かざるを得ない。また、メインフィールド、サブフィールド間の高低差は5メートルもあり、このような施設では選手利用者のみならず、観覧に来られる方々や障がい者の方々の利便性の影響は計り知れない。また、サブフィールドの東側は高い斜面となっており、崩壊による災害等も懸念される。

したがって、サッカー場建設事業については反対し、関連予算の削除を求め、予算の修正をするものである。

また、文教厚生委員会修正案と予算上の整合性を図るものである。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 8番 内田靖信君。

[8 番 内田靖信君 登壇]

○8 番（内田靖信君） 8 番、内田でございます。修正動議を提出いたします。

議第 1 3 号平成 2 8 年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び玉名市議会会議規則第 1 7 条の規定により提出するものでございます。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出、提出者、玉名市議会議員、内田靖信、同じく西川裕文。

玉名市議会議長、永野忠弘殿。

修正理由を申し上げます。

レスリング競技キャンプ等誘致につきましては、2 0 2 0 年東京オリンピック・パラリンピックに参加する海外選手らとの地域住民の交流を促進する国のホストタウン構想にも申請をしておらず、国・県の財政支援等も受けずに玉名市単独での誘致には、その実現性は乏しいものと考えております。

したがって、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算の削除を求め、予算の修正をするものでございます。

また、文教厚生委員会修正案と予算上の整合性を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 1 番 北本将幸君。

[1 番 北本将幸君 登壇]

○1 番（北本将幸君） 1 番、北本将幸です。

修正動議の提出について説明いたします。

議第 1 3 号平成 2 8 年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び玉名市議会会議規則第 1 7 条の規定により提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出、提出者、玉名市議会議員、北本将幸、西川裕文。

玉名市議会議長、永野忠弘殿。

修正理由を説明いたします。

今回総合型地域スポーツクラブを創設するに当たって、体育協会への補助金を出して、体育協会の中で職員を採用し、対応の検討をする予算が計上されています。総合型地域スポーツクラブは今後の玉名市の社会体育の中でも重要な部分を占めるものになるので、体育協会だけに任せるのではなく、行政が主体に創設を検討することが必要であると思われま

よって、体育協会補助金の減額を求め、予算の修正をするものであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議第 1 3 号に対する議員提出修正案（第 1 号）から

(第5号)までの説明は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長(永野忠弘君) 日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の各修正案の説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番(前田正治君) 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算、議第27号玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、議第30号玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第37号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案に反対をいたします。

まず、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算についてであります。

新玉名駅の無料駐車場整備に1億2,000万円、サッカー場建設事業基本設計業務委託に2,800万円予算化がしてあります。これは、先の12月議会においても否決されたものであります。新玉名駅の無料駐車場は現在の駐車場が常時混雑状態にあり、その対策として新たな駐車場を増設する。その予算が1億2,000万円であります。駅前駐車場は、新幹線利用者に限らずだれでも駐車可能であり、しかも駐車期間は最大14日間であります。駐車場が常時混雑状態にあることは、この条例上の問題と決して無関係ではありません。私は駅利用者の専用駐車場としての条例上の位置づけや、駐車期間の見直しなどの対策を要求してきました。そして、議会では駐車場ゲートの設置や有料化などの意見も出ています。開業以来駐車場不足を理由に駅前の多目的広場や交流広場などにも駐車場を拡張してきました。駐車場の混雑対策は十分になされていないのに次から次に駐車場を拡張する。ここでまた、新たな駐車場整備費1億2,000万円は、これは決して市民の理解を得られるものではありません。

市長は、新玉名駅設置については、玉名市の周辺自治体にも応援してもらったから、多くの人が新玉名駅から乗ってもらうように駐車場の拡張が必要だということをおっしゃいます。御承知のように新玉名駅ではホーム担当係員の無人化が進行中です。多くの

人が新玉名駅を利用することはホーム担当係員の存在、その必要性が増大することは間違いありません。新玉名市の利用者が増大すれば、ホーム担当係員無人化に伴うリスクも大きくなります。駐車場の拡張を進める市長が、ホーム無人化について、徹底的に反対の立場に立っていない点、私には理解できません。現在の駐車場の混雑解消対策が不十分なことでまた新たな駐車場を玉名市が設置することには反対であります。したがって、新玉名駅無料駐車場整備の予算を削除する修正案に賛成をします。

サッカー場建設について。建設予定の場所はだれもが認める冠水地区であることは大問題であります。公共施設等建設特別委員会でも反対意見が多数を占めました。それを踏まえて予算化をすることは、議会軽視と言わざるを得ません。したがって、サッカー場建設事業基本設計業務委託2,800万円についても、予算を削除する修正案に賛成をします。

市民会館建設の関連予算約7,000万円については、予算削除の修正案が総務委員会では否決をされました。私は現在の市民広場公園に市民会館を建設することには反対であります。市民広場公園は市役所、福祉センター、博物館などの公共施設が建ち並ぶ中でなくてはならない空間であり、この公園を潰さないでほしいという声は多数あります。老朽化した市民会館の建てかえは必要ですが、市民会館建設の場所については同意できません。関連予算に反対をします。修正案に賛成であります。

次に、議第27号玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。これは、合併後の地域自治区設置期間が満了したことにより条例を廃止するものであります。もともと地域自治区は1市3町が合併したこととで地域の重要課題が後景になることなく、地域でしっかり議論されて、その意見を市政運営や施策に反映することでありました。合併10年が経過して支所も縮小に向かう中、地域自治区の必要性は今後さらに増すものと考えます。したがって、玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について反対をします。

次に、議第30号玉名市職員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは職員定数を600人から520人にするものであります。現在の職員数は520人よりも少ないのが実態です。合併以来削減された正規職員にかわり非常勤・臨時職員は増加しています。それが今日において市役所の業務では決して減少していないからであります。むしろ合併後の行政需要は増加しております。少なくなった正規職員が時間外勤務命令が出ていないにもかかわらず、残業して業務を行なういわゆるサービス残業の実態は、正規職員数の削減と密接なつながりがあります。サービス残業を解消するには減りすぎた正規職員をもとに戻すことが一番であります。したがって、玉名市職員定数条例一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

次に、議第36号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の

制定についてであります。職員の給料月額を平均1.7%引き下げるもので、到底容認することはできません。公務員の給料が下がれば民間にもそれが波及して、経済活性化の好循環にも逆効果であります。したがって、議第36号に反対します。

議第37号につきましても、小学校臨時教員の給料の引き下げでありますので、これにも反対をいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（永野忠弘君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 13番、無会派の福嶋です。

今回、私は議第13号平成28年度玉名市一般会計予算の議員提出修正案（第1号）新玉名駅駐車場整備事業関連歳入歳出予算削除と、同じく議第13号平成28年度玉名市一般会計予算議員提出修正案（第2号）市民会館建設事業関連歳入歳出予算削除について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議員提出修正案（第1号）について討論いたします。

新玉名駅駐車場予算につきましては、過去2回議会において否決されております。ましてや、前議会で否決されたばかりの中での予算提案は余りにも議会軽視ではないかと思えます。次に、過去の議会で多数の議員から多様な方策、意見が提案されているにもかかわらず、何らの対応もされておられません。無料駐車場の増設よりも経済的な開発、また整備を進めるべきであります。市長は今議会の初めに「何年後かに有料にする」と考え方に变化があることを示されました。ところが今度は建設経済委員会の中で市長から直接ではありませんが、新しく購入予定の駐車場は有料にすると竹下委員を通して伝えられました。こういうやり方は余りにも無計画で、支離滅裂であると考えます。もう少し計画性のあるきちんとした進め方をすべきであります。委員会では予算が出ますけれども、予算しか見れません。委員会後、購入予定場所の図面を松本委員と2人で見せてもらいに行きました。図面はこれはもちろん公開でありますので、こういう図面でありますけれども、こっちが駅の広場、こっちが、これがケーズデンキですね。ケーズデンキのここを購入予定なんですが、ここに農道があります、作業道ですかね、農道があります。この中のこういう階段状に恐らく200台の面積に合わせて購入される予定かと思えます。ただ、こういう購入の仕方をすれば、こっちの残地は本当にまた死に地になってしまいます。どうせ購入して駐車場を計画するのであれば、この農道まで買って、この広さ、これが9,000平方メートルだそうです。これで1万2,000ぐらいになるということですけれども、これまで購入をして、半分は何らかの開発に使う。こちら道路を整備して、開発のために何らかの方策をすべきじゃないかと思えます。そういう買い方は非常に行き当たりばつりの単なる台数に合わせた、これはだれが見て

もおかしいんじゃないかという考えで、私も一般の人にも聞きましたけれども、本当に、「もしそれが本当ならばおかしいよ」ということです。

まあこういうことも考えて再考すべきじゃないかと思っております。3月21日放送のKABのテレビ、羽鳥慎一モーニングショーの中で、北海道新幹線特集をやっておりました。その中で、こともあろうに、新玉名駅の名前が出てきて、「新玉名駅は何もしないから閑古鳥が鳴いている」というコメンテーターの話があったそうです。周りからこのようなふうに見られているわけです。世界に誇れる新幹線がせっかく通っているのに何にもできていない。開発も何もできていない。このことは全国に対して市民が恥をかいたようなものであります。世界に対して恥をかいたようなものであります。もう少し基本に戻って周辺開発から考えるべきであります。よって、新玉名駅駐車場整備事業関連歳入歳出予算削除に賛成いたします。

次に、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算、議員提出修正案（第2号）市民会館建設事業関連歳入歳出予算削除に対する賛成討論をいたします。

私、市民会館の建てかえそのものに反対するものではございません。建設予定地の市民広場は大俵祭りを初め、多くのイベントの場として市民にとって非常に重要な空間であります。公共施設が建ち並ぶ中で、貴重な緑と開放感を感じる広場は周辺で働く人たちに安らぎを与える場所となっております。市民会館のみならず、いろんな事業で検討委員会が立ち上げられ、外部の意見も取り入れられてきましたけれども、市民会館建設場所につきましても、この場所の決定につきましても執行部のみの判断によって決定されました。市民の声、識者の意見等々を聴取・検討すべきであります。合併特例債を活用することのみの判断で玉名市の長期的なビジョン、公共施設の適正配置等々に合致せず、間に合わせの計画となっていると考えます。福祉センターの利用者は当然高齢者が多く、市民会館が市民広場に建設されれば、福祉センターの使い勝手は非常に悪くなり、利用者の安全性についても心配される場所です。駐車場は現市民会館跡と、これは間違っていたら申しわけありません、公園にするというような話もありますので、市庁舎駐車場を主に利用することになると思いますが、道路を横断しなければならず、非常に利用者を危険にさらすことになると思います。

以上の理由をもちまして、市民会館建設事業関連歳入歳出予算削除に対する賛成討論といたします。

○議長（永野忠弘君） 9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、無会派の江田です。

市民会館建設事業関連予算議員提出修正案（第2号）の削除を求め、予算の修正に対して賛成の立場から討論をいたします。

この市民会館建設に関しては、いろいろと今までも発言があつておりますが、私は建設に対しては反対はいたしません。しかし、その建設場所や基本計画についてまだまだ検討すべきではないのか。管財課の話聞けば、工期は1年半でできると答弁がありました。合併特例債の期限が平成32年度までとなっていれば31年度に工事を発注して着工する。平成30年度に実施設計、平成28年、29年度中に検討の時期が十分あるはずです。なぜ急ぐのか。市長の在任中に工事発注をするためなのか。市民会館を利用する人たちの話を聞けば、今の市民会館を解体して建てかえるまで3年間利用ができなくても、他の施設を利用すれば十分であるとの意見も聞いております。小ホールの建設についてもいろいろ意見も出ております。合併をしたのだから、天水町・横島町の複合施設の利用、また財政が厳しいとって、岱明町の文化センターも二転三転しております。合併協議会のときに計画されてなかった市民会館建設に30億円をかけてもいいのか。岱明にも市民会館の小ホールのような公民館をつくってもいいのではないか。新庁舎建設に関しては市民会館の建てかえもわかっていたのに、何か全体的な計画がなされていない。市民広場公園に市民会館を建設した場合は、果たしてこれから高齢化がますます進むにつれて、果たして大丈夫なのか。あいたスペースにつくればいいということでは、玉名市の将来に禍根を残すのではないか。市民広場公園はぜひ残してほしいという意見も多く聞かされております。

以上のことで、市民会館建設事業関連予算の削除を求める修正案に賛成をいたします。

次に、私は議第13号平成28年度玉名市一般会計予算の中で、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算の削除を求め、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

旧庁舎跡地等の活用に関しては、旧庁舎跡地及び周辺開発協議会からも陳情が出されております。にぎわいの創出及び中心市街地の活性化につながるかどうか、疑問の意見も多く出されていると聞きます。また、玉名市本庁舎跡地検討委員会の中でも玉名第1保育所及び子育て支援施設の建設に関しては別の場所に移設するよう検討が多く出されております。錦橋から横町橋までの繁根木川右岸の道路、これは混雑の関係ですね。また、この右岸に隣接しております民家の問題、この問題も、今空き家が3軒か4軒ぐらいあるそうなんです。だから今解決しないと、今の計画案で進めば解決が大変厳しくなるんじゃないかと思えます。この地域一帯のまちづくりと中心市街地の活性化について、時間をかけて検討すべきではないだろうか。このような状況のもとで議会が現在の旧庁舎跡地活用計画に同意をすることがあつてはならない。よってこの旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算の削除を求め修正に対して、賛成すべきものである。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番(多田隈啓二君) 2番、多田隈啓二です。無党派です。

私は、議第13号玉名市一般会計予算、またその中で新玉名駅駐車場整備事業関連歳入歳出予算削除に対して賛成の立場で討論いたします。

先ほど説明がありましたけど、新玉名駅駐車場については、本当に今までたくさん議論をされてきました。現在、先ほどの説明でいくと270台駐車場があつて、年間維持管理費が750万円というお金をつぎ込みながら、一般会計から今維持管理をされているということがあります。その中で、駐車場の拡張になるとやはりこれが今どうされておるかといいますと、シルバー人材センターの委託分で400万円ぐらい、また光熱水費で300万円ぐらい、そして、また駅前の広場、監視カメラのリースで50万円ぐらい、大体管理費がかかっておるわけです。やはり拡張をすれば、この倍ぐらいの金額の維持管理がかかってくるんじゃないかなと思うことで、私は賛成することができません。

そしてやはり、玉名市民の皆さんの使用率が30何%と大変全体の使用率からいけば低く、そして人口が今から大変減少するため、財源縮小が考えられている中で、やっぱり玉名市民の皆さんの大切な税金だけでの維持管理費を払い続けるというのが、玉名市の皆さんが納得されないと、私は思います。受益者負担の原則もあります。玉名市民の皆さんのために使う予算とは考えられない。次世代に負担を回してはいけないため、議第13号の原案に対して、私は反対いたします。

以上です。

○議長(永野忠弘君) ほかにありませんか。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番(田中英雄君) 田中でありませう。

私は議第13号平成28年度玉名市一般会計予算に対する修正動議(第1号)新玉名駅駐車場整備事業関連歳入歳出予算の削除に対する修正案に対して、反対の立場から討論いたします。

新玉名駅は、「県北の地に新幹線駅を」という県北地域33万人の熱い思いから、昭和60年7月に官民一体となって九州新幹線新玉名駅誘致期成会を結成し、血のにじむような誘致運動の結果によって当初計画駅として設置されました。これは本来新幹線各駅間での距離は50キロメートル、また同一県内に3駅といった設置上の不文律がありましたが、県北全域に及んだ熱心な誘致運動によってこれを打ち破り、請願駅ではなく、当初計画駅として認可されたといった経緯があります。つい最近在来線に新しく熊本西駅が請願駅として約10億円の財政負担で新設されたとのニュースもありました。

請願駅は、駅舎自体や駅設置によるダイヤ改正等の関連経費はすべて設置駅の自治体が負担すれば可能な駅ではありますが、その費用は相当な額が必要になり、現実的には、当時の旧玉名市のような自治体の財政力では無理な駅であります。

一方、当初計画駅は、駅前広場等の整備や自治体の費用を伴うものの、新幹線駅舎等の費用は全く必要がなく、地元自治体の負担は雲泥の差であることは御存じのことであると思います。平成23年3月12日、東日本大震災の翌日に静かに開業することになった九州新幹線は、ちょうど5年を経過し、今ではなくてはならない存在となっております。私は県北の皆さんの血のにじむような誘致運動の結果、新幹線駅ができて本当によかったとしみじみと感じております。駅前駐車場の無料化は新幹線開業前の特別委員会でも慎重に審議され、その中での要望としてこれを認められたというふうに聞いております。

最も重要な点は、現在新玉名駅駐車場が非常に混雑しているという事実であります。このことは、玉名市民のみならず、県北、また大牟田市等も含めた新玉名駅を利用する人にとっては非常に困った状況であります。先ほど来市費を使って駐車場を拡張するよりも有料化だけを行なえばその混雑は解決するといった御意見もありますが、それによって新玉名駅を利用する人は、恐らく減少することになるでしょう。現在、玉名市はJR九州に対して各駅停車のつばめではなく、大阪まで直通運転をしているさくらの増便を要望しているところであります。この要望に対して、乗車率が落ちるということは明らかなマイナス要因であり、さらに現在のダイヤも減らされる懸念もあります。基本的には県北の悲願であった新玉名駅の誘致運動のことを考えると、簡単に有料化に踏み切れるものではないように思います。

執行部の調査では、駅利用以外の駐車は現在ほとんどないとの調査報告もありました。それだけ新玉名駅の重要度が増しているということではないでしょうか。私は非常によいことだと思います。参考までに、新幹線の駅ではありませんが、茨城空港は1,300台の駐車場は何日とめても無料であります。「まるでスーパーに買い物に行くかのような感覚で、サクッと駐車、サクッとチェックイン、車で気軽に行ける、そういう旅をお楽しみください」というようなコピーをつけて宣伝しております。また、九州でも佐賀空港には1,600台の無料駐車場が完備している、これが一番のPRポイントとなっております。現在、新玉名駅にはたったの無料とはいえ270台の駐車スペースしかありません。今後ふやすといてもたったの200台です。むしろ福嶋議員がおっしゃったようにもっと広くしてもっとスペースを確保しようという意見も本当にごもともだだと思います。在来線のJR玉名駅南側には無料駐車場があり、これも昼間は超満車でなかなか簡単にはとめられません。こちらは線路をまたぐ跨線橋と合わせて、当時7億5,000万円の費用がかかったと記憶しています。それに対し、新幹線新玉名駅

前駐車場が1億2,000万円というのは決して高額ではないと思います。

その結果、玉名駅は、これは松本議員の一般質問でもありましたけれども、7,800人の毎日の利用があり、県内2番目の屈指の有料駅となっているというところであり、私は新幹線新玉名駅にも駐車場を多く増設することにより、ますます利用度は上がり、県北の拠点都市としてこれから玉名市が発展していくきっかけになることだと思っております。ぜひ駐車場を広げる予算に賛成していただきたいし、私も強く賛成するものであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに。はい。

11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 11番、市民クラブの横手です。

私は、今回議第13号平成28年度玉名市一般会計予算の市民会館の建てかえに関連する予算の修正動議に対して反対の立場で討論をいたします。

新しい市民会館の建設については、平成23年度に有識者や市民の代表による玉名市民会館建設検討委員会の中で検討を経て策定されました。玉名市民会館整備基本計画書に沿って平成27年9月には基本設計が完了し、826席の大ホールに加え、これまでになかった300席の小ホールを併設した青写真ができ上がっています。これまで合併特例債の適用期間の延長に伴い、計画の進捗が小休止し、建設場所が未定となって再検討された経緯もございますが、現在の市民会館は築50年を迎えようとし、老朽化による安全性やバリアフリー対策が十分ではないため、改修ではなく新規に建てかえるということについて我々議会においても、また市民の方々においても多くの賛同を得ているものと理解しております。しかしながら、その建設場所に関し、この市役所新庁舎に隣接します市民広場公園に建設することに対して空間を潰してしまうといった意見があるため、今回の修正動議提出に至ったものであると解釈しておりますが、私は新しい市民会館の建設場所については、確かに新規に用地を購入すれば自由に設計もできますし、市民広場公園もそのまま残せます。せっかくある公園に建設しなくてもほかに買収できそうな土地があるんじゃないかといえば、だれだってそう思うでしょう。今回の私の一般質問でもいたしました各区長さん等々の説明の中でもほとんどの区長さんが賛成でありますし、そしてまた、今回のようにほとんどの人は詳しい情報を、事情を知りませんから、執行部の説明にあったように用地買収には税制の問題があって、地権者に配慮すると基本設計で描いていたとおりには建設できず縮小されてしまいます。だからといって現在地で買収せずに建てかえれば、300席の小ホールができないばかりでなく、せっかく基本設計で余裕を持たせた舞台や楽屋、また観客席やトイレなどが狭くなってし

まっては、先ほど申しました利用者、来場者双方の利便性向上にはつながらないと思います。また、元利償還金の70%が交付税で返ってくる合併特例債と、既に内示を受けているという国の交付金、これらの活用なくして建設を進めることは、私の中では考えられません。

執行部の説明によりますと、約30億円を見込んでいる総事業費のうち、実質的な市の負担が4分の1程度でおさまるということであれば、この時期を逸するものではないし、原案どおり時期をあけることなく早急に進めるべきと私は考えます。

以上をもちまして、市民会館の建てかえに関連する予算の修正動議に対して、私の反対討論を終わります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 近松です。

議第13号旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算に関する修正案に対して賛成の立場で答弁いたします。

子育てをする母と子のために、非常に御苦労いただいて子ども支援センターですか、考えてくださったことに対して幾ばくかの期待をしておりましたけれども、私が去年の12月議会で子育て支援で足りないものは何と考えますかということをお尋ねしたと思います。私は常々言っていましたけれども、今の子育てで足りないもの、非常に大事にしくちゃいけないものは、自然との触れ合いだということ強く思っています。私たちが子どものころに、小学校の間に何回病院に行っただろうかと考えるときに、今の子どもたちの医療費無料化で2億円もかかっているということは、非常に心身ともに弱くなっているということだと思います。子どもはお日さまの力と、それから土と水の力で心身ともに丈夫に育つものだというふうに考えております。そういった条件が満たされる施設ができるかなということを期待とか持っていたんですけども、先日のプランを見せていただいたところ、非常にこれではやはり本当に子どもを支援するセンターになり得ないというふうに私は思いました。今、非常に働いているお母さんが多いですから、こういう施設を利用する方はやはり乳幼児、3歳未満、多くはゼロ歳の子どもを抱えた方が多いわけです。今市内にあります岱明町の玉名市地域子育て支援センターくすの木それから敬愛保育園、それから、その福祉センターにもそういう施設、そのほかにも民間でも伊倉にも、それから庄山にもありますけれども、みんな建物の中なんですよね。で庭がないんです。一日じゅう家にいるよりはいいということで、そこで冷暖房の中で過ごすというのが今の子育て支援なんです。いや、そうじゃないよって、今核家

族だからアパート住まいが非常に多くて庭を持たない人が多くて、子どもを外で遊ばせるということがもうわからなくなっている時代だからこそ、いや、そうじゃないよ。こんな子どもでも外で水遊び喜ぶんだよっていうことを教えてあげるようなそういう施設であってほしいということは、私はそれは昨年からずっと言っていたと思うんです。それが全然考慮されてない施設だということで、非常に私はがっかりいたしました。

2点目は、これはこの間の議会で申し上げましたけれども、今度のプランも研修室がありましたけれども、板張りでしたね。子どもを連れてもう育児休暇中に勉強しなければ、ちょっと大きくなるともう働き出すから親は集まれないんですね。ですから、乳幼児を抱えたお母さん方が勉強する部屋は畳の部屋じゃないといけないと。畳で眠ったら、そこに転がして、畳ではって、そのそばでお母さんたちが仲間づくりをしたりお勉強したりするので、畳の部屋が必要だという話をこの間させていただきましたがけれども、それは全くやはり反映されていませんでした。

それと、3点目が、この間一般質問しましたけれども、やはり既存の施設をもっと有効に活用すべきじゃないかと。畳の部屋はあっちにもこっちにもあるじゃないかと。もっと宣伝して既存の部屋を使わせたらいいじゃないかということ、日曜にあけたらいいじゃないか、夜もあけたらいいじゃないかということをお願いしましたがけれども、余りそれは聞き入れられませんでした。私はやはり既存の施設を有効に利用するというのをまず考えるべきだと。それで足りないなら建設も考えていいと思いますけれども、今若者のために勤労青少年ホームがありまして、高齢者のために高齢者就業センターがありまして、老人福祉センターがありまして、そして今度子どものために子どもセンターをつくる、そういうことじゃなくて、やはりあるものでいろいろに活用できるものをつくるということが、活用するということが大事じゃないかというふうに思います。子どものための遊び場でしたら、児童センターも日曜日開設してないですよ。児童センターも日曜日に開設すればいいんです。そしてあそこを活用できるようにすればいいんです。そういうふうな工夫が足りないと思います。そしてまた、新たなものを、余計な箱物をつくっていくと、そういうふうに思います。私は今度提示されたプランであったならば、この間申し上げましたけれども、岱明ふれあい健康センターのほうがもっと有効に使えます。広いトレーニングルームで、あそこにトランポリンでも、ちょっとしたものを使えば子どもはどんどん遊べます。調理室もあります。そして和室の部屋もあります。それから、会議する部屋もあります。私はあそこを、改装もあまりしなくていいんですけれど、もう公民館にという話がありますけれども、そうではなくて、もう子育ての子ども支援センターとしてあそこを設置するとか。それから、または土日、子育て応援として土日は無料で開放すると、子育ての方は使っていていいですよと、そういうふうに考えていけば、そういう中途半端なものはつくらなくて済むと、そういうふうに考えて

おります。

そういった意味で、既存の施設をもっと有効に使えないかということをもっとしっかり検討すべきであり、この案に対しては反対いたします。旧庁舎跡地の活用基本設計業務委託料のこの予算については、削除に対して賛成といったことで私の考えを述べます。

○議長（永野忠弘君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本です。

私は、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算、サッカー場建設事業基本設計等関連歳入予算削除の議員提出修正案に賛成の立場から討論をいたします。

先ほど来西川議員のほうから修正の提案理由の説明の中にもありましたように、メイングラウンドとサブグラウンドの高低差が5メートルもあるというサッカー場は、私も九州管内でも息子が岡山県の高校、今大学は大阪府のほうに行ってサッカーをやっているということで、結構九州管内から岡山県のほうまでずっとサッカー場見て回っていませんけれども、そういうサッカー場はまず見たことがありません。それと、この建設予定地は先ほど来非常に湿地田ということで、ぬかるみがひどいということで、盛り土をして建設を行なうということなんですけれども、私が知っている限りでは、急ピッチで盛り土をして建設したサッカー場が、後に部分的に陥没を起こして、それを修復・復旧するのに多額の費用がかかったサッカー場も知っているわけですね。だから、場所もまずよくない。先ほど委員長報告でもあったように、あそこの農地の取得資金ですね。平方メートル当たり5,000円を見ているということなんですけれども、今農地が幾らで売買されているかということ、多分皆さんもある程度は御存じだろうと思いますけれども、本当10アール当たり100万円というのが今最高額ぐらいじゃないのかなというふうに思うわけですね。だから、そういう面もきっちりもう少し検討すべきじゃないかなと思うかと思えます。県内14市の中で玉名市だけがサッカー場を持っていないという理由でサッカー場を建設したいということで提案されているわけなんですけれども、市民会館もそうです。このサッカー場もそうなんですけれども、建設するよりまず稼働率ですよ。稼働率をじゃあどのようにして上げるって、その稼働率がまずこれだけぐらいあるから新しい、新規のサッカー場がないから一応こういうアンケートとか調査をした結果、ものすごく稼働率というのがあるから、サッカー場の建設をさせてくれとか、市民会館もつくらせてくれとか。その市民会館も、先ほど来ずっと問題になっていますけれども、私たちが公共施設等建設特別委員会に入って話を伺ってみますと、大ホールの横に300人の小ホール、で、説明があれば、300人のホールが非常に稼働率がいいわけですよとおっしゃるでしょう。それなら300人の小ホールだけでよかわけですよ。山鹿

市のちょうど市役所のすぐ横に400人かそれぐらいの市民会館みたいなのがありますよね。あれと同じぐらいのでいいですよ、稼働率が一番よければですよ。玉名市は温泉というか、ホテルの大きいホテルが2つあるので、あそこは500人ぐらいゆっくり収容できるスペースも持っているんですから、そういう稼働率がいいとおっしゃれば、まあ400人ぐらいのをつくれればいいのかなというふうにも思います。

サッカー場の建設に関しては、稼働率とか、多額の費用を投入して建設するわけですので、場所それと施設の稼働率、それと費用等の検討をもう少し時間をかけて行なうべきだということで、この修正案に対して賛成をいたします。

それともう1つ、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連歳入予算削除議員提出修正案に賛成という立場から討論をいたします。

これも、先ほど内田議員のほうより修正理由ということであったわけですがけれども、このレスリング等のキャンプ地ということで、私たち議員の全員協議会に対しまして、平成28年度から組織再編の説明で4月から生涯学習課内に推進準備室を設置をすると、そこに職員を1人充てますという説明がありました。でもこの予算には、その職員以外に多分非常勤職員の180万円ぐらいの予算が上がってきております。熊本県はバドミントン競技でインドネシアを相手国としてホストタウンにちゃんと名乗りを挙げて、それが認められたわけですよ。委員長報告でもありましたように、国のほうから半分ぐらいの予算がもらえるわけですよ。だから、まずそこに向けて、そういう準備、5点ほどクリアをしないといけない。しかしながら、あと3点がクリアができてないという委員長報告があったんですけれども、それは1人の職員でまずそういうクリアができるのかというのを検討をした後、できそうであれば、またそのときに予算を計上してもらおうとか、そういう報告があってからですね。まだ全然そういう検討もなされない中で、そういう180万円の予算が上がってくるというのは、ちょっと不自然かなというふうに思っています。

それともう1個は、県がバドミントンに対してどれぐらいの費用がかかるという試算をしておられるのか、そういうのもまずもって1人の職員の方がやっぱりお聞きに行かれて、玉名市の自分のところでの独自の持ち出しが結局は半分あるわけですから、それが本当に持ち出しが可能なのかなのかも検討すべきだと私は思っています。そういう面からして、この修正案に対して賛成の立場からの討論です。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 私は、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算の旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託関連予算修正案について、賛成の立場で討論いたします。

私も、一議員としてこの問題はかなりかかわっておりますので、思いを述べたいと思います。

まず基本構想の中で、玉名第1保育所の建てかえ、そして子ども支援施設そして交流施設、それと文化センターの改修、それに公園と広場と駐車場ということで計画を今されておりますね。そこにはまず新たなにぎわいの創出と中心市街地の活性化はなかなか難しいと疑問を私は持っております。また、今回は旧庁舎跡地の周辺開発協議会からも再検討の陳情も出ているわけでございます。

まず、この問題点は何かと申しますと、やはり玉名第1保育所の老朽化のことがあつての計画のような気がします。私の考えでは、先ほど近松議員も言われましたように、今保育の環境というのは、森とかあっちのほうに、確かにそういう環境にするのがいいという話が今出ております。そういう中で、今玉名第1保育所の下に建てかえる計画は、まず子育てしやすい環境なのかなと。もともと繁根木八幡さん、向こうのほうにあつて玉名第1保育所がまたこっちのほうに移ってきたという経過がありますけれども、今はやっぱり子育てしにくいのかなと、環境というか、場所が。それと、いつも一般質問で出ておりましたけれども、周辺道路の交通量、13軒、道路のあそこがやっぱり危険性が高いということを考えれば、例えば六田地区とかいう話も出ておりますけど、私は意外とこの街の中のスペースを探して、市が購入するのも1つの手かなと。例えば温泉のどこかスペースありますもんね。そういうところを買って玉名第1保育所を移転する。まずは老朽化の玉名第1保育所を移転することが私は今急務だと思います。そこに、旧庁舎の跡はやっぱりいろんな総合的に考えれば今言いました、移転することによって、その玉名第1保育所の影響でまだ定住化もできるとか。それと、多世代との交流もそこでできるようなスペースを確保するのが一番だと私は思っております。総合的に考えますと、旧庁舎を含めて周辺の道路、上のほうの事業所、お店だったりも含めて2万平方メートルありますけど、その辺の開発も、合併特例債の期限にこだわらず、これはじっくりと考えてほしいと。なぜかという、あそこは中心市街地の中で一番のやっぱりシンボルのところでございますので、そこは十分検討していただいて進めていただいて、ただ、その進める中でも、商店街とか地域の住民の方の意見を再度聞いて、一番大事なのは交流人口を我が玉名市はふやすことだと私は思っておりますので、ぜひその辺は考えるべきであると思えます。

また、先ほど市民会館のところの話も出ていますが、私は公園というのがやっぱり災害時の避難場所という形で思っております。一般質問でもしましたけど、そういう中の建てかえということは、災害時にはどこにあるんだろうという。私は当面は旧庁舎跡

地は、まずは早急に庁舎を解体し、そして公園と駐車場で当面はいいと思います。そしてそこに災害時の避難場所としての空間を当面はつくっていただいて、今回の一般質問でも、今の市民会館の公園ができた理由はというと、将来何かを建てるためと。だったら、旧庁舎跡地も当面はそういう防災の空間として、いろんな意味で中心市街地の計画をして、民間も利用して、再検討をして進めていくべきだと私は思います。

よって、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算、旧庁舎等活用基本設計業務委託関連予算の修正案に賛成をするものです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 本日出されました修正動議一覧表の1番、2番、5番について、削除に対する反対の立場から申し上げたいと思います。原稿なしですから、言葉が重複するかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、1番であります。新玉名駅駐車場整備事業に関する件でございますが、私は当時、先ほど話も出ておりましたように、計画駅か、あるいは請願駅かということで、非常に苦勞しておられた松本市長の側近として、つぶさにこれを見ております。側近だった者として。というのは、この周辺の4市あるいは10数町村に対して、毎日のように駆けめぐって、玉名でよかるか、かせしていただくだろうかと、私もついていったこともあります。非常に苦勞しておられました。駐車場の問題も出ました。これは、私の記憶ですから、どこにもその文言はないと思いますが、やはり駐車場の問題についてはせめて、例えば菊池市とか山鹿市とか、また自分たちのところから来るのには仕分けは難しいけど、ただでしてくれんなと、それはどぎゃん思うとなはるなど、そのときは松本市長は答えなかったんですが、やはり市長も言われるように、せめて10年、できれば20年、せめて10年、開業から10年は無料にして、そのためには無料にするとあんなに混雑しているので、今度は拡張するほかないと。当時の証人としてはっきり申し上げたいと思います。

次に、2番であります。市民会館建設に対しましては、聞くところによると執行部も、今の目的地の市民広場公園だけじゃなくて、いろんな角度から周辺の地権者の人にも交渉に行き、とうとう駄目だったと。あるいは隣に弓道場があります。その隣に体育館、あるいは青少年ホーム等があります。これを解体してでも、そこにというような考え方も執行部は考えたであります。そう聞いております。いろんな角度から考えられて、ここに平成32年度に間に合うまでにはこうするというようなところで、四苦八苦してここに決められたと私は理解しております。

次に、5番であります。2020年に各地域で、もちろんレスリングでありますけれ

ども、選手が決まるのは2020年の3、4月ごろだと聞きます。そういたしますと、風土や習慣、こういうのを少しでもなれるために、そのときを狙ってキャンプに来るといような状況が強いと聞いております。そういたしますと、言葉は語弊がありますがけれども、あんまり裕福でない国の選手は、そのまま選手村に入る。7月が開催ですから、それに合わせて5月、6月に来ると、そのまま入るといような方法も考えられていると聞いております。

なおまた、レスリングの場合は、発展途上国と申しますか、レスリングに対して、これからレスリングを国の体育として進めていこうという国は幾つもあるが、それを指定する権利があると、開催国は権利があると聞いております。そういたしますと7名、階級7名とコーチあるいは監督さん、そういうのを合わせると10数名の人を誘致できると。これを狙えばいいんじゃないかと私は密かに考えたこともあります。したがって、その計画、そういう方向、あるいは費用対効果をいよいよ専門家の方がそれを出して、市民に対して安心するような方向で一丸となるような方向を打ち出すための前回の82万円の予算でありましたけれども、これは削除されました。今回は、私は文教厚生委員会で質問もいたしました。英語を専門とする職員、つまり行政に携わる職員をサポートするようなこと、いわゆる非常勤職員とか職員では駄目じゃないかということも申し上げました。つまり、専門家の人をお願いしてロビー活動もできる人の、その案になるように考え直してくれないかと。返事はもらいませんでしたけど、そういうことで賛成をいたしました。

以上、私が、かつて振り返って思いをつぶさに見ている関係上、削除に対する反対意見を申し上げました。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 6番、西川です。2つ、1つは議員提出修正案（第4号）並びに（第5号）についての修正動議に対しての賛成意見を述べます。

まず、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連の予算についてですけれども、これについて、今、吉田議員さんもおっしゃいましたけれども、委員会の中で英語のできる職員さんを雇うとか、そういう話があったときに、スペイン語とかそういうところになかといかんですよとか、そういう話もありました。そういうことを考えた中で、よく市のほうも今PDCAという話をされますけれども、まずプラン、計画立て、行動等々とありますけれども、まだプランも明確にないという状況じゃないかなと思います。来年度から生涯学習課の中で国際スポーツ大会キャンプ誘致等推進室ができますけれども、その中でももう少し具体的な内容を、計画を立てんことには、費用も含めたところで、現

実性が乏しいんじゃないかならうかと。まずそういったところで計画をまず練って、そして行動計画を導入していくかということをする必要があるということをおもひまして、削除を求める修正案に対しての賛成意見ということです。

続きまして、議員提出修正案の（第5号）につきまして、総合型地域スポーツクラブの創設をするに当たって、今回体育協会へ補助金を出して職員さんを採用して検討するという予算についての削除する修正案が出ました。私のところも子どもたち、本当に小学校、中学校と部活動をさせていただいて、先生方には本当にお世話になりました。そういう中で、小学校等々やっぱり児童さんが減る中で、なかなか単一的な部活動はできないというのはわかりますけれども、この2年間でそれをスポーツクラブに移行するというのを、体育協会に任せると、そういうこと自体がやっぱり無責任じゃないかなというふうに思います。そういう中で、やはり先生方も一生懸命されておって、これはもう、体育をされておる先生、特にスポーツをされておる先生方には、我が家のことも考えんで、本当に夜遅くまで、土日も考えずに、それぞれそういうところで保護者としては甘えているところもあるかもしれませんけれども、そういう先生方も一生懸命やっぱりされていると。

それともう1つ、部活のほうは体育のスポーツだけではないと。器楽等々の先生方も一生懸命されております。ならば、スポーツのほうはそういうふうに任せると。器楽関係の先生たちは今までされていると。いろんな面で先生方の意見収集等々もますます必要になってくるとは思います。その中で、丸投げをして、体育協会の方にそういう計画を立ててもらおうというのは、僕は無責任じゃないかなと。そういう中でやはり行政が主体となってこれについては登用をしていくという必要があると思いますので、今回、体育協会補助金の減額に対する修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて、討論を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 5時11分 休憩

午後 5時19分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第13号平成28年度玉名市一般会計予算

以上、予算議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

- 議第3号 平成27年度玉名市一般会計補正予算(第6号)
- 議第4号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 議第5号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第6号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第7号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第8号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第9号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第10号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第11号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第12号 平成27年度玉名市農集落排水事業会計補正予算(第3号)
- 議第14号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第15号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第16号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第17号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第18号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第19号 平成28年度玉名市水道事業会計予算
- 議第20号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第21号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案18件について一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案18件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 異議なしと認めます。よって、予算議案18件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第13号平成28年度玉名市一般会計予算について、採決いたします。

本案について、総務委員長の報告及び文教厚生委員長の報告はそれぞれ修正であり、お手元に配付しております総務委員会修正案、文教厚生委員会修正案(第1号)、文教厚生委員会修正案(第2号)のとおりであります。

また、松本憲二君ほか1名から、議員提出修正案(第1号)が、高村四郎君ほか2名から議員提出修正案(第2号)が、西川裕文君ほか1名から議員提出修正案(第3号)が、内田靖信君ほか1名から議員提出修正案(第4号)が、北本将幸君ほか1名から議員提出修正案(第5号)がそれぞれ提出されております。この場合、会議規則第77条

第1項の規定により、議員提出修正案を委員会修正案より先に採決することになっております。また、会議規則第77条第2項の規定により、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が議決の順序を決め、その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとることになっております。

したがって、初めに議員提出修正案5件について、議員提出修正案（第1号）、議員提出修正案（第2号）、議員提出修正案（第3号）、議員提出修正案（第5号）、議員提出修正案（第4号）の順にそれぞれ採決いたします。

次に、委員会修正案3件について、総務委員会修正案、文教厚生委員会修正案（第1号）、文教厚生委員会修正案（第2号）の順にそれぞれ採決いたします。

最後に、修正案のいずれかが可決ならば修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば原案について採決いたします。

初めにまず、議第13号に対する松本憲二君ほか1名から提出された議員提出修正案（第1号）新玉名駅駐車場整備事業に関する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する議員提出修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、議第13号に対する議員提出修正案（第1号）については、否決されました。

続いて、議第13号に対する、高村四郎君ほか2名から提出された議員提出修正案（第2号）市民会館建設事業に関する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する議員提出修正案（第2号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、議第13号に対する議員提出修正案（第2号）については、否決されました。

続いて、議第13号に対する、西川裕文君ほか1名から提出された議員提出修正案（第3号）、サッカー場建設事業に関連する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する議員提出修正案（第3号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する議員提出修

正案（第3号）については、可決いたしました。

続いて、議第13号に対する北本将幸君ほか1名から提出された議員提出修正案（第5号）、体育協会補助金に関連する歳入歳出予算の減額について、起立により採決いたします。

議第13号に対する議員提出修正案（第5号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する議員提出修正案（第5号）については、可決いたしました。

続いて、議第13号に対する内田靖信君ほか1名から提出された議員提出修正案（第4号）国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する議員提出修正案（第4号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する議員提出修正案（第4号）については、可決いたしました。

次に、議第13号に対する総務委員会修正案、旧庁舎跡地等活用基本設計業務委託に関連する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する総務委員会修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する総務委員会修正案については、可決いたしました。

次に、議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）、サッカー場建設事業に関連する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）については、可決いたしました。

次に、議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議第13号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第13号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします

ただいま修正議決されました議第13号平成28年度玉名市一般会計予算について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第27号 玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

議第30号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第37号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第22号 玉名市行政不服審査法施行条例の制定について

議第23号 玉名市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

議第24号 玉名市景観条例の制定について

議第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第26号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議第 3 1 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 2 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 8 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 9 号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 0 号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 4 1 号 玉名市水の守条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 1 6 件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案 1 6 件に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、条例議案 1 6 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 2 7 号玉名市地域自治区の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので起立により採決いたします。

議第 2 7 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第 2 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 3 0 号玉名市職員定数の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第30号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第30号については、原案のとおり決定いたしました。

議第36号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第36号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第36号については、原案のとおり決定いたしました。

議第37号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第37号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第37号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第42号 普通財産の無償貸付けについて

議第43号 普通財産の無償貸付けについて

議第44号 普通財産の無償貸付けについて

議第45号 普通財産の無償貸付けについて

議第46号 普通財産の無償貸付けについて

以上、議案5件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議案5件に対する各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議案5件については、いずれも

原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第1号 小中学校部活動における中体連主催以外の大会等への出場に伴う交通費等
に対する助成金を求める請願

以上、請願1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第1号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、請第1号については、採択することに決定いたしました。

次に、請願の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

請第2号 A Tワンペダル整備費補助金制度の復活を求める請願

総務委員長より、請第2号について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

請第2号については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、請第2号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第5号 旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情

以上、陳情1件については異議がありますので、あとに譲ります。

陳第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出に関する陳情

陳第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出に関する陳情

陳第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情4件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳情4件に対する委員長の報告は、いずれも採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、陳情4件については、いずれも採択することに決定いたしました。

陳第5号 旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択ですが、異議がありますので、起立により採決いたします。

陳第5号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、陳第5号については採択することに決定いたしました。

日程第3 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「委員長報告」を行いません。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会による中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋讓治君） お疲れのところ申しわけありませんが、あと1時間ちょっとおつき合ください。こんにちは。

去る2月12日に開催しました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

今回の特別委員会は、昨年12月定例会での委員改選後初めての審査のため、これまで8回開催された特別委員会の審査経過について、執行部から説明を受けたあと、その後の進捗状況の議事に移りました。

まず、公共施設適正配置計画に関する現在の現況について執行部から説明がありました。岱明支所利活用事業について、改修に必要な総事業費を1億1,500万円程度見込み、うち3階部分が3,400万円で、本市と有明広域行政事務組合でおのおの負担することになっている。平成29年1月の有明広域行政事務組合の供用開始までのスケジュールについては、本年1月からの5カ月間程度で設計を行ない、そのあと8カ月間で改修工事を終える予定。また、有明広域行政事務組合への貸し付け期間について、一契約期間を10年間とし、有償で貸し付けることとしている。有償での貸し付け対象施設は庁舎3階のほぼすべてと、屋外にある車庫に限定しており、それぞれの固定資産評

価額をもとに、物価の水準、経年劣化等の補正をかけ、最終的に6割を減免した金額を賃借料として毎年市に納付してもらう予定としている。改修事業は市が事業主体となり、全額を市が予算化し、執行することとなるが、費用については各構成市町のそれぞれの負担割合で賄うことになっている。

また、現在長洲町にある結婚サポートセンターも支所3階に移転する予定で、結婚サポートセンターや図書館については、土日に来庁する市民もいるので、来庁者の動線やセキュリティーについても万全を期した改修を行なう。

1階については農業委員会の移転等のため部分的な改修を行ない、従来どおり支所として活用し、2階の図書館については機能の充実を図り、支所2階に移転することで面積が2倍以上ふえ、子どもたちへの読み聞かせ専用スペースやインターネットを用いた学習スペースなどを充実させ、オープンで開放的な図書館にしたいと考えており、供用開始を平成29年4月の予定としている。

また、岱明支所改修の平成28年度当初予算として、支所庁舎改修工事設計委託料800万円、工事管理委託料340万円、工事請負費1億400万円を計上している。

なお、設計業務委託料については、平成27年12月議会で債務負担行為補正800万円の議決を受け、去る1月18日に6社を指名した指名競争入札を行ない、予定価格799万880円、落札額が消費税込みで496万8,000円、落札率が62.49%だった。契約期間は平成28年1月26日から5月末日までとし、既に業務の打ち合わせ等を開始している。設計完了後、すぐ改修工事に着手できるよう、5月に工事についての業者選定を行ない、進めていく方針でいる。

次に、天水支所周辺施設の集約化計画について、執行部から説明がありました。仮称天水市民センターとして現在の天水町公民館の場所に新築するもので、現保健センターに併設する形で天水支所と公民館の複合施設を設け、隣接して車庫兼倉庫を開設する予定。有効活用のため一部改修を行なう保健センターを含めた総床面積は2,291平方メートルで、鉄筋コンクリートづくりの平屋建てを計画している。また、複合施設の供用開始は平成30年4月を目指しており、建設位置に当たる現公民館と公民館・体育館の管理人棟を解体し、施設建設に移る。複合施設の供用開始後には、集約対象施設である支所、女性研修センターを解体することとしている。

なお、施設建設に際し、設計段階における利用団体からの要望の把握や供用開始までの施設利用の代替手段について、現在関係各課と検討中である。

また、天水支所周辺施設集約化事業の予算について、全体事業費を概算で6億6,414万7,000円と見込んでいる。主なものとして、集約後の複合施設建設費が5億1,594万円、公民館、支所、女性研修センター等、既存4施設の解体費が7,939万5,000円となる。平成28年度当初予算では8,660万9,000円を計上して

おり、主なものとして、複合施設建設と天水保健センター改修などの基本及び実施設計委託料4,000万円、先行して行なう解体の工事請負費として既存施設の天水町公民館及び管理人棟の解体工事費の4,530万円となっている。設計業務については本年4月ごろを、既存施設の解体については本年12月からを予定しているとの説明であった。

また、公共施設適正配置計画に係る校区説明会において、主な意見として、まず、岱明支所庁舎活用事業については、玉南中学校区での説明会において、特に意見や要望はなく、部屋の広さや概算事業費、財源等であった。また、天水支所周辺施設集約化事業については、天水中学校区での説明会において、防災行政無線のデジタル統合整備に伴い、天水地区に配備されている戸別受信機の取り扱いの質問があり、質問者から、山鹿市の事例に倣い、戸別受信機を廃止する場合、スマートフォン・携帯電話に音声などの災害情報が伝達されるシステムを採用してほしいとの要望があった、との紹介がありました。

執行部からの説明のあと、委員からの、この委員会は大変意味のある委員会と思っている。市長はトップセールスで留守のため控えていないが、これは通常の委員会と同様、内容を把握するため、トップの意向も聞かないといけない大事なことなので、今後は出席ができるような体制をお願いしたいとの要望に、執行部から、公共施設等建設特別委員会が2年前に設置されたときの議会事務局からの説明員の出席要求については、副市長、企画経営課、管理課、生涯学習課、その他関係職員という文書をもっていただいたとの答弁があり、委員からの要望について、委員全体に諮った結果、議会事務局から秘書課に対し、今の件を伝えるようにとの要望がありました。

次に、委員から、岱明支所設計委託の指名競争入札について、指名業者に玉名市の業者が入っていない理由、また選考はどこですのかとの質疑に、執行部から、岱明支所設計委託については、改修工事に占める電気設備の割合が多く、指名するときに一級建築士及び電気または機械設備の一級建築士を持った設計事務所の中から指名したものの答弁でした。

次に、委員から、岱明支所について、2階にはリングシャッターがあるが、有明広域行政事務組合が入る3階にはない。休日利用の際には大丈夫なのかとの質疑に、執行部から、1、2階に関しては防犯セキュリティーの面からリングシャッターを整備する予定だが、3階についても有明広域行政事務組合との間で同様のセキュリティー対策について話をした経緯がある。その中で、3階については、1、2階のように、オープンスペースではなく各部屋が施錠できることから、リングシャッターを整備する考えはないとの答弁でした。

次に、委員から、岱明支所の耐震補強はなされているのかとの質疑に、執行部から、

岱明支所庁舎に関しては、RC構造の新耐震基準で建てられており、耐震安全性は関係法令上何ら問題はないとの答弁があり、委員から、岱明支所庁舎が建って何年経過したかとの質疑に、執行部から、竣工は昭和61年12月1日で、約30年経過しているとの答弁、さらに委員から、じゃああと何年使うのかとの質疑に、執行部から、国が地方自治体に対し重点的に老朽化対策を求めており、建物寿命の延命化が基本となる。本市の場合、RC構造に関しては通常40年スパンでの建てかえだったが、中規模改修、大規模改修、長寿命化改修等を加えながら、60年、70年と建てかえの時期を延伸する考えとの答弁でした。

次に、委員から、仮称天水市民センター計画案について、大研修室の客席を計算すると、椅子が288席あり、仮に研修利用と図書室利用が重なると、女子トイレは不足しないか。もっと配置したほうがいいのでは。また天水支所の窓は開閉可能なのか、についての質疑に、執行部から、まず女子トイレの不足については、地元の区長との協議や地域協議会においても意見が出ていたが、今後基本設計及び実施設計をする中で、増設する方向で考えている。また、窓の開閉については、図書室の南側に五反池があり、そこを見渡せるような開放的で使いやすい施設にしたいと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、仮称天水市民センターの図書室について、地域の人が図書室を活用した、いろんな勉強スペースを組み込む考えはあるのかとの質疑に、執行部から、入り口近くに机を設ける計画なので、そこで勉強できると思っているとの答弁でした。

次に、委員から、天水支所周辺施設集約化事業で、五反池の整備を行なうものと思っ
てよいかとの質疑に、執行部から、全体事業費の中に五反池の整備費用も含まれている。図書室が五反池に面しており、池の周囲に転落防止柵を整備する予定。また、桜の木については、地元の皆さんと協議をしながら進めていくとの答弁がありました。協議当時、この周辺の公園整備をするという約束がありますので、それをやるという答弁もありました。

次に、市庁舎跡地活用に関することの現況について、執行部から説明がありました。まず、玉名市本庁舎跡地等の活用に関する答申書について、本庁舎跡地の活用の基本方針としては、「本庁舎跡地は新たなにぎわいを創出し、中心市街地の活性化に資することを念頭に、人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される、次の機能を備える施設の整備を図ること」となっている。主な機能としては、多世代交流機能として、市民や来訪者が世代を超えて多様な人と出会い触れ合うことができる魅力的な場所と、居住促進機能として文化や教育の向上、子育てに資する機能が提言されている。また、建物は財源的に効果が高い方法で早い時期に解体することや、駐車場・駐輪場の設置、交通機関に接続する施設・エリアの設置、統一感のある景観形成、くすのきを生かした公園の設置、文化セ

ンターの機能拡充（リニューアル）、周辺住民の安全性の確保（歩道・歩道帯の設置）等の提言が答申の内容となっている。

次に、旧庁舎西側の崖地について、旧庁舎と玉名第1保育所及び文化センター駐車場の間には高い崖地がある。この崖地については、昭和61年10月13日から南繁根木急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、駐車場の南西部分で、玉名第1保育所の下に当たる場所に、熊本県の看板が立っており、そこには、作業工事を行なう場合は知事の許可が必要と記載されている。土砂災害防止法では、土砂災害特別区域、土砂災害警戒区域と指定されており、整備を図る上で規制がかけられ、現況のままの整備となると建物の建設場所が限定され面積が大変狭くなるが、この崖地を擁壁工事することで規制を解除することが可能となる。解除方法は2つあり、1つは、上の玉名第1保育所の建物が建っている地面と下の庁舎の地面との高低差、現況の最大で8.5メートルを一律5メートル以内に抑える方法。2つ目は、この崖地の傾斜角度を30度以内にする方法、ただし、後者の方法では、傾斜を今より緩やかにしなければならず、玉名第1保育所側の面積を今の面積から半分程度削り落とす必要があり、使用できる面積が今より半分近く狭くなるため、現状では高低差5メートル以内に抑える方法での解除を考えている。

作業の流れとして、文化センター南側の駐車場を現況の7メートルから1メートル削って6メートルに、その残土を1メートル盛り土をし、これにより上と下との高低差を5メートル以内に抑えたあと、玉名第1保育所を新築する。次に、現玉名第1保育所を解体して更地にし、その後現況レベルの最大高低差8.7メートルを6メートルに落とすため、2.7メートル削り、こちらも5メートル以内に抑える。その後、崖地の擁壁工事を行ない、規制の解除が完了したあと、子育て支援施設や交流施設の建設及び文化センターの改修工事を行なう予定との説明でした。

次に、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想の中間報告について、市民や関係の皆さんより幅広く意見を聴取するため、9月から11月にかけて、実際の利用者や保育関係者などによる子ども施設グループ40名と支館長やサークル利用者などによる文化センターグループ21名に分かれたワークショップを3回ずつ開き、その後合同でのワークショップを3回開催している。

次に、平成28年度以降のスケジュールについて、主なものは、平成28年3月議会に、平成28年度当初予算として、基本設計や解体工事に係る費用を提案する予定。また玉名第1保育所の新築工事は平成30年度に行ない、移転後旧保育所を解体する予定。

また、子育て支援施設や交流広場の建設は、平成31年度から着手し、文化センターの改修も平成31年度の予定としている。この工程はあくまで現時点での予定であり、今後の設計や事業の進捗状況によっては、変更の可能性もあり得るとの説明でした。ま

た、公共施設等の建設に関する説明会においての主な意見として、まず、子育て支援施設の整備については、子育て支援を充実させるためには大変いいことであるという意見や、本庁舎跡地は民間資本による整備も考える必要があるのではないかという意見。また、子育て支援施設はどのような機能を備えた施設なのかの質問に対しては、地域支援及び利用者支援を充実させる機能を備えた施設を建設する予定と回答しているとの説明であった。

執行部から説明のあと、委員から、旧庁舎跡地の擁壁工事については、今回示された方法で進めるのかとの質疑に、執行部から、擁壁工事については、4つの工法を検討している。箱形擁壁で植栽ができるような工法や大型ブロックを積む工法、普通の間知ブロックを積む方法、コンクリート打ちの工法等が考えられるが、現時点では箱形擁壁で進める予定。しかしながら、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会において、植栽は無駄ではないかとの意見もあり、工法については基本設計あたりできちんと決定したいとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地に玉名第1保育所等を建設する条件のもと、計画が進んでいくのか。玉名市の一等地の市の核になるこの場所に保育園を持ってきて果たしているものかと考えている。まちづくりには50年ぐらいの計画が必要。跡地周辺一帯の13軒については、今回が話がかからないならもう駄目なのでは。現在の計画は旧庁舎跡地の敷地だけでの計画だと思われるが、この特別委員会でいろんな企画を出していかないと。この砂天神の踏切が改良されて道路が拡張されると、また渋滞が起ると地元の方は心配している。玉名第1保育所は夕方送迎のとき非常に混雑するのに、旧庁舎跡地に玉名第1保育所を持ってきてどうなのか。保育所利用者がどのような状況で利用している方が多いのか。地元から通っている人は少ないと思うが、そのあたりの調査は行なったのかとの質疑に、執行部から、この周辺の方々でつくられている市庁舎周辺開発推進協議会の中でも、砂天神の踏切が改良されて道路が拡張されると、セザキ酒屋の前の道路はもっと混むのでは。その混んだ道が、繁根木川右岸の狭い13軒ある道路に入ったときに交通量をどう考えているかという意見や、国道208号線までつながる繁根木川右岸の道路を拡張しても、ラーメン屋から玉名地域振興局まで行く玉名八女線、もう1つが玉名第1保育所に来る道路、文化センター西側の国道から入る道路等アクセスのいろんな問題については長期的に考える必要がある。これについては、今年度から行なっている玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会の中に、建設課、建設管理課等、いろんな部署が入って検討しており、今の計画では平成32年度までに完成するところでの計画だが、本庁舎跡地周辺地域の整備について、その期間でできる道路改良や危険性を回避できるような方法など、周辺一帯を含めた整備について、おおよその道筋は立てて玉名市本庁舎跡地等活用基本構想を策定したいと考えている。また、今回の事業の

中で、本庁舎跡地周辺の13軒については、今回は不可能と考えているが、将来的にマルシヨク跡地等を含めた中心市街地の整備計画の中ではうたっていく必要があるとの答弁でした。

次に、委員から、地元、隣接者の意見を集約して計画がなされているのか。市の考えだけで計画が進んでいるように感じる。上のほうの崖をなくす方策として、地上を高めたり低めたりすると、2.7メートル下がる地域の人たちの気持ちをどうとらえるか。果たして協力してもらえるか。ただ単に旧庁舎跡地だけを考えて開発計画をつくっているとしか思えない。隣接者からは「丁寧な話はない。私たちは、説明があって協力をお願いしますと話があるのならば買収なんなりとも応じるが、役所の中のみで計画が進んでいるように感じる」と聞いている。この13軒についてはもう少し通行面のことも考え、平成32年度までの合併特例債を生かして市民が安心して使えるような道路に整備する必要があると考えるがとの質疑に、執行部から、繁根木川右岸の道路が危険なことは承知している。かなり大規模な工事になるかと思うが、合併特例債期限までの5年間で、例えば電柱だけでも移転すれば、交通もいくらかは危険性がなくなるとも考えられるし、砂天神から駅前通りに入る道路など、課題はあり、道路整備は1つずつ解決していくしかないと感じている。また、廃屋になっている庁舎跡地についても、まず解体、そのあとは更地にしておくのかといった問題もあるが、第1段階の整備を行ない、周辺の計画は中心市街地の見直しとともに道路も含めて第2段階の計画をきちんと立てていくべきと考えているとの答弁でした。これに対し、委員から、市の考えも理解できるが、臨機応変に進めていくことも大事なのでは。現状から1メートル上げて、擁壁を打って、中心部の道路網の開発に当たり、またもとに戻って二重の経費がかかっていく。せっかく擁壁を1メートル打っても、あの距離だったら何百、何千万円の経費がかかる。道路整備と並行して旧庁舎跡地を計画していくならば、予算的に重複する作業はなくなるのでは。市にはそのような考えを持ってもらいたいとの質疑に、執行部から、本庁舎跡地の計画に関しては、新庁舎がどこかに移転するという時点で、いろんな団体から6案ほどの提案、要望があっていた。ただ、これだけ遅くなった理由として、それだけこの跡地が玉名市民にとって重要で悩ましい土地だからこそ結論が出なかったものと考えている。第1段階と第2段階と1つずつ片づけていくことと考えたときに、この計画が白紙になれば、マルシヨク跡地のように何年も延びるのではないかと危惧している。

また、合併特例債を利用できることは、合併した市町が受けられる最大の恩恵で、同じ事業をする上でこれを使わないことは市の不作為、努力不足とも思え、これを利用できる期間に利用して事業を成功させることが我々の責務と考えている。そのかわり、あと何年かでいろんな問題、課題があって、計画が決定できない事案もあるかと思うが、

その事案ごとに時間をかけるなり、仮に合併特例債が使えなくとも、合併特例債期限以降に事業をすることも検討する必要があると考えているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名第1保育所について、今までは上の八幡宮通りの狭い道の渋滞だったからまだよかったが、旧庁舎跡地に持ってくると、送迎の方が全部こちらに流れ込み、今まで以上に渋滞がひどくなり、歩行者等の危険もふえる計画に思える。さらに子育て支援施設が建てば、一番の危険地帯に送迎、渋滞、事故等いろんな問題の発生が懸念され、今より確実に悪くなると考える。安全性は考慮しているのかとの質疑に、執行部から、保育所送迎の際の混雑解消については国道・市道から出入りする方法と、上の駐車場に車をとめて徒歩での送迎も可能と考えているとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地周辺の13軒については、用地買収や移転をしないとますます後世に負担を残すと思えてならない。今回でどうにかしないと、1回開発を完了して、その先はまたではどうにもならず、何の開発の余地にもならない。旧庁舎跡地の上のほうに残る民間施設2軒についてもあわせた開発をしないか、砂天神の踏切を何のために拡張したのか、六田松木線から砂天神までスムーズに走れば、岱明方面からほとんどこちらに流れ、ますます交通渋滞がひどくなるのが懸念される。後世に負担を残さないためにも、計画を急がず、まちづくり交付金など利用できれば活用して買収するなどいろんな活用を考える必要があると思うがとの質疑に、執行部から、地域と一体化した開発計画を行なうべきとの意見も重々理解できる。ただ、今回については、庁舎跡地の活用でスタートしており、その中で考えられる範囲の現時点での原案としてつくり上げている。繁根木川右岸の13軒についても買収すべきとの意見もわかるし、西側の2軒もという内容もわかるが、現時点では、庁舎跡地の活用でスタートしているので、この計画を策定しているとの答弁でした。

次に、委員から、跡地利用に関してこれだけ問題があるならば、有明広域消防本部をここに持ってきたらどうか。そうすれば、解体費用等も有明広域消防本部から出るので、有明広域消防本部もこのままでは建てられないと言っているがとの質疑に、執行部から、その考えは初めて聞いたが、今のところその考えはないとの答弁。さらに委員から、玉東町長あたりからも玉名市役所跡地あたりはどうかと話が出ているが、そのようなことはないかとの質疑に、執行部から、有明広域消防本部の件についての回答はできないが、周辺商店街の皆さんの意向や周辺の移転したらどうかといった方々の意向など、跡地の整備についてはさまざまな意見があり、皆さんが満足するものがなかなかない。そのような中で、市としての跡地というものは玉名市全体としての財産として利活用すべきと考えており、周辺の方々だけの土地として利用することもいかなものかと感じているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会と、玉名市本庁舎跡地等活用基

本構想検討委員会に出席していたが、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会のメンバーは、広範囲の方々の人選があっていたが、ワークショップのほうは限定された人たちの話し合いだったとのことで、どうしても保育所ありきとを感じるがとの質疑に、執行部から、今回のワークショップについては、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想の中で、庁舎跡地に関しては、保育所とあわせて子育て支援施設を併設する。ここの開発に当たっては、文化センターの改修と切り離せないとの答申内容があったので、この2点に限り関係者の意見を聞くということで、文化センターの利用者を中心に、また保育所、子育て支援に関係のある方々を中心にワークショップを開き意見を聞いているとの答弁がありました。

またその他、委員から意見として、ここに玉名第1保育所を持ってくる計画だが、今は民営化の動きもあり、いずれは玉名第1保育所も民営化される可能性もあるのでは。もしそうなった場合、市として何も言えないのでは。玉名第1保育所をここに持ってきていいのか、検討の余地があると思うが。玉名市の核をつくるのに、5年、10年ではできない。しっかり検討しないととの意見や、今は合併特例債だけの活用で進んでおり、周辺の13軒や西側の2軒についても、砂天神の踏切拡張は何のためにしたのかということをきちんと考えて、ある程度長期的な構想計画をつくっていかないと、後々まで尾を引くのでまちづくり交付金もこの13軒の移転費用に使えるのか検討し、計画の再検討をお願いしたいという意見。また、仮に保育所等をつくったとして、市民が集える場所となるためには、繁根木川沿いの道路に歩道ぐらひはきちんとつくるべき。民間の土地の問題についてもきちんと検討するべきと考える。また、集える場所といいながら、駐車場と交流施設の移動が高さで分断されるように思える。このスケジュールどおりに進んだとして、保育所は平成30年の11月ごろ完成し、保育所の運営が開始されてから次の年には別の建設工事が始まるというのはいかがなものかとの意見。また、今回の計画案だと、合併特例債期限の平成32年度を前提とした考えとしか思えない。まちづくりをこのように簡単にするのはいかがなものか。もう少し検討してどのように進めるかを考えていくのが、この特別委員会なのでは。玉名市の核になるのはどこなのかよく考えて、保育所ができればおしまいになるのでは、このあたりをよろしくお願ひしたいという意見。またほかにも、先日、市の商店街連合会との協議に出席したが、そのときの皆さんの意見は、「玉名市本庁舎跡地等の活用に関する答申書の内容とは全然違う。」「答申書は大まかすぎて我々の思いは全然入っていない。」というものだった。市はワークショップ等も行なっているが、今利用している保育園、子ども施設関係者のみでもう少し周辺の商店街の皆さんとの協議も行なうべきではないかと感じた。旧庁舎跡地の開発は周辺商店街の皆さんにとっては死活問題なので、もっと意見交換、説明会等の場を設けるべきであるという意見。また、執行部として本当にこの計画がベストなの

かということと、我々が危惧している玉名市の計画のあり方、長期的な計画のない中で進んでいるとしか思えないなどの意見がありました。

次に、市民会館建設に関することの現況について、執行部から説明がありました。新しい市民会館は、新庁舎側、東側を向いて建ち、正面玄関が横断歩道を渡ったところになる。建物の正面部分は文化施設らしく曲線状とし、全面ガラスで2階までの吹き抜けなので、内側のロビー等は明るいイメージになる。建物の左側には大ホールが入り、建物北側の福祉センター及び合同庁舎側に圧迫感を与えないよう、大ホールを南側に寄せている。南側の大ホールについては、車椅子席と親子席を含めて826席で、現市民会館の814席と余り変わらないが、トイレの増設や両側からのスロープで入れるようにするなどバリアフリーはもちろん、椅子の前後左右幅も広くするなど、来客者側にとってより快適になる予定にする。大ホールの北側には、これまでなかった小ホールを設ける。小ホールはさまざまな用途に利用できるよう平土間とし、電動で壁際に収納できるよう、移動式の椅子198席と、椅子を並べて計300席が可能となり、大ホールほどの規模が必要のない催しや講演会などに利用されると想定している。駐車場に関して通常の文化施設は玄関側に駐車場がないことが多いが、本市の場合は平日昼間の利用者を考慮し、建物の西側と北側や東側についても可能な限り駐車場を確保したいと考えている。建物の西側には演者関係者の出入り口と道具類の搬入口を設け、これまで十分とは言えなかった舞台裏のスペースはかなり広くなる。楽屋や倉庫も広くするほか、荷さばきができるスペース、練習スタジオも2つ整備する予定。また、大ホールの2階部分について、ホールの後ろ部分が高くなり、2階になれば11席の親子室とトイレを設けることにしている。

次に、計画の概要について、敷地面積は約1万540平方メートル、延床面積は約4,500平方メートル、建設費は約30億円、完成予定は平成30年12月、席数は大ホール826席、小ホール300席、駐車台数は126台、駐車台数はこの敷地内の駐車台数で、市庁舎の駐車台数もあり、土日は北側の職員駐車場もあいており、土日や夜間の大ホールの利用に関しては、駐車場の共同利用ができることが新庁舎の周辺に建てるメリットと考えている。

次に、今後のスケジュールについて、平成28年度に実施設計、平成29年度、30年度で建設する予定で、完成が平成30年12月の予定となっている。なお、平成28年度当初予算に実施設計委託料7,042万6,000円を計上している。相応の規模があり、10カ月程度の期間が必要と見込み、早い時期に業者選定の準備を進め、契約したいと考えている。次に、建設場所が決定した経緯について、平成23年度に、玉名市民会館整備基本計画書を策定したが、合併特例債の延長に伴い、建設位置を未定と変更し、一旦停止状態となった。平成25年から再検討を始め、4カ所7案の候補地を現在

地付近、市民広場公園、新玉名駅前の3カ所に絞り込み、最終的には市民広場公園に決定し、平成26年8月に公共施設等建設特別委員会と全員協議会に報告している。

市民広場公園案がこの3案の中で飛び抜けてすぐれていたわけではなく、評価は現在地を南側のダスキン玉名のほうへ拡張する案とほぼ同様だったが、民地買収の必要が生じ、この点で地権者の同意が得られなかったことが南側へ拡張する案が選ばれなかった理由だった。これに対し、新玉名駅前については、単独で駐車場が必要なため、買収造成する用地が広くなり、長期間の文化財調査も見込まれ、金額やスケジュールの面で最も劣っていた。この2案の中で、市民広場公園であれば、用地買収の必要もなく、事業費が最も安くなり、調整池もいらぬといった建設までのハードルが最も低いこと。また、駐車場の共同利用ができるといったメリットがあるが、一方で既存の広場を潰してしまい空間がなくなってしまうというデメリットもあり、市民広場公園に建設することについて、これまでの議会や公共施設等建設特別委員会でも再考・再検討を望む意見が出ている。それらの意見に対する考え方として、用地買収をする場合の一般的な課題として、まず用地買収費用が必要になることや、市役所新庁舎の駐車場の奥にあるような調整池も必要となり、買収に要する期間があるので、完成時期が遅れてしまうこと。また、実施設計や建設工事費は国の補助金が対象で、建設位置が変われば、取り下げの必要が生じ、今後改めて採択される保証もないこと。次に、用地買収に必要な土地収用法上の事業認定が受けにくいことが挙げられる。この事業認定は、土地収用法なので強制収用権が得られるが、大きな目的は、租税特別措置法に規定のある譲渡所得税の特別控除が受けられる効果があること。これまで、横島町のゆとり一むや市役所新庁舎の用地の際にも事業認定を受けて進めた経緯があるが、非常に強い合理性や土地・建物ともに必要最小限であることが求められ、熊本県の審査も厳しく、基本設計で既に描いているレイアウトが大きく変更・縮小されてしまう可能性が非常に高くなり、土地についても買収したい面積が縮小されてしまうということもあり得る。以上のことから、再検討を望む意見が出ている中、市が保有している土地に建設すれば、設計に制限を受けることはなく、どちらが合理的かと言えば、それはもう明白であろうかと考えている。

次に、合併特例債の適用期限内での建設について、現在予定している事業費30億円の財源内訳で、社会資本整備総合交付金が国の補助金で満額交付の場合、8億4,000万円、これを引いた金額の95%が合併特例債になり、20億5,200万円。最後に残った1億800万円が一般財源となり、合併特例債はその償還年度に70%の交付税措置があるので、実質的な市の負担は30%で済む。これに対し、合併特例債の期限内に終わらないとこの交付税措置が受けられなくなるだけでなく、補助金が改めて受けられるかどうかの保証がなく、最悪、通常の地方債しか利用できない可能性が高くなる。市民会館は玉名市に1つしかない唯一無二の施設、この機会を逃すならば、実質的

な市民負担がこのように増すことが明らかなので、この合併特例債の適用期限内に建設を終わらせたいとの説明がありました。また市民会館建設に関する校区説明会においての主な意見として、「天水地区において福祉センター利用者の駐車場はどうなるのか。」

「利用者がふえるような運営等の対策をお願いしたい。」「音楽の都に恥じないような音響設備を整備してほしい。」「座席の幅は広くなるのか。」などの意見が出ております。

執行部からの説明のあと、委員から、事業認定を受けて建てかえをする考えはないのかとの質疑に、執行部から、事業認定については強制収容できるほどの強い権限があるので、必要最小限にするよう指導があっており、それぞれの部屋の必要性や広さについても縮小される可能性がある。また、熊本県との話の中でも、市民会館のような施設を事業認定で行なうのは大変と思うと聞いている。平成18年の法改正から熊本県内で事業認定を受けて建てた建物は山都町の庁舎と玉名市新庁舎の2件で、熊本県の担当者の話では、相談はあるがハードルが高く本申請まで至らないのが実情とも聞いており、事業認定を行なうことはほとんど無理と考えているとの答弁に対して、委員から、他市が事業認定してまで箱物をつくらないというのは利用者のことも相当考慮してあるのかなということ。金額は高くなっても利用者のいろんな意見を取りながら、箱物を建設することが一番だと考える。お金を使うべきところには投入し、利用者が満足するような箱物をつくるべきで、税金控除分についても市が負担すればいいのでは。また300席の小ホールは必要なのか、横島町にも立派な施設があるし、天水町にも建設されるので、このような施設を利用すればいいのではないか。建設場所についても、こんな狭い場所に建てる必要があるのか。また、駐車場については、現市民会館や市庁舎の駐車場を利用する場合は、道路を渡る必要が生じ、事故が起きないか心配している。市民会館の件で市長とも何度か話をする中で、市長から合併特例債期限の平成32年度までに建設したいが、現在地に建てかえることについては、現市民会館南側、東側の地権者の同意が得られなかったと聞いているが、そのような動きはなかったとも聞いている。これまでの動きはどうだったかとの質疑に、執行部から、建設場所について、最終3案に絞り込んだあと、現在地付近南側の用地交渉を何度も行なったが地権者からは、代替地が付近にあるならという条件提示や新庁舎にも土地を提供しており、先祖からの土地をこれ以上減らしたくないと、金銭面ではない理由で断られた経緯や、借地での交渉もしたが、借地にすると資産価値が上がり、相続などの問題もあることから断られている。また、東側の土地についての用地交渉は行っていない。理由として、事業認定や新庁舎のような調整池も必要になることや、事業認定は土地収用なので、相手が拒否しようが強制的に対価を払えば済むので、南側に行かずに東側に行く合理的理由がないことから、事業認定が通る可能性はないと考えている。また、税額控除の差額分を上乗せして負担することについては、市としてはできないとの答弁でした。

次に、委員から、800席のホールならつくらなくていいとの声もあり、改修にとどめれば建てかえるほどの費用はかからないと思うがとの質疑に、執行部から、平成23年の玉名市民会館建設検討委員会当時に、老朽化が激しく、耐震の対象にもなっていないので、早急な建設が望まれるとの意見が出ていた。そのときも耐震調査は行なっていなかったが、改修にしろ10億円近くの費用はかかり、長持ちさせるためにまた何十年か後には何十億円かの費用がかかると。また合併特例債を使用すれば、市の持ち出しは7億円ほどで済む計算になり、10億円かけて改修して何十年か後にはまた改修するかを考えたとき、合併特例債を使って新築したほうがいいとの考えで建てかえの方針に至ったと認識しているとの答弁でした。

次に、委員から、この計画の建設場所には反対だが、弓道場などを潰してそこに建てることはできないかとの質疑に、執行部から、既に検討を行なっている現在地での案、北側に広げる案や南側だけ広げる案、もしくは南北両方広げる案の4つがあったが、北側に広げる場合は、間の里道のつけかえが必要となり、その結果、土地の形状が変わり、開発行為の対象となり、調整池が必要となる。調整池の土地が必要となるととても無理との判断で、南側への買収案になったとの答弁でした。次に、委員から、里道ではなく、仮に水路がある場合のつけかえはどうなるのかとの質疑に、執行部から、土地の形状を変更するのであれば、里道よりも水路のほうが形状も大きく変わり、断言はできないが、恐らく開発行為の申請が必要となると考えるとの答弁に対し、委員から、やろうと思えば何でもできるのでは。ただ時間がかかるので、合併特例債期限までにつくりたいとしか受け取れない。できないことはないが、時間が間に合わないということかとの質疑に、執行部から、できないわけではなく、調整池をつくる必要があり無駄になるため候補から落としたとの答弁でした。また委員から、調整池についての面積と概算での金額をじかに特別委員会で示してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、300席の小ホールについて、講演会とか子どものピアノ発表会等々では非常に使いやすいと思うが、天水町にできる施設や横島町の公民館にも大ホールがある。仮に800席のみで考えた場合、現市民会館と座席数は余り変わらず、現市民会館の観客席は緩やかになっている。よその市民会館を見ると、前の人の頭が邪魔にならぬよう段差がついており、そうすることで形状が上に上がるため、面積が縮小されるのでは。300席の小ホールの必要性には疑問があり、大ホールのみだったら、現市民会館の場所に建設できないんですかとの質疑に、執行部から、300席の小ホールについては、別につくれば、別にあるからいらぬのではという意見は以前の特別委員会でも出ていた。800席と300席を一緒につくることは、平成23年に計画を立てた時点で市民の皆さんに検討してもらい、ぜひ一緒にあったほうがいいと意見が出ており、これが別々になると意味がないと考えている。800席と300席を併設すること

で、いろんな会議などで使用するのに非常に便利で使いやすいので、併設で考えているとの答弁に対し、委員から、併設で考えるなら、公共施設適正配置を検討する中で考え方を柔軟に考えていかないと。また、合併特例債も30%は市の負担になることや、他市に研修に行くと市庁舎の近隣に緑があるが、本市の新庁舎前の駐車場にも緑がなく、市歴史博物館には緑地帯があるが、その隣に市民会館が建つと非常に狭く感じ、大俵祭り、玉名ハーフマラソン等のときにも、応援スペースが狭くなるので、その点を考慮すれば、300席のホールについては現市民会館事務所の会議室を活用でき、大ホールのみであれば、現市民会館の場所に対応できると思うがとの質疑に、執行部から、現市民会館の会議室等で一番大きな会議室が最大180人、180人の上が800席しかなく、800人が不要なときは前半分を仕切って使っている状況もあるので、300席程度が欲しいという意見が出ており、平成23年の玉名市民会館整備基本計画では、小ホールは300席とし、大ホールでの公演のための稽古や展示空間、さまざまな舞台、客席スタイルに対応できるよう計画するといった内容となっているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市民会館建設検討委員会については、第2回検討委員会から傍聴したが、市民の声というより検討委員会の声と感じた。800席になったのもいろんな調査を行ない、玉名の人口なら800席ぐらいが一番妥当との結論が出ていた。小ホール300席についても検討委員会の中で使いやすいからとの理由で決定されており、ワークショップ等で広く市民の声が反映されたものではないと傍聴した範囲での感想。

また、調整池については、新玉名駅は地下に埋めてある。新庁舎については地下に埋める計画があったが、金額面の理由で南側を掘って調整池をつくってある。調整池は水がたまれば問題ないのではとの質疑に、執行部から、調整池はオープンにすれば用途がないかわりに費用はいらない。上を使えるようにするには地下に埋設する必要があるが、新玉名駅は一部が地下埋設となっている。地下埋設をすると、本市の場合は2億円前後かかると思われる。あとの管理も必要になる。このようなことも含めて、新庁舎の調整池はオープンにしている。また、小ホールについては、玉名市民会館建設検討委員会と並行して利用者アンケートが実施しており、アンケートの中で、今は小ホールがないが、今後は必要と思われるかの質問に対し、いらないの回答が15%ほど、あるほうがいいの回答が65%ほどの結果で意見が反映されているとの答弁でした。

その他、委員からの意見として、基本設計の予算は議会も認めたが、その時点では建設場所は決定しておらず、建設場所の決定については、市役所内部のみで、外部に対して検討委員会等は何もつくらなかったと記憶している。目の前のできることのみ粛々と進め、長期的な市の発展、50年、100年の計はないことが玉名市の問題と感じる。執行部にはいろんな意見が出たことを頭に入れてもらいたいとの意見や、当初建てかえの計画とのことで、修繕で対応できないか。熊本県内の中で修繕の実績がある天草市に

見に行ったが、そこでは修繕よりも建てかえがいいとの意見も聞いている。計画の建設場所に反対する意見が多いのであれば再検討する必要がある、現在地を取り壊してでも800席のみのホールをつくり、小ホール300席分は周りの施設の活用法を考えるべきという意見、また平成28年度当初予算で実施設計が計上されるが、前回の特別委員会において、平成28年度予算でそのような処理を行なうことに対して、大方の合意も取れていないのに、計画を進めることに問題があるなどの意見がありました。

次に、サッカー場建設に関することの現況について、執行部から説明がありました。サッカー競技の背景について、サッカーは世界各国において多くの競技者やファンがおり、日本代表チームはワールドカップに近年連続で出場している。各国においても、サッカーに対する関心が高い中、玉名市では子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、競技人口は数あるスポーツの中でもトップクラスである。今までも公的なサッカー施設の建設について、市民の強い要望があっており、玉名市が県下でサッカー場の公共施設を保有していない唯一の市であることを踏まえ、市長の公約に基づく計画である「輝け玉名「戦略21」」の中に市民サッカー場の新設が位置づけられ、この計画に基づき玉名市サッカー場建設検討委員会の建議がなされている。

次に、基本方針について、「競技人口も多く、サッカー協会の活動も活発化しており、競技スポーツの振興のため地域で取り組む活動をさらに盛り上げ、市民主体的参加による運営・管理を育む施設として位置づけるもの。」「幅広い利用者層を確保するため、軽スポーツ等の複合利用に対応できる施設として整備するもの。」「市町村レベルの公式試合が開催できるサッカーフィールドを整備し、附帯施設については、必要最小限を確保するもの。」などの基本方針としている。

次に、建設候補地について、玉名市サッカー場の建設工事は、施設の規模、市民から見た交通アクセス、公共施設設置適正化に伴う施設の集約化及び複合化による既存スポーツ施設との連携等から検討した結果、桃田運動公園正面進入道路南側とするもの。

次に、玉名市サッカー場の機能・規模について、サッカー大会等の開催運営を考慮し、メイングラウンドとサブグラウンドの計2面を整備するもの。メイングラウンドを人工芝、サブグラウンドを土舗装とすると建議書ではなっているが、執行部で修正を加え、サブグラウンドについても人工芝で整備するもの。夜間利用も考え、利用も考慮し、メイングラウンドにナイター設備を設置する。これもいろんな意見も考慮し、サブグラウンドにもナイター設備を整備するもの。この2点の項目を変更している。また、多機能施設として、フットサル、ラグビー、グラウンドゴルフ等に対応できる整備を図るものなどとなっている。

次に、維持管理の内容について、建設後の施設管理運営の状況次第では、附帯施設等の整備を図るよう求めるもの。次に、400メートルトラック8コースの陸上競技場整

備について、玉名市サッカー場建設検討委員会でも議論されたが、多くの課題が出てきたため、サッカー場専用グラウンド2面の整備に建議の内容が変更されている。

次に、施設の概要について、広さがメイングラウンドで86メートル掛ける120メートル、サブグラウンドで86メートル掛ける105メートル、フィールド種別がメイングラウンドで人工芝、サブグラウンドがクレイ舗装から人工芝に変更。他の競技種目として、メイングラウンドは、あわせてラグビーもできるグラウンドになっているが、サブグラウンドについては、面積の関係でラグビーはできなくなっている。附帯設備については、人工芝になると夏場はかなり暑くなるので、ミスト式で霧状の散水設備を設置する予定。また、排水設備、照明設備、防球フェンスについてはピッチの四方を高目のフェンスで覆うといった整備をする予定。駐車場については、玉名市サッカー場建設検討委員会での検討結果により、玉名市における最も参加人数の多い約1,000人規模の大会を想定し、250台以上の普通車、大型車の駐車台数を確保することとしている。また、器具庫、更衣室、トイレ、避難所を備えた計100平方メートル程度の建物及び200平方メートル程度の建物2カ所も整備する。

概算事業費は、建議書では10億6,700万円だったが、今回変更をかけたため12億6,700万円で進めたいと考えている。

また、サッカー場建設に関する校区説明会においての主な意見として、天水中学校区においては、福祉施策に財源を回したほうがいい。ラグビーにも対応できる施設にしてほしい。サッカー場の2面の必要性などの意見があり、サッカー場の2面の必要性については、大会開催時のスムーズな運営が可能で、2面が隣同士だとスムーズに移動でき、試合数をより消化できるといったメリットもある。新規の大会誘致にもつながるものと考えていると回答している。

次に、玉名中学校区においては、更衣室は十分なものかとの質問について、すべてのチームが同時に更衣室を使うのは無理なので、必要最小限度の整備を行なうと回答したとの説明でした。その他、観戦スタンドは必要と思うとの意見があったとの紹介がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、建設計画の場所については、田んぼもぬかるところで、余りいい場所ではないと思っている。果たしてこんな盛り土して大丈夫なのか。サッカー場建設については協力するが、このような場所で安全性が保てるのかとの質疑に、執行部から、この整備については建物ではなく、グラウンドなので十分な整備ができると考えているとの答弁に対し、委員から、安全面から、この場所に建設することについては賛同できない。もう少し上のほうに持っていけないか。また、もとの計画では1面だったのでとの質疑に、執行部から、あくまでも玉名市サッカー場建設基本構想案ということで、平成28年度当初予算で基本設計を提案する予定だが、基本設計

の中でこれらの課題を考慮したいと考えている。例えば、段差の5メートルが余りに高すぎるのであればどうにか縮めるような高さの調整をしていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、これだけの盛り土をして最大16メートル高いところからサブグラウンドに全部水が来る。それと道路からも水が来るので、梅雨時期にグラウンドがもつわけがない。これはスポーツどころではなく、こんなグラウンドは絶対つくるべきではない。排水対策はどう考えているかとの質疑に、執行部から、サッカー場に関しての排水対策として、調整池が必要と考えており、メイングラウンドの地下に調整池をつくる計画を立てているとの答弁に対し、委員から、メイングラウンドの地下に調整池をつくることだが、山の表面水をどのようにするのか。また道路から5メートル上がることで、障がい者用のスロープの勾配はどれぐらいになるのか。水が集まってくる上に、スロープもあり、段差もあってと。また、防球フェンスはどれぐらいの高さを考えているかとの質疑に、執行部から防球フェンスの高さについては、10メートルから14メートルを考えているとの答弁。さらに委員から、上から来る表面積とスロープについて検討し、これで大丈夫という案を示してもらわないと、このままでは梅雨時期などは大変なことになりはしないかとの質疑に、執行部から、指摘を受けた点については、基本設計で検討していく。グラウンドなので人工芝であってもある程度浸透するような仕上げになると想定しているが、全体的に、浸透した水をどのように処理するのかは、今後検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市サッカー場建設検討委員会の中では、金栗広場を400メートルトラックにとの話だった。400メートルトラックの中にサッカーグラウンドが1面取れると思うが、今の300メートルトラックを潰して400メートルトラックを新設した場合の費用の試算はしているかとの質疑に、執行部から、全天候型フィールドの8レーンでの概算事業費は約17億円との答弁、また委員から、今の金栗広場に人工芝を張る費用は1億5,000万円ほどしかかからない。合併特例債期限の平成32年度までに急ピッチで埋め立てて建設することについては、秀岳館高校では、建設を急いだが影響して、グラウンドの隅、約8分の1が地盤沈下し、サッカーの試合ができなくなった事例もある。また、嘉島町が400メートルトラックの中に人工芝のサッカーグラウンドも整備しているが、17億円もかかっていないと聞いている。もっと検討し、上と下に1面ずつ建設し、2面取れて、400メートルトラックまでつくれば、恐らく20億円ほどで済み、概算事業費と比較しても7億円ほどの上乗せで済むので、もっと協議したほうがいいとの意見がありました。

次に、委員から、サッカー場を建設するに当たり、いかに活用していくかが一番大事かと。学校部活動の先生や代表の方々に使用頻度、どれほどの練習試合等が組めるかなどの協議をしたのかとの質疑に、執行部から、すべての指導者にヒアリングを行なって

いるわけではないが、一部の中学校、高校の指導者やサッカー協会の役員の方にヒアリングをしているとの答弁でした。

その他、委員から意見として、サッカー場の調整池はグラウンドの下に埋設することだが、中途半端ではなく、きちんとした施設をつくらないと、競技中などにも不安が残る。もっと検討の必要があるとの意見や、サッカー人口が一番多いのが高校、中学校、小学校で、大人の方々は体力がもたないことから、通常のサッカーではなくフットサルのほうが多い。できれば早目に意見交換の場を設けるのがいいと思うなどの意見がありました。

以上の4つの調査項目に対する質疑応答のあと、最後に今後の調査事項の進捗状況等について、引き続き調査・慎重審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それと、雑談の中ではありますが、副市長より、この特別委員会には何らかの決定をする権限は何もないという言葉がありました。市長を初め執行部にこういった考えがあるのであるならばとんでもないことだと思っております。この特別委員会は、玉名市を何とか活性化しようとの強い気持ちから立ち上げられた委員会であります。特に、田畑議員あたりはもうずっと前からこのことについて言及されておまして、この設置には努力されております。単なる報告のための委員会ではないんです。委員会での意見は参考にされ、各事業に十分取り入れられるべきであると考えます。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

御静聴ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

総務委員長から、総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から、産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり、各委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 7時00分 休憩

午後 7時50分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第4 意見書案上程

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

意見書案第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について

意見書案第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出について

意見書案第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

日程第5 意見書案審議

日程第6 市長提出追加議案上程

議第47号 工事請負契約の締結について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 決議案上程

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議について

日程第9 提案理由の説明

日程第10 議案の委員会付託

日程第11 委員長報告

日程第12 質疑・討論・採決

以上、日程表のとおり日程を追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第4 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程します。

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

意見書案第2号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について

意見書案第3号 介護報酬再改定を求める意見書の提出について

意見書案第4号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について

以上、意見書案4件を一括審議いたします。お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

まず、ただいま議題となっております意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行います。

日程第5 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「意見書案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これにより、質疑に入ります。

意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） なしと認めます。

これより討論に入ります。意見書案第1号から意見書案第4号までの意見書案4件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第2号介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第3号介護報酬再改定を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第3号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第4号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第4号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 市長提出追加議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出の追加議案を上程いたします。

議第47号 工事請負契約の締結について

以上、議案1件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議第47号について、提案理由の説明を求めます。

副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） 追加提案いたしました議第47号の提案理由について御説明申し上げます。追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第47号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、大浜地区にございます玉名漁港の港内に堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうものでございます。

契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市大浜町2163番地4、株式会社マルコ建設が1億7,400万円で落札いたしました。現在、同社と税込み1億8,792万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に本契約の締結をするものでございます。

以上、追加議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第8 決議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議について

以上、決議案1件を議題とします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第9 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 皆さん、大変お疲れさまです。

決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議について。

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年3月25日提出、玉名市議会議員、宮田知美、同じく内田靖信、同じく田畑久吉、同じく田中英雄。

玉名市議会議長、永野忠弘殿。

提案理由。小学校は地域社会の中において、委員や行政施設同様に地域になくてはならない重要な地域施設である。玉名市教育委員会が進めている学校規模配置適正化基本計画は、各地域の在校生100人以上いる小学校も計画的に統廃合し、地域で子どもを育てることができなくなる計画である。このことは、地域において子育て世代がいなくなり若者の離村に拍車をかけていることになる。地域の活性化及び将来は望めない。よって、議員の決議として計画の廃止を求めるべく提案するものである。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第10 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第47号工事請負契約の締結についての市長提出議案1件、決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議についての決議案1件、以上の議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第47号 工事請負契約の締結について

文教厚生委員会

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議について

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 8時04分 休憩

午後 9時35分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第11、「委員長報告」を行ないます。

これより、各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第47号工事請負契約の締結についての市長提出議案1件、決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議についての決議案1件、以上の議案を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員会の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議第47号工事請負契約の締結についてであります。執行部から玉名漁港大浜港の港内1万9,000平方メートルの水深を確保するため、堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうもので、契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札により、去る3月16日に入札を実施、入札の結果玉名市大浜2163番地4、株式会社マルコ建設が1億7,400万円で落札。現在同社と、税込み1億8,792万円で仮契約中で、本議会で承認いただき、本契約の締結をするものと説明がありました。

委員から、しゅんせつした廃土はどこに持っていくかとの質疑に、執行部から、船で河内の塩屋漁港の県の埋立地に運ぶとの答弁でした。委員から初めてしゅんせつする場所かとの質疑に、執行部から、単費で何回かしゅんせつを行なったとの答弁でした。委員から、契約の経緯をとの質疑に、執行部から、国の平成27年度の経済対策で、補正予算がついたので行なうものとの答弁でした。また、委員から、市全体の補助申請か、大浜港のしゅんせつを目的に申請したのかとの質疑に、執行部から、大浜港のしゅんせつを申請したものですとの答弁でした。委員から、滑石港のしゅんせつをしたときの残はとの質疑に、執行部から、市に5つの港があり、順次保全計画を立てた中において、

滑石港の入札残は、旧大浜港のしゅんせつを行ない、またその残は保全計画業務委託費に充てたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案のとおり全員異議なく許可すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 文教厚生委員会に付託されました決議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議についてであります。

提案理由として、市教育委員会が進めている学校規模・配置適正化基本計画は、各地域の在校生100人以上いる小学校も計画的に統廃合し、地域で子どもを育てることができなくなる計画である。また地域において子育て世代がいなくなり、若者の離村に拍車をかけることになる。よって、議員の決議として、計画の廃止を求めるべく提案するもの。

事務局からの説明のあと、委員から、現在の天水中学校区の小中一貫教育はどのように進んでいるかとの質疑に、執行部から、天水中学校区については、これまでそれぞれの小学校で、地域の方々や保護者の方々に1回ずつ実施している。玉水中学校区では、4行政区での説明会、小天小学校及び小天東小学校区では就学前の子どもの保護者を含めた保護者との意見交換会を行なったとの答弁に対し、委員から、天水町には3小学校区あり、玉水小学校区では、小中一貫の推進に反対する、いわゆる玉水小学校区の存続に関する請願運動も起こっており、いずれ玉名市議会にも提出されると思うが、その他の校区の反応を執行部はどう受けとめたかとの質疑に、執行部から、3小学校区ともいろんな意見が出ている。小天小学校区では、地域の核となる小学校がなくなることに對しての不安の意見が出ている。小天東小学校区でも同様の意見が出たが、その後就学前の子どもの保護者を含めた保護者との意見交換会を行なったが、統合の必要性にも認識をしながらも、寂しいという意見を初め、いろんな意見が出ているので、教育委員会としては理解が深まるような意見交換会を実施していくとの答弁でした。

また、委員から玉陵中学校区では、用地買収は終了し建設の予算も上がっており、着々と進んでいる。玉陵中学校区の統合の議決のときもまだ納得していない方が多数いたため、我々地元議員は、この再編について反対した。今もって反対する方もいる中で、玉陵中学校区は進んでいるという、こういう状況の中で、基本計画の廃止を求めるという、このことに對し、地元の議員としては反対するとの意見や、玉陵中学校区を一

部の反対がありながら進めた経緯からして、今の時期でのこの提案は、玉陵中学校区に対して失礼なのではないかなどの反対意見がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、決議案第1号については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第12 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第12、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

まず、議第47号 工事請負契約の締結について

以上、議案1件について採決をいたします。

ただいま採決に付しております議第47号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議第47号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、決議案の採決に入ります。

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化（学校再編）基本計画の廃止を求める決議について。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております決議案第1号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、決議案第1号については否決さ

れました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本会議を閉じ、平成28年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 9時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 徳 村 登志郎

玉名市議会議員 城 戸 淳

玉 名 市 議 会 会 議 録
平 成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

発行人 玉 名 市 議 会 議 長 永 野 忠 弘

編集人 玉 名 市 議 会 事 務 局 長 吉 川 義 臣

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (0 9 6) 3 7 2 - 1 0 1 0

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊 本 県 玉 名 市 岩 崎 163

電 話 (0 9 6 8) 7 5 - 1 1 5 5